

## 茅野市地域防災計画平成 25 年度修正（案）の概要

### 1 背景

東日本大震災や県内で発生した災害の教訓を生かし、今後の防災・減災対策を充実・強化するため、次の計画の見直しに従い修正を行います。

- (1) 災害対策基本法の改正（平成 25 年 6 月）
- (2) 防災基本計画の修正（平成 26 年 1 月）
- (3) 長野県地域防災計画の修正（平成 26 年 3 月）

### 2 主な修正内容

#### 【修正のポイント】

- ① 災害対策基本法などの国における東日本大震災の教訓を踏まえた防災制度見直しの反映
- ② 平成 25 年 8 月からの特別警報の運用開始に伴う、連絡・活動体制の強化の反映
- ③ 災害対応の教訓などを踏まえ、毎年度、見直しされる県地域防災計画の反映

#### (1) 災害対策基本法改正内容等の反映

- ア 避難行動要支援者名簿の作成・活用による高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の適切な避難誘導、安否確認の実施体制の整備（風水編 2 章 8 節、新旧対照表 P. 52～62）
- イ 指定緊急避難場所の指定による緊急時における市民等の安全確保、指定避難所の指定による被災者が一定期間滞在する避難所の環境整備（風水編 2 章 11 節、新旧対照表 P. 67～76）

#### (2) 特別警報運用開始に伴う体制強化の反映

- ア 市民の安全確保を第一とした、特別警報発表時における市民への確実な連絡体制の確保（風水編 3 章 1 節、新旧対照表 P. 144～158）
- イ 特別警報発表時の活動体制を警戒配備へ追加（風水編 3 章 3 節、新旧対照表 P. 171～177）

#### (3) 県地域防災計画等を反映した、独自の防災体制整備

- ア 備蓄食料等の調達した食料を市民に供給する体制を整備するとともに、市民が発災直後から概ね 3 日間を自ら備蓄するよう周知（風水編 2 章 13 節、新旧対照表 P. 80～83）
- イ 自主防災組織リーダーの育成と自主防災組織の活動を重点化（風水編 2 章 35 節、新旧対照表 P. 130～136）
- ウ 市防災行政無線、携帯端末等のあらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化（風水編 3 章 12 節、新旧対照表 P. 221～233）

○平成25年度 茅野市地域防災計画修正一覧(防災会議委員からの意見聴取に伴う2次修正)

章	項目	風水害 対策編	震災 対策編	新旧対照 表ページ	主な修正・追記項目(新)	主な修正・追記項目(旧)
<b>第2章 災害予防計画</b>						
	風水害に強いまちづくり	第1節		16-20	削除	1.2の(2)実施計画の中、イ【県が実施する計画】(全部局)
	広域相互応援計画	第5節	第4節	35	◆茅野市が相互応援協定している内容に追加、 ・諏訪地域災害時の医療救護応援活動に関する協定、6市町村と3医師会、H26.3.20 ・災害時におけるLPガスに係る協力に関する協定、長野LP協会諏訪支部、H26.3.26 ・臨時災害放送局の開設及び運用に関する協定、諏訪広域連合とエルシーブイ㈱、H25.8.21	
	消防・水防活動計画	第7節	第6節	50	語尾に追記 (キ) 住民への立退きの指示 並びに勧告及び助言体制の整備	イ【県が実施する計画】(建設部)の中、 (キ) 住民への立退きの指示
	緊急輸送計画	第9節	第8節	64	拠点ヘリポートは県が広域指定しているため、表現を変更 「物資輸送拠点及び災害対策用ヘリポート」	「物資輸送拠点及び拠点ヘリポート」
	避難収容活動計画	第11節	第10節	69-74	削除	イ【県が実施する計画】
	食料品等の備蓄・調達計画	第13節	第12節	80	語句追加 (7) 平成12、13年度に実施した県地震対策基礎調査の結果や、外部からの支援が届く時期の想定、市の地域実状等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者等へ供給するため、調理を要しないか、または調理が容易な食品を中心に、 <u>管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下</u> 、非常用食料(現物備蓄)の必要量を備蓄するとともに、必要に応じて更新する。 これに基づき、市では、人口の5%の2食分程度を目安として、乾パン、ビスケット、レトルト食品等を備蓄し、必要に応じて更新する。	(7) 平成12、13年度に実施した県地震対策基礎調査の結果や、外部からの支援が届く時期の想定、市の地域実状等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者等へ供給するため、調理を要しないか、または調理が容易な食品を中心に非常用食料(現物備蓄)の必要量を備蓄するとともに、必要に応じて更新する。 これに基づき、市では、人口の5%の2食分程度を目安として、乾パン、ビスケット、レトルト食品等を備蓄し、必要に応じて更新する。
	通信・放送施設災害予防計画	第21節	第20節	101	全部改訂 キ【エルシーブイ㈱が実施する計画】 放送施設が被災した場合は、状況を把握し放送継続のための対応を含めた放送体制を確保し、早急な復旧を図る。 (7)コミュニティFM対策 a 演奏所が被災した場合 予備機器等を使用し、放送の復旧を図る。完全に機能を失った場合は、使用可能な機器により、親局から直接放送を行う。 b 親局、中継局ともに被災した場合 状況を確認し、親局の復旧を優先し対応する。 c 中継回線が被災した場合 本社と親局間については、無線による伝送を行い、放送を確保する。 (4)ケーブルテレビ対策 a 演奏所が被災した場合 中継車とヘッドエンドを直接結び、送出する。 b ヘッドエンドが被災した場合 予備機器等を使用し、放送の確保に努める。 c 伝送路が被災した場合 状況を確認し、復旧作業を行う。	7) 定期的な点検、補修作業を行う。 (4) 自主放送のための体制整備
	災害広報計画	第23節	第22節	108-109	削除	イ【県が実施する計画】(危機管理部、総務部)
	河川施設等災害予防計画	第28節	第27節	118	全文改訂 ウ【浸水想定区域内の地下街、要配慮者利用施設及び大規模工場等の管理者等が実施する計画】 (7) 浸水想定区域内にある地下街等の所有者又は管理者は、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成するとともに、避難体制等の確立を図るものとする。 (4) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図るものとする。 (4) 浸水想定区域内の大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。	ウ【浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等の管理者等が実施する計画】 (7) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図るものとする。 (4) 浸水想定区域内の大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。
	災害対策基金等積立及び運用計画	第38節	第38節	141	削除	1 県において支弁する災害救助関係費用の財源に充てるため、災害救助基金の積立を行うものとする。
<b>第3章 災害応急対策計画</b>						
	非常参集職員の活動	第3節	第2節	178	市機構図の変更	<茅野市災害対策本部組織図>
	自衛隊の災害派遣	第6節	第5節	197	系統図の差替え	(4) 派遣要請系統 自衛隊災害派遣要請の系統は、次表のとおりである。
	避難収容及び情報提供活動	第12節	第11節	229-231	削除	4 避難所の開設・運営及び 6 住宅の確保 イ【県が実施する対策】
<b>その他災害対策編</b>						
	雪害対策編 第1章 災害予防計画 第1節 雪害に強いまちづくり			383	2月豪雪災害の追加 平成26年2月 8日45cm 2月15日 57cm ・2月15日茅野市雪害対策本部設置 ・交通関係、R20に滞留車両約400台(金沢、宮川地区に避難所開設)(福祉バスピーナちゃん、路線バス・JR線全面運休、中央自動車道の通行止め) ・農業被害が甚大(約7億円)	※ 参考、過去に発生した大雪の状況

平成25年度 茅野市地域防災計画修正一覧

章	項目	風水害 対策編	震災 対策編	新旧対照 表ページ	主な修正・追記項目
<b>第1章 総則</b>					
	防災の基本理念及び施策の概要	第2節	第2節	6	防災基本計画修正の反映
	防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	第3節	第3節	9	指定公共機関の追加
<b>第2章 災害予防計画</b>					
	風水害に強いまちづくり	第1節		15	防災基本計画修正の反映
	地震に強いまちづくり		第1節	310	防災基本計画修正の反映
	災害発生直前対策	第2節		23	県地域防災計画の反映
	情報の収集・連絡体制計画	第3節	第2節	25	防災基本計画修正の反映
	広域相互応援計画	第5節	第4節	32	防災基本計画修正の反映
	救助・救急・医療計画	第6節	第5節	38	県地域防災計画の反映
	消防・水防活動計画	第7節	第6節	45	水防法改正内容の反映
	要配慮者支援計画	第8節	第7節	52	災害対策基本法改正内容の反映
	緊急輸送計画	第9節	第8節	63	防災基本計画修正の反映
	避難収容活動計画	第11節	第10節	67	災害対策基本法改正内容の反映
	孤立防止対策	第12節	第11節	77	県地域防災計画の反映
	食料品等の備蓄・調達計画	第13節	第12節	81	県地域防災計画の反映
	生活必需品の備蓄・調達計画	第15節	第14節	84	県地域防災計画の反映
	危険物施設等災害予防計画	第16節	第15節	87	県地域防災計画の反映
	都市ガス施設災害予防計画	第18節	第17節	95	県地域防災計画の反映
	下水道施設災害予防計画	第20節	第19節	98	県地域防災計画の反映
	通信・放送施設災害予防計画	第21節	第20節	101	関係機関の追加
	災害広報計画	第23節	第22節	107	県地域防災計画の反映
	土砂災害等の災害予防計画	第24節	第23節	111	災害対策基本法改正内容の反映
	河川施設等災害予防計画	第28節	第27節	117	水防法改正内容の反映
	防災知識普及計画	第32節	第32節	119	県地域防災計画の反映
	防災訓練計画	第33節	第33節	124	水防法改正内容の反映
	災害復旧・復興への備え	第34節	第34節	128	災害対策基本法改正内容の反映
	自主防災組織等の育成に関する計画	第35節	第35節	130	消防庁自主防災組織の手引き内容の反映
	企業防災に関する計画	第36節	第36節	137	災害対策基本法改正内容の反映
	ボランティア活動の環境整備	第37節	第37節	139	県地域防災計画の反映
	災害対策基金等積立及び運用計画	第38節	第38節	141	災害救助法改正内容の反映
	風水害対策に関する調査研究及び観測	第39節		142	県地域防災計画の反映
	震災対策に関する調査研究及び観測		第39節	322	県地域防災計画の反映
	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	第41節	第41節	143	(新規)災害対策基本法改正内容の反映
<b>第3章 災害応急対策計画</b>					
	災害直前活動	第1節		144	気象業務法改正内容の反映
	災害情報の収集・連絡活動		第1節	324	防災基本計画修正の反映
	災害情報の収集・連絡活動	第2節		158	防災基本計画修正の反映
	非常参集職員の活動	第3節	第2節	171	気象業務法改正内容の反映、組織改正内容の反映
	広域相互応援活動	第4節	第3節	178	県地域防災計画の反映
	ヘリコプターの運用計画	第5節	第4節	188	県地域防災計画の反映
	自衛隊の災害派遣	第6節	第5節	194	県地域防災計画の反映
	救助・救急・医療活動	第7節	第6節	204	県地域防災計画の反映
	要配慮者に対する応急活動	第9節	第8節	211	災害対策基本法改正内容の反映
	緊急輸送活動	第10節	第9節	215	県地域防災計画の反映
	避難収容及び情報提供活動	第12節	第11節	221	災害対策基本法改正内容の反映
	食料品等の調達・供給活動	第14節	第13節	234	県地域防災計画の反映
	生活必需品の調達・供給活動	第16節	第15節	238	県地域防災計画の反映
	保健衛生、感染症予防活動	第17節	第16節	241	県地域防災計画の反映
	遺体の捜索及び処置等の活動	第18節	第17節	247	県地域防災計画の反映
	廃棄物の処理活動	第19節	第18節	249	県地域防災計画の反映
	危険物施設等応急活動	第21節	第20節	251	県地域防災計画の反映
	衛生、下水道施設応急活動	第25節	第24節	258	県地域防災計画の反映
	通信・放送施設応急活動	第26節	第25節	261	関係機関の追加
	災害広報活動	第28節	第27節	267	災害対策基本法改正内容の反映
	土砂災害等応急活動	第29節	第28節	271	県地域防災計画の反映
	災害の拡大防止と二次災害の防止活動		第32節	333	防災基本計画修正の反映
	飼養動物の保護対策	第37節	第36節	275	環境省ガイドライン内容の反映
	ボランティア活動の受入れ体制	第38節	第37節	276	県地域防災計画の反映
	義援物資及び義援金の受入れ体制	第39節	第38節	278	県地域防災計画の反映
<b>第4章 災害復旧計画</b>					
	復旧・復興の基本方針の決定	第1節	第1節	283	大規模災害復興法内容の反映
	計画的な復興	第3節	第3節	284	大規模災害復興法内容の反映
	被災者に対する生活再建等の支援	第5節	第5節	287	災害対策基本法改正内容の反映
<b>第5章 東海地震に関する事前対策活動(震災対策編)</b>					
	情報収集伝達計画		第3節	344	県地域防災計画の反映
	広報計画		第4節	348	関係機関の追加
	避難活動等		第5節	351	災害対策基本法改正内容の反映
	食料、生活必需品、飲料水の確保計画		第6節	355	県地域防災計画の反映
	防災関係機関の講ずる措置		第11節	357	関係機関の追加
	緊急輸送		第14節	359	県地域防災計画の反映
<b>原子力災害対策編</b>					
	第1節 総則			363	原子力災害対策指針改正内容の反映
	第3節 災害応急対策計画			367	原子力災害対策指針改正内容の反映
<b>その他災害対策編</b>					
	雪害対策編 第1章 災害予防計画 第1節 雪害に強いまちづくり			375	大雪注意報・警報発表基準修正の反映 等
	雪害対策編 第2章 災害応急対策計画 第1節 災害直前活動			384	大雪注意報・警報発表基準修正の反映 等

# 【新】

## － 風水害対策編 －

### 第1章 総則

第1節 計画作成の趣旨	1
第2節 防災の <u>基本理念及び施策の概要</u>	2
第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	4
第4節 茅野市の概況	10
第5節 防災アセスメント	13

### 第2章 災害予防計画

第1節 風水害に強いまちづくり	21
第2節 災害発生直前対策	28
第3節 情報の収集・連絡体制計画	30
第4節 活動体制計画	33
第5節 広域相互応援計画	36
第6節 救助・救急・医療計画	41
第7節 消防・水防活動計画	47
第8節 <u>要配慮者支援計画</u>	53
第9節 緊急輸送計画	61
第10節 障害物の処理計画	65
第11節 避難収容活動計画	67
第12節 孤立防止対策	77
第13節 食料品等の備蓄・調達計画	80

# 【旧】

## － 風水害対策編 －

### 第1章 総則

第1節 計画作成の趣旨	1
第2節 防災の基本方針	2
第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	4
第4節 茅野市の概況	10
第5節 防災アセスメント	13

### 第2章 災害予防計画

第1節 風水害に強いまちづくり	21
第2節 災害発生直前対策	28
第3節 情報の収集・連絡体制計画	30
第4節 活動体制計画	33
第5節 広域相互応援計画	36
第6節 救助・救急・医療計画	41
第7節 消防・水防活動計画	47
第8節 <del>災害時要援護者支援計画</del>	53
第9節 緊急輸送計画	61
第10節 障害物の処理計画	65
第11節 避難収容活動計画	67
第12節 孤立防止対策	77
第13節 食料品等の備蓄・調達計画	80

# 【新】

第14節 給水計画	83
第15節 生活必需品の備蓄・調達計画	86
第16節 危険物施設等災害予防計画	89
第17節 電気施設災害予防計画	96
第18節 都市ガス施設災害予防計画	98
第19節 上水道施設災害予防計画	101
第20節 下水道施設災害予防計画	103
第21節 通信・放送施設災害予防計画	106
第22節 鉄道施設災害予防計画	112
第23節 災害広報計画	114
第24節 土砂災害等の災害予防計画	117
第25節 防災都市計画	124
第26節 建築物災害予防計画	128
第27節 道路及び橋梁災害予防計画	130
第28節 河川施設等災害予防計画	133
第29節 ため池災害予防計画	135
第30節 農林水産物災害予防計画	136
第31節 二次災害の予防計画	139
第32節 防災知識普及計画	144
第33節 防災訓練計画	149
第34節 災害復旧・復興への備え	153
第35節 自主防災組織等の育成に関する計画	155

# 【旧】

第14節 給水計画	83
第15節 生活必需品の備蓄・調達計画	86
第16節 危険物施設等災害予防計画	89
第17節 電気施設災害予防計画	96
第18節 都市ガス施設災害予防計画	98
第19節 上水道施設災害予防計画	101
第20節 下水道施設災害予防計画	103
第21節 通信・放送施設災害予防計画	106
第22節 鉄道施設災害予防計画	112
第23節 災害広報計画	114
第24節 土砂災害等の災害予防計画	117
第25節 防災都市計画	124
第26節 建築物災害予防計画	128
第27節 道路及び橋梁災害予防計画	130
第28節 河川施設等災害予防計画	133
第29節 ため池災害予防計画	135
第30節 農林水産物災害予防計画	136
第31節 二次災害の予防計画	139
第32節 防災知識普及計画	144
第33節 防災訓練計画	149
第34節 災害復旧・復興への備え	153
第35節 自主防災組織等の育成に関する計画	155

# 【新】

第36節 企業防災に関する計画	158
第37節 ボランティア活動の環境整備	160
第38節 災害対策基金等積立及び運用計画	162
第39節 風水害対策に関する調査研究及び観測	163
第40節 観光地の災害予防計画	164
第41節 <u>住民及び事業者による地区内の防災活動の推進</u>	164

## 第3章 災害応急対策計画

第1節 災害直前活動	165
第2節 災害情報の収集・連絡活動	179
第3節 非常参集職員の活動	191
第4節 広域相互応援活動	208
第5節 ヘリコプターの運用計画	216
第6節 自衛隊の災害派遣	222
第7節 救助・救急・医療活動	232
第8節 消防・水防活動	238
第9節 <u>要配慮者</u> に対する応急活動	243
第10節 緊急輸送活動	247
第11節 障害物の処理活動	252
第12節 避難収容及び情報提供活動	255
第13節 孤立地域対策活動	267
第14節 食料品等の調達供給活動	271
第15節 飲料水の調達供給活動	275

# 【旧】

第36節 企業防災に関する計画	158
第37節 ボランティア活動の環境整備	160
第38節 災害対策基金等積立及び運用計画	162
第39節 風水害対策に関する調査研究及び観測	163
第40節 観光地の災害予防計画	164

## 第3章 災害応急対策計画

第1節 災害直前活動	165
第2節 災害情報の収集・連絡活動	179
第3節 非常参集職員の活動	191
第4節 広域相互応援活動	208
第5節 ヘリコプターの運用計画	216
第6節 自衛隊災害派遣活動	222
第7節 救助・救急・医療活動	232
第8節 消防・水防活動	238
第9節 <u>災害時要援護者</u> に対する応急活動	243
第10節 緊急輸送活動	247
第11節 障害物の処理活動	252
第12節 避難収容及び情報提供活動	255
第13節 孤立地域対策活動	267
第14節 食料品等の調達供給活動	271
第15節 飲料水の調達供給活動	275

# 【新】

第16節	生活必需品の調達供給活動	278
第17節	保健衛生、感染症予防活動	281
第18節	遺体の搜索及び処置等の活動	286
第19節	廃棄物の処理活動	288
第20節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	290
第21節	危険物施設等応急活動	292
第22節	電気施設応急活動	299
第23節	都市ガス施設応急活動	302
第24節	上水道施設応急活動	304
第25節	下水道施設応急活動	306
第26節	通信・放送施設応急活動	309
第27節	鉄道施設応急活動	315
第28節	災害広報活動	317
第29節	土砂災害等応急活動	321
第30節	建築物災害応急活動	324
第31節	道路及び橋梁応急活動	326
第32節	河川施設等応急活動	329
第33節	災害の拡大防止と二次災害の防止活動	331
第34節	ため池災害応急活動	339
第35節	農林水産物災害応急活動	340
第36節	文教活動	342
第37節	飼養動物の保護対策	350

# 【旧】

第16節	生活必需品の調達供給活動	278
第17節	保健衛生、感染症予防活動	281
第18節	死体の搜索及び処置等の活動	286
第19節	廃棄物の処理活動	288
第20節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	290
第21節	危険物施設等応急活動	292
第22節	電気施設応急活動	299
第23節	都市ガス施設応急活動	302
第24節	上水道施設応急活動	304
第25節	下水道施設応急活動	306
第26節	通信・放送施設応急活動	309
第27節	鉄道施設応急活動	315
第28節	災害広報活動	317
第29節	土砂災害等応急活動	321
第30節	建築物災害応急活動	324
第31節	道路及び橋梁応急活動	326
第32節	河川施設等応急活動	329
第33節	災害の拡大防止と二次災害の防止活動	331
第34節	ため池災害応急活動	339
第35節	農林水産物災害応急活動	340
第36節	文教活動	342
第37節	飼養動物の保護対策	350

# 【新】

第38節 ボランティアの <u>受入れ体制</u> ・	351
第39節 義援物資及び義援金の受入れ体制・	353
第40節 災害救助法の適用・	358
第41節 観光地の災害応急対策・	363

## 第4章 災害復旧計画

第1節 復旧・復興の基本方針の決定・	364
第2節 迅速な原状復旧の進め方・	365
第3節 計画的な復興・	368
第4節 資金計画・	370
第5節 被災者等の生活再建等の支援・	371
第6節 被災中小企業等の復興・	379

# 【旧】

第38節 ボランティアの活動の環境整備・	351
第39節 義援物資及び義援金の受入れ体制・	353
第40節 災害救助法の適用・	358
第41節 観光地の災害応急対策・	363

## 第4章 災害復旧計画

第1節 復旧・復興の基本方針の決定・	364
第2節 迅速な原状復旧の進め方・	365
第3節 計画的な復興・	368
第4節 資金計画・	370
第5節 被災者等の生活再建等の支援・	371
第6節 被災中小企業等の復興・	379

## 第2節 防災の基本理念及び施策の概要

本市は、日本でも有数の活断層、急峻な地形を有し、東海地震防災対策強化地域に指定されている。このような自然的条件と近年の都市化、高齢化、情報化等社会構造の変化に対応した防災対策を講じる必要がある。

1 防災対策を行うにあたっては、次の事項を基本とし、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び県民がそれぞれの役割を認識しつつ、一体となって最善の対策をとるものとする。

特に、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策の一層の充実を図る。

(1) 周到かつ十分な災害予防

ア 災害予防段階における基本理念は以下のとおりである。

(7) 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的な災害対策を推進する。

(4) 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

イ 災害予防段階における施策の概要は以下のとおりである。

(7) 災害に強いまちづくりを実現するための、主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等地震に強い都市構造の形成、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備等によるライフライン施設等の機能の確保策を講じる。

(4) 事故災害を予防するため、事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実を図る。

(9) 市民の防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により市民の防災活動の環境を整備する。

(5) 防災に関する研究及び観測等を推進するため、防災に関する基本的なデータの集積、工学的、社会学的分野の研究を含めた防災に関する研究の推進、予測、観測の充実・強化を図る。また、これらの成果の情報提供及び防災施策への活用を図る。

(6) 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携した実践的な防災訓練を実施する。

## 第2節 防災の基本方針

本市は、日本でも有数の活断層、急峻な地形を有し、東海地震防災対策強化地域に指定されている。このような自然的条件と近年の都市化、高齢化、情報化等社会構造の変化に対応した防災対策を講じる必要がある。

特に、災害時の被害を最小化する、いわゆる「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、対策の一層の充実を図る。

## 第1 防災対策の実施

~~防災対策の実施にあたっては、~~

- ~~○ 周到かつ十分な災害予防~~
- ~~○ 迅速かつ円滑な災害応急対策~~
- ~~○ 適切かつ速やかな災害復旧・復興を基本として、それぞれ段階において、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び市民がそれぞれの役割を果たしつつ一体となって最善の対策をとる。~~

(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策

ア 災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。

(7) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資材を適切に配分する。

(4) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国人市民、外国人旅行者、乳幼児、妊産婦など災害対応能力の弱い者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

イ 災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

(7) 災害発生の兆候が把握された際には、警報等の伝達、住民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。

(4) 発災直後においては、被害規模を早期に把握するとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域応援体制を確立する。

(9) 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。

(5) 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。

(6) 被災者の速やかな避難誘導と安全な避難所への収容、避難所の適切な運営管理を行う。また、被災状況に応じ、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。

(8) 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により住民等からの問い合わせに対応する。

(3) 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。

(7) 被災者の健康状態の把握等避難所を中心とした被災者の健康保持のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体の処理等を行う。

(7) 防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行うとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。

(2) 応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所への応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。二次災害の防止策については、危険性を見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。

(4) ボランティア、義援物資・義援金を適切に受け入れる。

(3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興ア 災害復旧・復興段階における基本理念は以下のとおりである。(7) 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより被災地の復興を図る。イ 災害復旧・復興段階における施策の概要は以下のとおりである。(7) 被災の状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、事業を計画的に推進する。(イ) 物資、資材の調達計画等を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。(ウ) 災害廃棄物の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、迅速かつ適切な廃棄物処理を行う。(エ) 再度災害の防止により快適な都市環境を目指して、防災まちづくりを実施する。(オ) 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建を支援する。(カ) 被災中小企業の復興等、地域の自立的发展に向けて経済復興を支援する。ウ 市、県、防災関係機関は、互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災機関間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。2 市、県、防災関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に、次の事項を基本とし、必要な措置を講ずるものとする。(1) 要配慮者を含めた多くの住民の地域防災活動への参画(2) 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立3 市民は、「自分の命は自分で守る」との認識のもと、地域、職場、家庭においてお互いに協力しあい、災害時を念頭においた防災対策を常日頃から講ずる。4 どこでも起こりうる災害時の被害を最小化し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う運動を展開するものとする。また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。~~第2 市、県及び関係機関が行なうべき事項~~

市、県、防災関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に、

~~○ 防災施設・設備の整備を促進~~~~○ 防災体制の充実~~~~○ 市民の防災意識の高揚及び自主防災組織の育成強化~~~~○ 高齢者、障害者、児童、傷病者、外国人住民、外国人旅行者、乳幼児、妊産婦など災害対応能力の弱いも~~~~の（以下「災害時要援護者」という。）を含めた多くの住民の地域防災活動への参画~~~~○ 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程~~

及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立

~~○ 防災関係機関と市民等の間、市民等と行政の間での防災情報の共有を基本とし、必要な措置を講ずる。~~~~第3 市民が行うべき事項~~

市民は、「自分の命は自分で守る」との認識のもと、地域、職場、家庭においてお互いに協力しあい、災害時を念頭においた防災対策を常日頃から講ずる。

~~第4 減災のための行動と投資~~

どこでも起こりうる災害時の被害を最小化し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う運動を展開するものとする。また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。

# 【新】

## 第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

### 第1 実施責任

#### 1 茅野市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、災害から、地域市民の生命、身体及び財産を保護するために、指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

#### 2 長野県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、地震災害から、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方行政機関等が処理する地震防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

#### 3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害から市域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関が相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

#### 4 指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び、指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら地震防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

#### 5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、自らの防災業務を実施するとともに、相互に助力し、市の防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

#### 6 自主防災組織

自主防災組織は、自らの地域の災害に備えるための手段を講ずるとともに自発的な防災活動と市の行う防災業務に寄与するよう努める。

### 第2 処理すべき事務又は業務の大綱

#### 1 茅野市

- (1) 市防災会議、市警戒本部及び災害対策本部に関すること。
- (2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。
- (3) 水防被災施設の応急措置及び復旧に関すること。
- (4) 市域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。
- (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。

# 【旧】

## 第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

### 第1 実施責任

#### 1 茅野市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、災害から、地域市民の生命、身体及び財産を保護するために、指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

#### 2 長野県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、地震災害から、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方行政機関等が処理する地震防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

#### 3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害から市域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関が相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

#### 4 指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び、指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら地震防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

#### 5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、自らの防災業務を実施するとともに、相互に助力し、市の防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

#### 6 自主防災組織

自主防災組織は、自らの地域の災害に備えるための手段を講ずるとともに自発的な防災活動と市の行う防災業務に寄与するよう努める。

### 第2 処理すべき事務又は業務の大綱

#### 1 茅野市

- (1) 市防災会議、市警戒本部及び災害対策本部に関すること。
- (2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。
- (3) 水防被災施設の応急措置及び復旧に関すること。
- (4) 市域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。
- (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。

# 【新】

風水害対策編 第1章 総則

<p>(6) 災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。</p> <p>(7) 防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。</p> <p>(8) 公共的団体の指導、自主防災組織の育成指導に関すること。</p> <p>(9) その他、市の所掌事務についての地震防災対策に関すること。</p>
---

## 2 長野県

<p>(1) 県防災会議に関すること。</p> <p>(2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。</p> <p>(3) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること。</p> <p>(4) 県地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。</p> <p>(5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。</p> <p>(6) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。</p> <p>(7) 市町村及び指定地方公共機関の災害事務又は、業務の実施についての救助及び調整に関すること。</p> <p>(8) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。</p> <p>(9) その他、県の掌握事務についての防災対策に関すること。</p>
---

## 3 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 関東農政局 (松本地域センター)	ア 地震災害時における主要食糧の供給に関すること。
(2) 中部森林管理局 (南信森林管理署)	ア 地震防災上の治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること。 イ 地震にともなう林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること。 ウ 地震災害応急対策用材の供給に関すること。
(3) 東京管区気象台 (長野地方気象台)	ア 火山情報等の発表及び伝達に関すること。 イ 防災知識の普及に関すること。 ウ 災害防止のための統計調査に関すること。
(4) 信越総合通信局	<u>ア 災害時における通信・放送の確保に関すること。</u> <u>イ 非常通信に関すること。</u> <u>ウ 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関すること。</u> <u>エ 通信機器及び移動電源車の貸出に関すること。</u>
(5) 長野労働局（岡谷労働基準監督署）	ア 工場、事業場における自主的な避難、救助等の教育訓練に関すること。

# 【旧】

風水害対策編 第1章 総則

<p>(6) 災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。</p> <p>(7) 防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。</p> <p>(8) 公共的団体の指導、自主防災組織の育成指導に関すること。</p> <p>(9) その他、市の所掌事務についての地震防災対策に関すること。</p>
---

## 2 長野県

<p>(1) 県防災会議に関すること。</p> <p>(2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。</p> <p>(3) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること。</p> <p>(4) 県地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。</p> <p>(5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。</p> <p>(6) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。</p> <p>(7) 市町村及び指定地方公共機関の災害事務又は、業務の実施についての救助及び調整に関すること。</p> <p>(8) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。</p> <p>(9) その他、県の掌握事務についての防災対策に関すること。</p>
---

## 3 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 関東農政局 (松本地域センター)	ア 地震災害時における主要食糧の供給に関すること。
(2) 中部森林管理局 (南信森林管理署)	ア 地震防災上の治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること。 イ 地震にともなう林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること。 ウ 地震災害応急対策用材の供給に関すること。
(3) 東京管区気象台 (長野地方気象台)	ア 火山情報等の発表及び伝達に関すること。 イ 防災知識の普及に関すること。 ウ 災害防止のための統計調査に関すること。
(4) 信越総合通信局	<del>ア 電気通信の監理に関すること。</del> <del>イ 災害時における非常通信の確保に関すること。</del>
(5) 長野労働局（岡谷労働基準監督署）	ア 工場、事業場における自主的な避難、救助等の教育訓練に関すること。 イ 被災労働者及び被災事業主に対する応急対策の実施に関すること。

# 【新】

風水害対策編 第1章 総則

	イ 被災労働者及び被災事業主に対する応急対策の実施に関する こと。
(6) 国土交通省 関東地方整備局 (長野国道事務所岡谷 維持管理修繕出張所)	ア 災害予防 (7) 応急復旧用資機材の備蓄の推進 (4) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (9) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 イ 応急・復旧 (7) 応急活動のための体制の整備及所掌事務の実施 (4) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (9) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 (5) 所管施設の緊急点検の実施

## 4 茅野警察署

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
茅野警察署	ア 災害情報の収集、伝達及び広報に関すること イ 治安の確保及び交通の規制に関すること ウ 被災者の救出救護及び避難誘導に関すること エ 死体（行方不明者）の捜索及び検視に関すること

## 5 陸上自衛隊第13普通科連隊（松本駐屯部隊）

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 (第13普通科連隊)	(1) 災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に 関すること。 (2) 災害時における応急復旧活動に関すること。

## 6 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 日本郵便㈱ 茅野郵便局	ア 災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別 事務取扱い及び援護対策等に関すること。 イ 災害時における窓口業務の確保に関すること。

# 【旧】

風水害対策編 第1章 総則

(6) 国土交通省 関東地方整備局 (長野国道事務所岡谷 維持管理修繕出張所)	ア 災害予防 (7) 応急復旧用資機材の備蓄の推進 (4) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (9) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 イ 応急・復旧 (7) 応急活動のための体制の整備及所掌事務の実施 (4) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (9) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 (5) 所管施設の緊急点検の実施
--	---

## 4 茅野警察署

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
茅野警察署	ア 災害情報の収集、伝達及び広報に関すること イ 治安の確保及び交通の規制に関すること ウ 被災者の救出救護及び避難誘導に関すること エ 死体（行方不明者）の捜索及び検視に関すること

## 5 陸上自衛隊第13普通科連隊（松本駐屯部隊）

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 (第13普通科連隊)	<del>ア 被害状況の把握</del> <del>イ 避難の援助</del> <del>ウ 避難者等捜索救助</del> <del>エ 水防及び消火活動</del> <del>オ 道路又は水路等の交通道路上の障害物の排除</del> <del>カ 応急医療防疫、病虫害防除等の支援</del> <del>キ 通信支援</del> <del>ク 人員及び物資の緊急輸送</del> <del>ケ 炊飯及び給水支援</del> <del>コ 救援物資の無償貸付又は譲与</del> <del>ク 交通規制の支援</del> <del>シ 危険物の保安及び除去</del>

## 6 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 日本郵便㈱ 茅野郵便局	災害時における郵便業務の確保、郵政事業に係る災害対策特別 事務取扱い及び援護対策等に関すること。 災害時における窓口業務の確保に関すること。

# 【新】

風水害対策編 第1章 総則

(2)東日本旅客鉄道(株) 長野支社茅野駅	ア 鉄道施設の防災に関すること。 イ 災害時における避難者の輸送に関すること。
(3)電気通信事業者	(東日本電信電話(株)長野支社、 <del>㈱NTTドコモ</del> 、 <del>KDDI(株)</del> 、 <del>ソフトバンクモバイル(株)</del> ) ア 公衆電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通信の確保及び気象通報の伝達に関すること。
(4)日本赤十字社 長野県支部 茅野市地区	ア 医療、助産等救助、救護に関すること。 イ 災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること。 ウ 義援金品の募集に関すること。
(5)日本放送協会 長野放送局	<u>情報等広報に関すること。</u>
(6)日本通運(株) 長野支店	震災時における、貨物自動車による救援物資等の輸送の協力に関すること。
(7)中部電力(株) 諏訪営業所	ア 電力施設の保全・保安に関すること。 イ 電力の供給に関すること。
(8)中日本高速道路(株)	中央自動車道の防災に関すること。

## 7 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1)ガス会社	諏訪瓦斯(株)、帝石パイプライン(株) ア ガス施設の保全、保安に関すること。 イ ガスの供給に関すること。
(2)アルピコ交通(株)	災害時における旅客自動車による避難者の輸送の協力に関すること。
(3)(公社)長野県トラック協会	災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること。
(4)放送事業者	エルシーブイ(株)、信越放送(株)、 <del>㈱長野放送</del> 、 <del>㈱テレビ信州</del> 、長野朝日放送(株) 気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
(5)土地改良区 滝の湯・池の平・大河原・笹原	ため池、水門、せぎの防災に関すること。
(6)医師会(諏訪郡医師会)	災害時における医療、助産等救護活動の実施に関すること。

# 【旧】

風水害対策編 第1章 総則

(2)東日本旅客鉄道(株) 長野支社茅野駅	ア 鉄道施設の防災に関すること。 イ 災害時における避難者の輸送に関すること。
(3)東日本電信電話(株) 長野支社	ア 公衆電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通信の確保及び気象通報の伝達に関すること。
(4)日本赤十字社 長野県支部 茅野市地区	ア 医療、助産等救助、救護に関すること。 イ 災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること。 ウ 義援金品の募集に関すること。
(5)日本通運(株) 長野支店	震災時における、貨物自動車による救援物資等の輸送の協力に関すること。
(6)中部電力(株) 諏訪営業所	ア 電力施設の保全・保安に関すること。 イ 電力の供給に関すること。
(7)中日本高速道路(株)	中央自動車道の防災に関すること。

## 7 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1)ガス会社	諏訪瓦斯(株)、帝石パイプライン(株) ア ガス施設の保全、保安に関すること。 イ ガスの供給に関すること。
(2)アルピコ交通(株)	災害時における旅客自動車による避難者の輸送の協力に関すること。
(3)(社)長野県トラック協会	災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること。
(4)放送各社	<del>日本放送協会(長野放送局)</del> 、エルシーブイ(株)、信越放送(株)、 <del>㈱長野放送</del> 、 <del>㈱テレビ信州</del> 、長野朝日放送(株) 気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
(5)土地改良区 滝の湯・池ノ平他	ため池、水門、せぎの地震防災に関すること。
(6)医師会(諏訪郡医師会茅野原地区幹事会)、 歯科医師会(茅野市歯科医師会)、看護協会	災害時における医療、助産等救護活動の実施に関すること。

# 【新】

風水害対策編 第1章 総則

会茅野原地区幹事会)、 歯科医師会(茅野市歯科 医師会)、看護協会	
(7) 薬剤師会(諏訪薬剤 師会)	災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関する事 こと。
(8) (一社)長野県建 設業協会(諏訪支 部茅野分会)	災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関する事 こと。
(9)(社福)長野県社会 福祉協議会(茅野 市社会福祉協議会)	災害ボランティアに関する事 こと。

## 8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1)茅野市区長会	ア 区域内の災害に関する情報の収集及び伝達に関する事 こと。 イ 水防、その他災害に対する応急処置の協力に関する事 こと。 ウ 災害時における避難、救助活動の協力に関する事 こと。
(2)茅野市消防団	ア 地震災害時の防火、水防等の消防業務に関する事 こと。 イ 情報の収集、伝達及び避難の実施に関する事 こと。
(3)信州諏訪農業協同組 合	ア 県、市が行う地震被害状況調査及び応急対策の協力に関する こと。 イ 農作物の地震災害応急対策の指導に関する事 こと。 ウ 被災農家に対する融資、あっせんに関する事 こと。 エ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関する事 こと。 オ 農産物の需給調整に関する事 こと。 カ 防災協定に基づく生活物資の調達に関する事 こと。
(4)諏訪森林組合	ア 県、市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事 こと。 イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関する事 こと。 ウ 木材の供給と物資のあっせんに関する事 こと。
(5)茅野商工会議所	ア 県、市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事 こと。 イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関する事 こと。 ウ 地震災害時における物価安定の協力に関する事 こと。 エ 救援物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関する事 こと。
(6)病院等医療施設の管	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事 こと。

# 【旧】

風水害対策編 第1章 総則

(7) 薬剤師会(諏訪薬剤 師会)	災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関する事 こと。
(8) (社)長野県建設 業協会(諏訪支 部茅野分会)	災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関する事 こと。
(9)(社福)長野県社会 福祉協議会(茅野 市社会福祉協議会)	災害ボランティアに関する事 こと。

## 8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1)茅野市区長会	ア 区域内の災害に関する情報の収集及び伝達に関する事 こと。 イ 水防、その他災害に対する応急処置の協力に関する事 こと。 ウ 災害時における避難、救助活動の協力に関する事 こと。
(2)茅野市消防団	ア 地震災害時の防火、水防等の消防業務に関する事 こと。 イ 情報の収集、伝達及び避難の実施に関する事 こと。
(3)信州諏訪農業協同組 合	ア 県、市が行う地震被害状況調査及び応急対策の協力に関する こと。 イ 農作物の地震災害応急対策の指導に関する事 こと。 ウ 被災農家に対する融資、あっせんに関する事 こと。 エ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関する事 こと。 オ 農産物の需給調整に関する事 こと。 カ 防災協定に基づく生活物資の調達に関する事 こと。
(4)諏訪森林組合	ア 県、市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事 こと。 イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関する事 こと。 ウ 木材の供給と物資のあっせんに関する事 こと。
(5)茅野商工会議所	ア 県、市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事 こと。 イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関する事 こと。 ウ 地震災害時における物価安定の協力に関する事 こと。 エ 救援物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関する事 こと。
(6)病院等医療施設の管 理者	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事 こと。 イ 災害時における入所者の保護及び誘導に関する事 こと。 ウ 災害時における病人等の収容及び保護に関する事 こと。 エ 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関する事 こと。

# 【新】

風水害対策編 第1章 総則

理者	イ 災害時における入所者の保護及び誘導に関すること。 ウ 災害時における病人等の収容及び保護に関すること。 エ 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関すること。
(7) 社会福祉施設の管理者	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ 災害時における利用者・入所者の保護、誘導に関すること。
(8) 茅野市赤十字奉仕団	ア 医療等救助、救護活動の協力に関すること。 イ 被災者に対する炊き出しの協力に関すること。
(9) 金融機関	ア 被災事業者等に対する資金融資に関すること。
(10) 学校法人	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ 地震災害時における教育対策に関すること。 ウ 被災施設の災害復旧に関すること。
(11) 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者	ア 安全管理の徹底に関すること。 イ 防護施設の整備に関すること。
(12) 諏訪農業共済組合	災害時における共済援助に関すること。
(13) 諏訪交通安全協会茅野支部	災害時における交通規制等混乱防止と緊急車両の誘導に関すること。
(14) 茅野市防火協会	防災に関する訓練の実施、広報に関すること。
(15) 茅野防犯協会連合会	災害時の犯罪防止に関すること。
(16) 茅野市建設事業協同組合	ア 防災時の応急措置に関すること。 イ 協定に基づく応急措置に関すること。
(17) 茅野市水道事業協同組合	ア 災害時の水道施設の応急措置に関すること。 イ 協定に基づく応急措置に関すること。
(18) 茅野アマチュア無線クラブ	ア 災害時の情報収集、伝達に関すること。 イ 協定に基づく情報収集、伝達に関すること。
(19) 茅野市自主防災組織	ア 災害時の初期消火等、初動対応に関すること。 イ 単位組織での防災訓練に関すること。
(20) 茅野市ボランティア協議会	災害ボランティアに関すること。
(21) 柔道整復師会、看護協会	ア 災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること。 イ 災害時における救護活動に必要な医薬品及び医療機材の提供に関すること。

# 【旧】

風水害対策編 第1章 総則

(7) 社会福祉施設の管理者	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ 災害時における入所者の保護、誘導に関すること。
(8) 茅野市赤十字奉仕団	ア 医療等救助、救護活動の協力に関すること。 イ 被災者に対する炊き出しの協力に関すること。
(9) 金融機関	ア 被災事業者等に対する資金融資に関すること。
(10) 学校法人	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ 地震災害時における教育対策に関すること。 ウ 被災施設の災害復旧に関すること。
(11) 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者	ア 安全管理の徹底に関すること。 イ 防護施設の整備に関すること。
(12) 諏訪農業共済組合	災害時における共済援助に関すること。
(13) 諏訪交通安全協会茅野支部	災害時における交通規制等混乱防止と緊急車両の誘導に関すること。
(14) 茅野市防火協会	防災に関する訓練の実施、広報に関すること。
(15) 茅野防犯協会連合会	災害時の犯罪防止に関すること。
(16) 茅野市建設事業協同組合	ア 防災時の応急措置に関すること。 イ 協定に基づく応急措置に関すること。
(17) 茅野市水道事業協同組合	ア 災害時の水道施設の応急措置に関すること。 イ 協定に基づく応急措置に関すること。
(18) 茅野アマチュア無線クラブ	ア 災害時の情報収集、伝達に関すること。 イ 協定に基づく情報収集、伝達に関すること。
(19) 茅野市自主防災組織	ア 災害時の初期消火等、初動対応に関すること。 イ 単位組織での防災訓練に関すること。
(20) 茅野市ボランティア協議会	災害ボランティアに関すること。
(21) 柔道整復師会、看護協会	ア 災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること。 イ 災害時における救護活動に必要な医薬品及び医療機材の提供に関すること。

# 【新】

風水害対策編 第2章 災害予防計画

## 第1節 風水害に強いまちづくり

### 第1 基本方針

本市の地形は、傾斜した火山性扇状地に何本もの中小河川が走り、上川沿いに河岸段丘が形成されており、その両側を中心に何箇所もの急傾斜地があり、集落は山際に多く点在している。河川が急峻で、鉄砲水による災害や集中豪雨による氾濫が予想される。これらの特性に配慮しつつ、適切な防災対策を進めるとともに風水害に強いまちづくりを行う。

### 第2 主な取り組み

- 1 交通・通信施設風水害の風水害等に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的な推進を図り、風水害に強いまちを形成する。
- 2 総合的風水害対策の推進等による風水害に強いまちの形成、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の確保等風水害に強いまちづくりを推進する。

### 第3 計画の内容

#### 1 風水害に強い都市基盤づくり

##### (1) 現状及び課題

本市は、急峻な地形、急勾配の河川を多く有し、風水害による大きな被害が懸念されることから、風水害に強い安全な都市基盤の形成に取り組む必要がある。

##### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する計画】（市全部局）

- (ア) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、暴風、竜巻、豪雨、洪水、地すべり、土石流、崖崩れ等による風水害から郷土及び市民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。
- (イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備については、ネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。
- (ウ) 住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努めるものとする。
- (エ) 風水害に強い郷土の形成を図るため、下記の事項に配慮しつつ、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道等の事業を総合的、計画的に推進する。
  - a 河川改修やダムなどにより洪水の発生を軽減するとともに、洪水被害を想定した洪水ハザードマップの作成を支援する。
  - b 土石流、地すべり、がけ崩れ、雪崩などを防ぐため、治山・砂防施設の設置を推進するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を通して、土砂災害の恐れのある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制を進める。
  - c 台風、集中豪雨に伴う山地災害に対処する山地治山、地すべり、防止施設等の整備を推進する。また、山地災害の発生を防止するため森林の造成を図る。

# 【旧】

風水害対策編 第2章 災害予防計画

## 第1節 風水害に強いまちづくり

### 第1 基本方針

本市の地形は、傾斜した火山性扇状地に何本もの中小河川が走り、上川沿いに河岸段丘が形成されており、その両側を中心に何箇所もの急傾斜地があり、集落は山際に多く点在している。河川が急峻で、鉄砲水による災害や集中豪雨による氾濫が予想される。これらの特性に配慮しつつ、適切な防災対策を進めるとともに風水害に強いまちづくりを行う。

### 第2 主な取り組み

- 1 交通・通信施設風水害の風水害等に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的な推進を図り、風水害に強いまちを形成する。
- 2 総合的風水害対策の推進等による風水害に強いまちの形成、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の確保等風水害に強いまちづくりを推進する。

### 第3 計画の内容

#### 1 風水害に強い都市基盤づくり

##### (1) 現状及び課題

本市は、急峻な地形、急勾配の河川を多く有し、風水害による大きな被害が懸念されることから、風水害に強い安全な都市基盤の形成に取り組む必要がある。

##### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する計画】（市全部局）

- (ア) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、暴風、豪雨、洪水、地すべり、土石流、がけ崩れ等による風水害から郷土及び市民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。
- (イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備にあたっては、ネットワークの充実を含む風水害に対する安全性の確保に努める。
- (ウ) 住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努めるものとする。
- (エ) 風水害に強い郷土の形成を図るため、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業を総合的、計画的に推進するものとする。
  - a 河川改修などにより洪水の発生を軽減するとともに、洪水被害を想定した洪水ハザードマップを作製する。
  - b 土石流、地すべり、がけ崩れ、雪崩などを防ぐため、治山・砂防施設の設置を推進するとともに土砂災害警戒区域等の指定を通して、土砂災害のおそれのある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制を進める。
  - c 台風、集中豪雨に伴う山地災害に対処する山地治山、地すべり防止施設等の整備を推進する。また、山地災害の発生を防止するため森林の造成を図る。

# 【新】

## 風水害対策編 第2章 災害予防計画

d 治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業による風水害対策を実施する場合は、環境や景観へも配慮するものとする。

(オ) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

### イ 【県が実施する計画】（全部局）

(7) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、暴風、竜巻、豪雨、洪水、地すべり、土石流、崖崩れ等による風水害から県土及び県民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮するものとする。

(イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備については、代替路を確保するための道路ネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努めるものとする。

(ロ) 住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努めるものとする。

(エ) 風水害に強い県土の形成を図るため、ア（エ）の事項に配慮しつつ、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業を総合的、計画的に推進するものとする。

(オ) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

## 2 風水害に強いまちづくり

### (1) 現状及び課題

都市化の進展に伴う、人口の密集、危険地域への居住地の拡大、及びライフライン等への依存度の増大により風水害の及ぼす被害は多様化しており、風水害に強いまちづくりが必要となっている。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する計画】（市全部局）

(7) 風水害に強いまちの形成

a 土砂災害警戒区域の指定を受けた場合は、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、指定緊急避難場所及び指定避難所に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について市民に周知するよう努める。

b 洪水、崖崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域や土砂災害警戒区域の指定について、検討を行い、必要な措置を講ずる。

c 防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図る。

d 道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

# 【旧】

## 風水害対策編 第2章 災害予防計画

d 治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業による風水害対策を実施する場合は、環境や景観へも配慮するものとする。

### イ 【県が実施する計画】（全部局）

(7) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、暴風、豪雨、洪水、地すべり、土石流、がけ崩れ等による風水害から県土及び県民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮するものとする。

(イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備にあたっては、ネットワークの充実を含む風水害に対する安全性の確保に努めるものとする。

(ロ) 住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努めるものとする。

(エ) 風水害に強い県土の形成を図るため、下記の事項に配慮しつつ、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業を総合的、計画的に推進するものとする。

~~ア 河川改修やダムなどにより洪水の発生を軽減するとともに、洪水被害を想定した洪水ハザードマップの作成を支援する。~~

~~イ 土石流、地すべり、がけ崩れ、雪崩などを防ぐため、治山・砂防施設の設置を推進するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を通して、土砂災害の恐れのある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制を進める。~~

~~ロ 台風、集中豪雨に伴う山地災害に対処する山地治山、地すべり、防止施設等の整備を推進する。また、山地災害の発生を防止するため森林の造成を図る。~~

~~オ 治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業による風水害対策を実施する場合は、環境へも配慮するものとする。~~

## 2 風水害に強いまちづくり

### (1) 現状及び課題

都市化の進展に伴う、人口の密集、危険地域への居住地の拡大、及びライフライン等への依存度の増大により風水害の及ぼす被害は多様化しており、風水害に強いまちづくりが必要となっている。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する計画】（市全部局）

(7) 風水害に強いまちの形成

a 土砂災害警戒区域の指定を受けた場合は、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について市民に周知するよう努める。

b 洪水、がけ崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域の指定について、検討を行い、必要な措置を講ずる。

c 防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図る。

d 道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。

# 【新】

## 風水害対策編 第2章 災害予防計画

- e 以下の事項を重点として、総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちづくりを形成する。
- (a) 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、都市的土地利用を誘導しないものとする等、風水害に強い土地利用の推進
  - (b) 河川、下水道について、築堤、河床掘削等の河道の整備、遊水池、放水路、雨水渠等の建設等の推進
  - (c) 防災調節（整）池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土抑制などを地域の特性を踏まえつつ、必要に応じて実施することによる流域の保水・遊水機能の確保
  - (d) 浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害危険箇所等の公表による安全な土地利用の誘導、風水害等の避難体制の整備の促進
  - (e) 土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策の推進
  - (f) 高齢者等に経済的・身体的に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の要配慮者利用施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等の生活防災緊急対策の推進
  - (g) 土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備の推進
  - (h) 山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治水、防災林造成、地すべり防止施設の整備
  - (i) 農業用排水施設の整備、老朽ため池等の補強、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策の推進
  - (j) 災害発生時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、両面防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式の推進
- (イ) 風水害に対する建築物等の安全性
- a 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。
  - b 住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。
  - c 強風による落下物の防止対策を図る。
  - d 建築物等の浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努める。
- (ロ) ライフライン施設等の機能の確保
- a 上下水道、廃棄物処理施設等の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統の多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。  
また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電

# 【旧】

## 風水害対策編 第2章 災害予防計画

- e 以下の事項を重点として、総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちづくりを形成する。
- (a) 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、都市的土地利用を誘導しないものとする等、風水害に強い土地利用の推進
  - (b) 河川、下水道について、築堤、河床掘削等の河道の整備、遊水池、放水路、雨水渠等の建設等の推進
  - (c) 防災調節（整）池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土抑制などを地域の特性を踏まえつつ、必要に応じて実施することによる流域の保水・遊水機能の確保に努める。
  - (d) 浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害危険箇所等の公表による安全な土地利用の誘導、風水害等の避難態勢の整備促進
  - (e) 土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止の推進
  - (f) 高齢者等に経済的・身体的に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を改称するための床上浸水対策や、~~避難地~~、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の~~災害時要援護者に関連した施設~~に対する土砂災害対策を重点的に実施する等の生活防災緊急対策の推進
  - (g) 土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備の推進
  - (h) 山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治水、防災林造成、地すべり防止施設の整備
  - (i) 農業用排水施設の整備、老朽ため池等の補強、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び保全対策の推進
  - (j) 災害発生時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、両面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式の推進
- (イ) 風水害に対する建築物等の安全性
- a 不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。
  - b 住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。
  - c 強風による落下物の防止対策を図る。
  - d 建築物等の浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努める。
- (ロ) ライフライン施設等の機能の確保
- a 上下水道、廃棄物処理施設等の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統の多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。
  - b コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じる。

# 【新】

## 風水害対策編 第2章 災害予防計画

気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

b コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。

(エ) 災害応急対策等への備え

a 次章以降に掲げる、風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分に行うとともに、職員及び市民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図る。

b 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。

c 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。

d 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用を努める。

イ 【県が実施する計画】（全部局）

(7) 風水害に強いまちの形成

a 洪水、土砂災害等による危険が著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域や土砂災害警戒区域の指定について、検討を行い、必要な措置を講じるものとする。

b 防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図るものとする。

c 緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。

d 以下の事項を重点として、総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。

(a) 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、都市的土地利用を誘導しないものとする等、風水害に強い土地利用の推進

(b) 河川、下水道について、築堤、河床掘削等の河道の整備、遊水池、放水路、雨水渠等の建設等の推進

(c) 防災調節（整）池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土抑制などを地域の特性を踏まえつつ、必要に応じて実施することによる流域の保水・遊水機能の確保に努める。

(d) 浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害危険箇所等の公表による安全な土地利用の誘導、風水害等の避難態勢の整備促進

(e) 土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における

# 【旧】

## 風水害対策編 第2章 災害予防計画

(エ) 災害応急対策等への備え

次章以降に掲げる、風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分に行うとともに、職員、市民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図る。

イ 【県が実施する計画】（全部局）

(7) 風水害に強いまちの形成

a 洪水、土砂災害等による危険が著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域や土砂災害警戒区域の指定について、検討を行い、必要な措置を講ずる。

b 防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図る。

c 道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。

d 以下の事項を重点として、総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。

(a) 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、都市的土地利用を誘導しないものとする等、風水害に強い土地利用の推進

(b) 河川、下水道について、築堤、河床掘削等の河道の整備、遊水池、放水路、雨水渠等の建設等の推進

(c) 防災調節（整）池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土抑制などを地域の特性を踏まえつつ、必要に応じて実施することによる流域の保水・遊水機能の確保に努める。

(d) 浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害危険箇所等の公表による安全な土地利用の誘導、風水害等の避難態勢の整備促進

(e) 土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止の推進

# 【新】

## 風水害対策編 第2章 災害予防計画

砂防設備、地すべり防止施設急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止の推進

- (f) 高齢者等に経済的・身体的に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を改称するための床上浸水対策や、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の要配慮者利用施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等の生活防災緊急対策の推進
  - (g) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等の恐れのある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する基礎調査を実施するものとする。
  - (h) 土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域、著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として、関係市町村の意見を聞いて指定し、土砂災害特別経過会区域については以下の措置を講ずるものとする。
    - ア 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
    - イ 建築基準法に基づく建築物の構造規制
    - ウ 勧告による移転者への融資、資金の確保
  - (i) 山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備
  - (j) 農業用排水施設の整備、老朽ため池等の補強、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策の推進
  - (k) 災害発生時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式の推進
- (イ) 風水害に対する建築物等の安全性
- a 不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。
  - b 住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努めるものとする。
  - c 強風による落下物の防止対策を図るものとする。
  - d 建築物等の浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努めるものとする。
- (ロ) ライフライン施設等の機能の確保
- a 上下水道、廃棄物処理施設等の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統の多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。
  - b コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進するものとする。
  - c ライフライン防災連絡会を設置し、関係機関の連携を図るものとする。
- (ハ) 災害応急対策等への備え
- a 次章以降に掲げる、風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧、復興を

# 【旧】

## 風水害対策編 第2章 災害予防計画

- (f) 高齢者等に経済的・身体的に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を改称するための床上浸水対策や、避難地、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の災害時要援護者に関連した施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等の生活防災緊急対策の推進
  - (g) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等の恐れのある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する基礎調査を実施する。
  - (h) 土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域、著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として、関係市町村の意見を聞いて指定し、土砂災害特別経過会区域については以下の措置を講ずる。
    - ア 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
    - イ 建築基準法に基づく建築物の構造規制
    - ウ 勧告による移転者への融資、資金の確保
  - (i) 山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備
  - (j) 農業用排水施設の整備、老朽ため池等の補強、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策の推進
  - (k) 災害発生時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式の推進
- (イ) 風水害に対する建築物等の安全性
- a 不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。
  - b 住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。
  - c 強風による落下物の防止対策を図る。
  - d 建築物等の浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努める。
- (ロ) ライフライン施設等の機能の確保
- a 上下水道、廃棄物処理施設等の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統の多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。
  - b コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じる。
  - c ライフライン防災連絡会を設置し、関係機関の連携を図る。
- (ハ) 災害応急対策等への備え
- 次章以降に掲げる、風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分に行うとともに、職員、市民個々の防災力の向上を図る。

# 【新】

## 風水害対策編 第2章 災害予防計画

迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分に行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上を図るものとする。

b 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。

c 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。

d 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

### ウ 【関係機関が実施する計画】

#### (ア) 風水害に強いまちの形成

不特定多数のものが利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。

#### (イ) ライフライン施設等の機能の確保

a 上下水道、電気、ガス、電話等の施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。

b コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進するものとする。

#### (ウ) 災害応急対策等への備え

a 次章以降に掲げる、風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分に行うとともに、職員個々の防災力の向上を図るものとする。

b 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。

c 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。

d 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

### 3 災害危険区域の把握

#### (1) 現状と課題

# 【旧】

## 風水害対策編 第2章 災害予防計画

### ウ 【関係機関が実施する計画】

#### (ア) 風水害に強いまちの形成

不特定多数のものが利用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。

#### (イ) ライフライン施設等の機能の確保

a 上下水道、電気、ガス、電話等の施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

b コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるものとする。

#### (ウ) 災害応急対策等への備え

次章以降に掲げる、風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分に行うとともに、職員個々の防災力の向上を図るものとする。

### 3 災害危険区域の把握

#### (1) 現状と課題

# 【新】

## 風水害対策編 第2章 災害予防計画

本市区域内における災害危険区域、箇所は長野県地域防災計画に基づくもので、地滑り危険箇所（長野県建設部所管）6箇所、地すべり危険地区（長野県林務部所管）1箇所、山腹崩壊危険地区23箇所、崩壊土砂流危険地区30箇所、民有林林道における災害発生危険箇所5箇所、土砂崩壊危険箇所14箇所、急傾斜地崩壊危険箇所179箇所、土石流危険渓流118箇所、砂防指定地17箇所、重要水防区域27箇所合計420箇所が把握されている。

また、市独自の危険箇所調査では、水防上の危険箇所25箇所、急傾斜地危険箇所30箇所合計55箇所が把握されている。

これらの危険区域や箇所は台風や集中豪雨等で災害に発展することが予想されるので、事前に把握、調査をしておき、災害発生を未然防止するとともに災害時における迅速、的確な災害対策を実施する。

【資料8】 茅野市災害危険箇所調査一覧表

【資料9】 長野県防災計画における災害危険箇所一覧表

### (2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（都市建設部、産業経済部、企画総務部）

災害の未然防止のため、次の担当区分により危険箇所の調査を行う。

- |     |                |                       |
|-----|----------------|-----------------------|
| (7) | 土砂災害警戒区域       | 都市建設部・産業経済部           |
|     | （うち土砂災害特別警戒区域） | （都市建設部・産業経済部）         |
| (4) | 地滑り危険箇所        | 農林水産省所管のもの…………… 産業経済部 |
|     |                | 国土交通省所管のもの…………… 都市建設部 |
| (9) | 急傾斜地崩壊危険箇所     | 農林水産省所管のもの…………… 産業経済部 |
|     |                | 国土交通省所管のもの…………… 都市建設部 |
| (エ) | 土石流危険箇所        | 農林水産省所管のもの…………… 産業経済部 |
|     |                | 国土交通省所管のもの…………… 都市建設部 |
| (オ) | 浸水想定区域         | 国土交通省所管のもの…………… 都市建設部 |
| (カ) | 重要水防区域         | 都市建設部                 |
| (キ) | 水防上重要な水門及びため池  | 消防署・産業経済部・都市建設部       |
| (ク) | 道路橋梁など         | 都市建設部                 |
| (ケ) | 危険物貯蔵所         | 消防署                   |

# 【旧】

## 風水害対策編 第2章 災害予防計画

本市区域内における災害危険区域、箇所は長野県地域防災計画に基づくもので、地滑り危険箇所（長野県建設部所管）6箇所、地すべり危険地区（長野県林務部所管）1箇所、山腹崩壊危険地区23箇所、崩壊土砂流危険地区30箇所、民有林林道における災害発生危険箇所5箇所、土砂崩壊危険箇所14箇所、急傾斜地崩壊危険箇所179箇所、土石流危険渓流118箇所、砂防指定地17箇所、重要水防区域27箇所合計420箇所が把握されている。

また、市独自の危険箇所調査では、水防上の危険箇所25箇所、急傾斜地危険箇所30箇所合計55箇所が把握されている。

これらの危険区域や箇所は台風や集中豪雨等で災害に発展することが予想されるので、事前に把握、調査をしておき、災害発生を未然防止するとともに災害時における迅速、的確な災害対策を実施する。

【資料8】 茅野市災害危険箇所調査一覧表

【資料9】 長野県防災計画における災害危険箇所一覧表

### (2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（都市建設部、産業経済部、企画総務部）

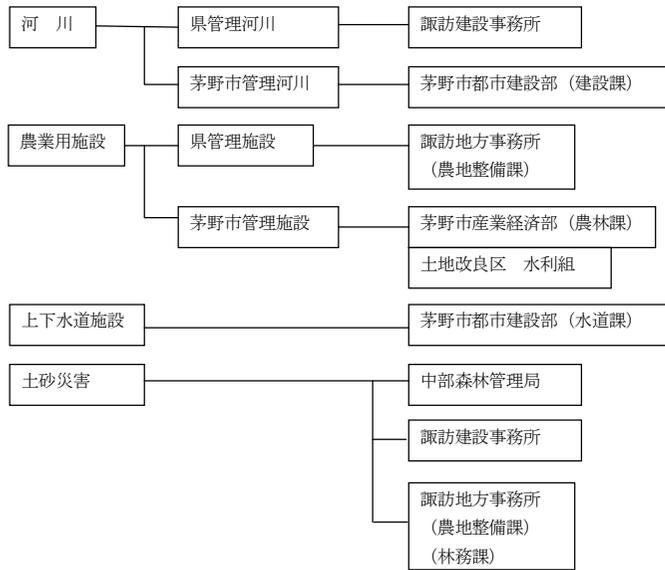
災害の未然防止のため、次の担当区分により危険箇所の調査を行う。

- |     |                |                       |
|-----|----------------|-----------------------|
| (7) | 土砂災害警戒区域       | 都市建設部・産業経済部           |
|     | （うち土砂災害特別警戒区域） | （都市建設部・産業経済部）         |
| (4) | 地滑り危険箇所        | 農林水産省所管のもの…………… 産業経済部 |
|     |                | 国土交通省所管のもの…………… 都市建設部 |
| (9) | 急傾斜地崩壊危険箇所     | 農林水産省所管のもの…………… 産業経済部 |
|     |                | 国土交通省所管のもの…………… 都市建設部 |
| (エ) | 土石流危険箇所        | 農林水産省所管のもの…………… 産業経済部 |
|     |                | 国土交通省所管のもの…………… 都市建設部 |
| (オ) | 浸水想定区域         | 国土交通省所管のもの…………… 都市建設部 |
| (カ) | 重要水防区域         | 都市建設部                 |
| (キ) | 水防上重要な水門及びため池  | 消防署・産業経済部・都市建設部       |
| (ク) | 道路橋梁など         | 都市建設部                 |
| (ケ) | 危険物貯蔵所         | 消防署                   |

# 【新】

風水害対策編 第2章 災害予防計画

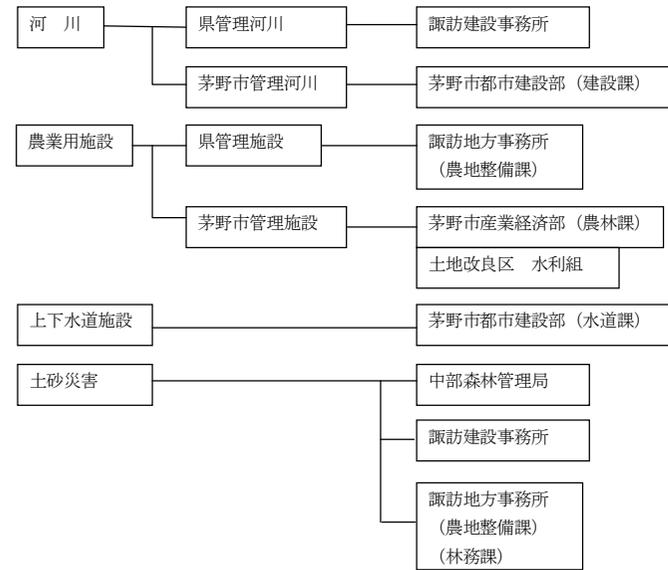
(防災関係機関別の危険箇所の把握体制)



# 【旧】

風水害対策編 第2章 災害予防計画

(防災関係機関別の危険箇所の把握体制)



# 【新】

風水害対策編 第2章 災害予防計画

## 第2節 災害発生直前対策

### 第1 基本方針

風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ、気象警報・注意報等の伝達体制、避難誘導体制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

### 第2 主な取組み

- 1 気象警報・注意報等の市民に対する伝達体制を整備する。
- 2 市民の避難誘導体制を整備する。
- 3 災害未然防止活動を行うための体制を整備する。

### 第3 計画の内容

#### 1 市民に対する情報の伝達体制の整備

気象警報・注意報等の伝達は、第3章第1節「災害の直前活動」の「災害情報伝達系統図」のとおりであるが、防災関係機関は、円滑で速やかな情報の伝達ができるように体制の整備を図る。

##### ア 【市及び県が実施する計画】（企画総務部）

気象台からの情報収集の他、茅野市防災気象情報システムや長野県砂防情報ステーション等を活用し、災害の未然防止活動体制を速やかに図るようとする。

##### イ 【関係機関が実施する計画】（長野地方気象台）

気象業務法に基づく気象警報・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達する体制の整備を図る。

#### 2 避難誘導体制の整備

ア 市は、風水害により市民の生命、身体等に危険が生じるおそれがある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導が行えるよう、あらかじめ避難誘導計画を作成しておくものとする。

イ 市及び県は、土砂災害等に対する市民の警戒避難基準、土砂災害警戒情報を用いてあらかじめ設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

第11節「避難収容活動計画」参照

#### 3 災害未然防止活動

各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合に、適切な災害未然防止活動を実施できるように以下のような体制の整備を行う。

ア 所管施設の緊急点検体制の整備

イ 応急復旧のための体制の整備

ウ 防災用資機材の備蓄

エ 水防活動体制の整備（水防管理者）

オ ダム、せき、水門、ポンプ場等の操作マニュアルの作成、人材の養成（河川、農業用排水施設管理者）

# 【旧】

風水害対策編 第2章 災害予防計画

## 第2節 災害発生直前対策

### 第1 基本方針

風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ、気象警報・注意報等の伝達体制、避難誘導体制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

### 第2 主な取組み

- 1 気象警報・注意報等の市民に対する伝達体制を整備する。
- 2 市民の避難誘導体制を整備する。
- 3 災害未然防止活動を行うための体制を整備する。

### 第3 計画の内容

#### 1 市民に対する情報の伝達体制の整備

気象警報・注意報等の伝達は、第3章第1節「災害の直前活動」の「災害情報伝達系統図」のとおりであるが、防災関係機関は、円滑で速やかな情報の伝達ができるように体制の整備を図る。

##### ア 【市及び県が実施する計画】（企画総務部）

気象台からの情報収集の他、茅野市防災気象情報システムや長野県砂防情報ステーション等を活用し、災害の未然防止活動体制を速やかに図るようとする。

##### イ 【関係機関が実施する計画】（長野地方気象台）

気象業務法に基づく気象警報・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達する体制の整備を図る。

#### 2 避難誘導体制の整備

ア 市は、風水害により市民の生命、身体等に危険が生じるおそれがある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導が行えるよう、あらかじめ避難誘導計画を作成しておくものとする。

イ 市及び県は、土砂災害等に対する市民の警戒避難基準、土砂災害警戒情報を用いてあらかじめ設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

第11節「避難収容活動計画」参照

#### 3 災害未然防止活動

各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合に、適切な災害未然防止活動を実施できるように以下のような体制の整備を行う。

ア 所管施設の緊急点検体制の整備

イ 応急復旧のための体制の整備

ウ 防災用資機材の備蓄

エ 水防活動体制の整備（水防管理者）

オ ダム、せき、水門等の操作マニュアルの作成、人材の養成（河川、農業用排水施設管理者）

# 【新】

風水害対策編 第2章 災害予防計画

カ 災害に関する情報についての市との連携体制の整備

# 【旧】

風水害対策編 第2章 災害予防計画

カ 災害に関する情報についての市との連携体制の整備

# 【新】

風水害対策編 第2章 災害予防計画

## 第3節 情報の収集・連絡体制計画

### 第1 基本方針

災害時には各機関ができる限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。

県、市及び防災関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積に務め、災害危険性の周知や災害予測システムの研究に役立てる。

### 第2 主な取組み

- 1 防災関係機関は、情報収集ルートの設定等情報収集・連絡体制の整備を図る。
- 2 市は、防災関連情報のデータベース化を図り、防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努める。
- 3 情報伝達手段の多ルート化を図る。

### 第3 計画の内容

#### 1 情報収集・連絡体制の整備

##### (1) 現状及び課題

情報の収集は、災害対策の適否を左右する重要な要素であり、迅速性、確実性が求められる。

市、県、防災関係機関は、災害時の情報収集体制をあらかじめ整備するとともに、相互の連絡を緊密にするよう努めていくことが必要である。

##### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する計画】（市全部局）

(ア) 被災状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するが、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておく。

(イ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施する。

(ウ) 公共施設（地区コミュニティセンター、学校、公民館等）を情報通信の拠点とした情報ネットワークの整備について研究する。

(エ) 総合的な情報収集を行うため「モニター情報制度」の設置を研究する。

(オ) 情報収集手段としてパソコンネットワーク等の活用を推進する。

(カ) 茅野市防災気象情報システムによる雨量情報及び長野県河川砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度などの情報収集に努め、また、県、市民と連携し、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

(キ) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

(ク) 市防災行政無線の使用について職員に訓練を実施する。

【資料 13】 茅野市防災行政無線設置状況

【資料 14】 区内放送施設設置状況

○無線通信施設管理運用部課

# 【旧】

風水害対策編 第2章 災害予防計画

## 第3節 情報の収集・連絡体制計画

### 第1 基本方針

災害時には各機関ができる限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。

県、市及び防災関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積に務め、災害危険性の周知や災害予測システムの研究に役立てる。

### 第2 主な取組み

- 1 防災関係機関は、情報収集ルートの設定等情報収集・連絡体制の整備を図る。
- 2 市は、防災関連情報のデータベース化を図り、防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努める。
- 3 情報伝達手段の多ルート化を図る。

### 第3 計画の内容

#### 1 情報収集・連絡体制の整備

##### (1) 現状及び課題

情報の収集は、災害対策の適否を左右する重要な要素であり、迅速性、確実性が求められる。

市、県、防災関係機関は、災害時の情報収集体制をあらかじめ整備するとともに、相互の連絡を緊密にするよう努めていくことが必要である。

##### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する計画】（市全部局）

(ア) 被災状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておく。

(イ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施する。

(ウ) 公共施設（地区コミュニティセンター、学校、公民館等）を情報通信の拠点とした情報ネットワークの整備について研究する。

(エ) 情報収集手段としてパソコンネットワーク等の活用について研究する。

(オ) 県、市民と連携し、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

(カ) 市防災行政無線の使用について職員に訓練を実施する。

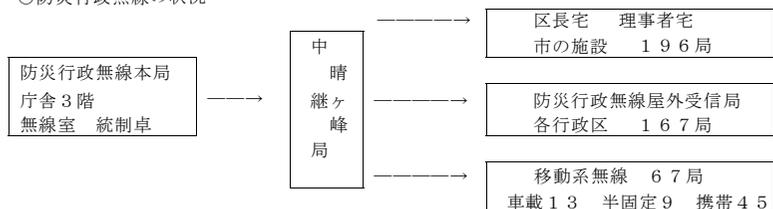
【資料 13】 茅野市防災行政無線設置状況

【資料 14】 区内放送施設設置状況

# 【新】

無線機	管理・運用	備 考
長野県防災行政無線	企画総務部防災対策課	
茅野市防災行政無線	危機管理室防災対策課	
消防無線	消防署	
水道無線	水道部水道課	車載11 携帯6

○防災行政無線の状況



イ 【県が実施する計画】

- (ア) 情報収集ルートを、あらかじめ設定するものとする。（危機管理部）
- (イ) 円滑な情報収集の確保を図るため、毎年訓練を実施するものとする。（危機管理部）
- (ウ) 関係市町村、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努めるものとする。（建設部）
- (エ) 映像による情報を収集するため、ヘリコプターテレビシステムの効果的な運用を推進するものとする。（危機管理部）
- (オ) 道路交通状況を把握するため、交通監視用カメラの整備を推進する。（警察本部）
- (カ) 毎年、防災関係機関における情報収集・連絡担当者名簿を作成し、関係機関に配布するものとする。（危機管理部）
- (キ) 情報を一元的に収集伝達する「防災情報管理システム」の構築を研究する。（危機管理部）
- (ク) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。（危機管理部）

ウ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 被害状況等の把握調査を行うため、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておくものとする。
- (イ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施するものとする。

エ 【市民が実施する計画】

自主防災組織の平常時の活動を活発化し、情報収集及び連絡担当者等をあらかじめ定めておくものとする。

2 情報の分析整理

市は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積に務めるとともに、パソコンネットワーク等の活用により、災害情報等の周知を図る。

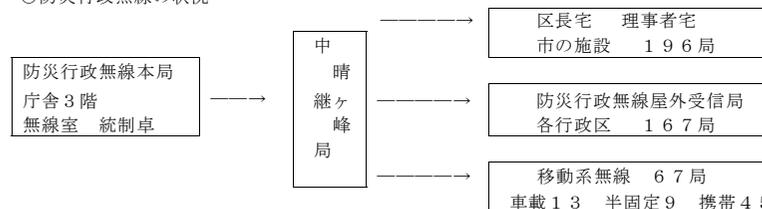
また、これらの蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成・活用を図る

# 【旧】

○無線通信施設管理運用部課

無線機	管理・運用	備 考
長野県防災行政無線	企画総務部防災対策課	
茅野市防災行政無線	危機管理室防災対策課	
消防無線	消防署	
水道無線	水道部水道課	車載11 携帯6

○防災行政無線の状況



イ 【県が実施する計画】

- (ア) 情報収集ルートを、あらかじめ設定する。（危機管理部）
- (イ) 円滑な情報収集の確保を図るため、毎年訓練を実施する。
- (ウ) 映像による情報を収集するため、ヘリコプターテレビシステムの効果的な運用を推進する。（警察本部）
- (エ) 震災時における迅速な初動体制の確立等を図るため、全市町村に震度計を設置し、県と消防庁を結ぶ震度情報ネットワークの高度化を図る。（危機管理部）
- (オ) 道路交通状況を把握するため、交通監視用カメラの整備を推進する。（警察本部）
- (カ) 毎年、防災関係機関における情報収集・連絡担当者名簿を作成し、担当者等を定めておくものとする。

ウ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 被害状況等の把握調査を行うため、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておく。
- (イ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施する。

エ 【市民が実施する計画】

自主防災組織の平常時の活動を活発化し、情報収集及び連絡担当者等をあらかじめ定めておく。

2 情報の分析整理

市は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積に務めるとともに、パソコンネットワーク等の活用により、災害情報等の周知を図る。

また、これらの蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成・活用を図ること等により、地震発生時における被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するよう努める。

こと等により、地震発生時における被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するよう努める。

### 3 通信手段の確保

災害対策にとって、情報収集は欠くことのできない前提条件であり、情報通信施設が被災した場合、情報網の混乱が予想される。そのため情報通信手段は多ルート（地上系・衛星系等）で設定することが求められる。

#### ア 【市が実施する計画】（企画総務部）

- (ア) 同報系無線及び移動系無線を整備し、老朽化した設備の更新を図る。
- (イ) 通信施設の転倒防止、非常電源・燃料確保等の耐震性の向上を図る。  
加入電話回線については、重要回線を災害時の優先電話として指定する。
- (ウ) 市役所と集落とを結ぶ双方向の地域防災行政無線等防災行政無線の整備を図る。
- (エ) 災害時にアマチュア無線、タクシー組合等の協力により、災害時応援協定の締結を実施するなど、情報の提供得られるシステムを構築するように努める。  
【資料15】アマチュア無線による災害時応援協定
- (オ) 風水害時を想定した非常通信訓練を行う。
- (カ) 衛星携帯電話、MCA移動無線等の移動系の緊急対策機器の整備を図る。
- (キ) NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図ること。
- (ク) 災害対策本部設置時の通信施設（電話等）の配置計画をする。

#### イ 【県が実施する計画】

- (ア) 地上系及び衛星系の防災行政無線について、老朽化した設備の更新を行い、耐震性の強化や非常用電源設備の整備を図るとともに、機器の定期的な検査等、適時適切な維持管理を行い円滑な通信の確保を図る。  
（危機管理部）
- (イ) 災害時にアマチュア無線局の協力により情報提供が得られるシステムを構築する。（危機管理部）
- (ウ) 風水害時を想定した非常通信訓練を行う。（危機管理部、警察本部）
- (エ) 衛星携帯電話、携帯電話、MCA移動無線等の移動系の応急対策機器の整備を図る。（危機管理部、警察本部）
- (オ) NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図ること。
- (カ) 震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム（J-ALERT）その他の災害情報等を瞬時に受信するシステムを維持・整備するよう努める。

#### ウ 【関係団体が実施する計画】（NTT）

災害時優先電話の計画的な整備をする。  
【資料18】災害時優先電話リスト

### 3 通信手段の確保

災害対策にとって、情報収集は欠くことのできない前提条件であり、情報通信施設が被災した場合、情報網の混乱が予想される。そのため情報通信手段は多ルート（地上系・衛星系等）で設定することが求められる。

#### ア 【市が実施する計画】（企画総務部）

- (ア) 同報系無線及び移動系無線を整備し、老朽化した設備の更新を図る。
- (イ) 通信施設の転倒防止、非常電源・燃料確保等の耐震性の向上を図る。  
加入電話回線については、重要回線を災害時の優先電話として指定する。
- (ウ) 市役所と集落とを結ぶ双方向の地域防災行政無線等防災行政無線の整備を図る。
- (エ) 災害時にアマチュア無線、タクシー組合等の協力により、災害時応援協定の締結を実施するなど、情報の提供得られるシステムを構築するように努める。  
【資料15】アマチュア無線による災害時応援協定
- (オ) 風水害時を想定した非常通信訓練を行う。
- (カ) 衛星携帯電話、MCA移動無線等の移動系の緊急対策機器の整備を図る。
- (キ) NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図ること。
- (ク) 災害対策本部設置時の通信施設（電話等）の配置計画をする。

#### イ 【県が実施する計画】

- (ア) 地上系及び衛星系の防災行政無線について、老朽化した設備の更新を行い、耐震性の強化や非常用電源設備の整備を図るとともに、機器の定期的な検査等、適時適切な維持管理を行い円滑な通信の確保を図る。  
（危機管理部）
- (イ) 災害時にアマチュア無線局の協力により情報提供が得られるシステムを構築する。（危機管理部）
- (ウ) 風水害時を想定した非常通信訓練を行う。（危機管理部、警察本部）
- (エ) 衛星携帯電話、携帯電話、MCA移動無線等の移動系の応急対策機器の整備を図る。（危機管理部、警察本部）
- (オ) NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図ること。

#### ウ 【関係団体が実施する計画】（NTT）

災害時優先電話の計画的な整備をする。  
【資料18】災害時優先電話リスト

# 【新】

## 第4節 活動体制計画

### 第1 基本方針

風水害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が必要となる。このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等発災時における活動体制の整備を図る。

### 第2 主な取組み

- 1 職員の配置活動体制の整備、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル等の整備を推進する。
- 2 茅野市防災会議を設置し、その円滑な運営を図る。
- 3 防災中核機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設の確保等災害時の防災中核機能の確保を図る。
- 4 複合災害発生の可能性を認識し、備えを充実する。
- 5 業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

### 第3 計画の内容

#### 1 職員の参集・活動体制

##### (1) 現状及び課題

災害による被害の拡大を防ぐためには、より迅速な職員の参集による情報収集及び応急対策への着手が必要となる。

##### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する計画】(市全部局)

- (ア) 職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じて見直しを行う。その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保について検討する。また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。
- (イ) 茅野市災害応急対策職員行動マニュアルに従い、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理し、必要に応じて見直しを行う。またマニュアルに基づく訓練の実施を図る。
- (ウ) 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築に努める。

#### イ 【県が実施する計画】(全部局)

- (ア) 災害に関する情報等を迅速に把握するため、関係機関との連携を強化するものとする。
- (イ) 職員によるより迅速な配備活動体制を整備し、特に勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。また、必要に応じて見直しを行うものとする。
- (ウ) 大規模災害発生時には職員への連絡が取れない状況となることを想定し、指示によらない参集方法を検討するものとする。
- (エ) 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した職員の応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図るものとする。
- (オ) 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築に努めるものとする。
- (カ) 過去の災害対応を検証し、必要に応じて体制の見直しを図る。また体制の見直しについては、訓練等を通じPDCAサイクルの観点から改善を図るものとする。

# 【旧】

## 第4節 活動体制計画

### 第1 基本方針

風水害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が必要となる。このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等発災時における活動体制の整備を図る。

### 第2 主な取組み

- 1 職員の配置活動体制の整備、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル等の整備を推進する。
- 2 茅野市防災会議を設置し、その円滑な運営を図る。
- 3 防災中核機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設の確保等災害時の防災中核機能の確保を図る。
- 4 業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

### 第3 計画の内容

#### 1 職員の非常参集体制の整備

##### (1) 現状及び課題

風水害等による被害の拡大を防ぐためには、より迅速な職員の参集による情報収集及び応急対策への着手が必要となる。

##### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する計画】(市全部局)

- (ア) 職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じて見直しを行う。その際、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保について検討する。また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。
- (イ) 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアル等の整備及びマニュアルに基づく訓練の実施を図る。

#### イ 【県が実施する計画】(全部局)

- (ア) 風水害に関する情報等を迅速に把握するため、関係機関との連携を強化する。
- (イ) 職員によるより迅速な配備活動体制を整備し、特に勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。また、必要に応じて見直しを行う。
- (ウ) 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した職員の応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図る。

# 【新】

## ウ 【関係機関が実施する計画】（全機関）

- (7) 職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ見直しを行う。その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討するものとする。また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とするものとする。
- (イ) 応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図るものとする。

## 2 組織の整備

### (1) 現状及び課題

広域的な地域にわたって被害をもたらす風水害に対しては、各組織の防災体制の整備とともに、組織間の応援協力体制が必要であることから、茅野市防災会議等の円滑な運営により、防災関係機関の連携強化を図る必要がある。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する計画】（企画総務部）

災害対策基本法第16条に基づき、茅野市防災会議を設置し、市の災害特性および地域特性に対応した茅野市防災計画及び地域災害の特色を考慮した風水害対策計画の作成及び修正を行い、その計画の実施を推進する。

#### イ 【県が実施する計画】

##### (7) 県防災会議（危機管理部）

災害対策基本法第14条に基づき長野県防災会議を設置し、地域防災計画を必要により修正するとともに計画の実施を推進する。防災会議は、知事を会長とし、委員の属する機関の職員のうちから幹事を任命し、委員を補佐する。組織内の部会として災害危険地域対策部会等を有する。

##### (イ) 災害危険地域対策部会（建設部）

災害対策基本法施行令第7条第4号及び長野県防災会議条例第4条1項の規定に基づき、長野県防災会議に災害危険地域対策部会を設置し、自然災害防止対策における基本的な事項に関する審議を行う。

#### ウ 【関係機関が実施する計画】

市の地域を管轄し、又は市の地域内にある防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織を整備するとともに、市及び他の防災関係機関が必要とする協議会、連絡会議等の組織の整備に協力する。

## 3 防災中枢機能等の確保

### (1) 現状及び課題

災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める。

また、代替エネルギーシステムの活用を含めた自家発電設備等の整備や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保が必要である。

# 【旧】

## ウ 【関係機関が実施する計画】（全機関）

- (7) 職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ見直しを行う。その際、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討する。また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。
- (イ) 応急対策活動マニュアル等の整備及びマニュアルに基づく訓練の実施を図る。

## 2 組織の整備

### (1) 現状及び課題

広域的な地域にわたって被害をもたらす風水害に対しては、各組織の防災体制の整備とともに、組織間の応援協力体制が必要であることから、茅野市防災会議等の円滑な運営により、防災関係機関の連携強化を図る必要がある。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する計画】（企画総務部）

災害対策基本法第16条に基づき、茅野市防災会議を設置し、市の災害特性および地域特性に対応した茅野市防災計画及び地域災害の特色を考慮した風水害対策計画の作成及び修正を行い、その計画の実施を推進する。

#### イ 【県が実施する計画】

##### (7) 県防災会議（危機管理部）

災害対策基本法第14条に基づき長野県防災会議を設置し、地域防災計画を必要により修正するとともに計画の実施を推進する。防災会議は、知事を会長とし、委員の属する機関の職員のうちから幹事を任命し、委員を補佐する。組織内の部会として災害危険地域対策部会等を有する。

##### (イ) 災害危険地域対策部会（建設部）

災害対策基本法施行令第7条第4号及び長野県防災会議条例第4条1項の規定に基づき、長野県防災会議に災害危険地域対策部会を設置し、自然災害防止対策における基本的な事項に関する審議を行う。

#### ウ 【関係機関が実施する計画】

市の地域を管轄し、又は市の地域内にある防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織を整備するとともに、市及び他の防災関係機関が必要とする協議会、連絡会議等の組織の整備に協力する。

## 3 防災中枢機能等の確保

### (1) 現状及び課題

災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める。

また、代替エネルギーシステムの活用を含めた自家発電設備等の整備や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保が必要である。

さらに、市庁舎が防災機能の中核施設になるため、施設の点検、補強等を実施する他、施設使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。

# 【新】

## 風水害対策編 第2章 災害予防計画

さらに、市庁舎が防災機能の中核施設になるため、施設の点検、補強等を実施する他、施設使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する計画】(企画総務部)

防災中核機能を果たす防災拠点のあり方を検討し、計画的に設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努める。

(ア) 災害対策本部となる市庁舎の点検を実施し施設設備の安全性を確保する。

また、上記施設が機能不全となった場合の防災中核機能確保体制の構築を図る。

(イ) 庁舎被災時におけるバックアップ機能の点検、補強を進めるとともに、バックアップ機能作動下での対策本部の設置訓練等の実施を図る。

(ロ) 市有施設の耐震診断を行い、必要に応じて補強、整備等を行う。

(ハ) 長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討する。

#### イ 【諏訪広域消防が実施する計画】

消防活動の中核としての機能を確保するため、消防庁舎の点検を実施し、崩落の危険箇所を把握し、安全性の確保に努める。また、市と連携して市内の消防署所の防災機能の強化を図る。

#### ウ 【県が実施する計画】(総務部、市民環境部)

(ア) 県庁舎の点検を実施し、災害時の危険箇所を把握し、補強等を実施する。(総務部)

(イ) 県庁西庁舎に整備した災害対策本部室(防災センター) 県警災害警備本部の機能を活用し、迅速かつ的確な応急対策活動を実施できるようにする。(危機管理部、総務部、警察本部)

(ロ) 県庁舎被災時に防災中核機能を確保するため、県合同庁舎等を代替施設としてあらかじめ想定し、電気設備、通信設備等防災関係機能の強化を図る。(危機管理部、総務部)

(ハ) 長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備を検討する。(危機管理部、総務部)

(ニ) 緊急防災基盤整備事業債等を活用し、警察署の装備品倉庫等を建設することにより、活動体制の強化を図る。(警察本部)

#### エ 【防災関係機関が実施する計画】(全機関)

防災中核機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努めるものとする。

## 4 複合災害への備え

### (1) 現状及び課題

同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる状況の発生可能性を認識し、備えを充実する。

### (2) 実施計画

#### 【市、県及び関係機関が実施する計画】

災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要因・資機材の投入判断を行う対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めるものとする。

# 【旧】

## 風水害対策編 第2章 災害予防計画

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する計画】(企画総務部)

防災中核機能を果たす防災拠点のあり方を検討し、計画的に設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努める。

(ア) 災害対策本部となる市庁舎の点検を実施し施設設備の安全性を確保する。

また、上記施設が機能不全となった場合の防災中核機能確保体制の構築を図る。

(イ) 庁舎被災時におけるバックアップ機能の点検、補強を進めるとともに、バックアップ機能作動下での対策本部の設置訓練等の実施を図る。

(ロ) 市有施設の耐震診断を行い、必要に応じて補強、整備等を行う。

(ハ) 長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討する。

#### イ 【諏訪広域消防が実施する計画】

消防活動の中核としての機能を確保するため、消防庁舎の点検を実施し、崩落の危険箇所を把握し、安全性の確保に努める。また、市と連携して市内の消防署所の防災機能の強化を図る。

#### ウ 【県が実施する計画】(総務部、市民環境部)

(ア) 県庁舎の点検を実施し、災害時の危険箇所を把握し、補強等を実施する。(総務部)

(イ) 県庁西庁舎に整備した災害対策本部室(防災センター) 県警災害警備本部の機能を活用し、迅速かつ的確な応急対策活動を実施できるようにする。(危機管理部、総務部、警察本部)

(ロ) 県庁舎被災時に防災中核機能を確保するため、県合同庁舎等を代替施設としてあらかじめ想定し、電気設備、通信設備等防災関係機能の強化を図る。(危機管理部、総務部)

(ハ) 長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備を検討する。(危機管理部、総務部)

(ニ) 緊急防災基盤整備事業債等を活用し、警察署の装備品倉庫等を建設することにより、活動体制の強化を図る。(警察本部)

#### エ 【防災関係機関が実施する計画】(全機関)

防災中核機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努める。

## 4 業務継続性の確保

### (1) 現状及び課題

災害発生時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する計画】(全部局)

(ア) 業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図る。

(イ) 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂等を行う。

#### イ 【県が実施する計画】(全部局)

(ア) 業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図るものとする。

# 【新】

## 5 業務継続性の確保

### (1) 現状及び課題

災害発生時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

### (2) 実施計画

#### ア【市が実施する計画】(全部局)

(ア) 業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図る。

(イ) 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

#### イ【県が実施する計画】(全部局)

(ア) 業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図るものとする。

(イ) 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

# 【旧】

- (イ) 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂等を行うものとする。

# 【新】

## 第5節 広域相互応援計画

### 第1 基本方針

災害発生時において、その規模及び被害の状況から、市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難となった場合に備え、市町村間及び消防機関相互等において、応援協定を締結し、平常時からの連携の強化を図るとともに、災害時は、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。

### 第2 主な取組み

- 1 防災関係機関相互の連絡体制の整備を図る。
- 2 県内全市町村による、相互応援体制の確立を図る。
- 3 県内外消防本部による、消防相互応援体制の確立を図る。
- 4 姉妹都市等との相互応援体制の確立を図る。
- 5 公共機関及びその他事業等による、相互応援協定の締結を促進する。
- 6 県と市町村が一体となって他の都道府県の被災地を応援する体制の整備を図る。
- 7 防災関係機関による応援が円滑に行えるよう、活動拠点の確保を図る。

### 第3 計画の内容

#### 1 防災関係機関相互の連携体制整備

##### (1) 現状及び課題

各防災関係機関は、応援要請等が迅速に行えるよう連携体制の整備に努める。

##### (2) 実施計画

#### 【市、県及び関係機関が実施する計画】（企画総務部）

(7) 応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順や連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整える。

(4) 災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に応援を受けることができるような体制等の構築について検討する。

#### 2 市町村間の相互応援協定

##### (1) 現状及び課題

現在、県内市町村間において相互応援を行う「長野県市町村災害時応援協定」が締結され、諏訪広域6市町村間でも「諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定」が締結されているほか、姉妹都市とも応援協定が締結されている。

今後は、これらの協定に基づき平常時から連携強化を図り、相互応援体制を確立する必要がある。

協定名	協定先	協定日
諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定	諏訪地域6市町村間	H7.8.22
長野県市町村災害時相互応援協定	県内市町村間	H8.4.1

# 【旧】

## 第5節 広域相互応援計画

### 第1 基本方針

災害発生時において、その規模及び被害の状況から、市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難となった場合に備え、市町村間及び消防機関相互等において、応援協定を締結し、平常時からの連携の強化を図るとともに、災害時には、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動体制がとれるよう整備する。

### 第2 主な取組み

- 1 県内全市町村による相互応援体制の確立を図る。
- 2 県内全消防本部による、消防相互応援体制の確立を図る。
- 3 姉妹都市等との相互応援体制の確立を図る。
- 4 公共機関及びその他事業等による、相互応援協定の締結を促進する。
- 5 防災関係機関による応援が円滑に行えるよう、活動拠点の確保を図る。

### 第3 計画の内容

#### 1 県内全市町村間の相互応援協定

##### (1) 現状及び課題

現在、県内市町村間において相互応援を行う「長野県市町村災害時応援協定」が締結され、諏訪広域6市町村間でも「諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定」が締結されているほか、姉妹都市とも応援協定が締結されている。今後は円滑な応援体制の整備が必要となる。

協定名	協定先	協定日
諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定	諏訪地域6市町村間	H7.8.22
長野県市町村災害時相互応援協定	県内市町村間	H8.4.1

# 【新】

## (2) 実施計画

### ア 【市が実施する計画】（企画総務部）

- (ア) 「長野県市町村災害時相互応援協定」、「諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定」に基づく応援体制の強化に努める。
- (イ) 相互応援協定により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定める。
- (ウ) 備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的に実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平常時から連携強化に努める。
- (エ) 「長野県市町村災害時相互応援協定」における代表市町村等は、災害が発生した場合の先遣隊の派遣、ブロック内の支援・受援体制等について、代表市町村会議、ブロック内における連絡会議等を開催し、相互応援体制の確立を図る。

### イ 【県が実施する計画】（危機管理部）

県市長会及び県町村会等と調整を行い、相互応援体制の確立を図るものとする。

### ウ 【関係機関が実施する計画】（県市長会、県町村会、県消防協会）

県及び市町村と調整を図り、相互応援体制の確立を図るものとする。

## 3 県内外消防本部間の消防相互応援体制

### (1) 現状及び課題

県内の消防本部を置く市町村間において相互応援を行う「長野県消防相互応援協定」が、平成8年2月14日に締結された。

また、大規模災害時に上記の県内消防本部間の相互応援による消防力では対応できない場合に、全国の消防機関が相互に人命救助活動を行うことを目的に、緊急消防援助隊が平成7年6月30日に発足し、その活動の指針となる緊急消防援助隊要綱が制定された。

平成15年6月に消防組織法が改正され、平成16年4月から緊急消防援助隊が法制化されるとともに、大規模・特殊災害発生時の消防庁長官の指示権の創設等がなされました。

この法律及び協定に基づき、平常時から国、県、消防本部間の連携強化を図り、消防相互応援体制を確立する必要がある。

協定名	協定先	協定日
長野県消防相互応援協定	県内市長村、消防本部	H 8.2.14
消防相互応援協定	峡北広域行政事務組合	S60.1.1
中央高速道路消防応援協定		S63.8.3

### (2) 実施計画

#### ア 【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する計画】（企画総務部）

- (ア) 各消防本部においては、協定及び要綱に基づく応援等が迅速かつ的確に実施でき

# 【旧】

## (2) 実施計画

### ア 【市が実施する計画】（企画総務部）

- (ア) 「長野県市町村災害時相互応援協定」、「諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定」に基づく応援体制の強化に努める。
- (イ) 相互応援協定により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定める。
- (ウ) 備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的に実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平常時から連携強化に努める。
- (エ) 「長野県市町村災害時相互応援協定」における代表市町村等は、災害が発生した場合の先遣隊の派遣、ブロック内の支援・受援体制等について、代表市町村会議、ブロック内における連絡会議等を開催し、相互応援体制の確立を図る。

### イ 【県が実施する計画】（危機管理部）

県市長会及び県町村会等と調整を行い、相互応援体制の確立を図る。

### ウ 【関係機関が実施する計画】（県市長会、県町村会、県消防協会）

県及び市町村と調整を図り、相互応援体制の確立を図るものとする。

## 2 県内外消防本部間の消防相互応援協定

### (1) 現状及び課題

県内の消防本部を置く市町村間において相互応援を行う「長野県消防相互応援協定」が、平成8年2月14日に締結された。

また、大規模災害時に、県内消防本部間の相互応援による消防力では対応できない場合に、全国の消防機関が相互に人命救助活動を行うことを目的に、緊急消防援助隊が平成7年6月30日に発足し、その活動の指針となる緊急消防援助隊要綱が制定され、平成16年には、消防組織法に基づく部隊として位置付けられた。

平成15年6月に消防組織法が改正され、平成16年4月から緊急消防援助隊が法制化されるとともに、大規模・特殊災害発生時の消防庁長官の指示権の創設等がなされた。

この法律及び協定に基づき、平常時から国、県、消防本部間の連携強化を図り、消防相互応援体制を確立する必要がある。

協定名	協定先	協定日
長野県消防相互応援協定	県内市長村、消防本部	H 8.2.14
消防相互応援協定	峡北広域行政事務組合	S60.1.1
中央高速道路消防応援協定		S63.8.3

### (2) 実施計画

#### ア 【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する計画】（企画総務部）

- (ア) 応援協定に基づく協議会及び諏訪地域の連絡会議を開催して、消防力及び消防用資機材の把握、応援体制等を協議し、応援等が迅速かつ的確に実施できる体制を整

# 【新】

る体制を整備する。

- (イ) 各消防本部における消防力の把握及び実践的な合同訓練等を定期的実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び応援活動の実施等が図れるよう、平常時から連携強化を図る。
- (ウ) 県と連携し、緊急消防援助隊の実践的な教育訓練等に努める。

## イ 【県が実施する計画】（危機管理部）

- (7) 県消防長会・緊急消防援助隊の県隊長を務める代表消防機関等と連携し、県内外消防本部間の連携強化、消防相互応援体制の確立を促進するものとする。
- (イ) 緊急消防援助隊等他都道府県の応援の円滑な受入れを図るため、「長野県緊急消防隊受援計画」に基づき、速やかに受入れ体制を整えるものとする。
- (ウ) 市町村、代表消防機関等と連携し、緊急消防援助隊の実践的な教育訓練等に努めるものとする。

## ウ 【関係機関が実施する計画】（県市長会、県町村会、県消防長会）

県及び市町村と調整を図り、全消防本部間の連携強化、消防相互応援体制の確立を促進するものとする。

## 4 姉妹都市等との相互応援協定

### (1) 現状及び課題

姉妹都市等である神奈川県伊勢原市、岡山県総社市、千葉県旭市、千葉県浦安市との応援協定が締結されている。また、甲州街道沿線12市間において協定が締結されている。

これらの協定により、他都県市との相互応援体制は整備されているが、今後一層の連携強化が必要である。

また相互応援協定の締結に当たっては、近隣都県市に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する都道府県等との間の協定締結を検討する。

協定名	協定先	協定日
災害時における相互応援協定に関する協定	岡山県総社市	H8.11.11
災害時における相互応援協定に関する協定	千葉県旭市	H9.11.1
災害時における相互応援協定に関する協定	神奈川県伊勢原市	H19.1.19
災害時における相互応援に関する協定	千葉県浦安市	H24.10.22
大規模災害時等における相互応援に関する協定	甲州街道沿線12市間	H8.12.1

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する計画】（企画総務部）

- (7) 相互応援協定により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。

# 【旧】

備する。

- (イ) 合同訓練等を定期的実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平常時から連携強化に努める。
- (ウ) 県と連携し、緊急消防援助隊の実践的対応が図られるよう、教育訓練等に努める。

## イ 【県が実施する計画】（危機管理部）

- (7) 県消防長会・緊急消防援助隊の県隊長を務める代表消防機関等と連携し、県内外消防本部間の連携強化、消防相互応援体制の確立を促進する。
- (イ) 緊急消防援助隊等他都道府県の応援の円滑な受入れを図るため、「長野県緊急消防隊受援計画」に基づき、速やかに受入れ体制を整える。
- (ウ) 市町村、代表消防機関等と連携し、緊急消防援助隊の実践的な教育訓練等に努める。

## ウ 【関係機関が実施する計画】（県市長会、県町村会、県消防長会）

県及び市町村と調整を図り、全消防本部間の連携強化、消防相互応援体制の確立を促進する。

## 3 姉妹都市等との相互応援協定

### (1) 現状及び課題

姉妹都市等である神奈川県伊勢原市、岡山県総社市、千葉県旭市、千葉県浦安市との応援協定が締結されている。また、甲州街道沿線12市間において協定が締結されている。

これらの協定により、他都県市との相互応援体制は整備されているが、今後一層の連携強化が必要である。

また、相互応援協定の締結に当たっては、近隣都県市に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する都道府県等との間の協定締結を検討する必要がある。

協定名	協定先	協定日
災害時における相互応援協定に関する協定	岡山県総社市	H8.11.11
災害時における相互応援協定に関する協定	千葉県旭市	H9.11.1
災害時における相互応援協定に関する協定	神奈川県伊勢原市	H19.1.19
災害時における相互応援に関する協定	千葉県浦安市	H24.10.22
大規模災害時等における相互応援に関する協定	甲州街道沿線12市間	H8.12.1

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する計画】（企画総務部）

- (7) 相互応援協定により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。

# 【新】

- (イ) 関係市の備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的に実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平常時から連携強化に努める。
- (ウ) 迅速かつ円滑な応援の受入れが図られるよう、相互に先遣隊の派遣、被災現地における調整本部の設置等に必要な体制の整備を図る。
- (エ) 広域避難が実施された場合を想定し、避難所・応急仮設住宅の設置が相互に行われるよう平常時から体制整備を図る。
- (オ) 相互応援協定の締結に当っては、近隣都県市に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村等との間の協定締結を検討する。

## 5. 公共機関及びその他事業者間の相互応援協定

### (1) 現状及び課題

公共機関及びその他事業者間においては連携強化に努めているが、相互応援協定の締結により、応急・復旧活動の応援が円滑に実施できる体制を整備する必要がある。

#### ◆茅野市が相互応援協定している内容

協定名	対象	締結日
災害時の医療救護に関する協定	諏訪郡医師会	H8.4.1
医薬品の備蓄に関する委託契約	諏訪中央病院	H9.12.1
災害時の医療救援に関する協定	諏訪薬剤師会	H24.7.31
災害時等における施設の相互利用に関する協定	茅野警察署	H24.9.14
災害時の応急対策協力に関する協定	長野県建設業協会諏訪支部茅野分会	H22.12.21
災害時の応急対策協力に関する協定	茅野市水道事業協同組合	H9.12.1
災害時における応援協力に関する協定	諏訪生コン協同組合	H24.11.28
アマチュア無線による災害時応援協定	茅野アマチュア無線クラブ	H9.12.1
災害時における茅野市及び茅野市内郵便局の協力に関する協定	茅野郵便局・茅野市内特定郵便局	H9.4.24
災害時における応急生活物資供給等の協力に関わる協定	JA 信州諏訪農協	H10.10.15
	A コープながの	H10.10.15
災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	長野県石油商業組合諏訪支部	H25.3.28
長野県市町村社会福祉協議会災害時相互応援協定	県内市町村社会福祉協議会	H9.4.1
災害緊急放送に関する相互協定	エルシーブイ株式会社	H18.10.23
災害時における応急危険度判定の協力に関する協定	長野県建築士会諏訪支部	H18.12.1
災害時等における避難者支援に関する協定	株式会社信毎販売センター	H20.12.12
災害時の応急対策協力に関する協定	茅野市建設業協同組合	H21.12.15
災害時等における避難者支援に関する協定	株式会社カネトモ	H22.1.1
災害時における応急対策協力に関する協定	茅野市電気設備業協会	H22.12.21
災害時等における避難者支援等に関する覚書	諏訪東京理科大学	H24.12.20

# 【旧】

- (イ) 関係市の備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的に実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平常時から連携強化に努める。
- (ウ) 迅速かつ円滑な受入れが図れるよう、体制の整備を図る。

#### ◆【県が実施する計画】

- ~~(ア) 相互応援協定により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。~~
- ~~(イ) 関係都道府県等の備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的に実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平時から連携強化に努める。~~
- ~~(ウ) 迅速かつ円滑な応援の受入れが図られるよう、相互に先遣隊の派遣、被災現地における調整本部の設置等に必要な体制の整備を図る。~~
- ~~(エ) 広域避難が実施された場合を想定し、避難所・応急仮設住宅の設置が相互に行われるよう平常時から体制整備を図る。~~
- ~~(オ) 相互応援協定の締結に当っては、近隣都県市に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する都道府県等との間の協定締結を検討する。~~

## 4. 公共機関及びその他の事業者間の相互応援協定

### (1) 現状及び課題

公共機関及びその他事業者間においては連携強化に努めているが、相互応援協定の締結により、応急・復旧活動の応援が円滑に実施できる体制の整備に努める。

#### ◆茅野市が相互応援協定している内容

協定名	対象	締結日
災害時の医療救護に関する協定	諏訪郡医師会	H8.4.1
医薬品の備蓄に関する委託契約	諏訪中央病院	H9.12.1
災害時の医療救援に関する協定	諏訪薬剤師会	H24.7.31
災害時等における施設の相互利用に関する協定	茅野警察署	H24.9.14
災害時の応急対策協力に関する協定	長野県建設業協会諏訪支部茅野分会	H22.12.21
災害時の応急対策協力に関する協定	茅野市水道事業協同組合	H9.12.1
災害時における応援協力に関する協定	諏訪生コン協同組合	H24.11.28
アマチュア無線による災害時応援協定	茅野アマチュア無線クラブ	H9.12.1
災害時における茅野市及び茅野市内郵便局の協力に関する協定	茅野郵便局・茅野市内特定郵便局	H9.4.24
災害時における応急生活物資供給等の協力に関わる協定	JA 信州諏訪農協	H10.10.15
	A コープながの	H10.10.15
災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	長野県石油商業組合諏訪支部	H25.3.28
長野県市町村社会福祉協議会災害時相互応援協定	県内市町村社会福祉協議会	H9.4.1
災害緊急放送に関する相互協定	エルシーブイ株式会社	H18.10.23
災害時における応急危険度判定の協力に関する協定	長野県建築士会諏訪支部	H18.12.1
災害時等における避難者支援に関する協定	株式会社信毎販売センター	H20.12.12

# 【新】

## (2) 実施計画

### 【公共機関及びその他事業者間が実施する計画】

同種の事業者間等において相互応援協定を締結するとともに、相互応援協定等により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるように努めるものとする。

また、共同で訓練等を行うなど、平常時から連携を強化し、円滑な応急・復旧活動を行う体制を整備するものとする。

## 6 県と市町村が一体となった他都道府県被災地への応援体制整備

### (1) 現状及び課題

県と市町村による「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定」を締結している。この協定により、被災県等への応援体制は整備されているが、今後一層の県と市町村の連携強化が必要である。

### (2) 実施計画

#### 【市及び県が実施する計画】

協定により実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

また共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し、円滑な応援活動を行う体制を整備するものとする。

## 7 広域活動拠点の確保

### (1) 現状及び課題

被害の大きい災害に対して、自衛隊、警察、消防等による全国的な広域応援活動が実施されるため、これらの人的・物的な応援活動を受け入れるためには相当規模の拠点が必要となる。

一方、県内の平地は高度に利用されており、こうした活動を受け入れられる広場は数が限られる。また、周辺市町村を含めた地域の中心的な拠点となることや、周辺市町村の緊急避難場所、避難所及び物資輸送拠点等の活動に利用されることも考えられるため、予め関係機関が調整して選定する必要がある。

### (2) 実施計画

#### 【市、県及び関係機関が実施する計画】（企画総務部）

ア 市、県及び関係機関と連携し、地域の自然条件（地形、気候等）や社会条件（周辺市町村との連携、市街地・集落の形態、道路状況等）等を考慮して、広域ごとに拠点を選定する。

イ 選定された拠点ごとに、3者で面積、管理者、周囲の状況、地形・地面の状態、設備の状況、ヘリ離着陸の可否、幹線道路へのアクセス等を記載したリストを作成し、情報の共有を図る。

ウ 関係機関は、選定された拠点や周辺のアクセス道路等について、リストを基に予め状況を把握する。

エ 機関相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有に努めるもの

# 【旧】

災害時の応急対策協力に関する協定	茅野市建設事業協同組合	H21.12.15
災害時等における避難者支援に関する協定	株式会社カネトモ	H22.1.1
災害時における応急対策協力に関する協定	茅野市電気設備業協会	H22.12.21
災害時等における避難者支援等に関する覚書	諏訪東京理科大学	H24.12.20

## (2) 実施計画

### ア【公共機関及びその他事業者間が実施する計画】（企画総務部）

同種の事業者間等において相互応援協定を締結するとともに、相互応援協定等により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるように努める。また、共同で訓練等を行うなど、平常時から連携を強化し、円滑な応急・復旧活動を行う体制を整備する。

## 5 広域活動拠点の確保

### (1) 現状及び課題

被害の大きい災害に対して、自衛隊、警察、消防等による全国的な広域応援活動が実施されるため、これらの人的・物的な応援活動を受け入れるためには相当規模の拠点が必要となる。

一方、県内の平地は高度に利用されており、こうした活動を受け入れられる広場は数が限られる。また、周辺市町村を含めた地域の中心的な拠点となることや、周辺市町村の緊急避難場所、避難所及び物資輸送拠点等の活動に利用されることも考えられるため、予め関係機関が調整して選定する必要がある。

### (2) 実施計画

#### ア【市、県及び関係機関が実施する計画】（企画総務部）

(7) 市、県及び関係機関と連携し、地域の自然条件（地形、気候等）や社会条件（周辺市町村との連携、市街地・集落の形態、道路状況等）等を考慮して、広域ごとに拠点を選定する。

(i) 選定された拠点ごとに、3者で面積、管理者、周囲の状況、地形・地面の状態、設備の状況、ヘリ離着陸の可否、幹線道路へのアクセス等を記載したリストを作成し、情報の共有を図る。

(ii) 関係機関は、選定された拠点や周辺のアクセス道路等について、リストを基に予め状況を把握する。

# 【新】

風水害対策編 第2章 災害予防計画

とする。

# 【旧】

風水害対策編 第2章 災害予防計画

## 第6節 救助・救急・医療計画

## 第1 基本方針

救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図る。また、災害時に医療活動の拠点となる災害拠点病院として指定した、県1箇所の基幹災害拠点病院及び二次医療圏に1箇所の、地域災害拠点病院を中心とした、災害医療体制の整備を図るとともに、施設の災害対応機能の強化を図る。

このほか医療機関の被害状況、患者受入状況及び活動体制等について、関係機関が把握できるよう連絡体制の整備を行う。

## 第2 主な取り組み

- 1 救助工作車等の充足及び救急自動車の高規格化を図るとともに、災害等緊急時に備え、救助・救出用資機材の整備を図る。
- 2 医療用資機材、医薬品等の備蓄調達体制について整備を図るとともに、備蓄状況の把握方法等の検討を行う。
- 3 災害時の医療、救護体制について、協定に基づき郡医師会等に協力を求め、災害時の救護班の編成方法、団体内の連絡方法、活動内容、患者の受入れ、書類の交換等の細目にわたって、連絡調整整備を図る。
- 4 地域災害医療センター（諏訪赤十字病院）を中心とした、広域の後方医療体制に関する近隣市町村との調整を図る。
- 5 災害時における被害状況把握、患者の受入れ体制等、消防機関・医療機関の情報交換が円滑に行える連絡体制の整備を図る。

## 第3 計画の内容

## 1 救助・救急用資機材の整備

## (1) 現状及び課題

平成25年4月1日現在、茅野消防署には救助工作車1台、救急車4台、（うち高規格救急車3台）が配備されている。

今後は救急車の高規格化の促進とともに、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施も必要である。

また、災害時に備え、救助・救出用資機材の整備を図るとともに、災害時に借り受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定めておく必要がある。

〔資料29〕消防車両配備状況

〔資料30〕救助用器具一覧表

## 第6節 救助・救急・医療計画

## 第1 基本方針

救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図る。また、災害時に医療活動の拠点となる災害拠点病院として指定した、県1箇所の基幹災害医療センター及び二次医療圏に1箇所の、地域災害医療センターを中心とした、災害医療体制の整備を図るとともに、施設の災害対応機能の強化を図る。

このほか医療機関の被害状況、患者受入状況及び活動体制等について、関係機関が把握できるよう連絡体制の整備を行う。

## 第2 主な取り組み

- 1 救助工作車等の充実及び救急自動車の高規格化を図るとともに、災害等緊急時に備え、救助・救出用資機材の整備を図る。
- 2 医療用資機材、医薬品等の備蓄調達体制について整備を図るとともに、備蓄状況の把握方法等の検討を行う。
- 3 災害時の医療、救護体制について、協定に基づき郡医師会等に協力を求め、災害時の救護班の編成方法、団体内の連絡方法、活動内容、患者の受入れ、書類の交換等の細目にわたって、連絡調整整備を図る。
- 4 地域災害医療センター（諏訪赤十字病院）を中心とした、広域の後方医療体制に関する近隣市町村との調整を図る。
- 5 災害時における被害状況把握、患者の受入れ体制等、消防機関・医療機関の情報交換が円滑に行える連絡体制の整備を図る。

## 第3 計画の内容

## 1 救助・救急用資機材の整備

## (1) 現状及び課題

平成24年4月1日現在、茅野消防署には救助工作車1台、救急車4台、（うち高規格救急車3台）が配備されている。

今後は救急車の高規格化の促進とともに、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施も必要である。また、災害時に備え、救助・救出用資機材の整備を図るとともに、災害時に借り受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定めておく必要がある。

〔資料29〕消防車両配備状況

〔資料30〕救助用器具一覧表

# 【新】

## (2) 実施計画

### ア 【市が実施する計画】（企画総務部）

- (7) 救助工作車は、消防力の整備指針による台数の整備を図るとともに、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を行う。また、救急自動車は、消防力の整備指針による台数の整備を図るとともに、高規格化を促進する。

その際、救急救命士の計画的配置にも努める。

- (4) 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。
- (5) 消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に市民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図る。
- また、平常時から市民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施する。

### イ 【県が実施する計画】（危機管理部、健康福祉部、警察本部）

- (7) 消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプター等の活用による航空消防防災及び救助・救急搬送体制の確立を図るものとする。
- (4) 市町村において、救助工作車、救急自動車の充足及び装備の整備並びに救急自動車の高規格化が促進されるよう、「市町村消防施設整備計画」の見直しに関する助言を行うものとする。
- (5) 市町村において、消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織中心に、住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備及び平常時から訓練の実施が行われるよう助言するものとする。
- (5) 警察本部は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努めるものとする。また次に掲げる資機材の整備を図るものとする。
- a 警察署、交番、駐在所に整備すべき資機材
- (a) スコップ、パール、ロープ、のこぎり、ナタ等及び管内地図
- (b) 照明用資機材
- (c) 可搬式標識、表示板
- (d) チェーンソー、斧、エンジンカッター等救助用資機材
- b 警察本部で整備すべき資機材
- (a) aに掲げる装備資機材
- (b) レスキュー車、投光車、キッチンカー、トイレカー、給水車、交通規制用バン型車、オフロード二輪車等災害警備活動用車両
- (c) 生存者探査機、ファイバースコープ、エアージャッキ、削岩機、鉄筋カッター等救助用資機材
- (d) エアーテント等後方支援用資機材

# 【旧】

## (2) 実施計画

### ア 【市が実施する計画】（企画総務部）

- (7) 公民館、防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図る。

(4) ~~消防署・消防団との連携により、災害時において迅速かつ的確な救助・救急活動ができる体制を確立する。~~

- (5) 救助工作車については、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を行うものとする。また、救急車についても台数の整備を計画的に行い、高規格化を促進するとともに、救急救命士の計画的配置にも努める。

(5) ~~平常時から市民に対して、応急手当等の講習会を実施し、救急処置の普及啓発に努める。~~

- (5) 消防団、自主防災組織等の指導育成に努め、~~発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図る。~~

(5) ~~関係機関の資機材保有状況の把握及び資機材のマニュアルに基づく訓練の指導を行う。~~

### イ 【県が実施する計画】（危機管理部、健康福祉部、警察本部）

- (7) 消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプター等の活用による航空消防防災及び救助・救急搬送体制の確立を図る。
- (4) 市町村において、救助工作車、救急自動車の充足及び装備の整備並びに救急自動車の高規格化が促進されるよう、「市町村消防施設整備計画」の見直しに関する指導を行う。
- (5) 市町村において、消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織中心に、住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備及び平常時から訓練の実施が行われるよう指導する。
- (5) 警察本部は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。また、次に掲げる資機材の整備を図る。
- a 警察署、交番、駐在所に整備すべき資機材
- (a) スコップ、パール、ロープ、のこぎり、ナタ等及び管内地図
- (b) 照明用資機材
- (c) 可搬式標識、表示板
- (d) チェーンソー、斧、エンジンカッター等救助用資機材
- b 警察本部で整備すべき資機材
- (a) aに掲げる装備資機材
- (b) レスキュー車、投光車、キッチンカー、トイレカー、給水車、交通規制用バン型車、オフロード二輪車等災害警備活動用車両
- (c) 生存者探査機、ファイバースコープ、エアージャッキ、削岩機、鉄筋カッター等救助用資機材
- (d) エアーテント等後方支援用資機材

2 医療資機材等の備蓄

(1) 現状及び課題

災害緊急時に必要とされる医療用資機材、医薬品等については、諏訪郡医師会との「災害時の医療救護活動に関する協定」及び諏訪郡歯科医師会との「災害時の歯科医療救護活動に関する協定」による第8条（医薬品等の供給）に基づき、諏訪中央病院組合と「災害用備蓄医薬品の保管業務委託」により、初期治療用医薬品等54種類を常時備蓄している。  
また、諏訪薬剤師会と「災害時の医療救護に関する協定」においても備蓄を行い、災害発生時に備えている。

このような中で、市内医療機関の在庫の確認、迅速で機能的な供給体制についての具体的な方法についても今後検討する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（企画総務部、健康福祉部）

(ア) 災害時の負傷者、病人の応急医療に対応するため、諏訪郡医師会と協定を締結し、派遣体制を整備する。

〔資料31〕災害時の医療救護活動に関する協定書

〔資料32〕災害時の医療救護活動に関する実施細則

(イ) 災害時に速やかに救護所の設置が図られるよう、医療機関の把握に努めるとともに、あらかじめ救護体制の確認を図る。

〔資料35〕市内の医療機関一覧表

(ロ) 諏訪郡医師会との医療協定に基づく医療用資機材、医薬品等の備蓄については、その保管は、諏訪中央病院に委託する。

〔資料36〕災害用備蓄医薬品の調達補完業務委託契約書

(ハ) 医療用の資機材の備蓄、管理状況を整備し、必要に応じて見直しを行う。

(ニ) 県の指定する地域災害医療センター及び近隣市町村の医療用資機材の状況についてあらかじめ把握するなど受入が円滑にできるような体制整備を図る。

〔資料38〕県が指定した災害用医薬品

(ホ) 郡医師会、諏訪薬剤師会及び市薬業組合等における医薬品等の備蓄、迅速で効率的な供給対策についてあらかじめ調整を行う。

2 ~~初期の医療体制及び医療資機材等の備蓄~~→調達

(1) 現状及び課題

~~災害発生時は、多数の負傷者や病人が予想される中で、初期の医療体制は混乱が予想されるので、事前に医療協定を締結し医療救護班の派遣体制を整備する必要がある。~~

~~また、災害等緊急時に必要とされる医療用資機材、医薬品等については地域災害医療センターである諏訪赤十字病院をはじめ県下13箇所~~に~~に備蓄され、血清・ロタチンについては関係機関に常時備蓄されている。~~

~~しかし、緊急時には早急に医療資機材が必要になることから、諏訪郡医師会との協定に基づき、備蓄計画を策定する必要がある。~~

~~市内の医療機関の中心的な役割を果たしている諏訪中央病院において備蓄を進め、市内の医療機関からの要請に対応できる体制づくりをする。~~

~~また、市内医療機関の在庫の確認、迅速で機能的な供給体制についての具体的な方法についても今後検討する必要がある。~~

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（企画総務部、健康福祉部）

(ア) 災害時の負傷者、病人の応急医療に対応するため、諏訪郡医師会と協定を締結し、派遣体制を整備する。

〔資料31〕災害時の医療救護活動に関する協定書

〔資料32〕災害時の医療救護活動に関する実施細則

(イ) 災害時に速やかに救護所の設置が図られるよう、医療機関の把握に努めるとともに、あらかじめ救護体制の確認を図る。

〔資料35〕市内の医療機関一覧表

(ロ) 諏訪郡医師会との医療協定に基づく医療用資機材、医薬品等の備蓄については、その保管は、諏訪中央病院に委託する。

〔資料36〕災害用備蓄医薬品の調達補完業務委託契約書

(ハ) 医療用の資機材の備蓄、管理状況を整備し、必要に応じて見直しを行う。

(ニ) 県の指定する地域災害医療センター及び近隣市町村の医療用資機材の状況についてあらかじめ把握するなど受入が円滑にできるような体制整備を図る。

〔資料38〕県が指定した災害用医薬品

(ホ) 郡医師会、諏訪薬剤師会及び市薬業組合等における医薬品等の備蓄、迅速で効率的な供給対策についてあらかじめ調整を行う。

災害用医薬品備蓄事業所（諏訪地域） H.20.4.1班

地区名	所在地	氏名	電話・FAX
-----	-----	----	--------

# 【新】

## イ 【県が実施する計画】（健康福祉部、危機管理部）

- (7) 県における備蓄医薬品等について、災害時に対応できる適正な品目・数量であるかを随時検討し、必要に応じて充足を図るものとする。（健康福祉部）
- (イ) 県立病院においては、緊急用ベッド・医療機器、担架、医薬品、救護医療用具等の備蓄品について整備するものとする。（健康福祉部）
- (ウ) 被災が広範囲にわたり、他都道府県からの医療用資機材及び医薬品の支援が必要になった場合及び他都道府県が被災し、本県からの支援が必要になった場合を想定し、広域相互応援に関する整備を行うものとする。（危機管理部、健康福祉部）
- (エ) 災害拠点病院に備蓄してある医薬品の供給体制について関係機関と調整を行うものとする。（健康福祉部）
- (オ) 備蓄場所の整備、備蓄品目の充実を図るものとする。（健康福祉部）

## ウ 【関係機関が実施する計画】（医療関係機関）

- (7) 諏訪郡医師会及び諏訪郡歯科医師会は医療等協定に基づき、災害時に必要な医療用資機材、医薬品等の確保を図るものとする。また迅速で効率的な供給体制について関係機関とあらかじめ調整を行うものとする。
- (イ) 諏訪郡医師会、諏訪郡歯科医師会及び諏訪中央病院組合は、初期治療用医薬品等の備蓄、管理状況を把握し、必要に応じて見直しを行うものとする。
- (ウ) 災害時の連絡体制について、マニュアルを作成し平常時からの訓練に努めるものとする。

## ○ 災害用医薬品備蓄場所（県地域防災計画より）

岡野薬品㈱ 諏訪営業所	諏訪郡下諏訪町上赤砂4353-2
-------------	------------------

## ○ 災害用衛生材料備蓄場所（県地域防災計画より）

ハトヤメディカルサポート㈱	諏訪市中洲三ツ俣5709-31
---------------	-----------------

## ○ 緊急用血清及びワクチンの保管場所（県地域防災計画より）

諏訪保健福祉事務所	諏訪市上川1-1644-10諏訪合同庁舎
-----------	----------------------

## ○ 血液製剤の保管場所（県地域防災計画より）

県赤十字血液センター諏訪出張所	諏訪市清水3-3840-1
-----------------	---------------

## 3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備

### (1) 現状及び課題

県では被災地への支援活動のため、救護班の派遣を迅速に行い、救急医療資機材、仮設テント等を装備するとともに、後方病院として、患者受入のためのヘリポート、通信途絶時に備えた衛星携帯電話、簡易ベッド等を装備した地域災害拠点病院を二次医療圏

# 【旧】

諏訪地域	〒393-0000 諏訪郡下諏訪町 上赤砂 4353-2	岡野薬品株式会社 諏訪営業所 代表取締役社長 岡野元彦 諏訪営業所長 小川 浩	TEL 2 8 - 4 1 5 1 FAX 2 8 - 7 5 0 9
------	------------------------------------	---	--

## イ 【県が実施する計画】（健康福祉部、危機管理部）

- (7) 県における備蓄医薬品の品目・数量について、災害時に対応できる適正備蓄量であるかを随時検討し、必要に応じて充足を図る。（健康福祉部）
- (イ) 県立病院においては、緊急用ベッド・医療機器、担架、医薬品、救護医療用具等の備蓄品について整備する。（健康福祉部）
- (ウ) 被災が広範囲にわたり、他都道府県からの医療用資機材及び医薬品の支援が必要になった場合及び他都道府県が被災し、本県からの支援が必要になった場合を想定し、広域相互応援に関する整備を行う。（危機管理部、健康福祉部）
- (エ) 災害拠点病院に備蓄してある医薬品の供給体制について関係機関と調整を行う。（健康福祉部）
- (オ) 備蓄場所の整備、備蓄品目の充実を図る。（健康福祉部）

## ウ 【関係機関が実施する計画】（医療関係機関）

- (7) 諏訪郡医師会は医療協定に基づき、災害時に必要な医療用資機材、医薬品等の備蓄目録を作成し、関係市町村に通知し、体制整備を図る。
- (イ) 医療用の資機材の備蓄、管理状況を把握し、必要に応じて見直しを行う。
- (ウ) 災害時の連絡体制について、マニュアルを作成し平常時からの訓練に努める。

## 3 ~~後方~~医療体制の整備

### (1) 現状及び課題

県では災害時において、基幹的役割を果たす基幹災害医療センターを1カ所、~~地域の中心的な役割を果たす地域災害医療センターを10カ所指定していることから、~~本市でも災害拠点医療機関と連携をとり、災害医療体制を進める必要がある。

# 【新】

ごとに指定し、更に要員の訓練、研修機能を有し、貯水槽、自家発電装置、医薬品備蓄、施設構造の強化等について整備された基幹災害拠点病院を県内に1ヶ所指定し、段階的な施設・設備の整備を図ってきた。

このような中で、本市でも災害拠点医療機関と連携をとり、災害医療体制を進める必要がある。

## (2) 実施計画

### ア 【市が実施する計画】（企画総務部、健康福祉部）

災害拠点病院を中心に、市町村の枠を超えた各地域単位の後方医療体制について、あらかじめ近隣市町村と調整を行う。

### イ 【県が実施する計画】（健康福祉部）

(7) 国の指導に基づき、災害時において基幹的役割を果たす病院として県内に1カ所指定した基幹災害拠点病院、及び地域の中心的な役割を果たす病院として県内に10カ所指定した地域災害拠点病院を中心とした災害医療体制の充実を図るとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）による支援体制を確保するものとする。

また、災害支援体制強化のための段階的な施設、設備の整備、充実を図るものとする。

(4) 災害派遣医療チーム（DMAT）が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、中長期的な医療を担うチームへの引継ぎ及び慢性疾患患者の搬送引継ぎについて、関係機関による合同訓練を通じ、円滑な引継ぎや搬送体制の確立に努めるものとする。

(7) 災害拠点病院への傷病者の搬送については、広域搬送拠点として使用することが適当な場所を選定しておくなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。

### ウ 【関係機関が実施する計画】

(7) 日本赤十字社長野県支部、諏訪郡医師会、諏訪郡歯科医師会、諏訪薬剤師会、看護協会諏訪支部等は、災害拠点病院を中心とした災害医療への協力体制について整備を行うものとする。

(4) 長野厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部附属病院は、ドクターヘリによる救急搬送の協力体制について整備を行うものとする。

(7) 災害派遣医療チーム（DMAT）が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、中長期的な医療を担うチームへの引継ぎ及び慢性疾患患者の搬送引継ぎについて、合同訓練を通じ、円滑な引継ぎや搬送体制の確立に努めるものとする。

### ○ 災害拠点病院（県地域防災計画より）

諏訪地域（医療圏）地域災害医療センター	諏訪赤十字病院（諏訪市）
基幹災害医療センター	長野赤十字病院（長野市）

## 4 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

### (1) 現状及び課題

# 【旧】

## (2) 実施計画

### ア 【市が実施する計画】（企画総務部、健康福祉部）

~~地域災害医療センター~~を中心に、市町村の枠を超えた各地域単位の後方医療体制について、あらかじめ近隣市町村と調整を行う。

### イ 【県が実施する計画】（健康福祉部）

国の指導に基づき、災害時において基幹的役割を果たす病院として県内1カ所指定した基幹災害~~医療センター~~、及び地域の中心的な役割を果たす病院として県内に10カ所指定した地域災害~~医療センター~~を中心とした災害医療体制の充実を図るとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）による支援体制を確保する。

また、災害支援体制強化のための段階的な施設、設備の整備、充実を図る。

### ウ 【関係機関が実施する計画】

日本赤十字社長野県支部、諏訪郡医師会、諏訪郡歯科医師会等は、災害拠点病院を中心とした災害医療への協力体制について整備を行う。

災害拠点病院（平成9年1月27日県衛生部指定）

基幹災害 <del>医療センター</del>	長野赤十字病院（長野市）
地域災害 <del>医療センター</del>	諏訪赤十字病院（諏訪市） 伊那中央病院（伊那市） 飯田市立病院（飯田市） 信州大学医学部附属病院（松本市） 県立木曽病院（木曽町） 市立大町総合病院（大町市） 長野赤十字病院（長野市） 厚生連北信総合病院（中野市） 厚生連佐久総合病院（佐久市） 国立病院機構長野病院（上田市）

## 4 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

### (1) 現状及び課題

災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルート多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておく必要がある。

# 【新】

災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルートの多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておく必要がある。

また、医療機関の患者受入状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後更に高まるものと思われるため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。

## (2) 実施計画

### ア 【市が実施する計画】（消防署）

(ア) 集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、市消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成する。

- a 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む）等
- b 最先到着隊による措置
- c 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等
- d 応急救護所の設置基準、編成、任務等
- e 各活動隊の編成と任務
- f 消防団の活動要領
- g 通信体制
- h 関係機関との連絡
- i 報告及び広報
- j 訓練計画
- k その他必要と認められる事項

(イ) 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。

また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておく。

(ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。

(エ) 関係機関の協力を得て、市消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画に基づく訓練を毎年実施する。

### イ 【県が実施する計画】

(7) 災害拠点病院を中心に、対応する患者の分担、傷病者の受入状況、医療スタッフの状況、医療施設の被害の状況等、迅速な情報交換と効率的な傷病者の移送を確保

# 【旧】

る。

また、医療機関の患者受入状況、被害状況及び活動体制について、消防を含む関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後、更に高まるものと思われるため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。

## (2) 実施計画

### ア 【市が実施する計画】（企画総務部、健康福祉部）

(7) ~~風水害等~~集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、市消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成する。

- a 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む）等
- b 最先到着隊による措置
- c 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等
- d 応急救護所の設置基準、編成、任務等
- e 各活動隊の編成と任務
- f 消防団の活動要領
- g 通信体制
- h 関係機関との連絡
- i 報告及び広報
- j 訓練計画
- k その他必要と認められる事項

(イ) 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、被災者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。

また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておくものとする。

(ウ) 関係機関の協力を得て、市消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画に基づく訓練を毎年実施する。

### イ 【県が実施する計画】

(7) 災害拠点病院を中心に、傷病者の受入状況、医療スタッフの状況、医療施設の被害の状況迅速な情報交換と効率的な傷病者の移送を確保するための整備を図る。（危機管理部、健康福祉部）

# 【新】

## 風水害対策編 第2章 災害予防計画

するための整備を図るものとする。(危機管理部、健康福祉部)

- (4) 県立病院間での支援協力を行うため、連絡体制を整備するものとする。(健康福祉部)
- (5) 災害時に医療施設の診察状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。(保健福祉部)
- (6) 市町村において、集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、市町村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画の作成を助言するものとする。(危機管理部)
- (7) 市町村災害対策本部へ警察官の派遣を行うとともに、関係機関との緊密な連絡と相互の協力関係の確立を図るものとする。(警察本部)
- (8) 被災が広範囲にわたり、他都道府県からの救護班等の応援が必要になった場合及び他都道府県が被災し本県からの応援が必要になった場合を想定し、他都道府県との広域相互応援体制に関する整備を行うものとする。(危機管理部、健康福祉部)

### ウ 【関係機関が実施する計画】(医療関係機関)

- (7) 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする。
- (4) 諏訪郡医師会は、他の地域の医師会との応援体制の整備を図るものとする。
- (5) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。

# 【旧】

## 風水害対策編 第2章 災害予防計画

- (4) 県立病院間での支援協力を行うため、連絡体制を整備する。(健康福祉部)
- (5) 災害時に医療施設の診察状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。(保健福祉部)
- (6) 市町村において、風水害等集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、市町村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画の作成を指導する。(危機管理部)
- (7) 市町村災害対策本部への警察官の派遣を行うとともに、関係機関との緊密な連絡と相互の協力関係の確立を図る。(警察本部)
- (8) 被災が広範囲にわたり、他都道府県からの救護班等の応援が必要になった場合及び他都道府県が被災し本県からの応援が必要になった場合を想定し、他都道府県との広域相互応援体制に関する整備を行う。(危機管理部、健康福祉部)

### ウ 【関係機関が実施する計画】(医療関係機関)

- (7) 医療機関は、あらかじめ近隣医療機関との協力体制の整備を図る。
- (4) 諏訪郡医師会は、他の地域の医師会との応援体制の整備を図る。
- (5) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。

# 【新】

風水害対策編 第2章 災害予防計画

## 第7節 消防・水防活動計画

### 第1 基本方針

大規模災害時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。また、水防活動においても、迅速かつ的確に実施できるように、資機材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

### 第2 主な取組み

- 1 消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化等の事項について、あらかじめ計画を定める。
- 2 資材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

### 第3 計画の内容

#### 1 消防計画

##### (1) 現状及び課題

平成25年4月1日現在、諏訪広域連合の消防体制は、1消防本部6消防署（茅野消防署、諏訪消防署、岡谷消防署、下諏訪消防署、富士見消防署、原消防署）消防職員236人であり、消防車20台、梯子車2台、救助工作車5台、救急車17台（うち高規格救急車13台）指揮車等26台で、うち茅野消防署は消防車7台、救助工作車1台、救急車4台（うち高規格救急車3台）指揮車等7台で消防職員数64名である。茅野市消防団は、団長以下952人、消防ポンプ自動車25台、小型ポンプ付積載車45台が配備されている。

大規模災害に対しては、消防力の強化のほか、初動体制等の活動体制の整備、相互応援体制の整備及び、住民等に対する火災予防の徹底等が重要であることから、これらに留意した市消防計画の作成、修正及び当該計画の実施が必要である。

##### (2) 実施計画

#### ア【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する計画】（企画総務部）

「市町村消防計画の基準」に基づいて消防計画を作成し、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図り、防災活動の万全を期する。その際、次に掲げる事項は重点的に取り組む。

##### (7) 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進する。特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、消防団総合整備事業等を活用した消防

# 【旧】

風水害対策編 第2章 災害予防計画

## 第7節 消防・水防活動計画

### 第1 基本方針

大規模災害時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

また、水防活動においても、迅速かつ的確に実施できるように、資機材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

### 第2 主な取組み

- 1 消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化等の事項について、あらかじめ計画を定める。
- 2 資材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

### 第3 計画の内容

#### 1 消防計画

##### (1) 現状及び課題

平成24年4月1日現在、諏訪広域連合の消防体制は、1消防本部6消防署（茅野消防署、諏訪消防署、岡谷消防署、下諏訪消防署、富士見消防署、原消防署）消防職員236人であり、消防車20台、梯子車2台、救助工作車5台、救急車17台（うち高規格救急車13台）指揮車等26台で、うち茅野消防署は消防車7台、救助工作車1台、救急車4台（うち高規格救急車3台）指揮車等7台で消防職員数64名である。茅野市消防団は、団長以下952人、消防ポンプ自動車25台、小型ポンプ付積載車45台が配備されている。

大規模災害に対しては、消防力の強化のほか、初動体制等の活動体制の整備、相互応援体制の整備及び、住民等に対する火災予防の徹底等が重要であることから、これらに留意した市消防計画の作成、修正及び当該計画の実施が必要である。

##### (2) 実施計画

#### ア【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する計画】（企画総務部）

「市町村消防計画の基準」に基づいて消防計画を作成し、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図り、防災活動の万全を期する。その際、次に掲げる事項は重点的に取り組む。

##### (7) 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進する。特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、消防団活性化総合整備事業等を活用した消防団の施設、設備の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備

# 【新】

団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図り、消防・水防団活性化の推進を図るとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図る。

また、消防の広域編成による、広域消防体制の推進を図るものとする。

## 【資料29】消防車両配備状況

### (イ) 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。その際、水道施設の損壊等により、消火栓の使用に支障が生じる事態が予想されることから、耐震性防火水槽の整備、河川等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利の活用等による消防水利の多様化を図る。

### (ウ) 被害想定の実施

消防地理、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査するとともに、過去の災害による被害状況を考慮した被害想定を行う。

### (エ) 消防機関及び自主防災組織等の連携強化

発災初期における、消火、救助活動等は、市民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進する。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防署、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、大規模災害発生時において、一体となって当該災害に対処できる体制の構築を図る。

## 【資料81】茅野市自主防災組織防災資機材整備事業補助金交付要綱

### (イ) 火災予防

#### a 防火思想、知識の普及

火災の発生を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報媒体等を通じて、市民等に対する火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。

#### b 防火管理者制度の効果的な運用

消防法第8条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の管理権限者に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導する。

また、消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合及び火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防

# 【旧】

を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層の加入促進を図り、消防団活性化の推進と育成強化を図る。

また、消防の広域編成による、広域消防体制の推進を図るものとする。

## 【資料29】消防車両配備状況

### (イ) 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。その際、水道施設の損壊等により、消火栓の使用に支障が生じる事態が予想されることから、耐震性防火水槽の整備、河川等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利の活用等による消防水利の多様化を図る。

### (ウ) 被害想定の実施

消防地理、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査するとともに、過去の災害による被害状況を考慮した被害想定を行う。

### (エ) 消防機関及び自主防災組織等の連携強化

発災初期における、消火、救助活動等は、市民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進する。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防署、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、大規模災害発生時において、一体となって当該災害に対処できる体制の構築を図る。

## 【資料81】茅野市自主防災組織防災資機材整備事業補助金交付要綱

### (イ) 火災予防

#### a 防火思想、知識の普及

火災の発生を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報媒体等を通じて、市民等に対する火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。

#### ~~b 発災後初期段階の緊急広報~~

~~出火防止に係る緊急点検を実施させるため、防災行政無線による一斉放送や、広報車による出火防止の広報をする。~~

#### c 防火管理者制度の効果的な運用

消防法第8条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の設置者等に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導する。

また、消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合及び火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防

# 【新】

消防の一層の強化を図る。

c 危険物保有施設への指導

化学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、危険物収納容器等の転倒、落下、破損等により次に掲げるような混触発火が生じないよう、管理の徹底に努めるよう指導する。

- (a) 可燃物と酸化剤の混合による発火
- (b) 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火
- (c) 金属粉、カーバイト等禁水性物質の浸水による発火

(h) 活動体制の整備

大規模災害発生時等における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ確に実施できるよう、活動計画を定める。

特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図る。また、大規模火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等、火災防御計画等を定める。

【資料 4 1】消防機関の警戒体制

(k) 応援協力体制の確立

大規模災害発生時等において、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他の市町村に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立する。

また、他の市町村から応援を要請された場合の応援体制についても確立する。

イ 【県が実施する計画】（危機管理部、農政部）

- (7) 消防防災ヘリコプターを中心とした航空消防防災体制の確立を図るものとする。
- (イ) 市町村に対し、市町村消防計画作成に関する助言を行い、消防機関において、消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化が図られ、大規模災害等に迅速かつ効果的に活動できる体制の整備を促進するものとする。（危機管理部）
- (ロ) 市町村と連携し、火災予防運動、防災訓練等を通じて、住民等に対して災害発生時における火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及、啓発を図るものとする。（危機管理部）
- (エ) 消防水利として活用される農業水利施設及び防火水槽の整備を推進するものとする。（危機管理部、農政部）
- (ウ) 機関相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。

ウ 【市民及び自主防災組織が実施する計画】

市民は、災害発生時には、使用中のコンロ、ストーブ等、火災発生原因となる火気器具の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止することを心がけるとともに、当該器具の

# 【旧】

消防の一層の強化を図る。

d 危険物保有施設への指導

化学実験室を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、危険物収納容器等の転倒、落下、破損等により次に掲げるような混触発火が生じないよう、管理の徹底に努めるよう指導する。

- (a) 可燃物と酸化剤の混合による発火
- (b) 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火
- (c) 金属粉、カーバイト等禁水性物質の浸水による発火

(h) 活動体制の整備

大規模災害発生時等における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ確に実施できるよう、活動計画を定める。

特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図る。

また、大規模な同時多発火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等、火災防御計画等を定めるものとする。

【資料 4 1】消防機関の警戒体制

(k) 応援協力体制の確立

大規模災害発生時等において、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他の市町村に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立する。

また、他の市町村から応援を要請された場合の応援体制についても確立する。

イ 【県が実施する計画】（危機管理部、農政部）

- (7) 消防防災ヘリコプターを中心とした航空消防防災体制の確立を図る。
- (イ) 市町村に対し、市町村消防計画の作成指導を行い、消防機関において、消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化が図られ、大規模災害等に迅速かつ効果的に活動できる体制の整備を促進する。（危機管理部）
- (ロ) 市町村と連携し、火災予防運動、防災訓練等を通じて、住民等に対して災害発生時における火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及、啓発を図る。（危機管理部）
- (エ) 消防水利として活用される農業水利施設及び防火水槽の整備を推進する。（危機管理部、農政部）

ウ 【市民及び自主防災組織が実施する計画】

市民は、災害発生時には、使用中のコンロ、ストーブ等、火災発生原因となる火気器具の取扱いに十分留意し火災の発生を防止することを心がけるとともに、当該器具の周囲に可燃物を置かない消火器、消火バケツの常備及び消火用水の汲み置きの実施等、平

# 【新】

周囲に可燃物を置かない、消火器、消火バケツの常備及び消火用水の汲み置きの実施等、平時から火災予防に努め、さらに、消火器具等の取扱いを習熟する等、火災発生時ににおいて初期消火活動が実施できるよう努めるものとする。

また、自主防災組織においても消火訓練等を実施し、初期消火体制の整備に努めるものとする。

## 2 水防計画

### (1) 現状及び課題

本市の河川は、大部分山間地を流下する天然河岸、堀込み河道区間が多くまた平坦部の幹線では築堤区間となっており、洪水時の際は、前者では河岸の崩壊等による河道の堰止め、後者では堤防の沈下・すべり出し等による決壊が予想される。

また、洪水時に地震が発生した場合には、堤防の含水比が非常に高く、決壊しやすい状況のところへ、地震が拍車をかける結果となるため、さらに大きな被害をもたらす可能性がある。これらを踏まえて、迅速な情報収集と的確な水防活動を実施できる体制を確立する必要がある。

### (2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（企画総務部、都市建設部、産業経済部）

次の責任分担に応じて、その所管する事項を実施する。

(ア) 水防組織、水防団、消防団の確立・整備

(イ) 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資器材の備蓄ほか次に掲げる事項

- ア 重要水防区域周辺の竹立木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認
- イ 緊急時に使用できる資材業者等の資器材在庫量の把握及び協力体制の整備

(ウ) 通信連絡系統の整備、警報等の住民への伝達体制の整備

(エ) 平常時における河川、遊水池等の水防対象箇所への巡視

(オ) 河川ごとの水防工法の検討

(カ) 居住者への立退の指示体制の整備

(キ) 洪水時における水防活動体制の整備

(ク) 他の水防管理団体との相互応援協定の締結

(ケ) 浸水想定区域に指定された場合は区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所の避難計画の作成

(コ) 浸水想定区域内にある地下街等の施設の名称及び所在地を公表

(サ) 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に避難の必要が認められる施設の名称及び所在地を定める。

(シ) 浸水想定区域内にある大規模工場等で洪水時に浸水の防止を図る必要が認められる施設の名称及び所在地を定める。

(ス) (コ)～(シ)に該当する施設の洪水予報等の伝達体制の整備

# 【旧】

時から火災予防に努め、さらに、消火器具等の取扱いを習熟する等、火災発生時ににおいて初期消火活動が実施できるよう努める。

また、自主防災組織においても消火訓練等を実施し、初期消火体制の整備に努める。

## 2 水防計画

### (1) 現状及び課題

本市の河川は、大部分山間地を流下する天然河岸、堀込み河道区間が多くまた平坦部の幹線では築堤区間となっており、洪水時の際は、前者では河岸の崩壊等による河道の堰止め、後者では堤防の沈下・すべり出し等による決壊が予想される。

また、洪水時に地震が発生した場合には、堤防の含水比が非常に高く、決壊しやすい状況のところへ、地震が拍車をかける結果となるため、さらに大きな被害をもたらす可能性がある。

これらを踏まえて、迅速な情報収集と的確な水防活動を実施できる体制を確立する必要がある。

### (2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（企画総務部、都市建設部、産業経済部）

次の責任分担に応じて、その所管する事項を実施する。

(ア) 水防組織、水防団、消防団の確立・整備

(イ) 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資器材の備蓄ほか次に掲げる事項

- ア 重要水防区域周辺の竹立木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認
- イ 緊急時に使用できる資材業者等の資器材在庫量の把握及び協力体制の整備

(ウ) 通信連絡系統の整備、警報等の住民への伝達体制の整備

(エ) 平常時における河川、遊水池等の水防対象箇所への巡視

(オ) 河川ごとの水防工法の検討

(カ) 居住者への立退の指示体制の整備

(キ) 洪水時における水防活動体制の整備

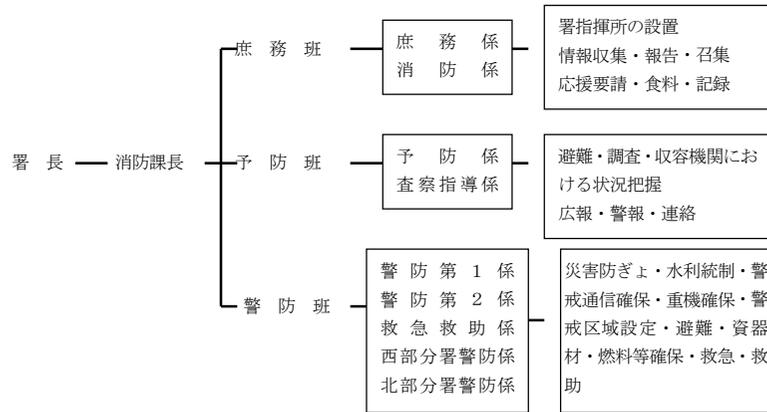
(ク) 他の水防管理団体との相互応援体制

# 【新】

- (e) 水防機関の整備
- (f) 水防計画の策定
- (g) 水防訓練の実施（年1回以上）
  - a 水防技能の習熟
  - b 水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発
  - c 発災時の避難誘導計画に基づく避難誘導訓練
- (f) 水防計画の策定に当たっては、洪水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化するよう努める。

- 〔資料 4 2〕 重要水防区域（県水防計画分）
- 〔資料 4 3〕 重要水防区域（市調査分）
- 〔資料 4 4〕 水防倉庫並びに備蓄資材一覧表
- 〔資料 4 5〕 気象観測所及び雨量・水位観測所
- 〔資料 4 6〕 水防に関する連絡系統図

○非常時の消防署及び消防団の機構  
(1) 消防署



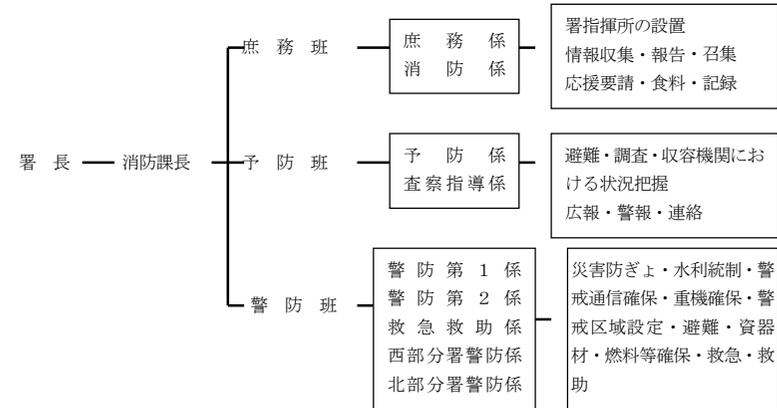
非常召集は、署長の命令により行い、召集を受けた者は上記の活動機構に基づき、課長及び係長の指示により任務に当たるものとする。

# 【旧】

- ~~(e)~~ 水防機関の整備
- ~~(f)~~ 水防計画の策定
- ~~(g)~~ 水防訓練の実施（年1回以上）
  - a 水防技能の習熟
  - b 水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発。
- 〔資料 4 2〕 重要水防区域（県水防計画分）
- 〔資料 4 3〕 重要水防区域（市調査分）
- 〔資料 4 4〕 水防倉庫並びに備蓄資材一覧表
- 〔資料 4 5〕 気象観測所及び雨量・水位観測所
- 〔資料 4 6〕 水防に関する連絡系統図

非常時の消防署及び消防団の機構

(1) 消防署



非常召集は、署長の命令により行い、召集を受けた者は上記の活動機構に基づき、課長及び係長の指示により任務に当たるものとする。

# 【新】

## (2) 消防団



全員を動員し、各分団最大限の編成とする。

### イ 【県が実施する計画】（建設部）

水防管理団体が行う水防が十分に行われるように、次に掲げる事項を実施するものとする。  
なお、水防組織、気象警報・注意報等の伝達、活動の基準、重要水防区域、その他水防体制の確立に必要な事項の詳細は、「県水防計画」の定めによるものとする。

- (ア) 水防計画の策定
- (イ) 水防協議会の設立
- (ロ) 水防事務の調整及び円滑な実施のための援助
- (ハ) 大雨及び洪水に関する気象警報・注意報等の伝達体制の整備
- (ニ) 水防信号の決定
- (ホ) 水防警報の発令及び伝達体制の整備
- (ヘ) 住民への立退きの指示
- (セ) 水防管理団体への勧告及び助言体制の整備
- (ゼ) 水防上緊急を要するときの水防管理団体への指示体制の整備
- (ク) 水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体（指定水防管理団体）の指定
- (ケ) 水防団員の定員基準の設定
- (コ) 水防管理団体を援助するための水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧機材の備蓄
- (サ) 水防活動に要する資機材等の費用への補助
- (シ) 水防管理団体に対する水防活動関係の必要な報告の要求
- (ス) 指定水防管理団体、水防関係機関及び自主防災組織等との連携による、水防技能の習熟及び沿川住民の水防思想の普及啓発を図るための、水防講習等訓練の実施
- (セ) 洪水予報を実施する河川又は避難判断水位を定めその水位に到達した旨の情報を提供する河川において浸水想定区域を指定し、また、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。
- (フ) 水防計画の策定に当たっては、洪水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化するよう努めるものとする。

### ウ 【関係機関が実施する計画】（地方整備局）

- (ア) 防災備蓄基地等の整備及び水防用・応急復旧資機材並びに排水対策用の移動式ポンプ

# 【旧】

## (2) 消防団



全員を動員し、各分団最大限の編成とする。

### イ 【県が実施する計画】（建設部）

水防管理団体が行う水防が十分に行われるように、次に掲げる事項を実施する。  
なお、水防組織、気象警報・注意報等の伝達、活動の基準、重要水防区域、その他水防体制の確立に必要な事項の詳細は、「県水防計画」の定めによる。

- (ア) 水防計画の策定
- (イ) 水防協議会の設立
- (ロ) 水防事務の調整及び円滑な実施のための援助
- (ハ) 大雨及び洪水に関する気象警報・注意報等の伝達体制の整備
- (ニ) 水防信号の決定
- (ホ) 水防警報の発令及び伝達体制の整備
- (ヘ) 水防管理団体への立退きの指示並びに勧告及び助言体制の整備
- (セ) 水防上緊急を要する事項の指示体制の整備
- (ゼ) 水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体（指定水防管理団体）の指定
- (ク) 水防団員の定員の基準の設定
- (ケ) 水防管理団体を援助するための水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧機材の備蓄
- (コ) 水防活動に用する資機材等の費用への援助
- (サ) 水防管理団体に対する水防活動関係の必要な報告の要求
- (ス) 指定水防管理団体、水防関係機関及び自主防災組織等との連携による、水防技能の習熟及び沿川住民の水防思想の普及啓発を図るための、水防講習等訓練の実施

# 【新】

の備蓄を図るとともに、緊急時において当該資材の確保については、関係業界団体の協力が得られるよう努めるものとする。

(イ) 指定水防管理団体、水防関係機関及び自主防災組織等との連携により、水防技能の習熟と、沿川住民の水防思想の普及啓発を図るため、水防演習等訓練を実施するものとする。

## エ【防災上重要な施設の管理者等が実施する計画】

### (ア) 地下街等の所有者又は管理者が実施する計画

a 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。

b 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛防災組織を設置するものとする。また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画を公表するものとする。

### (イ) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者が実施する計画

a 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施に努めるものとする。

b 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画の作成、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市長に報告するものとする。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。

### (ウ) 大規模工場等の所有者又は管理者が実施する計画

a 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。

b 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）を作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市長に報告するものとする。

# 【旧】

# 【新】

## 第8節 要配慮者支援計画

### 第1 基本方針

近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。このため市、県及び社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、市民、自主防災組織の協力を得ながら災害から要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を守るための防災対策の一層の充実を図るものとする。

また、近年社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が、土砂災害や浸水被害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害や浸水被害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について重点的に対策を講じる必要がある。

### 第2 主な取組み

- 1 要配慮者支援計画を策定し、支援体制計画の構築に努める。
- 2 在宅要配慮者の状況把握に努めるとともに、緊急通報装置等の整備、支援協力体制の確立、防災教育、防災訓練の充実強化を図る。
- 3 社会福祉施設等の防災設備、組織体制、緊急連絡体制の整備を行うとともに、支援協力体制確立、防災教育、防災訓練の充実強化を図る。
- 4 医療機関の防災設備、組織体制、緊急連絡体制等の整備を行うとともに、支援協力体制の確立、防災教育、防災訓練の充実強化を図る。
- 5 外国人住民や外国人旅行者等の観光客が災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、指定緊急避難場所、指定避難所や避難経路標識等の簡明化、多言語化など防災環境づくりに努める。
- 6 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図る。

### 第3 計画の内容

#### 1 要配慮者支援計画の作成

##### (1) 現状及び課題

災害時の要配慮者に対する避難支援等の強化は急務であり、避難支援体制の構築が望まれる。特に要配慮者のうち避難行動要支援者については、市において避難行動要支援者名簿を作成し、平常時から避難支援体制を構築しておく必要がある。

##### (2) 実施計画

##### 【市が実施する計画】

ア 避難支援体制（災害対策基本法第49条の10、11、12、13及び第50条、第56条）

イ 避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者の避難支援にはマンパワー等の支援する力が不可欠であるため、避難

# 【旧】

## 第8節 災害時要援護者支援計画

### 第1 基本方針

近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、災害時要援護者が被害を受ける事例が多く見受けられる。

このため市、県及び社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、市民、自主防災組織の協力を得ながら災害から災害時要援護者を守るための防災対策の一層の充実を図るものとする。

また、近年災害時要援護者関連施設が、土砂災害や浸水被害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害や浸水被害が発生するおそれのある地域内に立地する災害時要援護者関連施設については、避難誘導等について重点的に対策を講じる必要がある。

### 第2 主な取組み

- ➊ 在宅災害時要援護者の状況把握に努めるとともに、緊急通報装置等の整備、支援協力体制の確立、防災教育、防災訓練の充実強化を図る。
- ➋ 社会福祉施設等の防災設備、組織体制、緊急連絡体制の整備を行うとともに、支援協力体制確立、防災教育、防災訓練の充実強化を図る。
- ➌ 医療機関の防災設備、組織体制、緊急連絡体制等の整備を行うとともに、支援協力体制の確立、防災教育、防災訓練の充実強化を図る。
- ➍ 外国人住民や外国人旅行者等の観光客が災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化など防災環境づくりに努める。
- ➎ 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設における避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図る。

### 第3 計画の内容

# 【新】

支援等関係者には、消防機関、県警察、民生委員、市社会福祉協議会、自主防災組織等の地域に根差した幅広い団体の中から、地域の実情により、避難支援者を定める。

また、避難支援等関係者となりうる者をより多く確保するのに当たっては、年齢要件等にとらわれず、地域住民の協力を幅広く得る。

## (イ) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

a 高齢者や障害者等のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者

b 高齢者や障害者等の要配慮者の避難能力の有無は、主として、次のとおりとする。

(a) 警戒や避難勧告・指示等の災害関係情報の取得能力

(b) 避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力

(c) 避難行動を取る上で必要な身体能力

また、地域において真に重点的・優先的支援が必要と認める者が支援対象から漏れた場合は、避難支援等関係者の判断により、避難行動要支援者として避難行動要支援者名簿への掲載を市へ要請することとする。

c 円滑かつ迅速な避難を図るためには、同居家族の有無なども要件の一つとする。

ただし、同居家族がいる場合であっても、時間帯等によって一人となるケースや介護者が高齢者のみのケースなど、避難が困難な状況もあることから、同居家族がいることのみをもって避難行動要支援者から除外はしない。

また、社会福祉施設入所者や長期入院患者については、支援対象者の所在が明確であり、地域の避難支援等関係者の人数が限られていることから、避難行動要支援者名簿の対象は在宅者（一時的に入所、入院している者を含む）を優先する。

## (ロ) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

a 市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約するよう努める。その際、要介護状態区分別や障害種別、支援区分別に把握する。

b 難病患者に係る情報等、市で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要であると認められるときは、県知事その他の者に対して、情報提供を求めることができるので、積極的に必要な情報の取得に努める。

なお、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼又は提供であることを、書面をもって明確にする。

## (ハ) 名簿の更新に関する事項

a 避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、次記により名簿情報を最新の状態に保つこととする。

(a) 新たに市に転入してきた要介護高齢者、障害者等や、新たに要介護認定や障害認定を受けた者のうち、避難行動要支援者に該当する者を避難行動要支援者名簿に掲載するとともに、新規に避難行動要支援者名簿に掲載された者に対して、平常時から避難支援等

# 【旧】

## 【新】

関係者に対して名簿情報を提供することについて同意の確認を行う。

(b) 転居や死亡等により、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更等により確認された場合は、避難行動要支援者名簿から削除する。なお、避難行動要支援者名簿の記載事項として災害対策基本法49条の10第2項に示している「住所」については、各人の生活の本拠（民法第22条）であり、必ずしも住民基本台帳に記載されている住所に限定されないこと、「居所」については、人が多少の期間継続して居住しているが、その場所とその人の生活との結びつきが住所ほど密接でなく、生活の本拠であるというまでには至らない場所であることとする。

また、避難行動要支援者が社会福祉施設等へ長期間の入所等をしたことを把握した場合も避難行動要支援者名簿から削除する。

b 避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時は、その情報を市及び避難支援等関係者間で共有する。

また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知することとする。

(d) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

a 避難行動要支援者名簿は平常時から避難支援等関係者に提供され、共有されていることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。

b 避難支援等関係者に平常時から名簿情報を外部提供するためには、避難行動要支援者の同意を得ることが必要であるため、市担当部局が避難行動要支援者本人に郵送や個別訪問などを実施する。その際には避難行動要支援者に名簿情報を提供することの趣旨や内容を説明するとともに、障害者団体等とも連携するなど対応を工夫する。

避難行動要支援者名簿制度の趣旨等について詳細な説明を求められた場合には、その避難行動要支援者に対して、個別訪問を実施して、本人に対してその趣旨や内容を説明し、平常時からの名簿情報の提供について意思確認を行う。

c 同意は、口頭によるものと書面によるものとし、状況に照らし本人が実質的に同意していると判断できるものとする。

また、重度の認知症や障害等により、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等から同意を得ることにより、名簿情報の外部提供を行うこととする。

d 避難支援等関係者に対する避難行動要支援者名簿の平常時からの提供は、避難行動要支援者名簿に掲載された本人の同意が必要であるが、より積極的に避難支援を実効性のあるものとする等の観点から、本人の同意がなくても平常時から名簿情報を外部に提供できる旨を市が災害対策条例等で別に定めている場合は、平常時からの提供に際し、本人の同意を要しないため、市では、必要な対応を検討することとする。

なお、「個人情報保護審議会の意見を聴いて、公益上の必要があると認めるとき」など、

## 【旧】

# 【新】

個人情報保護条例上の規定を根拠とする場合も、「市の条例に特別の定めがある場合」に該当することとなる。

e 避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、市において次の措置を講ずる。

(a) 避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

(b) 市内の一地区の自主防災組織に対して市内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する。

(c) 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。

(d) 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導する。

(e) 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。

(f) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導する。

(g) 名簿情報の取扱状況を報告させる。

(h) 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する。

(h) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

a 避難準備情報等の発令・伝達

(a) 市は自然災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令等を「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の判断基準により、災害時において適時適切に発令することとする。

(b) 避難準備情報として発令される、「自主避難の呼び掛け」「避難注意情報」等の情報は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難に当たって重要な情報であり、避難行動要支援者の中には避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいます。

そのため、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、次のことを特に配慮します。

・高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人的確に伝わるようにすること

・同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること

・高齢者や障害者に合った、必要な情報を選んで流すこと

b 多様な手段の活用による情報伝達

自然災害発生時、特別警報の伝達や土砂災害警戒情報等の気象情報の伝達には、緊急かつ着実な避難指示が伝達されるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線（戸別受信機）や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用し、緊急速報メールを活用す

# 【旧】

# 【新】

るなど、複数の手段を有機的に組み合わせることとする。

また、避難行動要支援者の中には、避難行動に必要な情報を入手できれば、自力で避難行動をとることができる者もいるので、多様な情報伝達的手段を用いることは、避難支援等関係者の負担を軽減することにもつながることから、市においては、多様な情報伝達的手段を確保することとする。

さらに、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達も活用するなど、次にあげる多様な手段を活用して情報伝達を行うことを検討する。

- (a) 聴覚障害者：FAXによる災害情報配信、聴覚障害者用情報受信装置
- (b) 視覚障害者：受信メールを読み上げる携帯電話
- (c) 肢体不自由者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話
- (d) その他：メーリングリスト等による送信、字幕放送、解説放送（副音声や2カ国語放送など2以上の音声を使用している放送番組、音声多重放送）、手話放送、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等のインターネットを通じた情報提供

## （キ）避難支援等関係者の安全確保

### a 避難支援等関係者等の対応原則

避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて避難支援を行うこととなるが、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提となる。

そのため、市は避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮することとなる。

### b 避難支援等関係者等の安全確保の措置

地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めておくこととする。

避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難することについての避難行動要支援者の理解は、平常時に避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階で得ておくこととする。

避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めるに当たっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、計画を作り、周知することが適切であるため、一人一人の避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらうことと合わせて、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうこととする。

### イ 避難行動要支援者の把握と名簿の作成

市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

# 【旧】

## ㊦ 在宅対策

### （1）現状と課題

在宅の災害時要援護者については、その所在や個々の態様に応じた援護の状況把握に努めることが必要である。同時に地震災害発生に備え、安全を確保するための緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備をはじめ、災害時要援護者支え合いマップによる安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策等の支援協力体制の確立も大切である。

また、災害時要援護者が自らの対応能力を高めるための防災教育や防災訓練の充実強化など、防災の様々な場面において、災害時要援護者に配慮したきめ細やかな施策を他の保健福祉施策等との連携のもとに行う必要がある。

### （2）実施計画

#### ア 【市が実施する計画】（企画総務部、教育委員会、健康福祉部）

##### （ア）避難施設の整備

避難施設の安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障害者用トイレの設置等災害時要援護者に配慮した施設整備、必要な物資等の備蓄に努める。

##### （イ）防災訓練の実施

災害時要援護者個々の態様に合わせた防災教育や訓練の充実強化を図る。

##### （ロ）応援体制及び受援体制の整備

応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員、車両、資機材等、応援出動の対応ができる体制を整備し、必要な物資、資機材等の確保に努める。また、応援要請を行う場合に備え、連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

##### （ハ）緊急通報装置等の整備

災害時要援護者の安全を確保するため、緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を推進する。

##### （ニ）災害時要援護者の状況把握

地域の民生・児童委員・福祉推進委員・地域住民・ボランティア団体等の協力を得て、災害時要援護者の在宅の要援護者の状況把握に努めるとともに、助け合いおたがいさまっぶ（災害時要援護者支え合いマップ）の策定を推進する。

##### （ホ）災害時要援護者の態様に配慮した避難支援計画の策定

災害時要援護者個々の態様に配慮した避難支援計画を策定し、市民に対し避難場所、避難経路の周知徹底を図る。

##### （ヘ）避難支援計画等の活用

避難支援計画については、市防災・福祉担当及び自主防災組織や災害時要援護者の支援者が常に利用できる状態となるよう努める。

# 【新】

## ウ 避難行動要支援者名簿の提供

市は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

## エ 要配慮者支援計画の作成

市は、地域における災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、避難支援についての計画の作成に努める。

## オ 避難行動要支援者の移送計画

市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

## 2 在宅対策

### (1) 現状と課題

在宅の要配慮者については、その所在や個々の態様に応じた援護の状況把握に努めるとともに、浸水被害、土砂災害等の災害発生に備え、安全を確保するための緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備をはじめ、要援護者支え合いマップによる安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策等の支援協力体制の確立、要配慮者が自らの対応能力を高めるための防災教育や防災訓練の充実強化など、防災の様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細やかな施策を、他の保健福祉施策等との連携のもとに行う必要がある。

### (2) 実施計画

【市が実施する計画】（企画総務部、教育委員会、健康福祉部）

#### (ア) 指定避難所の整備

災害発生時において避難所となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化、多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努める。

#### (イ) 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者が自らの対応能力を高めるため、要配慮者の個々の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

#### (ウ) 応援体制及び受援体制の整備

他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（社会福祉主事、保健師、看護師、介護職員、通訳者、手話通訳者等）、車両（移動入浴者、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

#### (エ) 緊急通報装置等の整備

要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報装置や

# 【旧】

## (ウ) 支援協力体制の整備

保健所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生・児童委員、地域住民、ボランティア団体等と連携し、安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。

## (ク) 災害時要援護者及びその家族に対する指導

- ~~ア 日頃から防災に対する理解を深め、あらかじめ家族内において対策を講じておくこと。~~
- ~~イ 災害発生時には、隣近所の協力が得られるような環境づくりに努めること。~~
- ~~ウ 病弱者については、医療機関と連携をとること。~~

## (ケ) 地域住民に対する指導

- ~~ア 自主防災組織等において、その地域に居住する要介護者の把握に努め、その支援体制について日頃から整備する。~~
- ~~イ 災害発生時には、対象者の安全確保に協力すること。~~
- ~~ウ 災害時要援護者の名簿や家族等の状況把握については、民生・児童委員、福祉推進委員等と協力し、助け合いおたがいさまづくり（災害時要援護者支え合いマップ）を作成すること。ただし、周知についてはプライバシーの保護に十分配慮すること。~~

## イ 【県が実施する計画】（全部局）

### (ア) 避難施設の整備

災害発生時において避難施設となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化、多言語等災害時要援護者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努める。

### (イ) 防災教育・防災訓練の実施（危機管理部）

災害時要援護者が自らの対応能力を高めるため、災害時要援護者の個々の態様に合わせた防災教育、防災訓練の充実強化を図る。

### (ウ) 応援体制及び受援体制の整備

他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（社会福祉主事、保健師、看護師、介護職員、通訳者、手話通訳者等）、車両（移動入浴者、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

# 【新】

自動消火器、警報装置等の整備を推進する。

(ウ) 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握

民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、ボランティア団体等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努める。また、助け合いおたがいさまマップ（要配慮者支え合いマップ）の策定を推進する。

(ク) 避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備

市は必要に応じて、災害の発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切におこなわれるように努める。

(ケ) 支援協力体制の整備

福祉事務所、保健所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生・児童委員、地域住民、ボランティア団体等との連携の下に、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。

### 3 要配慮者利用施設対策

(1) 現状及び課題

高齢者や障がい者等の要配慮者が利用する社会福祉施設等においては、施設利用者の安全の確保に十分配慮し、施設そのものの安全性を高めるための防災設備等の整備、災害の予防や災害時における迅速かつ的確な対応を行うための組織体制の確立、職員や施設利用者に対する防災教育・防災訓練の充実強化など、施設利用者の態様に応じたきめ細かな災害予防対策を講じる必要がある。

入院患者を有する医療機関が被災した場合、既入院患者に対する優先的な安全確保が必要である。このため、医療機関における防災体制の強化を図るとともに、重症者の状況の把握、患者の移送先、移送手段等について事前に関係機関と十分に検討することが必要である。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（健康福祉部、企画総務部）

(ア) 防災設備等の整備

要配慮者利用施設等の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄を行うよう指導する。

(イ) 組織体制の整備

要配慮者利用施設等の管理者に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な

# 【旧】

## 2 社会福祉施設等対策

(1) 現状と課題

高齢者や障がい者等の災害時要援護者が利用する社会福祉施設等においては、施設利用者の安全性の確保に十分配慮し、施設そのものの安全性を高めるための、防災設備等の整備、災害の予防や災害時における迅速かつ的確な対応を行うための組織体制の確立、職員や施設利用者に対する防災教育・防災訓練の充実強化など、施設利用者の態様に応じたきめ細やかな災害予防対策を講じる必要がある。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（健康福祉部、企画総務部）

(ア) 防災設備等の整備

市及び県は、社会福祉施設等の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄を行うよう指導する。

(イ) 組織体制の整備

市及び県は、社会福祉施設等の管理者に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導する。

(ウ) 防災教育・防災訓練の実施

市及び県は、社会福祉施設等の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう指導する。

(エ) 応援体制及び受援体制の整備

市及び県は、社会福祉施設等の管理者に対し、他の社会福祉施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車輛（移動入浴車、小型リフト付車輛等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導する。また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定を締結するよう働きかける。

また、市は、耐震、耐火、鉄筋構造等を備え、物理的障壁の除去された社会福祉施

# 【新】

対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導する。

## (7) 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者利用施設等の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう指導する。

## (8) 応援体制及び受援体制の整備

要配慮者利用施設等の管理者に対し、他の要配慮者利用施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車輛（移動入浴車、小型リフト付車輛等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や近隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する協定を締結するよう働きかける。

また、一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

## (9) 医療機関に対し、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における入院患者等の安全の確保が円滑に行われるよう指導する。

## (10) 医療施設の損壊等により、入院患者等の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、関係機関に対し、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめ調整するよう指導する。

## イ 【要配慮者利用施設が実施する計画】

### (7) 防災設備等の整備

要配慮者利用施設においては、県及び市の指導の下に、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備えて、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄（概ね3日間分）を行うものとする。

### (4) 組織体制の整備

要配慮者利用施設においては、県及び市の指導の下に、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるもの

# 【旧】

~~設等を一般の避難所では生活が困難な障害者や高齢者等が避難する福祉避難所としてあらかじめ指定するよう努める。~~

## イ 【社会福祉施設等が実施する計画】

### (7) 防災設備等の整備

~~社会福祉施設等においては、県及び市の指導のもとに、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄を行う。~~

### (4) 組織体制の整備

~~社会福祉施設等においては、県及び市の指導のもとに、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努める。~~

### (9) 防災教育・防災訓練の実施

~~社会福祉施設等においては、県及び市の指導のもとに、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図る。~~

### (8) 応援体制及び受援体制の整備

~~社会福祉施設等においては、県及び市の指導のもとに、他の社会福祉施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車輛（移動入浴車、小型リフト付車輛等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定を締結するよう働きかける。~~

また、一般の避難所では生活が困難な障害者や高齢者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、市から要請があった場合、積極的に協力する。

## ~~3 病院入院患者対策~~

### ~~(1) 現状および課題~~

~~入院患者を有する医療機関が被災した場合、既入院患者に対する優先的な安全確保が必要である。このため、医療機関における防災体制の強化を図るとともに、重傷者の状況把握、患者の移送先、移送手段等について事前に関係機関と十分に検討する必要がある。~~

### ~~(2) 実施計画~~

#### ~~ア 【市が実施する計画】（健康福祉部）~~

~~(7) 医療機関に対し、厚生省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防~~

# 【新】

とする。

## (ウ) 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者利用施設においては、県及び市の指導の下に、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を高めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

## (エ) 応援体制及び受援体制の整備

要配慮者利用施設においては、県及び市の指導の下に、他の要配慮者利用施設において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車輛（移動入浴車、小型リフト付車輛等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう努める。

また、一般の避難所では生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、市から要請があった場合、積極的に協力する。

## (オ) 日本赤十字社長野県支部、県医師会、郡市医師会等は、県の指導に沿って、それぞれの関係医療機関等に対し、災害時の入院患者の安全確保について特別の配慮を行うよう指導するものとする。

また、医療施設の損壊等により、入院患者の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめそれぞれの関係機関等と調整するものとする。

## (カ) 医療機関においては、災害時の入院患者等の安全確保を図るため、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成するとともに、施設・設備の整備、点検、患者家族連絡表の作成等緊急時の連絡体制や避難誘導体制の整備、職員教育や避難訓練の実施、医薬品、医療用資機材等の備蓄など防災体制の強化を図るものとする。

## (キ) 医療機関においては、市、県及び関係機関の指導の下に、他の医療機関において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員、車両、資機材等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。

# 【旧】

~~災マニュアルを作成し、災害時における入院患者等の安全の確保が円滑に行われるよう指導する~~

~~(イ) 医療機関の損壊等により、入院患者等の移送、医師、看護婦等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、関係機関に対し、広域的な相互応援及び、受援体制の整備についてあらかじめ調整するよう指導する。~~

~~(ロ) 諏訪郡医師会及び関係機関の協力を得ながら、医療機関に対して、各種防災対策の情報収集及び提供を図る。~~

## ~~イ 【県が実施する計画】~~

~~(ウ)を除き、市が実施する計画と同様~~

## ~~ロ 【諏訪郡医師会が実施する計画】~~

~~諏訪郡医師会は、「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき、災害時における医療救護活動に万全を期する。~~

~~また、広域的な相互応援及び受援体制の整備について、あらかじめそれぞれの関係機関等と調整する。~~

## ~~エ 【医療機関が実施する計画】~~

~~(ア) 医療機関においては、災害時の入院患者等の安全確保を図るため、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成するとともに、施設・設備の整備、点検、患者家族連絡表の作成等緊急時の連絡体制や避難誘導体制の整備、職員教育や避難訓練の実施、医薬品医療用資機材等の備蓄など防災体制の強化を図る。~~

~~(イ) 医療機関においては、他の医療機関において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員、車両、資機材等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。~~

~~また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。~~

## 4 外国人住民、外国人旅行者等、観光客対策

### (1) 現状及び課題

本市における外国人住民人口は、平成24年現在7,961人である。

外国人住民については、地理の不案内、言葉、文化、生活習慣、防災意識の違いなどから、災害時における迅速かつ確かな行動等に困難が生じるおそれがある。

このため、外国人住民に配慮した避難場所や避難経路の表示、防災知識の普及等、自らが災害への対応能力を高めていけるよう防災環境づくりに努める必要がある。

また、滞在地の地理に不案内な観光客、とりわけ言語の違う外国人旅行者に対しても、緊急時の避難方法、場所、経路等を周知する必要がある。

# 【新】

## 4 外国人住民、外国人旅行者等、観光客対策

### (1) 現状及び課題

本市における外国人住民人口は、平成25年現在718人【住民基本台帳12月31日現在】である。

外国人住民については、地理の不案内、言葉、文化、生活習慣、防災意識の違いなどから、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路等が十分に周知されず、災害時における情報収集、迅速かつ確かな行動等に困難が生ずるおそれがある。

このため、外国人住民等に配慮した指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の表示、防災知識の普及等、自らが災害への対応能力を高めていけるような防災環境づくりに努める必要がある。

また、滞在地の地理に不案内な観光客、とりわけ言語の違う外国人旅行者に対しても、緊急時の避難方法、場所等を周知する必要がある。

### (2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（企画総務部、産業経済部）

#### (ア) 外国人住民等の状況把握及び支援体制の整備

当該区域内における外国人住民等の居住状況等の把握に努めるとともに、地域全体による情報収集・連絡体制や避難誘導体制等外国人住民等に対する支援体制の整備を図る。

#### (イ) 観光客の安全対策の推進

観光関連事業者（旅館、ホテル等）と連携して外国人旅行者にも対応した「災害時における対応（心得）」を作成するように努める。

- a 道路標識や案内板の整備
- b 観光地周辺の避難場所の整備
- c 災害発生時の観光客収容施設の設定

#### (ウ) 外国人住民、外国人旅行者の被災者への情報提供体制の整備

関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォメーションなど外国人住民、外国人旅行者に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備を図る。

#### (エ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知

外国人住民、外国人旅行者や観光客に対する指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

#### (オ) 防災教育・防災訓練の実施

外国語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への外国人住民等の参加推進等を通じて、外国人住民等に対する防災知識の普及を図る。

#### (カ) 応援体制及び受援体制の整備

他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

#### (キ) 観光客の安全対策の推進

関係団体、関係機関と相互に連絡調整して、緊急時における連絡体制を確立する

# 【旧】

### (2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（企画総務部、産業経済部）

#### (ア) 外国人住民の状況把握及び支援体制の整備

当該区域内における外国人住民等の居住状況等の把握に努めるとともに、地域全体による

情報収集、連絡体制や避難誘導体制等外国人住民等に対する支援体制の整備を図る。

#### (イ) 観光客の安全対策の推進

観光関連事業者（旅館、ホテル等）と連携して外国人旅行者にも対応した「災害時における対応（心得）」を作成するように努める。

- a 道路標識や案内板の整備
- b 観光地周辺の避難場所の整備
- c 災害発生時の観光客収容施設の設定

#### (ウ) 外国人住民や外国人旅行者の被災者への情報提供体制の整備

関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォメーションなど外国人住民や外国人旅行者に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備を図る。

#### (エ) 避難場所及び避難経路の周知

外国人住民や外国人旅行者と観光客に対する避難場所や避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

#### (オ) 防災教育・防災訓練の実施

外国語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への外国人住民等の参加推進等を通じて、外国人住民に対する防災知識の普及を図る。

#### (カ) 応援体制及び受援体制の整備

他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

#### (キ) 観光客の安全対策の推進 関係団体、関係機関と相互に連絡調整して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策を推進する。

### イ 【県が実施する計画】

#### ~~(ア) 外国人住民、外国人旅行者の被災者への情報提供体制の整備~~

~~関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォメーションなど外国人住民、外国人旅行者に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備を図る。~~

#### ~~(イ) 広域避難場所及び避難経路の周知~~

~~外国人住民、外国人旅行者や観光客に対する避難場所や避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。~~

#### ~~(ウ) 防災教育・防災訓練の実施~~

~~外国語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への防災訓練等への外国人住民等の参加推進等を通じて、外国人住民等に対する防災知識の普及を図る。~~

#### ~~（危機管理部）~~

#### ~~(エ) 応援体制及び受援体制の整備~~

~~他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備する。~~

# 【新】

とともに、観光客の安全対策を推進する。

## イ 【関係機関が実施する計画】

(7) 駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語によるインフォメーション、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路等の標識の簡明化、多言語化など外国人住民等や観光客に配慮した情報提供体制、避難誘導体制の整備を図るものとする。

(イ) 医療機関においては、外国人住民、外国人旅行者に対する応急救護体制の整備を図るものとする。

## 5 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策

### (1) 現状及び課題

急峻な地形が多く、急流河川も多い市内には、多くの要配慮者利用施設が、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内に立地している。要配慮者利用施設が被災した場合、避難等に通常以上の時間を要することから、被害の拡大が予想される。このため、迅速な避難誘導等のための体制を確立する必要がある。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する計画】（企画総務部）

(7) 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。

(イ) 土砂災害警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとともに、要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。

#### ウ 【浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策】

市は浸水想定区域の指定があったときは、少なくとも浸水区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。

## イ 【要配慮者利用施設の管理者が実施する計画】

土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図るものとする。

# 【旧】

~~また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。~~

~~（危機管理部、総務部）~~

## ~~(4) 観光客の安全対策の推進（観光部）~~

~~関係団体、関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策を推進する。（観光客安全対策推進会議の事業を推進する。）~~

## ウ 【関係機関が実施する計画】

(7) 駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語によるインフォメーション、~~避難場所~~や避難経路等の標識の簡明化、多言語化など外国人住民や外国人旅行者と観光客に配慮した情報提供体制、避難誘導体制の整備を図る。

(イ) 医療機関においては、外国人住民や外国人旅行者に対する応急救護体制の整備を図る。

## 5 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設対策

### (1) 現状及び課題

土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内に立地している災害時要援護者関連施設が被災した場合、避難等に通常以上の時間を要することから、被害の拡大が予想される。

このため、迅速な避難誘導等のための体制を確立する必要がある。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する計画】（企画総務部）

(7) 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内に立地している災害時要援護者関連施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。

(イ) 警戒区域ごとに警戒体制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとともに、災害時要援護者関連施設、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。

## ~~イ 【県が実施する計画】（危機管理部、総務部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）~~

~~土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。~~

## ウ 【災害時要援護者関連施設の管理者が実施する計画】

土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設（社会福祉施設等、病院に該当するもののほか、それ以外の類型のものにあつても）の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図るものとする。

## 第9節 緊急輸送計画

## 第1 基本方針

大規模災害発生時には、救急救助活動、消火活動、各種救援活動など、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、迅速に対応できる体制を平素から確立するとともに、災害による障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立する。

## 第2 主な取り組み

- 1 緊急交通路の確保に関する計画を策定する。
- 2 ヘリポート、輸送拠点等を事前に選定する。
- 3 各種ヘリコプター、トラック協会等と、輸送力確保について事前に計画を樹立する。
- 4 緊急通行車両及び規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の事前確認を行い、発災時の迅速な運用に備える。

## 第3 計画の内容

## 1 緊急交通路確保計画

## (1) 現状及び課題

本市の道路は、集落間を結ぶ幹線道路が少なく、かつ、狭隘で屈曲区間や橋梁が多いなど、緊急交通路として複数確保が困難な状況にあることから、現道路の防災対策を促進するとともに、災害発生時は適切な交通規制によって、効率的な運用を図らなければならない。

## (2) 実施計画

## ア 【市が実施する計画】（都市建設部）

- (7) 茅野警察署と協議の上、地域の実情に合った区域内の交通確保計画を策定する。  
この場合、県が定める交通規制計画道路との整合と、「拠点ヘリポート」及び「物資輸送拠点」との交通確保について、特に配慮する。
- (イ) 市内の幹線道路の整備を計画的かつ積極的に行い、緊急輸送道路としての機能確保をする。

## イ 【県が実施する計画】

- (7) 次により緊急交通路確保に関する計画を樹立するものとする。（警察本部）
  - a 緊急交通路交通規制対象予定道路を指定するものとする。
  - b 大規模、広域災害発生時の総合交通規制について、隣接県警察と協議し、緊急交通路交通規制のための協定を締結するものとする。
  - c 主要交差点の信号機の自動電源付加装置の設置、交通規制用標識の準備等、交通安全施設整備を推進するものとする。

## 第9節 緊急輸送計画

## 第1 基本方針

大規模災害発生時には、救急救助活動、消火活動、各種救援活動など、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、緊急輸送業務について、迅速に対応できる体制を平素から確立するとともに、風水害による障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立する。

## 第2 主な取り組み

- 1 緊急交通路の確保に関する計画を策定する。
- 2 ヘリポート、輸送拠点等を事前に選定する。
- 3 車内輸送業者等と、輸送力確保について事前に計画を樹立する。
- 4 緊急通行車両の事前申請を行い、発災時の迅速な運用に備える。

## 第3 計画の内容

## 1 緊急交通路確保計画

## (1) 現状及び課題

本市の道路は、集落を結ぶ幹線道路が狭隘で屈曲区間が多いなど、緊急交通路として複数確保が困難な状況にあることから、現道路の改良を促進するとともに、災害発生時は適切な交通規制によって、効率的な運用を図らなければならない。

## (2) 実施計画

## ア 【市が実施する計画】（都市建設部）

- (7) 茅野警察署と協議の上、地域の実情に合った区域内の交通確保計画を策定する。  
この場合、県が定める交通規制計画道路との整合と、「拠点ヘリポート」及び「物資輸送拠点」との交通確保について、特に配慮する。
- (イ) 市内の幹線道路の整備を計画的かつ積極的に行い、緊急輸送道路としての機能確保をする。

## イ 【県が実施する計画】

- (ア) 次により緊急交通路確保に関する計画を樹立する。（警察本部）
  - a 緊急交通路交通規制対象予定道路を指定する。
  - b 大規模、広域災害発生時の総合交通規制について、隣接県警察と協議し、緊急交通路交通規制のための協定を締結する。
  - c 主要交差点の信号機の自動電源付加装置の設置、交通規制用標識の準備等、交通安全施設整備を推進する。

# 【新】

- (イ) 緊急交通路確保のため、次の対策を講ずるものとする。(建設部)
  - a 一次緊急輸送路、二次緊急輸送路を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網整備を推進するものとする。
  - b 応急復旧のため、民間団体等と事前に役割分担を定めておき、迅速な交通の確保を図るものとする。
- (ウ) 広域農道を始めとした基幹農道並びに農地と集落とを結ぶ農道について長野県農業農村整備長期構想(長野県土地改良長期計画)に基づき整備を推進するものとする。(農政部)
- (エ) 市町村及び中部森林管理局と調整のうえ、緊急交通路となりうる林道について、国有林林道との連携にも配慮しつつ、開設、拡張、改良工事を推進するものとする。(林務部)

ウ 【関係機関が実施する計画】(地方整備局、中日本高速道路㈱)  
各機関が管理する道路について災害に強い道路交通網の整備を推進するとともに、それぞれの計画に基づき、総合的な交通網整備を推進するものとする。

## 2 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画

### (1) 現状及び課題

大規模災害発生時においては、迅速な救急救助活動と効率的な救援物資輸送等を行う必要があるが、道路交通網が被災した状況にあつては、ヘリコプターを活用し、効率的な体制をもって実施することが重要である。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する計画】(企画総務部、教育委員会)

- (7) 最低1カ所以上の「物資輸送拠点及び拠点ヘリポート」を確保、指定する。  
このヘリポートは、避難所(場所)と競合しない場所を指定するとともに、支援物資を集積・分類して各避難所等に輸送できるような施設や、支援部隊の活動拠点となりうるスペースが隣接又は近距離にある場所とし、総合的な支援拠点となりうる場所を選定する。
- (イ) 自らが被災した場合は勿論、隣接市町村が被災した場合の輸送拠点となりうる「物資輸送拠点」を指定するものとする。選定に際しては、ヘリコプターによる空輸と陸上輸送の両面の利便を考慮する。

#### ウ) 拠点ヘリポート等及び物資輸送拠点について市民に周知する。

○茅野市の物資輸送拠点及び拠点ヘリポート等

目的	場所	所在地
物資輸送拠点	茅野市運動公園 総合体育館	玉川500番地
拠点ヘリポート	茅野市運動公園 陸上競技場	玉川500番地
その他ヘリポート	永明中学校グラウンド	塚原1-10-6

# 【旧】

- (イ) 緊急交通路確保のため、次の対策を講ずる。(建設部)
  - a 一次緊急輸送路、二次緊急輸送路を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網整備を推進する。
  - b 応急復旧のため、建設業界と事前に役割分担を定めておき、迅速な交通の確保を図る。
- (ウ) 広域農道を始めとした基幹農道並びに農地と集落とを結ぶ農道について2010年長野県農業農村整備長期構想(長野県土地改良長期計画)に基づき整備を推進する。(農政部)
- (エ) 市町村及び中部森林管理局と調整のうえ、緊急交通路となりうる林道について、国有林林道との連携にも配慮しつつ、開設、拡張、改良工事を推進する。(林務部)

ウ 【関係機関が実施する計画】(地方整備局、中日本高速道路㈱)  
各機関が管理する道路について災害に強い道路交通網の整備を推進するとともに、それぞれの計画に基づき、総合的な交通網整備を推進するものとする。

## 2 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画

### (1) 現状及び課題

大規模災害発生時においては、迅速な救急救助活動と効率的な救援物資輸送等を行う必要があるが、道路交通網が被災した状況にあつては、ヘリコプターを活用し、効率的な体制をもって実施することが重要である。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する計画】(企画総務部、教育委員会)

- (7) 最低1カ所以上の「物資輸送拠点及び拠点ヘリポート等」を確保、指定する。  
このヘリポートは、避難所(場所)と競合しない場所を指定するとともに、支援物資を集積・分類して各避難所等に輸送できるような施設や、支援部隊の活動拠点となりうるスペースが隣接又は近距離にある場所とし、総合的な支援拠点となりうる場所を選定する。
- (イ) 自らが被災した場合は勿論、隣接市町村が被災した場合の輸送拠点となりうる「物資輸送拠点」を指定するものとする。選定に際しては、ヘリコプターによる空輸と陸上輸送の両面の利便を考慮する。

目的	場所	所在地
物資輸送拠点	茅野市運動公園 総合体育館	玉川500番地
ヘリポート	茅野市運動公園 陸上競技場	玉川500番地

# 【新】

その他ヘリポート	<u>長峰中学校グラウンド</u>	<u>宮川11288</u>
その他ヘリポート	<u>東部中学校グラウンド</u>	<u>玉川10030</u>
その他ヘリポート	<u>北部中学校グラウンド</u>	<u>湖東5643</u>
その他ヘリポート	<u>金沢小学校グラウンド</u>	<u>金沢1141</u>

## イ【県が実施する計画】

(7) 全県的な広域災害に備え、他県からのヘリコプター支援の拠点として「拠点ヘリポート」を指定するものとする。(危機管理部)

また、広域防災拠点となりうる場所について候補地の選定を行い、整備について検討を行うものとする。なお、この広域防災拠点は、県域を超える支援についても活用を図るものとする。

(4) 各地方事務所単位の拠点となり得る「拠点ヘリポート及び物資輸送拠点」を指定するものとする。(危機管理部)

この「拠点ヘリポート」については、災害用備蓄倉庫や耐震性貯水槽等の施設を備える「防災公園」と連携を図り、防災機能の強化を図るものとする。

(建設部)

### ○諏訪地方事務所管内の物資輸送拠点及び拠点ヘリポート

目 的	場 所	所在地
物資輸送拠点	<u>茅野高等学校 小体育館</u>	<u>宮川11395番地</u>
拠点ヘリポート	<u>茅野市運動公園 野球場</u>	<u>玉川500番地</u>

## ウ【関係機関が実施する計画】(ヘリコプター保有機関)

災害時に利用可能なヘリコプターを保有・管理する機関は、緊急用ヘリポート予定場所の実地調査を推進するものとする。

## 3 輸送体制の整備計画

### (1) 現況及び課題

大規模な風水害が発生した時には、物資輸送拠点までの幹線輸送と、輸送拠点から各避難所等への末端部の輸送を円滑に実施しなければならないが、この場合、陸上における輸送手段を迅速に確保して輸送システムを早期に確立するとともに、道路交通網の寸断を予想して、ヘリコプターを活用した空からの輸送についても整備しておくことが必要である。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する計画】(企画総務部)

(7) 市内の輸送事業者と連絡を密にし、災害時の協力体制を確保する。

(4) 必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業

# 【旧】

## イ【県が実施する計画】

(ア) 全県的な広域災害に備え、他県からのヘリコプター支援の拠点として「拠点ヘリポート」を指定する。(危機管理部)

(イ) 各地方事務所単位ごとの拠点となり得る「拠点ヘリポート及び物資輸送拠点」を指定する。(危機管理部)

この「拠点ヘリポート」については、災害用備蓄倉庫や耐震性貯水槽等の施設を備える「広域防災公園」のネットワーク計画と連携を図り、~~整備を推進する。~~(建設部)

## ウ 【関係機関が実施する計画】(ヘリコプター保有機関)

災害時に利用可能なヘリコプターを保有・管理する機関は、緊急用ヘリポート予定場所の実地調査を推進するものとする。

## 3 輸送体制の整備計画

### (1) 現況及び課題

大規模災害発生時には、物資輸送拠点までの幹線輸送と、輸送拠点から各避難所等への末端部の輸送を円滑に実施しなければならないが、この場合、陸上における輸送手段を迅速に確保して輸送システムを早期に確立するとともに、道路交通網の寸断を予想して、ヘリコプターを活用した空からの輸送についても整備しておくことが必要である。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する計画】(企画総務部)

市内の輸送事業者と連絡を密にし、災害時の協力体制を確保する。

## ~~イ【県が実施する計画】(危機管理部)~~

~~(7) 災害時の輸送力について、北陸信越運輸局及び輸送関係機関と連携をとり、輸送力の確保を図る。~~

~~(4) ヘリコプターの活用については、「ヘリコプターの運用計画」のとおりとし、平素から連携を密にする。~~

# 【新】

者等の施設を活用するための体制整備を図る。

(ウ) 物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図る。

(エ) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

## イ 【関係機関が実施する計画】

(7) 北陸信越運輸局は、次の事項を推進する。

- a 災害発生時の緊急輸送活動のため、平常時から輸送能力を把握するものとする。
- b 緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設及び輸送拠点等を把握するものとする。
- c 緊急輸送ネットワークの形成を図るため、関係事業者及び地方公共団体と連携を強化するものとする。
- d 緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ体制の整備に努めるものとする。

(イ) (公社)長野県トラック協会は、運送の要請等に対応できるように、防災業務計画等において、物資等の緊急輸送に関する計画をあらかじめ定めておくものとする。

(ウ) (公社)長野県トラック協会、(公社)長野県バス協会、(一社)長野県タクシー協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合等の関係機関は、要請に基づき速やかに緊急輸送体制が確立できるよう、事業者等に対して、活動要領を徹底しておくものとする。

## 4 緊急通行車両等の事前届出の確認

### (1) 現況及び課題

被災地及びその周辺においては、救急救助、消火、緊急物資の輸送、応急復旧対策等に従事する車両の通行を最優先で確保しなければならない。一般車両を制限する交通規制が円滑、迅速に実施され、応急対策車両が直ちに被災地における活動を開始できるよう、緊急通行車両等の事前届出の確認を済ませておく。

### (2) 実施計画

#### 【市が実施する計画】（企画総務部）

発災時の円滑な交通規制と緊急通行車両等の円滑な通行の確保のため、災害時における緊急通行車両の確認により緊急通行車両等の事前届出の確認を行う。

〔資料4-9〕緊急通行車両事前届出一覧表

# 【旧】

## ウ 【関係機関が実施する計画】

(7) 北陸信越運輸局は、次の事項を推進する。

- a 災害発生時の緊急輸送活動のため、平常時から輸送能力を把握する。
- b 緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設及び輸送拠点等を把握する。
- c 緊急輸送ネットワークの形成を図るため、関係事業者及び地方公共団体と連携を強化する。
- d 緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ体制の整備に努める。

(イ) ~~(社)~~長野県トラック協会、~~(社)~~長野県バス協会、長野県タクシー協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合等の関係機関は、要請に基づき速やかに緊急輸送体制が確立できるよう、事業者等に対して、活動要領を徹底しておくものとする。

## 4 緊急通行車両の事前申請事務

### (1) 現況及び課題

被災地及びその周辺においては、救急救助、消火、緊急物資の輸送、応急復旧対策等に従事する車両の通行を最優先で確保しなければならない。

一般車両を制限する交通規制が円滑、迅速に実施され、応急対策車両が直ちに被災地における活動を開始できるよう、事前に確認事務を済ませておく。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する計画】（企画総務部）

発災時の円滑な交通規制と緊急通行車両輸送の円滑な通行の確保のため、災害時における緊急通行車両の事前届出を行う。

〔資料4-9〕緊急通行車両事前届出一覧表

#### ~~イ【県が実施する計画】（警察本部）~~

~~発災時の円滑な交通規制と緊急通行車両輸送の円滑な通行の確保のため、災害時における緊急通行車両の確認又は緊急輸送車両確認事務処理要領により緊急通行車両の事前届出事務を行う。~~

# 【新】

## 第11節 避難収容活動計画

### 第1 基本方針

災害発生時には、まず行政、市民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置を講ずることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。

このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図る。

### 第2 主な取り組み

- 1 避難計画を策定し、要配慮者、帰宅困難者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。
- 2 指定緊急避難場所及び指定避難所を指定するとともに避難時のための環境整備を図る。
- 3 市及び県は住宅の確保等を迅速に行うため体制の整備を図る。
- 4 学校における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定を行う。

### 第3 計画の内容

- 1 避難計画の策定
  - (1) 現状及び課題  
激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。また、特に浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。
  - (2) 実施計画  
ア 【市が実施する計画】（企画総務部、健康福祉部、教育委員会）  
(ア) 市が避難すべき区域や判断基準、伝達方法を定める場合、河川管理者及び水防管理者等と協力し計画を策定するよう努める。  
(イ) 市及び県は指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路などの避難計画を策定する場合は協力して行う。  
(ウ) 浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。  
エ 避難計画の作成  
次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。
    - a 避難勧告、避難指示の具体的な発令基準及び伝達方法
    - b 避難準備情報を伝達する基準及び伝達方法  
(避難勧告、避難指示、避難準備情報については「第3章第12節」を参照)

# 【旧】

## 第11節 避難収容活動計画

### 第1 基本方針

風水害の発生時には、まず行政、市民及び防災関係機関が一体となって被害の軽減のための措置を講ずることが重要であるが、~~が~~崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危機が及ぶような場合は、危険な区域の市民は、速やかに安全な場所に避難することが必要である。

このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、~~災害時要援護者~~災害時要援護者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した~~避難場所、避難所~~避難場所、避難所の確保等を図る。

### 第2 主な取り組み

- 1 避難計画を策定し、災害時要援護者、帰宅困難者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。
- 2 安全な避難場所を事前に指定するとともに、避難時のための環境整備を図る。
- 3 市及び県は住宅の確保等を迅速に行うため、体制の整備を図る。
- 4 学校における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定を行う。

### 第3 計画の内容

- 1 避難計画の策定
  - (1) 現状及び課題  
激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。  
また、特に浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の~~災害時要援護者関連施設~~災害時要援護者関連施設については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。
  - (2) 実施計画  
ア 【市が実施する計画】（企画総務部、健康福祉部、教育委員会）
    - (ア) 避難計画の作成  
次の事項に留意して、避難計画を策定するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施など避難体制の確立に努める。
      - a 避難の勧告又は指示を行う判断基準及び伝達方法
      - b 避難準備情報を伝達する判断基準及び伝達方法（避難勧告、避難指示、避難準備情報については「第3章第12節」を参照）
      - c 避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者
      - d 避難場所への経路及び誘導方法
      - e ~~避難場所開設に伴う被災者救援措置に関する事項~~
        - (a) 給食措置
        - (b) 給水措置
        - (c) 毛布、寝具等の支給

# 【新】

- c 指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類
- d 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者
- e 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
- f 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
  - (a) 給食措置
  - (b) 給水措置
  - (c) 毛布、寝具等の支給
  - (d) 衣料、日用品の支給
  - (e) 負傷者に対する救急救護
- g 指定避難所の管理に関する事項
  - (a) 避難収容中の秩序保持
  - (b) 避難住民に対する災害情報の伝達
  - (c) 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
  - (d) 避難住民に対する各種相談業務
- h 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
  - (a) 平常時における広報
    - 広報誌、掲示板、パンフレット等の発行
    - 市民に対する巡回指導
    - 防災訓練等
  - (b) 災害時における広報
    - 広報車による周知
    - 避難誘導員による現地広報
    - 住民組織を通じた広報

なお市は、避難勧告又は指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておく。

また避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場所等やむを得ないときは、屋内での待避等安全措施を講ずべきことにも留意する。
- (オ) 避難行動要支援者対策

市は、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者（消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。
- (カ) 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

# 【旧】

- (d) 衣料、日用品の支給
- (e) 負傷者に対する救急救護
- ~~f 避難場所の管理に関する事項~~
  - (a) 避難収容中の秩序保持
  - (b) 避難住民に対する災害情報の伝達
  - (c) 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
  - (d) 避難住民に対する各種相談業務
- ~~g 避難場所等の整備に関する事項~~
  - ~~(a) 収容施設~~
  - ~~(b) 給水施設~~
  - ~~(c) 情報伝達施設~~
- h 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
  - (a) 平常時における広報
    - 広報誌、掲示板、パンフレット等の発行
    - 市民に対する巡回指導
    - 防災訓練等
  - (b) 災害時における広報
    - 広報車による周知
    - 避難誘導員による現地広報
    - 住民組織を通じた広報
- ~~(イ) 災害時要援護者対策~~

~~災害時要援護者の所在、援護の要否等の把握に努め、災害時要援護者を安全かつ適切に避難誘導し、安否確認を行うため、福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、民生・児童委員、社会福祉協議会、地域住民、ボランティア団体等との連携の下に、次の事項に留意し避難支援計画を策定する。~~

  - ~~a 所在、援護の要否等の状況把握~~
  - ~~b 配慮すべき個々の態様~~
  - ~~c 緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の装備~~
  - ~~d 災害発生時の安否の確認~~
  - ~~e 避難誘導方法及び災害時要援護者~~
  - ~~f 情報提供手段~~
  - ~~g 配慮すべき救護・救援対策~~
  - ~~h 地域の支え合いによる支援協力体制~~

~~特に、災害時要援護者関連施設について、これらの施設、自主防災組織等と連携をとって災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施するなど警戒避難体制の確立を図る。~~
- (ウ) 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を

# 【新】

## イ 【県が実施する計画】

- (7) 災害発生時、県有施設においては、建物の破損等の発生が予想され、職員以外に多数の在庁者もあることから、各施設の防火管理者は避難対策等に関する計画を策定しておくものとする。(県有施設管理部局)
- 県は、土砂災害危険箇所等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について助言するものとする。(危機管理部、総務部、社会部、衛生部、農政部、林務部、建設部、教育委員会)
- (4) 要配慮者利用施設について、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するものとする。(社会部、衛生部)
- (9) 市町村が策定する避難計画について、迅速な避難体制の整備が促進されるよう、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、浸水想定区域や土砂災害警戒区域を明らかにし、避難情報の判断基準や指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路などの安全性について助言するものとする。(危機管理部、建設部)
- (5) 帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。
- (4) 帰宅困難者の支援のため、株式会社アップルランド、イオン株式会社中部カンパニー、合同会社西友、株式会社エス・エス・ブイ、株式会社キラヤ、株式会社ツルヤ、株式会社ニシザワ、株式会社ベイシア、株式会社マツヤ、株式会社カインズ、株式会社ケーヨー、本久ケーヨー株式会社、NPO法人コメリ災害対策センター、株式会社綿半ホームエイド、長野県石油商業組合、株式会社老番屋、株式会社サークルKサンクス、株式会社セブンイレブン・ジャパン、株式会社デイリーヤマザキ、株式会社ファミリーマート、株式会社モスフードサービス、株式会社ローソン、株式会社吉野家、長野県農業協同組合中央会、株式会社ダスキンとの協定に基づき連携を強化するものとする。(危機管理部・農政部)
- (4) 市町村地域防災計画の修正についての助言等により、要配慮者や帰宅困難者等に配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図るものとする。(危機管理部)
- (4) 警察署、交番及び駐在所で発行するミニ広報紙や各種会合出席等の平素の警察活動を通じて、地域住民に対して災害発生時の指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路及び避難時の留意事項等について周知徹底を図るものとする。(警察本部)
- (4) デパート、劇場等多数の人が集まる場所の管理者に対して、非常の際の誘導要領の作成、避難経路の明示、照明・予備電源の確保等についての指導を促進するものとする。(危機管理部、警察本部)

## ウ 【関係機関が実施する計画】

- (7) それぞれの施設管理者は、避難計画を市及び県の指導等に基づき作成し、避難の万全を期するものとする。
- (4) 市の避難計画策定について、それぞれの所管事項について協力するものとする。
- (7) 要配慮者利用施設の管理者は、市及び県の指導等に基づき、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するとともに、市、地域住民、自主防災組織等との連携の下に、支援協力体制の確

# 【旧】

策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

## イ 【県が実施する計画】

- (7) 災害発生時、県有施設においては、建物の破損等の発生が予想され、職員以外に多数の在庁者もあることから、各施設の防火管理者は避難対策等に関する計画を策定しておくものとする。(県有施設管理部局)
- 県は、土砂災害危険箇所等の災害時要援護者関連施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。(危機管理部、総務部、社会部、衛生部、農政部、林務部、建設部、教育委員会)
- (4) 高齢者、障害者、傷病者等災害時要援護者が利用する施設について、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するものとする。(社会部、衛生部)
- (9) 市町村が策定する避難計画について、迅速な避難体制の整備が促進されるよう、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、浸水想定区域や土砂災害警戒区域を明らかにし、避難情報の判断基準や避難場所、避難路などの安全性について助言する。(危機管理部、建設部)
- (5) 帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。
- (4) 帰宅困難者の支援のため、株式会社アップルランド、イオン株式会社中部カンパニー、~~株式会社エス・エス・ブイ~~、株式会社キラヤ、株式会社ツルヤ、株式会社ニシザワ、株式会社ベイシア、株式会社マツヤ、株式会社カインズ、株式会社ケーヨー、本久ケーヨー株式会社、NPO法人コメリ災害対策センター、株式会社綿半ホームエイド、長野県石油商業組合、株式会社老番屋、株式会社サークルKサンクス、株式会社セブンイレブン・ジャパン、株式会社デイリーヤマザキ、株式会社ファミリーマート、株式会社モスフードサービス、株式会社ローソン、株式会社吉野家、長野県農業協同組合中央会との協定に基づき連携を強化する。(危機管理部・農政部)
- (4) 市町村地域防災計画の修正についての助言等により、災害時要援護者や帰宅困難者等に配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。(危機管理部)
- (4) 警察署、交番及び駐在所で発行するミニ広報紙や各種会合出席等の平素の警察活動を通じて、地域住民に対して災害発生時の~~避難場所~~避難経路及び避難時の留意事項等について周知徹底を図るものとする。(警察本部)
- (4) デパート、劇場等多数の人が集まる場所の管理者に対して、非常の際の誘導要領の作成、避難経路の明示、照明・予備電源の確保等についての指導を促進する。(危機管理部、警察本部)

## ウ 【関係機関が実施する計画】

- (7) それぞれの管理施設についての避難計画を作成し、避難の万全を期する。
- (4) 市の避難計画策定について、それぞれの所管事項について協力する。
- (7) 災害時要援護者の利用する施設の管理者は、市及び県の指導等に基づき、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に応じた避

# 【新】

立に努め、避難誘導に係る訓練の実施等により、市、地域住民、自主防災組織等との連携を強化し、避難体制の確立を図るものとする。

(エ) 指定行政機関及び指定地方行政機関は、市から避難勧告又は指示を行う際の助言を求められた場合は、その所掌事務に関して必要な助言を行うものとする。

## エ 【市民が実施する計画】

- (ア) 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておくものとする。
- a 家の中でどこが一番安全か
  - b 救急医薬品や火気などの点検
  - c 幼児や高齢者の避難はだれが責任をもつか。
  - d 指定緊急避難場所、指定避難場所及び避難路はどこにあるか。
  - e 避難する時、誰が何を持ち出すか、非常持出袋はどこにおくか。
  - f 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか。
  - g 昼の場合、夜の場合の家族の分担。
- (イ) 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につけるものとする。
- (ウ) 指定避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ等をいつでも持ち出せるように備えておくものとする。

## オ 【企業等において実施する計画】

### 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生した場合、従業員等を一定期間事業所等に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等に努めるものとする。

## 2 避難場所の確保

### (1) 現状及び課題

災害の危険が切迫した場合には、住民等の安全を確保するために、その危険から緊急的に逃れるための指定緊急避難場所を、指定しておく必要がある。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する計画】（企画総務部、教育委員会、健康福祉部、都市建設部）

(ア) 市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性及び想定される災害の程度に応じ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。

(イ) 指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫（一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は

# 【旧】

避難計画を策定するとともに、市、地域住民、自主防災組織等との連携の下に、支援協力体制の確立に努める。

~~特に、災害時要援護者関連施設の管理者にあつては、避難誘導に係る訓練の実施等により、市、地域住民、自主防災組織等との連携を強化し、避難体制の確立を図る。~~

## エ 【市民が実施する計画】

- (ア) 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておく。
- a 家の中でどこが一番安全か
  - b 救急医薬品や火気などの点検
  - c 幼児や老人の避難は誰が責任を持つか
  - d 避難する時、誰が何を持ち出すか、非常持出袋はどこに置くか
  - e ~~避難場所~~避難経路はどこにあるか
  - f 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか
  - g 昼の場合、夜の場合の家族の分担
- (イ) 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につける。
- (ウ) ~~避難場所~~での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ等をいつでも持ち出せるように備えておく。

## オ 【企業において実施する計画】

### 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生した場合、従業員を一一定期間事業所等に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等に努めるものとする。

## 2 避難場所等の確保

### (1) 現状及び課題

~~地域防災計画において、避難場所が指定されているところであるが、より円滑な避難活動を実施するために、緊急時のヘリポート、仮設住宅建設予定箇所等との調整、安全性への点検及び災害時要援護者に配慮し、避難場所及び避難路を事前に確保する必要がある。~~  
~~また、避難場所として指定された建築物には、災害時における避難生活を確保するための施設の整備が望まれる。~~

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する計画】（企画総務部、教育委員会、健康福祉部、都市建設部）

~~(ア) 避難指示者、施設管理者とあらかじめ協議して避難場所を指定し、地域防災計画に明記する。~~

# 【新】

河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水)等の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。

なお指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

- (ウ) 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所の相互提供等について協議しておく。
- (エ) 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災者を受け入れることができるよう配慮する。
- (オ) 市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

# 【旧】

~~④ 避難場所の指定  
避難場所は、避難者を収容するに足りる安全なもので、かつ便利なところにある市有の建物及び広場を原則とし、その中からあらかじめ指定しておく。~~

- ~~(イ) 災害時の避難場所として屋外の避難地及び避難生活のための避難施設についてそれぞれ指定する。~~
- ~~(ロ) 次に掲げる事項に留意のうえ、避難場所（施設を含む）、避難路の指定を行う。  
① 安全性を主眼に、誰でもわかりやすく、広く、なるべく近隣の場所（路）を選び、このような適地が不足する場合には、その新設を考慮する。  
② 避難場所（避難路）の安全性に特に配慮する。  
③ 定められた避難場所（避難路）が、災害の状況により使用不可能となった場合の代替避難場所（避難路）をあらかじめ定めておく。  
④ 上記をもとに、避難場所の適正配置について十分留意する。~~
- ~~(ハ) 学校を避難所として指定する場合は、あらかじめ使用場所についての優先順位等の必要な事項を学校長と協議しておく。~~
- ~~(ニ) 市が全域的に被災する場合または被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ、隣接市町村と避難施設の相互提供等について協議しておく。~~
- ~~(ホ) 避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱等に対し、安全な空間となるよう努める。~~
- ~~(ヘ) 避難場所に指定した施設については、必要に応じ、換気、照明、暖房等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。  
なお、設備の整備にあたっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した設備に努めるものとする。~~
- ~~(ト) 避難場所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯等通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、災害時要援護者にも配慮する。~~
- ~~(チ) テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。~~
- ~~(リ) 指定された避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努める。~~
- ~~(ル) 避難場所（避難経路）の市民への周知徹底に努める。~~
- ~~(レ) 必要に応じ、広域避難場所を選定確保する。~~
- ~~(ロ) 災害時要援護者を安全かつ適切に避難誘導するため、地域住民の助け合いの力等による要援護者一人ひとりの状況に即した避難体制を確立する。また、一般の避難所では生活が困難な要援護者が生活する福祉避難所を、災害が発生した際速やかに設置できるように、あらかじめ社会福祉施設等を福祉避難所に指定するなど体制の整備に努める。  
なお、災害発生時に避難施設となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等災害時要援護者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努める。~~
- ~~(ハ) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における災害時要援護者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努める。~~
- ~~(ニ) 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が避難場所としての条件を満たすよう協力を求めていく。特に公共用地については、積極的に広域避難場所として整備を図る。~~

## ~~④ 【県が実施する計画】~~

- ~~(イ) 県有施設について市町村の避難場所の指定に協力する。~~

# 【新】

## イ 【関係機関が実施する計画】

- (7) 管理施設について、市の指定緊急避難場所の指定に協力するものとする。
- (4) 要配慮者利用施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

## 3 避難所の確保

### (1) 現状及び課題

災害発生時に被災者の避難及び救援を円滑に実施するために、これらの用に供する適切な施設を平時から指定しておく必要がある。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する計画】（企画総務部、教育委員会、健康福祉部、都市建設部）

- (7) 指定避難所については、被災者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けられる体制が整備されているもの等を指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- (4) 市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮する。また、避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (9) 市が全面的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市等村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておく。
- (5) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、換気、照明、暖房等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。  
なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努める。
- (4) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。
- (4) テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。
- (4) 指定された避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努める。また、灯油、

# 【旧】

- ~~(4) 県有施設の避難に関する計画の策定に当たり、避難場所及び避難路については複数とするよう配慮するとともに、職員は平素から障害物の除去等を行い、その確保に努める。~~

## ~~イ~~ 【関係機関が実施する計画】

- (7) 管理施設について、~~避難場所~~の指定に協力するものとする。
- (4) ~~災害時要援護者が利用する施設~~の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難場所及び避難経路の確保並びに避難誘導体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携のもとに、災害発生時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努める。

## ~~3~~ 住宅の確保体制の整備

### (1) 現状及び課題

住居の被災により避難生活を余儀なくされた市民に対して、早急に生活基盤が安定するよう速やかな住宅の確保が必要となる。このため市及び県は相互に連携し、住宅情報の提供または住宅の提供を行う体制を整備する必要がある。

# 【新】

エルピーガスなどの常備に努める。

(7) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。

また、一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努める。

(8) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努める。

(9) 公有地はもとより私有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていく。

(10) 「避難所マニュアル策定指針」（平成24年3月長野県危機管理部）等を参考として、「長野市避難所開設運営マニュアル（市職員・施設管理者向け）」（平成22年6月作成）の見直し、及び各避難所の運営マニュアル等の整備に努める。

(11) 市が指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努める。

(12) 指定避難所については、他の市町村からの被災者を受け入れることができるよう配備する。

(13) 市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

## イ 【関係機関が実施する計画】

(1) 管理施設について、市の指定避難所の指定に協力するものとする。

(2) 要配慮者利用施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

## 4 住宅の確保体制の整備

### (1) 現状及び課題

住居の被災により避難生活を余儀なくされた市民に対して、早期に生活基盤が安定するよう速やかな住宅の確保が必要となる。

このため市及び県は相互に連携し、住宅情報の提供または住宅の提供を行う体制を整備する必要がある。

### (2) 実施計画

# 【旧】

## (2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（都市建設部、企画総務部）

(7) 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備する。

(4) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。

(7) 応急仮設住宅の建設用地については、~~避難場所~~との整合を図りながら候補地を選定する。

(8) 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図る。

(9) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備する。

(10) 被災市町村は、利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備する。

## ~~イ 【県が実施する計画】（危機管理部、建設部）~~

~~(7) 利用可能な県営住宅等の把握に努め、被災市町村の情報提供する体制を整備する。~~

~~（建設部）~~

~~(4) 賃貸住宅管理者等から利用可能な賃貸住宅等の情報提供を受け、被災市町村に情報提供する体制を整備する。~~（建設部）

~~(11) (社)長野県宅地建物取引業協会との協定に基づき、民間賃貸住宅の情報提供及び媒介の協力を求める。~~（建設部）

~~(12) 災害救助法が適用された場合、災害救助法第23条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供するため、供給体制の整備を図る。~~（危機管理部、建設部）

~~a 賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。~~

~~b (株)アールエフ建築協会との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」に基づき連携を強化する。~~

~~c 入居者の決定等住宅供給方法等について、市町村と相互に連携した体制の整備を図る。~~

## 4 学校等における避難計画

### (1) 現状及び課題

災害が発生した場合、小学校、中学校、高等学校、保育園及び幼稚園（以下この節において「学校等」という）においては、幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え迅速かつ確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長または園長（以下この節において「学校長等」という）は、児童生徒等の保護について次の事項に十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。

### (2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（教育委員会、健康福祉部、企画総務部）

# 【新】

- ア 【市が実施する計画】（都市建設部、企画総務部）
- (ア) 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
  - (イ) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
  - (ウ) 応急仮設住宅の建設用地については、指定緊急避難場所及び指定避難所との整合を図りながら候補地を選定する。
  - (エ) 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図る。
  - (オ) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備する。
  - (カ) 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備する。

イ 【県が実施する計画】（危機管理部、建設部）

- (ア) 利用可能な県営住宅等の把握に努め、被災市町村の情報提供する体制を整備するものとする。（建設部）
- (イ) 賃貸住宅管理者等から利用可能な賃貸住宅等の情報提供を受け、被災市町村に情報提供する体制を整備するものとする。（建設部）
- (ウ) 賃貸住宅等の情報体制強化のため、(一社)長野県宅地建物取引業協会との協定に基づき、連携を強化するものとする。（建設部）
- (エ) 災害救助法が適用された場合、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供するため、供給体制の整備を図るものとする。（危機管理部、建設部）
  - ア 賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備するものとする。
  - イ (一社)プレハブ建築協会及び(一社)全国木造建設事業協会との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」に基づき連携を強化するものとする。
  - ウ 入居者の決定等住宅供給方法等について、市町村と相互に連携した体制の整備を図るものとする。

## 5 学校等における避難計画

### (1) 現状及び課題

災害が発生した場合、小学校、中学校、高等学校、保育園及び幼稚園（以下この節において「学校等」という）においては、幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長または園長（以下この節において「学校長等」という）は、児童生徒等の保護について次の事項に十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。

### (2) 実施計画

#### 【市が実施する計画】（教育委員会）

# 【旧】

公立学校等においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し学校等の実態に即し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策をたてておく。

また、私立学校等に対し迅速かつ適切な避難行動が図られるよう避難計画の一層の充実を指導する。

### (ア) 防災計画

- ア 学校長等は、風災害が発生した場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておく。なお、この計画作成にあたっては市、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議する。
- イ 学校長等は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに市教育委員会（以下「市教委」という）又は健康福祉部に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。
- ウ 防災計画には、以下の事項を定めておく。
  - (ア) 風水害対策にかかわる防災組織の編成
  - (イ) 風水害に関する情報の収集と学校等、教職員及び保護者への伝達の方法
  - (ウ) 市教委、市、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法
  - (エ) 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び召集方法
  - (オ) 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
  - (カ) 児童生徒等の帰宅と保護の方法
  - (キ) 児童生徒等の保護者への引き渡し方法
  - (ク) 児童生徒等が登下校の途中で風水害にあった場合の避難方法
  - (ケ) 児童生徒等の救護方法
  - (コ) 初期消火と重要物品の搬出の方法
  - (サ) 施設、設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物含む）の点検方法
  - (セ) 避難場所等の開設への協力（開鍵・施設・設備の開放等）
  - (ソ) 防災訓練の回数、時期、方法
  - (タ) 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
  - (チ) 被災後における応急教育に関する事項
  - (ツ) その他、学校長等が必要とする事項

### (イ) 施設・設備の点検管理

学校等における施設・設備の点検管理は、以下の事項に留意し、適切に行う。

- ア 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が風水害の作用によりどのような破損につながりやすいか留意して点検する。
- イ 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。
- ウ 設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。

# 【新】

公立学校等においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し学校等の実態に即し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策をたてておく。

また、私立学校等に対し迅速かつ適切な避難行動が図られるよう避難計画の一層の充実を指導する。

## (7) 防災計画（教育委員会）

- a 学校長等は、風災害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておく。なお、この計画作成にあたっては市、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議する。
- b 学校長等は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに市教育委員会（以下「市教委」という）に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。
- c 防災計画には、以下の事項を定めておく。
  - (a) 風水害対策にかかわる防災組織の編成
  - (b) 風水害に関する情報の収集と学校等、教職員及び保護者への伝達の方法
  - (c) 市教委、市、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法
  - (d) 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
  - (e) 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
  - (f) 児童生徒等の帰宅と保護の方法
  - (g) 児童生徒等の保護者への引き渡し方法
  - (h) 児童生徒等が登下校の途中で風水害にあった場合の避難方法
  - (i) 児童生徒等の救護方法
  - (j) 初期消火と重要物品の搬出の方法
  - (k) 施設、設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物含む）の点検方法
  - (l) 避難所の開設への協力（施設・設備の開放等）
  - (m) 防災訓練の回数、時期、方法
  - (n) 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
  - (o) 風水害時における応急教育に関する事項
  - (p) その他、学校長等が必要とする事項

## (イ) 施設・設備の点検管理

学校等における施設・設備の点検管理は以下の事項に留意し、適切に行う。

- a 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が風水害の作用によりどのような破損につながりやすいかに留意して点検する。
- b 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。
- c 設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。

# 【旧】

## (9) 防火管理

風水害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

- a 日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器具についても点検する。
- b 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。

## (エ) 避難誘導

- a 避難経路及び避難場所は、第一、第二の避難経路及び避難場所を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。
- b 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては、以下の事項に留意する。
  - (a) 児童生徒等の行動基準並びに学校等や教職員の対処、行動を明確にする。
  - (b) 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする。
  - (c) 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できるものとする。
  - (d) 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できるものとする。

## (イ) 私立学校等（幼稚園）に対する指導

私立学校等については、公立学校の対策に準じて整備するよう指導する。

## ~~←【県が実施する計画】→~~

~~県立の学校においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し学校の実態に即し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策を立てておくものとする。~~

## ~~(7) 防災計画（教育委員会）~~

~~a 学校長は、風災害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておくものとする。なお、この計画作成にあたっては当該市町村市、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議するものとする。~~

~~b 学校長は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに県教育委員会（以下「県教委」という）に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。~~

~~c 防災計画には、以下の事項を定めておくものとする。~~

- ~~(a) 風水害対策にかかわる防災組織の編成~~
- ~~(b) 風水害に関する情報の収集と学校等、教職員及び保護者への伝達の方法~~
- ~~(c) 県教委、当該市町村、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法~~
- ~~(d) 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法~~
- ~~(e) 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法~~
- ~~(f) 児童生徒等の帰宅と保護の方法~~
- ~~(g) 児童生徒等の保護者への引き渡し方法~~

# 【新】

- (7) 防火管理  
風水害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。
  - a 日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。
  - b 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。
- (8) 避難誘導
  - a 避難経路及び避難先は、第一、第二の避難経路及び避難先を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。
  - b 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては、以下の事項に留意する。
    - (a) 児童生徒等の行動基準並びに学校等や教職員の対処、行動を明確にする。
    - (b) 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする。
    - (c) 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できるものとする。
    - (d) 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できるものとする。
- (9) 私立学校等（幼稚園）に対する指導  
私立学校等については、公立学校の対策に準じて整備するよう指導する。

# 【旧】

- ~~(h) 児童生徒等が登下校の途中で風水害にあった場合の避難方法~~
- ~~(i) 児童生徒等の救護方法~~
- ~~(j) 初期消火と重要物品の搬出の方法~~
- ~~(k) 施設、設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物含む）の点検方法~~
- ~~(l) 避難所の開設への協力（施設・設備の開放等）~~
- ~~(m) 防災訓練の回数、時期、方法~~
- ~~(n) 教職員、児童生徒等に対する地震防災上の教育及び保護者に対する広報の実施~~
- ~~(o) 風水害時における応急教育に関する事項~~
- ~~(p) その他、学校長等が必要とする事項~~
- ~~(4) 施設・設備の点検管理（教育委員会）~~
  - 学校等における施設・設備の点検管理は、以下の事項に留意し、適切に行う。
  - ~~a 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が風水害の作用によりどのような破損につながりやすいか留意して点検する。~~
  - ~~b 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。~~
  - ~~c 設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。~~
- ~~(7) 防火管理（教育委員会）~~
  - 風水害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。
  - ~~a 日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。~~
  - ~~b 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。~~
- ~~(8) 避難誘導（教育委員会）~~
  - ~~a 避難経路及び避難場所は、第一、第二の避難経路及び避難場所を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。~~
  - ~~b 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては、以下の事項に留意する。~~
    - ~~(a) 児童生徒等の行動基準並びに学校等や教職員の対処、行動を明確にする。~~
    - ~~(b) 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする。~~
    - ~~(c) 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できるものとする。~~
    - ~~(d) 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できるものとする。~~
- ~~(9) 私立学校に対する指導（総務部）~~
  - 私立学校等については、県立学校の対策に準じて整備するよう指導する。

# 【新】

## 第12節 孤立防止対策

### 第1 基本方針

当市は平たん地が少なく、急峻な連山に囲まれた地形で、山間地に集落が点在し、これを結ぶ道路網は山間を走り、川沿いには多くの橋梁がある。

こうした地勢は、一度、災害が発生すると孤立地域を発生させることから、山間地の過疎化、高齢化とともに、その対策が重要である。また、山間地には別荘や旅館、ホテル等があり、これらの孤立に対しても対策が必要である。

### 第2 主な取組み

- 1 災害時の孤立地帯を予測し、市民と行政機関との間の情報伝達が断絶しないよう通信手段の確保に努める。
- 2 孤立予想地域に通ずる道路の防災対策を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する。
- 3 孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予測について、平素から把握しておく。
- 4 救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平素から地域住民の間で準備する。
- 5 孤立予想地域ごとに避難所となり得る公民館等の施設の整備を推進する。
- 6 孤立地域内での生活が維持できるよう、各自が食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮する。

### 第3 計画の内容

- 1 通信手段の確保
  - (1) 現状及び課題  
N T T回線以外の情報伝達手段を確保するために、市防災行政無線等複数の情報伝達体制の整備に努める必要がある。
  - (2) 実施計画  
ア 【市が実施する計画】(企画総務部)
    - (ア) 地域防災行政無線の導入等、災害時の通信手段確保に努める。その際、停電時でも通信が確保できるシステムとする。
    - (イ) アマチュア無線の協力確保について、体制の確立を図る。
    - (ウ) 孤立する可能性のある集落等に対し、移動系防災行政無線や衛星携帯電話等の非常通信手段の確保を図る。
    - (エ) 携帯電話会社の緊急速報メール配信サービスを活用する。  
イ 【県が実施する計画】(危機管理部)
    - (ア) 県と市町村間の災害に強い通信手段の構築に努めるものとする。
    - (イ) 市町村における防災行政無線の導入について助言を行うものとする。
    - (ウ) アマチュア無線の協力確保について、体制の確立を図るものとする。
- 2 災害に強い道路網の安全対策
  - (1) 現状及び課題

# 【旧】

## 第12節 孤立防止対策

### 第1 基本方針

当市は平たん地が少なく、急峻な連山に囲まれた地形で、山間地に集落が点在し、これを結ぶ道路網は山間を走り、川沿いには多くの橋梁がある。

こうした地勢は、一度、災害が発生すると孤立地域を発生させることから、山間地の過疎化、高齢化とともに、その対策が重要である。また、山間地には別荘や旅館、ホテル等があり、これらの孤立に対しても対策が必要である。

### 第2 主な取組み

- 1 災害時の孤立地帯を予測し、市民と行政機関との間の情報伝達が断絶しないよう通信手段の確保に努める。
- 2 孤立予想地域に通ずる道路の防災対策を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を促進する。
- 3 孤立時に優先して救護すべき災害時要援護者や観光客の孤立予測について、平素から把握しておく。
- 4 救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平素から地域の市民の間で準備し、協力体制を確立する。
- 5 孤立予想地域ごとに避難所となり得る公民館等の施設の整備を推進する。
- 6 孤立地域内での生活が維持できるよう、各自が食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮する。

### 第3 計画の内容

- 1 通信手段の確保
  - (1) 現状及び課題  
N T T回線以外の情報伝達手段を確保するために、市防災行政無線等複数の情報伝達体制の整備に努める必要がある。
  - (2) 実施計画  
ア 【市が実施する計画】(企画総務部)
    - (ア) 地域防災無線の導入等、災害時の通信手段確保に努める。その際、停電時でも通信が確保できるシステムとする。
    - (イ) N T T孤立救済無線電話の応急設置等、協力体制の確立を図る。
    - (ウ) アマチュア無線の協力確保について、体制の確立を図る。
    - (エ) 孤立する可能性のある集落等に対し、衛星携帯電話の非常通信手段の確保を図る。
    - (オ) 携帯電話会社の緊急メール配信サービスを活用する。  
イ 【県が実施する計画】(危機管理部)
    - (ア) 県と市町村間の災害に強い通信手段の構築に努める。
    - (イ) 市町村における防災無線の導入について指導する。
    - (ウ) アマチュア無線の協力確保について、体制の確立を図る。
- 2 災害に強い道路網の安全対策
  - (1) 現状及び課題

# 【新】

元来、急峻な地形を切り開いて道路が建設されていることから、その全てについて完全な災害予防対策を講じることは不可能であるのが実態である。

- したがって、
  - 主要路線優先の対策推進
  - 複線化の推進
- を図ることが必要である。

## (2) 実施事項

- ア 【市が実施する計画】(都市建設部、産業経済部)
- (ア) 道路の災害予防対策を推進する。
  - (イ) 迂回路としての林道及び農道の整備を推進する。

- イ 【県が実施する計画】
- (ア) 代替路線のない部分を優先して災害予防対策を推進する。(建設部)
  - (イ) 迂回道路としての林道整備を推進する。(林務部)
  - (ウ) 迂回道路としての農道整備を推進する。(農政部)

- ウ 【市民が実施する計画】
- 道路に面した工作物・立ち木等について、災害時に道路封鎖等の影響を与えることのないよう配慮する。

## 3 孤立予想地域の実態把握

### (1) 現状及び課題

大規模な風水害が発生すれば孤立地域が発生する可能性が高い地域を平素から把握する。その際は、要配慮者に対する優先的な支援が必要である。孤立した場合、生命あるいは健康上、緊急に支援する必要がある市民を平素から把握し、孤立地域発生時に備える。

### (2) 実施計画

- ア 【市が実施する計画】(健康福祉部、産業経済部)
- (ア) 平素の行政活動を通じ、高齢者世帯、寝たきりの病人、身体の不自由な者等、優先して救護すべき市民の実態を把握する。
  - (イ) 観光地にあっては、孤立した場合の最大人員、生活維持可能期間等の基礎的実態を把握する。

- イ 【県が実施する計画】
- 市町村が行う要配慮者の実態把握についての支援を行うものとする。

- ウ 【市民が実施する計画】
- 各地域においては、地区内の要配慮者について平素から把握するよう努めるものとする。

## 4 自主防災組織の育成

### (1) 現状と課題

本市では、ほとんどの行政区で自主防災組織が結成されている。

大規模災害時には、多くの場所で同時に救急、救助事案が発生し、消火・救助機関がただちに現場へ到着することが困難な状況にならざるを得ず、特に孤立地域では、到着までに相当の時間を要

# 【旧】

元来、急峻な地形を切り開いて道路が建設されていることから、その全てについて完全な災害予防対策を講じることは不可能であるのが実態である。したがって、主要路線優先の対策や複線化の推進を図ることが必要である。

## (2) 実施事項

- ア 【市が実施する計画】(都市建設部、産業経済部)
- (ア) 道路の災害予防対策を推進する。
  - (イ) 迂回路としての林道及び農道の整備を推進する。

- イ 【県が実施する計画】
- (ア) 代替路線のない部分を優先して災害予防対策を推進する。(建設部)
  - (イ) 迂回道路としての林道整備を推進する。(林務部)
  - (ウ) 迂回道路としての農道整備を推進する。(農政部)

- ウ 【市民が実施する計画】
- 道路に面した工作物・立ち木等について、災害時に道路封鎖等の影響を与えることのないよう配慮する。

## 3 孤立予想地域の実態把握

### (1) 現状及び課題

大規模な風水害が発生すれば孤立地域が発生する可能性が高い地域を平素から把握する。その際は、災害弱者に対する優先的な支援が必要である。孤立した場合、生命あるいは健康上、緊急に支援する必要がある市民を平素から把握し、孤立地域発生時に備える。

### (2) 実施計画

- ア 【市が実施する計画】(健康福祉部、産業経済部)
- (ア) 平素の行政活動を通じ、高齢者世帯、寝たきりの病人、身体の不自由な者等、優先して救護すべき市民の実態を把握する。
  - (イ) 観光地にあっては、孤立した場合の最大人員、生活維持可能期間等の基礎的実態を把握する。

- イ 【県が実施する計画】
- 災害時要援護者について平素から実態把握に努めるよう、市町村を指導する。

- ウ 【市民が実施する計画】
- 各地域においては、地区内の災害時要援護者について平素から把握するよう努める。

## 4 自主防災組織の育成

### (1) 現状と課題

本市では、ほとんどの行政区で自主防災組織が結成されている。

大規模災害時には、多くの場所で同時に救急や救助事案が発生し、消火・救助機関がただちに現場へ到着することが困難な状況にならざるを得ず、特に孤立地域では、救助の到着までに相当の時

# 【新】

することが予想される。

人命救助や初期消火活動は一刻を争うものであり、市民による可能な範囲での自主防災活動が極めて重要である。

## (2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（企画総務部）

- (7) 全行政区における組織結成を推進する。
- (イ) 災害発生時の活動要領について、教育指導を行う。
- (ウ) 活動用資機材の整備充実を行う。

イ 【市民が実施する計画】

孤立が予想される地域の市民は、組織結成に対して積極的に参加するよう努める。

## 5 避難所の確保

### (1) 現状及び課題

孤立が予想される地域毎に最低1か所以上の避難所となる施設を整備するとともに、風水害による被害を受けないよう、立地条件の検討や施設の安全性の確保等に配慮する必要がある。

### (2) 実施計画

【市が実施する計画】（企画総務部、教育委員会、健康福祉部）

孤立予想地区の公民館等の実態を把握し、未設置地区の解消と、老朽施設等の安全対策について指導する。

## 6 備蓄

### (1) 現状及び課題

備蓄計画については、本章第13節「食料品等の備蓄・調達計画」によるが、大規模災害発生時は、家屋等に被害を受けた市民に対する救援活動を優先せざるを得ないという現実に鑑み、市民個々の被災が少なく、道路の寸断により孤立するという事態においては、可能な限り生活を維持できるよう、備蓄について各人が配慮することが重要である。

### (2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（企画総務部）

食料品等の分散配置に配慮する。

イ 【市民が実施する計画】

- (7) 孤立が予想される地域の市民は、平素から備蓄について配慮するものとする。
- (イ) 観光・宿泊施設等においては、孤立した滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄を行うものとする。

# 【旧】

間を要することが予想される。人命救助や初期消火活動は一刻を争うものであり、市民による可能な範囲での自主防災活動が極めて重要である。

## (2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（企画総務部）

- (7) 全行政区における組織結成を推進する。
- (イ) 災害発生時の活動要領について、教育指導を行う。
- (ウ) 活動用資機材の整備充実を行う。

~~イ 【県が実施する計画】（危機管理部）~~

~~組織率の向上と組織の活性化のため、市町村に対して助言を行うとともに、県民に対する啓蒙活動を行う。~~

ウ 【市民が実施する計画】

孤立が予想される地域の市民は、組織結成に対して積極的に参加するよう努める。

## 5 避難所の確保

### (1) 現状及び課題

孤立が予想される地域毎に最低1か所以上の避難所となる施設を整備するとともに、風水害による被害を受けないよう、立地条件の検討や施設の安全性の確保等に配慮する必要がある。

### (2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（企画総務部、教育委員会、健康福祉部）

孤立予想地区の公民館等の実態を把握し、未設置地区の解消と、老朽施設等の安全対策について指導する。

## 6 備蓄

### (1) 現状及び課題

備蓄計画については、本章第13節「食料品等の備蓄・調達計画」によるが、大規模災害発生時は、家屋等に被害を受けた市民に対する救援活動を優先せざるを得ないという現実に鑑み、市民個々の被災が少なく、道路の寸断により孤立するという事態においては、可能な限り生活を維持できるよう、備蓄について各人が配慮することが重要である。

### (2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（企画総務部）

食料品等の分散配置に配慮する。

~~イ 【県が実施する計画】（危機管理部）~~

~~孤立が予想される集落単位での備蓄に配慮するものとする。~~

ウ 【市民が実施する計画】

- (7) 孤立が予想される地域の市民は、平素から備蓄について配慮する。
- (イ) 観光・宿泊施設等においては、孤立した滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄を行う。

# 【新】

## 第13節 食料品等の備蓄・調達計画

### 第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合、被災直後の市民の生活を確保するうえで食料の備蓄・供給は重要であり、市民は、一般流通が十分機能しないと考えられる被災直後から概ね3日間は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

市は、この間、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、食料を持ち出しできない者等を想定して、必要量を地域防災計画等で定め、食料の備蓄を実施する。

県は、広域にわたって家屋の損壊が激しく、多数の避難者が生じ、被災市町村だけでは食料供給が困難な場合など、通常想定できる規模を超えるような災害に備え、市町村を補完する立場として、広域単位での備蓄と物資応援協定等に基づいて調達するいわゆる流通備蓄（以下「流通備蓄」という。）の確保に努める。

### 第2 主な取組み

- 1 市民が被災直後から概ね3日間を自ら備蓄するよう、十分に周知啓発を行う。また、食料の供給について、国や関係業者と協定を締結し調達体制の整備を行うとともに、備蓄体制の強化を図る。
- 2 協定の内容を確認し、円滑な食料供給が行えるよう供給体制の整備を図る。

### 第3 計画の内容

#### 1 食料品等の備蓄・調達体制の整備

##### (1) 現状及び課題

食料の備蓄・調達については、市民は、自助の観点から自らが主体となって食料を確保する必要があるが、防災の第一次的責任を有する市は、それぞれの地域の実状等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者等を想定し、備蓄・調達の必要量、方法等について計画を策定し、実施していく必要がある。

方法については、現物備蓄のほか、近年の災害における被災者要望は、弁当やおにぎりといった備蓄に馴染まない食料が多いことを踏まえ、流通備蓄の確保に努める必要がある。

現在、市では、各小中学校等に備えてある備蓄倉庫に食料品の備蓄があり、さらに、信州諏訪農業協同組合、生協コープながのとの調達体制の協定の締結を行っている。今後、関係団体等との緊密な協力を得て、体制の強化を図る。

##### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する計画】（企画総務部）

- (7) 平成12、13年度に実施した県地震対策基礎調査の結果や、外部からの支援が届く時期の想定、市の地域実状等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者等へ供給するため、調理を要しないか、または調理が容易な食品を中心に非常用食料（現物備蓄）の必要量を備蓄するとともに、必要に応じて更新する。

# 【旧】

## 第13節 食料品等の備蓄・調達計画

### 第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保する上で、食料の調達は重要であり、特に救援物資が届くまでの被災直後においては、輸送手段等が限られ、食料の備蓄が重要である。

食料の備蓄は、各家庭で行うことを基本として、住民相互の助け合いによって可能な限りまかなう。

市は災害の発生後、速やかな食料供給を行うため関係機関等の協力を得て、食料の確保、調達体制の整備を行う。

### 第2 主な取組み

- 1 食料の供給について、関係業者との協定を締結し、円滑な食料供給が行える供給体制の整備を図る。
- 2 協定内容を確認し、円滑な食料供給が行える供給体制の整備を図る。

### 第3 計画の内容

#### 1 食料品等の備蓄・調達体制の整備

##### (1) 現状および課題

現在、市では、各小中学校に備えてある備蓄倉庫に食料品の備蓄があり、さらに、信州諏訪農業協同組合、生協コープながのとの調達体制の協定の締結を行っている。今後、関係団体等との緊密な協力を得て、体制の強化を図る。

##### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する計画】（企画総務部）

- (7) 平成12、13年度に実施した長野県地震対策基礎調査の結果とその後の社会情勢を考慮し、人口の5%の2食分程度を目安として、乾パン、ビスケット、レトルト食品等の調理を要しないか、又は調理が容易な食品を中心に非常用食料の備蓄を行い、必要に応じて更新する。

# 【新】

これに基づき、市では、人口の5%の2食分程度を目安として、乾パン、ビスケット、レトルト食品等を備蓄し、必要に応じて更新する。

- (イ) 食料品等の調達体制の整備をするため、関係団体との協定の締結実施し、調達体制の整備に努める。

〔資料59〕災害時における応急生活物資供給等に関する協定

(信州諏訪農業協同組合)

〔資料60〕災害時における応急生活物資供給等に関する協定(註コブ なぬ)

- (イ) 他の地方公共団体等との災害時の相互応援協定を締結する。

- (エ) 非常用食料については、その保管場所に留意し、定期的に保存状態、在庫量の確認を行う。

- (ウ) 市民・企業等に対して、防災訓練の機会等を通じ食料備蓄の重要性について十分周知啓発する。また、周知啓発にあたっては、自主防災組織の活用も図る。

## イ 【県が実施する計画】

- (ア) 市町村を補完する立場から、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、非常用食料を地方事務所及び消防防災航空センター等において備蓄し、必要に応じて更新するものとする。(危機管理部)
- (イ) 被災市町村が自ら食料品等の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に食料品等を届けられるよう、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、食料品等の要請・調達・輸送体制の整備を図るものとする。(危機管理部)
- (ロ) 長野県生活協同組合連合会と締結した災害時における物資の調達等に関する協定書に基づき連携を強化するものとする。(企画部)
- (ハ) 災害救助用米穀の円滑な供給がされるよう「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」に基づき農林水産省と連携をとるものとする。(農政部)
- (ニ) 県内外の米穀販売業者との間で締結した「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急米穀の取扱いに関する協定書」により、応急米穀の円滑な供給ができるよう連携をとるものとする。(農政部)
- (ホ) 長野県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会長野県本部と締結した災害時の応急生活物資等の調達及び安定供給に関する協定書に基づき連携を強化するものとする。(農政部)
- (ヘ) 協同組合長野アークス、松本流通センター協同組合、上田卸商業協同組合、飯田卸売商業協同組合、諏訪商業協同組合、長野県化粧品日用品卸組合、長野県商店街振興組合連合会、長野県商店会連合会、長野県石油商業組合、社団法人長野県LPガス協会と締結した災害時における物資の調達に関する協定に基づき連携を強化するものとする。(商工労働部)
- (ト) 株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社サークルKサンクスとの食料品等の調達に関する協定に基づき連携を強化する。(農政部・危機管理部)

## ウ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 農林水産省
- a 農林水産省は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」第4章第10の災害救

# 【旧】

- (イ) 食料品の調達体制の整備をするため、関係団体との協定の締結実施

〔資料59〕災害時における応急生活物資供給等に関する協定

(信州諏訪農業協同組合)

〔資料60〕災害時における応急生活物資供給等に関する協定(註コブ なぬ)

- (イ) 他の地方公共団体等との災害時の相互応援協定を締結する。

- (ロ) 市民・企業等に対して、食料備蓄の重要性についての啓発を、防災訓練等の機会を通じて行う。

## イ 【県が実施する計画】

- (ア) 市町村を補完する立場から、非常用食料を地方事務所及び消防防災航空センター等において備蓄し、必要に応じて更新する。(危機管理部)
- (イ) 被災市町村が自ら食料品等の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に食料品等が届けられるよう、食品等の要請・調達・輸送体制の整備を図る。(危機管理部)
- (ロ) 長野県生活協同組合連合会と締結した災害時における物資の調達等に関する協定書に基づき連携を強化する。(企画部)
- (ハ) 災害救助用米穀の円滑な供給がされるよう「米穀の買入れ販売等に関する基本要領」に基づき農林水産省と連携をとる。(農政部)
- (ニ) 県内外の米穀販売業者との間で締結した「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急米穀の取扱いに関する協定書」により、応急米穀の円滑な供給ができるよう連携をとる。(農政部)
- (ホ) 長野県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会長野県本部と締結した災害時の応急生活物資等の調達及び安定供給に関する協定書に基づき連携を強化する。(農政部)
- (ヘ) 協同組合長野アークス、松本流通センター協同組合、上田卸商業協同組合、飯田卸売商業協同組合、諏訪商業協同組合、長野県化粧品日用品卸組合、長野県商店街振興組合連合会、長野県商店会連合会、長野県石油商業組合、社団法人長野県エルピーガス協会と締結した緊急時における食料品等の調達に関する協定に基づき連携を強化する。(商工労働部)
- (ト) 株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社サークルKサンクスとの食料品等の調達に関する協定に基づき連携を強化する。(農政部・危機管理部)

## ウ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) ~~関東農政局長野農政事務局~~
- a ~~卸売業者、小売業者の手持ち米穀を把握する。~~
- b ~~市から直接応急米穀の緊急引渡しの依頼を受けたときは、速やかに対応する。~~
- (イ) 米穀卸売業者  
~~災害発生時は、市からの要請により、できる限り調達に協力する。~~
- (ロ) 小売業者

# 【新】

助法又は国民保護法が発動された場合の特例に基づき対応するものとする。

b 政府所有米穀の適正な備蓄を行うとともに、備蓄数量を常時把握しておくものとする。

(イ) 米穀販売事業者

「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急用米穀の取り扱いに関する協定書」に基づき供給を行えるよう体制を整備するものとする。

(ロ) 卸売市場業者

生鮮農畜水産物について、被災住民に対し必要な数量ができるだけ迅速に供給されるよう、その他の市場から被災卸売市場に対し、優先的に供給される体制について、県内卸売市場間で協定を締結するものとする。

エ **【市民が実施する計画】**

自らの安全は自ら守るという防災の基本どおりに、家庭においても発災時備蓄食料や、調達された食料が供給されるまでの間の当座の食料として、一人当たり概ね3日分の食料（乾パン、缶詰、チョコレート、ビスケット等調理の不要なものが望ましい。）を非常時に持ち出しができる状態で備蓄することを原則とするものとする。ほか、米作をしている農家については、災害に備えた米穀の備蓄をするものとする。

また、高齢者用、乳児用等の食料品は、供給が困難になる場合が予想されるので、各世帯構成に応じた食料備蓄を行うよう留意するものとする。

オ **【企業等において実施する計画】**

企業等においても、災害発生に備えて、食料備蓄を行うことが望ましい。

2 食料品等の供給計画

(1) 現状及び課題

食料の供給を行うため、食料の備蓄・調達計画で述べたとおり、種々の協定等により調達体制の整備が図られており、また備蓄もなされている。

これらの、協定により調達した食料や、備蓄食料を住民に対して円滑に供給できるよう体制の整備を図る必要がある。

備蓄食料や調達された食料については、地域の特性、人口等に応じ、避難所等に速やかに供給する体制を整備する。

(2) 実施計画

ア **【市が実施する計画】**（企画総務部、産業経済部）

(ア) 備蓄食料及び協定等により調達した食料を市民に供給するための体制を整備する。

(イ) 食料供給を円滑に行えるよう、炊飯器具（なべ、釜）、食器類（茶わん、はし）、

# 【旧】

~~災害発生時は、協定を締結した団体、事業者及び市内小売業者はできる限り調達に協力する。~~

エ **【市民が実施する計画】**

自らの安全は自ら守るという防災の基本どおり、家庭においても発災時備蓄食料や調達された食料が供給されるまでの当座の食料として、一人当たり3日分程度の食料（乾パン、缶詰、チョコレート、ビスケット等調理の不要なものが望ましい）を非常時に持ち出しができる状態で備蓄するように努める。

また、高齢者用、乳児用等の食料品は、供給が困難になる場合が予想されるため、各世帯構成に応じた食料備蓄を行うよう留意する。

そのほか、米作をしている農家については、災害に備えた米穀の備蓄をする。

2 食料品等の供給計画

(1) 現状および課題

備蓄食料や調達された食料については、地域の特性、人口に応じて、避難所等に速やかに供給する体制を整備する。

(2) 実施計画

ア **【市が実施する計画】**（企画総務部、産業経済部）

(ア) 備蓄食料や調達した食料を市民に供給するための体制を整備する。

(イ) 食料供給を円滑に行えるよう、炊飯器具（なべ、釜）、食器類（茶碗、箸）等についても整備するよう努める。

イ **【県が実施する計画】**

(ア) 市町村を補完する立場から、地方事務所及び消防防災航空センター等において備蓄してある非常用食料を供給するための体制を整備する。（危機管理部）

(イ) 備蓄以外の食料供給については、協定等の内容を確認し、協定の締結先と連携を図り供給するための体制を整備する。（危機管理部、企画部、商工労働部、農政部）

## 【新】

風水害対策編 第2章 災害予防計画

調味料（みそ、塩）等についても整備するよう努める。

### イ 【県が実施する計画】

- (7) 市町村を補完する立場から、地方事務所及び消防防災航空センター等において備蓄してある非常用食料を供給するための体制を整備するものとする。（危機管理部）
- (4) 流通備蓄については、協定等の内容を確認し、協定の締結先と連携を図り供給するための体制を整備するものとする。（危機管理部、商工労働部、農政部）

## 【旧】

風水害対策編 第2章 災害予防計画

# 【新】

## 第15節 生活必需品の備蓄・調達計画

### 第1 基本計画

災害発生時には、市民の生活物資の喪失、流通機能のマヒ等により生活必需品に著しい不足が生じる。このため、災害に備えて次に掲げるような品目については、備蓄・調達体制の整備を図る必要がある。

(災害時に必要な生活必需品)

種 別	品名
寝 具	タオルケット、毛布、布団等
衣 類	下着、靴下、作業衣等
炊事道具	なべ、包丁、卓上コンロ等
身の回り品	タオル、生理用品、紙おむつ、履物等
食器等	はし、茶碗、皿、ほ乳ビン等
日用品	石鹸、ティッシュペーパー、携帯トイレ、トイレットペーパー、洗面用具等
光熱材料等	マッチ、ローソク、ガスボンベ、ストーブ、灯油等
その他	テント、懐中電灯、携帯ラジオ、家庭用救急箱等

(必要量)

人口5%程度が、生活必需品等について自力で確保できない状況を想定して備蓄・調達体制を整備するよう努める。

### 第2 主な取組み

- 1 市においては、備蓄・調達体制の整備を図るとともに、市民に対して、災害時に備えた備蓄の必要性について普及・啓発に努める。
- 2 市内流通業者等に協力を要請するとともに、調達可能量の把握に努め、調達体制の整備を図る。

### 第3 計画の内容

#### 1 生活必需品の備蓄・調整体制の整備

##### (1) 現状及び課題

災害時の生活必需品の確保については、市民自らが行うことが有効であり、市民の防災意識を高め、最低限の必需品については、緊急用品として準備するよう、普及・啓発に努めるとともに、各機関においても必要最低限の生活必需品については、備蓄を図る必要がある。また、生活必需品の調達には流通業者等の協力が不可欠であり、緊急時の生活必需品の調達に対し、流通業者等に協力を要請するとともに、調達可能な物資の量の把握に努め、調達体制の整備を図る必要がある。

##### (2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（企画総務部）

# 【旧】

## 第15節 生活必需品の備蓄・調達計画

### 第1 基本計画

災害発生時に、生活物資の喪失、流通機能のマヒ等により生活必需品に著しい不足が生じる。災害に備え、生活必需品を備蓄・調達体制の整備をする必要がある。

生活必需品は、地域住民等の自助努力により確保することを基本とするが、災害に備えて次に掲げるような品目においては、備蓄・調達体制の整備を図る必要がある。

(災害時に必要な生活必需品)

種 別	品名
寝 具	タオルケット、毛布、布団等
衣 類	下着、靴下、作業衣等
炊事道具	なべ、包丁、卓上コンロ等
身の回り品	タオル、生理用品、紙おむつ、履物等
食器等	はし、茶碗、皿、ほ乳ビン等
日用品	石鹸、ティッシュペーパー、携帯トイレ、トイレットペーパー、洗面用具等
光熱材料等	マッチ、ローソク、ガスボンベ、ストーブ、灯油等
その他	テント、懐中電灯、携帯ラジオ、家庭用救急箱等

※ なお必要量は、人口5%程度が自力確保出来ない状況を想定して備蓄調達体制整備を図る。

### 第2 主な取組み

- 1 市内流通業者等に協力を要請するとともに、調達可能量の把握に努め、調達体制の整備を図る。
- 2 市民に対して、災害時に備えた備蓄の必要性について普及啓蒙をする。

### 第3 計画の内容

#### 1 生活必需品の備蓄・調整体制の整備

##### (1) 現状と課題

生活必需品の確保については、市民自らが行うことが有効であり、市民の防災意識を高め、最低限の必需品については、緊急用品として準備するよう普及・啓発に努める。各機関においても必要最低限の生活必需品の備蓄を図る必要がある。

緊急時の生活必需品の調達には、市内業者等の協力が不可欠であり、調達体制の整備を図る必要がある。

##### (2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（企画総務部）

(7) 生活必需品の備蓄・調整体制の整備を図る。

# 【新】

風水害対策編 第2章 災害予防計画

- (ア) 生活必需品の備蓄・調整体制の整備を図る。
- (イ) 市民に対し防災思想の普及を行い、市民における備蓄の促進を図る。
- (ウ) 市内業者等と災害時における生活必需品の調達に関する協定を締結し生活必需品の確保に努める。

【資料59】災害時における応急生活物資提供等に関する協定  
(信州諏訪農業協同組合)

【資料60】災害時における応急生活物資提供等に関する協定(生協-プなご)

- (エ) 関係機関に備蓄・調達体制整備を促進する。
- (オ) 災害時に生活必需品を県、広域、災害応援協定締結市町村等から提供を受けることのできる体制を整備する。

## イ 【県が実施する計画】

- (ア) 協同組成長野アークス、松本流通センター協同組合、上田卸商業協同組合、飯田卸売商業協同組合、長野県商店街振興組合連合会、諏訪市卸商業協同組合、長野県化粧品日用品卸組合、長野県商店会連合会、長野県石油商業組合、(一社)長野県LPガス協会との災害時における物資の調達に関する協定、長野県生活協同組合連合会、長野県農業協同組合中央会、株式会社カインズ、株式会社ケーヨー、本久ケーヨー株式会社、NPO法人コメリ災害対策センター、株式会社綿半ホームエイド、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマートとの災害時における生活必需品等の調達に関する協定に基づき連携を強化するものとする。(危機管理部、企画部、商工労働部、農政部)
- (イ) 被災市町村が自ら生活必需品等の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に生活必需品を届けられるよう、生活必需品等の要請・調達・輸送体制の整備を図るものとする。(危機管理部)
- (ウ) 市町村地域防災計画についての助言等を通じ市町村における備蓄・調達を促進するものとする。(危機管理部)
- (エ) 住民に対し防災思想の普及を行い、住民における備蓄の促進を図るものとする。(危機管理部)

## ウ 【関係機関が実施する計画】

関係機関にあっては、必要な生活必需品の備蓄を図るものとする。

## エ 【市民が実施する計画】

災害に備えて、本節基本方針に掲げた生活必需品の他、食料、水、携帯ラジオなど災害時に必要な物資の備蓄を図り、避難に備え非常持出袋等の準備を行うものとする。

## 2 生活必需品の供給体制の整備

### (1) 現状及び課題

災害発生後、市はただちに備蓄分の生活必需品の迅速な供給を行うため、被害状況に応

# 【旧】

風水害対策編 第2章 災害予防計画

- (イ) 市民に対し防災思想の普及を行い、市民における備蓄の促進を図る。
- (ウ) 市内業者等と災害時における生活必需品の調達に関する協定を締結し生活必需品の確保に努める。

【資料59】災害時における応急生活物資提供等に関する協定  
(信州諏訪農業協同組合)

【資料60】災害時における応急生活物資提供等に関する協定(生協-プなご)

- (エ) 関係機関に備蓄・調達体制整備を促進する。
- (オ) 災害時に生活必需品を県、広域、災害応援協定締結市町村等から提供を受けることのできる体制を整備する。

## イ 【県が実施する計画】

- (ア) 協同組成長野アークス、松本流通センター協同組合、上田卸商業協同組合、飯田卸売商業協同組合、諏訪商業協同組合、長野県化粧品日用品卸組合、長野県商店街振興組合連合会、長野県商店会連合会、長野県石油商業組合、社団法人長野県エネルギーガス協会、長野県生活協同組合連合会、長野県農業協同組合中央会、株式会社カインズ、株式会社ケーヨー、本久ケーヨー株式会社、NPO法人コメリ災害対策センター、株式会社綿半ホームエイド、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマートとの災害時における生活必需品等の調達に関する協定に基づき連携を強化する。(危機管理部、企画部、商工労働部、農政部)
- (イ) 被災市町村が自ら生活必需品等の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に生活必需品を届けられるよう、生活必需品等の要請・調達・輸送体制の整備を図る。(危機管理部)
- (ウ) 市町村地域防災計画についての助言等を通じ市町村における備蓄・調達を促進する。(危機管理部)
- (エ) 住民に対し防災思想の普及を行い、住民における備蓄の促進を図る。(危機管理部)

## ウ 【関係機関が実施する対策】

- (ア) 必要な生活必需品の供給体制の整備を図る。

## エ 【市民が実施する計画】

- (ア) 生活必需品の他食料・水など必要な物資の備蓄を図り、非常持出袋等の準備を行う。

## 2 生活必需品の供給体制の整備

### (1) 現状と課題

被害状況に応じた生活必需品の調達必要数の把握方法の整備する。また生活必需品の調達を行うことを想定し、輸送手段、集積場所についての調整が必要である。

# 【新】

じた調達必要数の把握方法を整備する。また生活必需品の調達を行う場合を想定し、流通業者等への連絡方法、輸送手段、集積場所等についての調整する必要がある。

## (2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（企画総務部、教育委員会）

- (ア) 輸送されてくる生活必需品の集積場所を調整する。
- (イ) 輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整し、あらかじめ計画しておく。

（物資集積場所）

場 所	住 所	電 話
茅野市運動公園 総合体育館	玉川500番	72-8399

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 協定の締結先と災害発生時を想定した、連絡方法を調整するものとする。  
（危機管理部、企画部、商工労働部、農政部）
- (イ) 緊急時における輸送体制は第9節緊急輸送計画による。（関係部局）

ウ 【関係機関が実施する計画】

関係機関にあつては、必要な生活必需品の供給体制の整備を図る。

# 【旧】

## (2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（企画総務部、教育委員会）

- (ア) 輸送されてくる生活必需品の集積場所を調整する。
- (イ) 輸送手段、集積場所等について関係機関と調整し、あらかじめ計画しておく。

（物資集積場所）

場 所	住 所	電 話
茅野市運動公園 総合体育館	玉川500番	72-8399

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 協定の締結先と災害発生時を想定した、連絡方法を調整する。（危機管理部、企画部、商工労働部、農政部）
- (イ) 緊急時における輸送体制は第8節緊急輸送計画による。（関係部局）

イ 【関係機関が実施する計画】

関係機関にあつては、必要な生活必需品の供給体制の整備を図る。

## 第16節 危険物施設等災害予防計画

## 第1 基本方針

災害等により危険物、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、毒物劇物等の危険物品、放射性物質、石綿、及び大気汚染防止法に定める特定物質（以下「危険物等」という。）を取り扱う施設又は石綿使用建築物等（以下「危険物施設等」という。）に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、災害に対する安全性の確保を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。

## 第2 主な取組み

危険物施設、火薬類施設、高圧ガス施設、液化石油ガス施設、毒物・劇物保管貯蔵施設、放射性物質使用施設、石綿使用建築物等、大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設又は特定施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。

## 第3 計画の内容

## 1 危険物施設災害予防計画

## (1) 現状及び課題

市内には危険物施設が多数あり、これらの施設においては災害等発生時における二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の災害に対する安全性の確保及び防災応急対策用資器材の備蓄を図るとともに、自衛消防組織の充実強化、保安教育及び防災訓練の実施等、保安体制の強化を図る必要がある。

## (2) 実施計画

ア【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する計画】（企画総務部）

## (7) 規制及び指導の強化

- a 危険物施設の設置又は変更の許可に当っては、災害等によって生ずる影響を十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化する。
- b 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、災害発生時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。
- c 立入検査等の予防査察については、次に掲げる事項を重点に随時実施する。
  - (a) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況
  - (b) 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規定の作成等安全管理状況

## (4) 自主防災組織の整備促進

緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備につ

## 第16節 危険物施設等災害予防計画

## 第1 基本方針

風水害により危険物施設等に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、風水害に対する安全性の確保を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。

## 第2 主な取組み

- 1 危険物施設、火薬類施設、高圧ガス施設、液化石油ガス施設、毒物・劇物保管貯蔵施設、放射性物質使用施設、石綿使用建築物等、大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設又は特定施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。

## 第3 計画の内容

## 1 危険物施設災害予防計画

## (1) 現状及び課題

市内には危険物施設が多数あり、これらの施設においては大規模災害等発生時における二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の安全性の確保、及び防災応急対策用資器材の備蓄を図るとともに自衛消防組織の充実強化、保安教育及び防災訓練の実施等、保安体制の強化を図る必要がある。

## (2) 実施計画

ア【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する計画】（企画総務部）

## (7) 規制及び指導の強化

- a 危険物施設の設置又は変更の許可に当っては、風水害によって生ずる影響を十分考慮した位置、構造及び設備等するよう、設置者（申請者）に対する指導を強化する。
- b 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、風水害発生時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。
- c 立入り検査等の予防査察については、次に掲げる次項を重点に随時実施する。
  - (a) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況
  - (b) 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規定の作成等安全管理状況

## (4) 自衛消防組織の整備促進

緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導する。

# 【新】

いて指導する。

- (g) 化学的な消火、防災資機（器）材の整備促進

市は、多様化する危険物に対応する化学消防力の整備を図る。

また、危険物施設の管理者に対し、発災時における災害の拡大防止対策に必要な資機（器）材の整備、備蓄の促進について指導する。

- (e) 相互応援体制の整備

近隣の危険物取扱い事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立について指導する。

- (d) 県警察との連携

危険物施設の設置または変更を許可した際は、警察に対してその旨連絡し、連携を図る。

## ウ 【県が実施する計画】

- (7) 危機管理部が実施する計画

a 市町村に対し、危険物施設における保安体制の強化及び風水害に対する安全性の向上について指導するものとする。

b 消防法に定める危険物取扱者に対する保安講習を実施するとともに、危険物施設の管理者等関係者を対象に、災害時における保安管理技術の向上を図るため、消防機関等関係機関と連携し、講習会、研修会等を実施するものとする。

また、危険物施設の管理者に対し、災害に対する自主的な保安教育計画の作成を求めるとともに、当該計画に基づく従業員教育の推進について指導するものとする。

- (4) 警察本部が実施する計画

関係機関等と連携を図り、危険物施設の実態を把握するとともに、災害発生時における住民の避難誘導方法等について指導するものとする。

## 2 火薬類施設災害予防計画

- (1) 現状及び課題

市内には煙火製造所、火薬庫等の火薬類取扱施設を扱う施設がある。

これらの施設は、火薬類取締法に基づき許可を受けて設置されており、保安物件に対する保安距離及び構造基準等が確保されている。

また、火薬類の取り扱いに関しては、資格者及び詳細な技術基準が定められている。特に、風水害等による危険時については、事業者に対し緊急措置及び警察署等への通報が義務付けられている。

しかし、火災が発生した場合は、爆発等により、周辺住民等に多大な被害を及ぼすおそれがあることから、危害防止体制の確立が必要である。

- (2) 実施計画

### ア 【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する計画】（企画総務部）

- (7) 風水害発生時の対応等、適切な措置について、平常時から注意を喚起する。

# 【旧】

- (ウ) 科学的な消火、防災資機（器）材の整備促進

市は、多様化する危険物に対応する化学消防力の整備を図る。また、危険物施設の管理者に対し、発災時における災害の拡大防止対策に必要な資機（器）材の整備、備蓄の促進について指導する。

- (エ) 相互応援体制の整備

近隣の危険物取扱い事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し効率ある自衛消防力の確立について指導する。

- (オ) 県警察との連携

危険物施設の設置又は変更を許可した際は、県警察に対してその旨連絡し、連携を図る。

## ウ 【県が実施する計画】

- (7) 危機管理部が実施する計画

a 市町村に対し、危険物施設における保安体制の強化及び風水害に対する安全性の向上について指導する。

b 消防法に定める危険物取扱者に対する保安講習を実施するとともに、危険物施設の管理者等関係者を対象に、災害時における保安管理技術の向上を図るため、消防機関等関係機関と連携し、研修会等を実施する。また、危険物施設の管理者に対し、災害に対する自主的な保安教育計画の作成を求めるとともに、当該計画に基づく従業員教育の推進について指導する。

- (4) 警察本部が実施する計画

関係機関等と連携を図り、危険物施設の実態を把握するとともに、災害発生時における住民の避難誘導方法等について指導する。

## 2 火薬類施設災害予防計画

- (1) 現状及び課題

市内には煙火製造所、火薬庫等の火薬類取扱施設を扱う施設がある。

これらの施設は、火薬類取締法に基づき許可を受けて設置されており、保安物件に対する保安距離及び構造基準等が確保されている。

また、火薬類の取り扱いに関しては、資格者及び詳細な技術基準が定められている。特に、風水害等による危険時については、事業者に対し緊急措置及び警察署等への通報が義務付けられている。

しかし、火災が発生した場合は、爆発等により、周辺住民等に多大な被害を及ぼすおそれがあることから、危害防止体制の確立が必要である。

- (2) 実施計画

### ア 【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する計画】（企画総務部）

- (7) 風水害発生時の対応等、適切な措置について、平常時から注意を喚起する。

# 【新】

- (イ) 火薬類施設等の実態を把握するとともに、災害発生時の周辺住民の避難誘導体制の確立を図る。
- (ウ) 災害発生時の緊急出動体制、関係施設の点検等の構築について、関係機関へ要請する。

## イ【県が実施する計画】

- (ア) 商工労働部が実施する計画
  - ア 火薬類取扱施設の管理者等に対し、立入り検査及び保安検査を実施し、法令に基づく技術基準の徹底を図るものとする。
  - イ 火薬類災害防止実験会及び保安教育講習会等において、事故及び盗難防止対策の徹底を図る。
  - ウ 火薬類取扱施設の管理者等に対し、災害時の緊急体制等の整備について、次に掲げる事項の指導徹底を図るものとする。
    - (a) 自主保安体制の整備  
風水害等の発生時における従業員の任務を明確にするとともに、社内防災訓練を行うよう努めるものとする。
    - (b) 緊急連絡体制の整備  
行政機関、警察署及び消防署等の関係機関との連絡体制を整備するとともに、緊急時の応援体制の確立に努めるものとする。
    - (c) 付近住民に対する周知  
付近住民に対し、災害時には施設周辺に近づかないよう、日頃から周知するよう努めるものとする。
- (イ) 警察本部が実施する計画  
関係機関等と連携を図り、火薬類取扱施設の実態を把握するとともに、災害発生時における住民の避難誘導方法等について指導するものとする。

## 3 高圧ガス施設災害予防計画

- (1) 現状及び課題  
市内には、高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所及び消費施設等がある。  
これらの施設は、いずれも高圧ガス保安法の規定に基づく技術上の基準によって設計され、学校及び人家等の保安物件に対する保安距離を確保して設置されている。  
また、高圧ガスの取り扱いについては、高圧ガス製造保安責任等資格者の選任及び製造、消費の基準等が詳細に定められている。  
災害発生時の対応は、高圧ガス保安法に基づく緊急措置等が定められているが、被害の拡大を防止するために事業者ごとの保安意識の高揚と自主保安体制の整備を一層推進する必要がある。
- (2) 実施計画

# 【旧】

- (イ) 火薬類施設等の実態を把握するとともに、災害発生時の周辺住民の避難誘導体制の確立を図る。
- (ウ) 風水害発生時の緊急出動体制、関係施設の点検等の構築について、関係機関へ要請する。

## イ【県が実施する計画】

- (ア) 商工労働部が実施する計画
  - ア 火薬類取扱施設の管理者等に対し、立入り検査及び保安検査を実施し、法令に基づく技術基準の徹底を図る。
  - イ 火薬類災害防止実験会及び保安教育講習会等において、事故及び盗難防止対策の徹底を図る。
  - ウ 火薬類の取扱施設の管理者等に対し、災害時の緊急体制等の整備について、次に掲げる事項の指導徹底を図る。
    - (a) 自主保安体制の整備  
風水害等の発生時における従業員の任務を明確にするとともに、社内防災訓練を行うよう努めるものとする。
    - (b) 緊急連絡体制の整備  
行政機関、警察署及び消防署等の関係機関との連絡体制を整備するとともに、緊急時の応援体制の確立に努めるものとする。
    - (c) 付近住民に対する周知  
付近住民に対し、災害時には施設周辺に近づかないよう、日頃から周知するよう努めるものとする。
- (イ) 警察本部が実施する計画  
関係機関等と連携を図り、火薬類取り扱い施設の実態を把握するとともに、災害発生時における住民の避難誘導方法等について指導する。

## 3 高圧ガス施設災害予防計画

- (1) 現状及び課題  
市内には、高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所及び消費施設等がある。  
これらの施設は、いずれも高圧ガス保安法の規定に基づく技術上の基準によって設計され、学校及び人家等の保安物件に対する保安距離を確保して設置されている。  
また、高圧ガスの取り扱いについては、高圧ガス製造保安責任等資格者の選任及び、製造、消費の基準等が詳細に定められている。  
災害発生時の対応は、高圧ガス保安法に基づく緊急措置等が定められているが、被害の拡大を防止するために事業者ごとの保安意識の高揚と自主保安体制の整備を一層推進する必要がある。
- (2) 実施計画

# 【新】

風水害対策編 第2章 災害予防計画

ア 【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する計画】（企画総務部）

2の火薬類施設災害予防計画と同様に計画

イ 【県が実施する計画】

(7) 商工労働部が実施する計画

- a 液化石油ガス製造施設及び一般高圧ガス製造施設に対する保安検査を年1回実施し、法令で定める技術上の基準に適合するよう指導するものとする。
- b 高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所及び消費施設等に対し、立入検査を随時実施し、法令で定める技術上の基準等の遵守についての徹底を図るものとする。
- c 長野県高圧ガス地域防災協議会に対し、高圧ガス事業所及び高圧ガスの移動等における災害の発生又は拡大を防止するために、一層の防災体制の充実を図るよう要請するものとする。
- d 高圧ガス製造施設等に対し、災害時における従業員の任務を明確にし、緊急時の措置及び連絡体制について整備を図るよう指導するものとする。  
また、災害防止訓練の実施を推進するものとする。
- e 災害の拡大を防止するため、消防、警察及びその他関係機関への応援体制の確立を図るものとする。
- f 高圧ガス製造事業者等に対し（以下、1まで同じ。）高圧ガス貯蔵地盤の不同沈下による災害を防止するため、毎年1回以上不同沈下量の測定を実施するよう徹底を図るものとする。
- g 高圧ガス製造施設等における緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の保安設備の日常点検を強化し、機能を維持するよう指導するものとする。
- h 高圧ガス設備の倒壊を防ぐため、その設備の架台及び支持脚を補強し、防錆塗装を行うよう指導するものとする。
- i 多数の容器を取扱う施設は、容器の転倒によるガスの漏洩及び容器の流出を防止するため、ホームのブロック化及びロープ掛け等により容器の転倒転落を防止するとともに段積み避けるよう指導するものとする。
- j 災害時に高圧ガス製造施設等に関係者以外が立入らないように事業所員を配置させる等侵入防止対策の整備を図るものとする。
- k 災害時には高圧ガス製造施設等に近づかないことを付近住民に周知するよう指導するものとする。
  - 1 災害時における応急供給体制を確立するよう指導するものとする。
- m 事業者間をわたる協力体制を整備するよう長野県高圧ガス団体協議会に対し依頼するものとする。
- n 災害復旧工事等に高圧ガスを使用する場合の応急供給計画に対する対策を整備するよう長野県高圧ガス協会に依頼するものとする。
- o 災害発生状況を把握するため、地方事務所等に空気呼吸器などの体制整備を図るものとする。

(イ) 警察本部が実施する計画

関係機関等と連携を図り、高圧ガス施設の実態を把握するとともに、災害発生時に

# 【旧】

風水害対策編 第2章 災害予防計画

ア 【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する計画】（企画総務部）

2の火薬類施設災害予防計画と同様に計画

イ 【県が実施する計画】

(7) 商工労働部が実施する計画

- a 液化石油ガス製造施設及び一般高圧ガス製造施設に対する保安検査を年1回実施し、法令で定める技術上の基準に適合するよう指導する。
- b 高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所及び消費施設等に対し、立入検査を随時実施し、法令で定める技術上の基準の遵守についての徹底を図る。
- c 長野県高圧ガス地域防災協議会に対し、高圧ガス事業所及び高圧ガスの移動等における災害の発生又は拡大を防止するために一層の防災体制の充実を図るよう要請する。
- d 高圧ガス製造施設に対し、災害時における従業員の任務を明確にし、緊急時の措置及び連絡体制について整備するよう指導する。  
また、災害防止訓練の実施を推進する。
- e 災害の拡大を防止するため、消防、警察及びその他関係機関への応援体制の確立を図る。
- f 高圧ガス製造事業者等に対し（以下、1まで同じ。）高圧ガス貯蔵地盤の不同沈下による災害を防止するため、毎年1回以上不同沈下量の測定を実施するよう徹底を図る。
- g 高圧ガス製造施設等における、緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の保安設備の日常点検を強化し、機能を維持するよう指導する。
- h 高圧ガス設備の倒壊を防ぐため、その設備の架台及び支持脚を補強し、防錆塗装を行うよう指導する。
- i 多数の容器を取扱う施設は、容器の転倒によるガスの漏洩及び容器の流出を防止するため、ホームのブロック化及びロープ掛け等により容器の転倒転落を防止するとともに段積み避けるよう指導する。
- j 災害時に高圧ガス製造施設等に関係者以外が立入らないように事業所員を配置させる等侵入防止対策の整備を図る。
- k 災害時には高圧ガス製造施設等に近づかないことを付近住民に周知するよう指導する。
  - 1 災害時における応急供給体制を確立するよう指導する。
- m 事業者間をわたる協力体制を整備するよう長野県高圧ガス団体協議会に対し依頼する。
- n 災害復旧工事等に高圧ガスを使用する場合の応急供給計画に対する対策を整備するよう長野県高圧ガス協会に依頼する。
- o 災害発生状況を把握するため、地方事務所等に空気呼吸器などの体制整備を図る。

(イ) 警察本部が実施する計画

関係機関等と連携を図り、高圧ガス施設の実態を把握するとともに、災害発生時における住民の避難誘導等について指導する。

# 【新】

おける住民の避難誘導等について指導するものとする。

## ウ 【関係機関が実施する計画】（高圧ガス保安協会、指定保安検査機関）

高圧ガス保安協会長野県冷凍教育検査事務所、同協会長野県C E事務検査所及び指定保安検査機関は、法令で定められた期間ごとに、該当する高圧ガス施設に対し、保安検査を確実に実施し、法令で定められた技術上の基準に適合させるように事業者等を指導するものとする。

## 4 液化石油ガス施設災害予防計画

### (1) 現状及び課題

液化石油ガス一般消費先における容器の転倒防止措置の徹底など、災害対策の促進について、液化石油ガス販売事業者等に対する指導を一層徹底する必要がある。

### (2) 実施計画

#### ア 【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する計画】（企画総務部）

2の火薬類施設予防計画と同様に計画

#### イ 【県が実施する計画】（商工労働部）

- (ア) 液化石油ガス販売事業者等に対する立入検査を実施し、法令遵守の徹底を図る。
- (イ) 災害時に、容器の転倒によるガスの漏洩及び容器の流出が生じることのないよう、液化石油ガス販売事業者等に対し、一般消費先の容器の転倒・流出防止措置を徹底するとともに、消費者のとるべき緊急措置についての周知を確実に行うよう指導するものとする。
- (ロ) 災害時に、容器置場等から液化石油ガス容器が流出しないよう、液化石油ガス販売事業者等に対し、万全の対策を講じるよう指導するものとする。

## 5 毒物・劇物保管貯蔵施設災害予防計画

### (1) 現状及び課題

県では県内における毒物及び劇物取扱法に基づく、毒物及び劇物の製造業、輸入業、販売業（以下「営業者」という。）及び届出を要する業務上取扱者等に対しては、保健所等による監視により災害防止のため、「危害防止規定の策定」等について指導を実施している。

また、届出を要しない業務上取扱者に対しては、実態を把握するとともに立入等により指導を実施しているが、新規取扱者に対する実態把握が難しい状況である。

なお、緊急時に必要とされる毒物劇物事故処理剤については、災害発生時に備えて常時備蓄している。

また、災害発生防止等のため研修会等の開催により、営業者、業務上取扱者及び関係機関への指導を実施している。

# 【旧】

## ウ 【関係機関が実施する計画】（高圧ガス保安協会、指定保安検査機関）

高圧ガス保安協会長野県冷凍教育検査事務所、同協会長野県C E検査所及び指定保安検査機関は、法令で定められた期間ごとに、該当する高圧ガス施設に対し、保安検査を確実に実施し、法令で定められた技術上の基準に適合させるように事業者等を指導する。

## 4 液化石油ガス施設災害予防計画

### (1) 現状及び課題

液化石油ガス一般消費先における容器転倒防止措置の徹底など、災害対策の促進について、液化石油ガス販売事業者等に対する指導を一層徹底する必要がある。

### (2) 実施計画

#### ア 【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する計画】（企画総務部）

2の火薬類施設予防計画と同様に計画

#### イ 【県が実施する計画】（商工労働部）

- (ア) 液化石油ガス販売事業者等に対する立入り検査を実施し、法令遵守の徹底を図る。
- (イ) 災害時に容器の転倒によるガスの漏洩及び容器の流出が生じることのないよう、液化石油ガス販売事業者等に対し、一般消費先の容器の転倒・流出防止措置を徹底するとともに、消費者のとるべき緊急措置についての周知を確実に行うよう指導する。
- (ロ) 水害時に、容器置場等から液化石油ガス容器が流出しないよう、液化石油ガス販売事業者等に対し、万全の対策を講じるよう指導する。

## 5 毒物・劇物保管貯蔵施設災害予防計画

### (1) 現状及び課題

県では県内における毒物及び劇物取扱法に基づく、毒物及び劇物の製造業、輸入業、販売業（以下「営業者」という。）及び届出を要する業務上取扱者等に対しては、保健所等による監視により災害防止のため、「危害防止規定の策定」等について指導を実施している。

また、届出を要しない業務上取扱者に対しては、実態を把握するとともに立入等により指導を実施しているが、新規取扱者に対する実態把握は難しい状況である。

なお、緊急時に必要とされる毒物劇物処理剤については、災害発生時に備えて常時備蓄している。

また、災害発生防止等のための研修会等の開催により、営業者、業務上取扱者及び関係機関への指導を実施している。

# 【新】

## (2) 実施計画

### ア 【市が実施する計画】（企画総務部）

- (7) 災害発生時における市民等の避難誘導方法について、警察署と協議する。
- (4) 保健福祉事務所の指導のもと、保管貯蔵施設の事態を把握し、風水害災害時における対処を検討する。

### イ 【県が実施する計画】

- (7) 健康福祉部が実施する計画
  - a 営業者及び業務上取扱者に対して、「毒物劇物危害防止規定」の作成、中和剤・吸着剤等の配置、防液堤等の設置等を指導するものとする。
  - b 災害発生緊急通報システムを作成するものとする。
  - c 中毒事故発生時における処理情報等の提供を行うものとする。
  - d 毒物劇物事故処理剤の備蓄品目・数量について、各種災害に対応できる適正備蓄数量であるかを随時検討し、必要に応じて備蓄品目・数量について充実を図るとともに備蓄場所の整備、備蓄品目の充実のため、財政的支援を行うものとする。
  - e 災害発生状況を把握するため、保健所等に空気呼吸器の体制整備を図るものとする。
  - f 災害の発生防止及び発生時に迅速に対応するため、営業者、業務上取扱者等を対象に研修会を開催するものとする。

### (4) 警察本部が実施する計画

毒物、劇物保管貯蔵施設の所在地、名称及び毒物劇物の種類・貯蔵量等を把握するとともに関係機関との情報連絡体制を確立し、災害発生時における住民の避難誘導方法等について指導する。

### ウ 【関係機関が実施する計画】（長野県医薬品卸協同組合）

毒物劇物事故処理剤の確保体制を図るものとする。

## 6 放射性物質使用施設災害予防計画

### (1) 現状及び課題

市内における放射性同位元素等使用事業所は、医療機関を中心にあり、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき、放射線障害に対する予防対策を講じている。

消防機関においては、放射性物質使用施設等における消火、救助及び救急活動体制の充実強化を図る必要がある。

### (2) 実施計画

#### 【市が実施する計画】

# 【旧】

## (2) 実施計画

### ア 【市が実施する計画】（企画総務部）

- (7) 災害発生時における市民等の避難誘導方法について、警察署と協議する。
- (4) 保健所の指導のもと、保管貯蔵施設の事態を把握し、風水害災害時における対処を検討する。

### イ 【県が実施する計画】

- (7) 衛生部が実施する計画
  - a 営業者及び業務上取扱者に対して、「毒物劇物危害防止規定」の作成、中和剤・吸着剤等の配置、防液堤等の設置を指導する。
  - b 災害緊急通報システムを作成する。
  - c 中毒事故発生時における処理情報等の提供を行う。
  - d 毒物劇物事故処理剤の備蓄品目・数量について、各種災害に対応できる適正備蓄数量であるかを随時検討し、必要に応じて備蓄品目・数量について充実を図るとともに備蓄場所の整備、備蓄品目の充実のため、財政的支援を行う。
  - e 災害発生状況を把握するため、保健所等に空気呼吸器等の体制整備を図る。
  - f 災害の発生防止及び発生時に迅速に対応するため、営業者、業務上取扱者等を対象に研修会を開催する。

### (4) 警察本部が実施する計画

毒物、劇物保管貯蔵施設の所在地、名称及び危険物の種類・貯蔵量等を把握するとともに関係機関との情報連絡体制を確立し、災害発生時における住民の避難誘導方法等について指導する。

### ウ 【関係機関が実施する計画】（長野県医薬品卸協同組合）

毒物劇物事故処理剤の確保体制を図るものとする。

## 6 放射性物質使用施設災害予防計画

### (1) 現状及び課題

市内における放射性同位元素等使用事業所は、医療機関を中心にあり、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき、放射線障害に対する予防対策を講じている。

消防機関においては放射性物質使用施設等における、消火、救助及び活動体制の充実強化を図る必要がある。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する計画】

# 【新】

- (ア) 所管する放射性物質使用施設等における予防対策に万全を期す。
- (イ) 市は、関係機関と連携し、放射線測定器、放射線保護服等を整備し、放射線物質による事故等に対応できる体制の整備を図る。

## 7 石綿使用建築物等災害予防計画

### (1) 現状及び課題

石綿製品はその科学的・物理的特性から防火用、保温用、騒音防止用として建築物、工作物に多用されてきた。現在は原則として石綿の製造、輸入、使用が禁止されているが、建材あるいは吹付け石綿として使用された建築物等が残されており、風水害発生時において、これらの建築物等からは倒壊や解体作業などにより石綿が飛散する恐れがあることから、石綿の飛散・ばく露防止対策を図る必要がある。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する計画】(都市建設部、企画総務部)

災害時石綿使用の建築物を把握するとともに、関係機関との情報連絡体制を確立し、災害発生時における住民の避難誘導方法等についても関係機関と協議する。

#### イ 【県が実施する計画】

アスベスト測定器の整備、またアスベスト測定技術者の育成により、風水害発生時の大気中のアスベスト調査に対応できる体制の整備を図るものとする。

## 8 大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設又は特定施設災害予防計画

### (1) 現状及び課題

大気汚染防止法では、ばい煙発生施設又は特定施設で事故等が発生し特定物質が大気中に多量に排出されたときは、事業者は直ちにその事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するよう努めるとともに、直ちに県に連絡するよう定めている。風水害時においても、特定施設等の損傷等により特定物質等が大気中に排出され、周辺住民の健康被害が生じるおそれがあることから、当法の徹底により被害防止の対策を図る必要がある。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する計画】(市民環境部、企画総務部)

- (ア) 災害発生時の対応等、適切な措置について、平常時から注意を喚起する。
- (イ) 特定施設の実態を把握するとともに、災害発生時の周辺住民の避難誘導体制の確立を図る。
- (ウ) 災害発生時の緊急出動体制、関係施設の点検等の構築について、関係機関へ要請する。

#### イ 【県が実施する計画】

事業場への立ち入り等により、事業者に対し災害時の緊急体制等の整備について次に掲げる事項の指導徹底を図るものとする。

- (ア) 特定物質が大気中に多量に排出されたときに、直ちにその事故について応急の措置を講

# 【旧】

- (ア) 所管する放射性物質使用施設等における予防対策に万全を期す。
- (イ) 市は消防及び県、関係機関と連携し、放射性施設の実態を把握し、応急対策マニュアル等の整備を図るとともに情報交換、応援依頼体制の確立を図る。

## ~~イ 【県が実施する計画】~~

~~所管する放射性物質使用施設等における予防対策に万全を期す。~~

## 7 石綿使用建築物等災害予防計画

### (1) 現状及び課題

石綿製品はその科学的・物理的特性から防火用、保温用、騒音防止用として建築物、工作物に多用されてきた。現在は原則として石綿の製造、輸入、使用が禁止されているが、建材あるいは吹付け石綿として使用された建築物が残されており、風水害発生時において、これらの建築物からは倒壊や解体作業などにより石綿が飛散する恐れがあることから、石綿の飛散・ばく露防止対策を図る必要がある。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する計画】(都市建設部、企画総務部)

- (ア) 災害時石綿使用の建築物を把握するとともに、関係機関との情報連絡体制を確立し、災害発生時における住民の避難誘導方法等についても関係機関と協議する。

#### イ 【県が実施する計画】

アスベスト測定器の整備、またアスベスト測定技術者の育成により、風水害発生時の大気中のアスベスト調査に対応できる体制の整備を図る。

## 8 大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設又は特定施設災害予防計画

### (1) 現状及び課題

大気汚染防止法では、ばい煙発生施設又は特定施設で事故等が発生し特定物質が大気中に多量に排出されたときは、事業者は直ちにその事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するよう努めるとともに、直ちに県に連絡するよう定めている。風水害時においても、特定施設等の損傷により特定物質等が大気中に排出され、周辺住民の健康被害が生じるおそれがあることから、当法の徹底により被害防止の対策を図る必要がある。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する計画】(市民環境部、企画総務部)

- (ア) 風水害発生時の対応等、適切な措置について、平常時から注意を喚起する。
- (イ) 特定施設の実態を把握するとともに、災害発生時の周辺住民の避難誘導体制の確立を図る。
- (ウ) 風水害発生時の緊急出動体制、関係施設の点検等の構築について、関係機関へ要請する。

#### イ 【県が実施する計画】

- (ア) 事業場への立ち入り等により、事業者に対し災害時の緊急体制等の整備について次に掲げる事項の指導徹底を図る。
  - a 特定物質が大気中に多量に排出されたときに、直ちにその事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧できるような防災体制に整備に努めること。

## 【新】

風水害対策編 第2章 災害予防計画

- じ、かつ、その事故を速やかに復旧できるよう防災体制に整備に努めること。
- (イ) その事故の状況を直ちに県に通報できるよう緊急連絡体制の整備に努めること。

## 【旧】

風水害対策編 第2章 災害予防計画

- b その事故の状況を直ちに県に通報できるよう緊急連絡体制の整備に努めること。

## 第18節 都市ガス施設災害予防計画

## 第1 基本計画

都市ガス事業は、製造所又は供給所から道路に埋設した導管を利用し、ガスを供給している。

災害により、製造所、供給所の施設又は導管の破損によるガス漏れから火災、爆発、生ガス中毒事故の二次災害発生が予想されるので、予防対策として施設の安全性を高めるとともに、供給支障を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る。

災害発生後の情報収集及び対応を迅速に行うため、情報手段及び情報網の整備を図ると共に、常時職員を配備する。

二次災害防止及び早期復旧を図るため、関係機関等との連携を図るとともに、協定に基づき都市ガス事業者間での応急復旧の応援を行う。

## 第2 主な取組み

- 1 橋に添架されている等露出している導管部分及び緊急ガス遮断装置の日常点検を充実し、維持管理に留意するとともに、供給支障を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る。
- 2 宿日直体制により常時職員を配置するとともに、震災時の出勤体制をあらかじめ定めておき、災害予防及び発生時の対応を迅速に行う。
- 3 二次災害を防止するため、消防、警察、道路管理者、行政、電気事業者、都市ガス事業者その他関係機関との連絡ルートを確認しておく。

## 第3 計画の内容

## 1 施設・設備の安全性の確保

## (1) 現状および課題

供給施設は、ガス事業法、高圧ガス取締法、消防法等の法令及び(一社)日本ガス協会の設計指針に準拠して風水害に配慮している。

緊急処置としてガス供給を停止する緊急ガス遮断装置を適所に配置し、消防設備等の保安設備も配置している。

以前設置した導管の中には、材料・接合方法の耐震性の低いものがあり、取り替える必要がある。

また、バックアップとしての導管の複線化及び応急復旧を迅速に行うために供給区域の分割（ブロック化）をしている。

さらに、将来的には、ライフラインを確保するための共同溝設置の研究が必要である。

需要家庭の安全対策として、供給圧力が低下した場合、自動的にガスを遮断するマイコンメーターを全戸設置をしている。（一部業務用需要家を除く）

情報収集を迅速に行えるよう通信設備の整備を図る。

## (2) 実施計画

## ア 【関係機関が実施する計画】（諏訪瓦斯（株））

- ・ 橋に添架されている等露出している導管及び緊急ガス遮断装置の 日常点検の実施

## 第18節 都市ガス施設災害予防計画

## 第1 基本計画

都市ガス事業は、製造所又は供給所から道路に埋設した導管を利用し、ガスを供給している。

風水害により、製造所、供給所の施設又は導管の破損によるガス漏れから火災、爆発、生ガス中毒事故の二次災害発生が予想されるので、予防対策として施設の安全性を高めるとともに、供給支障を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る。

災害発生後の情報収集及び対応を迅速に行うため、情報手段及び情報網の整備を図ると共に、常時職員を配備する。

二次災害防止及び早期復旧を図るため、関係機関等との連携を図るとともに、協定に基づき都市ガス事業者間での応急復旧の応援を行う。

## 第2 主な取組み

- 1 橋に添架されている等露出している導管部分及び緊急ガス遮断装置の日常点検を充実し、維持管理に留意するとともに、供給支障を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る。
- 2 宿日直体制により常時職員を配置するとともに、震災時の出勤体制をあらかじめ定めておき、災害予防及び発生時の対応を迅速に行う。
- 3 二次災害を防止するため、消防、警察、道路管理者、行政、電気事業者、都市ガス事業者その他関係機関との連絡ルートを確認しておく。

## 第3 計画の内容

## 1 施設・設備の安全性の確保

## (1) 現状および課題

供給施設は、ガス事業法、高圧ガス取締法、消防法等の法令及び(一社)日本ガス協会の設計指針に準拠して風水害に配慮している。

緊急処置としてガス供給を停止する緊急ガス遮断装置を適所に配置し、消防設備等の保安設備も配置している。

以前設置した導管の中には、材料・接合方法の耐震性の低いものがあり、取り替える必要がある。

また、バックアップとしての導管の複線化及び応急復旧を迅速に行うために供給区域の分割（ブロック化）をしている。

さらに、将来的には、ライフラインを確保するための共同溝設置の研究が必要である。

需要家庭の安全対策として、供給圧力が低下した場合、自動的にガスを遮断するマイコンメーターを全戸設置をしている。（一部業務用需要家を除く）

情報収集を迅速に行えるよう通信設備の整備を図る。

## (2) 実施計画

## ア 【関係機関が実施する計画】（諏訪瓦斯（株））

- ・ 橋に添架されている等露出している導管及び緊急ガス遮断装置の 日常点検の実施

# 【新】

- ・ マイコンメータの全戸設置

## 2 要員の配備計画

### (1) 現状および課題

災害発生時における迅速な供給施設の点検・情報収集等を行うため、事前に要員の配備計画を策定する必要がある。

### (2) 実施計画

#### ア 【関係機関が実施する計画】（諏訪瓦斯（株））

休日・夜間の災害に対応できるよう宿日直者を配置し、発生後は直ちにガス供給施設の点検・情報収集・各種連絡を行うこととしている。

また、大規模災害が発生した場合は、要員は連絡が無くてもあらかじめ定められた場所に出動して災害対策本部を迅速に設置し、速やかに応急復旧活動を行う。

## 3 関係機関との連携

### (1) 現状および課題

ガス漏えいによる火災・爆発等の二次災害の防止と応急復旧を円滑に実施するため、被害の情報収集手段をあらかじめ定めておくとともに、関係機関との連絡方法及び連携方法を確認しておく必要がある。

また、都市ガス事業者間では、風水害の規模により当該都市ガス事業者だけでは対応ができない場合の相互応援体制が確立されている。

さらに、ガス漏洩による社会不安や、生活への支障を除去するため、市民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する計画】（企画総務部）

地域防災計画等の定めるところにより、都市ガス事業者との連携を図るものとする。

#### イ 【県が実施する計画】

都市ガス事業者との間において、情報収集システムを確立するとともに、平常時より連携を強化する

#### ウ 【関係機関が実施する計画】（諏訪瓦斯（株））

被害の情報収集手段をあらかじめ定めておくとともに、消防・警察・道路管理者・市町村等関係機関との連絡方法及び連携方法を確認しておく。

都市ガス事業者間では、風水害の規模により、当該都市ガス事業者だけでは対応ができない場合、次のような相互応援体制が確立されており、この連携を図る。

- (ア) （一社）日本ガス協会

# 【旧】

- ・ マイコンメータの全戸設置

## 2 要員の配備計画

### (1) 現状および課題

災害発生時における迅速な供給施設の点検・情報収集等を行うため、事前に要員の配備計画を策定する必要がある。

### (2) 実施計画

#### ア 【関係機関が実施する計画】（諏訪瓦斯（株））

休日・夜間の災害に対応できるよう宿日直者を配置し、発生後は直ちにガス供給施設の点検・情報収集・各種連絡を行うこととしている。

また、大規模災害が発生した場合は、要員は連絡が無くてもあらかじめ定められた場所に出動して災害対策本部を迅速に設置し、速やかに応急復旧活動を行う。

## 3 関係機関との連携

### (1) 現状および課題

ガス漏えいによる火災・爆発等の二次災害の防止と応急復旧を円滑に実施するため、被害の情報収集手段をあらかじめ定めておくとともに、関係機関との連絡方法及び連携方法を確認しておく必要がある。

また、都市ガス事業者間では、風水害の規模により当該都市ガス事業者だけでは対応ができない場合の相互応援体制が確立されている。

さらに、ガス漏洩による社会不安や、生活への支障を除去するため、市民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する計画】（企画総務部）

地域防災計画等の定めるところにより、都市ガス事業者との連携を図るものとする。

#### イ 【県が実施する計画】

都市ガス事業者との間において、情報収集システムを確立するとともに、平常時より連携を強化する

#### ウ 【関係機関が実施する計画】（諏訪瓦斯（株））

被害の情報収集手段をあらかじめ定めておくとともに、消防・警察・道路管理者・市町村等関係機関との連絡方法及び連携方法を確認しておく。

都市ガス事業者間では、風水害の規模により、当該都市ガス事業者だけでは対応ができない場合、次のような相互応援体制が確立されており、この連携を図る。

- (ア) ~~（社）~~日本ガス協会

# 【新】

風水害対策編 第2章 災害予防計画

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」

(イ) (一社) 日本ガス協会関東中央部会

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」

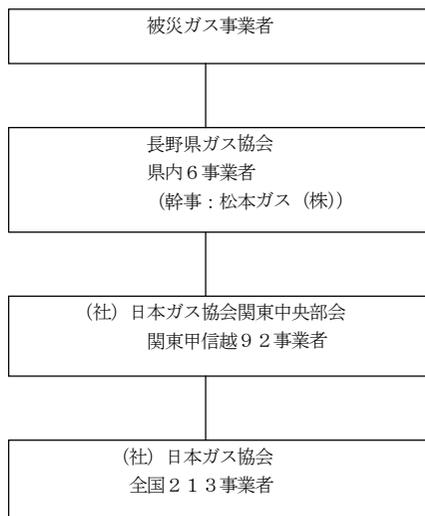
「東京パイプライン事故対策要領」

(ウ) 長野県ガス協会

「会員相互の保安の確保のための相互援助協定書」

【県が実施する計画】

※ 都市ガス事業者応援系統図



# 【旧】

風水害対策編 第2章 災害予防計画

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」

(イ) ~~(社)~~ 日本ガス協会関東中央部会

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」

「東京パイプライン事故対策要領」

(ウ) 長野県ガス協会

「会員相互の保安の確保のための相互援助協定書」

【県が実施する計画】

※ 都市ガス事業者応援系統図



## 第20節 下水道施設災害予防計画

### 第1 基本方針

下水道（汚水・雨水）、農業集落排水施設、浄化槽等（以下「下水道施設等」という。）は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために不可欠なライフラインの一つであり、風水害について機能の確保を図る必要がある。

風水害により施設に重大な障害が生じた場合は、関係機関との相互応援協定等に基づき連携の強化を図り、代替性の確保及び応急対策により機能の確保を迅速に図る必要がある。

### 第2 主な取組み

- 1 下水道施設等の風水害に対する安全性の確保を図る。
- 2 排水施設等に雨水を浸透させる機能を持たせることで雨水流出量の削減を図る。
- 3 緊急連絡体制、被災時の応急及び復旧体制の確立を図る。
- 4 緊急用、復旧用資材の計画的な確保に努める。
- 5 下水道施設台帳の整備、拡充を図る。
- 6 管渠及び処理場施設の系統の多重化を図る。

### 第3 計画の内容

#### 1 下水道施設等の風水害に対する安全性の確保

##### (1) 現状及び課題

風水害により、管渠等への雨水の異常流入及び内水氾濫による住宅地等の浸水被害が予想される。

この対策として過去の経験、浸水想定区域図、ハザードマップ等のソフト対策による浸水対策と異常な豪雨等に対処するためのハード整備による浸水対策を進める必要がある。

##### (2) 実施計画

###### ア 【市が実施する計画】（都市建設部）

浸水対策の検討を行い、必要に応じて下水道の雨水区域として位置付けるとともに、都市下水路による整備も行う。

###### イ 【県が実施する計画】

流域下水道施設の浸水対策と、公共下水道等の浸水対策に向けての市町村への啓発活動、助言等を行うものとする。

#### 2 雨水流出抑制施設整備

##### (1) 現状及び課題

都市化の進展に伴い、市街地の浸透面積が減少して雨水の流出量が增大することから、貯留浸透により雨水の流出量を抑制し、地下水かん養を図る必要がある。

## 第20節 下水道施設災害予防計画

### 第1 基本方針

~~近年の市街化の進行にともない、市域における緑地・空き地が減少し、道路・宅地が増加する傾向にある。そのため、地下への雨水浸透は少なくなり、短時間に大量の雨水が流出する状況にあることから、雨水による浸水の危険性は、ますます増大している。~~

~~このような都市部に降った雨水を速やかに排除し、浸水の防除を行う、いわゆる内水排除は、下水道の目的の一つであり、雨水整備を促進することにより市民の生命、財産を守り、安全なまちづくりを進めるものである。~~

### 第2 主な取組み

- 1 ~~公共下水道事業により、雨水整備区域の一層の整備促進を図る。~~
- 2 排水施設等に雨水を浸透させる機能を持たせることで雨水流出量の削減を図る。
- 3 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立を図る。
- 4 緊急用、復旧用資材の計画的な確保に努める。
- 5 下水道施設台帳の整備、拡充を図る。
- 6 管渠、雨水渠及び処理場施設の系統の多重化を図る。

### 第3 計画の内容

#### 1 雨水排除整備の促進

##### (1) 現状及び課題

~~本市においては、汚水と雨水を別々の管渠系統で排除する分流式が主流であり、公共用水域の水質保全、生活環境の改善という面から、汚水が先行整備されてきている状況にある。そのため、今後汚水渠の整備とともに雨水渠の整備を進める必要がある。~~

##### (2) 実施計画

###### ア 【市が実施する計画】（都市建設部）

~~「下水道計画」策定にあたり、雨水排除区域について検討を行い、必要に応じて公共下水道の雨水区域として位置づけ、雨水整備を行うものとする。~~

###### イ 【県が実施する計画】

~~雨水整備に向けて、市町村への啓発活動、指導等を行う。~~

#### 2 雨水流出抑制型下水道の整備

##### (1) 現状及び課題

都市化の進展に伴い、市街地の浸透面積が減少して雨水の流出量が增大することから、貯留浸透により雨水の流出量を抑制し、地下水かん養を図る必要がある。

# 【新】

## (2) 実施計画

### ア 【市が実施する計画】（都市建設部）

雨水浸透型の排水設備導入について、市民への啓発活動等を行う。

### イ 【県が実施する計画】

排水設備の雨水浸透化に向けて、啓発活動、指導等を行うものとする。

## 3 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立

### (1) 現状及び課題

災害発生時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する必要がある。

また、復旧体制については、被災時には関係職員、関係業者、手持ち資材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ、他の地方公共団体との間で広域応援協定を締結することが必要である。

### (2) 実施計画

#### 【市が実施する計画】（都市建設部）

ア 災害時の対応を定めた災害対策要領等を策定する。

イ 対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していく。

ウ 復旧体制について、他の地方公共団体との広域応援体制、民間の業者との協力体制を確立する。

## 4 緊急用、復旧用資材の計画的な確保

### (1) 現状及び課題

被災時には、被災の状況を的確に把握するため及びライフラインとしての下水道施設等の機能を緊急的に確保するため、発電機、ポンプ、テレビカメラ等の緊急用資機材が必要となる。

### (2) 実施計画

#### 【市が実施する計画】（都市建設部）

緊急用、復旧用資材を計画的に購入、備蓄する。

# 【旧】

## (2) 実施計画

### ア 【市が実施する計画】（都市建設部）

雨水浸透型の排水設備導入について、市民への啓発活動等を行う。

### イ 【県が実施する計画】

排水設備の雨水浸透化に向けて、啓発活動、指導等を行う。

## 3 緊急連絡体制の整備

### (1) 現状及び課題

災害発生時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する必要がある。

また、復旧体制については、関係職員、関係業者、手持ち資材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ他の地方公共団体との間で広域応援協定を締結する必要がある。

### (2) 実施計画

#### ア 【市及び県（~~諏訪建設事務所~~）が実施する計画】（都市建設部）

(ア) 災害時の対応を定めた災害対策要領等を策定する。

(イ) 対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施する

~~（a）緊急連絡の伝達方法~~

~~（b）動員指令から配備までの所要時間及び動員数の確認~~

~~（c）非常配備部署における役割及び分担の確認~~

~~（d）応急対策の実施方法~~

~~（e）応急対策用機器の運転及び取扱い方法~~

(ウ) 復旧体制について、他の地方公共団体との広域応援体制、民間の業者との協力体制を確立する。

## 4 緊急用、復旧用資材の計画的な確保

### (1) 現状及び課題

被災時には、被災の状況を的確に把握するため及びライフラインとしての下水道の機能を緊急的に確保するため、緊急用資機材が必要となる。これらの資機材について、平常時から計画的に購入、備蓄しておく必要がある。

### (2) 実施計画

#### ア 【市及び県（~~諏訪建設事務所~~）が実施する計画】（都市建設部）

~~発電機、ポンプ、止水栓、テレビカメラ等の緊急用、復旧用資材を計画的に購入備蓄する。~~

# 【新】

## 5 下水道施設台帳・浄化槽台帳等の整備・拡充

### (1) 現状及び課題

下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調整・保管が義務づけられている。下水道施設等が風水害等により被災した場合、その被害状況を的確に把握するためには、下水道施設台帳等整備が不可欠である。

また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、被災時には、確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるように備えなければならない。

### (2) 実施計画

#### 【市が実施する計画】（都市建設部）

下水道施設台帳等の適切な調製・保管に努める。

また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速に、データの調査、検索等が実施できるように備える。

## 6 管渠及び処理場施設の系統の多重化

### (1) 現状及び課題

下水道施設等は、市民の生活に欠くことのできないライフラインとして、一日たりとも休むことのできない施設であり、万一被災を受けた場合においてもライフラインとしての機能を確保できうる体制を整えておく必要がある。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する計画】（都市建設部）

必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

# 【旧】

## 5 下水道施設台帳の整備・拡充

### (1) 現状及び課題

下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調整及び保管が義務づけられている。

下水道施設等が風水害等により被災した場合、その被害状況を的確に把握するためには、当該台帳等から確実かつ迅速に、データの検索等ができるようにする必要がある。

### (2) 実施計画

#### ア ~~【市及び県（諏訪建設事務所）が実施する計画】~~（都市建設部）

下水道台帳等の適切な調製・保管に努める。また必要に応じて台帳の電子化（データベース化）を図り、確実かつ迅速なデータの検索等が実施できるようになるまで情報化を推進する。

## 6 管渠及び処理場施設の系統の多重化

### (1) 現状及び課題

下水道は、市民の生活に欠くことのできないものとして、一日たりとも休むことのできない施設であり、万一被災した場合においてもライフラインとしての機能を確保できうる体制を整えておく必要がある。

### (2) 実施計画

#### ア ~~【市及び県（諏訪建設事務所）が実施する計画】~~（都市建設部）

必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

# 【新】

## 第21節 通信・放送施設災害予防計画

### 第1 基本方針

災害時において通信の途絶は、災害応急対策の遅れ、情報の混乱を招くなど社会に与える影響は非常に大きい。これらを未然に防止するよう機関ごとに予防措置を講ずる。

### 第2 主な取組み

- 1 各機関は緊急時における通信手段の確保、整備を図る。
- 2 県は通信施設の風水害対策、災害に強い通信手段の整備及び災害情報処理システムの整備を図る。
- 3 市は通信施設の風水害対策、災害に強い通信手段の整備を図る。
- 4 電気通信事業者は通信施設の風水害対策、迅速な情報収集体制の確立を図る。
- 5 放送機関は通信施設の風水害・停電対策、災害時の運用体制の確立を図る。
- 6 警察機関は通信機器の風水害対策、情報収集体制の強化を図る。
- 7 通信ケーブルの地中化を推進する。

### 第3 計画の内容

#### 1 緊急時のための通信確保

##### (1) 現状及び課題

災害時においては、通信施設の被災、通信量の飛躍的な増大などにより通信回線が一時的に利用不能またはふくそうの発生する恐れがある。このため被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信施設、機器及び運用体制の確立が必要である。

##### (2) 実施計画

各機関において、有線・無線系および地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中核機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。通信施設の整備に当たっては、自機関関係各所はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達できる手段についても配慮するものとする。また、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておく。

#### 2 市防災行政無線通信施設災害予防

##### (1) 現状及び課題

市防災行政無線は、同報系が昭和62年、移動系が昭和59年に整備され、各集落に屋外拡声受信装置(子局)167基が設置されており、市の公用車、地区コミュニティセンター等へ移動系を配置し、市民への情報伝達及び、情報収集に利用している。しかし、設置より25年以上が経過しているため、更新及びデジタル化を計画的に推進する必要がある。

また、諏訪圏域において大規模災害が発生した場合に備え、「臨時災害放送局の開設及び運用に関する協定」を諏訪広域連合とエルシーブイ(株)で締結している。

# 【旧】

## 第21節 通信・放送施設災害予防計画

### 第1 基本方針

災害時において通信の途絶は、災害応急対策の遅れ、情報の混乱を招くなど社会に与える影響は非常に大きい。これらを未然に防止するよう各機関ごと予防措置を講ずる。

### 第2 主な取組み

- 1 各機関は緊急時における通信手段の確保、整備を図る。
- 2 県は通信施設の風水害対策、災害に強い通信手段の整備及び災害情報処理システムの整備を図る。
- 3 市は通信施設の風水害対策、災害に強い通信手段の整備を図る。
- 4 ~~日本電信電話株式会社は通信施設の風水害対策、迅速な情報収集体制の確立を図る。~~
- 5 放送機関は、通信施設の風水害・停電対策、災害時の運用体制の確立を図る。
- 6 警察機関は通信機器の風水害対策、情報収集体制の強化を図る。
- 7 通信ケーブルの地中化を推進する。

### 第3 計画の内容

#### 1 緊急時のための通信確保

##### (1) 現状及び課題

災害時においては、通信施設の被災、通信量の飛躍的な増大などにより通信回線が一時的に利用不能またはふくそうの発生する恐れがある。このため被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信施設、機器及び運用体制の確立が必要である。

##### (2) 実施計画

各機関において、有線・無線系および地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中核機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。通信施設の整備に当たっては、自機関関係各所はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達できる手段についても配慮するものとする。また、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておく。

#### 2 市防災行政無線通信施設災害予防

##### (1) 現状及び課題

市防災行政無線は、同報系が昭和62年、移動系が昭和59年に整備され、市の公用車等への移動系を配置し、市民への情報伝達及び、情報収集に利用している。しかし、設置より~~20年~~以上が経過しているため、~~更新を検討する必要がある。~~

〔資料13〕市防災行政無線の設置状況

##### (2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(企画総務部)

(イ) 県で事業実施する衛星通信ネットワークを利用し、通信の多ルート化を図る。

# 【新】

加えて、インターネットを利用した「公共情報モモンズシステム」や携帯電話会社3キャリアのサービスである「緊急速報メール（エリアメール等）」を運用している。

〔資料13〕市防災行政無線の設置状況

〔資料 〕臨時災害放送局の開設及び運用に関する協定

## (2) 実施計画

【市が実施する計画】（企画総務部）

ア 国から時間的余裕のない事態の発生を知らせる緊急情報（緊急地震速報等）が発せられた場合に備え、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備・運用し、同報系防災行政無線を自動起動することにより市民へ直接伝達することができるよう、常時運用可能な状態に維持する。

イ 市民への情報伝達手段として有効な同報系防災行政無線が、区内放送施設の屋内戸別受信機で受信できるよう、時限付きで整備に必要な費用の補助金を増額する。

ウ 同報系防災行政無線の難聴地域については、フリーダイヤル「こうほうちの」、防災メール配信及びビーナチャンネル等より難聴地域を解消していく。

エ 防災行政無線が災害時に運用できるように、機器の保守管理を十分に行い、また、耐震性の強化に努める。

オ 移動系防災行政無線の運用について、多くの職員が取り扱えるように、通信訓練を実施する。この場合、活動体制計画を考慮し、災害時に運用要員が不足しないよう、各部署において複数の職員に対して訓練（教育）を行う。

訓練内容

- 平常業務における運用を積極的に進める。
- 多くの職員を対象に通話試験を実施する。
- 他の機関と連携した通信訓練を実施する。
- 総合通信訓練を年2回程度実施する。
- 通信用マニュアルを作成し関係部署へ配布する。

カ 市防災行政無線のデジタル化による、地域防災系の防災行政無線の導入を計画的に推進し、災害時における指定避難所及び緊急時の避難場所との通信手段を構築する。

また、防災・生活関連機関、自主防災組織などで相互間通信を行える無線施設の整備を推進する。

## 3 県防災行政無線通信施設災害予防

### (1) 現状及び課題

県と市町村及び防災関連機関相互の災害時における迅速かつ的確な情報の収集・伝達を図るため、地上系防災行政無線及び衛星系防災行政無線を整備している。また、現場の情報を伝達するため、衛星携帯電話を県機関に配備している。

### (2) 実施計画

【県が実施する計画】

# 【旧】

(イ) 市民への情報手段として有効な、防災・生活関連機関、自主防災組織などで相互間通信を行える地域防災系の防災無線の整備を図るため、時限付きで整備に必要な費用の補助金を増額する。

(ウ) 同報系防災行政無線の難聴地域については、フリーダイヤル「こうほうちの」、防災メール配信及びビーナチャンネル等より難聴地域を解消していく。

(エ) 防災行政無線が災害時に運用できるように、機器の保守管理を十分に行い、また、耐震性の強化に努める。

(オ) 防災無線の運用について、多くの職員が取り扱えるように、通信訓練を実施する。この場合、活動体制計画を考慮し、災害時に運用要員が不足しないよう、各部署において複数の職員に対して訓練（教育）を行う。

訓練内容

- 平常業務における運用を積極的に進める。
- 多くの職員を対象に通話試験を実施する。
- 他の機関と連携した通信訓練を実施する。
- 総合通信訓練を年2回程度実施する。
- 通信用マニュアルを作成し関係部署へ配布する。

(カ) 市防災行政無線のデジタル化及び地域防災行政無線の導入を計画的に推進する。

## 4 【県が実施する計画】

(ア) 幹線系の途絶を防止するため、衛星系を含めた通信経路の多ルート化および中枢機能の分散化を図る。（危機管理部、総務部、建設部）

(イ) 被災地との通信確保のため、移動体通信機器、施設の充実化を推進する。

（危機管理部、建設部）

(ウ) 被災情報の迅速な処理、災害予測を図るため、情報処理機器を活用した防災情報処理システムについて研究を行う。（危機管理部、建設部）

(エ) 各無線局において通信機器および予備電源装置の取扱の習熟のため訓練を行う。（危機管理部、総務部、建設部）

(オ) 通信機器の動作状態を遠隔監視するほか定期保守点検を実施し、常時運用可能な状態に維持する。（危機管理部、総務部、建設部）

## 5 【市民が実施する計画】

~~(ア) 同報系防災行政無線の放送をよく聴き、内容の聞き難い場合は、市役所へその旨を連絡する。~~

~~(イ) 自主防災組織などで相互間通信を行える地域防災系の防災無線の整備を市の期  
限付き補助金増額を活用し、整備を図る。~~

# 【新】

- ア 幹線系の途絶を防止するため、衛星系を含めた通信経路の多ルート化および中枢機能の分散化を図るものとする。(危機管理部、総務部、建設部)
- イ 端末系の途絶を防止するため、通信衛星を使った通信設備の整備を行うものとする。  
(危機管理部)
- ウ 被災地との通信確保のため、移動体通信機器、施設の充実化を推進するものとする。  
(危機管理部、建設部)
- エ 被災情報の迅速な処理、災害予測を図るため、情報処理機器を活用した防災情報処理システムについて研究を行うものとする。(危機管理部、建設部)
- オ 各無線局において通信機器および予備電源装置の取扱の習熟のため訓練を行うものとする。(危機管理部、総務部、建設部)
- カ 通信機器の作動状態を遠隔監視するほか定期保守点検を実施し、常時運用可能な状態に維持するものとする。(危機管理部、総務部、建設部)

## 4 電気通信施設災害予防

### (1) 現状及び課題

- 従来の災害対策に包括された中で実施し、水害が予測される電気通信施設等について耐水化構造化(防水扉設置等)を実施する必要がある。  
また、電話の不通による社会不安や、生活への支障を除去するため、市民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する計画】(企画総務部)

東日本電信電話(株)等の電気通信事業者との間において、情報収集システムを確立するとともに、平常時より連携を強化する。

#### イ 【東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)が実施する計画】

通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備、通信ふくそう対策の推進など、電気通信設備の安全信頼性強化に向けた取り組みを推進することに努めるものとする。

また、災害に強い通信サービスの実現に向けて下記の施策を逐次実施するものとする。

- (7) 被災状況の早期把握  
市等防災関係機関との情報連絡体制の強化を図る。
- (イ) 通信システムの高信頼化
  - a 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはグループ構成とする。
  - b 主要な交換機を分散設置する。
  - c 通信ケーブルの地中化の推進。
  - d 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

## 5 放送施設災害予防

### (1) 現状及び課題

- ア 日本放送協会(松本支局)

# 【旧】

## 3 電信電話施設の災害予防

### (1) 現状及び課題

- 従来の災害対策に包括された中で実施し、風水害が予測される電気通信施設等について耐水化構造化(防水扉設置等)を実施する必要がある。  
また、電話の不通による社会不安や、生活への支障を除去するため、市民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する計画】(企画総務部)

~~地域防災計画等の定めるところにより、電信電話会社との連携を図るものとする。~~

#### ~~イ 【県が実施する計画】~~

~~電信電話会社との間において、情報収集システムを確立するとともに、平常時より連携を強化する。~~

#### ウ 【東日本電信電話株式会社が実施する計画】

災害に強い通信サービスの実現にむけて下記の施策を逐次実施する。

### (7) 被災状況の早期把握

通信孤立地域を早期に把握し、解消するため、市等防災関係機関との情報連絡体制の強化を図る。

### (イ) 通信システムの高信頼化

- a 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはグループ構成とする。
- b 主要な交換機を分散設置する。
- c 通信ケーブルの地中化の推進。
- d 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

## 4 放送施設災害予防

### (1) 現状及び課題

- ア 日本放送協会(松本支局)

# 【新】

## 風水害対策編 第2章 災害予防計画

非常災害に際して放送の送出および受信を確保するため、災害対策を確立して、対策措置を円滑に実施し、公共放送としての協会の使命を達成するため平常時から風水害に備えた放送所や機器等の整備に努めている。

### イ 信越放送㈱

非常災害に備えてラジオ・テレビ放送の送信・受信を確保するために、「地震・災害緊急放送マニュアル」を作り、また、災害対策体制を確立して常日頃から対策の円滑な実施が図れるよう心がけ、放送局としての使命を果たすべく努力している。

- (7) 放送施設、局舎の補強  
高圧受電設備、自家発電設備、送信設備の風水害対策は完了している。
- (4) 自家発電装置は、放送用、一般用と別に備えてあり、放送用は110時間連続運転可能であり、また無停電装置もラジオ、テレビと別に設置している。
- (9) 衛星を使った移動中継設備SNG車を長野と松本に配備している。

### ウ ㈱長野放送

災害に際し放送を確保するため、「非常災害時の基本マニュアル」を策定、以下の項目について放送施設を整備し有事に備えている。

- (7) 演奏所、送信所、各中継所については、できるだけ予備系統を設ける。(放送装置の現用予備2台化等)
- (4) 上記の放送施設内には、予備電源を設置し、商用電力の停電に備える。
- (9) 上記の放送施設内には、放送設備に耐震対策(固定化)を施す。
- (2) 毎年、冬季前に無電設備の総点検を実施し、劣化機器の洗い出しを行う。

### エ ㈱テレビ信州

台風などの災害の発生に際し、放送を確保するため「非常災害対策要綱」を策定し、放送設備等の被害を最小限にとどめるよう以下の措置をとっている。

- (7) 局舎の風水害対策について  
演奏所、送信所、中継局の建物は、十分な風水害対策が取られているが、更新時には見直しをして万全を期すようにしている。
- (4) 電源設備について  
演奏所、送信所、中継局には、自家発電設備等非常用電源設備を設置している。
- (9) 非常災害対策訓練の実施  
災害時に迅速適切な措置がとれるよう全社規模の訓練を実施している。

### オ 長野朝日放送㈱

台風や集中豪雨などにより非常災害が発生または発生する可能性がある場合は、当社「非常災害対策要領」に基づき、放送の送出および受信を確保し、防災および取材体制の充実を図る。

- また、放送設備等については、以下の措置をとっている。
- (7) 社屋の風水害対策について  
社屋は平成3年竣工であり風水害に対する対策は十分なされている。
  - (4) 電源設備について  
自家発電及び無停電設備により停電時に備えている。
  - (9) 放送設備について  
災害時に必要な情報を早急に最小限の人員で放送できるようにテロップ・スーパーは準

# 【旧】

## 風水害対策編 第2章 災害予防計画

非常災害に際して放送の送出および受信を確保するため、災害対策を確立して、対策措置を円滑に実施し、公共放送としての協会の使命を達成するため平常時から風水害に備えた放送所や機器等の整備に努めている。

### イ 信越放送株式会社

非常災害に備えてラジオ・テレビ放送の送信・受信を確保するために、「地震・災害緊急放送マニュアル」を作り、災害対策を確立して常日頃から対策の円滑な実施が図れるよう心がけ、放送局としての使命を果たすべく努力している。

- (7) 放送施設、局舎の補強  
高圧受電設備、自家発電設備、放送設備の風水害対策は完了している。
- (4) 自家発電装置は、放送用、一般用と別に備えてあり、放送用は110時間連続運転可能であり、また無停電装置もラジオ、テレビと別に設置している。
- (9) 衛星を使った移動中継設備SNG車を長野と松本に配備している。

### ウ ㈱長野放送

災害に際し、放送を確保するため、「非常災害時の基本マニュアル」を策定、以下の項目について放送施設を整備し、災害に備えている。

- (7) 演奏所、送信所、各中継所については、できるだけ予備系統を設ける。(放送装置の現用予備2台化等)
- (4) 上記の放送施設内には、予備電源を設置し、商用電力の停電に備える。
- (9) 上記の放送施設内には、放送設備に耐震対策(固定化)を施す。
- (2) 毎年、冬季前に無電設備の総点検を実施し、劣化機器の洗い出しを行う。

### エ ㈱テレビ信州

台風などの災害の発生に際し、放送を確保するため「非常災害対策要綱」を策定し、放送設備等の被害を最小限にとどめるよう以下の措置をとっている。

- (7) 局舎の風水害対策について  
演奏所、送信所、中継局の建物は、十分な風水害対策がとられているが、更新時には見直しをし万全を期すようにしている。
- (4) 電源設備について  
演奏所、送信所、中継局には、自家発電設備等非常用電源設備を設置している。
- (9) 非常災害対策訓練の実施  
非常時に迅速適切な措置がとれるよう全社規模の訓練を実施している。

### オ 長野朝日放送㈱

台風や集中豪雨などにより非常災害が発生または発生する可能性がある場合は、当社「非常災害対策要領」に基づき、放送の送出および受信を確保し、防災および取材体制の充実を図る。

- また、放送設備等については、以下の措置をとっている。
- (7) 社屋の風水害対策について  
社屋は平成3年竣工であり風水害による対策は十分なされている。
  - (4) 電源設備について  
自家発電及び無停電設備により停電時に備えている。
  - (9) 放送設備について  
災害時に必要な情報を早急に最小限の人員で放送できるようにテロップ・スーパーは準

# 【新】

備している。

## カ 長野エフエム放送㈱

非常災害等における放送を確保するために、「非常災害対策要領」を策定しこれに基づいた放送施設の防災対策を実施している。

- (ア) 放送施設の転倒防止等固定化の実施
- (イ) 予備放送設備の整備
- (ウ) C S衛星経路によるネットキー局との放送回線の確保
- (エ) 非常災害時緊急音声放送割込み設備及びFM文字多重放送の文字「緊急警報情報」チャンネルの稼働

## キ エルシーブイ㈱

非常災害に際し、テレビ・ラジオの放送を確保する為に「緊急時対応マニュアル」を策定し、以下の措置をとっている。

- (ア) 演奏所、FM送信所、ケーブルテレビヘッドエンド  
自家発電又は無停電電源装置を設置し停電時に備えている。
- (イ) 線路設備  
各増幅器の給電には、停電時に備えてバッテリーを装備している。
- (ウ) 非常災害訓練  
非常時には迅速な体制が取れるように訓練を実施している。

## (2) 実施計画

### ア 【日本放送協会が実施する計画】

平常時から実施している災害予防対策に加えて、施設の補強、放送機器の落下・転倒防止等の対策を図る。当面は、テレビモニター、パソコンラック（ディスプレイ、プリンター）等の補強対策を行う。

また、停電対策として非常電源設備、浸水対策として排水設備の充実を推進する。

### イ 【信越放送㈱が実施する計画】

演奏所などの施設の防護、補強、放送機器などの落下・転倒防止対策を行う。

また、無停電装置のバックアップを図り、老朽化している受電設備の更新、局舎の改修、連絡無線網の整備、機能向上を図る。

### ウ 【㈱長野放送が実施する計画】

- (ア) 定期的な放送施設の補修、点検、補強を行う。
- (イ) 予備電源の燃料、バッテリーの定期的な補充点検と更新を行う。
- (ウ) 陸上移動局等、無線通信機器の増強に努める。

### エ 【㈱テレビ信州が実施する計画】

- (ア) 災害復旧および取材活動を迅速に進めるための連絡手段（VHF無線機等）を充実させる。
- (イ) 演奏所と送信所を結ぶS T Lの予備回線を検討している。

### オ 【長野朝日放送㈱が実施する計画】

放送回線・通信回線の拡充を図る。

# 【旧】

備している。

## カ 長野エフエム放送㈱

非常災害等における放送を確保するために、「非常災害対策要領」を策定しこれに基づいた放送施設の防災対策を実施している。

- (ア) 放送施設の転倒防止等固定化の実施
- (イ) 予備放送設備整備
- (ウ) C S衛星経路によるネットキー局との放送回線の確保
- (エ) 非常災害時緊急音声放送割込み設備及びFM文字多重放送の文字「緊急警報情報」チャンネルの稼働

## キ エルシーブイ㈱

非常災害に際し、テレビ・ラジオの放送を確保する為に「緊急時対応マニュアル」を策定し、以下の措置をとっている。

- (ア) 演奏所、FM送信所、ケーブルテレビヘッドエンド  
自家発電又は無停電電源装置を設置し停電時に備えている。
- (イ) 線路設備  
各増幅器の給電には、停電時に備えてバッテリーを装備している。
- (ウ) 非常災害訓練  
非常時には迅速な体制が取れるように訓練を実施している。

## (2) 実施計画

### ア 【日本放送協会長野放送局松本支局が実施する計画】

平常時から実施している災害予防対策に加えて、施設の補強、放送機器の落下・転倒防止等の対策を図る。当面は、テレビモニター、パソコンラック（ディスプレイ、プリンター）等の補強対策を行う。

また、停電対策として非常電源設備、浸水対策として排水設備の充実を推進する。

### イ 【信越放送㈱が実施する計画】

演奏所などの施設の防護、補強、放送機器などの落下・転倒防止対策を行う。

また、無停電装置のバックアップを図り、老朽化している受電設備の更新、局舎の改修、連絡無線網の整備、機能向上を図る。

### ウ 【㈱長野放送が実施する計画】

- (ア) 定期的な放送施設の補修、点検、補強を行う。
- (イ) 予備電源の燃料、バッテリーの定期的な補充点検と更新を行う。
- (ウ) 陸上移動局等、無線通信機器の増強に努める。

### エ 【㈱テレビ信州が実施する計画】

- (ア) 災害復旧および取材活動を迅速に進めるための連絡手段（VHF無線機等）を充実させる。
- (イ) 演奏所と送信所を結ぶS T Lの予備回線を検討している。

### オ 【長野朝日放送㈱が実施する計画】

放送回線・通信回線の拡充を図る。

- (ア) 衛生通信基地局に送信装置を追加

# 【新】

## 風水害対策編 第2章 災害予防計画

- (7) 衛星通信基地局に送信装置を追加
- (4) 衛星通信サービスを受けるための設備に可搬型を追加導入し、災害時の通話回線確保
- (9) 衛星通信車載局の随時の整備点検

### カ 【長野エフエム放送株が実施する計画】

台風や集中豪雨などによる風水害に備え下記事項について対策を行う。

- (7) 地下受電設備の浸水対策の推進
- (4) FM送信空中線給電系の2ルート化を行う。
- (9) 演奏所電源系改修を実施
- (エ) STL非常回線の設置を検討
- (オ) 可搬型非常用送信機設置等の実施

### キ 【エルシーブイ株が実施する計画】

- (7) 定期的な点検、補修作業を行う。
- (4) 自主放送のための体制整備

## 6 警察無線通信施設災害予防

### (1) 現状及び課題

風水害による長期停電に備え、警察本部、各警察署および主要無線中継所には、発動発電機が整備されている。また浸水による機器損傷を回避するため、通信施設は建物の上階に設置している。

無線多重回線については、平成5年度に2ルート化の工事を完了し、信頼性の向上を図っている。

### (2) 実施計画

#### ア 【警察本部が実施する計画】

- (7) 県警本部通信施設の機能損傷に対処するため、本部設備の一部2重化、応急用通信機器の保管場所の整備を推進する。
- (4) 被災現場における情報収集体制を強化するため、ヘリコプターテレビシステムの整備を行う。
- (9) 災害に強い情報収集並びに連絡体制の強化を図るため、衛星通信固定局の整備を行う。
- (エ) 無線中継局および無線基地局の増設整備を行い、サービスエリアの拡張整備を推進する。

## 7 道路埋設通信施設災害予防

### (1) 現状及び課題

架空の通信ケーブルは、台風などによる強風により倒壊するおそれがあり、倒壊した場合には、交通を遮断し緊急車両の通行や資材の搬入に支障をきたす。このため、架空から空中化を進める必要がある。

### (2) 実施計画

#### 【市が実施する計画】（都市建設部）

道路管理者として、通信事業者等と調整のついた箇所より、電線共同溝または、共同溝の整備を行い、通信ケーブルの地中化の推進を図る。

# 【旧】

## 風水害対策編 第2章 災害予防計画

- (4) 衛星通信サービスを受けるための設備に可搬型を追加導入し、災害時の通話回線確保の実施
- (9) 衛星通信車載局の随時の整備点検

### カ 【長野エフエム放送株が実施する計画】

台風や集中豪雨などによる風水害に備え下記事項について対策を行う。

- (7) 地下受電設備の浸水対策の推進
- (4) FM送信空中線給電系の2ルート化を行う。
- (9) 演奏所電源系改修を行う。
- (エ) STL非常回線の設置を検討する。
- (オ) 可搬型非常用送信機設置等の実施

### キ 【エルシーブイ株が実施する計画】

- (7) 定期的な点検、補修作業を行う。
- (4) 自主放送のための体制整備

## 5 警察無線通信施設災害予防

### (1) 現状及び課題

風水害による長期停電に備え、警察本部、各警察署および主要無線中継所には、発動発電機が整備されている。また浸水による機器損傷を回避するため、通信施設は建物の上階に設置している。

無線多重回線については、平成5年度に2ルート化の工事を完了し、信頼性の向上を図っている。

### (2) 実施計画

#### ア 【警察本部が実施する計画】

- (7) 県警本部通信施設の機能損傷に対処するため、本部設備の一部2重化、応急用通信機器の保管場所の整備を推進する。
- (4) 被災現場における情報収集体制を強化するため、ヘリコプターテレビシステムの整備を行う。
- (9) 災害に強い情報収集並びに連絡体制の強化を図るため、衛星通信固定局の整備を行う。
- (エ) 無線中継局および無線基地局の増設整備を行い、サービスエリアの拡張整備を推進する。

## 6 道路埋設通信施設災害予防

### (1) 現状及び課題

架空の通信ケーブルは、台風などによる強風により倒壊するおそれがあり、倒壊した場合には、交通を遮断し緊急車両の通行や資材の搬入に支障をきたす。このため、架空から空中化を進める必要がある。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する計画】（都市建設部）

道路管理者として、通信事業者等と調整のついた箇所より、電線共同溝または、共同溝の整備を行い、通信ケーブルの地中化の推進を図る。

# 【新】

## 第23節 災害広報計画

### 第1 基本方針

災害発生時に有効な広報活動を迅速に行うための体制作りを事前に行っておく必要がある。そのためには、被災者及び市民等に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報の提供体制の整備、協定の締結等を行っておく必要がある。

また、放送事業者・通信事業者等は、被害に関する情報・被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。

### 第2 主な取組み

- 1 被災者及び市民等への情報の提供体制を整備する。
- 2 報道機関等への情報提供の方法及び協定による報道要請の方法について確認する。

### 第3 計画の内容

#### 1 被災者への情報提供体制

##### (1) 現状及び課題

災害発生時には、被災者及び市民等から問い合わせ、安否情報の確認、要望、意見等が数多く寄せられることが予想されるため、これに対して適切な対応が行える体制を整えておく必要がある。

これは、被災者及び市民等に対して的確な情報を提供する上から重要であると同時に情報の混乱を防ぎ、また職員が問い合わせに対する応答に忙殺され、他の災害応急業務に支障が出るというような事態を防ぐ上からも重要である。

##### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する計画】（企画総務部、市全部局）

- (ア) 被災者及び市民等からの問い合わせに対する専用の窓口や、専用電話・ファックス・パソコン（インターネット）を設置し、職員が専属で対応できるよう以下の点についてあらかじめ体制を整備しておく。
  - a 窓口設置用の電話回線、電話機・ファックス・パソコン（インターネット）の確保
  - b 窓口設置場所の確保
  - c 部局ごとの窓口対応職員の指定
  - d 外国人からの問合せにも対応できる体制
- (イ) 市防災行政無線、災害時広報誌、公共情報コモンズ等を活用し、正確で迅速な情報提供が行えるよう、災害発生時用広報（同報系防災行政無線等）の案文を作成しておく。
- (ウ) コミュニティ放送（ビーナチャンネル）、有線テレビジョン放送等、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図る。
- (エ) 市のホームページ等を利用し、市民等に対して各種の情報を提供できる体制を整備しておく。
- (オ) 東日本電信電話株等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利

# 【旧】

## 第23節 災害広報計画

### 第1 基本方針

災害発生時に有効な広報活動を迅速に行うための体制作りを事前に行っておく必要がある。

そのためには、被災者及び市民等に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報の提供体制の整備、協定の締結等を行っておく必要がある。

また、放送事業者・通信事業者等は、被害に関する情報・被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。

### 第2 主な取組み

- 1 被災者及び市民等への情報の提供体制を整備する。
- 2 報道機関等への情報提供の方法及び協定による報道要請の方法について確認する。

### 第3 計画の内容

#### 1 被災者への情報提供体制

##### (1) 現状及び課題

災害発生時には、被災者及び市民等から問い合わせ、安否情報の確認、要望、意見等が数多く寄せられることが予想されるため、これに対して適切な対応が行える体制を整えておく必要がある。

これは、被災者及び市民等に対して的確な情報を提供する上から重要であると同時に情報の混乱を防ぎ、また職員が問い合わせに対する応答に忙殺され、他の災害応急業務に支障が出るというような事態を防ぐ上からも重要である。

##### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する計画】（企画総務部、市全部局）

- (ア) 被災者及び市民等からの問い合わせに対する専用の窓口や、専用電話・ファックスを設置し、職員が専属で対応できるよう体制の整備を図る。
  - a 窓口設置用電話回線、電話機の確保
  - b 窓口設置場所の確保
  - c 各部局ごとの窓口対応職員の指定
  - d 外国人からの問合せにも対応できる体制
- (イ) 市防災行政無線を活用し、正確で迅速な情報提供を行う。~~また、~~災害発生時用広報の案文を作成しておく。
- (ウ) 有線テレビジョン放送等、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図る。
- (エ) 市のホームページ等を利用し、市民等に対して各種の情報を提供できる体制の整備を検討する。
- (オ) ~~(イ) 上記のほか、被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、市民への普及啓~~

# 【新】

## 用方法等の周知に努める。

### イ 【県が実施する計画】（危機管理部、総務部）

- (7) 被災者及び住民等からの問い合わせに対する専用電話・ファックス・パソコン（インターネット）を備えた相談窓口を設置し、職員が専属で対応できるよう、あらかじめ体制を整備しておくものとする。
- (4) 防災情報掲示板など県のホームページを活用し、住民に対して各種の情報を提供できる体制の整備を図るものとする。
- (9) 被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、市町村及び長野県大規模災害ラジオ放送協議会と体制の整備・確認を行うものとする。
- (5) (7)のほか、被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、市町村及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、住民への普及啓発に努めるものとする。

### ウ 【報道機関等が実施する計画】

県内報道機関及び通信事業者は、被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、市及び県と体制の整備・確認を行うものとする。

### エ 【電気通信事業者が実施する計画】

災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めるものとする。

## 2 報道機関への情報提供及び協定

### (1) 現状及び課題

災害発生時には、報道機関からの取材の要請が、電話、直接のインタビュー等によりなされることが予想される。

報道機関に対する情報の提供については、あらかじめ対応方針を定めておく必要がある。

また、報道機関とはあらかじめ協定等を締結し、災害対策本部等からの報道要請の方法について定めておく。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する計画】（企画総務部）

- (7) 取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を経由して情報の提供を行う体制とする。
- (4) 災害発生時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう、放送要請の方法についての確認を行っておく。
- (9) 独自協定及び諏訪広域協定を締結しているLCV（株）に対し、緊急放送を要請する。

#### イ 【県が実施する計画】（危機管理部、総務部）

- (7) 取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混

# 【旧】

## ~~発に努める。~~

- ~~(4) 市有施設においては、災害時における放送協定を締結している有線テレビジョン放送等の導入を積極的に推進し、迅速な災害広報に努める。~~
- ~~(5) 整備された災害情報メールの機能を発揮させるとともに、事業の売災及び迅速な災害情報収集に努める。~~

### イ 【県が実施する計画】（危機管理部、総務部）

- (7) 被災者及び住民等からの問い合わせに対する専用電話・ファックスを備えた相談窓口を設置し、職員が専属で対応できるよう以下の点についてあらかじめ体制を整備しておく。
  - ~~ア 窓口設置用の電話回線、電話機・ファックスの確保~~
  - ~~イ 窓口設置場所の確保~~
  - ~~エ 各部署ごとの窓口対応職員の指定~~
  - ~~ロ 外国語による情報提供体制の整備~~
- (4) 防災情報掲示板など県のホームページを活用し、住民に対して各種の情報を提供できる体制の整備を図る。
- (9) 被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、市町村及び大規模災害ラジオ放送協議会と体制の整備・確認を行う。
- (5) (7)のほか、被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、市町村及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、住民への普及啓発に努める。

### ウ 【報道機関等が実施する計画】

県内報道機関及び通信事業者は、被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、市及び県と体制の整備・確認を行う。

## 2 報道機関への情報提供及び協定

### (1) 現状及び課題

災害発生時には、報道機関からの取材の要請が、電話、直接のインタビュー等によりなされることが予想される。

報道機関に対する情報の提供については、あらかじめ対応方針を定めておく必要がある。

また、報道機関とはあらかじめ協定等を締結し、災害対策本部等からの報道要請の方法について定めておく。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する計画】（企画総務部）

- (7) 取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を経由して情報の提供を行う体制とする。
- (4) 災害発生時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、長野県と放送各社との間において締結されている「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、速

## 【新】

風水害対策編 第2章 災害予防計画

乱等を防ぐため、被害状況及び対策等の情報の報道機関に対する提供については、通常は危機管理部が、災害対策本部設置時には、本部室長の指示により情報発信担当が行うこととする。

- (1) 県は、放送事業者とは災害時における放送要請に関する協定を締結しているが、災害発生時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう訓練等を行うものとする。

## 【旧】

風水害対策編 第2章 災害予防計画

やかに放送要請が行えるよう、県に対する報道要請の方法についての確認を行っておく。

- (9) 本市独自に協定を締結しているLCV株式会社に対し、放送を要請する。

イ 【県が実施する計画】（危機管理部、総務部）

- (7) 取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、被害状況及び対策等の情報の報道機関に対する提供については、通常は危機管理部が、災害対策本部設置時には、本部室長の指示により~~危機部長~~が行うこととする。
- (4) 県は放送会社とは、災害時における放送要請に関する協定を締結しているが、災害発生時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう訓練等を行うものとする。

# 【新】

## 第2.4節 土砂災害等の災害予防計画

### 第1 基本方針

本市は、その地形・地質から土砂災害が発生する危険がある場所を多く抱えており、風水害等に起因する土砂崩壊、地すべり等による被災が懸念される。

これら土砂災害を防止するため、国、県、市等関係機関が中心となり危険箇所を把握し、総合的かつ長期的な対策を講ずる。

特に近年要配慮者利用施設が土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、これらの施設が所在する土砂災害警戒区域内等については、特に万全の対策が必要となる。

また、近年土砂災害のおそれのある区域への宅地開発が進行する中で、開発区域が土砂災害を受ける事例が見受けられる。このような土砂災害を防止するため、土砂災害のおそれのある区域への宅地開発を抑制し、また土砂災害のおそれのある区域からの住宅移転希望者を支援していく。

### 第2 主な取り組み

- 1 土砂災害等の危険箇所を的確に把握し、防災上の観点からそれらの箇所の土地に 法律に基づく指定を行い、開発行為の制限や有害行為の防止、防災工事を強力に推進するとともに、適切な警戒避難体制の整備を実施し、住民への周知を図る。
- 2 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等について防災対策を推進する。
- 3 県は、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域、住民等に著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定するものとする。

### 第3 計画の内容

#### 1 地すべり対策

##### (1) 現状及び課題

八ヶ岳一帯の山地は八ヶ岳熔岩類で覆われ、柳川水系より北部は泥流、車山、八ヶ岳峰及び米沢の上部山地は霧ヶ峰、諏訪湖周辺火山岩類に覆われている。永明寺山及び米沢の山地の一部は花崗岩類であり、柳川と宮川を挟んだ標高1,000メートルより下部は、火山灰に覆われ、西山一帯は中古生層、ちの地区の平坦地及び米沢の平坦地は沖積層である。

永明寺山・米沢山地の一部の花崗岩類は風化が激しいマサ土であり、水に弱く、露出している場所においては災害の起こる可能性がある。なお、県防災計画に掲載の地すべり危険箇所は6箇所、土砂崩壊危険箇所は14箇所である。

〔資料6.6〕地すべり危険箇所（県防災計画分）

〔資料6.7〕土砂崩壊危険箇所（県防災計画分）

# 【旧】

## 第2.4節 土砂災害等の災害予防計画

### 第1 基本方針

本市は、その地形・地質から土砂災害が発生する危険がある場所を多く抱えており、風水害等に起因する土砂崩壊、地すべり等による被災が懸念される。

これら土砂災害を防止するため、国、県、市等関係機関が中心となり危険箇所を把握し、総合的かつ長期的な対策を講ずる。

特に、近年災害時要援護者関連施設が、土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、これらの施設が所在する土砂災害警戒区域内等については、特に万全の対策が必要となる。

また、近年土砂災害のおそれのある区域への宅地開発が進行する中で、開発区域が土砂災害を受ける事例が見受けられる。このような土砂災害を防止するため、土砂災害のおそれのある区域への宅地開発を抑制し、また土砂災害のおそれのある区域からの住宅移転希望者を支援していく。

### 第2 主な取り組み

土砂災害等の危険箇所を的確に把握し、防災上の観点からそれらの箇所の土地に 法律に基づく指定を行い、開発行為の制限や有害行為の防止、防災工事を強力に推進するとともに、適切な警戒避難体制の整備を実施し、住民への周知を図る。

~~1 土石流、急傾斜地の崩壊、地すべり等の危険箇所の調査及び周知徹底~~

~~2 危険箇所災害防止対策工事の実施~~

~~3 災害パトロールの実施~~

~~4 緊急時の警報伝達等、警戒避難措置体制の確立~~

~~5 災害時要援護者関連施設が所在する土砂災害警戒区域内等について防災対策を推進する。~~

6 県は、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域、著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

### 第3 計画の内容

#### 1 地すべり対策

##### (1) 現状及び課題

八ヶ岳一帯の山地は八ヶ岳熔岩類で覆われ、柳川水系より北部は泥流、車山、八ヶ岳峰及び米沢の上部山地は霧ヶ峰、諏訪湖周辺火山岩類に覆われている。永明寺山及び米沢の山地の一部は花崗岩類であり、柳川と宮川を挟んだ標高1,000メートルより下部は、火山灰に覆われ、西山一帯は中古生層、ちの地区の平坦地及び米沢の平坦地は沖積層である。

永明寺山・米沢山地の一部の花崗岩類は風化が激しいマサ土であり、水に弱く、露出している場所においては災害の起こる可能性がある。なお、県防災計画に掲載の地すべり危険箇所は6箇所、土砂崩壊危険箇所は14箇所である。

〔資料6.6〕地すべり危険箇所（県防災計画分）

〔資料6.7〕土砂崩壊危険箇所（県防災計画分）

# 【新】

## (2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（企画総務部、都市建設部、産業経済部）  
土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の指定緊急避難場所に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置を講じる。また、地すべり危険箇所を市民に周知する。

### イ 【県が実施する計画】

- (ア) 地すべりの発生のするおそれのある箇所を調査し、必要に応じて地すべり防止区域の指定を行う。（建設部、林務部、農政部）
- (イ) 地すべりの発生により被害を受けるおそれのある箇所を調査し、調査結果を市町村へ提供するとともに、住民等に危害が生じるおそれのある区域について土砂災害警戒区域等の指定を行う。（建設部）
- (ウ) 地すべり防止工事を要する箇所について積極的に対策事業を実施する。（建設部、林務部、農政部）
- (エ) 地すべり防止施設の状況把握に努め、機能が低下した施設については更新・機能回復を行う。（建設部、林務部、農政部）

### ウ 【市民が実施する計画】

地すべり危険箇所及び警戒避難に関する知識を深めるものとする。

## 2 山地災害危険対策

### (1) 現状及び課題

当市の山腹崩壊及び土砂流出の恐れのある山地災害危険区域は、資料のとおりである。山腹崩壊及び土砂流出の恐れのある山地災害地域は市調査分27箇所、県防災計画掲載分54箇所あり、そのほか民有林道における災害発生危険箇所5箇所がある。

〔資料68〕山地災害危険地（県防災計画分）

〔資料69〕山地に起因する災害危険箇所（市調査分）

〔資料70〕民有林道における災害発生危険箇所（県防災計画分）

### (2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（産業経済部）  
県と連携し、危険地域の周知を図り、関係住民の理解と協力を得ながら随時調査点検し、警戒避難体制の確立を図る。

### イ 【県が実施する計画】（林務部）

山地災害危険地区については、毎年見直し調査を実施しており、地震による山腹崩壊危険度、断層の有無、落石発生危険度を加えた地震対策にも留意している。平成19年度には、大幅な見直し調査を実施した。さらに市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら随時調

# 【旧】

## (2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（企画総務部、都市建設部、産業経済部）  
(ア) 地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を市民に周知させるため、これらの事項を印刷した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置を講じる。また、地すべり危険箇所を市民に周知する。

### イ 【県が実施する計画】

- (ア) 地すべりの発生のするおそれのある箇所を調査し、必要に応じて地すべり防止区域の指定を行う。（建設部、林務部、農政部）
- (イ) 地すべりの発生により被害を受けるおそれのある箇所を調査し、調査結果を市町村へ提供するとともに、必要に応じて土砂災害警戒区域等の指定を行う。（建設部）
- (ウ) 地すべり防止工事を要する箇所について積極的に対策事業を実施する。（建設部、林務部、農政部）
- (エ) 地すべり防止施設の状況把握に努め、機能が低下した施設については更新・機能回復を行う。（建設部、林務部、農政部）

### ウ 【市民が実施する計画】

地すべり危険箇所及び警戒避難に関する知識を深めるものとする。  
~~県より地すべり危険箇所の警戒、注意をするようにする。~~

## 2 山地災害危険対策

### (1) 現状及び課題

当市の山腹崩壊及び土砂流出の恐れのある山地災害危険区域は、資料のとおりである。山腹崩壊及び土砂流出の恐れのある山地災害地域は市調査分27箇所、県防災計画掲載分54箇所あり、そのほか民有林道における災害発生危険箇所5箇所がある。

〔資料68〕山地災害危険地（県防災計画分）

〔資料69〕山地に起因する災害危険箇所（市調査分）

〔資料70〕民有林道における災害発生危険箇所（県防災計画分）

### (2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（産業経済部）  
県と連携し、危険地域の周知を図り、関係住民の理解と協力を得ながら随時調査点検し、警戒避難体制の確立を図る。

### イ 【県が実施する計画】（林務部）

県では、山地災害危険地区については、毎年見直し調査を実施しており、平成5年度からは調査項目に地震による山腹崩壊危険度、断層の有無、落石発生危険度を加えた地震対

# 【新】

査点検し、常にその状態について把握する体制として、治山事業計画に反映させていくものとする。

## 3 土石流対策

### (1) 現況及び課題

本市の地形は、傾斜した火山性扇状地のため河川が急峻で、災害や集中豪雨により土石流が発生し中小河川の氾濫が予想される。また、糸魚川―静岡構造線が走っており大地震が発生した場合かなりの災害が予想される。

なお、市調査分26溪流、県防災計画掲載分118溪流がある。

【資料71】土石流危険溪流（県防災計画分）

【資料72】土石流警戒河川（市調査分）

### (2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（企画総務部、都市建設部、産業経済部）

(7) 土石流災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土石流に関する情報の伝達方法、土石流のおそれのある場合の指定緊急避難場所に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を市民に周知させるため、これらの事項を印刷した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他の必要な措置を講じる。また、土石流危険溪流を市民に周知する。

イ 【県が実施する計画】（建設部）

(7) 土石流の発生するおそれのある溪流を調査し、必要に応じ砂防指定地の指定を促進するものとする。

(4) 土石流の発生により被害を受けるおそれのある箇所を調査し、住民等に危害が生じるおそれのある区域について土石流災害警戒区域等の指定を行い、その結果を市町村に提供するものとする。

(9) 砂防工事を要する箇所について、積極的に対策事業を実施するものとする。

ウ 【関係機関が実施する計画】

農業用排水路を管理する団体においては、災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、市に緊急連絡ができるようにする。

エ 【市民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに指定緊急避難場所の確認をしておく。

## 4 急傾斜地崩壊対策

### (1) 現況及び課題

崖崩れ災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限度にとどめるために、事前措置として平素から危険予防箇所の把握と防災パトロールを強化す

# 【旧】

策にも留意している。平成8年度には、地震対策に重点を置いた大幅な見直し調査を実施した。さらに市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら随時調査点検し、常にその状態について把握する体制として、治山事業計画に反映させている。

## 3 土石流対策

### (1) 現況及び課題

本市の地形は、傾斜した火山性扇状地のため河川が急峻で、災害や集中豪雨により土石流が発生し中小河川の氾濫が予想される。また、糸魚川―静岡構造線が走っており大地震が発生した場合かなりの災害が予想される。

なお、市調査分26溪流、県防災計画掲載分118溪流がある。

【資料71】土石流危険溪流（県防災計画分）

【資料72】土石流警戒河川（市調査分）

### (2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（企画総務部、都市建設部、産業経済部）

(7) 土石流災害警戒区域ごとに土石流に関する情報の伝達方法、土石流のおそれのある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を市民に周知させるため、これらの事項を印刷した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他の必要な措置を講じる。警戒避難体制に関する事項について定め、市民に周知する。

イ 【県が実施する計画】（建設部）

(7) 土石流の発生するおそれのある溪流を調査し、必要に応じ砂防指定地の指定を促進する。

(4) 土石流の発生により被害を受けるおそれのある箇所を調査し、土石流災害警戒区域等の指定を行い、その結果を市町村に提供する。

(9) 砂防工事を要する箇所について、積極的に対策事業を実施する。

ウ 【関係機関が実施する計画】

農業用排水路を管理する団体においては、災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、市に緊急連絡ができるようにする。

エ 【市民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、安全な避難場所の確認をしておく。

## 4 急傾斜地崩壊対策

### (1) 現況及び課題

崖崩れ災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限度にとどめるために、事前措置として平素から危険予防箇所の把握と防災パトロールを強化

# 【新】

必要がある。

【資料7.3】急傾斜地崩壊危険箇所（県防災計画分）

【資料7.4】急傾斜地危険箇所（市調査分）

## (2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（企画総務部、都市建設部、産業経済部）

- (7) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定める。
- (イ) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の指定緊急避難場所に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置を講じる。また、急傾斜地崩壊危険箇所を市民に周知する。
- (ロ) 崖崩れ災害の発生するおそれがある場合等に、迅速かつ適切な避難勧告又は指示を行えるような基準及び伝達方法について避難計画を確立する。
- (ハ) 避難のための立ち退きの万全を図るため指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路及び心得等をあらかじめ市民に周知する。
- (ニ) 農業用排水施設等について危険箇所を調査し、「土砂崩壊危険箇所台帳」を整備する。

イ 【県が実施する計画】

- (7) 崖崩れが発生するおそれのある箇所を調査し、必要に応じ急傾斜地崩壊危険区域に指定し、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為の規制を行うとともに、必要に応じてその所有者、管理者等に対して擁壁、排水施設、その他必要な防災工事を施すものなど改善処置をとることを勧告する。また、防止工事として所有者、管理者等が施工することが困難または不相当と認められるものについて、防止対策事業の推進を図る。（建設部）
- (イ) 崖崩れの発生により被害を受けるおそれのある箇所を調査し、調査結果を市町村に提供するとともに、住民等に危険が生じるおそれのある区域について、土砂災害警戒区域等の指定を行う。（建設部）
- (ロ) 土砂災害危険箇所台帳等に基づき、緊急度の高いものから補強、改修工事を実施する。（農政部）

ウ 【関係機関が実施する計画】

農業用排水路等を管理する団体においては、災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、市町村に緊急連絡ができるようにするものとする。

# 【旧】

する必要がある。

急傾斜崩壊危険箇所は市調査分30箇所、県防災計画掲載分179箇所（保全家5戸以上あるいは5戸未満であっても公共的建物又は災害時要援護者関連施設があるもの）117箇所、保全家1～4戸のもの46箇所、人家はないが、将来人家等の立地が予想されるもの16箇所がある。

【資料7.3】急傾斜地崩壊危険箇所（県防災計画分）

【資料7.4】急傾斜地危険箇所（市調査分）

## (2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（企画総務部、都市建設部、産業経済部）

- (7) 防災パトロール等、情報の収集、~~予報、警報の発令及び~~伝達、周知方法等について定める。
- (イ) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布し、その他必要な措置を講じる。また、急傾斜地崩壊危険箇所を市民に周知する。
- (ロ) ~~がけ崩れ~~災害の発生するおそれがある場合等に、迅速かつ適切な避難勧告又は指示を行えるような基準及び伝達方法について避難計画を確立する。
- (ハ) 避難のための立ち退きの万全を図るため~~避難場所、~~経路及び心得等をあらかじめ市民に周知する。
- (ニ) 農業用排水施設等について危険箇所を調査し、危険箇所台帳を整備する。

イ 【県が実施する計画】

- (7) ~~がけ崩れ~~が発生するおそれのある箇所を調査し、必要に応じ急傾斜地崩壊危険区域に指定し、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為の規制を行うとともに、必要に応じてその所有者、管理者等に対して擁壁、排水施設、その他必要な防災工事を施すものなど改善処置をとることを勧告する。また、防止工事として所有者、管理者等が施工することが困難または不相当と認められるものについて、防止対策事業の推進を図る。（建設部）
- (イ) ~~がけ崩れ~~の発生により被害を受けるおそれのある箇所を調査し、調査結果を市町村に提供するとともに、必要に応じ土砂災害警戒区域等の指定を行う。（建設部）
- (ロ) 土砂災害危険箇所台帳等に基づき、緊急度の高いものから補強、改修工事を実施する。（農政部）

ウ 【関係機関が実施する計画】

農業用排水路等を管理する団体においては、災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、市町村に緊急連絡ができるようにする。

# 【新】

風水害対策編 第2章 災害予防計画

## エ 【市民が実施する計画】

日頃より危険箇所についての知識を深めるとともに指定緊急避難場所の確認をしておくものとする。

## 5 泥流対策

本市は、火山性の地層がかなり広く分布しており、泥流の発生しやすい地域では降雨による土砂災害が懸念される。

この対策として砂防ダム等の設置をはじめ被災を最小限にとどめるため、警戒避難体制の整備を積極的に推進する必要がある。

### 【資料7-5】砂防指定地（県防災計画分）

### (1) 現状と課題

本市は、横岳をはじめとする活火山を含め、火山により生成された軟弱な地盤地域（火山地域）が分布しており、それら泥流の発生しやすい地域では降雨による土砂災害が懸念される。

この対策として砂防えん堤等の整備をはじめ被災を最小限にとどめるため警戒避難体制の整備を積極的に推進する必要がある。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する計画】（企画総務部）

危険区域等について市民に周知するとともに警戒避難体制の確立を図る。

#### イ 【県が実施する計画】（建設部）

降雨等による火山の泥流対策として砂防設備の整備を進めるとともに監視システム及び警戒避難体制を整備する。

#### ウ 【市民が実施する計画】

危険区域等について知識を深めるとともに指定緊急避難場所を確認するものとする。

## 6 要配慮者関連施設が所在する土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等対策

### (1) 現状と課題

急峻な地形が多く、急流河川も多い本市では、土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等に立地している要配慮者利用施設がある。これらの地区については、要配慮者対策の観点から効果的かつ総合的な土砂災害対策の実施が必要である。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する計画】（企画総務部、健康福祉部）

防災マップ等の配布や研修会等の機会を通じて市民に対して土砂災害警戒区域等の周知を図っていく。

#### イ 【県が実施する計画】

(7) 土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等のうち、要配慮者利用施設が所在している箇所については、計画的な事業の推進を図るものとする。（建設部）

(4) 警戒避難体制の整備を図るため、土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、当該要配慮者

# 【旧】

風水害対策編 第2章 災害予防計画

## エ 【市民が実施する計画】

日頃より危険箇所についての知識を深めるとともに~~安全な~~避難場所の確認をしておく。

## 5 泥流対策

本市は、火山性の地層がかなり広く分布しており、泥流の発生しやすい地域では降雨による土砂災害が懸念される。

この対策として砂防ダム等の設置をはじめ被災を最小限にとどめるため、警戒避難体制の整備を積極的に推進する必要がある。

### 【資料7-5】砂防指定地（県防災計画分）

### (1) 現状と課題

本市は、横岳をはじめとする活火山を含め、火山により生成された軟弱な地盤地域（火山地域）が分布しており、それら泥流の発生しやすい地域では降雨による土砂災害が懸念される。

この対策として砂防えん堤等の整備をはじめ被災を最小限にとどめるため警戒避難体制の整備を積極的に推進する必要がある。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する計画】（企画総務部）

危険区域等について市民に周知するとともに警戒避難体制の確立を図る。

#### イ 【県が実施する計画】（建設部）

降雨等による火山の泥流対策として砂防設備の整備を進めるとともに監視システム及び警戒避難体制を整備する。

#### ウ 【市民が実施する計画】

危険区域等について知識を深めるとともに~~安全な~~避難場所を確認するものとする。

## 6 災害時要援護者関連施設が所在する土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等対策

### (1) 現状と課題

急峻な地形が多く、急流河川も多い本市では、土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等に立地している災害時要援護者関連施設がある。これらの地区については、災害時要援護者対策の観点から効果的かつ総合的な土砂災害対策の実施が必要である。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する計画】（企画総務部、健康福祉部）

防災マップや研修会等の機会を通じて市民に対して土砂災害警戒区域等の周知を図っていく。

#### イ 【県が実施する計画】

(7) 土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等のうち、災害時要援護者関連施設が所在している箇所については、計画的な事業の推進を図る。（建設部）

(4) 警戒避難体制の整備を図るため、土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、災害時要援護者関連施設及び市町村へ調査結果を通知する。

# 【新】

利用施設及び市町村へ調査結果を通知するものとする。

(危機管理部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会)

- (ウ) 市町村地域防災計画書への掲載及び要配慮者利用施設周辺の自主防災組織や近隣居住者等の協力を得た避難誘導・搬送体制の整備について、関係機関と調整を図り、その推進に努めるものとする。(危機管理部)
- (エ) 梅雨時期や台風時期前に、要配慮者利用施設管理者とともに、周辺の危険箇所のパトロールをおこない、周辺の状況を把握することに努めるものとする。(建設部)
- (オ) 要配慮者利用施設に対する災害の未然防止に配慮した農地地すべり防止事業を推進するものとする。(農政部)
- (カ) 要配慮者利用施設に対する農地の保全に関する地すべり危険箇所に関する情報を提供するものとする。(農政部)
- (キ) 要配慮者利用施設に隣接した山地災害危険地区等のうち緊急に対策を講じる必要のある箇所について、治山事業を推進するものとする。(林務部)
- (ク) 緊急点検調査結果の周知等 (林務部)
  - a 当該施設が所在する市町村への通知、市町村地域防災計画への掲載について助言をするものとする。
  - b 関係機関との連携・協力し、防災マップ等を利用して施設管理者等に土砂災害防止に関する情報の提供を行うものとする。
- (ケ) 土砂災害等が多発する出水期前等に施設に隣接した裏山等において山地の荒廃状況や治山施設等の状況を把握し、施設管理者等に通知するものとする。(林務部)

## 7 土砂災害警戒区域の対策

### (1) 現状と課題

本市の土砂災害警戒区域は、平成25年1月31日現在で420箇所の区域が土砂災害警戒区域に指定されている。また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は375箇所あり、区域内に住宅もある。

このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは市民への情報の提供に留意する必要がある。

### (2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(企画総務部、都市建設部)

- (7) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置を講ずるものとする。
  - a 建築基準法に基づく建築物の構造規制
  - b 勧告による移転または移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保
- (イ) 土砂災害警戒区域については、以下の処置を講ずるものとする。
  - a 区域ごとの情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な事項を記載した防災ガイドブックを作成し、それらを市民に周知する。
  - b 土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるように土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

イ 【県が実施する計画】(危機管理部、農政部、林務部、建設部)

- (7) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置を講ずる。
  - a 住宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
  - b 建築基準法に基づく建築物の構造規制

# 【旧】

(危機管理部、社会部、衛生部、農政部、林務部、建設部、教育委員会)

- (ウ) 市町村地域防災計画書への掲載及び災害時要援護者関連施設周辺の自主防災組織や近隣居住者等の協力を得た避難誘導・搬送体制の整備について、関係機関と調整を図り、その推進に努める。(危機管理部)
- (エ) 梅雨時期や台風時期前に、災害時要援護者関連施設管理者とともに、周辺の危険箇所のパトロールをおこない、周辺の状況を把握することに努める。(建設部)
- (オ) 災害時要援護者関連施設に対する災害の未然防止に配慮した農地地すべり防止事業を推進する。(農政部)
- (カ) 災害時要援護者関連施設に対する農地の保全に関する地すべり危険箇所に関する情報を提供する。(農政部)
- (キ) 治山事業の積極的な推進 (林務部)  
災害時要援護者関連施設に隣接した山地災害危険地区等のうち緊急に対策を講じる必要のある箇所について、治山事業を積極的に推進する。
- (ク) 緊急点検調査結果の周知等 (林務部)
  - a 当該施設が所在する市町村への通知、市町村地域防災計画への掲載について助言をする。
  - b 関係機関との連携・協力し、防災マップ等を利用して施設管理者等に土砂災害防止に関する情報の提供を積極的に行う。
- (ケ) 山地防災パトロール等の積極的実施 (林務部)  
土砂災害等が多発する出水期前等に施設に隣接した裏山等において山地の荒廃状況や治山施設等の状況を把握し、施設管理者等に通知する。

## 7 土砂災害警戒区域の対策

### (1) 現状と課題

本市の土砂災害警戒区域は、平成25年1月31日現在で420箇所の区域が土砂災害警戒区域に指定されている。また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は375箇所あり、区域内に住宅もある。

このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは市民への情報の提供に留意する必要がある。

### (2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(企画総務部、都市建設部)

- (7) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置を講ずるものとする。
  - a 建築基準法に基づく建築物の構造規制
  - b 勧告による移転または移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保
- (イ) 土砂災害警戒区域については、以下の処置を講ずるものとする。
  - a 区域ごとの情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な事項を記載した防災ガイドブックを作成し、それらを市民に周知する。
  - b 土砂災害警戒区域内に災害時要援護者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難体制が行われるように土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

イ 【県が実施する計画】(危機管理部、農政部、林務部、建設部)

- (7) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置を講ずる。
  - a 住宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
  - b 建築基準法に基づく建築物の構造規制

## 【新】

風水害対策編 第2章 災害予防計画

- c 勧告による移転者または移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保
- (i) 土砂災害警戒区域については、以下の措置を講ずる。
  - 区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な事項について市町村へ助言する。

## 【旧】

風水害対策編 第2章 災害予防計画

- c 勧告による移転者または移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保
- (i) 土砂災害警戒区域については、以下の措置を講ずる。
  - 区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な事項について市町村へ助言する。

# 【新】

風水害対策編 第2章 災害予防計画

## 第28節 河川施設等災害予防計画

### 第1 基本方針

取水時の破堤をはじめとする河川管理施設の災害は、多くの人命・財産を失うなど多大なる社会的影響を与えることから、新たな施設整備とともに、既存施設の日常的な整備・点検・維持管理を行い安全の確保に努める。

〔資料78〕河川の状況

### 第2 主な取り組み

- 過去の災害の実績、現況の流下能力、災害時の社会的影響などを勘案し優先度の高い箇所から改修等を実施する。
- 堤防や河道の土砂堆積の状況等を適宜把握し、洪水等に対する安全性を確保するよう維持的な対策を講ずる。
- 既存のダム施設等に関して定期的な点検を行い、施設の維持管理に努める。
- 出水時の的確な情報収集や情報提供に努める。
- 浸水想定区域の公表、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の情報伝達並びに避難体制の確保に努める。

### 第3 計画の内容

#### 1 河川施設災害予防

##### (1) 現状及び課題

河川改修や維持工事を鋭意進める一方、過去の災害の実績や堤防の状況等を勘案し、重要水防区域の指定や水位情報の提供など、効率的な水防活動や住民への注意を促すための対策を講じている。

##### (2) 実施計画

###### ア 【市が実施する計画】（都市建設部）

それぞれの施設整備計画により河川管理施設の整備を図る。

###### イ 【県が実施する計画】（建設部）

(ア) 国庫補助事業、県単独事業による河川改修事業を促進し、災害危険箇所の解消に努めるものとする。

(イ) ダム・堤防等の河川管理施設の状況や河道の土砂堆積状況を把握し、必要に応じて維持的な対策を講ずるものとする。

(ウ) 浸水想定区域や水位等、減災に資する情報を提供するものとする。

###### ウ 【関係機関が実施する計画】（地方整備局）

改善の必要性があると認められた施設について整備を図る。

# 【旧】

風水害対策編 第2章 災害予防計画

## 第28節 河川施設等災害予防計画

### 第1 基本方針

本市は広範囲にわたり、しかも急峻な地形ため中小河川が多く、風水害の発生に伴い破岸堤等につながるものが想定されるため、点検、整備等を行い安全の確保に努める。

〔資料78〕河川の状況

### 第2 主な取り組み

- 過去の災害の実績、現況の流下能力、災害時の社会的影響などを勘案し優先度の高い箇所から改修等を実施する。
- 堤防や河道の土砂堆積の状況等を適宜把握し、洪水等に対する安全性を確保するよう維持的な対策を講ずる。
- 既存のダム施設等に関して定期的な点検を行い、施設の維持管理に努める。
- 出水時の的確な情報収集や情報提供に努める。
- ~~市防災会議はじめ、関係管理者と協力体制を強化する。~~
- ~~浸水想定区域の公表（ハザード・マップの公表）、浸水想定区域内の災害時要援護者施設の情報伝達並びに避難体制の確保に努める。~~

### 第3 計画の内容

#### 1 河川施設災害予防

##### (1) 現状及び課題

~~過去の災害の実績や堤防の状況等を勘案し、特に注意を必要とする地域に重要水防区域を設定している。~~

~~風水害に強いまちを目指し、未改修河川の整備を図る。~~

##### (2) 実施計画

###### ア 【市が実施する計画】（都市建設部）

~~未改修河川については、市の実施計画により河川管理施設の改修整備を促進する。~~

###### イ 【県が実施する計画】

(ア) 国庫補助事業、県単独事業による河川改修事業を促進し、災害危険箇所の解消に努める。

(イ) ダム・堤防等の河川管理施設の状況や河道の土砂堆積状況を把握し、必要に応じて維持的な対策を講ずる。

(ウ) 浸水想定区域や水位等、減災に資する情報を提供する。

###### ウ 【関係機関が実施する計画】

改善の必要性があると認められた施設について整備を図る。

# 【新】

## 2 浸水想定区域内の災害予防

### (1) 現状及び課題

近年の全国の豪雨災害では低地などでの浸水被害が発生しているほか、高齢者や園児ら要配慮者が逃げ遅れて孤立するケースが発生しているため、洪水により相当な損害を生ずるおそれのある河川を指定し、浸水想定区域の公表を行っている。市は浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等の防災体制の確立を図る必要がある。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する計画】（企画総務部、健康福祉部）

(7) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等の名称・住所・管理者等及び施設に対する洪水予報等の伝達方法（FAX、メール、電話等）を定め、警戒避難体制の確立等防災体制の整備について指導する。

(4) 要配慮者利用施設及び大規模工場、自主防災組織等と連携を図り、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導に係る訓練を実施する。

#### イ 【県が実施する計画】（建設部）

(7) 浸水想定区域や水位等、減災に資する情報を提供する。

(4) 市町村に洪水予報等の伝達を行う。

#### ウ 【浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等の管理者等が実施する計画】

(7) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図るものとする。

(4) 浸水想定区域内の大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。

# 【旧】

## 2 浸水想定区域内の災害予防

### (1) 現状及び課題

近年の豪雨災害では浸水被害が相次いでいるほか、高齢者や園児ら災害時要援護者が逃げ遅れて孤立するケースが発生しているため、洪水により相当な損害を生ずるおそれのある河川を指定し、浸水想定区域の公表を行っている。また、市は浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設の防災体制の確立を図らなくてはならない。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する計画】（企画総務部、健康福祉部）

(7) 市長は、浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設等の名称・住所・管理者等及び施設に対する洪水予報等の伝達方法（FAX、メール、電話等）を地域防災計画に定め、警戒避難体制の確立等防災体制の整備について指導する。

(4) 災害時要援護者関連施設、自主防災組織等と連携をとり、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導に係る訓練を実施する。

#### イ 【県が実施する計画】（建設部）

(7) 浸水想定区域や水位等、減災に資する情報を提供する。

(4) 市町村に洪水予報等の伝達を行う。

#### ウ 【浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設等の管理者が実施する計画】

(7) 浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図るものとする。

(4) 浸水想定区域内にある地下街等の所有者又は管理者は、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、避難体制等の確立を図るものとする。

## 3 関係団体との協力体制の整備

### (1) 現状及び課題

河川施設等の災害に対応するためには、情報の収集等その管理者及び関係団体との協力体制が重要である。このため、関係機関との情報交換に努めるほか相互に協力し、災害防止体制の確立を図る。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する計画】（企画総務部）

気象情報、災害情報の伝達・収集のため通信体制と伝達系統を整備する。

# 【新】

風水害対策編 第2章 災害予防計画

## 第32節 防災知識普及計画

### 第1 基本方針

「自分の命は、自分で守る。」が防災の基本であり、市及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など市民が常日ごろから災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動を取ることができることが重要である。

また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、市民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。

しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。

そこで、市、県及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や、体系的な教育により市民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い市民の育成等地域の総合的な防災力の向上に務める。

### 第2 主な取組み

- 1 市民等に対する実践的な防災知識の普及・啓発活動を行う。
- 2 防災上重要な施設の管理者等に対して防災知識の普及を図る。
- 3 学校における実践的な防災教育を推進する。
- 4 地方公共団体の職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。
- 5 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を後世に伝えていく。

### 第3 計画の内容

- 1 市民等に対する防災知識の普及活動
  - (1) 現状及び課題  
災害発生時に、自らの安全を守るためにどのような行動が必要か、要配慮者に対しては、どのような配慮が必要かなど、災害発生時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い市民を育成することが、被害を最小限にとどめる上で重要である。  
現在も各種の研修、訓練、講演会等の取組みや、広報活動がなされているが、今後は、防災マップの作成・配布等、より実践的な活動が必要である。  
また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。
  - (2) 実施計画  
ア 【市が実施する計画】（企画総務部、市全部局）
    - (7) 市民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、市ホームページ、市民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。
      - a 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトイレットペーパー等の備蓄、非常持出品

# 【旧】

風水害対策編 第2章 災害予防計画

## 第32節 防災知識普及計画

### 第1 基本方針

~~自らの安全は、自らが守るの~~が防災の基本であり、県、市及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、市民が常日頃から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動を取ることができることが重要である。

また、広域かつ甚大な被害が予想される大地震に対処するためには、市民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。

しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは困難である。

そこで、市、県及び指定行政機関等は、体系的な教育により市民の自主防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い市民の育成、地域の総合的な防災力の向上に務める。

### 第2 主な取組み

- 1 市民等に対する実践的な防災知識の普及・啓発活動を行う。
- 2 防災上重要な施設の管理者等に対して、防災知識の普及を図る。
- 3 学校における実践的な防災教育を推進する。
- 4 地方公共団体の職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。

### 第3 計画の内容

- 1 市民等に対する防災知識の普及活動
  - (1) 現状及び課題  
災害発生時に、自らの安全を守るためにどのような行動が必要か、災害時要配慮者に対して、どのような配慮が必要かなど、災害発生時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い市民を育成することが、被害を最小限にとどめる上で重要である。  
現在も、各種の研修、訓練、講演会等の取組みや、広報活動がなされているが、今後は、防災マップの作成・配布等のより実践的な活動が必要である。  
また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。
  - (2) 実施計画  
ア 【市が実施する計画】（企画総務部、市全部局）
    - (7) 市民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、市ホームページ、市民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。
      - ~~㉑~~ 台風、集中豪雨、洪水、土砂災害、山地災害に関する一般的な知識
      - ~~㉒~~ 「自分の命は自分が守る」という「自助」の防災意識
      - ~~㉓~~ 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う 「共助」の防災意識

# 【新】

## （救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

b 飼い主による家庭動物の動向避難や避難所での飼養についての準備等の家庭で

### の予防・安全対策

c 台風、集中豪雨、洪水、土砂災害、山地災害に関する一般的な知識

d 「自分の命は自分が守る」という「自助」の防災意識

e 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識

f 災害時にとるべき行動に関する知識

g 正確な情報入手の方法

h 要配慮者に対する配慮

i 男女のニーズの違いに対する配慮

j 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

k 平素住民が実施しうる食料等の備蓄、出火防止等の対策の内容

l 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について

m 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて

n 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識

o 各地域における避難地及び避難路に関する知識

(イ) 防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等を作成配布し、徹底した情報提供を行う。

a 浸水想定区域については次の事項を記載した洪水ハザードマップを作成し、市民等へ配布する。また、ホームページ等での情報提供も行う。

(a) 避難の確保を図るため必要な事項

(b) 浸水想定区域内の地下街等

(c) 要配慮者が利用する施設で特に必要な施設の名称及び所在地

b 土砂災害警戒区域については次の事項を記載した防災マップを作成し、市民等へ配布する。また、ホームページ等での情報提供も行う。

(a) 土砂災害に関する情報の伝達方法

(b) 指定緊急避難場所及び指定避難所に関する事項

(c) その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項

c 山地災害危険地区等の山地災害に関する情報提供を行う。

(ウ) 自主防災組織における、防災マップ、地区防災カルテの作成を推進する。

(エ) 上記の防災マップ、地区別防災カルテの配布にあたっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定する。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知する。

(オ) 教育機関、民間団体等との機密な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。

(カ) 市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関

# 【旧】

~~e- 災害時にとるべき行動に関する知識~~

~~e- 正確な情報入手の方法~~

~~f- 災害時要援護者に対する配慮~~

~~g- 男女のニーズの違いに対する配慮~~

~~h- 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容~~

~~i- 平素住民が実施しうる食料等の備蓄、出火防止等の対策の内容~~

~~j- 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識~~

~~k- 各地域における避難地及び避難路に関する知識~~

(イ) 防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等を作成配布し、徹底した情報提供を行う。

a 浸水想定区域については次の事項を記載した洪水ハザードマップを作成し、市民等へ配布する。また、ホームページ等での情報提供も行う。

(a) 避難の確保を図るため必要な事項

(b) 浸水想定区域内の地下街等

(c) 災害時要援護者が利用する施設で特に必要な施設の名称及び所在地

b 土砂災害警戒区域については次の事項を記載した防災マップを作成し、市民等へ配布する。また、ホームページ等での情報提供も行う。

(a) 土砂災害に関する情報の伝達方法

(b) 避難地に関する事項

(c) その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項

c 山地災害危険地区等の山地災害に関する情報提供を行う。

(ウ) 自主防災組織における、防災マップ、地区防災カルテ等の作成を推進する。

(エ) 上記の防災マップ、地区別防災カルテの配布にあたっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定するものとする。

## ~~イ 【県が実施する計画】（全部局）~~

~~(ア) 県民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、県ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓蒙活動を行う。~~

~~a 台風、集中豪雨、洪水、土砂災害、山地災害に関する一般的な知識~~

~~b 「自分の命は自分が守る」という「自助」の防災意識~~

~~c 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識~~

~~d 災害時にとるべき行動に関する知識~~

~~e 正確な情報入手の方法~~

~~f 災害時要援護者に対する配慮~~

~~g 男女のニーズの違いに対する配慮~~

# 【新】

する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

## イ 【自主防災組織等が実施する計画】

地区別防災カルテ等は、自主防災組織等が作成に参画することが、きめ細かな防災情報を掲載するうえからも、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な災害対応といった観点からも望ましく、自主防災組織等においても、地区別防災カルテ等に参画する。

## ウ 【報道機関等が実施する計画】

報道機関等は、防災知識の普及啓発に努めるものとする。

## エ 【市民等が実施する計画】

各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家庭防災会議を定期的に開き、以下のような活動を通じて、防災意識を高めるものとする。

(ア) 避難路、避難所の確認

(イ) 発災時の連絡方法

(ウ) 幼児や高齢者の避難についての役割の確認

(エ) 災害用の非常持ち出し袋の内容、保管場所の確認

(オ) 備蓄食料の試食及び更新

(カ) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策

(キ) 地域の防災マップの作成

(ク) 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加

## オ 【企業等が実施する計画】

企業等においても、災害発生時に企業が果たす役割を踏まえたうえで、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努めるものとする。

## カ 【関係機関が実施する計画】

日本赤十字社長野県支部及び消防機関は、それぞれの普及計画に基づき、市民を対象に応急手当（救急法）の講習会を実施するものとする。

## 2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

### (1) 現状及び課題

危険物を使用する施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設、旅館・ホテル、駅、デパート等不特定多数の者が利用する施設の管理者の発災時の行動の適否は、非常に重要である。

したがって、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に

# 【旧】

~~ハ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容~~

~~ニ 平素住民が実施しうる食料等の備蓄、出火防止等の対策の内容~~

~~ホ 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について~~

~~(4) 避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、市町村が行う印刷物（ハザードマップ等）の作成配布について協力する。~~

~~(5) 企業等に対しても、地域社会の一員として研修会、講演会等への参加を呼びかける。~~

## ウ 【自主防災組織等が実施する計画】

地区別防災カルテ等は、自主防災組織等が作成に参画することにより、きめ細かな防災情報を掲載するうえからも、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な災害対応といった観点からも望ましいので、防災カルテ、防災マップ等の作成に協力する。

## エ 【報道機関等が実施する計画】

報道機関等は、防災知識の普及啓発に努める。

## オ 【市民等が実施する計画】

各種防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的な参加及び家庭防災会議を定期的

に開き、以下のような活動を通じて防災意識を高める。

(ア) 避難路、避難所の確認

(イ) 発災時の連絡方法

(ウ) 幼児や高齢者の避難についての役割の確認

(エ) 災害用の非常持ち出し袋の内容、保管場所の確認

(オ) 備蓄食料の更新

(カ) 負傷の防止や避難路確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策

## カ 【企業等が実施する計画】

企業等においても、災害発生時に企業が果たす役割を踏まえたうえで、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努める。

## 2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

### (1) 現状及び課題

危険物を使用する施設、病院及び社会福祉施設等の災害時要援護者を収容している施設、旅館・ホテル、駅、デパート等不特定多数の者が利用する施設の管理者の発災時の行動の適否は、非常に重要である。

したがって、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に

# 【新】

行っていく必要がある。

## (2) 実施計画

### ア 【市が実施する計画】（市全部局）

市が管理している防災上重要な施設については、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。

### イ 【県が実施する計画】

防災上重要な各施設の指導部局は、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行うものとする。

### ウ 【防災上重要な施設の管理者等が実施する計画】

防災上重要な施設の管理者等は、発災時に適切な行動がとれるよう各種の防災訓練、防災に関する研修、講演会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても防災訓練を実施するものとする。

## 3 学校等における防災教育の推進

### (1) 現状及び課題

小学校、中学校、高等学校、保育園及び幼稚園（以下この節において「学校等」という）において、幼児及び児童生徒（以下この節では「児童生徒等」という）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い市民を育成するうえで重要である。

そのため、体系的な防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行ったうえで、学校等における防災訓練等をより実践的なものにするとともに、学級活動等とおして、防災教育を推進する。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する計画】（教育委員会）

(ア) 学校等においては、大規模な災害にも対処出来るように、消防署、その他関係機関と連携したより実践的な防災訓練の実施に努める。

(イ) 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して、以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。

- a 防災知識一般
- b 避難の際の留意事項
- c 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法
- d 具体的な危険箇所

# 【旧】

行っていく必要がある。

## (2) 実施計画

### ア 【市が実施する計画】（市全部局）

市が管理している防災上重要な施設については、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、災害時要援護者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。

### イ 【県が実施する計画】

防災上重要な各施設の指導部局は、その管理者等に対して発災時における行動のしかた、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、災害時要援護者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。

### ウ 【防災上重要な施設の管理者等が実施する計画】

防災上重要な施設の管理者等は、発災時に適切な行動がとれるよう各種の防災訓練、防災に関する研修、講演会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても防災訓練を実施する。

## 3 学校等における防災教育の推進

### (1) 現状及び課題

小学校、中学校、高等学校、保育園及び幼稚園（以下この節において「学校等」という）において、幼児及び児童生徒（以下この節では「児童生徒等」という）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い市民を育成するうえで重要である。

そのため、学校等における防災訓練等をより実践的なものにする<sup>1</sup>とともに、学級活動等をとおして、防災教育を推進する。

### (2) 実施計画

#### ア 【市及び県が実施する計画】（教育委員会、健康福祉部）

(ア) 学校等においては、大規模な災害にも対処出来るように、消防署、その他関係機関と連携したより実践的な防災訓練の実施に努める。

(イ) 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して、以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。

- a 防災知識一般
- b 避難の際の留意事項
- c 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法
- d 具体的な危険箇所
- e 災害時要援護者に対する配慮

# 【新】

e 要配慮者に対する配慮

(ウ) 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。

## 4 市職員に対する防災知識の普及

### (1) 現状及び課題

防災関係の業務に従事した経験のない職員の防災知識は、必ずしも十分とは言えない。そこで、防災関係の職員はもちろん、それ以外の職員に対しても防災知識の普及を図っていく。

### (2) 実施計画

#### 【市が実施する計画】（市全部局）

市は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係以外の職員に対しても次の事項について防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。

ア 自然災害に関する一般的な知識

イ 自然災害が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

ウ 職員等が果たすべき役割

エ 自然災害対策として現在講じられている対策に関する知識

オ 今後自然災害対策として取り組む必要のある課題

カ 災害時の職員行動マニュアルの作成及び配布

## 5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承

### (1) 現状及び課題

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていく必要がある。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する計画】（企画総務部）

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

#### イ 【市民が実施する計画】

市民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

# 【旧】

(ウ) 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。

## 4 市職員に対する防災知識の普及

### (1) 現状及び課題

防災関係の業務に従事した経験のない職員の防災知識は、必ずしも十分とは言えない。そこで、防災関係の職員はもちろん、それ以外の職員に対しても、防災知識の普及を図っていく。

### (2) 実施計画

#### ア 【市及び県が実施する計画】（市全部局）

各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係以外の職員に対しても次の事項について防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。

#### ○ 内容

・自然災害に関する一般的な知識

・自然災害が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

・職員等が果たすべき役割

・自然災害対策として現在講じられている対策に関する知識

・今後自然災害対策として取り組む必要のある課題

#### ○ 災害時の職員行動マニュアルの作成及び配布

# 【新】

## 第33節 防災訓練計画

### 第1 基本方針

災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害発生時に適切な行動を行うことが必要であるが、災害発生時における行動を経験から学ぶことは、困難である。

そこで、災害時の具体的な状況を想定した、日ごろからの訓練が重要である。

また、災害時の状況を想定した訓練は、市民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び市民との協力体制の確立等の効果も期待できる。

市及び防災関係機関は、災害発生時における行動の確認、関係機関及び市民、企業等との協調体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。

### 第2 主な取組み

- 1 年1回以上防災訓練を実施し、防災関係機関と連携した各種訓練を実施する。
- 2 実践的な訓練にするため訓練内容について配慮し、訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる。

### 第3 計画の内容

#### 1 防災訓練の種別及び実施時期

##### (1) 現状および課題

現在、防災週間（8月30日～9月5日）に併せて総合防災訓練を実施し、この訓練日を「茅野市防災の日」と位置づけ、防災意識の高揚を図っています。

さらに今後は、訓練内容をより実践的で充実したものとしていく必要があります。

##### (2) 実施計画

###### ア 総合防災訓練

市は、県、各防災関係機関、市民、企業、その他関係団体の参加・協力を得て相互の協調体制の強化を目的として、大規模な災害を想定した総合防災訓練を実施する。

###### (ア) 実施期間

毎年9月1日（防災の日）前後に実施する。

###### (イ) 実施場所

訓練効果を考慮し、防災拠点施設となる運動公園及び市内中学校を中心に全市的に実施する。

###### (ウ) 実施方法

毎年作成する「市総合防災訓練実施要綱」に基づき実施する。

###### イ その他の訓練

下記の訓練については、総合防災訓練で実施する他にも必要に応じて、関係機関と連携して、別途実施する。

# 【旧】

## 第33節 防災訓練計画

### 第1 基本方針

災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害発生時に適切な行動を行うことが必要であるが、災害発生時における行動を経験から学ぶことは困難である。そこで、災害発生時の具体的な状況を想定した日ごろからの訓練が重要である。

また、災害発生時の状況を想定した訓練は、市民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び市民との協力体制の確立等の効果も期待できる。県、市、防災関係機関は、災害発生時における行動の確認、関係機関及び市民、企業等との強調体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。

### 第2 主な取組み

- 1 年1回以上、防災訓練を実施し、防災関係機関と連携した各種訓練を実施する。
- 2 実践的な訓練にするため訓練内容について配慮し、訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる。

### 第3 計画の内容

#### 1 防災訓練の種別及び実施時期

##### (1) 現状および課題

現在、防災週間中（8月30日～9月5日）に総合防災訓練を実施している。今後は、訓練内容をより実践的で充実したものとしていく必要がある。

##### (2) 実施計画

###### ア 【市が実施する計画】（企画総務部、市全部局）

###### ○総合防災訓練

市は、県、各防災関係機関、市民、企業、その他関係団体の協力を得て防災訓練を実施する。訓練は、おおむね下記のとおりとし、災害発生の原因により訓練種目と重点事項を定めてできるだけ全種目を実施する。

###### (ア) 実施期間

防災週間中（8月30日～9月5日）に総合防災訓練を実施する。

###### (イ) 実施場所

訓練効果を考慮し、市内を順次巡回して実施する。

###### (ウ) 実施方法

毎年作成する市総合防災訓練実施要綱に基づき、大規模災害を想定した総合防災訓練を実施する。

###### (エ) 訓練種目

給水訓練

救護訓練

防疫訓練

# 【新】

- (ア) 水防訓練  
市及び水防管理者は、水防団等の協力を得て、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、独自に、又は共同して水防訓練を実施するほか、水系別に水防演習を行う。
- (イ) 消防訓練  
消防関係機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防衛訓練、救助・避難誘導訓練等を実施するほか、必要に応じて他の関連した訓練と合わせて行う。
- (ウ) 災害救助訓練  
市及び災害救助実施機関は、救助、救護を円滑に遂行するため必要に応じて独自に、又は関係機関と共同してあらかじめ災害の想定を行い、医療救護・人命救助、炊き出し等の訓練を行う。
- (エ) 通信訓練  
市及び防災関係機関は、災害時に円滑な関係機関間の通信が行えるよう、市防災行政無線、消防無線及び水道用業務無線等により、あらかじめ作成された想定により遠隔地からの情報伝達訓練及び防災相互波による感度交換訓練等を行う。
- (オ) 避難訓練  
市及び警察等避難訓練実施機関は、災害時における避難指示、避難勧告、避難準備情報の迅速化及び円滑化を図るため、地域住民の協力を得て、災害のおそれのある地域間の住民及び病院、集会場等の建造物内の人命保護を目的として避難訓練を実施する。
- (カ) 非常招集訓練及び本部の設置運営訓練  
市は、災害時における職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化及び円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。  
非常参集訓練については、抜き打ち的に実施する。
- (キ) 情報収集及び伝達訓練  
市は、災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により情報の収集及び伝達に関する訓練を実施する。  
また、非常参集時には通信が途絶する可能性もあることから、これを想定した訓練を実施する。
- (ク) 警備及び交通規制訓練  
警察は、災害時における警備活動及び交通規制が的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により警備及び交通規制訓練を実施する。
- (ケ) 広域防災訓練  
市は、広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防

# 【旧】

- ~~避難訓練~~  
~~水防訓練~~  
~~消防訓練~~  
~~通信通報訓練~~  
~~ライフライン復旧訓練~~  
~~応急復旧訓練~~  
~~炊き出し訓練~~  
~~その他必要と認められる訓練~~
- その他の訓練  
総合防災訓練以外に別に実施することが必要な訓練
- (ア) 水防訓練  
毎年出水期前に1回以上、水防計画に基づき、諏訪建設事務所長と協議の上実施する。実施要領については、水防管理者がその都度定める。
- (イ) 消防訓練  
~~Ⓐ 教養訓練~~  
毎年1回以上消防業務に従事する職員（消防本部・消防署・市消防団）を対象に茅野警察署、日赤奉仕団等の関係する機関及び団体の協力を得て関係法令、消防戦術、救護等について実地訓練にあわせて教養訓練を実施する。  
~~Ⓑ 火災防衛訓練~~  
消防本部、消防署、消防団、一般市民、日赤奉仕団、茅野警察その他関係団体の参加及び協力を得て毎年1回以上、出動訓練及び火災防衛訓練を行う。  
~~Ⓒ 消防換気技術訓練~~  
消防本部、消防署、消防団、自衛消防組織の参加を得て、これら消防関係職員等の消防技術の向上をはかるため、毎年1回以上各都ごとに技術訓練を行う。
- (ウ) 災害救助訓練  
市及び災害救助実施訓練は、救助、援護を円滑に遂行するために必要に応じて独自に、又は関係機関と共同してあらかじめ被害の想定を行い、医療救護・人命救助、炊き出し等の訓練を行う。
- (エ) 通信訓練  
市は、災害時における関係機関の通信の円滑化を図るため、茅野市防災行政無線、消防無線、水道用業務無線及びMCA無線によりあらかじめ作成された想定により遠隔地からの送受信感度交換訓練等を行う。
- ~~(オ) ライフライン復旧訓練（電気、ガス、電話、上下水道）~~  
災害発生時のライフラインの復旧は市民生活の上で最も優先すべきことであるため市及び関係機関が一体となって迅速な復旧のための訓練を行う。
- (カ) 避難訓練  
市及び避難実施機関は、災害時における避難勧告、避難のための立ち退き等

# 【新】

災訓練を実施する。

## (ロ) 複合災害を想定した訓練の実施

市は、地域特性に応じた複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）を想定した机上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

## ウ 訓練参加等

(7) 市民、自主防災組織及び企業等は、独自に、又は共同して各種訓練を実施するとともに、市、県等が実施する各種の訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

(イ) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。

# 【旧】

迅速及び円滑化を図るため、市民の協力を得て、災害のおそれのある市民及び病院、集会場等の建造物内の人命の保護を目的として実施し、学校・病院・社会福祉施設の管理者に対しては、児童、生徒収用者等の人命を保護するための避難訓練に重点をおくと共に指定避難所等で避難所設置運営訓練を実施する。

## ~~ア 市が行うもの~~

~~災害発生時における避難勧告、避難のための立ち退き等の円滑化と迅速、確実化を図るため、市が中心となり警察官その他関係機関が参加し、適当と認める地域の居住者、滞在者、その他の者の協力を求め、避難訓練を行う。~~

## ~~イ 防火管理者等が行うもの~~

~~学校・病院・工場・事業所、その他消防法第8条に規定する防火対象物の管理者は、避難訓練を行い、常に生命身体を災害から保護するよう務める。~~

(キ) 非常招集訓練及び本部の設置運営訓練  
防災業務に従事する職員の非常招集は、特に迅速確実でなければならないので毎年1回退任後における職員の非常招集訓練を実施する。

~~併せて、災害対策本部の設置運営訓練を実施する。~~

(ク) 情報収集及び伝達訓練

災害時における情報収集及び伝達活動が迅速かつ確に実施されるようあらかじめ作成された想定により情報の収集及び伝達に関する訓練を実施する。

(ケ) 警備及び交通規制訓練

あらかじめ作成された想定により警備及び交通規制訓練を実施する。

(コ) 広域防災訓練

応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行できかつ、協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施する。

~~(カ) 気象予警報伝達訓練~~

~~(キ) 給食、給水訓練~~

~~(ク) 救助物資器材調達訓練~~

~~(ケ) 防疫訓練~~

~~上記(カ)～(ク)の訓練は、災害時に迅速で円滑な行動ができるよう実施する。~~

~~(ク) 防災図上訓練~~

~~災害時における資材、活動力等の整備体制を事前に確認し、整備する目的を持って実施する。~~

## ~~イ 【県が実施する計画】~~

~~県は、市町村との共催による実働型の総合防災訓練と、図上訓練を中心とした県地震総合防災訓練を実施するとともに、市町村等が実施する訓練について指導、助言及び協力をする。~~

# 【新】

## 2 実践的な訓練の実施と事後評価

### (1) 現状および課題

訓練実施にあたっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をするとともに次回以降の訓練の参考とするため訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる必要がある。

### (2) 実施計画

【市及び訓練実施機関において実施する計画】（企画総務部、市全部局）

#### ア 実践的な訓練の実施

a 訓練の実施機関は、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、避難行動要支援者に対する配慮を訓練に取り入れる等、あらかじめ設定した訓練効果を得られるように訓練参加者、使用する器材等及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断が求められ、発災時における行動のシミュレーションとしての効果をもつ実践的なものとなるよう工夫する。この際各機関は、救援活動等の連携強化に留意する。

また、災害対策業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

b 学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等の地域に関係する多様な主体とも連携した訓練となるよう努める。

c 避難行動要支援者避難個別支援計画（おたがいさマップ）による防災訓練を実施し、地域の支え合う力を常に発揮できるよう努める。

#### イ 訓練の事後評価

訓練の実施機関は、訓練の実施後に評価を行い、防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて改善を行う。

# 【旧】

### ~~ウ 【市民が実施する計画】~~

市民は、県及び市、関係機関等が実施する訓練に積極的に参加するよう務める。

### ~~エ 【企業等が実施する計画】~~

企業等においても防災訓練を実施するとともに、各種訓練に積極的に参加するよう務めるものとする。

## 2 実践的な訓練の実施と事後評価

### (1) 現状および課題

訓練実施にあたっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をするとともに、次回以降の訓練の参考とするため、訓練実施後には訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる必要がある。

### (2) 実施計画

ア 【市及び訓練実施機関において実施する計画】（企画総務部、市全部局）

#### (ア) 実践的な訓練の実施

a 訓練の実施機関は、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、訓練の実施時間を工夫する、災害時要援護者に対する配慮を訓練に取り入れる等、あらかじめ設定した訓練効果を得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断が求められ、発災時における行動のシミュレーションとしての効果をもつ実践的な訓練とする。また、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等とも連携した訓練となるよう務める。

b 災害時要援護者避難個別支援計画（おたがいさマップ）による防災訓練を実施し地域の支え合う力を常に発揮できるよう努める。

#### (イ) 訓練の事後評価

訓練の実施機関は、訓練の実施後に評価を行い、防災体制の課題を明確にして、必要に応じて改善を行う。

# 【新】

## 第34節 災害復旧・復興への備え

### 第1 基本方針

災害廃棄物の発生を抑制するため、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の充実に努める。  
また、災害発生後円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平常時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制、災害復旧用資材の供給体制及び罹災証明書の発行体制を整備する。

### 第2 主な取組み

- 1 災害廃棄物の発生への対応体制を整備する。
- 2 復興のためのデータを保存し、バックアップ体制を整備する。
- 3 災害復旧用資材の供給体制の整備を行う。
- 4 罹災証明書の発行体制の整備を行う。

### 第3 計画の内容

- 1 災害廃棄物の発生への対応
  - (1) 【市が実施する計画】
    - ア 大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の充実に努める。  
また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性確保を図る。
    - イ 仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。
  - (2) 【県が実施する計画】(建設部、環境部)
    - ア 県内市町村及び他都道府県と連携し、大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の充実に努めるものとする。
    - イ 災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定するものとする。
- 2 データの保存及びバックアップ
  - (1) 現状および課題  
災害からの復興には、戸籍、住民基本台帳、地籍、建物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面等のデータが必要となる。  
これらのデータが、災害により消失しないように、また、消失した場合もバックアップが可能な体制の整備を行う必要がある。
  - (2) 実施計画
    - ア 【市が実施する計画】(市全部局)  
あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。  
また、市で保管している公図等の写しの被災を回避するための手段を講じる。
    - イ 【県が実施する計画】  
県は、円滑な災害復旧を図るため、部局ごとに、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

# 【旧】

## 第34節 災害復旧・復興への備え

### 第1 基本方針

災害廃棄物の発生を抑制するため、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の充実に努める。  
また、災害発生後円滑で迅速な復興活動を行うために、平常時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制を整備する。  
なお、災害復旧用資材の供給体制の整備を図ることも、円滑で迅速な復興活動のためには重要である。

### 第2 主な取組み

- 1 災害廃棄物の発生への対応体制を整備する。
- 2 復興のためのデータを保存し、バックアップ体制を整備する。
- 3 災害復旧用資材の備蓄及び供給体制の整備を行う。

### 第3 計画の内容

- 1 災害廃棄物の発生への対応
  - (1) 【市が実施する計画】
    - ア 地震発生による災害廃棄物を抑制するため、建築物の耐震化に努めることとする。
    - イ 大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の充実に努めることとする。
  - (2) 【県が実施する計画】(建設部、環境部)
    - ア 地震発生による災害廃棄物を抑制するため、建築物の耐震化に努める。
    - イ 県内市町村及び他都道府県と連携し、大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の充実に努めることとする。
- 2 データの保存及びバックアップ
  - (1) 現状および課題  
災害からの復興には、戸籍、住民基本台帳、地籍、建物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面等のデータが必要となる。  
これらのデータが、災害により消失しないように、また、消失した場合もバックアップが可能な体制の整備を行う必要がある。
  - (2) 実施計画
    - ア 【市が実施する計画】(市全部局)  
あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。  
また、市で保管している公図等の写しの被災を回避するための手段を講じる。
    - イ 【県が実施する計画】  
県は、円滑な災害復旧を図るため、部局ごとに、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

# 【新】

するよう努める。

ウ 【関係機関が実施する計画】

関係機関においても、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

3 災害復旧用資材の供給体制の整備

(1) 現状及び課題

災害発生後の復興のためには、木材を安定的に供給する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(産業経済部)

諏訪森林組合等と連携して、災害時における木材の供給体制の確立に努める。

イ 【県が実施する計画】(林務部)

県は、中部森林管理局及び長野県森林組合連合会等木材関係団体と木材 供給体制の整備を図る。

4 罹災証明書の発行体制の整備

(1) 現状及び課題

罹災証明書の交付が遅滞なく行われるような実施体制の整備を行う必要がある。

(2) 実施計画

【市が実施する計画】(市民環境部)

災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

# 【旧】

ウ 【関係機関が実施する計画】

関係機関においても、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

3 災害復旧用資材の備蓄及び供給体制の整備

(1) 現状及び課題

災害発生後の復興のためには、木材を安定的に供給する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(産業経済部)

諏訪森林組合等と連携して、災害時における木材の供給体制の確立に努める。

イ 【県が実施する計画】(林務部)

県は、中部森林管理局及び長野県森林組合連合会等木材関係団体と木材 供給体制の整備を図る。

## 第35節 自主防災組織等の育成に関する計画

## 第1 基本計画

災害発生時に、被害の防止又は、軽減のために、市民の自主的な防災活動が自治体や防災関係機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や、初期消火、要配慮者に対する対応における役割は非常に重要である。

地域における自主防災組織の組織的な活動により、出火防止や、初期消火、要配慮者に対する対応等が期待される。

また、自主防災組織の日常の活動を通じて地域の連帯感の強化が期待される等、自主防災組織が今日的な社会環境の中で果たす役割は大きなものとなっている。

今後、積極的に自主防災組織の強化育成を図っていくものとする。

## 第2 主な取組み

- 1 自主防災組織を担う人材の募集・育成
- 2 平常時、発災時の自主防災組織の活動内容の点検及び充実強化を図る。
- 3 自主防災組織の活動環境を整備し、活動の場を確保する。
- 4 リーダーに対する研修等の組織を活性化するための対策を講ずる。
- 5 防災組織相互の応援体制の確立のための指導を行う。

## 第3 計画の内容

1 自主防災組織リーダーの育成

地域防災力の維持・向上のためには、地域防災を担う人材の募集・育成が不可欠となります。

また、自主防災組織の活動を担う人材とりわけリーダーは、自らが防災に関する基本的な知識や技術を身につけるとともに、平常時には地域の安全点検、防災知識の普及、防災資機材の整備、危険が予想される箇所や要配慮者の把握、防災訓練の指導等を行い、日頃から住民の防災意識を高めることに努める必要があります。また、災害発生時には自主防災組織を適切に指導し、率先して行動することが求められることから、リーダーの育成は非常に重要となります。

○ リーダーの要件

- ・ 防災に関心が高い（災害対策の経験があればなお良い）
  - ・ 行動力がある
  - ・ 地域において人望が厚い
  - ・ 自己中心的でなく、地域住民全体のために考えられる
  - ・ 多数意見を取りまとめ、また、少数意見を尊重できる
- （災害発生直後の混乱した状況での要件）
- ・ 非常時の現場の状況ととりしきる力がある
  - ・ 他人に声をかけ、活動に参加させる力がある
  - ・ 消火、救助、避難誘導、安否確認などに関する知識や知恵がある

## 第35節 自主防災組織等の育成に関する計画

## 第1 基本計画

災害発生時に、被害の防止または、軽減のために、市民の自主的な防災活動が自治体や防災関係機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や、初期消火、災害時要援護者に対する対応における役割は非常に重要である。

地域における自主防災組織の日常の活動を通じて地域の連帯感の強化が期待される等、自主防災組織が、今日的な社会環境の中で果たす役割は大きなものとなっている。

今後、積極的に自主防災組織の強化育成を図っていくものとする。

## 第2 主な取組み

- 1 ~~組織化が遅れている地区を中心に組織化を推進する。~~
- 2 平常時、発災時の自主防災組織の活動内容の点検及び充実強化を図る。
- 3 自主防災組織の活動環境を整備し、活動の場を確保する。
- 4 リーダーに対する研修等組織を活性化するための対策を講ずる。
- 5 防災組織相互の応援体制の確立のための指導を行う。

## 第3 計画の内容

1 ~~地域住民等の自主防災組織の育成~~(1) ~~現状および課題~~

~~現在組織化が遅れている地区に対しては、組織化の促進、自主防災意識の醸成を図っていくことが今後の課題である。~~

~~また、学校、病院等の施設や事業所においても自主防災組織の組織化を促進する必要がある。~~

〔資料8-0〕自主防災組織の状況(2) ~~実施計画~~ア ~~【市が実施する計画】（企画総務部）~~

~~市は、自主防災組織が未結成の地域に対しては、防災知識の普及啓発活動と合わせて組織の結成への働きかけを行うとともに、平日の昼間に地域の防災活動の中心となることが期待される地元事業者、農業者、主婦等及び事業所等に対しても防火管理者を主体にした防災組織の結成を図るものとする。~~

~~(7) 自主防災組織は全市域を対象とし、行政区・自治会を単位として組織化を図る。~~

~~(4) 自主防災組織の備品整備に対して、補助金を交付する。~~

イ ~~【県が実施する計画】（危機管理部）~~

~~市町村等が行う組織結成の取組みに対する指導助言を行う。~~

2 ~~自主防災組織の活動内容~~

# 【新】

## 2 日常における自主防災組織の活動

日常の活動としては、災害時に効果的な活動ができるよう、訓練、備蓄等の必要な災害への備えを行うものとする。そして、地域住民が防災に関する正しい知識を共有し、各家庭で災害に備え、自主防災組織の活動への積極的な参加を促すものとする。

なお、活動の実施にあたっては、「日常の活動がいざというときに役立つ」という実効性にに基づき、防災をはじめとする地域の安心・安全な暮らしを守るための活動を、自分たちの日常生活の中にとどのよう組み込めるのかを念頭に置きながら活動を計画し、継続的に取り組むものとする。

### (1) 防災知識の広報・啓発

#### a 地域ぐるみでの防災意識の育成

地域住民が防災に関する知識を習得できるよう、次のような普及・啓発に取り組むこととする。

- (a) あらゆる会合の機会をとらえ、できるだけ話し合う機会を増やす。
- (b) 地域の行事やイベントの中で、防災を意識づける機会づくり。
- (c) 防災講演会や研修への参加。
- (d) 地域防災計画等の内容を十分理解するため、市から説明を受け、協議する機会を設ける。
- (e) 災害の発生した現地を視察して、被害状況やよりよい対応方策を考える。
- (f) 地域における過去の災害事例、災害体験をまとめた広報紙の作成。
- (g) 防災知識に関するチラシやパンフレットの作成や配布。

#### b 家庭内の安全対策

阪神・淡路大震災では亡くなった方（神戸市内）の8割以上は家屋の倒壊によるもので、ケガをした方の半数近くは家具の転倒によるものでした。また発災直後は、道路の損壊や交通渋滞により、食糧や飲料水等の救援物資が十分に行き渡らない避難所があったことから、各家庭における普段からの備えは非常に重要となるため、次のような具体的な安全対策に取り組むものとする。

- (a) 耐震診断等の建物の安全策
- (b) 家具等の転倒・落下防止
- (c) 防災用品、食糧・飲料水等、物資の事前準備
- (d) 住宅用火災警報器の設置促進、初期消火等、住宅防火対策

### (2) 地域の災害危険の把握

地域の災害危険箇所を把握し、想定される被害や防災拠点等とあわせて、「防災マップ」や「防災カルテ」としてまとめておくと、実際の災害時に大いに役立つほか、地域住民とともに作成することによって、地域の防災意識の向上にも効果が期待されるため、次のような視点から取り組むこととする。

- a 地域内の危険物集積地域、延焼拡大危険地域、土砂災害危険区域、ブロック塀の安全度等の事態把握を行う。
- b 地域の実態に即した消防活動、要配慮者に配慮した避難誘導等の対応策について十分理解しておく。
- c 地域内の消火栓や防火貯水槽等の消防水利の所在を確認するとともに、消火用の水利として古井戸、小川等の活用も検討しておく。
- d 地域の災害履歴や、災害に関する伝承等を知ることにより、予防・応急活動に効果的に活用していく。
- e 市が作成した「ハザードマップ」（防災ガイドブック）を活用し、災害に応じた危険箇所を把握しておく。

# 【旧】

## (1) 平常時の活動

- ア 災害に対する日ごろの備えや、発災時の的確な行動等防災知識の普及
- イ 情報の収集及び伝達、防災資機材を利用した初期消火、避難、救出・救護等の防災訓練の実施
- ウ 地域の安全点検に基づく防災カルテの作成、配布
- エ 災害時要援護者に関する情報の収集（プライバシーに対する配慮が必要）
- オ 防災資機材の確認及び整備・点検

## (2) 発災時の活動

- ア 情報の収集及び伝達
- イ 出火防止、初期消火
- ウ 避難誘導活動
- エ 救出救護の実施及び協力
- オ 炊き出し等の給食給水活動

## 3 活動環境の整備

### (1) 現状および課題

現在、自主防災組織の活動環境の整備に関しては、組織が設立した地域に対して、防災用品を貸与し助成措置を講じている。

自主防災組織がより有効な活動をするためには、これらの制度を有効に活用して、その活動環境の整備の推進を図っていくことが求められる。

### (2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（企画総務部）

市は、防災資機材整備補助金制度の活用推進により、自主防災組織の資機材の整備を進めていくとともに、自主防災組織が活動する場を確保するため、既存の施設を活用し、防災活動の拠点としての整備を進める。

〔資料 8-1〕茅野市自主防災組織防災資機材整備事業補助金

イ【県が実施する計画】

県は市町村が行う防災活動拠点の整備資機材の整備に対する助成措置等について周知し、その整備の促進を図る。

## 4 組織の活性化

### (1) 現状および課題

災害発生時に活発に行動ができる自主防災組織にするためには、組織をいかに活性化していくかが課題となる。組織の活性化を図るため、リーダーに対する教育、研修等を実施するとともに、青年や女性の組織への参加が求められている。

# 【新】

## (3) 防災訓練

自主防災活動の核となる防災訓練は、自主防災組織の防災計画に基づき実施し、次のような点に留意することとする。

- a 正しい知識、技術を習得するために、消防機関等の指導を受ける。
- b 訓練終了後に、訓練内容を見直して必要な改善を行う。
- c 地域内の事業所等の自衛消防組織、さらには近隣の自主防災組織とも共同して防災訓練を行う。
- d 特定の災害だけでなく、地域の実状に即した訓練内容とする。
- e 要配慮者にも配慮した効果的な訓練内容とする。
- f 市や消防機関等が主催する総合防災訓練には積極的に参加する。
- g 短時間でも訓練を行えるよう、実施方法等を工夫する。
- h 固定観念にとらわれず、応用動作ができるようにする。
- i 訓練にあたっては、事故防止に努める。
- j 訓練の実施を市などに届け出ることとなっている場合は、忘れずに届け出る。

## (4) 家庭の安全点検

普段からの点検整備は自主的に各家庭において行うべきであるが、自主防災組織としては「点検の日」を設定し、各家庭で一斉に点検するよう指導、推奨することとします。火災による被害から命を守るため、住宅用火災警報器の設置についての指導を実施することとします。

また、建物等の点検を行う際は、建築関係の専門家の指導を受けられるよう、市に対して協力を求めることとします。主に次のような対策を講じておくこととします。

- a 火気使用設備器具等の点検
- b 危険物品等の点検
- c 木造建物の点検
- d 家具等の転倒・落下防止の点検

## (5) 防災資機材等の整備

自主防災組織が情報収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、給食・給水等の役割を果たすためには、それぞれの役割に必要な資機材等を備えておかなければならない。その場合、自分の地域に何があるのかを確認し、不足しているもの、新たに必要とされるものがあれば計画的に整備し、いざというときに使用できるよう、日頃から、点検と取扱い方法の習熟に努めることとする。

また、自主防災組織としては、自ら防災資機材の整備を進めるだけでなく、次のような点にも留意することとする。

- a 各家庭に、消火器（地震時に転倒しても使用可能な粉末消火器、強化液消火器等）、汲置の水バケツ、消火用水または乾燥砂等を備えるよう指導、推奨する。
- b 応急手当用医薬品については、できれば地域内の病院、薬局等に対して、災害時には医薬品の提供が得られるよう協議しておく。
- c 救急救命用資機材として、AED（自動体外式除細動器）の設置箇所等を把握しておく。
- d 救助用の大型工作資機材については、地域内の土木、建設会社等に対して、災害時に機材の貸与が得られるよう協議しておく。
- e 訓練用の資機材等、近隣の自主防災組織や団体、事業所等と必要に応じて資機材を共有し、効率のよ

# 【旧】

## (2) 実施計画

~~ア【市が実施する計画】（企画総務部）~~

~~自主防災組織のリーダーに対する教育、研修等を実施するとともに、青年層、女性層の組織への参加を促進し、組織の活性化を図る。~~

~~イ【県が実施する計画】（危機管理部）~~

~~自主防災組織のリーダー等に対する教育、研修等を実施する等、リーダーの資質向上を図る。~~

## 5 各防災組織相互の協調

### (1) 現状および課題

~~地域に複数の自主防災組織等が存在する場合に、発災時に連携のとれた活動を行えるよう日頃から、連絡応援体制を確立しておく必要がある。~~

### (2) 実施計画

~~ア【市が実施する計画】（企画総務部）~~

~~(7) 地域の自主防災組織間及び事業所の防災組織、防犯組織等との連携を図るため協議会等を設置し、相互の応援体制を確立するよう指導する。~~

~~(4) 自主防災組織と消防団の連携を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。~~

# 【新】

い維持管理への工夫も必要である。

## (6) 要配慮者対策

### a 避難行動要支援者名簿

平成23年の東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上った。他方で、例えば、消防職員・消防団員の死者・行方不明者は281名、民生委員の死者・行方不明者は56名にのぼるなど、多数の支援者も犠牲となりました。

こうした教訓を踏まえ、平成25年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう、次の事項が定められました。

- (a) 避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けるとともに、その作成に際し必要な個人情報を利用できること
- (b) 避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から消防機関、民生委員や自主防災組織等の避難支援等関係者に情報提供すること
- (c) 現に災害が発生、または発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供できること
- (d) 名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、市町村においては、名簿情報の漏えいの防止のための必要な措置を講ずること

### b 要配慮者への支援方法の整理

災害時に「誰が、誰を、どのように避難支援するか」、つまり避難支援等関係者、指定緊急避難場所及び指定避難所、避難のタイミング、指定避難所までのルート・交通手段などを整理することとし、要配慮者への情報伝達手段についても整理しておくこととする。

また、こうした支援方法が実際に機能するかどうか、定期的な訓練を通じて点検し、必要があれば更新・改良することとし、要配慮者に関する情報は、実際に災害が起きた場合に、実効性が確保できるよう、個別に対応手段を取りまとめるほか、各団体の持つ身近な情報を含め、地域で重層的に対応できる体制を整えておくこととする。

### c 災害時の外国人支援など

自主防災組織においても、地域に居住する外国人を考慮に入れた活動を行うこととし、同様に妊産婦や幼児・乳児、土地勘のない旅行者など、災害時に支援が必要となるかもしれない人々についても幅広く考慮しながら活動することとする。

## 3 地震災害時の活動

### (1) 情報の収集及び伝達

災害情報の伝達ルートとしては、ラジオ、テレビによるものが最も有効ですが、地域の情報を網羅的に収集し、地域の住民にきめ細かく情報を伝達するルートとして、自主防災組織の果たす役割は極めて大きくなります。

自主防災組織を災害情報の中継点として位置づけ、これを通じて、市や消防機関等から伝達すべき情報を流し、また、逆に地域の被害状況、住民の避難状況等を自主防災組織で収集し、市や消防機関等に報告することができるように地域の実情にあった仕組みを確立しておくこととし、自主防災組織は、防

# 【旧】

# 【新】

災計画により、情報班をおき、伝達係、収集係の責任者を明確にすることとします。

なお、最近ではパソコンや携帯電話などによる情報のやり取りが盛んになっていますが、災害時には電  
気、電話やインターネット回線が不通になる可能性も考慮し、他の手段等を確保することとします。

伝達すべき災害情報については、次のようなものが考えられます。

○被害の状況（火災・がけ崩れ等の状況並びに建物、道路及び橋等の被害状況）、電気・ガス・水道、  
電話等の復旧見通し、避難の勧告または指示、救護活動の状況、給食・給水、生活必需品の配給、衛生  
上の注意等。

## (2) 出火防止、初期消火

地震発生直後の対応として、自主防災組織は出火防止に努めるとともに、万一出火した場合には、自  
主防災組織が中心となって初期消火や延焼防止を行うこととします。

消火班の活動は、第1段階として街頭設置又は課程設置の消火器等を使用して消火にあたります。こ  
れを使用しても消火不能なほど拡大した火災に対しては、第2段階として、可搬式小型動力ポンプによ  
り消火活動にあたることとします。

消火班の活動基準の一例は次のとおりです。

○地震が発生した場合、各消火班員は、自分の家庭の出火防止措置及び家族の安全対策を講じたのち、  
速やかにポンプの格納庫に参集する。

○組織の地域内に火災が発生した場合は、最低限必要な班員が集合し次第出動する。

○放水は原則として屋外で行う。

○火災が拡大して危険となった場合は、消火活動を中止し、避難する。

○消防機関が到着したら、その指示に従う。

## (3) 救出・救護

地震が発生すると、建物倒壊や落下物等により多数の負傷者が発生し、救出・救護が必要な事態が生  
ずるため、自主防災組織としては、倒壊物やガレキの下敷きになった人を、資機材を使用して救出にあ  
たるほか、負傷者には、応急手当等を行い、病院へ搬送する等の支援を実施することとします。

救出・救護活動に関して、次のような点に十分配慮することとします。

### a 救出活動

○大規模な救出作業が必要な場合には、資機材を有効に活用して救出活動を行うとともに、必要と認め  
られる場合には、速やかに消防機関等の出動を要請する。

○状況に応じて、できるだけ周囲の人の協力を求めるとともに、二次災害発生の防止に努める。

○倒壊物の下敷きになった人の救出に際し、同時に災害が発生した場合は、火災を制圧しつつ救出活動  
にあたる。

○避難行動要支援者名簿や支え合いマップ等を活用し、効果的な救出活動を行う。

### b 救護活動

○地域の医療機関とあらかじめ協議し、負傷者の受け入れ等について承諾を得ておくとともに、臨時の  
応急救護所を指定避難所に設けることについて、市や消防機関等と十分協議しておくことが望ましい。  
なお、重傷者が出た場合は、直ちにこれらの医療機関または応急救護所へ搬送する。

## (4) 避難

災害時における避難行動において、自主防災組織が担うべき役割は、a 避難誘導、b 指定避難所の開

# 【旧】

# 【新】

設・運営等の大きく2つに分けられます。

## a 避難誘導

市の指定避難所に至るまでの指定緊急避難場所については、市や消防機関等と協議して、あらかじめ組織の防災計画において定めておくこととする。

指定緊急避難場所は次のような条件を満たすこととする。

○がけ崩れ等による災害の危険のない場所であること。

○子ども、高齢者、障害者にとっても避難が容易な場所であること。

○救護活動に適した広さの場所であること。

○住民によく知られた場所であること。

○消火用資機材及び救出・救護用資機材等を備え、自主防災組織の応急防災活動の拠点となること。

## b 指定避難所の開設・運営等

指定避難所は、災害の直前、直後において、住民の生命の安全を確保する避難施設として、さらに災害の規模や被害状況に応じて、一定期間生活する施設として重要な役割を果たすものであるため、災害発生後に指定避難所を開設する際は、市が指定した施設の安全確認がされた後、指定緊急避難場所から避難者を収容し支援を行うこととなる。

指定避難所の機能・役割には、次のようなものがあるので、自主防災組織として、各班で必要に応じた対応を行うこととする。

	分野・項目	指定避難所の機能	考慮すべき事項
安全・生活等	安全の確保	災害発生の直前又は直後において、安全な施設に、迅速かつ確実に避難者を受け入れ、避難者の生命・身体の安全を守る。	
	食糧・生活物資の提供	食糧や飲料水の供給、被服・寝具等を提供する。	必要な物資等が均等にいきわたるよう配慮する。
	生活場所の提供	家屋の倒壊やライフラインの途絶等により、自宅での生活が困難になった避難者に対し、一定期間にわたって、生活の場を提供する。	季節や期間に応じて、暑さ・寒さ対策や炊事、洗濯等のための設備のほか、プライバシーへの配慮等が必要となる。
保健、医療、衛生	健康の確保	避難者の傷病を治療する救護機能と健康相談等の保健医療サービスを提供する。	避難の長期化に伴い、心のケア等が重要となる。
	トイレ等の衛生的な環境の提供	避難者が生活を送る上で必要となるトイレ、風呂・シャワー、ごみ処理、防疫対策等、衛生的な生活環境を維持する。	避難者の生活が続く限り継続していく必要がある。
情報、コミュニティ	情報の提供・交換・収集	避難者に対し、災害情報や安否情報、支援情報等を提供するとともに、避難者同士が安否の確認や情報交換を行う。 避難者の安否や被災状況要望等に関する情報を収集し行政等外部へ発信する。	時間の経過とともに必要とされる情報の内容は変化することに留意する必要がある。
	コミュニティの維持・形成	避難している近隣の住民同士が、互いに励まし合い、助け合いながら生活することができ	コミュニティの維持・形成は、避難の長期化とともに重要性が高まるため、避難所の

# 【旧】

イ		<u>るよう従前のコミュニティを維持したり、新たに避難者同士のコミュニティを形成する。</u>	<u>ルールや良好な関係を維持できるよう調整に努める。</u>
---	--	---	---------------------------------

(5) 給食・給水

地震により、停電、断水、ガスの供給停止に加えて、食糧、飲料水、生活用水も不足するため、自主防災組織としては、指定避難所等での安心・安全な生活支援として、食糧や飲料水、救援物資の配分を行うほか、炊き出しを行うこととする。この際は、衛生面に十分配慮し、食中毒等の二次災害を出さないよう心がける。

また、住民への給水・給食にあたっては、要配慮者や自宅で避難生活を送っている、料理ができずに食事を求めて指定避難所に来る人、帰宅困難者となった地域外の人がいることを認識し、柔軟で的確な対応をとることとする。次の点にも留意することとする。

○自分で水や食事をとりにくることができない人、アレルギー体質の人等、様々な事情を抱えている人への配慮。

○高齢者や病人、乳幼児などは、一般の防災備蓄食品が合わない場合もあるため、できるだけそれぞれの人に合わせた食べ方を考える。

4 風水害時の活動

地震災害時の活動と同様に、風水害時においても時期に応じた的確な活動が求められるが、突然襲ってくる地震とは異なり、風水害はその発生までにある程度の時間がある。そのため、被害が及ぶ危険を避けるには、早期に情報伝達や避難といった行動をとることによって、大規模な被害を抑えることが可能となるので、自主防災組織としては、次のような活動を行うこととする。

	災害時の状況	自主防災組織に期待される活動・役割
災害発生前	<u>ラジオ・テレビなどの気象情報に注意し、避難準備情報や避難勧告・指示に備えて行動する。</u> <u>また、地域の災害状況（水位、土砂災害の前兆現象）に注意する。</u>	<u>※早期の情報伝達・事前行動が必要</u> <u>※土砂災害の前兆現象などに注意し、異常があれば自主避難するとともに、市に通報する。</u> <u>○住民への避難の呼びかけ</u> <u>○土のう積み等、被害を抑える行動</u> <u>○要配慮者の避難支援</u>
<b>災害発生</b>		
災害発生直後	<u>早期に避難を完了し、指定避難所等での安否確認等を実施する時期である。</u> <u>また、状況に応じて、水防活動、救出・救護を実施する。</u>	<u>※被害を抑えるための行動と指定避難所運営</u> <u>○水防活動</u> <u>○安否や被害についての情報収集</u> <u>○救出活動</u> <u>○負傷者の手当・搬送</u> <u>○指定避難所運営</u>

## 第36節 企業防災に関する計画

## 第1 基本方針

災害時、企業には従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生など多岐にわたる役割が求められている。

各企業において、これらの重要性を十分に認識し、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の被害軽減方策の検討、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。

また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的な点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進するものとする。

## 第2 主な取組み

- 1 施設・設備の点検を定期的実施し、保守、補強を計画的に推進し安全性の向上を図る。
- 2 災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災訓練を実施し企業及び地域の防災力の向上に努める。

## 第3 計画の内容

## 1 現状及び課題

災害の発生時には、社屋や設備等の被災により企業活動が停止する可能性がある。

活動停止から復旧に至るまでは、ある程度日数を要することが予想され、企業の経済的損失や地域経済に与える影響も大きくなる。また、火災、建築物の倒壊、薬液の漏洩などは周辺地域に与える影響も大きく企業の社会的損出も大きい。企業は、企業活動が停止したり、二次災害が発生することのないよう、あらかじめ各種災害に対処する企業の防災体制を充実する必要がある。

また、火災や建物倒壊、洪水などによる被害の拡大防止を図るためには、地域住民等による自主防災活動が重要であることから、企業においても地域の一員として地域住民と共に積極的に防災活動に参加し、地域に貢献する姿が望まれる。

## 2 実施計画

## (1) 【市及び県が実施する計画】（企画総務部、産業経済部）

- (7) 企業の事業継続計画（BCP）の策定などの取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。
- (4) 職員の住民向け講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。
- (9) 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

## (2) 【企業が実施する計画】

- (7) 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるものとする。
- (4) 社屋内外の耐震化・安全化を推進し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、

## 第36節 企業防災に関する計画

## 第1 基本方針

災害時、企業には従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生など多岐にわたる役割が求められている。

各企業において、これらの重要性を十分に認識し、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の被害軽減方策の検討、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。

また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的な点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進するものとする。

## 第2 主な取組み

- 1 施設・設備の点検を定期的実施し、保守、補強を計画的に推進し安全性の向上を図る。
- 2 災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災訓練を実施し企業及び地域の防災力の向上に努める。

## 第3 計画の内容

## 1 現状及び課題

災害の発生時には、社屋や設備等の被災により企業活動が停止する可能性がある。

活動停止から復旧に至るまでは、ある程度日数を要することが予想され、企業の経済的損失や地域経済に与える影響も大きくなる。また、火災、建築物の倒壊、薬液の漏洩などは周辺地域に与える影響も大きく企業の社会的損出も大きい。企業は、企業活動が停止したり、二次災害が発生することのないよう、あらかじめ各種災害に対処する企業の防災体制を充実する必要がある。

また、火災や建物倒壊、洪水などによる被害の拡大防止を図るためには、地域住民等による自主防災活動が重要であることから、企業においても地域の一員として地域住民と共に積極的に防災活動に参加し、地域に貢献する姿が望まれる。

## 2 実施計画

## (1) 【市及び県が実施する計画】（企画総務部、産業経済部）

- (7) 企業の事業継続計画（BCP）の策定などの取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。
- (4) 職員の住民向け講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。
- (9) 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

## (2) 【企業が実施する計画】

- (7) 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。
- (4) 社屋内外の耐震化・安全化を推進し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、

# 【新】

## 風水害対策編 第2章 災害予防計画

予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足の対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県、市町村等との協定の締結や、防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

- (g) 組織力を生かした地域活動への参加、防災市民組織との協力など地域社会の安全性向上への貢献に努めるものとする。
- (c) 防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認対策に努めるものとする。

# 【旧】

## 風水害対策編 第2章 災害予防計画

予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足の対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める。

- (g) 組織力を生かした地域活動への参加、防災市民組織との協力など地域社会の安全性向上への貢献に努める。
- (c) 防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認対策に努める。

## 第37節 ボランティア活動の環境整備

## 第1 基本計画

大規模な災害が発生した場合、きめ細やかな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市、県及び防災関係機関だけでは十分対応できないことが予想される。このため、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持った災害救援ボランティアの自発的支援を適切に受入れ、協働による効果的な救援活動を行う必要がある。

また、ボランティアが、必要な時に、必要な所で、必要な活動を行えるよう防災関係機関がそれぞれの立場で環境整備を図っていくことが必要である。

## 第2 主な取組み

- 1 ボランティアの事前登録を、茅野市社会福祉協議会災害救援ボランティアセンター、日本赤十字長野県支部茅野市地区会等において実施する。
- 2 防災ボランティア活動の環境整備を推進する。
- 3 ボランティアグループやボランティア団体の連携を図るため、連絡協議会の機能の充実を図る。
- 4 災害ボランティアコーディネーターの養成を推進する。

## 第3 計画の内容

## 1 災害救援ボランティアの事前登録

## (1) 現状と課題

災害時において必要となるボランティア活動の内容は、炊き出し等救援活動、情報の収集伝達、医療救護活動、要配慮者の介護、物資・資材の輸送配分、障がい者・外国人市民への情報伝達のための通訳等多種多様である。

こうした多様なボランティア活動が適時適切に行われるためには、あらかじめ災害時に救援活動を行い得るボランティアの所在、活動内容等を把握しておくことが求められるところであり、事前登録制度の推進を図ることが必要である。

## (2) 実施計画

## ア 【市が実施する計画】（健康福祉部）

市社会福祉協議会及び日本赤十字社長野県支部茅野市地区会等が行うボランティアの事前登録の推進について、市民に対する普及啓発を図る等その支援に努める。

## イ 【市社会福祉協議会及び日本赤十字社長野県支部茅野市地区会等ボランティア関係団体が実施する計画】

災害時における多様なボランティアニーズに対応できるよう、ボランティアの事前登録の推進を図るものとする。

## 第37節 ボランティア活動の環境整備

## 第1 基本計画

大規模な災害が発生した場合、きめ細やかな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市、県及び防災関係機関だけでは十分対応できないことが予想される。このため、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持った災害救援ボランティアの自発的支援を適切に受入れ、協働による効果的な救援活動を行う必要がある。

また、ボランティアが、必要な時に、必要な所で、必要な活動を行えるよう防災関係機関がそれぞれの立場で環境整備を図っていくことが必要である。

## 第2 主な取組み

- 1 ボランティアの事前登録を茅野市社会福祉協議会、災害救援ボランティアセンター日本赤十字長野県支部茅野市地区会等において実施する。
- 2 ボランティアグループやボランティア団体の連携を図るため、連絡協議会の機能の充実を図る。
- 3 災害ボランティアコーディネーターの養成を推進する。

## 第3 計画の内容

## 1 災害救援ボランティアの事前登録

## (1) 現状と課題

災害時において必要となるボランティア活動の内容は、炊き出し等救援活動、情報の収集伝達、医療救護活動、災害時要援護者の介護、物資・資材の輸送配分、障害者・外国籍市民への情報伝達のための通訳等多種多様である。

こうした、多様なボランティア活動が適時適切に行われるためには、あらかじめ災害時に救援活動を行い得るボランティアの所在、活動内容等を把握しておくことが求められるところであり、事前登録制度の推進を図ることが必要である。

## (2) 実施計画

## ア 【市が実施する計画】（健康福祉部）

市社会福祉協議会及び日本赤十字長野県支部茅野市地区会等が行う災害ボランティアの事前登録の推進について、市民に対する普及啓発を図る等その支援に努める。

## イ 【市社会福祉協議会及び日本赤十字長野県支部茅野市地区会等ボランティア関係団体が実施する計画】

災害時における多様なボランティアニーズに対応できるよう、ボランティアの事前登録の推進をする。

~~ウ 【県が実施する計画】~~

~~茅野市町村社会福祉協議会及び日本赤十字社長野県支部等が行うボランティアの事前登~~

## 2 防災ボランティア活動の環境整備

## (1) 現状及び課題

災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る必要がある。

## (2) 実施計画

## 【市が実施する計画】

平常時から地域団体、NPO等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティア団体と協力して、発災時のボランティアとの連携について検討する。

## 3 ボランティア団体間の連携

## (1) 現状及び課題

現在、本市内には赤十字奉仕団等様々なボランティア団体がそれぞれの団体の設立目的に沿ってボランティア活動を行っている。

災害時においては、広範なボランティア活動が必要となることから、今後災害救援等のボランティア活動についての認識の共有化や各組織の活動分野、能力等の事前把握を行い総合的、効果的な活動が行えるように、団体間の連携を図っていくことが必要である。

## (2) 実施計画

## 【市社会福祉協議会が実施する計画】

ボランティア団体相互の連携を深めるために連絡協議会の設置を進めているが、市と連携し、災害時を想定した訓練や研修の実施に努めるものとする。

## 4 災害ボランティアコーディネーターの養成

## (1) 現状と課題

災害時におけるボランティアニーズは、広範かつ多量にわたることが予想される。これらのニーズを的確に満たすためには、ボランティアを適時適切に配置し、ボランティア活動が全体として効果的に行われることが必要である。こうした調整機能を担う災害ボランティアコーディネーターが、今後計画的に養成されるよう努めていかなければならない。

## (2) 実施計画

市、市社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部茅野市地区会等は、災害ボランティアコーディネーター養成研修の実施や、全国社会福祉協議会が開催するより実践的で高度な養成研修への参加促進を図るなど、協力して本市におけるボランティアコーディネーターの養成、資質向上に努めるものとする。

~~録の推進について、住民に対する啓発普及を図る等その支援に努める。~~

## 2 ボランティア団体の育成と連携

## (1) 現状と課題

現在、本市内には赤十字奉仕団等様々なボランティア団体がそれぞれの団体の設立目的に沿ってボランティア活動を行っている。

災害時においては、広範なボランティア活動が必要となることから、今後災害救援等のボランティア活動についての認識の共有化や各組織の活動分野、能力等の事前把握を行い、総合的、効果的な活動が行えるように、団体間の連携を図っていくことが必要である。

## (2) 実施計画

## ア 【市社会福祉協議会が実施する計画】

ボランティア団体相互の連携を深めるために連絡協議会の設置を進めているが、市及び県と連携し、災害時を想定した訓練や研修を行う。

## 3 災害ボランティアコーディネーターの養成

## (1) 現状と課題

災害時におけるボランティアニーズは、広範かつ多量にわたることが予想される。これらのニーズを的確に満たすためには、ボランティアを適時適切に配置し、ボランティア活動が全体として効果的に行われることが必要である。こうした調整機能を担う災害ボランティアコーディネーターが、今後計画的に養成されるよう努めていかなければならない。

## (2) 実施計画

市、市社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部茅野市地区会等は、災害ボランティアコーディネーター養成研修や、全国社会福祉協議会が開催するより実践的で高度な養成研修への参加促進を図るなど、協力して本市におけるボランティアコーディネーターの養成、資質向上に努める。

## 4 救援ボランティアの受け入れ体制の整備

## (1) 現状と課題

~~被災地外から集まってくるボランティアは、当該被災地のどういった分野でどのようなニーズがあるかわからず、また地理についても不案内な状況である。~~

~~したがって、ニーズ等の情報や活動支援などの内容についての情報及び受け入れ体制を確立しておく必要がある。~~

## (2) 実施計画

## ア 【市が実施する計画】（健康福祉部、市社会福祉協議会）

~~(ア) 必要なボランティアの人数、仕事の内容等を把握~~

~~(イ) 受入窓口へ必要事項を連絡する。~~

## 第38節 災害対策基金等積立及び運用計画

## 第1 基本方針

災害救助関係費用の支弁に要する財源を始め、災害対策に要する経費に充てるため、災害救助基金及び財政調整基金の積立を行い、的確な運用を図る。

## 第2 主な取組み

- 1 県において支弁する災害救助関係費用の財源に充てるため、災害救助基金の積立を行うものとする。
- 2 災害により生じた経費を補填する等のための基金の積立を行う。

## 第3 計画の内容

- 1 県災害救助基金の積立
    - (1) 現状及び課題
 

災害救助法第22条の規定により、県は災害救助基金の積立を行っている。
    - (2) 実施計画
 

【県が実施する計画】(危機管理部)

ア 災害救助基金の積立額
 

災害救助法第23条の規定により、県の当該年度の前年度の前3年間における地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の1,000分の5相当額を各年度の最少額として積み立てる。

イ 災害救助基金の運用方法
 
      - (ア) 財政融資資金への預託又は確実な銀行への預金
      - (イ) 国債証券、地方債証券、勸業債券、その他確実な債権の応募又は買入
      - (ウ) 救助に必要な給与品の事前購入

ウ 災害救助基金の管理
 

災害救助基金の管理は県が行い、管理に要する費用は災害救助基金から支出する。
- 2 基金の積立
  - (1) 現状及び課題
 

県は、地方自治法(昭和22年法律第67号)及び地方財政法(昭和23年法律第109号)の規定により、資金積立基金条例(昭和39年長野県条例第15号)を定めて財政調整基金を設置し、その運用に当たっている。

また、市においても同様に、財政調整基金を設置し、その運用に当たっている。
  - (2) 実施計画
 

ア 【市が実施する計画】(企画総務部)

災害時に備え、財政調整基金の維持、運営を図る。

イ 【県が実施する計画】

災害時に備え、財政調整基金の維持、運営を図る。

## 第38節 災害対策基金等積立及び運用計画

## 第1 基本方針

災害対策に要する経費に充てるため、財政調整基金の積立を行い、的確な運用を図る。

## 第2 主な取組み

災害により生じた経費を補填する等のための基金の積立を行う。

## 第3 計画の内容

- 1 県災害救助基金の積立
  - (1) 現状及び課題
 

災害救助法第37条の規定により、県は災害救助基金の積立を行っている。
  - (2) 実施計画
 

【県が実施する計画】(危機管理部)

(ア) 災害救助基金の積立額
 

災害救助法第38条の規定により、県の当該年度の前年度の前3年間における地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の1,000分の5相当額を各年度の最少額として積み立てる。

(イ) 災害救助基金の運用方法
 
    - a 財政融資資金への預託又は確実な銀行への預金
    - b 国債証券、地方債証券、勸業債券、その他確実な債権の応募又は買入
    - c 救助に必要な給与品の事前購入

(ウ) 災害救助基金の管理
 

災害救助基金の管理は県が行い、管理に要する費用は災害救助基金から支出する。
- 2 基金の積立
  - (1) 現状及び課題
 

県は、地方自治法(昭和22年法律第67号)及び地方財政法(昭和23年法律第109号)の規定により、資金積立基金条例(昭和39年長野県条例第15号)を定めて財政調整基金を設置し、その運用に当たっている。

また、市においても同様に、財政調整基金を設置し、その運用に当たっている。
  - (2) 実施計画
 

ア 【市が実施する計画】(企画総務部)

災害時に備え、財政調整基金の維持、運営を図る。

イ 【県が実施する計画】

災害時に備え、財政調整基金の維持、運営を図る。

## 第39節 風水害対策に関する調査研究及び観測

## 第1 基本方針

台風、集中豪雨等の風水害は、毎年のように被害をもたらしており、ときには、大きな被害が発生している。

既に国においても、気象等風水害に関する様々な研究が行われているところであるが、近年の都市部への人口集中、建物の中高層化、ライフライン施設への依存度の増大等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関においても科学的な調査研究を行い、総合的な風水害対策の実施に結びつけていくことが重要である。

市においては、さらに最新のデータを用い、科学技術等の進歩に対応した最も有効な手法を活用した調査研究を検討する必要がある。

## 第2 主な取組み

市、県各機関が協力し、風水害に関する情報の収集整理等を推進する。

## 第3 計画の内容

## 1 実施計画

ア 【市が実施する計画】(企画総務部、産業経済部、都市建設部)

- (1) 地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、防災アセスメントを実施し、その結果を計画の中で明らかにする。
- (2) 国、県また民間等が行う、観測施設の設置等に積極的に協力し、市内のデータの累積に努める。

イ 【県が実施する計画】

- (7) 国が行う、観測施設の設置等に積極的に協力し、県内のデータの累積に努める。(危機管理部)
- (イ) 長野地方気象台等から気象等に関するデータの提供を受け、整理・分析を行う。(危機管理部)
- (ウ) 山地災害危険地区・地すべり危険箇所の再点検を通じて、危険箇所に関するデータの蓄積を行い、防災計画の基礎資料を作成する。(林務部)
- (エ) 土砂災害危険箇所の再点検を通じて見通し調査を実施し、危険箇所に関するデータの蓄積を行う。(建設部)
- (オ) テレメーターによる雨量観測、地すべり監視システムのデータ等と災害発生状況等のデータを収集整理、分析し、危険予測の基礎資料を作成する。(林務部、建設部)
- (カ) 古文書の分析等の歴史額等も含めた総合的な研究についても検討する。(危機管理部)

ウ 【関係機関が実施する計画】

- (7) 各機関がそれぞれ行った風水害対策に関する調査研究のデータについて、必要があれば、市、県への提供について協力する。
- (イ) 国等が行う、観測施設の設置等に積極的に協力する。

## 第39節 風水害対策に関する調査研究及び観測

## 第1 基本方針

台風、集中豪雨等の風水害は、毎年のように被害をもたらしており、ときには、大きな被害が発生している。

既に国においても、気象等風水害に関する様々な研究が行われているところであるが、近年の都市部への人口集中、建物の中高層化、ライフライン施設への依存度の増大等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関においても科学的な調査研究を行い、総合的な風水害対策の実施に結びつけていくことが重要である。

市においては、さらに最新のデータを用い、科学技術等の進歩に対応した最も有効な手法を活用した調査研究を検討する必要がある。

## 第2 主な取組み

市、県各機関が協力し、風水害に関する情報の収集整理等を推進する。

## 第3 計画の内容

## 1 実施計画

ア 【市が実施する計画】(企画総務部、産業経済部、都市建設部)

- (1) 地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、防災アセスメントを実施し、その結果を計画の中で明らかにする。
- (2) 国、県また民間等が行う、観測施設の設置等に積極的に協力し、市内のデータの累積に努める。

イ 【県が実施する計画】

- (7) 国が行う、観測施設の設置等に積極的に協力し、県内のデータの累積に努める。(危機管理部)
- (イ) 長野地方気象台等から気象等に関するデータの提供を受け、整理・分析を行う。(危機管理部)
- (ウ) 山地災害危険地区・地すべり危険箇所の再点検を通じて、危険箇所に関するデータの蓄積を行い、防災計画の基礎資料を作成する。(林務部)
- (エ) 土砂災害危険箇所の再点検を通じて見通し調査を実施し、危険箇所に関するデータの蓄積を行う。(建設部)
- (オ) テレメーターによる雨量観測、地すべり監視システムのデータ等と災害発生状況等のデータを収集整理、分析し、危険予測の基礎資料を作成する。(林務部、建設部)
- (カ) ~~過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。~~  
また、古文書の分析等の歴史額等も含めた総合的な研究についても検討する。(危機管理部)

ウ 【関係機関が実施する計画】

- (7) 各機関がそれぞれ行った風水害対策に関する調査研究のデータについて、必要があれば、市、県への提供について協力する。
- (イ) 国等が行う、観測施設の設置等に積極的に協力する。

**第4-1節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進****第1 基本方針**

一定の地区内の居住者及び事業者が、「自助」・「共助」の精神に基づき、市と連携して、自発的に地区における防災活動を担う例もあることから、これらの自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、各地区の特性に応じて、コミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を策定するものとする。

**第2 主な取組み**

住民等の提案による地区防災計画の作成を推進し、地域の防災力向上に努めるものとする。

**第3 計画の内容****(1) 現状及び課題**

地区防災計画は、地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画であり、市町村等が活動の中心となる市町村地域防災計画とコミュニティが中心となる地区防災計画とが相まって地域における防災力の向上を図るものである。

なお、地区防災計画は、「自助」・「共助」の精神に基づく自発的な防災活動を促進し、各地区の特性に応じて、ボトムアップ型で地域における防災力を高めることを目的としており、地区居住者等がより主体的に、計画策定段階から積極的に参加することが求められるものである。

**(2) 実施計画****ア 【市が実施する計画】**

市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、一定地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受けた場合は、これを必要と認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めることとする。

また、地区居住者の参加の下、地域防災力の充実強化のための具体的な事業に関する計画を定めることとする。

**イ 【住民及び事業所を有する事業者が実施する計画】**

一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うものとする。

(新規)

# 【新】

## 第1節 災害直前活動

### 第1 基本方針

風水害について、災害発生の危険性がある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、気象警報・注意報等の市民に対する伝達、迅速な避難誘導等、災害の未然防止活動等の災害発生直前の活動がきわめて重要である。特に、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう対策を行うことが必要である。

### 第2 主な活動

- 1 気象に関する情報を迅速かつ適切に伝達する。
- 2 市民に対し適切な避難誘導を実施する。
- 3 災害を未然に防止するための活動を実施する。

### 第3 活動の内容

#### 1 警報等の伝達活動

##### (1) 基本方針

気象警報・注意報等を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動をし、人的、物的被害を回避するためにも重要である。

関係機関は、「警報等伝達系統図」により気象警報・注意報・水位情報・土砂災害警戒情報等の伝達活動を行う。

##### (2) 実施計画

ア 特別警報発表時の対応（下記内容以外はイと同じ）

##### (イ) 【市が実施する対策】（企画総務部）

###### 市民等への周知の措置

県、消防庁、NTTから特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合又は自ら知った時は、直ちにその内容を市民、滞在者、所在の官公署に周知する措置を行う。

なお、周知に当たっては、市防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、迅速かつ的確に行うよう努める。

##### (イ) 【県が実施する対策】

###### 市町村への通知

気象に関する警報・注意報は、衛星系防災行政無線の一斉FAXにより全市町村に発信しているが、長野地方気象台から特別警報発表又は解除の通知があった場合は、併せて、県危機管理防災課から地方事務所を通じて速やかに当該市町村への電話連絡を行うものとする。また、長野地方気象台等から、発表又は解除に関する情報について連絡があった場合も、同様に市町村に対し連絡を行うものとする。

# 【旧】

## 第1節 災害直前活動

### 第1 基本方針

風水害について、災害発生の危険性がある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、気象警報・注意報等の市民に対する伝達、迅速な避難誘導等、災害の未然防止活動等の災害発生直前の活動がきわめて重要である。特に、災害時要援護者が迅速に避難できるよう対策を講ずる。

### 第2 主な活動

- 1 気象警報・注意報、避難判断水位到達情報、土砂災害警戒情報等を迅速に市民に対して伝達する。
- 2 市民に対し適切な避難誘導を実施する。
- 3 災害を未然に防止するための活動を実施する。

### 第3 活動の内容

#### 1 気象警報、注意報等の市民に対する伝達活動

##### (1) 基本方針

気象警報・注意報等を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動をし、人的、物的被害を回避するためにも重要である。

また、関係機関は、別紙伝達系統図による気象警報・注意報等との伝達活動を行う。

##### (2) 実施計画

# 【新】

## イ 特別警報以外の気象警報等発表時の対応

### (7) 【市が実施する対策】（企画総務部、産業経済部）

- a 各機関から通知を受けた気象警報・注意報等及び指示事項を「勤務時間内における伝達系統図」あるいは「勤務時間外における伝達系統図」により速やかに周知徹底する。また、放送等により気象状況を常に把握し、気象警報・注意報等の補填に努める。
- b 市民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けた時は、その旨を速やかに関係機関に伝達する。

### (4) 【県が実施する対策】

- a 勤務時間内における取扱
  - (a) 連絡及び通知系統  
長野地方気象台等から通知される気象警報・注意報等は危機管理部課長が受領し、それぞれの気象警報・注意報等を「勤務時間内における伝達系統図」により連絡する。
  - (b) 庁内放送の実施  
すべての気象警報・注意報等について、危機管理部課長からその写しを受領した広報課長は、速やかに庁内放送を実施し、庁内各課に周知する。
  - (c) 応急措置等の指示  
危機管理部課長は地方事務所に、また河川課長及び道路管理課長は建設事務所に通知する場合は、当該気象警報・注意報等により予想される事態に対して、所及び市町村がとるべき措置をあわせ指示する。
  - (d) 農作物対策の指示  
農業技術課長は、農業改良普及センターに農作物等の技術対策について通知する。
  - (e) 指示事項の市町村等への通知  
地方事務所長及び建設事務所長は、通知された気象警報・注意報等にあわせて、市町村長のとるべき措置として指示された事項を、直ちに直轄区域内の市町村及び関係機関に通知する。
- b 勤務時間外における取扱い
  - (a) 勤務時間外に長野地方気象台等から通知される気象警報・注意報等は、危機管理部の宿日直が受領する。
  - (b) 危機管理部の宿日直者は、気象警報・注意報等を受領したときは、「勤務時間外における伝達系統図」により、それぞれの担当者に電話等により通知する。
  - (c) bにより通知を受けた危機管理部、建設部及び農政部の担当者は、活動計画に基づき登庁する必要がある場合は、登庁し、それぞれ主管課長に報告し指示を受けるとともに、「勤務時間外における伝達系統図」により、地方事務所及び建設事務所等の気象警報・注意報等受信担当者に通知する。
  - (d) 地方事務所及び建設事務所等の気象警報・注意報等受信担当者は、気象警報・注意報等を受領したときは所属長に報告するとともに、アのeに準じ市町村及び関係機関に通知する。

### (9) 【長野地方気象台等が実施する対策】

- 長野地方気象台等の気象警報・注意報等の発表機関は、「警報等の種類及び発表基準」により注意報・警報等を発表する。  
なお地震等が発生した地域で災害発生に関わる条件が変化した場合は、警報等の発表基

# 【旧】

## ア 【市が実施する対策】（企画総務部、産業経済部）

- (7) 各機関から通知を受けた気象警報・注意報等及び指示事項を「勤務時間内における伝達系統図」あるいは「勤務時間外における伝達系統図」により速やかに周知徹底する。また、放送等により気象状況を常に把握し、気象警報・注意報等の補填に努める。
- (4) 市民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けた時は、その旨を速やかに関係機関に伝達する。

## イ 【県が実施する対策】

- (7) 勤務時間内における取扱
  - a 連絡及び通知系統  
長野地方気象台等から通知される気象警報・注意報等は危機管理部課長が受領し、それぞれの気象警報・注意報等を「勤務時間内における伝達系統図」により連絡する。
  - b 庁内放送の実施  
すべての気象警報・注意報等について、危機管理部課長からその写しを受領した広報課長は、速やかに庁内放送を実施し、庁内各課に周知する。
  - c 応急措置等の指示  
危機管理部課長は地方事務所に、また河川課長及び道路管理課長は建設事務所に通知する場合は、当該気象警報・注意報等により予想される事態に対して、所及び市町村がとるべき措置をあわせ指示する。
  - d 農作物対策の指示  
農業技術課長は、農業改良普及センターに農作物等の技術対策について通知する。
  - e 指示事項の市町村等への通知  
地方事務所長及び建設事務所長は、通知された気象警報・注意報等にあわせて、市町村長のとるべき措置として指示された事項を、直ちに直轄区域内の市町村及び関係機関に通知する。
- (4) 勤務時間外における取扱い
  - a 勤務時間外に長野地方気象台等から通知される気象警報・注意報等は、危機管理部の宿日直が受領する。
  - b 危機管理部の宿日直者は、気象警報・注意報等を受領したときは、「勤務時間外における伝達系統図」により、それぞれの担当者に電話等により通知する。
  - c bにより通知を受けた危機管理部、建設部及び農政部の担当者は、活動計画に基づき登庁する必要がある場合は、登庁し、それぞれ主管課長に報告し指示を受けるとともに、「勤務時間外における伝達系統図」により、地方事務所及び建設事務所等の気象警報・注意報等受信担当者に通知する。
  - d 地方事務所及び建設事務所等の気象警報・注意報等受信担当者は、気象警報・注意報等を受領したときは所属長に報告するとともに、アのeに準じ市町村及び関係機関に通知する。

## ロ 【長野地方気象台等が実施する対策】

- 長野地方気象台等の気象警報・注意報等の発表機関は、別紙の発表基準により注意報・警報等を発表する。

## ハ 【放送局が実施する対策】

- 各放送局は、長野地方気象台から気象警報・注意報等の通知を受けたときは、その周知徹底を

# 【新】

準の引き下げを関係機関と協議の上、実施する。

(エ) 【**放送事業者が実施する対策**】

各放送事業者は、長野地方気象台から気象警報・注意報等の通知を受けたときは、その周知徹底を図るため放送時間、放送回数等を考慮のうえ、速やかに放送を行うものとする。

(オ) 【**その他防災関係機関が実施する対策**】

その他の防災関係機関は、気象警報・注意報等の伝達についてそれぞれあらかじめ定めしておく組織、方法により、伝達系統でいう所定の機関に速やかに通知するものとする。

(カ) 【**市民が実施する対策**】

以下のような災害が発生あるいは拡大するおそれがある異常な現象を発見したものは、自己又は他人により市長若しくは警察官に速やかにその情報を通報する。

a 気象関係

強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷雨等著しく異常な気象現象

b 水象関係

河川や湖沼の水位の異常な上昇

c 地象関係

山くずれ、地割れ、土地の上昇、沈下、陥没等の地形変化

## 2 市民の避難誘導対策

### (1) 基本方針

風水害により、市民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行い、適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。

また、浸水想定区域や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

### (2) 実施計画

ア 【**市が実施する対策**】（企画総務部、全市部局）

(7) 市は、風水害の発生のおそれがある場合には、河川管理者、水防団等と連携を図りながら、気象情報等に十分注意し、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合または危険が予想される場合は、市民に対して避難のための避難準備情報の伝達・避難勧告・避難指示（以下この節では「避難勧告等」という）を行うとともに、避難誘導活動を実施する。

特に、避難行動要支援者については避難準備情報の伝達を行うなどの、避難支援計画に沿った避難支援を行う。

当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行うものとする。

また、必要に応じて、自主防災組織・市民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。

# 【旧】

図るため放送時間、放送回数等を考慮のうえ、速やかに放送を行うものとする。

ホ 【**その他防災関係機関が実施する対策**】

その他の防災関係機関は、気象警報・注意報等の伝達についてそれぞれあらかじめ定めおく組織、方法により、伝達系統でいう所定の機関に速やかに通知するものとする。

ハ 【**市民が実施する対策**】

以下のような災害が発生あるいは拡大するおそれがある異常な現象を発見したものは、自己又は他人により市長若しくは警察官に速やかにその情報を通報する。

(7) 気象関係

強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷雨等著しく異常な気象現象

(8) 水象関係

河川や湖沼の水位の異常な情報

(9) 地象関係

山くずれ、地割れ、土地の上昇、沈下、陥没等の地形変化

## 2 市民の避難誘導対策

### (1) 基本方針

風水害により、市民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行い、適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。

また、浸水想定区域や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の災害時要援護者関連施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

### (2) 実施計画

ア 【**市が実施する対策**】（企画総務部、全市部局）

(7) 市は、風水害の発生のおそれがある場合には、河川管理者、水防団等と連携を図りながら、気象情報等に十分注意し、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合または危険が予想される場合は、市民に対して避難のための避難準備情報の伝達・避難勧告・避難指示（以下この節では「避難勧告等」という）を行うとともに、避難誘導活動を実施する。

特に、災害時要援護者については避難準備情報の伝達を行うなどの、避難支援計画に沿った避難支援を行う。

当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、災害時要援護者関連施設に対して連絡・通報を行うものとする。

また、必要に応じて、自主防災組織・住民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。

# 【新】

- (イ) 災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、市民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とする。
- (ウ) 市民に対する避難勧告等の伝達にあたっては、市防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の市民に対する迅速かつ確かな伝達に努める。
- (エ) 情報の伝達、避難誘導の実施にあたっては、高齢者、身体障がい者、その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、避難行動要支援者に対して配慮するよう努める。
- (オ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在等、避難に資する必要な事項を市民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載など必要な措置を講じる。
- (カ) 避難勧告等の解除をする場合には、十分に安全性の確認に努める。

## イ 【県が実施する対策】（危機管理部、建設部）

- (7) 県は、大雨による風水害の危険が高まった時に、市町村長が防災活動の実施や住民等への避難勧告等の発令を適切適時に判断できるよう、市町村等へ気象情報や降水量、降水予測、河川の水位情報、土砂災害警戒情報等について情報提供し、市町村等の活動を支援するものとする。
- (イ) 携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等を活用して、住民に対し、河川の水位情報等について情報提供するものとする。

## ウ 【市民が実施する計画】

避難する際には、出火防止措置をとったうえ、食料、日用品等の備蓄物資を携行する。

## エ 【要配慮者利用施設の管理者が実施する対策】

- (7) 要配慮者利用施設の管理者は、自らも気象情報の収集を行うなど、自主的な防災活動に努めるものとする。
- (イ) 災害が発生するおそれのある場合は、市、自主防災組織等と連携し、避難誘導等を実施するものとする。

## 3 災害の未然防止対策

### (1) 基本方針

各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の派生の防止に努める。

### (2) 実施計画

#### ア 【水防管理者（市長）が実施する対策】

水防管理者は、水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について応急対策として水防活動を実施する。

#### イ 【河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者等が実施する対策】

# 【旧】

- (イ) 災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ避難所を開設し、市民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とする。
- (ウ) 市民に対する避難勧告等の伝達にあたっては、市防災行政無線、広報車等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の市民に対する迅速かつ確かな伝達に努める。
- (エ) 情報の伝達、避難誘導の実施にあたっては、高齢者、身体障害者、その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、災害時要援護者に対して配慮するよう努める。
- (オ) 避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在等、避難に資する情報の提供を行うよう努める。
- (カ) 避難勧告等の解除をする場合には、十分に安全性の確認に努める。

## イ 【県が実施する対策】（危機管理部、建設部）

県は、大雨による風水害の危険が高まった時に、市町村長が防災活動の実施や住民等への避難勧告等の発令を適切適時に判断できるよう、市町村等へ気象情報や降水量、降水予測、河川の水位情報、土砂災害警戒情報等について情報提供し、市町村等の活動を支援する。

## ウ 【市民が実施する計画】

避難する際には、出火防止措置をとったうえ、食料、日用品等の備蓄物資を携行する。

## エ 【災害時要援護者関連施設の管理者が実施する対策】

- (7) 災害時要援護者関連施設の管理者は、自らも気象情報の収集を行うなど、自主的な防災活動に努める。
- (イ) 災害が発生するおそれのある場合は、市、自主防災組織等と連携し、避難誘導等を実施する。

## 3 災害の未然防止対策

### (1) 基本方針

各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の派生の防止に努める。

### (2) 実施計画

#### ア 【水防管理者（市長）が実施する対策】

水防管理者は、水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について応急対策として水防活動を実施する。

#### イ 【河川管理者、農業用排水施設管理者等が実施する対策】

河川管理者、農業用排水施設管理者等は、洪水の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門等の適切な操作を行う。

その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市町村及び警察署に通報するとともに市民に対して周知させるものとする。

# 【新】

河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者等は、洪水、豪雨の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門、ポンプ場等の適切な操作を行う。

その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市町村及び警察署に通報するとともに市民に対して周知させるものとする。

ウ 【道路管理者が実施する対策】

道路管理者は、降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施するものとする。

エ 【市民が実施する対策】

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、その旨を市長又は警察官に通報するものとする。

＜警報等の種類及び発表基準＞

1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報

(1) 特別警報・警報・注意報の発表地域区分

長野地方気象台では、県内を気象特性に基づいて北部、中部及び南部に分割した区域（一次細分区域）に対して天気予報を発表している。また、災害をもたらす大雨等の現象は、多くの場合一次細分区域より狭い範囲に限定されることから、警報・注意報については一次細分区域をさらに分割した区域（二次細分区域）に対して発表している。

このうち、本市は、一次細分区域は「中部」に属し、二次細分区域は「茅野市」となる。

(2) 長野県における気象警報・注意報の発表基準 (平成25年11月11日現在)

長野地方気象台は、大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」を、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」を、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」を、市町村単位を基本に気象特性に基づき県内を79の区域に分け発表している。

ア 特別警報基準（50年に一度の値）

（注意：特別警報は、府県程度の広がり度で50年に一度の値となる現象を対象。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではない。）

種類	発表基準				
台風等	「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合				
	一次細分	二次細分	48時間降水量	3時間降水量	土壌（流域）雨量指数基準
大雨	中部	茅野市	252mmの基準に到達し、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合	94mmの基準に到達し、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合	167の基準に到達し、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合

# 【旧】

ウ 【道路管理者が実施する対策】

道路管理者は、降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施する。

エ 【市民が実施する対策】

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見したものは、その旨を市長又は警察官に通報しなければならない。

警報等の種類及び発表基準

1 気象業務法に基づく警報・注意報等

(1) 警報・注意報等の発表地域区分

長野地方気象台では、県内を気象特性に基づいて北部、中部及び南部に分割した区域（一次細分区域）に対して天気予報を発表している。また、災害をもたらす大雨等の現象は、多くの場合一次細分区域より狭い範囲に限定されることから、警報・注意報については一次細分区域をさらに分割した区域（二次細分区域）に対して発表している。

このうち、本市は、一次細分区域は「中部」、二次細分区域は「諏訪地域」に属する。

(2) 長野県における気象警報・注意報の発表基準 (平成21年3月23日改正)

長野地方気象台では、長野県内でおおむね下表の基準を超える気象現象が発現し、被害が起こると予想される場合には気象注意報を、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合には気象警報を発表する。

ア 気象警報基準

種類	発表基準				
暴風	平均風速 17m/s以上				
暴風雪	平均風速 17m/s以上 雪を伴う。				
	一次細分	二次細分	平坦地	平坦地以外	土壌（流域）雨量指数基準
			1時間降水量	1時間降水量	
大雨	中部	諏訪地域 茅野市の場合	40mmの基準に到達することが予想される場合	50mmの基準に到達することが予想される場合	105の基準に到達することが予想される場合

# 【新】

風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

大雪	中部	諏訪地域	積雪深さ69cm以上となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くことが予想される場合（既往最深積雪、50年に一度のデータなし）
----	----	------	--

## イ 警報基準

種類	発表基準				
暴風	平均風速 17m/s以上				
暴風雪	平均風速 17m/s以上 雪を伴う。				
	一次細分	二次細分	平地 1時間降水量	平地以外 1時間降水量	土壌（流域） 雨量指数基準
大雨	中部	茅野市	40mmの基準に到達することが予想される場合	60mmの基準に到達することが予想される場合	105の基準に到達することが予想される場合
洪水	中部	茅野市	40mmの基準に到達することが予想される場合	60mmの基準に到達することが予想される場合	上川流域=14 柳川流域=8 宮川流域=12 渋川流域=5 滝ノ湯川流域=7
大雪	中部	諏訪地域	12時間降雪の深さ20cm以上		

## ウ 注意報基準

種類	発表基準				
強風	平均風速 13m/s以上				
風雪	平均風速 13m/s以上 雪を伴う。				
	一次細分	二次細分	1時間降水量	3時間降水量	土壌（流域） 雨量指数基準
大雨	中部	茅野市	25mmの基準に到達することが予想される場合	40mmの基準に到達することが予想される場合	84の基準に到達することが予想される場合
洪水	中部	茅野市	25mmの基準に到達することが予想される場合	40mmの基準に到達することが予想される場合	上川流域=11 柳川流域=6 宮川流域=10 渋川流域=4 滝ノ湯川流域=6

# 【旧】

風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

洪水	中部	諏訪地域 茅野市の場合	40mmの基準に到達することが予想される場合	<del>50mm</del> の基準に到達することが予想される場合	上川流域=16 柳川流域=7 宮川流域=12 渋川流域=5 滝ノ湯川流域=8	複合基準 平地地： R1=25 上川=11
大雪	中部	諏訪地域	30cm以上			

## イ 気象注意報基準

種類	発表基準				
強風	平均風速 13m/s以上				
風雪	平均風速 13m/s以上 雪を伴う。				
	一次細分	二次細分	1時間降水量	3時間降水量	土壌（流域） 雨量指数基準
大雨	中部	諏訪地域 茅野市の場合	25mmの基準に到達することが予想される場合	40mmの基準に到達することが予想される場合	84の基準に到達することが予想される場合
洪水	中部	諏訪地域	25mmの基準に到達することが予想される場合	40mmの基準に到達することが予想される場合	上川流域=9 柳川流域=4 宮川流域=8 渋川流域=4 滝ノ湯川流域=5
大雪	中部	諏訪地域	15cm以上		
雷	落雷等により被害が予想される場合				
乾燥	最小湿度が20%以下で実効湿度が55%以下				
濃霧	視程（見通せる距離）100m以下				
なだれ	表層なだれ：積雪が50cm以上あって降雪の深さが20cm以上で、風速10m/s以上 又は、積雪が70cm以上あって降雪の深さが30cm以上 全層なだれ：積雪が70cm以上あって最高気温が平年より5℃以上、 又は日降水量が15mm以上				
霜	最低気温が2℃以下（早霜、晩霜期）				
着氷・着雪	著しい着氷、着雪が予想される時。				

# 【新】

風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

大雪	中部	諏訪地域	12時間降雪の深さ10cm以上
雷	落雷等により被害が予想される場合		
乾燥	最小湿度が20%以下で実効湿度が55%以下		
濃霧	視程（見通せる距離）100m以下		
なだれ	表層なだれ：積雪が50cm以上あって降雪の深さが20cm以上で、風速10m/s以上 又は、積雪が70cm以上あって降雪の深さが30cm以上 全層なだれ：積雪が70cm以上あって最高気温が平年より5℃以上、 又は日降水量が15mm以上		
霜	早霜、晩霜期に最低気温が2℃以下		
着氷・着雪	著しい着氷、着雪が予想される時。		
低温	夏期	平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温が15℃以下、又は高冷地（※）で13℃以下が2日以上続くとき。	
	冬期	最低気温が-14℃以下、又は高冷地（※）で-21℃以下になるとき。	
融雪	1 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2 積雪地域の日平均気温が6℃以上で、日降水量が20mm以上		

※高冷地：おおむね標高800m以上の所

# 【旧】

風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

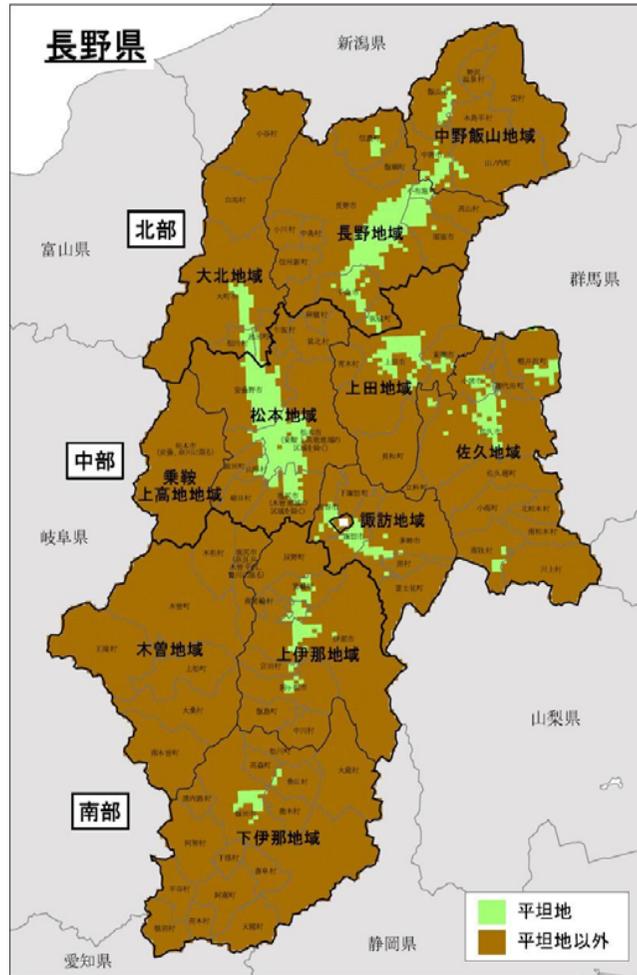
低温	夏期	平均気温が平年より4℃以上低く、かつ、最低気温が15℃以下、又は高冷地（※）で13℃以下が2日以上続くとき。
	冬期	最低気温が-14℃以下、又は高冷地（※）で-17℃以下になるとき。
融雪	1 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2 積雪地域の日平均気温が6℃以上で、日降水量が20mm以上	

※高冷地：おおむね標高800m以上の所

# 【新】

風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

別図 平坦地区区分図

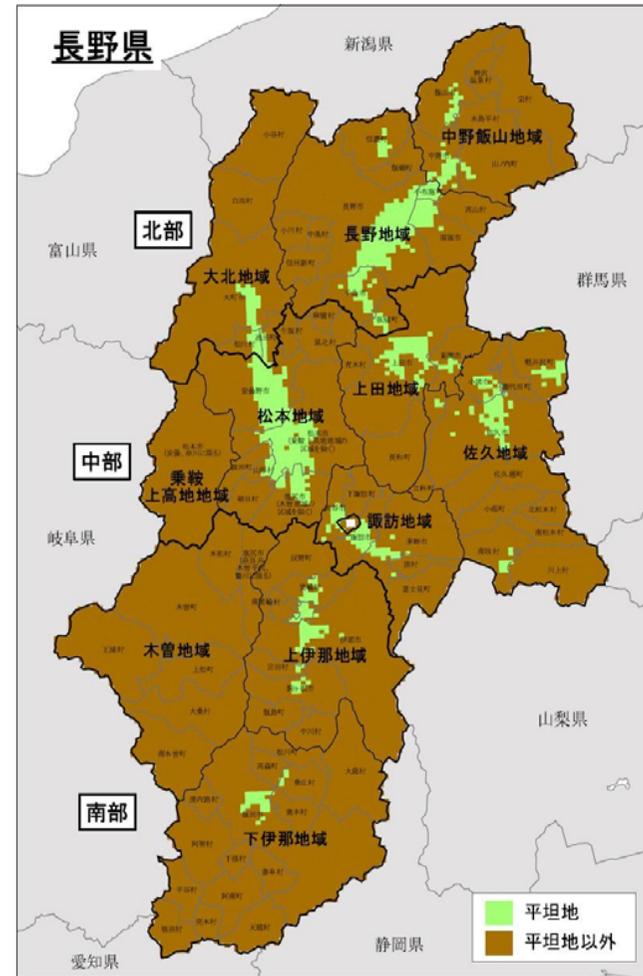


平坦地：概ね傾斜が30パーミル以下で都市化率が25%以上の地域  
 平坦地以外：上記以外の地域

# 【旧】

風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

別図 平坦地区区分図



平坦地：概ね傾斜が30パーミル以下で都市化率が25%以上の地域  
 平坦地以外：上記以外の地域

# 【新】

## 2 水防法に基づく警報等

### (1) 洪水予報

水防法に基づき、重要河川についてその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。（茅野市では洪水予報指定河川なし）

区 分	発 表 基 準
洪水注意報	基準地点の水位がはん濫注意水位を越え突破するおそれのあるとき。
洪水警報	溢水、氾濫等により国民経済上重大な損害が生じるおそれのあるとき。
避難判断水位 到達情報	はん濫注意水位を超える水位で、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位に達したとき。

### (2) 水防警報

水防法に基づき、水防活動のために発する警報をいう。

区 分	発 表 基 準
水防警報	水位が警戒水位に達しなお上昇のおそれがあり、水防活動の必要なとき。（通知内容は、本章第8節「水防活動」参照のこと。）

## 3 消防法に基づく警報等

### (1) 火災気象通報

消防法に基づき、気象状況が火災の予防上危険であるときに行う通報をいう。

区 分	発 表 基 準
火災気象通報	気象の状況が次のいずれか一つの条件を満たしたときとする。 1 実効湿度が55%以下で最小湿度が20%以下になる見込みのとき。 2 実効湿度が60%以下、最小湿度が40%以下で、最大風速が7mを超える見込みのとき。 3 平均風速10m以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき（降雨、降雪のときには通報しないことがある。）。

### (2) 火災警報

消防法に基づき、一般に警戒を促すために発表する警報をいう。

区 分	発 表 基 準
火災警報	(1)の発表基準に準じる。

# 【旧】

## 2 水防法に基づく警報等

### (1) 洪水予報

水防法に基づき、重要河川についてその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。（茅野市では洪水予報指定河川なし）

区 分	発 表 基 準
洪水注意報	基準地点の水位がはん濫注意水位を越え突破するおそれのあるとき。
洪水警報	溢水、氾濫等により国民経済上重大な損害が生じるおそれのあるとき。
避難判断水位 到達情報	はん濫注意水位を超える水位で、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位に達したとき。

### (2) 水防警報

水防法に基づき、水防活動のために発する警報をいう。

区 分	発 表 基 準
水防警報	水位が警戒水位に達しなお上昇のおそれがあり、水防活動の必要なとき。（通知内容は、本章第8節「水防活動」参照のこと。）

## 3 消防法に基づく警報等

### (1) 火災気象通報

消防法に基づき、気象状況が火災の予防上危険であるときに行う通報をいう。

区 分	発 表 基 準
火災気象通報	気象の状況が次のいずれか一つの条件を満たしたときとする。 1 実効湿度が55%以下で最小湿度が20%以下になる見込みのとき。 2 実効湿度が60%以下、最小湿度が40%以下で、最大風速が7mを超える見込みのとき。 3 平均風速10m以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき（降雨、降雪のときには通報しないことがある。）。

### (2) 火災警報

消防法に基づき、一般に警戒を促すために発表する警報をいう。

区 分	発 表 基 準
火災警報	(1)の発表基準に準じる。

# 【新】

## 4 その他の情報

### (1) 特別警報

警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大雪等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、特別警報を発表し、最大限の警戒を呼び掛けます。

現象の種類	発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(注) 表中の“数十年に一度”の現象に相当する降水量等の客観的な指標は気象庁で別に定めます。

### (2) 土砂災害警戒情報

大雨により土砂災害の危険が高まった市町村を特定し、長野県と長野地方気象台が共同して発表する情報をいう。

区分	発表基準
土砂災害警戒情報	2時間先までの予測雨量から求めた60分積算雨量と土壌雨量指数の関数曲線値が、土砂災害発生危険基準線を超えると予測した場合。

### (3) 記録的短時間大雨情報

現在の降雨がその地域にとって災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることを、地域を名指しして発表する情報をいう。

区分	発表基準
記録的短時間大雨情報	数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を、観測(地上の雨量計による観測)したり、解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)した場合

### (4) 竜巻注意情報

激しい突風一般に警戒を促すために発表する情報をいう。

区分	発表基準
竜巻注意情報	竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合 この情報の有効時間は、発表から1時間

# 【旧】

## 4 その他の情報

### (1) 土砂災害警戒情報

大雨により土砂災害の危険が高まった市町村を特定し、長野県と長野地方気象台が共同して発表する情報をいう。

区分	発表基準
土砂災害警戒情報	2時間先までの予測雨量から求めた60分積算雨量と土壌雨量指数の関数曲線値が、土砂災害発生危険基準線を超えると予測した場合。

### (2) 記録的短時間大雨情報

現在の降雨がその地域にとって災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることを、地域を名指しして発表する情報をいう。

区分	発表基準
記録的短時間大雨情報	数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を、観測(地上の雨量計による観測)したり、解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)した場合

### (3) 竜巻注意情報

激しい突風一般に警戒を促すために発表する情報をいう。

区分	発表基準
竜巻注意情報	竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合 この情報の有効時間は、発表から1時間

# 【新】

## 5 警報等の発表及び解除

警報等を発表及び解除する機関は、次のとおりとする。

なお、注意報及び警報はその種類にかかわらず、新たな注意報又は警報の発表が行われたときには、自動的にきりかえられる。ただし、竜巻注意情報の有効時間は発表から1時間である。

警報等の種類	発表機関名	対象区域
気象注意報 気象警報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台	県全域あるいは一部
水防警報	諏訪建設事務所	知事が指定した河川（「県の指定河川」という。）
火災気象通報	長野地方気象台	県全域あるいは一部
火災警報	市長	市域
避難判断水位等到達情報	諏訪建設事務所	知事が指定した河川
土砂災害警戒情報	長野地方気象台 建設部砂防課 } 共同	県全域あるいは一部
記録的短時間大雨情報	長野地方気象台	県全域あるいは一部
竜巻注意情報	長野地方気象台	県全域あるいは一部

### 警報等伝達系統図

#### 1 注意報・警報及び情報

##### (1) 通信途絶時の代替経路

機関名	長野県防災行政無線（84は庁内電話から掛ける場合）	
長野県（危機管理部）	電話	84-1-231-5208～5210
	FAX	84-1-231-8739
NHK長野放送局	電話	84-1-231-8840
	FAX	84-1-231-8841

機関名	加入電話 FAX
東日本電信電話株式会社 又は 西日本電信電話株式会社	03-3437-0390 又は 06-4860-2040

##### (2) 警報・注意報の対象地域の区分

注・警報の対象区域

細分区域名	対象地域	
北部	中野飯山地域	中野市、飯山市、下高井郡及び下水内郡
	長野地域	長野市、須坂市、千曲市、埴科郡、上高井郡及び上水内郡
	大北地域	大町市及び北安曇郡

# 【旧】

## 5 警報等の発表及び解除

警報等を発表及び解除する機関は、次のとおりとする。

なお、注意報及び警報はその種類にかかわらず、新たな注意報又は警報の発表が行われたときには、自動的にきりかえられる。ただし、竜巻注意情報の有効時間は発表から1時間である。

警報等の種類	発表機関名	対象区域
気象注意報 気象警報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台	県全域あるいは一部
水防警報	諏訪建設事務所	知事が指定した河川（「県の指定河川」という。）
火災気象通報	長野地方気象台	県全域あるいは一部
火災警報	市長	市域
避難判断水位等到達情報	諏訪建設事務所	知事が指定した河川
土砂災害警戒情報	長野地方気象台 建設部砂防課 } 共同	県全域あるいは一部
記録的短時間大雨情報	長野地方気象台	県全域あるいは一部
竜巻注意情報	長野地方気象台	県全域あるいは一部

### 警報等伝達系統図

#### 1 注意報・警報及び情報

##### (1) 通信途絶時の代替経路

機関名	長野県防災行政無線（84は庁内電話から掛ける場合）	
長野県（危機管理部）	電話	84-1-231-5208～5210
	FAX	84-1-231-8739
NHK長野放送局	電話	84-1-231-8840
	FAX	84-1-231-8841

機関名	加入電話 FAX
東日本電信電話株式会社 又は 西日本電信電話株式会社	03-3437-0390 又は 06-4860-2040

##### (2) 警報・注意報の対象地域の区分

注・警報の対象区域

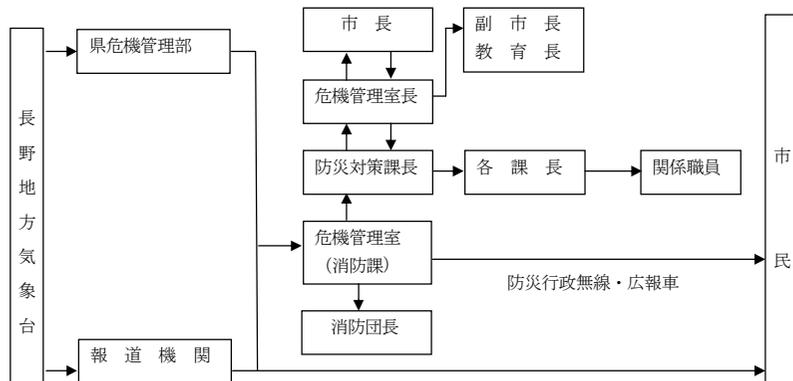
細分区域名	対象地域	
北部	中野飯山地域	中野市、飯山市、下高井郡及び下水内郡
	長野地域	長野市、須坂市、千曲市、埴科郡、上高井郡及び上水内郡
	大北地域	大町市及び北安曇郡
中	上田地域	上田市、東御市及び小県郡

# 【新】

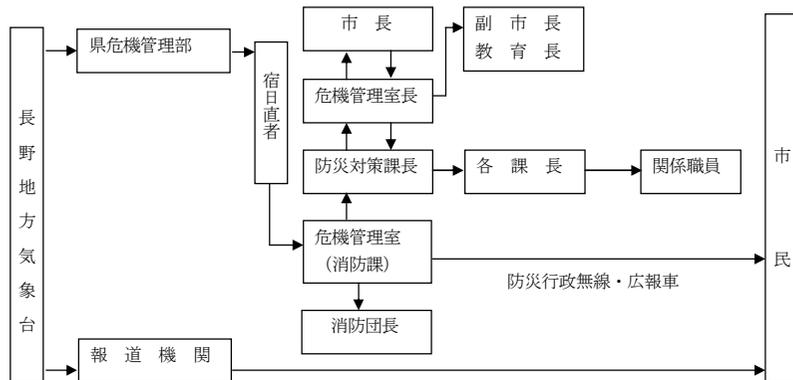
風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

中部	上田地域	上田市、東御市及び小県郡
	佐久地域	小諸市、佐久市、南佐久郡及び北佐久郡
	松本地域	松本市（乗鞍上高地地域の区域を除く。）、塩尻市（木曾地域の区域を除く。）、安曇野市及び東筑摩郡
	乗鞍上高地地域	松本市（安曇及び奈川に限る。）
	諏訪地域	岡谷市、諏訪市、茅野市及び諏訪郡
南部	上伊那地域	伊那市、駒ヶ根市及び上伊那郡
	木曾地域	塩尻市（奈良井、木曾平沢及び贄川に限る。）及び木曾郡
	下伊那地域	飯田市及び下伊那郡

(3) 勤務時間内における伝達系統図（勤務時間外において各課が配備体制についているときも含む。）  
〔勤務時間内〕



(4) 勤務時間外における伝達系統図（勤務時間外において各課が配備体制についているときも含む。）  
〔勤務時間外〕

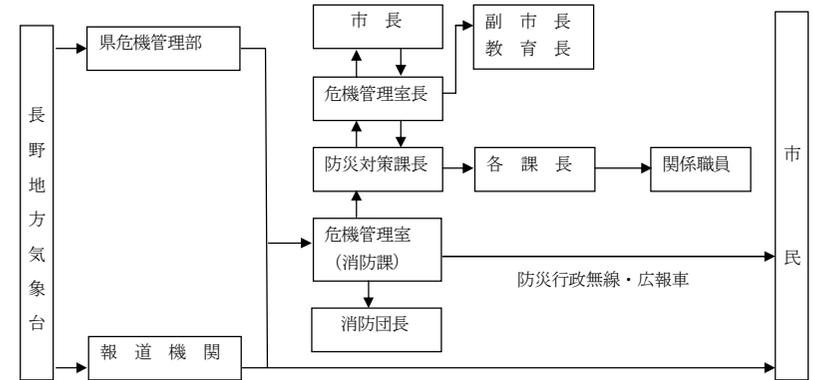


# 【旧】

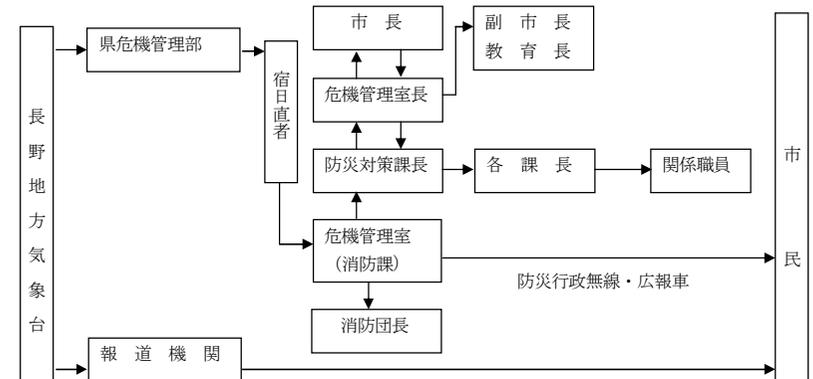
風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

部	佐久地域	小諸市、佐久市、南佐久郡及び北佐久郡
	松本地域	松本市（乗鞍上高地地域の区域を除く。）、塩尻市（木曾地域の区域を除く。）、安曇野市及び東筑摩郡
	乗鞍上高地地域	松本市（安曇及び奈川に限る。）
	諏訪地域	岡谷市、諏訪市、茅野市及び諏訪郡
南部	上伊那地域	伊那市、駒ヶ根市及び上伊那郡
	木曾地域	塩尻市（奈良井、木曾平沢及び贄川に限る。）及び木曾郡
	下伊那地域	飯田市及び下伊那郡

(3) 勤務時間内における伝達系統図（勤務時間外において各課が配備体制についているときも含む。）  
〔勤務時間内〕



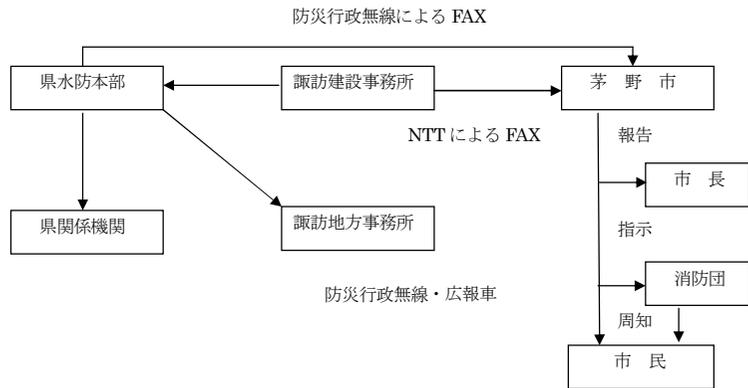
(4) 勤務時間外における伝達系統図（勤務時間外において各課が配備体制についているときも含む。）  
〔勤務時間外〕



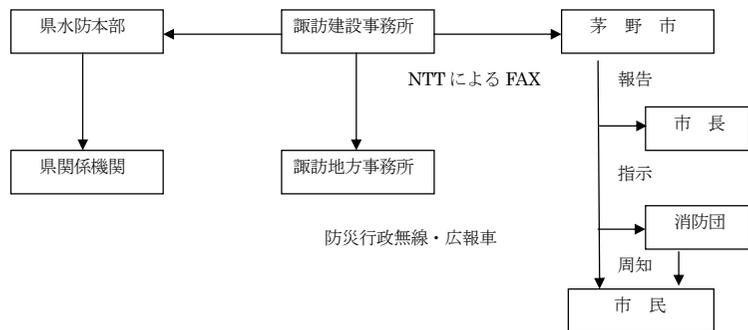
# 【新】

## 2 水防法に基づくもの

### (1) 水位警戒の通知(知事が行うもの)



### (2) 水位情報の通知(知事が行うもの)



## 3 消防法に基づくもの

### (1) 火災気象通報

消防法に基づき、気象状況が火災の予防上危険であるときに行う通報をいう。

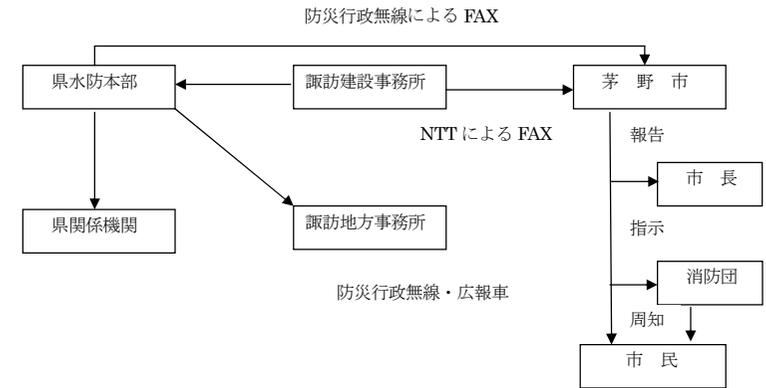
### (2) 伝達系統



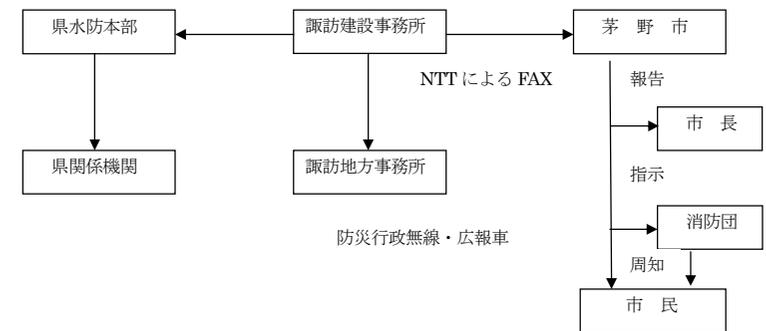
# 【旧】

## 2 水防法に基づくもの

### (1) 水位警戒の通知(知事が行うもの)



### (2) 水位情報の通知(知事が行うもの)



## 3 消防法に基づくもの

### (1) 火災気象通報

消防法に基づき、気象状況が火災の予防上危険であるときに行う通報をいう。

### (2) 伝達系統

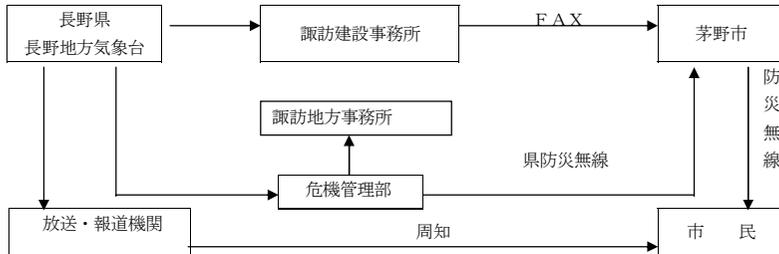


# 【新】

## (3) 伝達要領

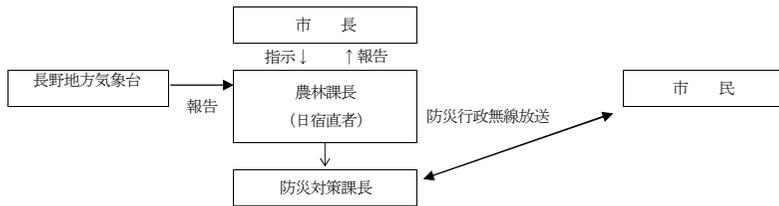
- ア 消防署長は、市長から火災警報発令の指示を受けたときは、直ちに消防団長、各分団長に連絡する。
- イ 防災行政無線により全市放送する。

## 4 土砂災害警戒情報 (共同発表)



## 5 凍霜害警報

### (1) 伝達系統



### (2) 伝達要領

- ア 長野地方気象台から伝達された凍霜害警報の発令は、直ちに防災行政無線により全市放送する。

## 6 予警報等の伝達責任者

気象予警報、水防警報及び火災警報の伝達責任者は、次のとおりである。

予警報伝達責任者

予警報名	責任者
気象水防予警報	防災対策課長
火災警報	茅野消防署長
凍霜害警報	農林課長

## 7 気象、水象及び地象等についての異常現象通報者

異常現象を発見した者は、災害の拡大を未然にとどめるため、その発見場所、状況、経過等できるだけ具体的な情報を、次により速やかに通報しなければならない。

### (1) 通報を要する異常現象

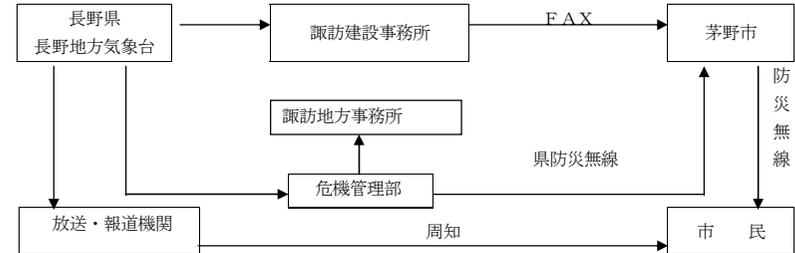
異常な現象とは、例えば次のようなものである。

# 【旧】

## (3) 伝達要領

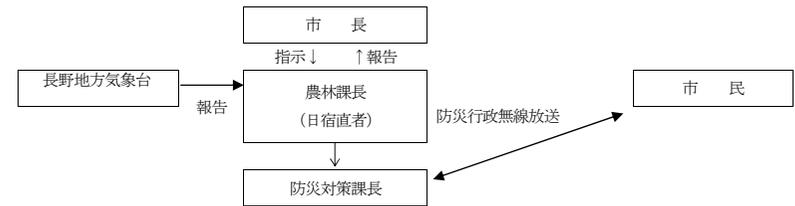
- ア 消防署長は、市長から火災警報発令の指示を受けたときは、直ちに消防団長、各分団長に連絡する。
- イ 防災行政無線により全市放送する。

## 4 土砂災害警戒情報 (共同発表)



## 5 凍霜害警報

### (1) 伝達系統



### (2) 伝達要領

- ア 長野地方気象台から伝達された凍霜害警報の発令は、直ちに防災行政無線により全市放送する。

## 6 予警報等の伝達責任者

気象予警報、水防警報及び火災警報の伝達責任者は、次のとおりである。

予警報伝達責任者

予警報名	責任者
気象水防予警報	防災対策課長
火災警報	茅野消防署長
凍霜害警報	農林課長

## 7 気象、水象及び地象等についての異常現象通報者

異常現象を発見した者は、災害の拡大を未然にとどめるため、その発見場所、状況、経過等できるだけ具体的な情報を、次により速やかに通報しなければならない。

### (1) 通報を要する異常現象

異常な現象とは、例えば次のようなものである。

# 【新】

気象関係	強い突風、竜巻、強い降雹、激しい雷と大雨、山崩れ、崖崩れ等
水象関係	放置すれば決壊のおそれのある堤防の水漏れ、河川や湖沼の水位の異常な上昇
地象関係	地震及び火山現象並びに気象に密接に関連する地面及び地中の現象

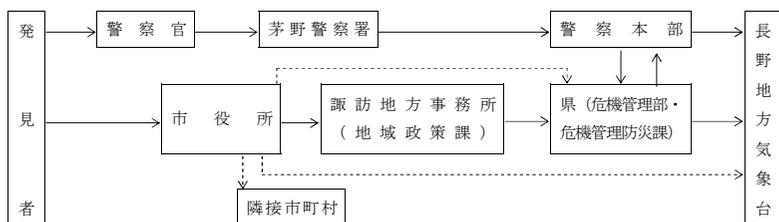
## (2) 通報要領

ア 災害が発生あるいは拡大するおそれがある異常な現象を発見した者は、市役所又は警察官に速やかにその情報を通報する。

イ 通報を受けた市は、(3)の通報系統によりそれぞれ関係の機関に通報するとともに、できる限りその現象を確認し事態の把握に努める。

ウ 情報が隣接市町村へ影響すると認められるときは、関係市町村へ通報する。

## (3) 通報系統



----- は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。

# 【旧】

気象関係	強い突風、竜巻、強い降雹、激しい雷と大雨、山崩れ、崖崩れ等
水象関係	放置すれば決壊のおそれのある堤防の水漏れ、河川や湖沼の水位の異常な上昇
地象関係	地震及び火山現象並びに気象に密接に関連する地面及び地中の現象

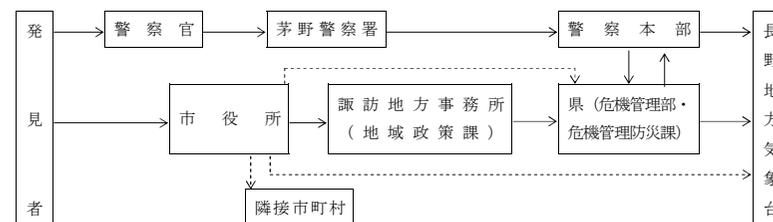
## (2) 通報要領

ア 災害が発生あるいは拡大するおそれがある異常な現象を発見した者は、市役所又は警察官に速やかにその情報を通報する。

イ 通報を受けた市は、(3)の通報系統によりそれぞれ関係の機関に通報するとともに、できる限りその現象を確認し事態の把握に努める。

ウ 情報が隣接市町村へ影響すると認められるときは、関係市町村へ通報する。

## (3) 通報系統



----- は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。

# 【新】

## 第2節 災害情報の収集・連絡活動

### 第1 基本方針

災害が発生した場合、各防災関係機関は直ちに災害時における被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行う。この場合における調査責任機関、調査報告様式及び連絡ルート等は次による。

### 第2 活動の内容

#### 1 報告の種類

##### (1) 概況速報

災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき、又はその他異常と思われる事態（多量の119番通報等）が発生したときは、直ちにその概況を報告する。

【様式 1】被害状況報告（概況速報）

##### (2) 被害中間報告

被害状況を収集し逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合は、その都度変更の報告をする。

##### (3) 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告をする。

#### 2 被害状況等の調査と調査責任機関

被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査にあたっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努める。

市は、被害が甚大である等、市において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。

諏訪地方事務所長は、被災地における被害の状況から、県本庁の応援が必要と認められる場合は、県本庁に対し情報収集チームの派遣を求める。この場合、県本庁は必要な職員により情報収集チームを編成し、速やかに派遣する。

また、市は自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、被害の詳細が把握できない状況であっても、迅速に当該情報の報告に努める。

市は特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報にあるため、住民登録の有無にかかわらず、市内の行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

○調査事項別の担当調査機関及び協力機関

調査事項	調査機関及び担当部	協力機関
概況速報	市（企画総務部）	県関係現地機関
人的及び住家の被害	市（企画総務部）	諏訪地方事務所
避難準備情報・避難勧告・指示等 避難状況	市（企画総務部）	〃
社会福祉施設被害	市（健康福祉部）	〃

# 【旧】

## 第2節 災害情報の収集・連絡活動

### 第1 基本方針

災害が発生した場合、各防災関係機関は直ちに災害時における被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行う。この場合における調査責任機関、調査報告様式及び連絡ルート等は次による。

### 第2 活動の内容

#### 1 報告の種類

##### (1) 概況速報

災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき、又はその他異常と思われる事態（多量の119番通報等）が発生したときは、直ちにその概況を報告する。

【様式 1】被害状況報告（概況速報）

##### (2) 被害中間報告

被害状況を収集し逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合は、その都度変更の報告をする。

##### (3) 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告をする。

#### 2 被害状況等の調査と調査責任機関

被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査にあたっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努める。

市は、被害が甚大である等、市において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行う。

諏訪地方事務所長は、被災地における被害の状況から、県本庁の応援が必要と認められる場合は、県本庁に対し情報収集チームの派遣を求める。この場合、県本庁は必要な職員により情報収集チームを編成し、速やかに派遣する。

また、市は自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、被害の詳細が把握できない状況であっても、迅速に当該情報の報告に努める。

市は特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報にあるため、住民登録の有無にかかわらず、市内の行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

○調査事項別の担当調査機関及び協力機関

調査事項	調査機関及び担当部	協力機関
概況速報	市（企画総務部）	県関係現地機関
人的及び住家の被害	市（企画総務部）	諏訪地方事務所
避難準備情報・避難勧告・指示等 避難状況	市（企画総務部）	〃
社会福祉施設被害	市（健康福祉部）	〃
職業訓練施設被害	施設管理者	〃

# 【新】

風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

職業訓練施設被害	施設管理者	〃
農・畜・養蚕業被害	市（産業経済部）	諏訪地方事務所 諏訪農業改良普及センター 信州諏訪農業協同組合
農地・農業用施設被害	市（産業経済部）	諏訪地方事務所 土地改良区 水利組合
林業関係被害	市（産業経済部） 諏訪地方事務所 中部森林管理局	諏訪森林組合 財産区
公共土木施設被害	市（都市建設部） 諏訪建設事務所 長野国道工事事務所	
土砂災害等による被害	市（都市建設部） 諏訪建設事務所	
都市施設被害	市（都市建設部）	諏訪建設事務所
水道施設被害	市（都市建設部）	諏訪地方事務所
廃棄物処理施設被害	市（市民環境部）	諏訪地方事務所
感染症関係被害	市（健康福祉部）	諏訪保健福祉事務所
医療施設被害	施設管理者	諏訪保健福祉事務所
商工関係被害	市（産業経済部）	諏訪地方事務所 商工会議所
観光施設被害	市（産業経済部）	諏訪地方事務所 市観光協会
教育関係被害	市（教育委員会）設置者・管理者	南信教育事務所
県有財産被害	県関係機関	
市有財産被害	市（企画総務部）	
公益事業被害	鉄道・通信・電力ガス等関係機関	諏訪地方事務所
警察調査被害	茅野警察署	諏訪地方事務所
火災速報	市（企画総務部）	
危険物等の事故による被害	市（企画総務部・市民環境部）	
水害等速報	市（企画総務部） 諏訪建設事務所	

### 3 被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか次表のとおりとする。

# 【旧】

風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

農・畜・養蚕業被害	市（産業経済部）	諏訪地方事務所 諏訪農業改良普及センター 信州諏訪農業協同組合
農地・農業用施設被害	市（産業経済部）	諏訪地方事務所 土地改良区 水利組合
林業関係被害	市（産業経済部） 諏訪地方事務所 中部森林管理局	諏訪森林組合 財産区
公共土木施設被害	市（都市建設部） 諏訪建設事務所 長野国道工事事務所	
土砂災害等による被害	市（都市建設部） 諏訪建設事務所	
都市施設被害	市（都市建設部）	諏訪建設事務所
水道施設被害	市（都市建設部）	諏訪地方事務所
廃棄物処理施設被害	市（市民環境部）	諏訪地方事務所
感染症関係被害	市（健康福祉部）	諏訪保健福祉事務所
医療施設被害	施設管理者	諏訪保健福祉事務所
商工関係被害	市（産業経済部）	諏訪地方事務所 商工会議所
観光施設被害	市（産業経済部）	諏訪地方事務所 市観光協会
教育関係被害	市（教育委員会）設置者・管理者	南信教育事務所
県有財産被害	県関係機関	
市有財産被害	市（企画総務部）	
公益事業被害	鉄道・通信・電力ガス等関係機関	諏訪地方事務所
警察調査被害	茅野警察署	諏訪地方事務所
火災速報	市（企画総務部）	
危険物等の事故による被害	市（企画総務部・市民環境部）	
水害等速報	市（企画総務部） 諏訪建設事務所	

### 3 被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか次表のとおりとする。

# 【新】

風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

項目	認定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、 <u>遺体</u> を確認したもの、又は <u>遺体</u> を確認することができないが死亡したことが確実な者。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。
重傷者・軽傷者	災害のために負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは、1月以上の治療を要する見込の者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込の者。
住 家	現実に住居のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかを問わない。
非 住 家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
世 帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
住家半壊 (半焼)	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表わし、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一部損壊	全壊、半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び、全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないもの。
床下浸水	床上浸水にならない程度に浸水したものとする。
田畑流失	田畑の耕土が流出し、田畑の原形を留めない程度のもをいう
田畑埋没	土砂が堆積し、田畑の原形を留めない程度のもをいう。
冠 水	作物の先端が見えなくなる程度に水につかった場合をいう。
罹災世帯	災害により全壊・半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
罹 災 者	罹災世帯の構成員とする。

## 4 災害情報の収集・連絡系統

### (1) 報告様式

被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式は、調査機関より市関係課にいたる報告様式、市関

# 【旧】

風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

項目	認定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、 <u>死体</u> を確認したもの又は <u>死体</u> を確認することができないが、死亡したことが確実な者。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。
重傷者・軽傷者	災害のために負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは、1月以上の治療を要する見込の者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込の者。
住 家	現実に住居のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかを問わない。
非 住 家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
世 帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
住家半壊 (半焼)	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表わし、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一部損壊	全壊、半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び、全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないもの。
床下浸水	床上浸水にならない程度に浸水したものとする。
田畑流失	田畑の耕土が流出し、田畑の原形を留めない程度のもをいう
田畑埋没	土砂が堆積し、田畑の原形を留めない程度のもをいう。
冠 水	作物の先端が見えなくなる程度に水につかった場合をいう。
㊦ 災世帯	災害により全壊・半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
㊦ 災 者	㊦ 災世帯の構成員とする。

## 4 災害情報の収集・連絡系統

### (1) 報告様式

被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式は、調査機関より市関係課にいたる報告様式、市関

# 【新】

## 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

係課及び関係機関より危機管理防災対策課（市災害対策本部）への報告様式、及び総括表とからなるが、それぞれの様式は様式編のとおりとする。なお、各報告について最終的な報告には内訳を添付するものとする。

- (2) 連絡系統  
被害状況等の収集・連絡系統は、本節末「別記」災害情報収集連絡系統に図示するとおりとする。これらのうち緊急を要する等の場合は、市は直接県関係課に報告し、その後において地方事務所等の機関に報告する。
- (3) 関係機関における実施事項の概要  
関係機関における被害状況等の収集、報告、通報等の実施事項の概要は次のとおりである。

### ア 被害報告等

- (7) 市の実施事項（企画総務部）
  - a 「別記1」に示す情報集連絡体制とり、本節第2の2において市が調査機関として定められている事項については被害状況等を調査のうえ、本節第2の5に定める様式及び連絡系統「別記2」により県現地機関等に報告するものとする。なお、火災・災害等即報要領第3直接即報基準に該当する災害が発生した場合は、消防庁に対しても直接報告するものとする。
  - b 本市における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は、諏訪地方事務所長に支援を求める。
  - c 県庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行うものとする。この場合の対象となる災害は次の(イ)のdに定める。  
なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻す。
- (4) 県（本庁）の実施事項
  - a 危機管理防災課（災害対策本部室）は、発災後直ちに県警察本部等と連携し、ヘリコプターによる画像情報・目視情報等の概括的な情報の収集を行うとともに、得られた被害情報等を関係各課、関係機関及び消防庁に報告する。
  - b 各課は、市町村単位または施設の種類別に被害状況を取りまとめる。
  - c 各課は、とりまとめた被害状況を危機管理防災課（災害対策本部）関係行政機関（本省）、及び関係課に報告するものとする。
  - d 危機管理防災課（災害対策本部室）は、各課及び関係機関の被害状況等を取りまとめ、すみやかに国（総務省消防庁）、その他関係省庁及び関係地方公共団体に報告するとともに、別節災害広報計画により報道機関に発表する。この場合において、国に報告すべき災害は次のとおりとする。
    - (a) 県において災害対策本部を設置した災害
    - (b) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる程度の災害
    - (c) (a)又は(b)に定める災害になるおそれのある災害  
なお、この国への報告は、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）により行う消防庁への報告と一体的に行うものとする。
  - e 危機管理防災課（災害対策本部室）は、掌握した被害状況を必要に応じ自衛隊の連絡班に連絡する。
  - f 危機管理防災課（災害対策本部室）は、地方事務所長から情報収集チームの派遣を求められたときは、危機管理部長（災害対策本部室長）の指示により派遣の要否を決定する。
  - g 危機管理防災課（災害対策本部室）は、県等が実施する応急対策等について、地方事務所

# 【旧】

## 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

係課及び関係機関より危機管理防災対策課（市災害対策本部）への報告様式、及び総括表とからなるが、それぞれの様式は様式編のとおりとする。なお、各報告について最終的な報告には内訳を添付するものとする。

- (2) 連絡系統  
被害状況等の収集・連絡系統は、本節末「別記」災害情報収集連絡系統に図示するとおりとする。これらのうち緊急を要する等の場合は、市は直接県関係課に報告し、その後において地方事務所等の機関に報告する。
  - (3) 関係機関における実施事項の概要  
関係機関における被害状況等の収集、報告、通報等の実施事項の概要は次のとおりである。
- ア 被害報告等
- (7) 市の実施事項（企画総務部）
    - a 「別記1」に示す情報集連絡体制とり、本節第2の2において市が調査機関として定められている事項については被害状況等を調査のうえ、本節第2の5に定める様式及び連絡系統「別記2」により県現地機関等に報告するものとする。なお、火災・災害等即報要領第3直接即報基準に該当する災害が発生した場合は、消防庁に対しても直接報告するものとする。
    - b 本市における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は、諏訪地方事務所長に支援を求めるものとする。
    - c 県庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行うものとする。この場合の対象となる災害は次の(イ)のdに定めるとおりとする。  
なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻すものとする。
  - (4) 県（本庁）の実施事項
    - a 危機管理防災課（災害対策本部室）は、発災後直ちに県警察本部と連携し、ヘリコプターによる画像情報・目視情報等の概括的な情報の収集を行うとともに、得られた被害情報等を関係各課、関係機関及び消防庁に報告する。
    - b 各課は、市町村単位または施設の種類別に被害状況を取りまとめる。
    - c 各課は、とりまとめた被害状況を危機管理防災課（災害対策本部）関係行政機関（本省）、及び関係課に報告するものとする。
    - d 危機管理防災課（災害対策本部室）は、各課及び関係機関の被害状況等を取りまとめ、すみやかに国（総務省消防庁）、その他関係省庁及び関係地方公共団体に報告するとともに、別節災害広報計画により報道機関に発表する。この場合において、国に報告すべき災害は次のとおりとする。
      - (a) 県において災害対策本部を設置した災害
      - (b) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる程度の災害
      - (c) (a)又は(b)に定める災害になるおそれのある災害  
なお、この国への報告は、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）により行う消防庁への報告と一体的に行うものとする。
    - e 危機管理防災課（災害対策本部室）は、掌握した被害状況を必要に応じ自衛隊の連絡班に連絡する。
    - f 危機管理防災課（災害対策本部室）は、地方事務所長から情報収集チームの派遣を求められたときは、危機管理部長（災害対策本部室長）の指示により派遣の要否を決定する。
    - g 危機管理防災課（災害対策本部室）は、県等が実施する応急対策等について、地方事務所を通じ被災市町村へ連絡する。

# 【新】

を通じ被災市町村へ連絡する。

h 危機管理防災課（災害対策本部室）は、市町村において通信手段の途絶等が発生し、災害情報の報告が十分なされていないと判断するときは、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして災害情報等の把握に努めるものとする。

## (f) 県現地機関等の実施事項

- a 各課（所）は、市町村単位に被害状況を取りまとめる。
- b 各機関の管理に属する施設の被害状況を取りまとめる。
- c 掌握した被害状況等を地方事務所地域政策課に報告または連絡するとともに県（本庁）の主管課に報告する。
- d 地方事務所長は、被害規模が甚大である場合等で市町村及び関係現地機関における情報収集の円滑な実施が困難であると認められる場合は、県危機管理防災課（災害対策本部室）に情報収集チームの派遣を求めるものとする。

## (g) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の実施事項

各機関は、その所管する施設について被害状況を調査し、その状況を県危機管理防災課（災害対策本部室）に連絡するものとする。

## イ 水防情報

### (7) 雨量の通報（システム障害が発生した場合）

- a 県水防本部（災害対策本部設置後は水防班。以下同じ。）は、建設事務所長からの通報を取りまとめ、必要な情報を県危機管理防災課（災害対策本部設置後は災害対策本部室。以下同じ。）に通報する。
- b 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係建設事務所長に通報する。
- c 雨量観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した雨量を、所轄建設事務所長に通報する。

### (4) 水位の通報（システム障害が発生した場合）

- a 県水防本部は、建設事務所長からの通報を取りまとめ、必要な情報を県危機管理防災課に通報する。
- b 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係建設事務所長に通報する。
- c 水位観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した水位を、所轄建設事務所長に通報する。

## 5 通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生後、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を速やかに行うものとする。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、航空機による目視・撮影、衛星携帯電話、各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。

### (1) 【市が実施する事項】（企画総務部）

- ア 市防災行政無線及び県防災行政無線の活用を図る。
- イ 可搬型移動無線、衛星携帯電話等の移動無線機器の活用を図る。

### (2) 【県が実施する事項】

- ア 県防災行政無線機を活用し、必要に応じ統制を行う。（危機管理部）
- イ 可搬型移動無線、衛星携帯電話等の移動系無線機器の活用を図る。（危機管理部）
- ウ （一社）日本アマチュア無線連盟長野支部との協定に基づく活動を依頼する。（危機管理部）

# 【旧】

## (f) 県現地機関等の実施事項

- a 各課（所）は、市町村単位に被害状況を取りまとめる。
  - b 各機関の管理に属する施設の被害状況を取りまとめる。
  - c 掌握した被害状況等を地方事務所地域政策課に報告または連絡するとともに県（本庁）の主管課に報告する。
  - d 地方事務所長は、被害規模が甚大である場合等で市町村及び関係現地機関における情報収集の円滑な実施が困難であると認められる場合は、県危機管理防災課（災害対策本部室）に情報収集チームの派遣を求めるものとする。
- (g) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の実施事項各機関は、その所管する施設について被害状況を調査し、その状況を県危機管理防災課（災害対策本部室）に連絡するものとする。

## イ 水防情報

### (7) 雨量の通報

- a 県水防本部（災害対策本部設置後は水防班。以下同じ。）は、建設事務所長からの通報を取りまとめ、必要な情報を県危機管理防災課（災害対策本部設置後は総務課。以下同じ。）に通報する。
- b 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係建設事務所長に通報する。
- c 雨量観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した雨量を、所轄建設事務所長に通報する。

### (4) 水位の通報

- a 県水防本部は、建設事務所長からの通報を取りまとめ、必要な情報を県危機管理防災課に通報する。
- b 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係建設事務所長に通報する。
- c 水位観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した水位を、所轄建設事務所長に通報する。

## 5 通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生後、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を速やかに行うものとする。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、携帯電話、トランシーバー等の移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。

### (1) 【市が実施する事項】（企画総務部）

- ア 市防災行政無線及び県防災行政無線の活用を図る。
- イ 可搬型移動無線、携帯電話等移動無線機器の活用を図る。

### (2) 【県が実施する事項】

- ア 県防災行政無線機を活用し、必要に応じ統制を行う。（危機管理部）
- イ 可搬型移動無線、携帯電話、MCA移動無線等の移動系無線機器の活用を図る。（危機管理部）
- ウ アマチュア無線クラブとの協定に基づく活動を依頼する。（危機管理部）
- エ 信越総合通信局に対し、無線局又は有線電気通信設備による通信の確保を要請する。（危機管理部）

オ NTT等の電気通信事業者に対し、通信の優先的な取扱いを要請する。（危機管理部）

カ 県有（警察）ヘリコプターによるテレビ画像情報の送信を行う。（警察本部）

### (3) [電気通信事業者が実施する事項]

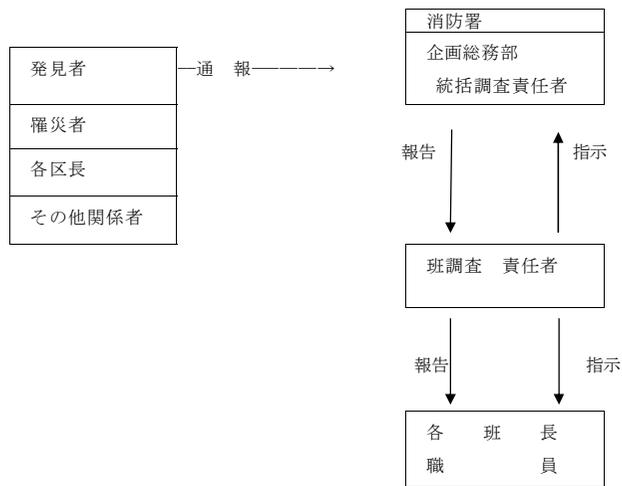
# 【新】

- エ 信越総合通信局に対し、無線局又は有線電気通信設備による通信の確保を要請する。  
(危機管理部)
  - オ NTT等の電気通信事業者に対し、通信の優先的な取扱いを要請する。(危機管理部)
  - カ 県有(警察)ヘリコプターによるテレビ画像情報の送信を行う。(警察本部)
- (3) [電気通信事業者が実施する事項]  
重要通信の優先的な取扱いを図る。

【資料15】アマチュア無線による災害時応援協定

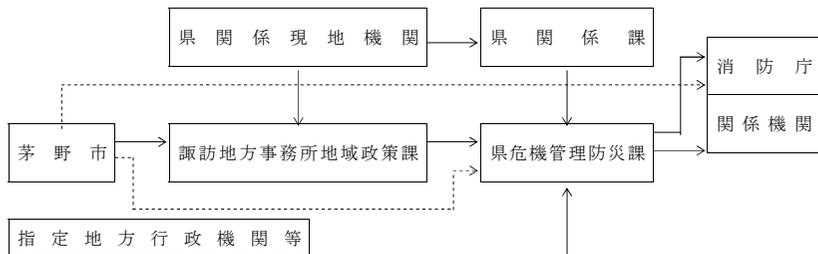
【別記1】 災害情報収集連絡系統 (市の組織内における連絡系統)

(1) 災害発生時



【別記2】 災害情報収集連絡系統

(1) 概況速報 様式1号 (消防庁への速報は様式21号)



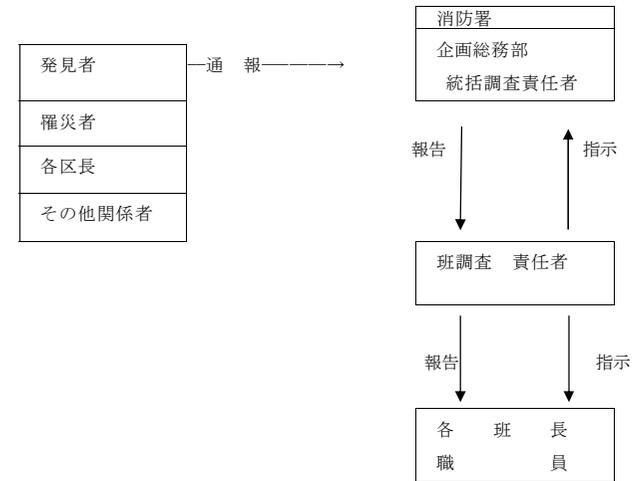
# 【旧】

重要通信の優先的な取扱いを図る。

【資料15】アマチュア無線による災害時応援協定

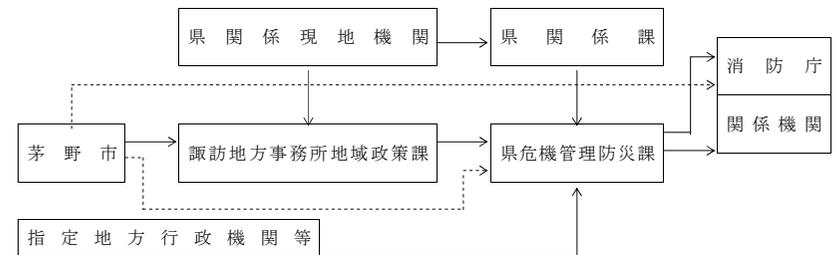
【別記1】 災害情報収集連絡系統 (市の組織内における連絡系統)

(1) 災害発生時



【別記2】 災害情報収集連絡系統

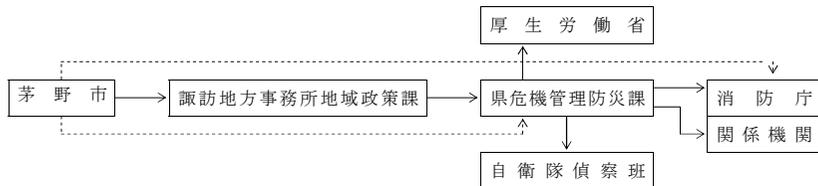
(1) 概況速報 様式1号 (消防庁への速報は様式21号)



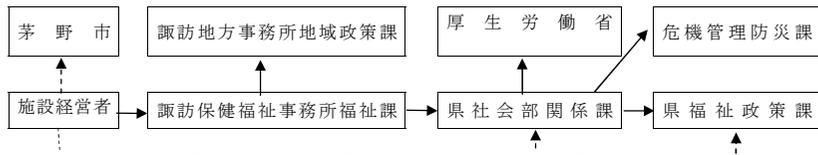
# 【新】

## (2) 人的及び住家の被害状況報告 様式2号

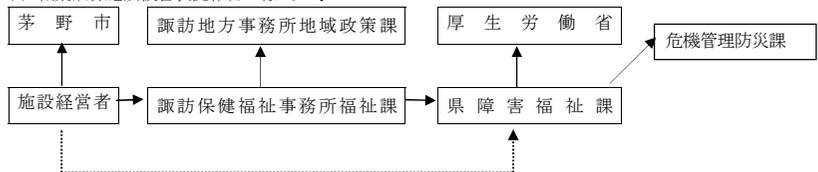
避難準備情報・避難勧告・指示等避難状況報告 様式第2-1号



## (3) 社会福祉施設被害状況報告 様式3号

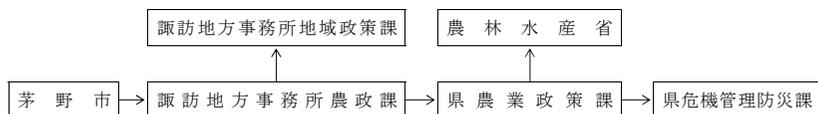


## (4) 職業訓練施設被害状況報告 様式3号

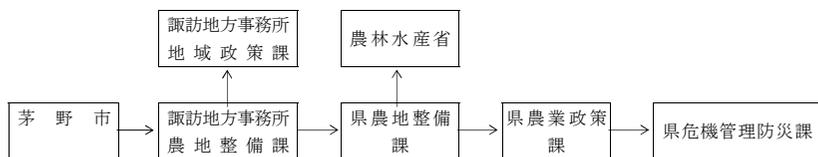


## (5) 農業関係被害状況報告 様式5号

ア 農・畜・養蚕・水産業被害状況報告



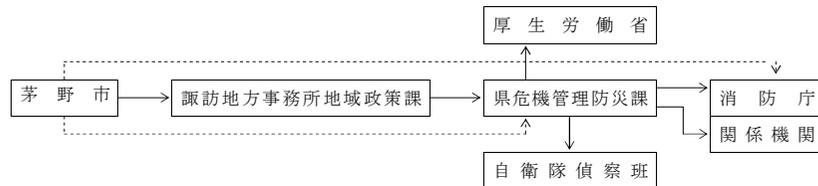
イ 農地・農業用施設被害状況報告



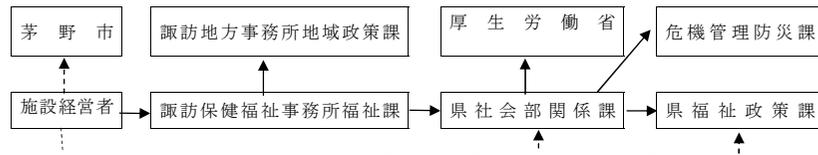
# 【旧】

## (2) 人的及び住家の被害状況報告 様式2号

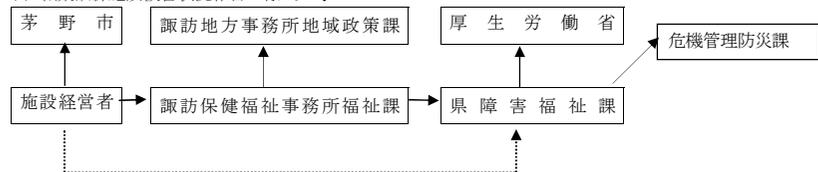
避難準備情報・避難勧告・指示等避難状況報告 様式第2-1号



## (3) 社会福祉施設被害状況報告 様式3号



## (4) 職業訓練施設被害状況報告 様式3号

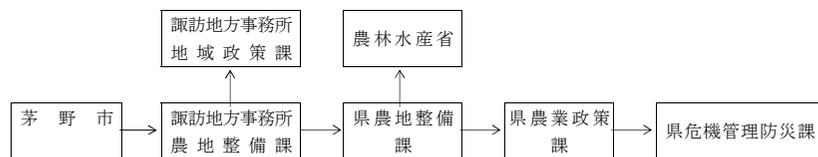


## (5) 農業関係被害状況報告 様式5号

ア 農・畜・養蚕・水産業被害状況報告



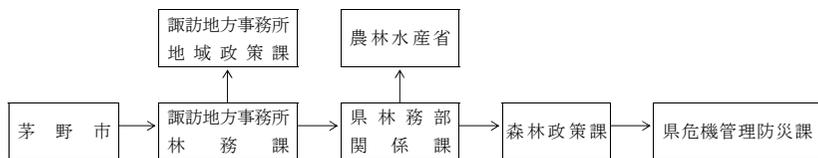
イ 農地・農業用施設被害状況報告



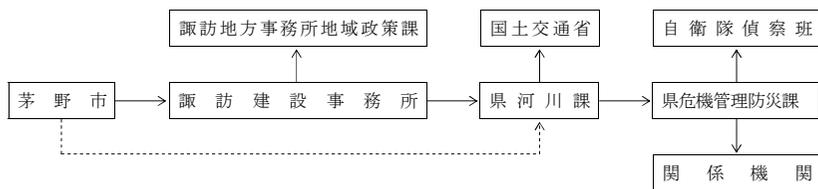
# 【新】

風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

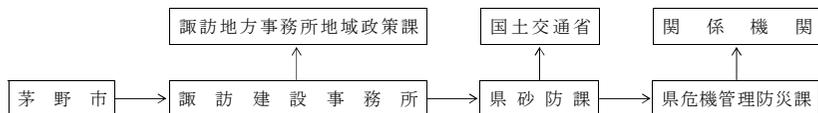
(6) 林業関係被害状況報告 様式6号



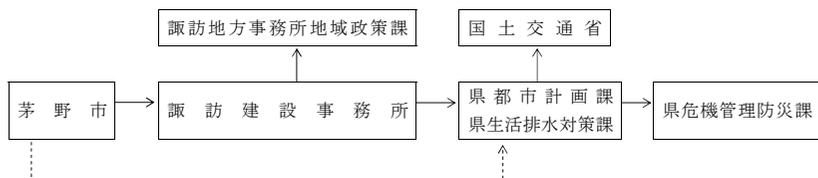
(7) 土木関係被害状況報告 様式7号  
ア 公共土木施設被害状況報告等



イ 土砂災害等による被害報告



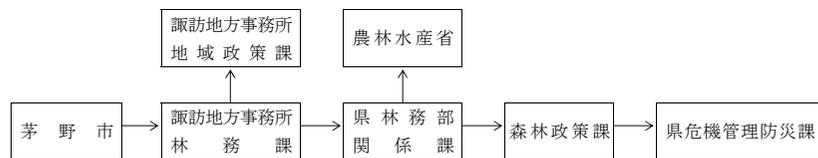
(8) 都市施設被害状況報告 様式8号



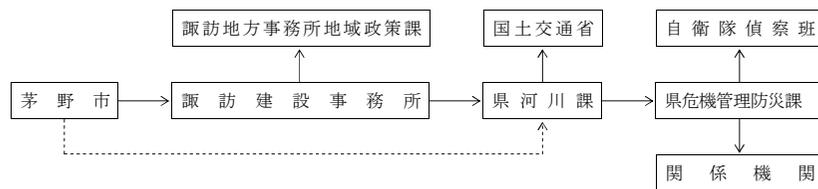
# 【旧】

風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

(6) 林業関係被害状況報告 様式6号



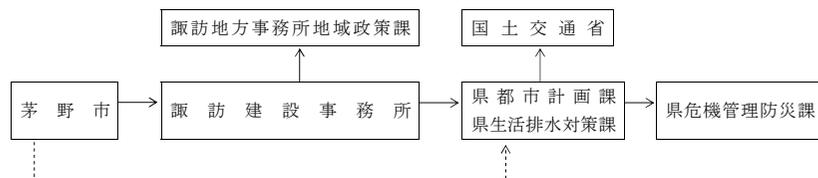
(7) 土木関係被害状況報告 様式7号  
ア 公共土木施設被害状況報告等



イ 土砂災害等による被害報告

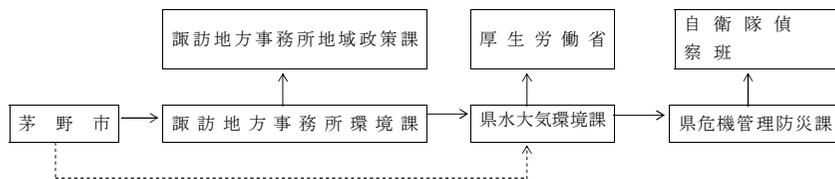


(8) 都市施設被害状況報告 様式8号

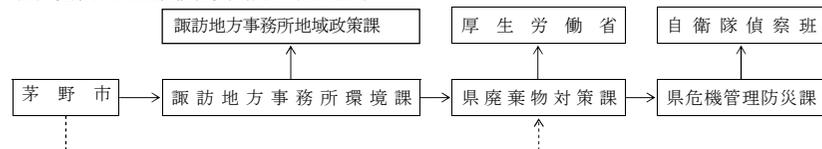


# 【新】

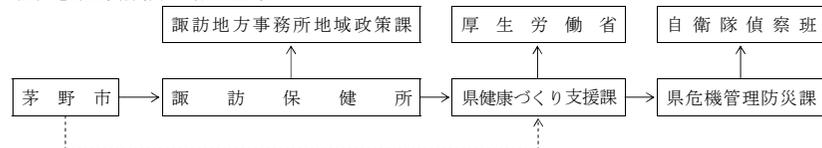
(9) 水道施設被害状況報告 様式9号



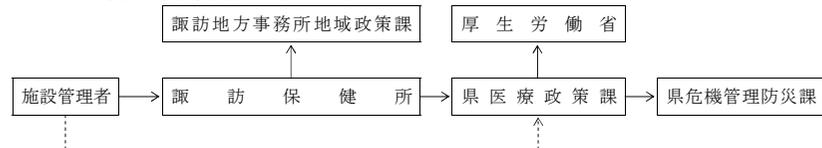
(10) 廃棄物処理施設被害状況報告 様式10号



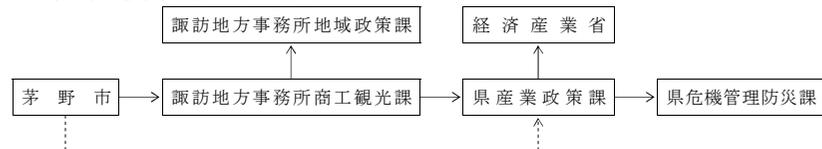
(11) 感染症関係報告 様式11号



(12) 医療施設関係被害状況報告 様式12号

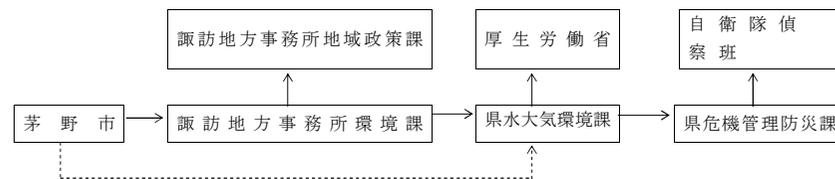


(13) 商工関係被害状況報告 様式13号

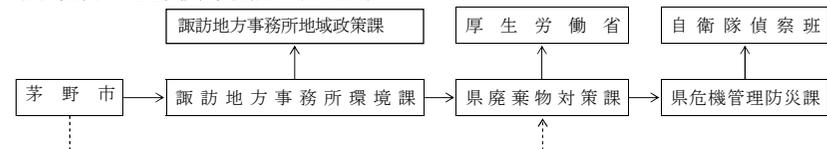


# 【旧】

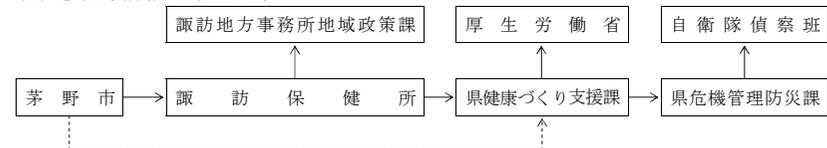
(9) 水道施設被害状況報告 様式9号



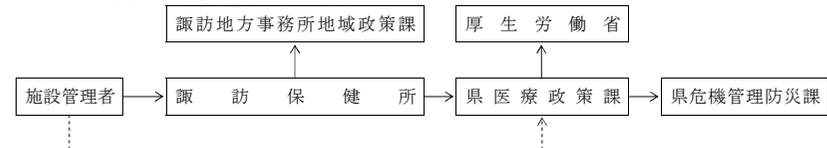
(10) 廃棄物処理施設被害状況報告 様式10号



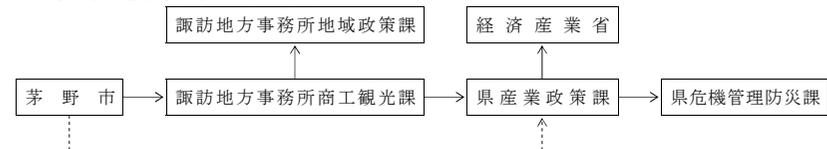
(11) 感染症関係報告 様式11号



(12) 医療施設関係被害状況報告 様式12号

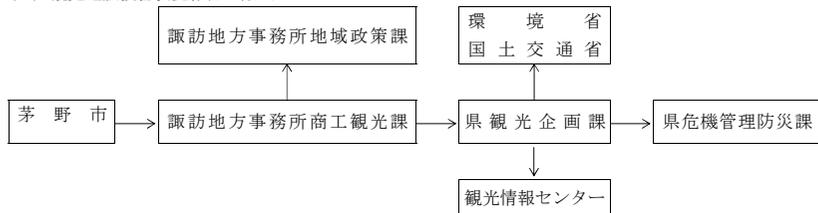


(13) 商工関係被害状況報告 様式13号

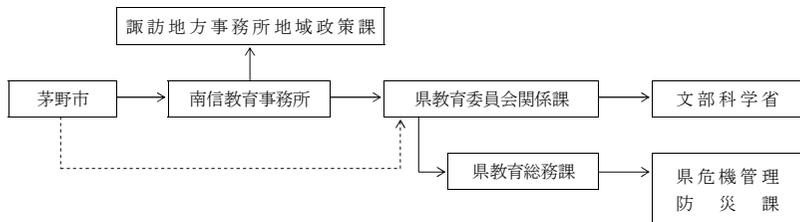


# 【新】

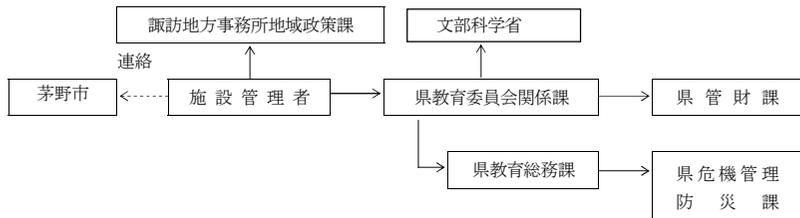
(14) 観光施設被害状況報告 様式14号



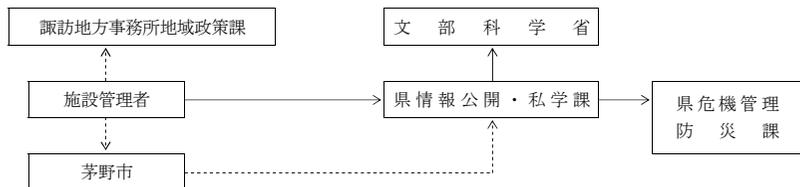
(15) 教育関係被害状況報告 様式15号  
ア 市施設



イ 県施設

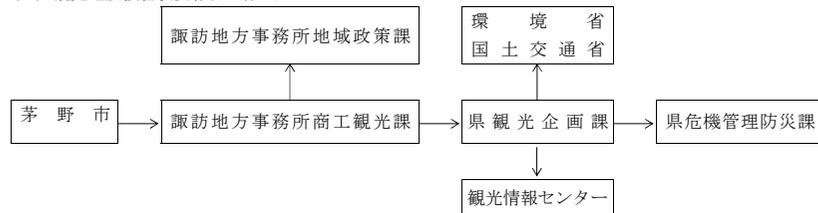


ウ 私立施設

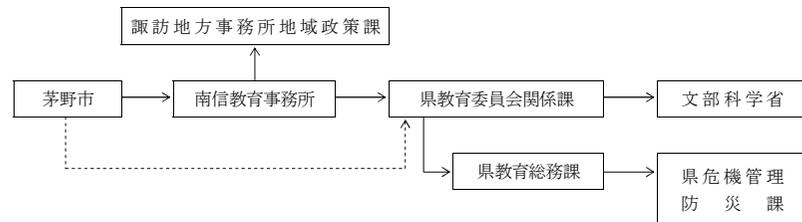


# 【旧】

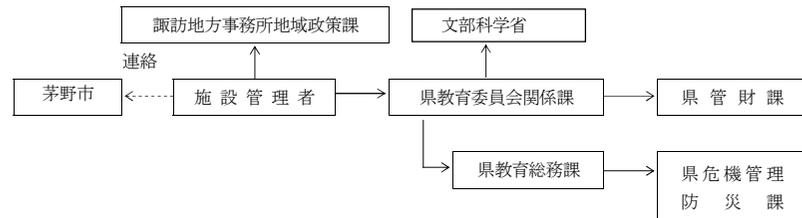
(14) 観光施設被害状況報告 様式14号



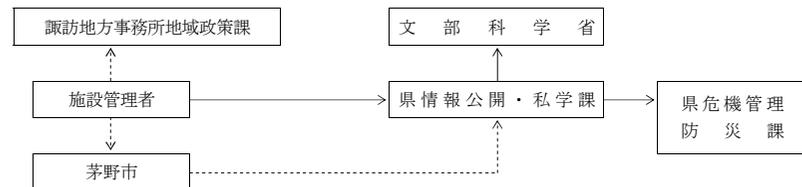
(15) 教育関係被害状況報告 様式15号  
ア 市施設



イ 県施設



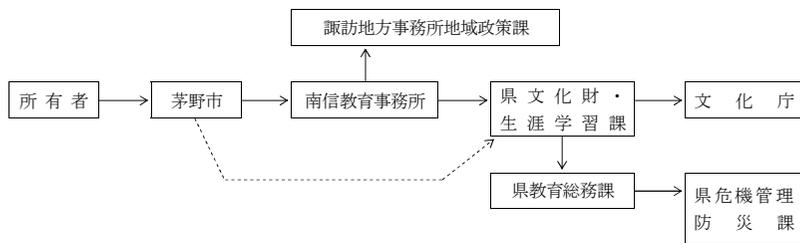
ウ 私立施設



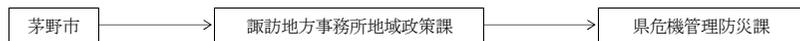
# 【新】

風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

エ 文化財

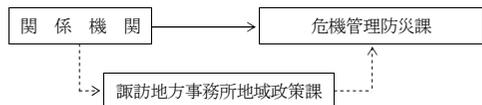


(16) 市有財産 様式 17 号



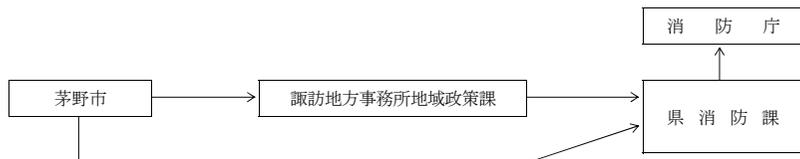
注：他の報告系統に含まれない施設についてのみあげること。

(17) 公益事業関係被害状況報告 様式 18 号

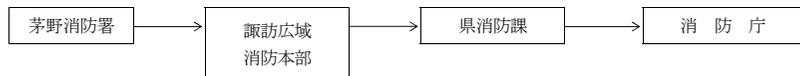


注：破線は地方事務所への連絡系統が確立されている公益事業関係機関からの報告の場合

(18) 火災即報 様式 19 号



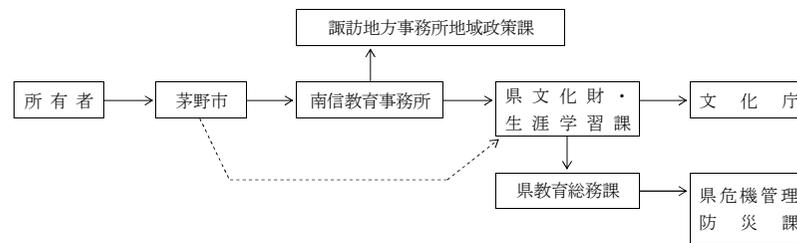
(19) 火災等即報（危険物に係る事故）



# 【旧】

風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

エ 文化財

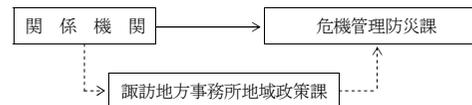


(16) 市有財産 様式 17 号



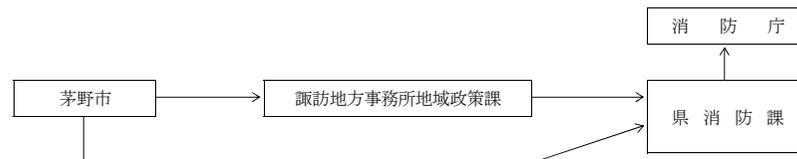
注：他の報告系統に含まれない施設についてのみあげること。

(17) 公益事業関係被害状況報告 様式 18 号

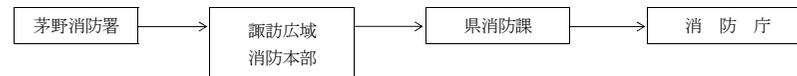


注：破線は地方事務所への連絡系統が確立されている公益事業関係機関からの報告の場合

(18) 火災即報 様式 19 号

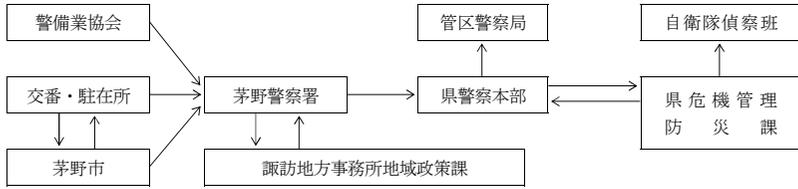


(19) 火災等即報（危険物に係る事故）

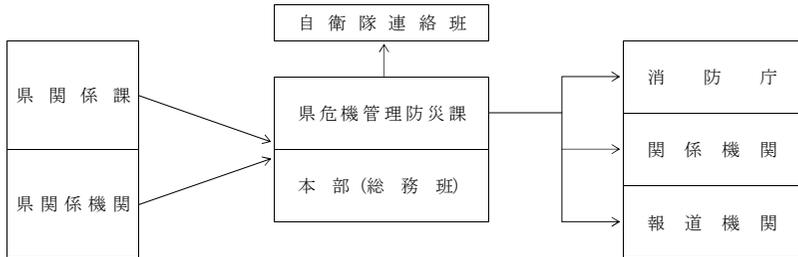


# 【新】

(20) 警察調査被害状況報告 様式20号

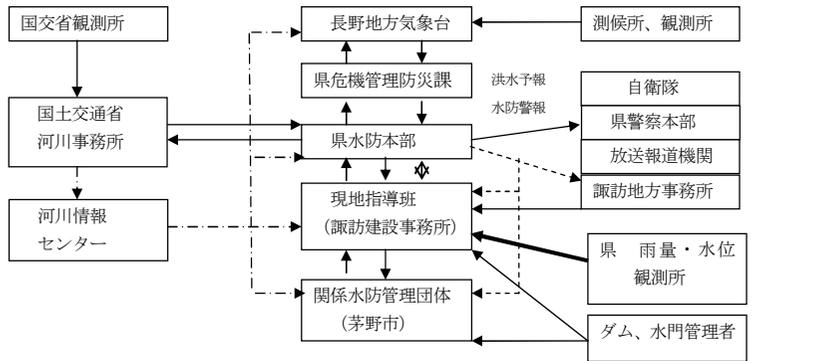


(21) 被害状況総合報告 様式21号



注：県関係課及び関係機関から危機管理防災課への報告は(2)から(17)までの報告によるものであること。

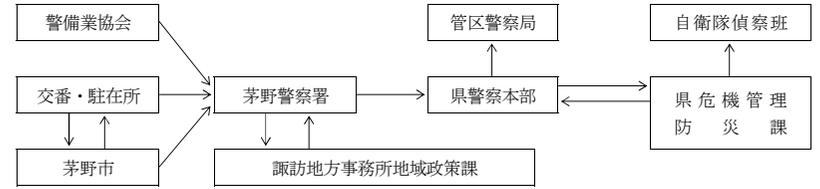
(22) 水防情報  
雨量・水位の通報



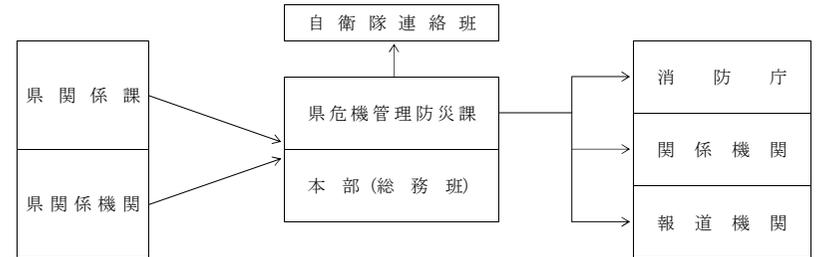
→ はN T Tファクシミリ等による伝達を示す。  
 - - - - - はファクシミリによる伝達を示す。  
 ——— は長野県水防情報システムを示す。  
 - · - · - はHP「川の防災情報」(統一河川情報システムによる補助的伝達システムである。)

# 【旧】

(20) 警察調査被害状況報告 様式20号

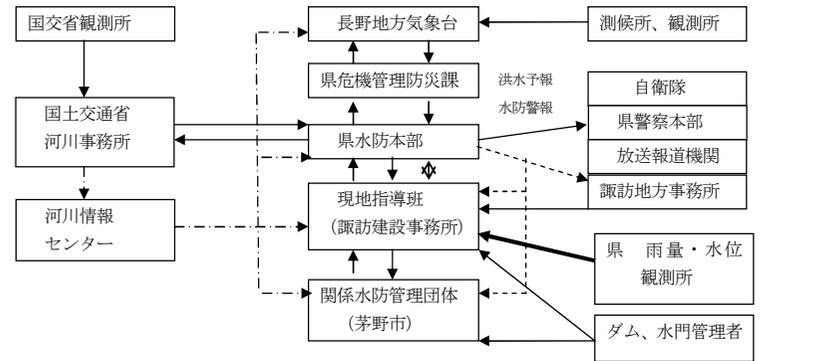


(21) 被害状況総合報告 様式21号



注：県関係課及び関係機関から危機管理防災課への報告は(2)から(17)までの報告によるものであること。

(22) 水防情報  
雨量・水位の通報



→ はN T Tファクシミリ等による伝達を示す。  
 - - - - - はファクシミリによる伝達を示す。  
 ——— は長野県水防情報システムを示す。  
 - · - · - はHP「川の防災情報」(統一河川情報システムによる補助的伝達システムである。)

# 【新】

## 第3節 非常参集職員の活動

### 第1 基本方針

各機関は、市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ協力で推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところによって活動体制に万全を期するものとする。

この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて災害応急対策活動に協力する。

### 第2 主な活動

災害発生のおそれがあるとき又は災害が発生したときは、職員による迅速な配備活動を行うとともに、災害の状況により災害対策本部の設置等を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 【市が実施する計画】（全市部局）

(1) 市の地域に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、「茅野市災害応急対策職員行動マニュアル」の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を發揮して災害応急対策の実施に努める。

#### (2) 活動体制

災害応急対策に対処するため、状況に応じ以下の活動体制をとる。

1- (3) 風水害等の活動体制基準

活動体制の名称	活動準備体制	事前配備	警戒配備	非常配備
防災気象情報	・注意報の発表（大雨・洪水・暴風）	・警報の発表（大雨・洪水・暴風）	・特別警報の発表 ・土砂災害警戒情報の発表 ・記録的短時間大雨情報の発表	
風水害等	・連続雨量50mmに達した時（市） ・時間雨量30mmに達した時（市） ・10分雨量8mmに達した時（市） ・注意報（長野地方気象台） 1時間雨量25mm（平原地） 1時間雨量40mm（平原地以外） 土壌雨量指数94 ・雨量（市）は「茅野市防災気象情報システム」の観測数値を目安とする（P22参照）	・連続雨量80mmに達した時（市） ・時間雨量50mmに達した時（市） ・10分雨量12mmに達した時（市） ・警報（長野地方気象台） 1時間雨量40mm（平原地） 1時間雨量60mm（平原地以外） 土壌雨量指数105 ・台風の接近等 ・市水防計画による水位観測所で、通報水位に達した時（P22参照）	・特別警報（長野地方気象台） 48時間降水量252mm（参考値） 3時間降水量94mm（参考値） 土壌雨量指数167（参考値） ・記録的短時間大雨情報（気象台） 1時間雨量100mm（参考値） ・はん濫注意水位に達した時 上川裁場観測所1.9m 上川江川観測所3.4m 宮川安国寺観測所1.8m ・人的、物的被害の発生のおそれがある場合 （土砂崩れ・豪雨・暴風・洪水） ・市水防計画による水位観測所で、警戒水位に達した時（P22参照）	・避難判断水位に達した時 上川裁場観測所2.3m 上川江川観測所3.7m 宮川安国寺観測所2.3m ・人的、物的被害が発生した場合 （土砂崩れ・豪雨・暴風・洪水）
対応する組織	危機管理室・企画総務部	危機管理室・企画総務部	本部員会議	茅野市災害対策本部
判断責任者	危機管理室長	危機管理室長	市長	市長
活動内容	◎情報収集	◎情報収集・伝達	◎情報収集・伝達 ◎各部連絡網の確認 ◎避難準備情報	◎情報収集・伝達 ◎災害応急対策 ◎避難勧告又は指示
災害対策本部員及び本部連絡員等の職員	（防災対策班） ●危機管理室長 ●防災対策班全員 ●消防班（当直員） ●秘書広報班広報広聴係（1人） ●企画班（3人） ●農林班長及び関係職員 ●建設班長及び関係職員	●本部員：市長 ●副部長：副市長、教育長 ●本部員：全員 ●本部連絡員：全員 ●班員：全係長以上	●本部員：市長 ●副部長：副市長、教育長 ●本部員：全員 ●本部連絡員：全員 ●班員：全員	●本部員：市長 ●副部長：副市長、教育長 ●本部員：全員 ●本部連絡員：全員 ●班員：全員
出先機関職員の職員			施設長	全員
地区コミュニティセンター職員の職員			所長	全員

※ 局地的災害は、現地対策本部を設置し、市長が指名する職員を現地本部へ派遣

# 【旧】

## 第3節 非常参集職員の活動

### 第1 基本方針

各機関は、市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ協力で推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところによって活動体制に万全を期するものとする。

この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて災害応急対策活動に協力する。

### 第2 主な活動

災害発生のおそれがあるとき又は災害が発生したときは、職員による迅速な配備活動を行うとともに、災害の状況により災害対策本部の設置等を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 【市が実施する計画】（全市部局）

(1) 市の地域に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、法令又は県地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を發揮して災害応急対策の実施に努める。

#### (2) 活動体制

災害応急対策に対処するため、状況に応じ以下の活動体制をとる。

活動体制の名称	活動準備体制	事前配備	警戒配備	非常配備
防災気象情報	・注意報の発表（大雨・洪水・暴風）	・警報の発表（大雨・洪水・暴風）	・土砂災害警戒情報の発表 ・記録的短時間大雨情報の発表	
風水害等	・連続雨量50mmに達した時 ・時間雨量30mmに達した時 ・10分雨量8mmに達した時	・連続雨量80mmに達した時 ・時間雨量50mmに達した時 ・10分雨量12mmに達した時	・はん濫注意水位に達した時 上川裁場観測所1.9m 上川江川観測所3.4m 宮川安国寺観測所1.8m ・台風の接近等 ・市水防計画による水位観測所で、通報水位に達した時（P22参照） ・雨量は「防災気象情報システム」の観測数値を目安とする（P21参照）	・避難判断水位に達した時 上川裁場観測所2.3m 上川江川観測所3.7m 宮川安国寺観測所2.3m ・人的、物的被害が発生した場合 （土砂崩れ・豪雨・暴風・洪水）
対応する組織	危機管理室・企画総務部	危機管理室・企画総務部	本部員会議	茅野市災害対策本部
判断責任者	危機管理室長	危機管理室長	市長	市長
活動内容	◎情報収集	◎情報収集・伝達	◎情報収集・伝達 ◎各部連絡網の確認 ◎避難準備情報	◎情報収集・伝達 ◎災害応急対策 ◎避難勧告又は指示
災害対策本部員及び本部連絡員等の職員	（防災対策班） ●危機管理室長 ●防災対策班全員 ●消防班（当直員） ●秘書広報班広報広聴係（1人） ●企画班（3人） ●農林班長及び関係職員 ●建設班長及び関係職員	●本部員：市長 ●副部長：副市長、教育長 ●本部員：全員 ●本部連絡員：全員 ●班員：全係長以上	●本部員：市長 ●副部長：副市長、教育長 ●本部員：全員 ●本部連絡員：全員 ●班員：全員	●本部員：市長 ●副部長：副市長、教育長 ●本部員：全員 ●本部連絡員：全員 ●班員：全員
出先機関職員の職員			施設長	全員
地区コミュニティセンター職員の職員			所長	全員

※ 局地的災害は、現地対策本部を設置し、市長が指名する職員を現地本部へ派遣

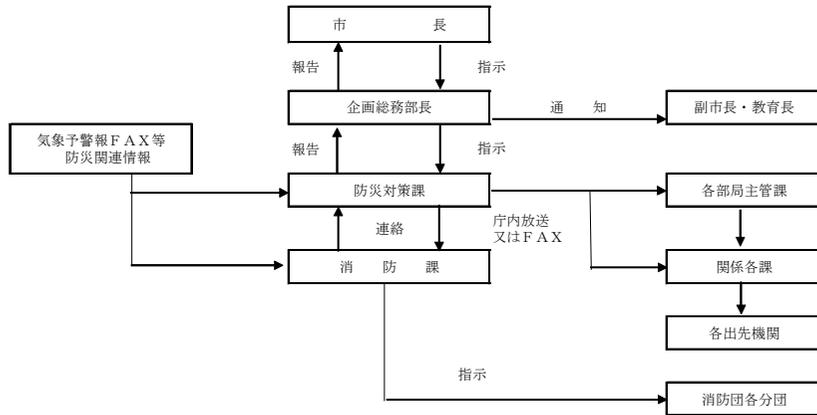
# 【新】

## (3) 配備体制指令の伝達及び配備担当者の招集

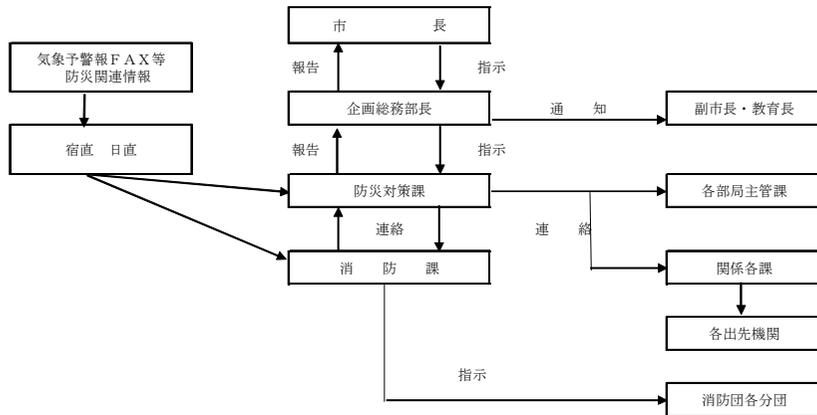
### ア 伝達系統

配備指令及び配備担当者の招集の伝達は次の方法で行う。

#### (7) 勤務時間内



#### (4) 勤務時間外



### イ 伝達方法

配備決定に基づく防災対策課からの関係職員への配備指令の伝達は、原則として次の方法による。

#### (7) 勤務時間内

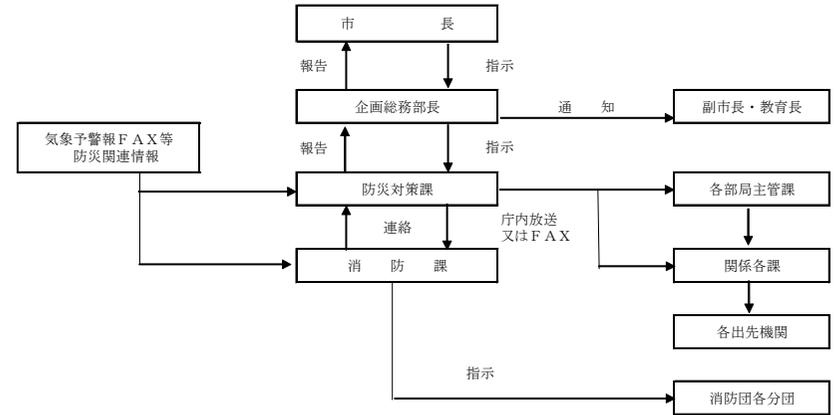
# 【旧】

## (3) 配備体制指令の伝達及び配備担当者の招集

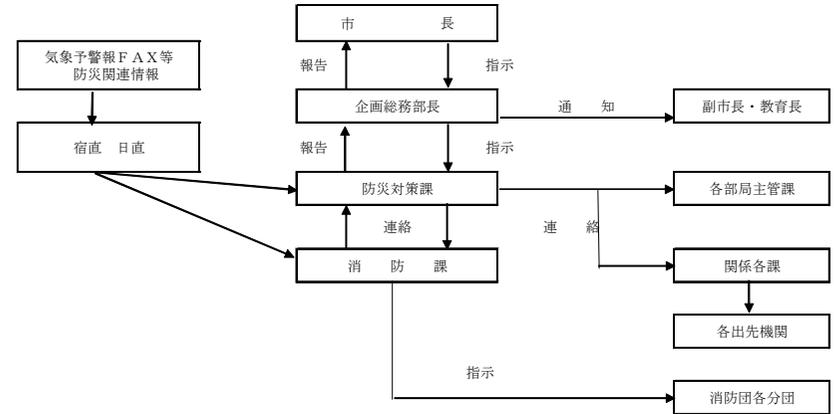
### ア 伝達系統

配備指令及び配備担当者の招集の伝達は次の方法で行う。

#### (7) 勤務時間内



#### (4) 勤務時間外



### イ 伝達方法

配備決定に基づく防災対策課からの関係職員への配備指令の伝達は、原則として次の方法による。

#### (7) 勤務時間内

# 【新】

## 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

- a 本庁：庁内放送のほか、電話、使走等のうち最も速やかに行える方法による。
- b 出先：本庁関係課から電話等により伝達する。必要に応じ防災行政無線、携帯電話等により伝達する。

### (イ) 勤務時間外

- a 本庁：電話、携帯電話、使走等のうち最も速やかに行える方法による。
- b 出先：本庁関係課から電話等により伝達する。必要に応じ防災行政無線、携帯電話等により伝達する。

### ウ 配備担当者の決定

関係課長はあらかじめ配備担当者並びにその連絡方法を定めておく。

### エ 自主参集

職員は、第3活動の内容1(2)の活動体制表に基づくほか、日頃からテレビ、ラジオ等の災害関連情報に十分注意し、災害時はテレビ、ラジオ、インターネット等による情報や周囲の状況から被害甚大と判断される場合、速やかに登庁する。

配備のうち、時間外の動員先は、原則として勤務地となるが、交通が途絶し、所属する部課へ参集が困難な場合は、直近の市役所又は地区コミュニティセンターに参集し、その旨を本庁へ連絡するとともに、参集場所の責任者の指示を受ける。

### オ 参集時の留意事項

#### a 参集者の服装・携行品

応急活動に便利で安全な服装とし、帽子、又はヘルメット、手袋、タオル、水筒、食料、筆記具、懐中電灯、携帯ラジオ、応急医薬品等を携行する。

#### b 参集途上の緊急措置

職員は、参集途上において火災あるいは人身事故等に遭遇した場合、付近住民に協力し、消火・救命を第一とするとともに、消防署又は警察署へ通報する。

#### c 被害状況等の報告

職員は、参集途上で知り得た被害状況等を、所属長又は参集場所の責任者に報告する。

### カ 配備状況等の報告

各部長は、配備指令に基づき職員の配備を完了したときは、速やかに配備活動状況、災害情報等について把握し、本部長に連絡する。

### キ 勤務時間外の配備基準

種 別	配 備 の 内 容
事前配備	危機管理室長、防災対策班全員、消防班（当直員） <u>秘書広報班、企画班、農林班、建設班の関係職員</u>
警戒配備	本部長、副本部長、本部員、本部連絡員、班員（全係長以上） 関係班全員（防災対策班、 <u>秘書広報班</u> 、企画班、消防班、農林班、建設班） 出先機関施設長、地区コミュニティセンター所長

# 【旧】

## 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

- a 本庁：庁内放送のほか、電話、使走等のうち最も速やかに行える方法による。
- b 出先：本庁関係課から電話等により伝達する。必要に応じ防災行政無線、携帯電話等により伝達する。

### (イ) 勤務時間外

- a 本庁：電話、携帯電話、使走等のうち最も速やかに行える方法による。
- b 出先：本庁関係課から電話等により伝達する。必要に応じ防災行政無線、携帯電話等により伝達する。

### ウ 配備担当者の決定

関係課長はあらかじめ配備担当者並びにその連絡方法を定めておく。

### エ 自主参集

職員は、第3活動の内容1(2)の活動体制表に基づくほか、日頃からテレビ、ラジオ等の災害関連情報に十分注意し、災害時はテレビ・ラジオによる情報や周囲の状況から被害甚大と判断される場合、速やかに登庁する。

配備のうち、時間外の動員先は、原則として勤務地となるが、交通が途絶し、所属する部課へ参集が困難な場合は、直近の市役所又は地区コミュニティセンターに参集し、その旨を本庁へ連絡するとともに、参集場所の責任者の指示を受ける。

### オ 参集時の留意事項

#### a 参集者の服装・携行品

応急活動に便利で安全な服装とし、帽子、又はヘルメット、手袋、タオル、水筒、食料、筆記具、懐中電灯、携帯ラジオ、応急医薬品等を携行する。

#### b 参集途上の緊急措置

職員は、参集途上において火災あるいは人身事故等に遭遇した場合、付近住民に協力し、消火・救命を第一とするとともに、消防署又は警察署へ通報する。

#### c 被害状況等の報告

職員は、参集途上で知り得た被害状況等を、所属長又は参集場所の責任者に報告する。

### カ 配備状況等の報告

各部長は、配備指令に基づき職員の配備を完了したときは、速やかに配備活動状況、災害情報等について把握し、本部長に連絡する。

### キ 勤務時間外の配備基準

種 別	配 備 の 内 容
事前配備	危機管理室長、防災対策班全員、消防班（当直員） 企画班 <u>全員</u>
警戒配備	本部長、副本部長、本部員、本部連絡員、班員（全係長以上） 関係班全員（防災対策班、企画班、消防班、農林班、建設班） 出先機関施設長、地区CC所長

# 【新】

風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

非常配備	本部長、副本部長、本部長、本部連絡員、班員全員、出先機関職員全員 地区コミュニティセンター職員全員
------	--

## ク 非常配備職員の対応

非常配備職員は、各所属職場へ参集し、迅速な対応をとる。

内 容	主な担当課	
①体制、重要事項の決定	本部員会議	
②体制の統括、情報の集約	防災対策課	
③災害対策本部開設の準備	防災対策課	
④分掌事務による対応	各課	
⑤市民等からの電話及び来庁者への対応	企画課・市民課	
⑦各部長への報告	本部連絡員	
⑧参集時における被害状況の収集	各課	
⑨報道機関との連絡・調整	<u>秘書広報課</u>	
⑩情報の収集	ライフライン (中部電力・NTT・諏訪ガス)	商工課
	下水道・水道関係	水道課
	交通機関 (JR・諏訪バス)	企画課
	道路・河川等	建設課・農林課
	茅野警察署	防災対策課
	諏訪建設事務所	建設課・防災対策課
	市職員の自宅等	各課
	所管施設の被害 (施設管理担当課)	各課

## 配備指令文例

防災対策課からお知らせします	
①	1 ○○日○○時○○分、東海地震注意情報発表、東海地震予知情報発表及び警戒宣言が発令されました。 2 ○○地域に、○○のため○○発生の恐れがあります。 3 ○○地区に○○が発生しました。
このため、○○日○○時○○分	

# 【旧】

風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

非常配備	本部長、副本部長、本部長、本部連絡員、班員全員、出先機関職員全員 地区CC職員全員
------	--

## ク 非常配備職員の対応

非常配備職員は、各所属職場へ参集し、迅速な対応をとる。

内 容	主な担当課	
①体制、重要事項の決定	本部員会議	
②体制の統括、情報の集約	防災対策課	
③災害対策本部開設の準備	防災対策課	
④分掌事務による対応	各課	
⑤市民等からの電話及び来庁者への対応	企画課・市民課	
⑦各部長への報告	本部連絡員	
⑧参集時における被害状況の収集	各課	
⑨報道機関との連絡・調整	<u>企画課・防災対策課</u>	
⑩情報の収集	ライフライン (中部電力・NTT・諏訪ガス)	商工課
	下水道・水道関係	水道課
	交通機関 (JR・諏訪バス)	企画課
	道路・河川等	建設課・農林課
	茅野警察署	防災対策課
	諏訪建設事務所	建設課・防災対策課
	市職員の自宅等	各課
	所管施設の被害 (施設管理担当課)	各課

## 配備指令文例

防災対策課からお知らせします	
①	1 ○○日○○時○○分、東海地震注意情報発表、東海地震予知情報発表及び警戒宣言が発令されました。 2 ○○地域に、○○のため○○発生の恐れがあります。 3 ○○地区に○○が発生しました。
このため、○○日○○時○○分	

# 【新】

②	1 警戒配備（非常配備）体制を執りますので、関係職員は災害応急対策活動に従事してください 2 緊急配備体制を執りますので、全職員は災害応急対策活動に従事してください。
---	--

注1) ①は、時刻、地域、地区、原因、災害の種類等について、具体的、かつ簡潔に行うこと

注2) 同じ内容を3回繰り返すこと

#### (4) 災害対策本部の未設置の場合（初期混乱期）

- ① 参集した職員は参集途上の情報を職員参集状況用紙に記入し防災対策課に報告する。
- ② 本庁に最初に登庁した本部員は、指示によらず災害対策本部を設置する。

#### (5) 災害対策本部の設置

##### ア 設置基準

市長は、前記(2)活動体制における非常配備をとるべき状況において必要と認めるとき並びに市に災害が発生したときは、市災害対策本部（以下「市本部」という。）を市庁舎内に設置する。

ただし、災害の状況により、市庁舎内に設置できない場合は、庁舎正面玄関前駐車場に設置するものとする。

##### イ 体制の種別

市長は、市本部を設置したときは、前記(2)活動体制における非常配備の体制をとる。

##### ウ 市本部の組織

市本部の組織は、市災害対策本部条例の定めるところによる。

〔別記〕「茅野市災害対策本部組織及び事務分掌」

##### エ 県への報告

市本部を設置した場合は、その旨を諏訪地方事務所地域政策課を経由し、県危機管理部に報告する。

##### オ 活動要領

###### (7) 各班の活動要領

- a 災害対策本部は、市庁舎内に設置する。ただし、災害の状況に応じ、市庁舎が使用できない場合は、庁舎正面玄関前駐車場に設置する。
- b 各部長は、情報の収集及び伝達の体制を強化するとともに、関係機関からの情報を本部長に報告する。
- c 各部長は、所属の各班長を指揮し、所掌事務を遂行する。
- d 本部長は、必要に応じて本部員会議を招集する。
- e 各部長は、所属の職員の内から本部連絡員を指名し、本部に派遣させる。

###### (f) 本部員会議

- a 本部員会議は、3階第2応接室にて開催するものとし、使用できない場合は、本部長が指定する場所で開催する。
- b 本部員は、所掌事項に関する必要な資料を本部員会議に提出する。
- c 本部員は、本部員会議の招集が必要と認めるときは、本部長に申し出る。

##### カ 災害対策現地本部の設置

- (7) 本部長は、現地の状況を把握し、応急対策の実施等が必要と認める場合は、災害時に災害

# 【旧】

②	1 警戒配備（非常配備）体制を執りますので、関係職員は災害応急対策活動に従事してください 2 緊急配備体制を執りますので、全職員は災害応急対策活動に従事してください。
---	--

注1) ①は、時刻、地域、地区、原因、災害の種類等について、具体的、かつ簡潔に行うこと

注2) 同じ内容を3回繰り返すこと

#### (4) 災害対策本部の未設置の場合（初期混乱期）

- ① 参集した職員は参集途上の情報を職員参集状況用紙に記入し防災対策課に報告する。
- ② 本庁に最初に登庁した本部員は、指示によらず災害対策本部を設置する。

#### (5) 災害対策本部の設置

##### ア 設置基準

市長は、前記(2)活動体制における非常配備、緊急配備をとるべき状況において必要と認めるとき並びに市に災害が発生したときは、市災害対策本部（以下「市本部」という。）を市庁舎内に設置する。

ただし、災害の状況により、市庁舎内に設置できない場合は、庁舎正面玄関前駐車場に設置するものとする。

##### イ 体制の種別

市長は、市本部を設置したときは、前記(2)活動体制における非常配備、緊急配備のうち必要と認める体制をとる。

##### ウ 市本部の組織

市本部の組織は、市災害対策本部条例の定めるところによる。

〔別記〕「茅野市災害対策本部組織及び事務分掌」

##### エ 県への報告

市本部を設置した場合は、その旨を諏訪地方事務所地域政策課を経由し、県危機管理部に報告する。

##### オ 活動要領

###### (7) 各班の活動要領

- a 災害対策本部は、市庁舎内に設置する。ただし、災害の状況に応じ、市庁舎が使用できない場合は、庁舎正面玄関前駐車場に設置する。
- b 各部長は、情報の収集及び伝達の体制を強化するとともに、関係機関からの情報を本部長に報告する。
- c 各部長は、所属の各班長を指揮し、所掌事務を遂行する。
- d 本部長は、必要に応じて本部員会議を招集する。
- e 各部長は、所属の職員の内から本部連絡員を指名し、本部に派遣させる。

###### (f) 本部員会議

- a 本部員会議は、3階第2応接室にて開催するものとし、使用できない場合は、本部長が指定する場所で開催する。
- b 本部員は、所掌事項に関する必要な資料を本部員会議に提出する。
- c 本部員は、本部員会議の招集が必要と認めるときは、本部長に申し出る。

# 【新】

## 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

対策現地本部（以下「市現地本部」という。）を置く。

- (イ) 現地本部長は副本部長から、現地本部員は本部員から、現地本部職員は本部職員のうち本部長が指名する者を充てる。

### キ 国、県の非常災害対策本部、現地対策本部との連携

国の非常災害現地対策本部または緊急災害現地対策本部及び県の現地災害対策本部が本市内に設置された場合は、その現地対策本部長と密接な連携を図り、適切な応急対策を実施する。

### ク 本部の廃止

本部長は、市内の地域において、災害が拡大するおそれなくなった場合で、次の掲げる状況から災害応急対策がおおむね完了したと判断できるときは、本部を廃止するものとする。

- (ア) 災害救助法による応急救助が完了したとき
- (イ) 公的避難所の廃止、仮設住宅整備の完了等当面の日常生活の場が確保されたとき
- (ウ) 災害救護資金等、各種の公的資金制度等による被災者支援が講じられたとき
- (エ) 被害数値がおおむね確定したとき
- (オ) その他災害応急対策から災害復旧対策に移行と判断できるとき

## (6) 職員の応援体制

### ア 市職員の応援は、以下の順位で行う。

- (ア) 市長部局等の部局内各課または部局相互

- (イ) 所属の出先機関

（出先機関の活動体制）

出先機関の長は、本庁の活動体制に準じ、各地域の実情を考慮したうえで、活動体制をあらかじめ定めておく。

### イ 市の職員をもっても不足する場合、または特定職種の職員が不足する場合、以下の方法により他の機関の応援を求める。

- (ア) 災害時の相互応援協定に基づく他市等への応援要請

- a 近隣市町村、県内市町村
- b 千葉県旭市、岡山县総社市、神奈川県伊勢原市、千葉県浦安市
- c 甲州街道沿線12市

- (イ) 災害対策基本法第67条の規定に基づく他の市町村への応援要請

- (ウ) 災害対策基本法第29条、第30条、地方自治法第252条の17の規定に基づく指定行政機関、指定地方行政機関への派遣要請、他の地方公共団体への職員の派遣要請

## (7) 災害救助法が適用された場合の体制

市域内に災害救助法が適用されたときは、市長は知事から救助の一部を委任されたものについて、直ちに救助事務を行うものとし、必要に応じて知事と連絡をとる。

## 2 【県が実施する対策】（全部局）

### (1) 責務

県の地域に災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、法令又は県地域防災計画の定めるところにより、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係防災機関の協力を得て、その所掌に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する災害応急対策の実施を助け、かつその総合調整を行う。

### (2) 組織、配備基準

# 【旧】

## 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

### カ 災害対策現地本部の設置

- (ア) 本部長は、現地の状況を把握し、応急対策の実施等が必要と認める場合は、災害時に災害対策現地本部（以下「市現地本部」という。）を置く。

- (イ) 現地本部長は副本部長から、現地本部員は本部員から、現地本部職員は本部職員のうち本部長が指名する者を充てる。

### キ 国、県の非常災害対策本部、現地対策本部との連携

国の非常災害現地対策本部または緊急災害現地対策本部及び県の現地災害対策本部が本市内に設置された場合は、その現地対策本部長と密接な連携を図り、適切な応急対策を実施する。

### ク 本部の廃止

本部長は、市内の地域において、災害が拡大するおそれなくなった場合で、次の掲げる状況から災害応急対策がおおむね完了したと判断できるときは、本部を廃止するものとする。

- (ア) 災害救助法による応急救助が完了したとき
- (イ) 公的避難所の廃止、仮設住宅整備の完了等当面の日常生活の場が確保されたとき
- (ウ) 災害救護資金等、各種の公的資金制度等による被災者支援が講じられたとき
- (エ) 被害数値がおおむね確定したとき
- (オ) その他災害応急対策から災害復旧対策に移行と判断できるとき

## (6) 職員の応援体制

### ア 市職員の応援は、以下の順位で行う。

- (ア) 市長部局等の部局内各課または部局相互

- (イ) 所属の出先機関

（出先機関の活動体制）

出先機関の長は、本庁の活動体制に準じ、各地域の実情を考慮したうえで、活動体制をあらかじめ定めておく。

### イ 市の職員をもっても不足する場合、または特定職種の職員が不足する場合、以下の方法により他の機関の応援を求める。

- (ア) 災害時の相互応援協定に基づく他市等への応援要請

- a 近隣市町村、県内市町村
- b 千葉県旭市、岡山县総社市、神奈川県伊勢原市、千葉県浦安市
- c 甲州街道沿線12市

- (イ) 災害対策基本法第67条の規定に基づく他の市町村への応援要請

- (ウ) 災害対策基本法第29条、第30条、地方自治法第252条の17の規定に基づく指定行政機関、指定地方行政機関への派遣要請、他の地方公共団体への職員の派遣要請

## (7) 災害救助法が適用された場合の体制

市域内に災害救助法が適用された場合は、市長は、知事から救助の一部を委任されたものについて、ただちに救助事務を行うものとし、必要に応じて知事と連絡をとる。

## 2 【県が実施する対策】（全部局）

### (1) 責務

県の地域に災害が発生し、または発生のおそれがある場合は、法令または県地域防災計画の定めるところにより指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係防災機関の協力を得て、その所掌に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する災害応急対策の実施を助け、かつその総合調整を行う。

### (2) 組織、配備基準

## 【新】

### 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

(1)の責務を遂行するため、県地域防災計画の災害に対処するための組織、配備体制及び職員  
の動員についての定めに基づき、ただちに災害応急対策を実施する。

(3) 市町村災害対策本部への職員派遣

ア 市町村において、災害対策本部が設置された場合に、当該市町村を所管する地方事務所長は、  
応急対策の実施等に必要があると認めるときは、県職員を市町村災害対策本部に派遣し、情報収  
集を行なわせるものとする。

イ 派遣された職員は情報を収集し、危機管理部へ情報を伝達するものとする。

ウ 被災市町村から県への被災状況報告ができない場合を想定し、どのような内容の情報をどの  
ような手段で収集・連絡するか等を情報収集要領に定め、これにより活動するものとする。

## 【旧】

### 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

(1)の責務を遂行するため、県地域防災計画の災害に対処するための組織、配備体制及び職員  
の動員についての定めに基づき、ただちに災害応急対策を実施する。

(3) 市町村災害対策本部への職員派遣

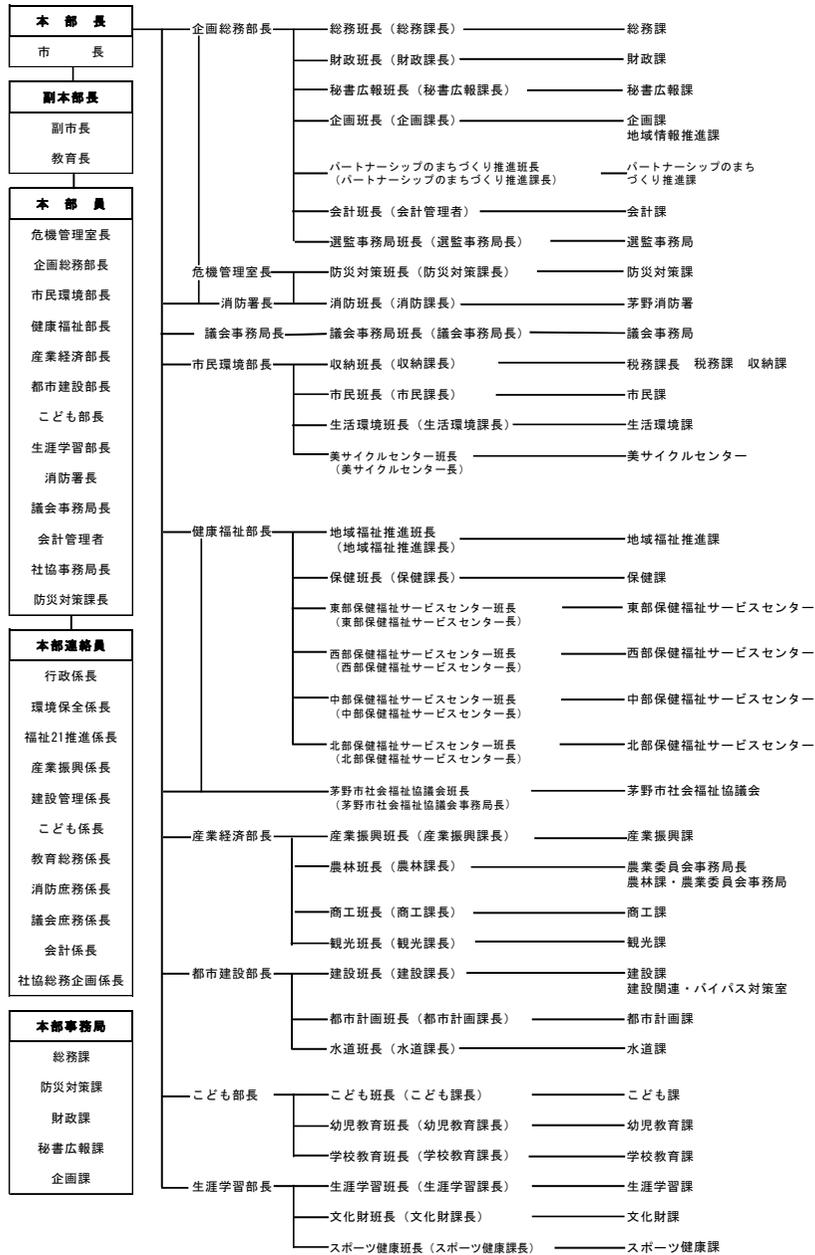
ア 市町村において、災害対策本部が設置された場合に、~~知事は~~、~~一~~応急対策の実施等に必要があ  
ると認めるときは、~~市町村長と協議の上~~、県職員を市町村災害対策本部に派遣し、情報収集を行  
なわせるものとする。

イ 派遣された職員は、情報を収集し、危機管理部へ情報を伝達するものとする。

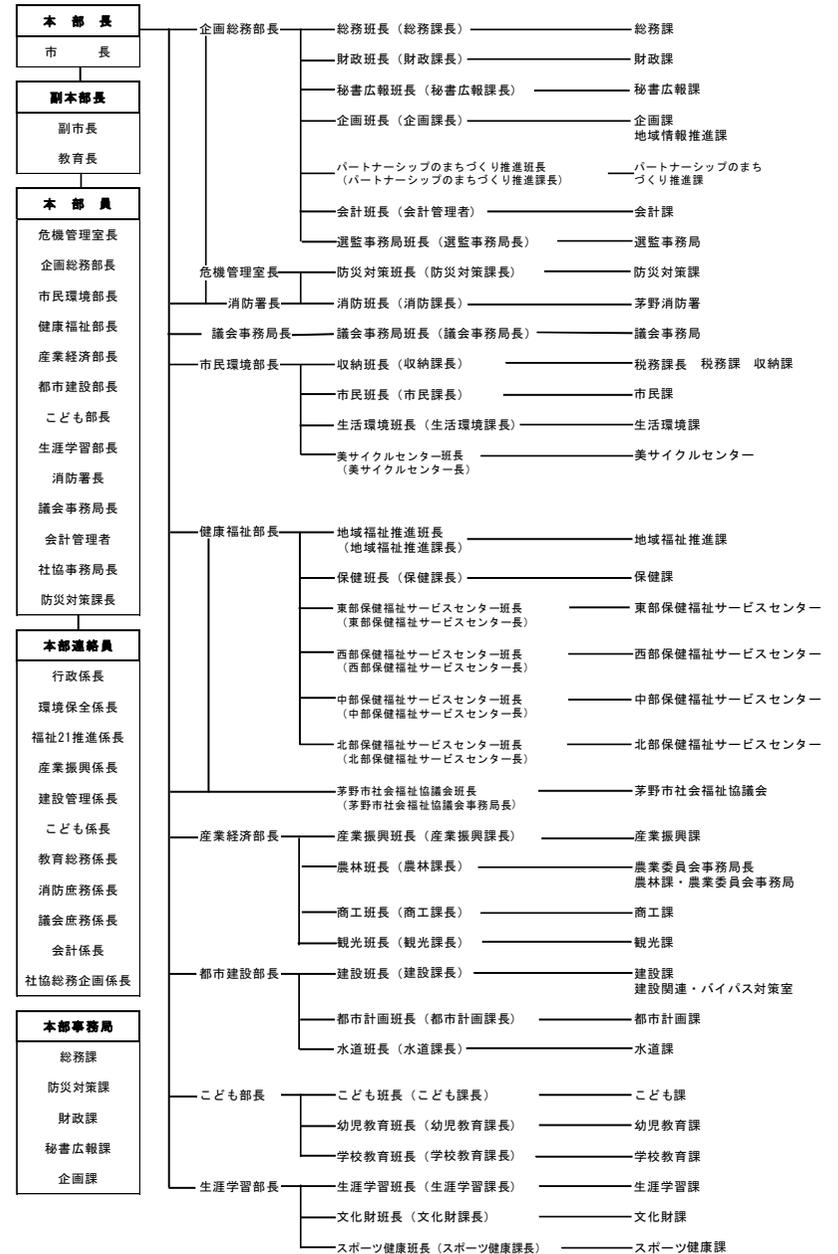
# 【新】

# 【旧】

＜茅野市災害対策本部組織図＞



茅野市災害対策本部組織図



# 【新】

風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

## 第4節 広域相互応援活動

### 第1 基本方針

災害発生時において、その規模及び被害状況等から、被災時の市が単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。なお、被災時の市は、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、応援要請にあたっては、受入れ体制に不備が生じないように十分配慮する。

また、被災地以外の地方公共団体等にあつては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断する。

### 第2 主な活動

- 1 被害の規模及び状況に応じ、速やかに応援を要請する。
- 2 災害覚知時に速やかに応援体制を整える。
- 3 応援要請の際は、円滑な受け入れ体制を確立する。
- 4 応援活動に伴う経費を負担する。

### 第3 活動の内容

#### 1 応援要請

##### (1) 基本方針

被災時には、被害状況等の情報収集を早急に行い、他の地方公共団体等に対して応援要請を行う必要性の有無を速やかに判断するとともに、必要があると認められた場合は、直ちに応援要請、先遣隊の受入れ等を行い、効果的な応急措置が実施できる体制の確立を図る。

##### (2) 実施計画

ア 【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する対策】（企画総務部）

##### (7) 消防に関する応援要請（諏訪広域消防茅野消防署）

###### a 県内市町村に対する応援要請

市長は風水害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己の持つ消防力のみでは、対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、長野県消防応援協定に基づき、速やかに他の市町村等の長に対し、応援の要請をするものとし、その旨知事（諏訪地方事務所経由）に連絡する。

# 【旧】

風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

## 第4節 広域相互応援活動

### 第1 基本方針

災害発生時において、その規模及び被害状況等から、被災地では十分な応急・復旧活動を実施することが困難となった場合、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ、円滑な応急・復旧活動を実施する。

なお、被災時の市は、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、応援要請にあたっては、受入れ体制に不備が生じないように充分配慮する。

また、被災地以外の地方公共団体等にあつては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断する。

### 第2 主な活動

- 1 被害の規模及び状況に応じ、速やかに応援を要請する。
- 2 災害覚知時に速やかに応援体制を整える。
- 3 応援要請の際は、円滑な受け入れ体制を確立する。
- ~~4 広域避難が行われる場合の体制を確立する。~~
- 5 応援活動に伴う経費を負担する。

### 第3 活動の内容

#### 1 応援要請

##### (1) 基本方針

被災時には、被害状況等の情報収集を早急に行い、他の地方公共団体等に対して応援要請を行う必要の有無を速やかに判断するとともに、必要があると認められた場合は、直ちにあらかじめ定めてある応援先の順序に従って要請、先遣隊の受入れ等を行い、効果的な応急措置が実施できる体制の確立を図る。

##### (2) 実施計画

ア 【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する対策】（企画総務部）

##### ~~(4) 指定地方行政機関に対する職員の応援要請等~~

~~指定地方行政機関の長に対して職員の派遣要請又は幹旋を求めるときは、法の規定により次の事項を記載した文書をもって行う。~~

~~(根拠法令：災害対策基本法第20条、第30条及び同法施行令第15条)~~

~~○ 派遣を要請する理由~~

~~○ 派遣を要請する職員の種別人員~~

~~○ 派遣を必要とする期間~~

~~○ 派遣される職員の給与その他の勤務条件~~

# 【新】

協 定 名	協定先
長野県消防相互応援協定	県内市町村、消防本部
消防相互応援協定	峡北広域行政事務組合
中央高速自動車道路相互消防応援協定	

## b 他都道府県への応援要請

市長は前項の場合における相互応援協定に基づく県内の他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第44条の規定による他都道府県からの消防の応援を知事（諏訪地方事務所経由）に要請する。

(a) 長野県緊急消防援助隊受援計画に基づく応援要請

(b) 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」、「消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定」、「富山県・長野県・岐阜県航空消防防災相互応援協定」、「長野県と静岡県の消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定」に基づくヘリコプターの応援

(c) その他、他都道府県からの消防の応援

## (f) 消防以外に関する応援要請

### a 他市町村に対する応援要請

市長は、風水害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己の持つ人員、物資、資機材等のみではこれに対処できない。又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、事前に締結されている長野県市町村災害時相互応援協定に基づき、速やかにブロックの代表市町村の長等に対して応援を要請するものとし、その旨知事に連絡する。

この場合において、当該代表市町村（代表市町村が被災した場合は、あらかじめ決められたブロック内の他の市町村）は被災市町村に先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断する。

なお、震度6強以上の地震が観測された市町村へは、自動的にブロックの代表市町村が先遣隊を派遣するものとする。

また、被災した市町村は、先遣隊に対し必要な情報を提供するものとする。

ただし、ブロックを構成する市町村の大半が被災し、当該ブロック内から先遣隊の派遣をおこなうことができない場合は、近隣のブロックから先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断する。

#### <応援の要請事項>

○応援を求める理由及び災害の状況

○応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等

○応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等

# 【旧】

~~○ その他職員の派遣について必要な事項~~

## ~~(f) 県に対する応援要請等~~

~~市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事等に対し、次に掲げる事項を明らかにして、応急措置の実施を要請する。~~

~~(根拠法令：災害対策基本法第68条及び地方自治法第252条の17)~~

~~○ 応援を求める理由及び災害の状況~~

~~○ 応援を必要とする職種、人数、活動場所、活動内容、派遣期間等~~

~~○ 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、運搬場所等~~

~~○ その他必要な事項~~

## ~~(g) 他市町村に対する応援要請~~

~~(根拠法令：災害対策基本法第67条 地方自治法第252条の17条~~

~~水防法第23条 消防組織法第39条)~~

~~a 市長は、大規模地震災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況から、自己の持つ人員、物資、資機材等のみではこれに対処できない。又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村に応援を求めるほうがより効果的であると認められる場合は、事前に締結されている相互応援協定に基づき、速やかにブロックの他代表市町村の長等に対して応援を要請するものとし、その旨知事に報告する。~~

~~この場合において、当該代表市町村（代表市町村が被災した場合は、あらかじめ決められたブロック内の他の市町村）は被災市町村に先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断するものとする。~~

~~なお、震度6強以上の地震が観測された市町村へは、自動的にブロックの代表市町村が先遣隊を派遣するものとする。~~

~~また被災した市町村は、先遣隊に対し必要な情報を提供するものとする。~~

# 【新】

## ○その他必要な事項

### 《相互応援協定締結市町村》

協 定 名	協定先
諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定	諏訪地域6市町村間
長野県市町村災害時相互応援協定	県内市町村間
災害時における相互応援協定に関する協定書	岡山県総社市
災害時における相互応援協定に関する協定書	千葉県旭市
災害時における相互応援協定に関する協定書	神奈川県伊勢原市
大規模災害時等における相互応援に関する協定書	甲州街道沿線12市間
災害時における相互応援に関する協定書	千葉県浦安市

#### b 姉妹都市等に対する応援要請等

市長は、災害応急対策又は災害復旧のために必要があると認める場合は、災害時の応援協定に基づき姉妹都市等の長に対し、応援要請を行う。

#### c 県に対する応援要請等

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事等に対し、前々項に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第68条の規定に基づき、応援を求め、又は、応急措置の実施を要請する。

#### d 指定地方行政機関等に対する職員の派遣要請等

市長は、災害応急対策又は災害復旧のために必要があるときは、災害対策基本法第29条及び第30条の規定により、職員の派遣の要請、又は幹旋を求める。

#### e その他の協定等に基づく応援要請

##### (a) 諏訪郡医師会への応援要請

市長は、災害が発生し医療救護活動を実施する必要がある場合は、諏訪郡医師会との「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき医療救護班の編成や救護所の開設について要請する。

##### (b) 長野県建設業協会諏訪支部茅野分会への応援要請

市長は、市内に災害が発生するおそれのあるとき又は発生し緊急に対応の必要が生じた場合は、長野県建設業協会諏訪支部茅野分会との「災害時における応急対策協力に対する協定書」に基づき出動を要請する。

##### (c) 茅野市水道協同組合への応援要請

市長は、市内に災害が発生するおそれのあるとき又は発生し緊急に対応の必要が生じた場合は、茅野市水道協同組合との「災害時における応急対策協力に対する協定書」に基づき出動を要請する。

##### (d) 市内郵便局への協力要請

市長は、災害時における避難場所、物資集積場所、郵便物の取り扱い等、市内郵便局の協力を必要とする事項が生じた場合は、市内郵便局との「災害時における茅野市及び茅野市内郵便局の協力に関する協定書」に基づき協力を要請する。

##### (e) J A信州諏訪及びAコープながのへの協力要請

# 【旧】

### 《相互応援協定締結市町村》

協 定 名	協定先
諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定	諏訪地域6市町村間
長野県市町村災害時相互応援協定	県内市町村間
災害時における相互応援協定に関する協定書	岡山県総社市
災害時における相互応援協定に関する協定書	千葉県旭市
災害時における相互応援協定に関する協定書	神奈川県伊勢原市
大規模災害時等における相互応援に関する協定書	甲州街道沿線12市間
災害時における相互応援に関する協定書	千葉県浦安市

b 市長は、前項の場合における相互応援協定に基づく他市町村からの応援を受けても、十分な応急措置が実施できないと認められるときは、協定締結外の市町村等に対し、次に掲げる事項を明らかにして、応援を要請するものとし、その旨知事に連絡する。

○応援を求める理由及び災害の状況

○応援を必要とする職種、人数、活動場所、活動内容、派遣期間等

○応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、運搬場所等

○その他必要な事項

c ~~姉妹都市の長~~に対する応援要請は、災害応急対策又は災害復旧のために必要があると認める場合は、災害時の応援協定に基づき姉妹都市等の長に対し、応援要請を行う。

#### (~~イ~~) 消防に関する応援要請（諏訪広域消防茅野消防署）

##### a 県内市町村に対する応援要請

市長は風水害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被災状況等から、自己の持つ消防力のみでは対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、長野県消防応援協定に基づき、速やかに他の市町村等の長に対し応援の要請をするものとし、その旨知事（諏訪地方事務所経由）に連絡する。

協 定 名	協定先
長野県消防相互応援協定	県内市町村、消防本部
消防相互応援協定	峡北広域行政事務組合
中央高速自動車道路相互消防応援協定	

#### (~~ロ~~) 他都道府県への応援要請

市長は前項の場合における相互応援協定に基づく県内の他市町村から応援を受けても十分に対処できないと認められる場合は、次に掲げる消防組織法第44条の規定による他都道府県からの消防の応援を知事（諏訪地方事務所経由）に要請する。

(a) 長野県緊急消防援助隊受援計画に基づく応援要請

(b) 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」、「消防防災ヘリコプ

# 【新】

## 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

市長は、災害時における市民生活の早期安定のため、生活物資を調達供給する必要が生じた場合は、両団体との「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」に基づき協力を要請する。

(f) ちのアマチュア無線クラブへの協力要請

市長は、市内に災害が発生し緊急に情報の収集をする必要が生じた場合は、ちのアマチュア無線クラブとの「アマチュア無線による災害時応援協定」に基づき出動を要請する。

(g) 市町村社会福祉協議会への応援要請

市社会福祉協議会長は、市内に災害が発生し、市独自での市民に対する福祉救援活動を実施することが困難な場合には、「長野県市町村社会福祉協議会災害時相互応援協定書」に基づき応援を要請する。

### イ 【県が実施する対策】

(7) 消防に関する応援要請（危機管理部）

a 市町村長等に対する指示

知事は、大規模地震災害等の非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、市町村長、市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）の消防長又は水防法に規定する水防管理者に対して相互応援協定の実施その他災害防衛の措置に関して必要な指示を行うものとする。

# 【旧】

## 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

ターの運航不能期間等における相互応援協定」、「富山県・長野県・岐阜県航空消防防災相互応援協定」、「長野県と静岡県の消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定」に基づくヘリコプターの応援

(c) その他、他道府県からの消防の応援

~~(d)~~ その他の協定等に基づく応援要請

a 諏訪郡医師会への応援要請

市長は、災害が発生し医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、諏訪郡医師会との「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき医療救護班の編成や救護所の開設について要請する。

b 長野県建設業協会諏訪支部茅野分会への応援要請

市長は、市内に災害が発生するおそれのあるとき又は発生し緊急に対応の必要が生じた場合は、長野県建設業協会諏訪支部茅野分会との「災害時における応急対策協力に対する協定書」に基づき出動を要請する。

c 茅野市水道協同組合への応援要請

市長は、市内に災害が発生するおそれのあるとき又は発生し緊急に対応の必要が生じた場合は、茅野市水道協同組合との「災害時における応急対策協力に対する協定書」に基づき出動を要請する。

d 市内郵便局への協力要請

市長は、災害時における避難場所、物資集積場所、郵便物の取り扱い等、市内郵便局の協力を必要とする事項が生じた場合は、市内郵便局との「災害時における茅野市及び茅野市内郵便局の協力に関する協定書」に基づき協力を要請する。

e J A信州諏訪及びAコープながのへの協力要請

市長は、災害時における市民生活の早期安定のため、生活物資を調達供給する必要が生じた場合は、両団体との「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」に基づき協力を要請する。

f ちのアマチュア無線クラブへの協力要請

市長は、市内に災害が発生し緊急に情報の収集をする必要が生じた場合は、ちのアマチュア無線クラブとの「アマチュア無線による災害時応援協定」に基づき出動を要請する。

g 市町村社会福祉協議会への応援要請

市社会福祉協議会長は、市内に災害が発生し、市独自での市民に対する福祉救援活動を実施することが困難な場合には、「長野県市町村社会福祉協議会災害時相互応援協定書」に基づき応援を要請する。

### イ 【県が実施する対策】

(7) 消防に関する応援要請（危機管理部）

a 市町村長等に対する指示

知事は、大規模地震災害等の非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、市町村長、市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）の消防長又は水防法に規

# 【新】

- b 他都道府県に対する応援要請
  - (a) 知事は、風水害等の非常事態の場合において、これらの災害が発生した市町村長から消防の応援に関して、他都道府県の応援を要請され、かつ県内の消防力をもってこれに対処できない、または緊急性、地理的条件、被害状況等により、近隣都県に応援を要請することがより効果的で、また必要があると認められる場合は、消防組織法第44条の規定により、速やかに消防庁長官に応援を要請し、その結果を要請市町村長に通知するものとする。
    - 緊急消防援助隊
    - 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター
    - その他、他都道府県からの消防隊
  - (b) 知事は、前項の場合において、災害の規模及び被害の状況等から緊急を要し、要請を待ついとまがなく、かつ必要があると認められる場合は、速やかに消防庁長官に応援要請をし、その旨及びその結果を被災市町村長に通知するものとする。
- (イ) 警察に関する応援要請（警察本部）

県公安委員会は、災害発生に伴う県内の警備対策等の実施に関し、必要があると認めるときは、次の事項を明らかにして、警察庁または他の都道府県警察に対し、警察法第60条の規定に基づき、**警察災害派遣隊**の援助の要求を行うものとする。

<援助の要求事項>

  - a 援助を必要とする理由
  - b 援助を依頼する先の都道府県警察
  - c 援助のための派遣を受けることが必要な人員及び装備
  - d 派遣の日時、場所
  - e 援助を必要とする期間等
- (ウ) 消防・警察以外に関する応援要請（危機管理部）
  - a 市町村長に対する指示

知事は、市町村において実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるため、特に必要があると認めるときは、他の市町村に対して応援すべきことを指示するものとする。

この場合において、知事は次の事項を示さなければならない。

    - (a) 応援すべき市町村名
    - (b) 応援の範囲または区域
    - (c) 担当業務
    - (d) 応援の方法
  - b 他の都道府県等に対する応援要請
    - (a) 知事は、風水害等が発生した場合において、その応急措置の実施にあたり、自己の持つ人員、資機材、物資等のみではこれに対処できない、または緊急性、地理的条件、被害状況等により、他の都道府県等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、次に掲げる相互応援協定に基づき、速やかに他の都道府県知事等に応援を要請するものとする。
    - また、次に掲げる相互応援協定以外の場合にも、一層の連携強化が図られるよう努めるものとする。
      - 「震災時等の相互応援に関する協定」・・・関東地方知事会 1都9県
      - 「災害時等の応援に関する協定」・・・中部圏知事会 9県1市
      - 「災害時の相互応援に関する協定」・・・新潟県
      - 「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」全国知事会 47都道府県

# 【旧】

- 定する水防管理者に対して相互応援協定の実施その他災害防御の措置に関して必要な指示を行う。
- b 他都道府県に対する応援要請
  - (a) 知事は、風水害等の非常事態の場合において、これらの災害が発生した市町村長から消防の応援に関して、他都道府県の応援を要請され、かつ県内の消防力をもってこれに対処できない、または緊急性、地理的条件、被害状況等により、近隣都県に応援を要請することがより効果的で、また必要があると認められる場合は、消防組織法第44条の規定により、速やかに消防庁長官に応援を要請し、その結果を要請市町村長に通知する。
    - 緊急消防援助隊
    - 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター
    - その他、他都道府県からの消防隊
  - (b) 知事は、前項の場合において、災害の規模及び被害の状況等から緊急を要し、要請を待ついとまがなく、かつ必要があると認められる場合は、速やかに消防庁長官に応援要請をし、その旨及びその結果を被災市町村長に通知する。
- (イ) 警察に関する応援要請（警察本部）

県公安委員会は、災害発生に伴う県内の警備対策等の実施に関し、必要があると認めるときは、次の事項を明らかにして、警察庁または他の都道府県警察に対し、警察法第60条の規定に基づき、**広域緊急援助隊等**の援助の要求を行う

<援助の要求事項>

  - a 援助を必要とする理由
  - b 援助を依頼する先の都道府県警察
  - c 援助のための派遣を受けることが必要な人員及び装備
  - d 派遣の日時、場所
  - e 援助を必要とする期間等
- (ウ) 消防・警察以外に関する応援要請（危機管理部）
  - a 市長に対する指示

知事は、市において実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるため、特に必要があると認めるときは、他の市町村に対して応援すべきことを指示する。

この場合において、知事は次の事項を示さなければならない。

    - (a) 応援すべき市町村名
    - (b) 応援の範囲または区域
    - (c) 担当業務
    - (d) 応援の方法
  - b 他の都道府県等に対する応援要請他
    - (a) 知事は、風水害等が発生した場合において、その応急措置の実施にあたり、自己の持つ人員、資機材、物資等のみではこれに対処できない、または緊急性、地理的条件、被害状況等により、他の都道府県等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、次に掲げる相互応援協定に基づき、速やかに他の都道府県知事等に応援を要請する。
    - また、次に掲げる相互応援協定以外の場合にも、一層の連携強化が図られるよう努める。
      - 「震災時等の相互応援に関する協定」・・・関東地方知事会 1都9県
      - 「災害応援に関する協定」・・・中部圏知事会 9県1市

# 【新】

(b) 知事は、前項における相互応援協定に基づく近隣都県市からの応援を受けても十分な応急措置ができないと認められるときは、協定締結外の道府県に対し、次に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第74条の規定に基づき、応援を要請するものとする。

<応援の要請事項>

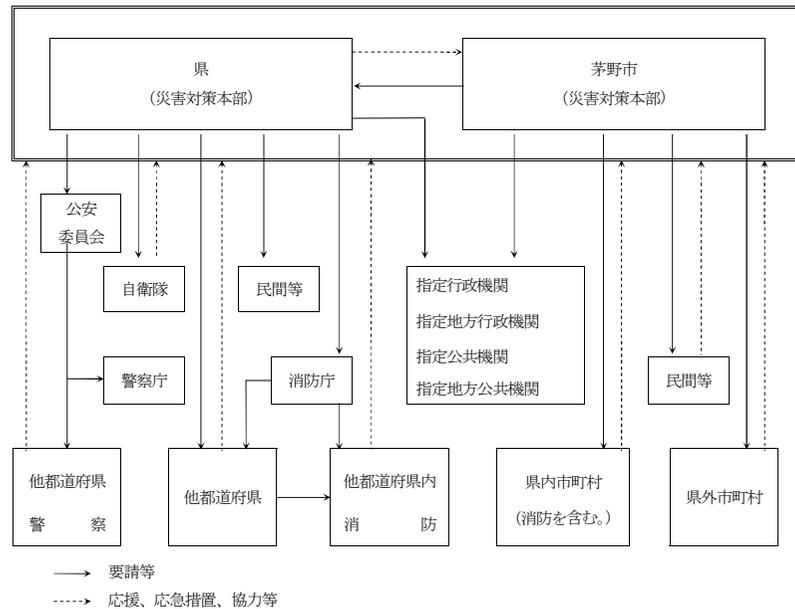
- 応援を求める理由及び災害の状況
- 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等
- 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等
- その他必要な事項

(c) 大規模災害発生時等に、応援の要求を行うべき適当な相手方が見つからない場合や、仮に要求を行ってもなお不十分な場合には、国を介してその他都道府県に対して応援を要請するものとする。

c 指定行政機関等に対する応急措置の実施要請等

知事は、応急措置を実施するため、または県内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするために必要があると認めるときは、災害対策基本法第70条第3項の規定に基づき、指定行政機関の長等に対し道路の啓開等について、応急措置の実施を要請するものとする。

○広域相互応援体制図



## 2 応援体制の整備

# 【旧】

○「災害時の相互応援に関する協定」・・・新潟県

○「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」全国知事会47都道府県

(b) 知事は、前項における相互応援協定に基づく近隣都県市からの応援を受けても十分な応急措置ができないと認められるときは、協定締結外の道府県に対し、災害対策基本法第74条の規定に基づき、応援を要請する。

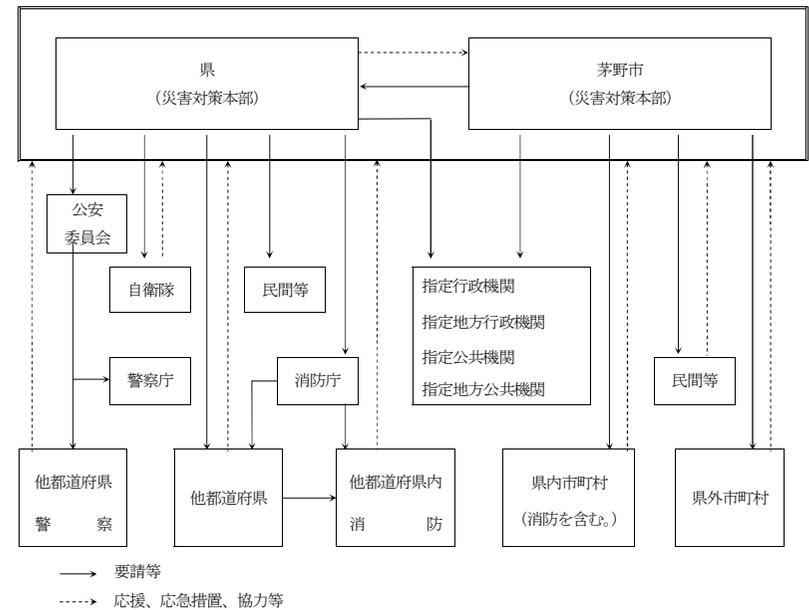
<応援の要請事項>

- 応援を求める理由及び災害の状況
- 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等
- 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等
- その他必要な事項

c 指定行政機関等に対する応急措置の実施要請等

知事は、応急措置を実施するため、または県内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするために必要があると認めるときは、災害対策基本法第70条第3項の規定に基づき、指定行政機関の長等に対し、応急措置の実施を要請する。

○広域相互応援体制図



## 2 応援体制の整備

(1) 基本方針

ア 相互応援協定等に基づく迅速な応援

応援活動は、被災時に市が必要とする応急措置等を、迅速かつ的確に行うことが

# 【新】

## (1) 基本方針

### ア 相互応援協定等に基づく迅速な応援

応援活動は、被災時に市が必要とする応急措置等を、迅速かつ確に行うことが重要になることから、市は災害の発生を覚知したときは、事前に締結されている相互応援協定に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合は、早急に出動する必要がある。

### イ 要請を待たない自主的出動等

通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる時は、要請を待たないで自主的に出動等をする必要がある。

この場合、相互応援協定等により先遣隊を派遣し、情報収集等を行う。

### ウ 県外被災自治体への支援

県外で大規模災害が発生した場合も、被災した県外地方自治体に対し、県と市町村が一体となって支援を行う。

## (2) 実施計画

### ア【市、県、公共機関及びその他事業者が実施する対策】

#### (7) 情報収集及び応援体制の確立

市、県、公共機関及びその他の事業者（以下「応援側」という。）は、風水害等の災害の発生を覚知したときは、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災市町村（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに行動する。

#### (イ) 指揮

応援側は、要請側の指揮の下で、緊密な連携を図りながら応援活動を実施する。

#### (ロ) 自給自足

応援側は、要請側の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期間が長期に及ぶ場合も想定した職員等の交替について留意する。

#### (エ) 自主的活動

通信の途絶等により要請がなく、かつ連絡ができない場合において、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

### イ【長野県合同災害支援チームが実施する対策】

(7) 長野県外で大規模な災害が発生した場合、被災した県外地方自治体に対し、県と市町村が一体となつて的確な支援を行う。

(イ) 県及び市町村は、「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定書」に基づき支援を行う。

(ロ) 主な支援内容は以下のとおり。

a 被災県等への職員派遣及び物資の提供

# 【旧】

重要になることから、市は災害の発生を覚知したときは、事前に締結されている応援協定に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合は、早急に出動する必要がある。

### イ 要請を待たない自主的出動等

通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる時は、要請を待たないで自主的に出動等をする必要がある。

この場合、相互応援協定等により先遣隊を派遣し、情報収集等を行う。

## (2) 実施計画

### ア【市、県、公共機関及びその他事業者が実施する対策】

#### (7) 情報収集及び応援体制の確立

市、県、公共機関及びその他の事業者（以下「応援側」という）は、大規模地震等の災害の発生を覚知したときは、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災市町村（以下「要請側」という）から要請を受けた場合は、直ちに行動する。

#### (イ) 指揮

応援側は、要請側の指揮の下で、緊密な連携を図りながら応援活動を実施する。

#### (ロ) 自給自足

応援側は、要請側の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期間が長期に及ぶ場合も想定した職員等の交代について留意する。

#### (エ) 自主的活動

通信の途絶等により要請がなく、かつ連絡ができない場合において、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、事前に提携されている相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

# 【新】

## b 被災者の受入及び施設の提供

### (a) 県内医療機関での傷病者の受入

### (b) 県内での避難所、応急仮設住宅等の提供

### c その他被災県等との協議の中で必要と認められた支援

## 3 受援体制の整備

### (1) 基本方針

他の地方公共団体等から応援を受ける場合において、応援側地方公共団体等が要請側地方公共地方団体等と協力して、円滑かつ効果的な応急措置を実施するためには、要請側地方公共団体等の円滑な受入れ体制の整備が重要になる。

### (2) 実施計画

#### ア 【市、県、公共機関及び他事業者が実施する対策】

円滑な受入れ体制の整備のため、予め、応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域防災計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておくものとする。

また、応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をするものとする。

## 4 経費の負担

(1) 国又は県から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに、他道府県、他の市町村から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による。（災害対策基本法施行例第18条）

(2) 前項以外の応援に要した経費は、法令その他特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定に定められた方法による。

# 【旧】

## 3 受援体制の整備

### (1) 基本方針

他市町村等から応援を受ける場合において、応援側と協力して、円滑かつ効果的な応急措置を実施するためには、要請側の円滑な受入れ体制の整備が重要になる。

しかし、受け入れ体制を全て整えた後に応援要請を行うことは、初動の応急措置に遅れが生じることになることから、要請時には、配置、指揮命令系統及びヘリポート等応援活動に必要な基本的事項を整え、宿泊場所、食料等の後方的事項については、要請後速やかに整える等、迅速かつ弾力的な受援体制の整備が必要である。

### (2) 実施計画

#### ア 【市、県、公共機関及び他事業者が実施する対策】

円滑な受入れ体制の整備のため、予め、応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域防災計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておくものとする。

また、応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をするものとする。

## 4 経費の負担

(1) 国又は県から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに、他道府県、他の市町村から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による。（災害対策基本法施行例第18条）

(2) 前項以外の応援に要した経費は、法令その他特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定に定められた方法による。

## ~~5 他道府県等への応援~~

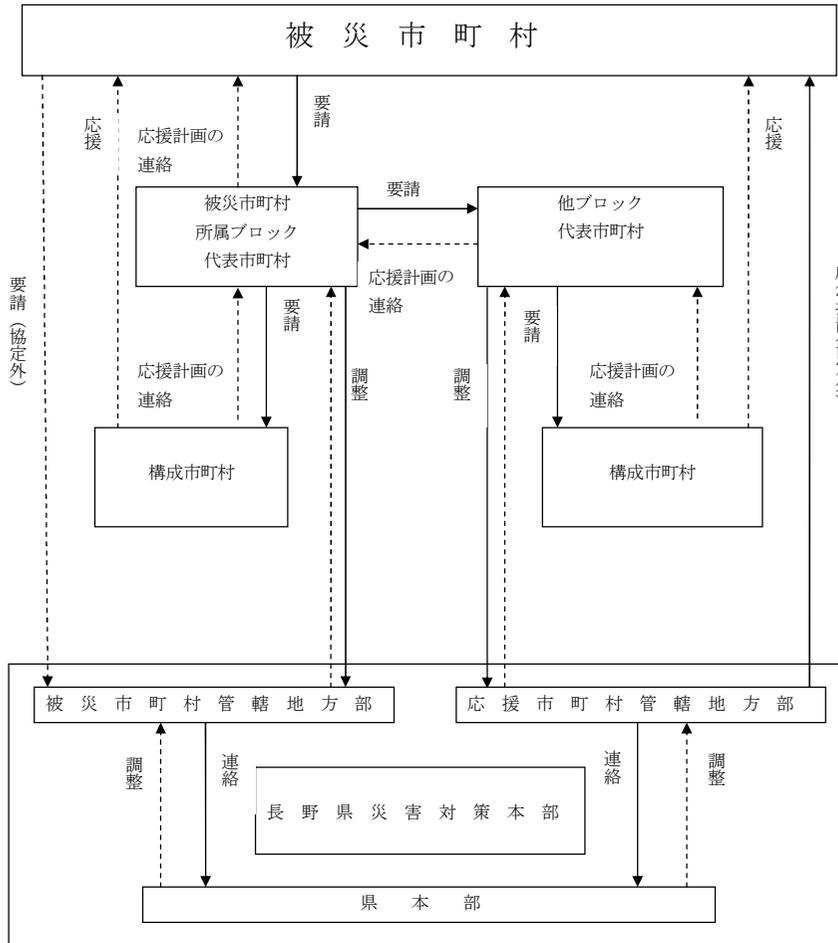
~~県及び市町村は、他道府県等へ応援を行う場合は一体となって効率的かつ迅速な応援ができるよう、体制の整備を図るものとする。~~

~~この場合、「長野県市町村災害時相互応援協定」における代表市町村と県が協議の上、必要事項を定めるものとする。~~

# 【新】

<長野県市町村災害時相互応援協定連絡調整系統>

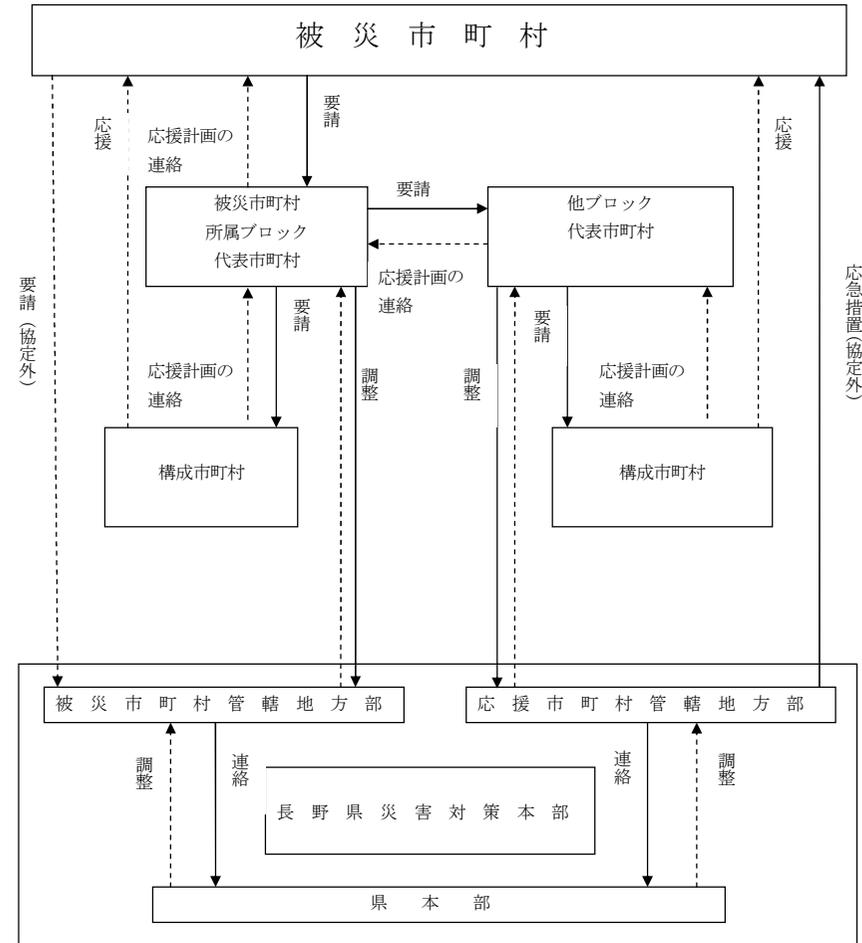
(常備消防分除く)



# 【旧】

長野県市町村災害時相互応援協定連絡調整系統

(常備消防分除く)



# 【新】

## 第5節 ヘリコプターの運用計画

### 第1 基本方針

災害時には、陸上の道路交通の寸断が予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策については、ヘリコプターによる支援を要請活用する。

### 第2 主な活動

- 1 災害対応策については、消防防災ヘリコプターを迅速に県に要請し、各ヘリコプターの支援を受けて、円滑、効果的な対策を実施する。
- 2 要請にあたっては、ヘリポート等、各活動に必要な体制を迅速に整備するとともに正確な情報を迅速に伝達する。

### 第3 活動の内容

- 1 活動の内容に応じた各ヘリコプターの選定及び要請

#### (1) 基本方針

消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により必要に応じて次のヘリコプターを選定、要請する。

区 分	機 種	定員	救助ホスト	消火装置	物資吊下	ヘリテレ
消防防災ヘリコプター	ベル412EP	15	○	○	○	
県警ヘリコプター	ユーロコプター AS365N3	13	○		○	○
	アグスタ AW139	17	○		○	○
	各種	各種	○	○	○	○
自衛隊ヘリコプター	各種	各種		○	○	
ドクターヘリ		6				

#### (2) 実施計画

##### ア 【県が実施する対策】（危機管理部）

市または指定地方行政機関等からヘリコプターの出動要請があった場合は、消防防災ヘリコプターが直ちに対応するとともに、活動内容により、前記の基準をもとに要請先と協議のうえ要請すべきヘリコプターを選定するものとする。

#### 2 出動手続の実施

# 【旧】

## 第5節 ヘリコプターの運用計画

### 第1 基本方針

災害時には、陸上の道路交通の寸断が予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策については、ヘリコプターによる支援を要請活用する。

### 第2 主な活動

- 1 災害対応策については、消防防災ヘリコプターを迅速に県に要請し、各ヘリコプターの支援を受けて、円滑、効果的な対策を実施する。
- 2 要請にあたっては、ヘリポート等、各活動に必要な体制を迅速に整備するとともに正確な情報を迅速に伝達する。

### 第3 活動の内容

- 1 活動の内容に応じた各ヘリコプターの選定及び要請

#### (1) 基本方針

消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により必要に応じて次のヘリコプターを選定、要請する。

区 分	機 種	定員	救助ホスト	消火装置	物資吊下	ヘリテレ
消防防災ヘリコプター	ベル412EP	15	○	○	○	
県政用ヘリコプター	ベル206L3	7	○		○	○
県警察 "	ユーロコプター-AS3 65N3	13	○		○	○
広域航空消防応援 "	各種	各種	○	○	○	○
自衛隊 "	各種	各種		○	○	
ドクターヘリ		6				

#### (2) 実施計画

##### ア 【県が実施する対策】（危機管理部）

市または指定地方行政機関等からヘリコプターの出動要請があった場合は、消防防災ヘリコプターが直ちに対応するとともに、活動内容により、前記の基準をもとに要請先と協議のうえ要請すべきヘリコプターを選定する。

#### 2 出動手続の実施

# 【新】

- (1) 基本方針  
各ヘリコプターの連絡系統に基づき、迅速な出動要請手続を行う。  
(別記「ヘリコプター要請手続要領」のとおり)
- (2) 実施計画  
ア 【市が実施する対策】（企画総務部）
  - (ア) 要請に当たっては、次記イ（ア）の事項について可能な限り調査し、急を要する場合は口頭で要請する。（文書による手続が必要な場合は、後日速やかに行う。）
  - (イ) 県と連携して適切なヘリポートを選定し、必要な人員の配置、散水、危険防止のための適切な措置を行う。
  - (ウ) 傷病者の搬送の場合は、救急車及び収容先病院等について手配する。
  - (エ) 現場責任者はヘリポートで待機し、必要に応じ機長等との連絡にあたる。
  - (オ) 自衛隊の派遣要請手続については本章第6節「自衛隊の災害派遣」による。  
イ 【県が実施する対策】（危機管理部）
  - (ア) ヘリコプターの要請にあたっては、可能な限り次の事項を明らかにして要請するものとする。また正式要請前であっても、積極的な情報交換に努めるものとする。
    - a 災害の状況と活動の具体的内容  
(物資の量、輸送人員、傷病の程度、距離など)
    - b 活動に必要な資機材等
    - c ヘリポート及び給油体制
    - d 要請者、現場責任者及び連絡方法
    - e 資機材等の準備状況
    - f 気象状況
    - g ヘリコプターの誘導方法
    - h 他のヘリコプターの活動状況
    - i その他必要な事項
  - (イ) ヘリポートについては、市町村等と連携して適切な場所を選定するものとし、散水や安全確保のための要員確保等について市町村等に指示するものとする。
  - (ウ) 傷病者の搬送に当たっては、輸送先のヘリポートと救急車及び収容先医療機関確保等について、各市町村と調整するものとする。
  - (エ) 自衛隊の派遣要請手続については、本章第6節「自衛隊の災害派遣」によるものとする。
  - (オ) 市町村又は指定地方行政機関等からヘリコプターの出動要請がない場合であっても、震度情報ネットワーク等他の情報により甚大な被害が予想されるときは、現地に偵察に向かうものとする。
  - (カ) 災害対策本部設置時には、必要に応じて「ヘリコプター運航調整会議」を開催し、各機関へのヘリコプター運航の調整を行うものとする。また平時からも各機関を交えた連絡会議を開催し、連携を図るものとする。

# 【旧】

- (1) 基本方針  
各ヘリコプターの連絡系統に基づき、迅速な出動要請手続を行う。  
(別記「ヘリコプター要請手続要領」のとおり)
- (2) 実施計画  
ア 【市が実施する対策】（企画総務部）
  - (ア) 要請に当たっては、可能な限り次の事項を明らかにして要請する。~~また~~急を要する場合は口頭で要請し、文書による手続が必要な場合は後日速やかに行うものとする。  
~~〔要請事項〕~~
    - ~~ア 災害の状況と具体的内容  
(物資の量、輸送人数、傷病の程度、距離等)~~
    - ~~イ 活動に必要な資機材等~~
    - ~~ウ ヘリポート及び給油体制~~
    - ~~エ 要請者、現場責任者及び連絡方法~~
    - ~~オ 資機材等の準備状況~~
    - ~~カ 気象状況~~
    - ~~ク ヘリコプターの誘導方法~~
    - ~~ク 他のヘリコプターの活動状況~~
    - ~~コ その他必要な事項~~
  - (イ) 県等と連携して適切なヘリポートを選定し、必要な人員の配置、散水、危険防止のための適切な措置を行うものとする。
  - (ウ) 傷病者の搬送の場合は、救急車及び収容先病院等について手配するものとする。
  - (エ) 現場責任者は、ヘリポートで待機し、必要に応じ、機長等との連絡にあたるものとする。
  - (オ) 自衛隊の派遣要請手続については、本章第5節「自衛隊災害派遣活動」による。  
イ 【県が実施する対策】（危機管理部）
  - (ア) ヘリコプターの要請にあたっては、可能な限り次の事項を明らかにして要請するものとする。また正式要請前であっても、積極的な情報交換に努める。
    - a 災害の状況と活動の具体的内容  
(物資の量、輸送人員、傷病の程度、距離など)
    - b 活動に必要な資機材等
    - c ヘリポート及び給油体制
    - d 要請者、現場責任者及び連絡方法
    - e 資機材等の準備状況
    - f 気象状況
    - g ヘリコプターの誘導方法
    - h 他のヘリコプターの活動状況
    - i その他必要な事項
  - (イ) ヘリポートについては、市町村等と連携して適切な場所を選定するものとし、散水や安全確保のための要員確保等について市町村等に指示する。

# 【新】

## 3 ヘリポートの確保

### ア 【市が実施する対策】（企画総務部、教育委員会）

- (ア) 市内へヘリポートとして効果的な場所を選定し指定する。なお、避難所とヘリポートの共用は避け、やむを得ず必要を生じた場合は、避難者の安全を確保する。
- (イ) 消防防災航空隊に連絡する事項として、所在地・正確な位置図（都市計画図1/5万）・離着周辺の見取図を用意する。
- (ウ) ヘリポートの整備方法は次に示すとおりとする。
  - a 中心から30m以内は、板、トタン、小石、砂塵等が巻き上がらないように処置するとともに、必要に応じて、周辺の雑草、雑木の除去、散水等しておく。
  - b 発着点には、臨時ヘリポートであることを標示するため、石灰等を用い幅30センチ程度の白線で直径10メートルの円を描き、中央にHと記す。
  - c 地上風の状況をヘリコプターに確認させるため、吹き流しをヘリポート付近に立てる。ただし、吹き流しは、布製で風速25メートル/秒程度に耐えられる強度を有しているものとし、発着点から40mから50m離し設置する。
  - d 着陸に際しては、着陸帯から20～30m離れた風上側に誘導員を配置する。

### ○ 拠点ヘリポート

名 称	所在地	施設管理者	施設規模	広さ(幅*長さ)
運動公園陸上競技場	玉川500	茅野市長	大型	80×100m

### ○ 災害対策用臨時ヘリポート

名 称	所在地	施設管理者	施設規模	広さ(幅*長さ)
永明中学校グラウンド	驪1-10-6	学校長	中型	14,905㎡
長峰中学校グラウンド	訓11,288	学校長	中型	18,154㎡
東部中学校グラウンド	訓10,030	学校長	中型	13,489㎡
北部中学校グラウンド	灘 5,643	学校長	中型	19,016㎡
金沢小学校グラウンド	銀 1,141	学校長	中型	11,718㎡

# 【旧】

- (ウ) 傷病者の搬送に当たっては、輸送先のヘリポートと救急車及び収容先医療機関確保等について、各市町村と調整する。
- (エ) 自衛隊の派遣要請手続きについては、本章第6節「自衛隊災害派遣活動」による。
- (オ) 市町村又は指定地方行政機関等からヘリコプターの出動要請がない場合であっても、震度情報ネットワーク等他の情報により甚大な被害が予想されるときは、県政用ヘリコプター等により現地に偵察に向かう。

## 3 ヘリポートの確保

### ア 【市が実施する対策】（企画総務部、教育委員会）

- (ア) 市内へヘリポートとして効果的な場所を選定し指定する。なお、避難所とヘリポートの共用は避け、やむを得ず必要を生じた場合は、避難者の安全を確保する。
- (イ) 消防防災航空隊に連絡する事項として、所在地・正確な位置図（都市計画図1/5万）・離着周辺の見取図を用意する。
- (ウ) ヘリポートの整備方法は次に示すとおりとする。
  - a 中心から30m以内は、板、トタン、小石、砂塵等が巻き上がらないように処置するとともに、必要に応じて、周辺の雑草、雑木の除去、散水等しておく。
  - b 発着点には、臨時ヘリポートであることを標示するため、石灰等を用い幅30センチ程度の白線で直径10メートルの円を描き、中央にHと記す。
  - c 地上風の状況をヘリコプターに確認させるため、吹き流しをヘリポート付近に立てる。ただし、吹き流しは、布製で風速25メートル/秒程度に耐えられる強度を有しているものとし、発着点から40mから50m離し設置する。
  - d 着陸に際しては、着陸帯から20～30m離れた風上側に誘導員を配置する。

### ○ 拠点ヘリポート

名 称	所在地	施設管理者	施設規模	広さ(幅*長さ)
運動公園陸上競技場	玉川500	茅野市長	大型	80×100m

### ○ 災害対策用臨時ヘリポート

名 称	所在地	施設管理者	施設規模	広さ(幅*長さ)
永明中学校グラウンド	驪1-10-6	学校長	中型	14,905㎡
長峰中学校グラウンド	訓11,288	学校長	中型	18,154㎡
東部中学校グラウンド	訓10,030	学校長	中型	13,489㎡
北部中学校グラウンド	灘 5,643	学校長	中型	19,016㎡
金沢小学校グラウンド	銀 1,141	学校長	中型	11,718㎡

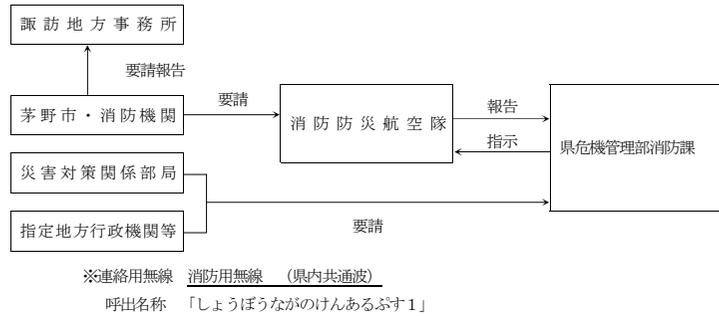
# 【新】

(別記)

## ヘリコプター要請手続要領

### 1 消防防災ヘリコプター

災害時の救助、緊急物資の輸送、災害応急対策要員の搬送や、重度傷病者の救急搬送、林野火災の空中消火等に幅広く迅速に対応する。



### 2 県警ヘリコプター

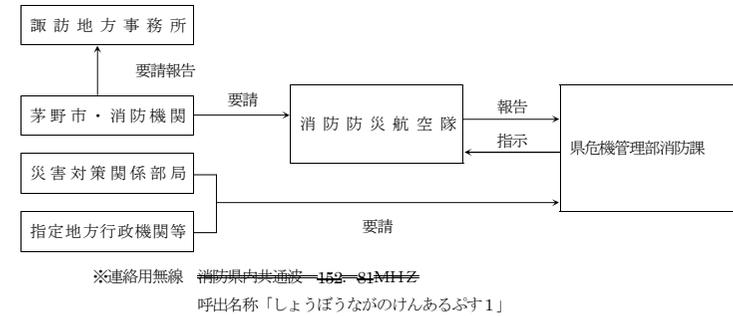
災害応急対策を実施するに当たり、消防防災ヘリコプターが使用できない場合又は対応できない場合には、県警ヘリコプターの出動を要請するものとする。

# 【旧】

## 別記 ヘリコプター要請手続要領

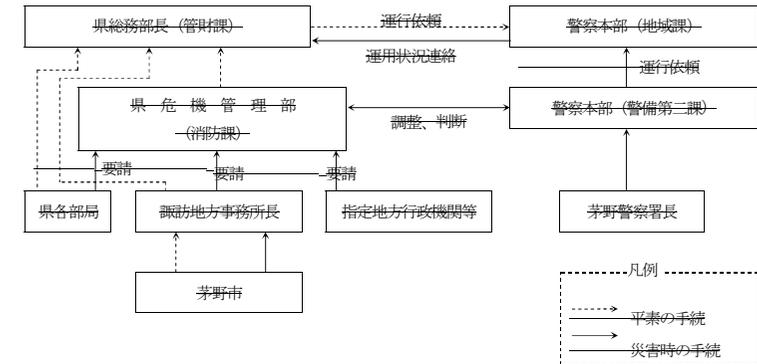
### 1 消防防災ヘリコプター

災害時の救助、緊急物資の輸送、災害応急対策要員の搬送や、重度傷病者の救急搬送、林野火災の空中消火等に幅広く迅速に対応する。



### 2 県政用ヘリコプター

— 平素の県政用ヘリコプターの運用は、県総務部（管財課）により運用管理されているが、災害時には、県警察における災害応急対策と競合する部分が多く、また県警ヘリコプターとの総合運用によってより迅速な活用を図る必要があるため、災害時における、具体的運用は危機管理部と県警察が調整して行う。—  
— なお、県政用ヘリコプターが使用できないときは、県警ヘリコプターが代替え使用される場合がある。



### ④ 県警ヘリコプター

災害応急対策を実施するに当たり、消防防災ヘリコプター及び、県政用ヘリコプターが使用できない場合又は2機では対応できない場合には、県警ヘリコプターの出動を要請するものとする。

# 【新】



また、県公安委員会は、必要に応じて、警察庁又は他の都道府県警察に対し、援助の要求を行うものとする。



# 【旧】

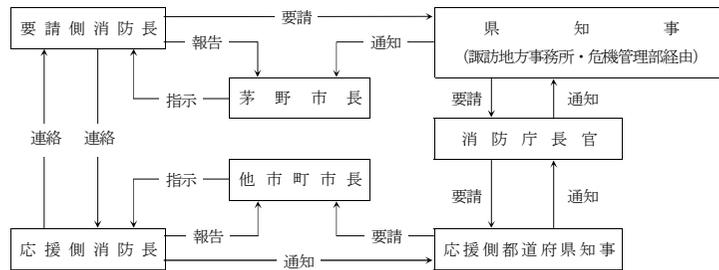


また、県公安委員会は、必要に応じて、警察庁又は他の都道府県警察に対し、援助の要求を行う。



### 3 広域航空消防応援ヘリコプター

広域航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき応援要請する。



(参考) 「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」に基づく応援ヘリコプター

(1) 大規模災害又は特殊災害が起きた場合に、原則として第1次的に応援出動する航空部隊を第一次航空部隊とし、長野県に災害発生した場合の第一次航空部隊は以下のとおりである。

群馬県	東京消防庁	新潟県	山梨県	岐阜県
-----	-------	-----	-----	-----

(2) 第1次出動航空部隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う航空部隊を出動準備航空部隊とし、長野県に発生した場合の出動準備航空部隊は以下のとおりである。

栃木県	茨城県	埼玉県	千葉県	横浜市	川崎市	富山県	石川県
福井県	静岡県	静岡市	浜松市	愛知県	名古屋市	三重県	大阪市

### 4 広域航空消防応援ヘリコプター

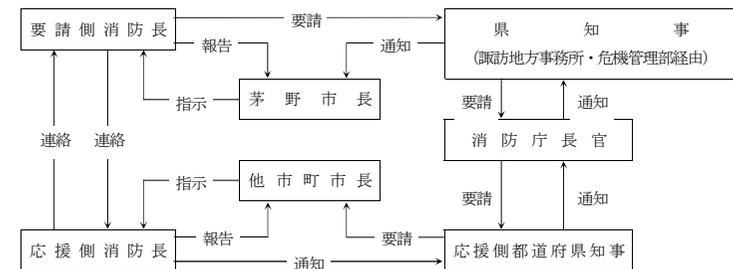
広域航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき応援要請する。

(1) 大規模災害又は特殊災害が起きた場合に、原則として第1次的に応援出動する航空部隊を第一次航空部隊とし、長野県に災害発生した場合の第一次航空部隊は以下のとおりである。

群馬県	東京消防庁	新潟県	山梨県	岐阜県
-----	-------	-----	-----	-----

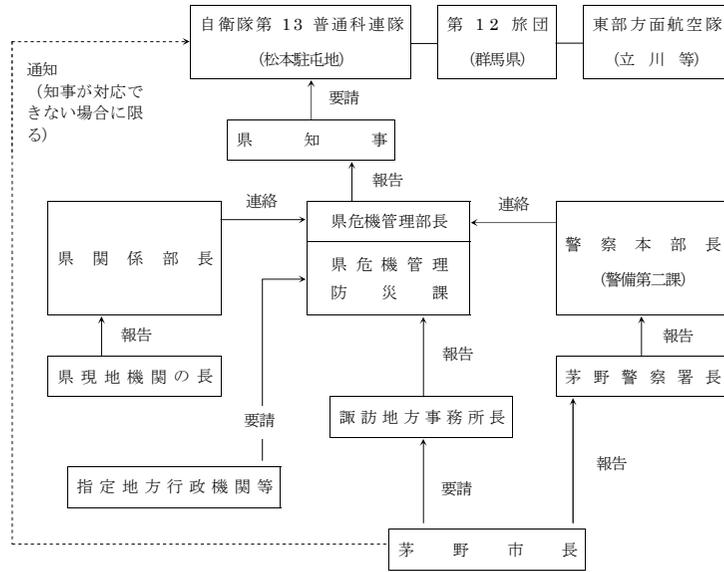
(2) 第1次出動航空部隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う航空部隊を出動準備航空部隊とし、長野県に発生した場合の出動準備航空部隊は以下のとおりである。

栃木県	茨城県	埼玉県	千葉県	横浜市	川崎市	富山県	石川県	福井県	静岡県	愛知県	名古屋市	三重県
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----



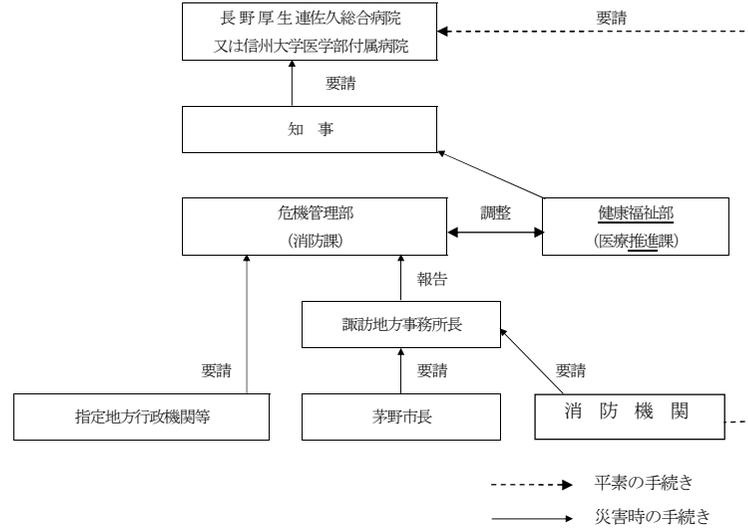
# 【新】

## 4 自衛隊ヘリコプター



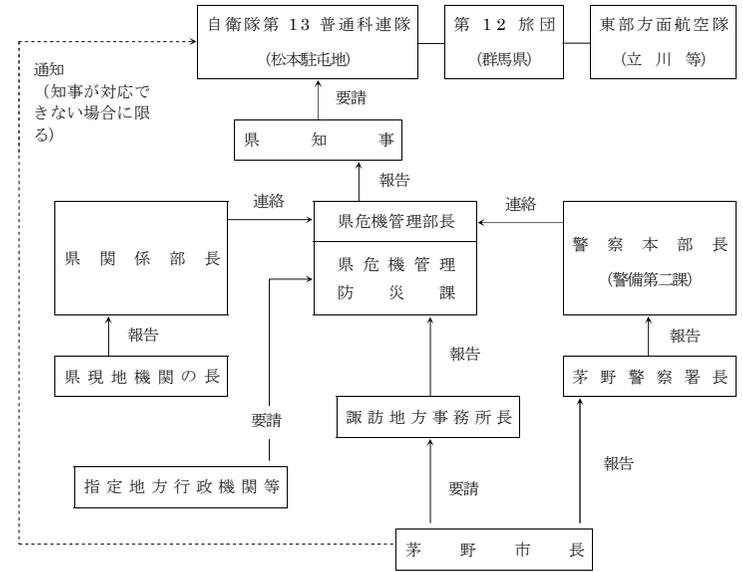
## 5 ドクターヘリ

重度救急患者の搬送が必要な場合は、市は県に対し、長野厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部付属病院へドクターヘリの出動を要請する。



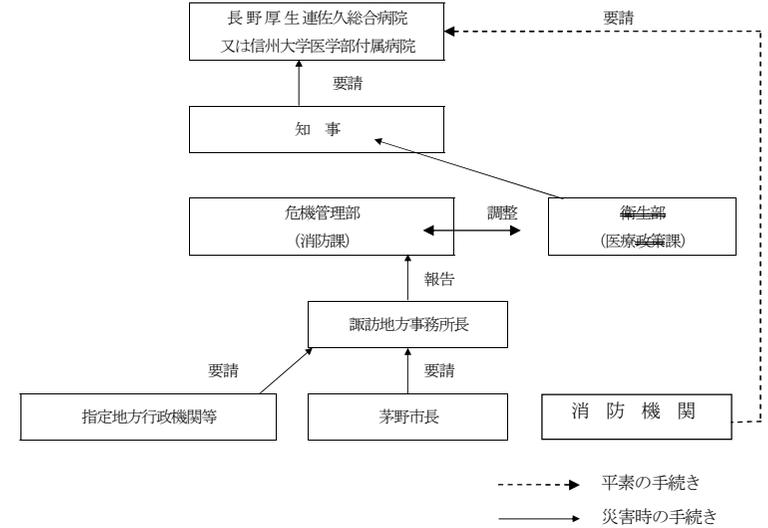
# 【旧】

## 5 自衛隊ヘリコプター



## 6 ドクターヘリ

重度救急患者の搬送が必要な場合は、市は県に対し、長野厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部付属病院へドクターヘリの出動を要請する。



## 第6節 自衛隊の災害派遣

## 第1 基本方針

災害に際して、人命又は財産の保護のため必要と認め、公共性・緊急性・非代替性を満たす場合、自衛隊法第83条に基づき、自衛隊の災害派遣を要請する。

自衛隊が派遣された場合は、派遣部隊の円滑な活動を確保するため、県等は、派遣部隊と密接に連絡調整を行う。

## 第2 主な活動

- 1 自衛隊への派遣要請の範囲及び要請手続について定める。
- 2 市、県等と派遣部隊の連絡調整について定め、受入れ態勢を整備する。
- 3 派遣部隊の活動の必要がなくなった場合の撤収方法について定める。
- 4 派遣に要した経費の負担について定める。

## 第3 活動内容

## 1 派遣要請

## (1) 基本方針

災害時における被害の拡大を防ぎ、迅速な救助を行うために、市は、自衛隊との事前の情報交換に努めるとともに、災害時の情報収集を速やかに行い、必要があれば直ちに派遣要請を行い、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合には、直ちにその旨を県と自衛隊に連絡する。

## (2) 実施計画

## ア【市が実施する対策】（全市部局）

市長は次記の1（2）イ（ア）の範囲内において自衛隊の派遣を必要とする場合は、以下により要請を求める。

（ア） 市長は、自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、文書又は口頭をもって諏訪地方事務所長もしくは茅野警察署長に派遣要請を求める。

（イ） 市長は、（ア）により口頭をもって要求したときは、事後において速やかに諏訪地方事務所長を通じ文書による要求をする。（様式編3号）

（ウ） 市長は、（ア）の要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を第13普通科隊長に通知する。

また、この通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知する。（様式編1号）

## 第6節 自衛隊災害派遣活動計画

## 第1 基本方針

~~大規模な災害が発生したときには、市及び県だけの力では救助に必要な人員、設備等を確保することが困難な場合が予想される。~~

~~このような場合には、人命又は財産の保護のため、自衛隊法第83条に基づく自衛隊の派遣要請を行い、適切な救助活動を行う。~~

~~また、緊急時に円滑な派遣が行われるよう、防災計画の修正、防災訓練等を通じ、自衛隊との連携の強化に努める。~~

## 第2 主な活動

- 1 自衛隊への派遣要請の範囲及び要請手続について定める。
- 2 派遣部隊との連絡調整について定め、受入れ態勢を整備する。
- 3 派遣部隊の活動の必要がなくなった場合の撤収方法について定める。
- 4 派遣に要した経費の負担について定める。

## 第3 活動内容

## 1 派遣要請

## (1) 基本方針

災害時における被害の拡大を防ぎ、迅速な救助を行うために、市は、自衛隊との事前の情報交換に努めるとともに、災害時の情報収集を速やかに行い、必要があれば直ちに派遣要請を行い、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合には、直ちにその旨を県と自衛隊に連絡する。

## (2) 実施計画

## ア【市が実施する対策】（全市部局）

~~（ア）派遣要請の範囲~~

~~自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の救援のため必要であり、かつ、その事態がやむを得ないと認めるもので、他に要員を確保する組織等がない場合とし、おおむね次のとおりとする。~~

~~a 被害状況の把握~~

~~車両、航空機等状況に適した手段による偵察~~

~~b 避難の救助~~

~~避難者の誘導、輸送~~

~~c 避難者等の捜索、救助~~

~~死者、行方不明者、傷病者等の捜索、救助~~

~~（ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合は、他の救援作業等に優先して実施する。）~~

~~d 水防活動~~

# 【新】

# 【旧】

~~堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成、積込み及び運搬~~

~~e 消防活動~~

~~利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力~~

~~f 道路又は水路等上の障害物の排除~~

~~施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去等~~

~~(ただし、放置すれば、人命・財産の保護に影響がある場合)~~

~~g 応急医療、防疫、病虫害防除等の支援~~

~~大規模な伝染病等の発生に伴う応急防疫等~~

~~(薬剤等は市で準備)~~

~~h 通信支援~~

~~自衛隊の通信連絡に支障のない限度において支援~~

~~i 人員及び物資の緊急輸送~~

~~緊急を要し、他に適当な手段がない場合、緊急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送~~

~~(航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。)~~

~~j 炊飯及び給水支援~~

~~緊急を要し、他に適当な手段がない場合~~

~~k 救援物資の無償貸与又は譲与~~

~~「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令1号)による~~

~~(ただし、譲与は県市町村その他公共機関の救助が受けられず、当該物品の譲与を受けなければ、生命身体が危険であると認められる場合に限る。)~~

~~l 交通規制の支援~~

~~自衛隊車両の交通が輻輳する地点における自衛隊車両を対象とする~~

~~m 危険物の保安及び除去~~

~~能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去~~

~~n 予防派遣~~

~~風水害等を未然に防止するため、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合~~

~~o その他~~

~~知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて、関係部隊の長と協議して決定する~~

~~(イ) 派遣要請の手続き~~

~~a 市長は、自衛隊の災害派遣を要請する場合は、文書又は口頭をもって諏訪地方事務所長又は茅野警察署長に派遣要請を求める。~~

~~b 市長は、~~イ~~により口頭で要請したときは、事後、速やかに諏訪地方事務所を經由して文書による要請手続きをする。(様式編3号)~~

~~c 市長は、~~イ~~の要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を第13普通~~

# 【新】

## イ 【県が実施する対策】（全部局）

### (7) 派遣の要請

#### a 要請の要件

##### (a) 公共性

公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。

##### (b) 緊急性

差し迫った必要性があること。

##### (c) 非代替性

自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。

#### b 派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等により異なるが、おおむね次による。

項 目	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況による情報収集活動
避難の援助	避難者の誘導及び輸送等の援助
遭難者等の捜索救助	死者、行方不明者、傷者等の捜索、救助
水防活動	土のう作成、運搬、積み込み等
消防活動	消防車、航空機、防火器具による消防機関への協力
道路又は水路の啓閉	損壊及び障害物の啓閉・除去
応急医療・救護・防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師、その他救援活動に必要な緊急輸送
炊飯及び給水	被災者に対する炊飯及び給水
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年1月10日総理府令第1号）に基づく、被災者に対する生活必需品の無償貸与又は救じゅつ品の譲与
危険物の保安及び除去等	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
その他	自衛隊の能力で対処可能なもの

# 【旧】

科連隊長に通知する。また、この通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知する。（様式編1号）

## イ 【県が実施する対策】（全部局）

### (7) 派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の救援のため必要があり、かつ、その事態がやむを得ないと認めるもので、他に要員を確保する組織等がない場合とし、おおむね次による。

#### ~~一 被害状況の把握~~

~~車両、航空機等状況に適した手段による偵察~~

#### ~~二 避難の救助~~

~~避難者の誘導、輸送等~~

#### ~~三 遭難者等の捜索、救助~~

~~死者、行方不明者、傷者等の捜索、救助~~

~~（ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する。）~~

#### ~~四 水防活動~~

~~堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成積み込み及び運搬~~

#### ~~五 消防活動~~

~~利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力~~

#### ~~六 道路又は水路等交通路上の障害物の排除~~

~~施設の損壊または障害物がある場合の啓閉除去等（ただし、放置すれば人命、財産の保護に影響あると考えられる場合）~~

#### ~~七 応急医療、防疫、病害虫防除等の支援~~

~~大規模な伝染病等の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は市町村準備）~~

#### ~~八 通信支援~~

~~自衛隊の通信連絡に支障のない限度において支援~~

#### ~~九 人員及び物資の緊急輸送~~

~~緊急を要し他に適当な手段がない場合、緊急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。）~~

#### ~~十 炊飯および給水支援~~

~~緊急を要し、他に適当な手段がない場合~~

#### ~~十一 救援物資の無償貸与または譲与~~

~~「防衛省所管に属する物品の無償貸付および譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）による。（ただし、譲与は県市町村その他公共機関の援助が受けられず、当該物品の譲与を受けなければ、生命身体が危険であると認められる場合に限る。）~~

#### ~~十二 交通規制の支援~~

~~自衛隊車両の交通がふくそうする地点における自衛隊車両を対象とする。~~

#### ~~十三 危険物の保安および除去~~

~~能力上なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去~~

#### ~~十四 手防派遣~~

~~風水害等を未然に防止するため緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合。~~



# 【新】

## b 警察署における措置

- (a) 警察署長は、市町村長から派遣要請をするよう求められたときは、直ちに地方事務所長と連絡調整を行い警察本部長（警備第二課）に文書又は口頭をもって報告する。
- (b) 警察署長は、災害の状況から緊急を要すると認められるときは、市町村長の要求を待たないで(a)の例により報告する。
- (c) 警察署長は、上記により口頭をもって報告したときは、事後において速やかに文書により報告する。

## c 本庁（警察本部を含む）における措置

- (a) 関係部局長、警察本部長は、上記a及びbにより報告を受けたときは、直ちに危機管理部長に文書又は口頭をもって連絡する。
- (b) 危機管理部長は、地方事務所長からの報告及び要求もしくは(a)の連絡を受けたときは、その災害の規模等について状況を確認の上、知事にその旨を報告し、その指示を受けて、第13普通科連隊長に対し、文書又は口頭をもって災害派遣の要請を行う。

### 要請文書の宛先・連絡先

要請文書の宛先	
陸上自衛隊第13普通科連隊長 (松本市高宮西1-1)	
連絡先	
時間内	時間外
<b>第3科長</b> TEL NTT 0263-26-2766(内線235) 防災行政無線 84-8-535-79 (茅野市の場合) FAX NTT 0263-26-2766(内線239) 防災行政無線 84-8-535-76	駐屯地当直指令 TEL NTT 0263-26-2766(内線302) 防災行政無線 84-8-535-79 (茅野市の場合) FAX NTT 0263-26-2766(内線259) 防災行政無線 84-8-535-76

- (c) (b)の要請は、部隊の連絡班が県庁に派遣されている場合は、当該連絡班を通じ、連絡班が派遣されていないときは、直接部隊に要請する。
  - (d) 知事が第13普通科連隊長に対し、口頭をもって派遣要請をしたときは、事後において速やかに文書による要請処理を行う。
- d 要請事項
- 要請に当たっては、次の事項を明らかにする。
- (a) 災害の状況及び派遣を要請する事由
  - (b) 派遣を希望する期間
  - (c) 派遣を希望する区域及び活動内容

# 【旧】

派遣を要すると認められるときは、地方事務所長と連絡調整を行い、文書又は口頭をもって所管部局長に報告する。

- (e) (d)において口頭をもって報告したときは、~~後刻~~文書により報告する。

## b 警察署における措置

- (a) 警察署長は、市町村長から派遣要請をするよう求められたときは、直ちに地方事務所長と連絡調整を行い警察本部長（警備第二課）に文書又は口頭をもって報告する。
- (b) 警察署長は、災害の状況から緊急を要すると認められるときは、市町村長の要求を待たないで、(a)の例により報告する。
- (c) 警察署長は、上記により口頭をもって報告したときは、~~後刻~~文書により報告する。

## c 本庁（警察本部含む）における措置

- (a) 関係部局長、警察本部長は、上記a及びbにより報告を受けたときは、直ちに危機管理部長に文書又は口頭をもって連絡する。
- (b) 危機管理部長は、地方事務署長からの報告及び要求もしくは(a)の連絡を受けたときは、その災害の規模等について状況を確認の上、知事にその旨を報告し、その指示を受けて、第13普通科連隊長に対し、文書又は口頭をもって災害派遣の要請を行う。

### 要請文書のあて先・連絡先

あて先：陸上自衛隊第13普通科連隊長

松本市高宮西1-1

### 連絡先

時間内	時間外
第三科 NTT 0263-26-2766(内線235) 防災行政無線 84-1-535-79 (茅野市の場合) FAX NTT 0263-26-2766( <del>内線259</del> ) 防災行政無線 84-1-535-76	駐屯地当直指令 NTT 0263-26-2766(内線302) 防災行政無線 84- <del>1-535-78</del> (茅野市の場合) FAX NTT 0263-26-2766( <del>内線259</del> ) 防災行政無線 84-1-535-76

- (c) (b)の要請は、部隊の連絡班が県庁に派遣されている場合は、当該連絡班を通じ、連絡班が派遣されていないときは、直接部隊に要請する。
  - (d) 知事が第13普通科連隊長に対し、口頭をもって派遣要請したときは、事後において速やかに文書による要請処理を行う。
- d 要請事項
- 要請に当たっては、次の事項を明らかにする。
- (a) 災害の状況及び派遣を要請する理由
  - (b) 派遣を希望する期間

# 【新】

- (d) その他参考となるべき事項
  - e 県警の先導
    - 要請に当たり、必要に応じ、出動部隊の県警による先導の手配を行うものとする。
- ウ 【関係機関が実施する対策】
- (7) 指定地方行政機関等における措置
    - 指定地方行政機関等の長は1(2)イ(7)の要請の範囲内において自衛隊の派遣を必要とする場合は、以下により要請を求めるものとする。
    - a 指定地方行政機関の長は、その管理に属する施設の災害復旧について自衛隊の派遣を要するときは、文書又は口頭をもって危機管理部長(危機管理防災課)に要求するものとする。
    - b 指定地方行政機関の長は、aにより口頭をもって要請したときは、事後において速やかに文書による要求をするものとする。

# 【旧】

- (c) 派遣を希望する区域、~~作業箇所及び内容~~
  - (d) 事務連絡、連絡責任者、宿泊施設の状況及びその他参考となるべき事項
  - ~~(e) ヘリコプターの要請を必要とする場合においては、ヘリコプターの発着可能な場所(市町村は、あらかじめ発着可能な場所を調査しておくこと)~~
  - e 県警の先導
    - 要請に当たり、必要に応じ、出動部隊の県警による先導の手配を行う。
- ウ 【関係機関が実施する対策】
- (7) 指定地方行政機関等における措置
    - 指定地方行政機関等の長は1(2)ア(7)の要請の範囲内において自衛隊の派遣を必要とする場合は、以下により要請を求めるものとする。
    - a 指定地方行政機関の長は、その管理に属する施設の災害復旧について自衛隊の派遣を要するときは、文書又は口頭をもって危機管理部長(危機管理防災課)に要求する。
    - b 指定地方行政機関の長は、aにより口頭をもって要請したときは、事後において速やかに文書による要求をする。
  - (イ) 自衛隊における措置
    - a 派遣要請の受理
      - 知事からの派遣要請は次により受理する。
      - (a) 平常の勤務時間中における場合
        - 第13普通科連隊長「気付先第3科長」
      - (b) 平常の勤務時間外における場合
        - 第13普通科連隊長「気付先松本駐屯地当直司令」
    - b 派遣要請受理後の措置
      - (a) 第13普通科連隊長は、派遣要請の内容及び自ら収集した情報に基づき部隊の派遣を判断し実施する。
      - (b) 第13普通科連隊長は、災害派遣を命じた場合には、速やかに知事に対し、派遣部隊の指揮官の官職、氏名及び必要な事項を通知する。
    - c 知事の要請を待つことなく派遣する場合の措置
      - (a) 派遣を行う場合(例)
        - 災害に際し航空機(必要に応じ地上部隊等)により自衛隊又は、他部隊のみならず関係機関への情報提供を目的として情報収集を行う場合
        - 災害に際し、通信の途絶等により部隊等が県知事と連絡が不能である場合に市町村長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報を受け直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
        - 災害に際し、通信の途絶により県知事等と連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認めた場合
        - 運行中の航空機に異常な事態が発生した事を自衛隊が察知した場合に捜索

# 【新】

## 2 派遣部隊との連絡調整

### (1) 基本方針

派遣部隊の円滑な活動を確保するため、市、県等は、自衛隊部隊の長と密接に連絡調整を行い、受入体制を整備する。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する対策】（企画総務部）

- (ア) 市が部隊の活動等について部隊その他関係機関に行う要請は、すべて県現地連絡調整者を通じて行う。
- (イ) 市長は、連絡交渉の窓口の一本化を図り、現地連絡調整者に報告する。
- (ウ) 市長は、部隊の宿舎、部隊の活動に要する資材等について現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力する。

#### イ 【県が実施する対策】（危機管理部）

##### (ア) 部隊等との連絡調整者

部隊等との本庁及び現地における連絡調整は、その災害の状況により次の区分によるものとする。

区 分	総括連絡調整者	現地連絡調整者
災害対策本部が置かれていない場合	危機管理部長	地方事務所長等
災害対策本部が置かれている場合	災害対策本部長	地方部長
現地本部が置かれている場合	災害対策本部長	現地本部長

##### (イ) 連絡調整者の任務

###### a 総括連絡調整者

- (a) 総括連絡調整者は、部隊等との連絡にあたるため連絡員を定め、速やかにその職氏名及び連絡場所等を第13普通科連隊長及び現地連絡調整者に通知するものとする。
- (b) 総括連絡調整者は、全地域における部隊の効果的な活動を図るため、現地連絡調整者、第13普通科連隊長及び関係機関との連絡調整を行うものとする。
- (c) 総括連絡調整者は、関係機関等からの災害情報に基づき、次の事項について全体計画を立てるものとする。

- 地域別優先順位
- 地域別必要人員
- 地域別所要資材の確保及び輸送方法

- (d) 部隊が派遣された後における部隊の増援要請は、現地連絡者の報告に基づいて総括連絡調整者が行うものとする。

###### b 現地連絡調整者

- (a) 現地連絡調整者は、災害対策本部が設置されていない場合は、派遣要請の内容に応じ、関係現地機関の長がこれにあたるものとする。
- (b) 現地連絡調整者は、部隊等との連絡にあたるため連絡員を定め速やかに

# 【旧】

又は救助の措置をとる必要があると認められる場合

- 部隊等が防衛庁の施設外において、人命に係る災害の発生を目撃又は当該災害が近傍で発生しているとの報に接した場合等で、人命救助の措置をとる必要があると認められる場合

- その他特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがない場合

### (b) 知事への連絡等

(a)の場合においても、できる限り知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに救援活動を実施するものとする。

また、(a)による派遣後に知事から要請があった場合は、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施するものとする。

## 2 派遣部隊の活動

### (1) 基本方針

派遣部隊の円滑な活動を確保するため、市、県等は、自衛隊部隊の長と密接に連絡調整を行い、受入体制を整備する。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する対策】（企画総務部）

- (ア) 市が部隊の活動について部隊その他関係機関に行う要請は、すべて県現地連絡調整者を通じて行う。
- (イ) 市は、連絡調整の窓口の一本化を図り、県現地連絡調整者に報告する。
- (ウ) 市長は、部隊の宿舎、部隊の活動に要する資材等について、県現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力するものとする。

#### イ 【県が実施する対策】（危機管理部）

##### (ア) 部隊等との連絡調整者

部隊等との本庁及び現地における連絡調整は、その災害の状況により次の区分による。

区 分	総括連絡調整者	現地連絡調整者
災害対策本部が置かれていない場合	危機管理部長	地方事務所長等
災害対策本部が置かれている場合	災害対策本部長	地方部長
現地本部が置かれている場合	災害対策本部長	現地本部長

##### (イ) 連絡調整者の任務

###### a 総括連絡調整者

- (a) 総括連絡調整者は、部隊等との連絡にあたるため連絡員を定め、速やかにその職氏名及び連絡場所等を第13普通科連隊長及び現地連絡調整者に通知する。
- (b) 総括連絡調整者は、全地域における部隊の効果的な活動を図るため、現地連絡調整者、第13普通科連隊長及び関係機関との連絡調整を行う

# 【新】

- 現地派遣部隊の長、総括連絡調整者及び関係市町村長に通知するものとする。
- (c) 現地連絡調整者は、関係区域間における部隊、市町村その他関係機関等との連絡調整を行うものとする。
- (d) 現地連絡調整者は、部隊の効果的な活動を図るため、次の事項について計画を立て、施設等については市町村と協力し、準備を行うものとする。

- ①作業箇所及び作業内容
- ②作業箇所別必要人員及び機材
- ③作業箇所別優先順位
- ④ヘリポート
- ⑤資材の調達方法
- ⑥本部事務所
- ⑦宿泊施設
- ⑧資材置場、炊事場
- ⑨駐車場

- (e) 現地連絡調整者は、部隊の増援を必要と認めるときは、総括連絡調整者に報告するものとする。
- (f) 災害の状況により現地連絡調整者が替わった場合は、引き継ぎを受けた現地連絡調整者は、その旨及び連絡員の職氏名及び連絡場所を関係機関に通知するものとする。

## ウ 【関係機関が実施する対策】

- (7) 指定地方行政機関等における措置
- a 指定地方行政機関等が部隊の活動等について部隊その他関係機関に行う要請は、すべて現地連絡調整者を通じて行うものとする。
- b 指定地方行政機関等は、部隊の宿舎、部隊の活動に要する資材等について現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力するものとする。
- (i) 自衛隊における措置
- a 第13普通科連隊長は、迅速な災害派遣及び県その他関係機関との連絡調整を図るため、連絡班を本庁もしくは、地方事務所に、偵察班を現地にそれぞれ派遣するものとする。
- b 第13普通科連隊長は、災害に際し、被害がまさに発生しようとしており事情真にやむを得ないと認めた場合は知事の要請を受け、連絡班等および部隊を派遣するものとする。(予防派遣)

## エ 【住民が実施する対策】

自衛隊の派遣活動が円滑に行われるよう、可能な範囲で協力を行うものとする。

# 【旧】

- (c) 総括連絡調整者は、関係機関等からの災害情報に基づき、次の事項について全体計画を立てる。
- 地域別優先順位
  - 地域別必要人員
  - 地域別所要資材の確保及び輸送方法
- (d) 部隊が派遣された場合における部隊の増援要請は、現地連絡調整者の報告に基づき総括責任者が行う。
- b 現地連絡調整者
- (a) 現地連絡調整者は、災害対策本部が未設置の場合は、派遣要請の内容に応じ、関係現地機関の長がこれにあたる。
- (b) 現地連絡調整者は、部隊等との連絡調整にあたらせるため連絡員を定め、速やかに現地派遣部隊の長、総括連絡調整者及び関係市町村長に通知する。
- (c) 現地連絡調整者は、関係区域間における部隊、市町村その他関係機関等との連絡調整を行う。
- (d) 現地連絡調整者は、部隊の効果的な活動を図るため、次の事項について計画を立て、施設等については市町村と協力し、準備を行う。
- 本部事務所
  - 宿泊施設
  - 資材置場、炊事場
  - 駐車場
  - ヘリポート
  - 作業箇所及び作業内容
  - 作業箇所別必要人員及び機材
  - 優先順位
  - 資材の調達方法
- (e) 現地連絡調整者は、部隊の増援が必要と認められるときは、総括連絡調整者に連絡する。
- (f) 災害の状況により、現地連絡調整者が替わった場合、引き継ぎを受けた現地連絡調整者は、その旨及び連絡員の職・氏名及び連絡場所を関係機関に通知する。

## ウ 【関係機関が実施する対策】

- (7) 指定地方行政機関等における措置
- a 指定地方行政機関等が部隊の活動等について部隊その他関係機関に行う要請は、すべて現地連絡調整者を通じて行うものとする。
- b 指定地方行政機関等は、部隊の宿舎、部隊の活動に要する資材等について現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力するものとする。
- (i) 自衛隊における措置
- a 第13普通科連隊長は、迅速な災害派遣及び県その他関係機関との連絡調整を図るため、連絡班を本庁もしくは、地方事務所に、偵察班を現地にそれぞれ派遣する。
- b 第13普通科連隊長は、災害に際し、被害がまさに発生しようとしており事情真にやむを得ないと認めた場合は知事の要請を受け、連絡班および部隊を派遣する。(予防派遣)
- ~~e 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、市町村長等、警察官がそ~~

# 【新】

## 3 派遣部隊の撤収要請

### (1) 実施計画

#### ア 【市が実施する対策】（企画総務部）

市長は、部隊の活動の必要がなくなったと認めるときは、県現地連絡調整者に報告する。

#### イ 【県が実施する対策】（危機管理部）

(7) 危機管理部長は、第13普通科連隊長及び現地連絡調整者と協議して部隊の活動の必要がなくなったと認めるときは、その旨を知事に報告し、その指揮を受けて第13普通科連隊長に対し派遣部隊の撤収の要請をするものとする。

(イ) 危機管理部長は、第13普通科連隊長から撤収の通知を受けたときは、その旨を関係部長、関係現地機関の長、市町村長及びその他関係機関の長に通知するものとする。

#### ウ 【関係機関が実施する対策】

指定地方行政機関等における措置

指定地方行政機関の長等は、部隊の活動の必要がなくなったと認めるときは、現地連絡調整者に報告するものとする。

## 4 経費の負担

### (1) 実施計画

#### ア 【市が実施する対策】（企画総務部）

自衛隊の救援活動に要した経費は、自衛隊の負担すべきものを除き、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりとする。

(7) 派遣部隊が、救援活動を実施するために必要な資材器材（自衛隊の装備に係るものを除く）

(イ) 派遣部隊の宿営及に必要な土地、建物の使用料及び借上料

(ウ) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴等の費用

(エ) 派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた（自衛隊の装備に係るものを除く）損害の補償

# 【旧】

~~の場にいらない場合に限り次の措置をとることができる。~~

~~(a) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限・禁止及び退去命令~~

~~(b) 他人の土地等の一時使用等~~

~~(c) 現場の被災工作物等の除去等~~

~~(d) 住民等を応急措置の業務に従事させること~~

## 3 派遣部隊の撤収

### (1) 実施計画

#### ア 【市が実施する対策】（企画総務部）

市長は、部隊の活動の必要がなくなったと認めるときは、県現地連絡調整者に報告するものとする。

#### イ 【県が実施する対策】（危機管理部）

(7) 危機管理部長は、第13普通科連隊長及び現地連絡調整者と協議して部隊の活動の必要がなくなったと認めるときは、その旨を知事に報告し、その指揮を受けて第13普通科連隊長に対し、派遣部隊の撤収の要請をする。

(イ) 危機管理部長は、第13普通科連隊長から撤収の通知を受けたときは、その旨を関係部長、関係現地機関の長、市町村長及びその他関係機関の長に通知する。

#### ウ 【関係機関が実施する対策】

~~(ウ)~~ 指定地方行政機関等における措置

指定地方行政機関の長等は、部隊の活動の必要がなくなったと認めるときは、現地連絡調整者に報告するものとする。

~~(イ)~~ 自衛隊における措置

~~a 第13普通科連隊長は、知事から撤収の要請を受けた場合、又は災害派遣の必要がなくなったと認める場合は部隊を撤収する。~~

~~ただし、災害が大規模である場合については、知事からの撤収要請があった場合を除き、命により撤収する。~~

~~b 部隊を除き撤収する場合にあっては、関係市町村長、警察、消防機関、その他公共機関と綿密に調整するとともに、知事にその旨通知する。~~

## 4 経費の負担

### (1) 実施計画

#### ア 【市が実施する対策】（企画総務部）

自衛隊の救援活動に要した経費は、自衛隊の負担すべきものを除き、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりとする。

(7) 派遣部隊が、救援活動を実施するために必要な資材器材（自衛隊の装備に係るものを除く）

(イ) 派遣部隊の宿営及に必要な土地、建物の使用料及び借上料

(ウ) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴等の費用

(エ) 派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた（自衛隊の装備に係る物を除く）損害の補償

# 【新】

風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

## イ 【県が実施する計画】（危機管理部）

上記に記載する負担以外の救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、県が調整して決定するものとする。

## ウ 【関係機関が実施する対策】

自衛隊における措置

第13 普通科連隊長は、上記の経費について、文書により、市町村長に請求するものとする。

# 【旧】

風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

## イ 【県が実施する計画】（危機管理部）

上記に記載する負担以外の救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、県が調整して決定する。

## ウ 【関係機関が実施する対策】

自衛隊における措置第13 普通科連隊長は、上記の経費について、文書により、市町村長に請求する。

# 【新】

風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

## 第7節 救助・救急・医療活動

### 第1 基本方針

大規模災害時における救助・救急・医療活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められているため、速やかな災害派遣医療チーム（DMAT）及び救護班の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品・医療用資機材の供給体制の確保、他の地方公共団体との相互支援体制の整備等について関係機関が連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。

また、道路交通確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への運送方法について、広域的な対応を行う。

### 第2 主な活動

- 1 市、県、県警察本部、消防機関及び医療機関等が相互の連携により、被災地における救助活動、救急処置を要する傷病者の搬送、医薬品・医療用資機材の提供、国、県や他の地方公共団体等への応援要請等の大規模災害に対応した救助・救急・医療活動を行う。
- 2 災害派遣医療チーム（DMAT）及び関係機関により編成された救護班により初期救護医療を行うとともに、傷病者の後方医療機関への受け入れ、ヘリコプター等による緊急輸送等広域救護体制を確保する。

### 第3 活動の内容

- 1 救助・救急活動
  - (1) 基本方針  
消防機関、警察等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしながら、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。  
また、大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ、広範囲にわたることが予想されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。
  - (2) 実施計画  
ア 【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する対策】（企画総務部）
    - (ア) 市消防計画における救助・救急計画等に基づき、茅野警察署、医療機関等と連携して、的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努める。
    - (イ) 必要に応じて他の地方公共団体等との相互応援協定に基づく応援要請等を「第4節 広域相互応援活動」及び「第6節 自衛隊の災害派遣」により行い、市民の安全確保を図る。
    - (ウ) 茅野消防署は、県警察本部及び道路管理者等との連携及び出動隊の報告等により、道路状況の早急な把握に努め、現場への出動及び医療機関等への搬送にあたり、効率的な対応をする。
    - (エ) 茅野消防署は、救助活動に当たり、県警察本部等と活動区域及び人員配置の調整等密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行う。

# 【旧】

風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

## 第7節 救助・救急・医療活動

### 第1 基本方針

大規模災害時における救急活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められているため、速やかな救護班の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品・医療用資機材の供給体制の確保、他の地方公共団体との相互支援体制の整備等について関係機関が連携を密にし、的確な対応を行う。

また、道路交通確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への運送方法について、広域的な対応を行う。

### 第2 主な活動

- 1 市は災害のため遭難・負傷した住民の救助・救急活動を円滑に実施するため、消防機関、医療機関と相互に連携し、被災地における救助活動、救急処置を要する傷病者の搬送、医薬品・医療用資機材の提供、国県や他の地方公共団体等への応援要請等の大規模災害に対応した救助、救急活動を行う。
- 2 災害のため医療の途を失った住民の応急的な医療活動を行う。
- 3 諏訪郡医師会により編成された救護班により初期救護医療を行うとともに、傷病者の後方医療機関への受け入れ、ヘリコプター等による緊急輸送等広域救護体制を確保する。

### 第3 活動の内容

- 1 救助・救急活動
  - (1) 基本方針  
消防機関、警察、医療機関等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしながら、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。  
また、大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ、広範囲にわたることが予想されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。
  - (2) 実施計画  
ア 【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する対策】（企画総務部）
    - (ア) 消防計画における救助・救急計画等に基づき、管轄警察署、医療機関等と連携して、的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努める。
    - (イ) 必要に応じて他の地方公共団体等との相互応援協定に基づく応援要請等を「第4節 広域相互応援活動」及び「第6節 自衛隊災害派遣活動」により行い、市民の安全確保を図る。
    - (ウ) 茅野消防署は、県警察本部及び道路管理者等との連携及び出動隊の報告等により、道路状況の早急な把握に努め、現場への出動及び医療機関等への搬送にあたり、効率的な対応をする。
    - (エ) 茅野消防署は、救助活動に当たり、県警察本部等と活動区域及び人員配置の調整等密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行う。

# 【新】

## 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

(カ) 茅野消防署は、救急活動に当たり、県警察本部、救護班等と密接な連携により医療機関、救護所に迅速かつ的確に傷病者を搬送する。

その際、高規格救急車（救急救命士搭乗隊）を傷病者の状態に合わせて有効に運用する。

(ク) ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第5節 ヘリコプターの運用計画」により要請する。

### イ 【県が実施する対策】（危機管理部、建設部、警察本部）

(ア) 知事は、災害発生時の非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、市町村長、市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）の消防長に対し、相互応援協定の実施その他救助・救急活動に関し、必要な指示を行うものとする。

(イ) 市町村長等の要請又は必要に応じて、他の地方公共団体等への応援要請等を「第4節 広域相互応援活動」及び「第6節 自衛隊の災害派遣」により行う。

(ロ) 市町村長等の要請に基づき、消防防災ヘリコプター等による、偵察、救助活動等を実施するものとする。

(ハ) 警察本部長は、被害状況を把握し、迅速に機動隊を出動させるものとする。

特に高層建築物、高速道路等において被害が発生した場合においては、高度な救助能力を有する警察災害派遣隊の即応部隊である広域緊急援助隊を迅速に派遣するものとする。

また、被災地の警察署員及び応援機動隊員等により救出救助部隊を速やかに編成し、消防機関等と捜索区割等の調整を行うものとする。

(ニ) 道の駅を部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行う。

### ウ 【市民及び自主防災組織が実施する対策】

自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関、救護班等に協力するものとする。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努めるものとする。

## 2 医療活動

### (1) 基本方針

長野県災害医療活動指針に基づいた活動を行う。

災害発生時においては、従来の救急医療体制が十分に機能しないことが考えられるため、災害派遣医療チーム（DMAT）及び関係機関により編成された救護班による初期段階の医療体制を充実させることが重要である。

また、主に重症患者に係る後方医療機関について、災害拠点病院を中心として関係機関との連携による受入体制の確保を図る。

更に、市町村、都道府県の枠を越えた相互支援体制による医療活動を行う。

# 【旧】

## 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

(カ) 茅野消防署は、救急活動に当たり、県警察本部救護班等と密接な連携により医療機関、救護所に迅速かつ的確に傷病者を搬送する。

その際、高規格救急車（救急救命士搭乗隊）を傷病者の状態に合わせて有効に運用する。

(ク) ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第5節 ヘリコプターの運用計画」により要請する。

### イ 【県が実施する対策】（危機管理部、健康福祉部、警察本部）

(ア) 知事は、風水害等の非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、市町村長、市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）の消防長に対し、相互応援協定の実施その他救助・救急活動に関し、必要な指示を行う。

(イ) 市町村長等の要請又は必要に応じて、他の地方公共団体等への応援要請等を行うとともに、~~公的医療機関・民間医療機関からの救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。~~

~~(ロ) 県立病院等の職員で編成する救護班を必要に応じて派遣する。~~

(ハ) 市町村長等の要請に基づき、消防防災ヘリコプター等による偵察、救助活動等を実施する。

(ニ) 警察本部長は、被害状況を把握し、迅速に機動隊を出動させる。

特に高層建築物、高速道路等において被害が発生した場合においては、高度な救助能力を有する広域緊急援助隊を迅速に派遣する。

また、被災地の警察署員及び応援機動隊員等により救出救助部隊を速やかに編成し、消防機関等との捜索区割等の調整を行う。

### ウ 【関係機関が実施する対策】

(ア) ~~日本赤十字社長野県支部は、各赤十字病院に医療救護班を編成し、医療救護（巡回診療を含む）を実施する。~~

~~—また、災害の状況に応じ、医療救護班の派遣に併せ、または単独で長野県赤十字救護隊を出動させ傷病者の搬送等に当たる。~~

(イ) ~~長野県医師会、郡医師会、長野県歯科医師会、郡歯科医師会、災害拠点病院等は、あらかじめ救護班を編成し、効率的な救助活動を行う。~~

(ロ) ~~災害医療派遣チーム（DMAT）を有する医療機関は、要請に基づきチームを派遣し、救助活動を行う。~~

### エ 【市民が実施する対策】

自発的に被災地の救助・救急活動を行うとともに、消防機関、救護班等に協力する。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前における初期救助、救急活動は人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。

## 2 医療活動

### (1) 基本方針

災害発生時において、医療機関の機能が停止し、従来の救急医療体制が十分に機能しないことが考えられるため、被災地の住民が医療の途を失うような状況になった場合の初期段階の医療体制を充実させることが必要である。

# 【新】

## (2) 実施計画

### ア 【市が実施する計画】（健康福祉部、企画総務部）

#### (7) 対象者

- a 被災地及び避難場所において、医療救護を必要とする状態にあるにも関わらずその途を失った者
- b 被災地及び避難場所において、助産を必要とする状態にあるにも関わらずその途を失った者

#### (4) 救護方法

##### a 救護班の編成

諏訪郡医師会の協力を得て、あらかじめ救護班を編成し医療救急活動等を行う。

##### b 救護班の派遣

被災地近くに設置された救護所に救護班を派遣し、救護活動を行う。

#### (7) 救護班等の業務内容

##### a 医療

(a) 負傷の程度の判定

(b) 負傷者の搬送順位及び搬送先の決定

(c) 救急処置の実施

(d) 救急活動の記録

(e) 遺体の検案

(f) その他必要な処置

##### b 助産

(a) 分べんの介助

(b) 分べん前後の処置

(c) 衛生材料の支給

(d) その他必要な処置

#### (e) 医療の内容

災害発生直後は、外科系患者が多く、時間の経過とともに内科系患者が増大する。

また、避難所生活が長期化すると、精神的な患者もでてくるので、救護の内容については、定期的に医師会と協議し、必要な救護を行う。

#### (f) 経費の負担

##### a 医療

(a) 救護班による場合

使用した薬剤、治療材料、医療器具の修繕費の実費

(b) 一般の病院又は診療所による場合

国民健康保険の診療報酬の額以内

(c) 施術者による場合

当該地域における協定料金の額内

# 【旧】

特に、活動に当たっては、諏訪郡医師会と締結した「災害時の医療救護活動に関する協定書」の定めにより実施するとともに、市町村の枠を越えた相互応援体制による医療活動を行う。

## (2) 実施計画

### ア 【市が実施する計画】（健康福祉部、企画総務部）

#### (7) 対象者

- a 被災地及び避難場所において、医療救護を必要とする状態にあるにも関わらずその途を失った者
- b 被災地及び避難場所において、助産を必要とする状態にあるにも関わらずその途を失った者

#### (4) 救護方法

##### a 救護班の編成

諏訪郡医師会の協力を得て、あらかじめ救護班を編成し医療救急活動等を行う。

##### b 救護班の派遣

被災地近くに設置された救護所に救護班を派遣し、救護活動を行う。

#### (7) 救護班の活動内容

##### a 医療

(a) 傷病者の収容医療施設への転送の要否及び転送順位の決定

(b) 傷病者に対する応急処置

(c) 死者の確認及び検案

(d) その他必要な処置

##### b 助産

(a) 分べんの介助

(b) 分べん前後の処置

(c) 衛生材料の支給

(d) その他必要な処置

#### (e) 医療の内容

災害発生直後は、外科系患者が多く、時間の経過とともに内科系患者が増大する。

また、避難所生活が長期化すると、精神的な患者もでてくるので、救護の内容については、定期的に医師会と協議し、必要な救護を行う。

#### (f) 経費の負担

##### a 医療

(a) 救護班による場合

使用した薬剤、治療材料、医療器具の修繕費の実費

(b) 一般の病院又は診療所による場合

国民健康保険の診療報酬の額以内

(c) 施術者による場合

当該地域における協定料金の額内

# 【新】

風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

- (d) 日当（一人当たり）
  - 医 師 17,200円以内
  - 保健婦、助産婦及び看護婦 11,200円以内
- b 助産
  - (a) 救護班による場合は使用した衛生材料等の実費
  - (b) 助産婦による場合は、観光料金の8割以内の額
- (h) 医療助産救護の期間
  - a 医療の実施期間は、原則として災害発生から14日以内とする。ただし、災害が甚大で、復旧に時間がかかる場合で、避難生活が長期化する場合等はこの限りでない。
  - b 助産の実施期間は、分べんした日から7日以内とする。
- (キ) 医療費
  - a 救護所における医療費及び助産費は、無料とする。
  - b 収容機関における医療費は、原則として患者の負担とする。
- (ク) 救護所の設置及び後方医療機関等の確保
  - a 災害時には諏訪郡医師会の協力を得て、速やかに医療救護本部（諏訪中央病院内）の設置を要請する。
  - b 市内の応急医療が必要な避難所に救護所を設置し、救護所への医師派遣を要請し、医薬品、医療用資機材等の供給体制、比較的軽症の被災者の避難所への輸送体制を整備する。
  - c 医療機関における収容可能人員、診療機能の稼働状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、後方医療機関の確保を行い、警察本部に誘導を要請する等、傷病者の搬送体制を整備する。  
また、災害の規模により必要がある場合は、隣接市町村、県に対し傷病者の受入れについて要請する。
  - d 必要に応じて、重症傷病者の災害拠点病院への搬送体制を確保するとともに、災害拠点病院、救命救急センター等への緊急輸送について県に要請する。
- (ケ) 負傷者の搬送
  - a 負傷者等の搬送は、原則として救急車両等により行うが、災害の状況により、公用車又は調達した車輛により実施する。
  - b 被災地が孤立する等、負傷者等の搬送にヘリコプターの活用が必要なとき、本部長は、「ヘリコプター運用計画」により、県へ出動を要請する。
  - c 消防団は、各分団の救護班を中心とし、負傷者等の発見、被災地域からの搬出及び救護所への搬送を行う。

# 【旧】

風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

- (d) 日当（一人当たり）
  - 医 師 17,200円以内
  - 保健婦、助産婦及び看護婦 11,200円以内
- b 助産
  - (a) 救護班による場合は使用した衛生材料等の実費
  - (b) 助産婦による場合は、観光料金の8割以内の額
- (h) 医療助産救護の期間
  - a 医療の実施期間は、原則として災害発生から14日以内とする。ただし、災害が甚大で、復旧に時間がかかる場合で、避難生活が長期化する場合等はこの限りでない。
  - b 助産の実施期間は、分べんした日から7日以内とする。
- (キ) 医療費
  - a 救護所における医療費及び助産費は、無料とする。
  - b 収容機関における医療費は、原則として患者の負担とする。
- (ク) 救護所の設置及び後方医療機関等の確保
  - a 市内の応急医療が必要な避難所に救護所を設置し、医薬品、医療用資機材等の供給体制の整備を図る。
  - b 医療機関における収容可能人員、診療機能の稼働状況等について把握し、後方医療機関の確保を行う。
  - c 災害の規模により必要がある場合は、近隣市町村及び県に対し被害者の受入について要請する。
  - d 地域災害医療センターとして県が指定した諏訪赤十字病院との連携を図る。
- (ケ) 負傷者の搬送
  - a 負傷者等の搬送は、原則として救急車両等により行うが、災害の状況により、公用車又は調達した車輛により実施する。
  - b 被災地が孤立する等、負傷者等の搬送にヘリコプターの活用が必要なとき、本部長は、「ヘリコプター運用計画」により、県へ出動を要請する。
  - c 消防団は、各分団の救護班を中心とし、負傷者等の発見、被災地域からの搬出及び救護所への搬送を行うものとする。

# 【新】

## (コ) 医薬品等の確保

- a 医薬品の備蓄を依頼している諏訪中央病院に備蓄医薬品の払い出しを要請する。

酸素救急用蘇生器	2器
集団災害用救急セット	2個
災害用医薬品	30人の3日分

- b 医薬品、医療用資機材等の必要量及び医薬品卸業者、薬局等の備蓄量を迅速に把握し、必要に応じて県又は関係機関に対し、供給の要請を行う。

< 災害用医薬品備蓄事業所（諏訪地区） >

岡野薬品（株）諏訪営業所 〒393 諏訪郡下諏訪町上赤砂4353-2 28-4151
--

## イ 【県が実施する対策】（危機管理部、健康福祉部、警察本部）

(7) 長野県災害医療本部の設置及び運営を行う。

(4) 保健福祉事務所（保健所）に地方部保健福祉班を置き、災害時における保健衛生・感染症予防活動を行うとともに、医療施設の被害状況、診療機能の稼働状況、医療用資器材の需給状況、施設への交通状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握するものとする。

(7) 市町村長等からの要請又は必要に応じ、他の都道府県に対して、広域相互応援体制に基づく応援要請を行うとともに、関係機関に救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請するものとする。

(5) 県立病院等の職員によりあらかじめ救護班を編成するものとする。

(4) 市町村からの協力要請に基づき、救護班により別に掲げる医療救護活動等に当たるとともに、必要に応じ救護班と市町村、消防機関、医療機関等の関係機関間で医療供給体制についての連絡調整を行うものとする。

(4) 市町村からの要請により、又は必要があると認められるときは、救急医療機関を中心とした地方部単位の後方医療体制の確保を行うものとする。

(4) 災害拠点病院、救命救急センター等への重篤傷病者の搬送、救護班等医療活動従事者の緊急輸送について、市町村からの要請により、ドクターヘリの出動による協力をを行い、必要に応じ、消防防災ヘリコプター・県警ヘリコプター・自衛隊ヘリコプターの出動を要請するものとする。

（危機管理部、健康福祉部、警察本部）

(7) 長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会に対し、備蓄医薬品及び衛生材料の緊急配分を指示するものとする。

(7) 「災害救助法による医療及び助産の実施委託協定」に基づき、日本赤十字社長野県支部に救護班等の派遣を要請するとともに、必要に応じて、(公社)長野県医師会、(一社)長野県歯科医師会、(一社)長野県薬剤師会、(公社)長野県看護協会に救護班等の派遣を要請し、各機関の連絡調整を行う。

(2) 「災害における応援に関する協定」に基づき、柔道整復師会に避難所等における傷病者の応急救護（柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された業務の範囲）を要請するものとする。

# 【旧】

## (コ) 医薬品等の確保

- a 医薬品の備蓄を依頼している諏訪中央病院に備蓄医薬品の払い出しを要請する。

酸素救急用蘇生器	2器
集団災害用救急セット	2個
災害用医薬品	30人の3日分

- b 医薬品、医療用資機材等の必要量及び医薬品卸業者、薬局等の備蓄量を迅速に把握し、必要に応じて県又は関係機関に対し、供給の要請を行う。

○ 災害用医薬品備蓄事業所（諏訪地区）

岡野薬品（株）諏訪営業所 〒393 諏訪郡下諏訪町上赤砂4353-2 28-4151
--

## イ 【県が実施する対策】（危機管理部、健康福祉部、警察本部）

(7) ~~保健所に地方衛生班を置き、災害時における保健衛生・感染症予防活動を行うとともに、医療施設の被害状況、診療機能の稼働状況、医療用資器材の需給状況、施設への交通状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握する。~~

(4) ~~市町村長等からの要請又は必要に応じ、他の都道府県に対して、広域相互応援体制に基づく応援要請を行うとともに、公的医療機関・民間医療機関からの救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。~~

(5) ~~県立病院等の職員によりあらかじめ救護班を編成する。~~

(4) ~~市町村からの協力要請に基づき、救護班により別に掲げる医療救護活動等に当たるとともに、必要に応じ救護班と市町村、消防機関、医療機関等の関係機関間で医療供給体制についての連絡調整を行う。~~

(4) ~~市町村からの要請により、又は必要があると認められるときは、救急医療機関を中心とした地方部単位の後方医療体制の確保を行う。~~

(4) ~~災害拠点病院、救命救急センター等への重篤傷病者の搬送、救護班等医療活動従事者の緊急輸送について、市町村からの要請により、ドクターヘリの出動による協力をを行い、必要に応じ、消防防災ヘリコプター・県政用ヘリコプター・県警ヘリコプター・自衛隊ヘリコプターの出動を要請する。（危機管理部、衛生部、警察本部）~~

(7) ~~長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会に対し、備蓄医薬品及び衛生材料の緊急配分を指示する。~~

(7) 「災害救助法による医療及び助産の実施委託協定」に基づき、日本赤十字社長野県支部に救護班等の派遣を要請するとともに、必要に応じて、(社)長野県医師会、(社)長野県歯科医師会、(社)長野県薬剤師会に救護班等の派遣を要請し、各機関の連絡調整を行う。

# 【新】

風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

## ウ 【関係機関が実施する対策】

- (ア) 医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、災害医療活動の準備を行うものとする。
- (イ) 日本赤十字社長野県支部長は、県、市町村から要請があったとき、又は支部長、病院長が必要と認めるときは、医療救護班等を派遣し、避難所・医療救護所等で別に掲げる医療救護活動等に当たるものとする。また、災害の状況に応じ、医療救護班の派遣に併せ、赤十字防災ボランティアを派遣するものとする。
- (ロ) 日本赤十字社長野県支部長は、各赤十字病院において関係機関との密接な連携のもとに傷病者の受け入れを円滑かつ効率的に行うものとする。
- (ハ) 日本赤十字社長野県支部長は、県内3か所の赤十字血液センターにおいて輸血用血液の確保を行い、各医療機関等の要請に基づき緊急輸送するものとする。  
また、当該血液が不足する場合には、報道機関に協力を要請し、移動採血車等により採血するとともに、日本赤十字社の各基幹血液センター等の応援を要請するものとする。
- (ニ) (公社)長野県医師会、郡市医師会、(一社)長野県歯科医師会、郡市歯科医師会、(公社)長野県看護協会等は医療救護体制について必要な事項を定めるとともに、あらかじめ救護班を編成し、災害時の医療救護活動を行うものとする。  
また、県、市町村から協力要請があった時、あるいは派遣の必要性が認められた時は、被災地へ救護班を派遣するものとする。
- (ホ) 災害派遣医療チーム(DMAT)を有する医療機関は、派遣要請に基づきチームを編成し、医療救護活動を実施するものとする。
- (ヘ) (公社)長野県薬剤師会は医薬品の調剤、服薬指導、仕分け、管理等、医療救援体制について必要な事項を定めるとともに、薬剤師班を編成し、災害時の医療救援活動を行うものとする。  
また、県、市町村から協力要請があった時、あるいは派遣の必要性が認められた時は、被災地へ薬剤師班を派遣する。
- (ヘ) 災害拠点病院は、傷病者の受入体制について万全を期すとともに、関係機関からの要請により、医薬品、医療用資器材等の提供を行うものとする。
- (ヘ) 長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会は、備蓄医薬品及び衛生材料の速やかな搬送を行い、使用後の迅速な補充を図るものとする。
- (コ) (一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部は、県からの要請に基づき、医療ガスを速やかに供給するものとする。
- (ケ) 長野県厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部付属病院は、県からの要請に基づき、ドクターヘリによる救急搬送等の医療救護活動を行うものとする。
- (セ) (公社)長野県柔道整復師会は、県との協定に基づく要請があった場合は、避難所等において、傷病者の応急救護(柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定された業務の範囲)を行うものとする。

## エ 【市民が実施する対策】

# 【旧】

風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

## ウ 【関係機関が実施する対策】

- (ア) 医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、災害医療活動の準備を行う。
- (イ) 日本赤十字社長野県支部長は、県、市町村から要請があったとき、又は支部長、病院長が必要と認めるときは、医療救護班等を派遣し、避難所・救護所等で別に掲げる医療救護活動等に当たる。
- (ロ) 日本赤十字社長野県支部長は、各赤十字病院において関係機関との密接な連携のもとに傷病者の受け入れを円滑かつ効率的に行う。
- (ハ) 日本赤十字社長野県支部長は、県内3か所の赤十字血液センターにおいて輸血用血液の確保を行い、各医療機関等の要請に基づき緊急輸送する。  
また、当該血液が不足する場合には、報道機関に協力を要請し、移動採血車等により採血するとともに、日本赤十字社の各機関血液センター等の応援を要請する。
- (ニ) (社)長野県医師会、郡医師会、(社)長野県歯科医師会、郡歯科医師会等は医療救護体制について必要な事項を定めるとともに、あらかじめ救護班を編成し、災害時の医療救護活動を行う。  
また、県、市町村から協力要請があった時、あるいは派遣の必要性が認められた時は、被災地へ救護班を派遣する。
- (ホ) 災害派遣医療チーム(DMAT)を有する医療機関は、派遣要請に基づきチームを編成し、医療救護活動を実施する。
- (ヘ) (社)長野県薬剤師会は医薬品の調剤、服薬指導、仕分け、管理等、医療救援体制について必要な事項を定めるとともに、薬剤師班を編成し、災害時の医療救援活動を行う。  
また、県、市町村から協力要請があった時、あるいは派遣の必要性が認められた時は、被災地へ薬剤師班を派遣する。
- (ヘ) 災害拠点病院は、傷病者の受け入れ体制について万全を期すとともに、関係機関からの要請により、医薬品、医療用資器材等の提供を行う。
- (ヘ) 長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会は、備蓄医薬品及び衛生材料の速やかな搬送を行い、使用後の迅速な補充を図るものとする。
- (コ) 長野県厚生連佐久総合病院は、県からの要請に基づき、ドクターヘリによる救急搬送等の医療救護活動を行う。
- (セ) (社)長野県柔道整復師会は、県との協定に基づく要請があった場合は、避難所等において、傷病者の応急救護(柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定された業務の範囲)を行う。

## エ 【市民が実施する対策】

## 【新】

風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

発災直後の応急処置により傷病者の救命率が飛躍的に高まることから、初期救助・救急活動について日頃から認識を深めるとともに、被災時は自発的に救急活動を行うよう心掛けるものとする。

## 【旧】

風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

発災直後の応急処置により傷病者の救命率が飛躍的に高まることから、初期救助・救急活動について日頃から認識を深めるとともに、被災時は自発的に救急活動を行うよう心掛ける。

## 第9節 要配慮者に対する応急活動

## 第1 基本方針

災害が発生した際、要配慮者とりわけ避難行動要支援者は、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、県、市町村及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者とりわけ避難行動要支援者の態様に十分配慮した応急活動を行う。

## 第2 主な活動

- 1 要配慮者について、地域住民、自主防災組織等の協力のもと、被災状況の把握、避難誘導、要配慮者に配慮した避難所での生活環境の整備及び応急仮設住宅への収容等を行う。また、要配慮者が利用する医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復を図る。
- 2 介護用品、育児用品等要配慮者の生活維持のため必要な物資を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。
- 3 要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、避難所等に相談窓口を設置するとともに、必要な人員の確保に努める。
- 4 災害発生時において、応援をする場合及び応援を受ける場合に、円滑かつ効果的な対応がとれる体制を確立する。

## 第3 活動の内容

- 1 避難収容活動
  - (1) 基本方針
 

市、県、及び関係機関は相互に連携し、迅速かつ適切に要配慮者の応急対策を講じる。
  - (2) 実施計画
 

ア 【市が実施する対策】（健康福祉部、企画総務部）

    - (7) 避難準備情報・避難勧告・避難指示をはじめとする災害情報の周知
 

要配慮者の態様に応じ、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては協定に基づき、臨時災害放送局の開設を行う。
    - (4) 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認

市は、避難行動要支援者の避難支援に係る関係者と連携し、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、関係者に予め提供した名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行う。

なお、発生時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努める。

## 第9節 災害時要援護者に対する応急活動

## 第1 基本方針

災害が発生した際、災害時要援護者は、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、県、市町村及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、災害時要援護者の態様に十分配慮した応急活動を行う。

## 第2 主な活動

- 1 災害時要援護者について、地域住民、自主防災組織等の協力のもと、被災状況の把握、避難誘導、要援護者に配慮した避難場所での生活環境の整備及び応急仮設住宅への収容等を行う。また、災害時要援護者が利用する医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復を図る。
- 2 介護用品、育児用品等災害時要援護者の生活維持のため必要な物資を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。
- 3 災害時要援護者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、避難所等に相談窓口を設置するとともに、必要な人員の確保に努める。
- 4 災害発生時において、応援をする場合及び応援を受ける場合に、円滑かつ効果的な対応がとれる体制を確立する。

## 第3 活動の内容

- 1 避難収容活動
  - (1) 基本方針
 

市、県、及び関係機関は相互に連携し、迅速かつ適切に災害時要援護者の応急対策を講じる。
  - (2) 実施計画
 

ア 【市が実施する対策】（健康福祉部、企画総務部）

    - (7) 避難準備情報・避難勧告・避難指示をはじめとする災害情報の周知
 

災害時要援護者態様に応じ、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行う。
    - (4) 災害時要援護者の状況把握及び避難誘導

災害が発生した際は、災害時要援護者に関する避難支援計画等に基づき、災害時要援護者に関する台帳の活用や地域住民の協力等により、安否及び保健福祉サービスの要否等について速やかに確認するとともに、必要な救助・避難支援を行う。

なお、避難誘導する際には、災害時要援護者の態様に応じて、介助員等の付き添いや車両・車椅子等を活用する。

また、社会福祉施設や医療機関等の利用者に関しても安否確認を行うとともに、被災者の救助・避難支援を行う。

# 【新】

また、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、必要に応じて避難支援等を行う。

- (ウ) **避難所での生活環境整備**

災害時に通常の避難所では生活が困難な要配慮者を応急的に受け入れるため、施設・設備や人員体制の整った福祉避難所、あるいは通常の避難所の一部を仕切った福祉避難室を必要に応じて設置する。

また、要配慮者の態様に応じ、次の支援を行う。

  - a 避難所における設備の整備  
段差解消やスロープ・身体障がい者用のトイレの設置等を必要に応じて行う。
  - b 避難所における物資の確保及び提供  
車椅子等の補装具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレを始めとする日常生活用品等について迅速に確保し、必要性の高い要配慮者から優先的に支給・貸与等を行う。
  - c 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供  
福祉避難所（室）及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行う。
  - d 情報提供体制の確立  
避難所等で避難生活を送る要配慮者に対して、被災状況や生活に必要な各種情報を提供するため、大画面のテレビ、インターネットの端末、ファクシミリ、ホワイトボード等を状況に応じて設置するとともに、手話・外国語通訳者等を配置する。
- (エ) **在宅者対策**

災害発生後、避難所に避難しないで自宅等で過ごす要配慮者に対し、民生委員、地域住民、自主防災会等の協力により、要配慮者の態様に応じ、在宅訪問により次の支援を行う。

  - a 在宅者の訪問の実施  
要配慮者に対し、民生委員、地域住民、自主防災会等の協力のもと定期的訪問する体制を確立する。
  - b 物資の確保及び提供  
必世に応じ日常生活に必要な物資等を提供する。
  - c 相談体制の整備  
在宅の要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、要配慮者の態様に応じた助言と支援を行う。
  - d 情報提供体制の確立  
災害状況や生活に必要な各種情報を要配慮者の対応に応じた手段により提供する。
- (オ) **応急仮設住宅等の確保**

要配慮者向けの応急仮設住宅を、県と連携して必要数設置するとともに、必要性の

# 【旧】

- (ウ) **避難場所での生活環境整備**

災害時に通常の避難所では生活が困難な災害時要用要保護者を応急的に受け入れるため、施設・設備や人員体制の整った福祉避難所、あるいは通常の避難所の一部を仕切った福祉避難室を必要に応じて設置する。

また、災害時要用保護者の態様に応じ、次の支援を行う。

  - a 避難施設・設備の整備  
段差解消やスロープ・身体障害者用のトイレの設置等を必要に応じて行う。
  - b 避難所における物資の確保及び提供  
車椅子等の補装具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレを始めとする日常生活用品等について迅速に確保し、必要性の高い災害時要用保護者から優先的に支給・貸与等を行う。
  - c 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供  
福祉避難所（室）及び災害時要用保護者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、災害時要用保護者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行う。
  - d 情報提供体制の確立  
避難所等で避難生活を送る災害時要用保護者に対して、被災状況や生活に必要な各種情報を提供するため、文字放送テレビ、インターネットの端末、ファクシミリ、ホワイトボード等を状況に応じて設置するとともに、手話・外国語通訳者等を配置する。
- (エ) **在宅者対策**

災害発生後、避難所に避難しないで自宅等で過ごす災害時要用保護者に対し、民生委員、地域住民、自主防災会等の協力により、災害時要用保護者の態様に応じ、在宅訪問により次の支援を行う。

  - a 在宅者の訪問の実施  
災害時要用保護者に対し、民生委員、地域住民、自主防災会等の協力のもと定期的訪問する体制を確立する。
  - b 物資の確保及び提供  
必世に応じ日常生活に必要な物資等を提供する。
  - c 相談体制の整備  
在宅の災害時要用保護者のニーズや生活状況を適切に把握し、災害時要用保護者の態様に応じた助言と支援を行う。
  - d 情報提供体制の確立  
災害状況や生活に必要な各種情報を災害時要用保護者の対応に応じた手段により提供する。
- (オ) **応急仮設住宅等の確保**

災害時要用保護者向けの応急仮設住宅を、県と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い災害時要用保護者から優先的に入居を進める。

# 【新】

高い要配慮者から優先的に入居を進める。

イ 【県が実施する対策】（危機管理部、健康福祉部、建設部）

(7) 避難所での生活環境整備

要配慮者の避難所での生活環境を整備するため、市町村からの要請に基づき、必要な支援を行うとともに、市町村のみでの対応が困難な場合においては、自ら要配慮者のニーズの把握に努め、市町村と連携して必要な人員や物資の確保及び提供等を行うものとする。

(4) 県立病院等における緊急受入等の実施

県立の病院、社会福祉施設、特別支援学校等においては、市町村等からの要請があった場合、要配慮者の緊急受入れ等について、当該病院・社会福祉施設・特別支援学校等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力するものとする。

(6) 介護職員等の派遣体制の確保

社会福祉事業者等の管理者に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することなどにより介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。

(5) 応急仮設住宅等の確保

要配慮者向けの応急仮設住宅を、市町村と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い要配慮者から優先的に入居を進めるものとする。

ウ 【関係機関等が実施する対策】

(7) 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認

避難行動要支援者の避難支援等に携わる者として定められた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等関係者は、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、市から予め提供された名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行うこととする。

なお、災害時において市から予め提供された名簿に掲載されていない避難行動要支援者の名簿提供があり、避難支援について協力の依頼があった場合は、可能な範囲で避難支援を行うよう努めるものとする。

(4) 医療機関・社会福祉施設等における受入の推進

福祉避難所(室)や要配慮者が生活する避難所への介護職員等の派遣や介護機器の貸与及び医療機関・社会福祉施設等への緊急受入れ等について、市町村から要請があった場合、当該医療機関・社会福祉施設等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力する。

(6) 医療機関・社会福祉施設等の復旧

医療機関や社会福祉施設等要配慮者が利用する施設については、ライフライン等の施設機能を早期に回復させる。

## 2 広域相互応援体制の確立

(1) 基本方針

広域にわたる大規模災害が発生した場合や医療機関・社会福祉施設等が被災し、避難所や他の施設へ一時的・応急的に避難が必要な場合などにおいては、要配慮者の移送、収容等が集

# 【旧】

イ 【県が実施する対策】（危機管理部、社会部、衛生部、建設部）

(7) 避難場所での生活環境整備

災害時要援護者の避難場所での生活環境を整備するため、市町村からの要請に基づき、必要な支援を行うとともに、市町村のみでの対応が困難な場合においては、自ら災害時要援護者のニーズの把握に努め、市町村と連携して必要な人員や物資の確保及び提供等を行う。

(4) 県立病院等における緊急受入等の実施

県立の病院、社会福祉施設、特別支援学校等においては、市町村等からの要請があった場合、災害時要援護者の緊急受入れ等について、当該病院・社会福祉施設・特別支援学校等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力する。

(6) 応急仮設住宅等の確保

災害時要援護者向けの応急仮設住宅を、市町村と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い災害時要援護者から優先的に入居を進める。

ウ 【関係機関等が実施する対策】

(7) 医療機関・社会福祉施設等における受入の推進

福祉避難所(室)や災害時要援護者が生活する避難所への介護職員等の派遣や介護機器の貸与及び医療機関・社会福祉施設等への緊急受入れ等について、市町村から要請があった場合、当該医療機関・社会福祉施設等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力する。

(6) 医療機関・社会福祉施設等の復旧

医療機関や社会福祉施設等災害時要援護者が利用する施設については、ライフライン等の施設機能を早期に回復させる。

## 2 広域相互応援体制の確立

(1) 基本方針

広域にわたる大規模災害が発生した場合や医療機関・社会福祉施設等が被災し、避難所や他の施設へ一時的・応急的に避難が必要な場合などにおいては、災害時要援護者の移送、収容等が集中的に必要なことが考えられる。

このような場合、市町村の区域を越えた広域的な応援体制により、関係機関が連携して、迅速かつ適切な避難収容活動を行う。

# 【新】

中の必要になることが考えられる。

このような場合、市町村の区域を越えた広域的な応援体制により、関係機関が連携して、迅速かつ適切な避難収容活動を行う。

## (2) 実施計画

### ア 【市が実施する対策】

要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関し、市の区域を超えて応援が必要となった場合は、必要となる人員、資機材及び避難所等を確認のうえ、県、他市町村及び関係機関に応援要請を行うとともに、他市町村等から応援要請があった場合、可能な限り協力する。

### イ 【県が実施する対策】（危機管理部、健康福祉部）

県は、要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関し、市町村から応援要請があった場合、人員、資機材及び避難所等について広域的な調整を行うものとする。

### ウ 【関係機関等が実施する活動】

医療機関・社会福祉施設等及び関係機関は、県・市町村等から要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関する人員、資機材及び避難所等の要請があった場合、当該医療機関・社会福祉施設等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力するよう努めるものとする。

# 【旧】

## (2) 実施計画

### ア 【市が実施する対策】

災害時要援護者の救助・避難支援、避難所生活等に関し、市の区域を超えて応援が必要となった場合は、必要となる人員、資機材及び避難場所等を確認のうえ、県、他市町村及び関係機関に応援要請を行うとともに、他市町村等から応援要請があった場合、可能な限り協力する。

### イ 【県が実施する対策】（危機管理部、~~社会部~~、衛生部）

県は、災害時要援護者の救助・避難支援、避難所生活等に関し、市町村から応援要請があった場合、人員、資機材及び避難場所等について広域的な調整を行う。

### ウ 【関係機関等が実施する活動】

医療機関・社会福祉施設等及び関係機関は、県・市町村等から災害時要援護者の救助・避難支援、避難所生活等に関する人員、資機材及び避難場所等の要請があった場合、当該医療機関・社会福祉施設等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力するよう努める。

第10節 緊急輸送活動

第1 基本方針

大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、航空機の活用を含む、総合的な輸送を確保する。

また、緊急輸送活動にあたっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命の安全、②被害の拡大防止、③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進するものとし、原則として次の優先順位をもって実施する。

第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動
<ul style="list-style-type: none"> <li>・人命救助</li> <li>・火災等の災害拡大防止</li> <li>・ライフライン復旧</li> <li>・交通規制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(第1段階の続行)</li> <li>・食料、水、燃料等の輸送</li> <li>・被災者の救出搬送</li> <li>・応急復旧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(第1・2段階の続行)</li> <li>・災害復旧</li> <li>・生活必需物資の輸送</li> </ul>

なお、県は、基本的に物資の輸送は市町村からの要請に基づき行われるが、市町村からの要請を待たずとも実施する場合は、要請を待たず、被災市町村に対する物資を確保し、輸送する。

第2 主な活動

- 1 緊急輸送全般の調整は、必要により災害対策本部が行う。
- 2 被災状況をただちに調査し、県警察の定める規制計画に基づく交通規制を実施して緊急交通路を確保する。
- 3 県及び県警察を窓口として、応急復旧等に従事する緊急通行車両等の確認事務を行う。
- 4 主要道路を優先した応急復旧活動を行うとともに、農道、林道等の迂回路確保にも配慮する。
- 5 輸送関係機関の協力により輸送車両を確保するとともに、効率的なヘリコプターの運用に配慮する。
- 6 支援物資の集積と各避難所への配送を円滑に実施するため、輸送拠点を指定して運用する。

第3 活動の内容

- 1 緊急輸送の調整
  - (1) 基本方針
 

交通の確保は、災害応急対策の成否に係わる重要な課題であり、かつ、総合的な調整を必要とするものであるため、各機関と協議のうえ、災害対策本部が必要な調整を行う。
  - (2) 実施計画
 

ア 【市が実施する対策】（都市建設部、産業経済部）

    - (イ) 道路管理者に対し、道路の被災状況及び復旧見込み等に関する報告を求める。
    - (ロ) 関係機関等に対し、交通規制、応急復旧、交通手段確保等に関する必要な要請、依頼等の調整を行う。
- 2 緊急交通路確保のための交通規制
  - (1) 基本方針
 

県公安委員会は、大規模な地震による災害が発生した場合のみならず、災害がまさに発生しようとしている場合において、応急対策活動のため緊急交通路を確保する必要があるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限し、緊急通行車両の通行を確保するための交通規制を実施する。

第10節 緊急輸送活動

第1 基本方針

大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、航空機の活用を含む、総合的な輸送を確保する。

また、緊急輸送活動にあたっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命の安全、②被害の拡大防止、③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進するものとし、原則として次の優先順位をもって実施する。

第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動
<ul style="list-style-type: none"> <li>・人命救助</li> <li>・火災等の災害拡大防止</li> <li>・ライフライン復旧</li> <li>・交通規制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(第1段階の続行)</li> <li>・食料、水、燃料等の輸送</li> <li>・被災者の救出搬送</li> <li>・応急復旧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(第1・2段階の続行)</li> <li>・災害復旧</li> <li>・生活必需物資の輸送</li> </ul>

第2 主な活動

- 1 緊急輸送全般の調整は、必要により災害対策本部が行う。
- 2 被災状況をただちに調査し、県警察の定める規制計画に基づく交通規制を実施して緊急交通路を確保する。
- 3 県及び県警察を窓口として、応急復旧等に従事する緊急通行車両の確認事務を行う。
- 4 主要道路を優先した応急復旧活動を行うとともに、農道、林道等の迂回路確保にも配慮する。
- 5 輸送関係機関の協力により輸送車両を確保するとともに、効率的なヘリコプターの運用に配慮する。
- 6 支援物資の集積と各避難所への配送を円滑に実施するため、輸送拠点を指定して運用する。

第3 活動の内容

- 1 緊急輸送の調整
  - (1) 基本方針
 

交通の確保は、災害応急対策の成否に係わる重要な課題であり、かつ、総合的な調整を必要とするものであるため、各機関と協議のうえ、災害対策本部が必要な調整を行う。
  - (2) 実施計画
 

ア 【市及び県が実施する対策】（都市建設部、産業経済部）

    - (イ) 道路管理者に対し、道路の被災状況及び復旧見込み等に関する報告を求める。
    - (ロ) 関係機関等に対し、交通規制、応急復旧、交通手段確保等に関する必要な要請、依頼等の調整を行う。
- 2 緊急交通路確保のための交通規制
  - (1) 基本方針
 

県公安委員会は、大規模な地震による災害が発生した場合のみならず、災害がまさに発生しようとしている場合において、応急対策活動のため緊急交通路を確保する必要があるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限し、緊急通行車両の通行を確保するための交通規制を実施する。

この場合、原則として、あらかじめ定めた「緊急交通路交通規制対象予定道路」から、被災の範囲や被災状況に応じて緊急交通路として指定し、広域、外周、被災地域の段階的交通規制により、緊急通行車両の通行を確保するものとし、被災直後は、被災地域における被災者の救助等の緊急車両の通行を最優先とした区域交通規制を実施する。

## (2) 実施計画

## ア 【県が実施する対策】（警察本部）

- (7) 発災時は、緊急交通路確保のため、警察、道路管理者等が協力し、速やかに道路、橋梁、交通状況、信号機の作動状況等を把握し、道路の通行可否判断する。
- (4) 県公安委員会は、県内又は隣接県において災害が発生して緊急交通路を確保する必要があると認める場合は、災害対策基本法第76条の規定に基づき、被災地域の範囲を区域とし、あるいは通行可能な緊急規制対象道路の区間を緊急交通路として指定し、緊急通行車両等以外の車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。
- (9) 交通規制課は隣接県からの車両流入防止のため、隣接県との事前協定に基づいて関係隣接県警察の交通規制を要請する。
- (5) 高速道路交通警察隊長及び警察署長は、地震発生後直ちに、警察本部長が定める長野県大震災警備要綱に基づき、交通規制対象交差点及び交通検問所等に警察官を配置し、次の交通規制を実施する。
  - a 被災地域内の一般車両通行禁止の交通規制
  - b 被災地域外周の地域緊急規制対象道路における被災地域への流入禁止の交通規制
  - c 高速道路における一般車両の被災地方面への流入禁止規制とインターチェンジにおける必要な制限等
- (4) 交通規制等に当たって必要がある場合は、あらかじめ締結した協定に基づき、（一社）長野県警備業協会に協力を求める。

## イ 【警察管、自衛官及び消防吏員の措置命令等】

- (7) 警察官は、緊急通行車両等の通行確保のため、緊急通行車両等の通行の妨げとなる車両他の物件（以下[物件等]という）の移動、破損等の措置命令又は強制措置を行う。
- (4) 警察官がその場にいらない場合に限り、自衛官及び消防吏員は、（ア）の措置を講じるものとする。

## 3 緊急交通路確保のための応急復旧

## (1) 基本方針

県警察が行う緊急交通路確保計画と整合しながら、第1次確保路線から順次応急復旧を推進するものとし、第1次確保路線復旧が困難な場合は第2次確保路線、第2次確保路線が困難な場合は指定路線以外の道路を緊急交通路として確保する。  
また、応急復旧にあたっては各機関が連絡協議し、優先順位をもって、できる限り早期の緊急交通路確保に留意する。

## (2) 実施計画

## ア 【市が実施する計画】（都市建設部、産業経済部）

- (7) この計画に定める緊急交通路から先の輸送拠点までの取付け道路や、各避難所までの連絡道路等を確保するため、応急の復旧工事を推進する。

この場合、原則として、あらかじめ定めた「緊急交通路交通規制対象予定道路」から、被災の範囲や被災状況に応じて緊急交通路として指定し、広域、外周、被災地域の段階的交通規制により、緊急通行車両の通行を確保するものとし、被災直後は、被災地域における被災者の救助等の緊急車両の通行を最優先とした区域交通規制を実施する。

## (2) 実施計画

## ア 【県が実施する対策】（警察本部）

- (7) 発災時は、緊急交通路確保のため、警察、道路管理者等が協力し、速やかに道路、橋梁、交通状況、信号機の作動状況等を把握し、道路の通行可否判断する。
- (4) 県公安委員会は、県内又は隣接県において災害が発生して緊急交通路を確保する必要があると認める場合は、災害対策基本法第76条の規定に基づき、被災地域の範囲を区域とし、あるいは通行可能な緊急規制対象道路の区間を緊急交通路として指定し、緊急通行車両以外の車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。
- (9) 交通規制課は隣接県からの車両流入防止のため、隣接県との事前協定に基づいて関係隣接県警察の交通規制を要請する。
- (5) 高速道路交通警察隊長及び警察署長は、地震発生後直ちに、警察本部長が定める長野県大震災警備要綱に基づき、交通規制対象交差点及び交通検問所等に警察官を配置し、次の交通規制を実施する。
  - a 被災地域内の一般車両通行禁止の交通規制
  - b 被災地域外周の地域緊急規制対象道路における被災地域への流入禁止の交通規制
  - c 高速道路における一般車両の被災地方面への流入禁止規制とインターチェンジにおける必要な制限等
- (4) 交通規制等に当たって必要がある場合は、あらかじめ締結した協定に基づき、（社）長野県警備業協会に協力を求める。

## イ 【警察管、自衛官及び消防吏員の措置命令等】

- (7) 警察官は、緊急通行車両の通行確保のため、緊急通行車両の通行の妨げとなる車両他の物件（以下[物件等]という）の移動、破損等の措置命令又は強制措置を行う。
- (4) 警察官がその場にいらない場合に限り、自衛官及び消防吏員は、（ア）の措置を講じるものとする。

## 3 緊急交通路確保のための応急復旧

## (1) 基本方針

県警察が行う緊急交通路確保計画と整合しながら、第1次確保路線から順次応急復旧を推進するものとし、第1次確保路線復旧が困難な場合は第2次確保路線、第2次確保路線が困難な場合は指定路線以外の道路を緊急交通路として確保する。  
また、応急復旧にあたっては各機関が連絡協議し、優先順位をもって、できる限り早期の緊急交通路確保に留意する。

## (2) 実施計画

## ア 【市が実施する計画】（都市建設部、産業経済部）

- (7) この計画に定める緊急交通路から先の輸送拠点までの取付け道路や、各避難所までの連絡道路等を確保するため、応急の復旧工事を推進する。

# 【新】

## 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

- (イ) 緊急交通路が使用不能となった場合は、市道、林道、農道等指定道路に代わるべき道路について確保するものとし、この場合、必要に応じて県等の関係機関に対して応援を要請する。
- (ロ) 被害状況を的確に把握し、輸送ルートを決定する。
- (ハ) 各道路管理者との連絡調整を密に行う。
- (ニ) 建設業協会に応急対策の協力を依頼する。

### イ 【県が実施する計画】

- (7) 県管理道路の緊急交通路確保のため、警察、消防、地元市町村等と連携をとり、必要な交通規制を実施する。（建設部）
- (イ) 県は、応急対策を実施するための緊急交通路を確保するため、県管理道路の機能確保を図る。また、県管理道路以外の道路についても、当該道路管理者の要請に基づき、可能な範囲で応援する。なお、県管理道路の応急復旧対策について応援を必要とするときは、関係機関に応援を要請する。（建設部）
- (ロ) 具体的な復旧作業については、建設業協会等との間に締結した協定に基づき、応急復旧を実施する。  
また、復旧状況については、速やかに県災害対策本部に報告又は通報する。（建設部）
- (ハ) あらかじめ指定した緊急交通路が被災して通行不能の場合は、活用できる林道について、林道管理者の要請に基づき、被害状況、二次災害の危険性、応急工事の内容等を速やかに調査し、林道管理者に取るべき措置を指導する。（林務部）
- (ニ) あらかじめ指定した緊急交通路が被災して通行不能の場合は、広域農道を始めとした基幹農道等について関係者と協議し、市町村が行う復旧作業を支援する。（農政部）
- (ホ) 信号機の倒壊や故障が発生した場合、信号機施工業者との連携による緊急補修や移動式信号機の設置を行うとともに、滅灯信号機については可搬式発動機により速やかな電源確保を行う。（警察本部）
- (ヘ) 道路標識の倒壊や損壊に対しては、重要な標識から優先して、補修や移動式標識の設置による応急対策を実施する。（警察本部）

### ウ 【関係機関が実施する計画】

- (7) 直轄国道について、ただちに被災状況を把握するとともに、被災箇所については速やかに応急復旧を行う。（地方整備局）
- (イ) 高速道路は、隣接県等との輸送確保上、最も重要な幹線道路であることから、状況をただちに把握するとともに、建設業各団体等に対して協力を求め、速やかな応急復旧を行う。（中日本高速道路㈱）
- (ロ) 国有林林道の被災状況の早急な把握に努めるとともに、緊急交通路の使用不能等により市、県の要請に基づき、代替路として利用する国有林林道の速やかな応急復旧及び安全通行の確保に努める。（中部森林管理局）

## 4 緊急通行車両等確認事務

### (1) 基本方針

災害応急対策を円滑・迅速に実施するためには、対策用車両が優先して通行できる交通規制を速やかに実施することが重要であるが、その前提として、一般車両と応急対策用車両を区別するために、緊急通行車両等であることの確認を行う。

### (2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（企画総務部、産業経済部、都市建設部）

# 【旧】

## 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

- (イ) 緊急交通路が使用不能となった場合は、市道、林道、農道等指定道路に代わるべき道路について確保するものとし、この場合、必要に応じて県等の関係機関に対して応援を要請する。
- (ロ) 被害状況を的確に把握し、輸送ルートを決定する。
- (ハ) 各道路管理者との連絡調整を密に行う。
- (ニ) 建設業協会に応急対策の協力を依頼する。

### イ 【県が実施する計画】

- (7) 県管理道路の緊急交通路確保のため、警察、消防、地元市町村等と連携をとり、必要な交通規制を実施する。（建設部）
- (イ) 県は、応急対策を実施するための緊急交通路を確保するため、県管理道路の機能確保を図る。また、県管理道路以外の道路についても、当該道路管理者の要請に基づき、可能な範囲で応援する。なお、県管理道路の応急復旧対策について応援を必要とするときは、関係機関に応援を要請する。（建設部）
- (ロ) 具体的な復旧作業については、建設業協会等との間に締結した協定に基づき、応急復旧を実施する。  
また、復旧状況については、速やかに県災害対策本部に報告又は通報する。（建設部）
- (ハ) あらかじめ指定した緊急交通路が被災して通行不能の場合は、活用できる林道について、林道管理者の要請に基づき、被害状況、二次災害の危険性、応急工事の内容等を速やかに調査し、林道管理者に取るべき措置を指導する。（林務部）
- (ニ) あらかじめ指定した緊急交通路が被災して通行不能の場合は、広域農道を始めとした基幹農道等について関係者と協議し、市町村が行う復旧作業を支援する。（農政部）
- (ホ) 信号機の倒壊や故障が発生した場合、信号機施工業者との連携による緊急補修や移動式信号機の設置を行うとともに、滅灯信号機については可搬式発動機により速やかな電源確保を行う。（警察本部）
- (ヘ) 道路標識の倒壊や損壊に対しては、重要な標識から優先して、補修や移動標識の設置による応急対策を実施する。（警察本部）

### ウ 【関係機関が実施する計画】

- (7) 直轄国道について、ただちに被災状況を把握するとともに、被災箇所については速やかに応急復旧を行う。（地方整備局）
- (イ) 高速道路は、隣接県等との輸送確保上、最も重要な幹線道路であることから、状況をただちに把握するとともに、建設業各団体等に対して協力を求め、速やかな応急復旧を行う。（中日本高速道路㈱）
- (ロ) 国有林林道の被災状況の早急な把握に努めるとともに、緊急交通路の使用不能等により市、県の要請に基づき、代替路として利用する国有林林道の速やかな応急復旧及び安全通行の確保に努める。（中部森林管理局）

## 4 緊急通行車両等確認事務

### (1) 基本方針

災害応急対策を円滑・迅速に実施するためには、対策用車両が優先して通行できる交通規制を速やかに実施することが重要であるが、その前提として、一般車両と応急対策用車両を区別するために、緊急通行車両等であることの確認を行う。

### (2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（企画総務部、産業経済部、都市建設部）

## 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

緊急通行車両等の事前届出を行った車両は届出済証を提出する。それ以外は、申請書を提出し、緊急通行車両の事前届出を行う。

## イ 【県が実施する対策】（危機管理部、警察本部）

## (7) 確認事務手続

緊急通行車両等の確認事務は、県（知事）及び県警察（公安委員会）において行う。

## (4) 事前届出車両の取扱い

「緊急通行車両等事前届出済証」「規制除外車両事前届出済証」を所有している車両に対する手続は、県及び県警察（警察本部交通規制課、警察署、検問所等）において行う。

## 5 輸送手段の確保

## (1) 基本方針

災害時の輸送は、緊急にして大量な輸送手段を必要とすることから、輸送関係各機関の協力のもと、迅速な輸送力確保と円滑な輸送を推進する。

## (2) 実施計画

## ア 【市が実施する対策】（企画総務部、都市建設部）

## (7) 自ら輸送力の確保に努めるものとし、自ら調達することが不可能な場合やヘリコプターを必要とするときは、ただちに県に対して調達を要請する。

要請に際しては、輸送物資等の内容、数量、出発地、到着地等について、できる限り詳細を連絡する。

## (4) 道路輸送、鉄道輸送、空輸等それぞれの方法において、的確な輸送ができるよう関係機関と連絡調整するとともに協定を結んでおく。

## イ 【県が実施する対策】

## (7) 市からの要請に基づき、ヘリコプターの迅速な運用を図るものとする。

この場合、輸送物資等の内容、数量、輸送場所、ヘリポートの位置、天候等に関する事項をできる限り詳細に連絡するものとする。（危機管理部）

## (4) 市からの要請に基づき、各輸送関係機関に対して協力を要請するものとする。（危機管理部）

## (9) 市からの要請に基づき、J R各社に対して協力を要請するものとする。（危機管理部）

(5) 被災市町村からの要求を待つかまがないと認められるときは、要求を待たず、被災市町村に対する物資を確保し、輸送するものとする。（危機管理部）(4) 県庁内各局部と連絡調整し、それぞれが管理する車両の中から、長野県災害対策本部員の活動に要する車両を確保するものとする。（総務部）(4) 緊急輸送を実施するため必要に応じて（公社）長野県トラック協会に対して「緊急救護輸送に関する協定書」に基づき応援を要請するものとする。（危機管理部）(4) 緊急輸送を実施するため必要に応じて赤帽長野県軽自動車運送協同組合に対して「災害時における食糧、生活必需品等の輸送協力に関する協定」に基づき応援を要請するものとする。（危機管理部）(7) 長野県石油商業組合に対して「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」に基づき、緊急車両への優先給油を要請するものとする。（危機管理部、商工労働部）ウ 【関係機関が実施する対策】（自衛隊、北陸信越運輸局、（公社）長野県トラック協会、（公社）長野県バス協会、（一社）長野県タクシー協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合、長野県倉庫

## 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

緊急通行車両の事前届出を行った車両は届出済証を提出する。それ以外は、申請書を提出し、緊急通行車両の事前届出を行う。

## イ 【県が実施する対策】（危機管理部、警察本部）

## (7) 確認事務手続

緊急通行車両の確認事務は、県（知事）及び県警察（公安委員会）において行う。

## (4) 事前届出車両の取扱い

「緊急通行車両等事前届出済証」を所有している車両に対する手続は、県及び県警察（警察本部交通規制課、警察署、検問所等）において行う。

## 5 輸送手段の確保

## (1) 基本方針

災害時の輸送は、緊急にして大量な輸送手段を必要とすることから、輸送関係各機関の協力のもと、迅速な輸送力確保と円滑な輸送を推進する。

## (2) 実施計画

## ア 【市が実施する対策】（企画総務部、都市建設部）

## (7) 自ら輸送力の確保に努めるものとし、自ら調達することが不可能な場合やヘリコプターを必要とするときは、ただちに県に対して調達を要請する。

要請に際しては、輸送物資等の内容、数量、出発地、到着地等について、できる限り詳細を連絡する。

## (4) 道路輸送、鉄道輸送、空輸等それぞれの方法において、的確な輸送ができるよう関係機関と連絡調整するとともに協定を結んでおく。

## イ 【県が実施する対策】

## (7) 市からの要請に基づき、ヘリコプターの迅速な運用を図る。

この場合、輸送物資等の内容、数量、輸送場所、ヘリポートの位置、天候等に関する事項をできる限り詳細に連絡する。（危機管理部）

## (4) 市からの要請に基づき各輸送関係機関に対して協力を要請する。（危機管理部）

## (9) 市からの要請に基づき J R各社に対して協力を要請する。（危機管理部）

(5) 県庁内各局部と連絡調整し、それぞれが管理する車両の中から、長野県災害対策本部員の活動に要する車両を確保する。（総務部）(4) 緊急輸送を実施するため必要に応じて（社）長野県トラック協会に対して「緊急救護輸送に関する協定書」に基づき応援を要請する。（危機管理部）(4) 緊急輸送を実施するため必要に応じて赤帽長野県軽自動車運送協同組合に対して「災害時における食糧、生活必需品等の輸送協力に関する協定」に基づき応援を要請する。（危機管理部）

## ウ 【関係機関が実施する対策】（自衛隊、北陸信越運輸局、（社）長野県トラック協会、（社）長野県バス協会、長野県タクシー協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合）

協会)

- (7) ヘリコプター運航機関は、要請に基づいてただちに出勤の準備をするとともに、地上の支援体制等について必要な措置を依頼するものとする。(自衛隊等)
- (4) 緊急車両調達に関する要請があった場合は、直ちに関係機関に対して協力を求めるものとする。(北陸信越運輸局)
- (9) 緊急輸送が円滑に実施されるよう、交通輸送機関の現状把握に努めるとともに、必要に応じ、輸送分担、連絡輸送等の調整、輸送命令、不急輸送の停止及び制限を行うものとする。(北陸信越運輸局)
- (e) (公社) 長野県トラック協会は、県等からの要請に基づき、次の事項を実施するものとする。
  - a 道路運送法第84条の輸送命令又は出勤要請があった場合は、速やかに県トラック協会内に災害対策本部を設置し、緊急救援物資輸送体制を確立する。
  - b 県下7地区において(北信、上小、佐久、諏訪、上伊那、下伊那、中信)において緊急輸送出動体制を組み、要請に基づき、緊急救援物資輸送隊を編成して出勤する。
  - c 輸送にあたっては、積み下ろしのための人員等について、要請機関と密接に連携する。
  - d 広域的な災害については、(公社)全日本トラック協会、各県トラック協会、(一社)全国壺転車自動車協会との連携により対応する。
- (4) 北陸信越運輸局から要請を受けた(社)長野県バス協会は、特別な理由がない限り、通常業務に優先してこれに応えるものとする。
- (4) 北陸信越運輸局から要請を受けた(一社)長野県タクシー協会は、特別な理由がない限り、通常業務に優先してこれに応えるものとする。
- (キ) 赤帽長野県軽自動車運送協同組合は、県等からの要請に基づき、協定に定められた食糧、生活必需品等の輸送協力を実施するものとする。

(7) (公社)長野県トラック協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合、長野県倉庫協会は、県等からの要請に基づき、長野県災害対策本部室「物資調整担当」において物資輸送に関する調整をおこなうものとする。

6 輸送拠点の確保

(1) 基本方針

緊急輸送が円滑に推進されるためには、受け入れた物資を拠点にいったん集積し、各避難所ごとに分類して発送することが効率的である。ヘリコプターによる輸送も考慮し、陸上と航空の輸送が一元的に推進できる拠点を設定する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】(企画総務部、教育委員会、都市建設部)

(7) 救援物資輸送拠点及びヘリポート

拠点施設	名 称	住 所
物資輸送拠点	茅野市運動公園体育館	玉川500番地
ヘリポート	茅野市運動公園陸上競技場	〃

- (4) 輸送拠点の運営にあたっては、県及び近隣市町村と綿密に連携する。
- (9) 各避難所での必要物資については、輸送拠点と連携を密にする。

イ 【県が実施する対策】

- (7) 各市町村が定める輸送拠点内から、被災状況に応じて必要な輸送拠点を指定し、関係各機関に徹底する。指定にあたっては、被災市町村における応急対策のための業務量を考慮し、関係

- (7) ヘリコプター運航機関は、要請に基づいてただちに出勤の準備をするとともに、地上の支援体制等について必要な措置を依頼する。(自衛隊等)
- (4) 緊急車両調達に関する要請があった場合は、ただちに関係機関に対して協力を求める。(北陸信越運輸局)
- (9) 緊急輸送が円滑に実施されるよう、交通輸送機関の現状把握に努めるとともに、必要に応じ、輸送分担、連絡輸送等の調整、輸送命令、不急輸送の停止及び制限を行う。(北陸信越運輸局)
- (e) (社) 長野県トラック協会は、県等からの要請に基づき、次の事項を実施する。
  - a 道路運送法第84条の輸送命令又は出勤要請があった場合は、速やかに県トラック協会内に災害対策本部を設置し、緊急救援物資輸送体制を確立する。
  - b 県下7地区において(北信、上小、佐久、諏訪、上伊那、下伊那、中信)において緊急輸送出動体制を組み、要請に基づき、緊急救援物資輸送隊を編成して出勤する。
  - c 輸送にあたっては、積み下ろしのための人員等について、要請機関と密接に連携する。
  - d 広域的な災害については、(社)全日本トラック協会、各県トラック協会、(社)全国壺転車自動車協会との連携により対応する。
- (4) 北陸信越運輸局から要請を受けた(社)長野県バス協会は、特別な理由がない限り、通常業務に優先してこれに応えるものとする。
- (4) 北陸信越運輸局から要請を受けた(社)長野県タクシー協会は、特別な理由がない限り、通常業務に優先してこれに応えるものとする。
- (キ) 赤帽長野県軽自動車運送協同組合は、県等からの要請に基づき、協定に定められた食糧、生活必需品等の輸送協力を実施する。

6 輸送拠点の確保

(1) 基本方針

緊急輸送が円滑に推進されるためには、受け入れた物資を拠点にいったん集積し、各避難所ごとに分類して発送することが効率的である。ヘリコプターによる輸送も考慮し、陸上と航空の輸送が一元的に推進できる拠点を設定する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】(企画総務部、教育委員会、都市建設部)

(7) 救援物資輸送拠点及びヘリポート

拠点施設	名 称	住 所
物資輸送拠点	茅野市運動公園体育館	玉川500番地
ヘリポート	茅野市運動公園陸上競技場	〃

- (4) 輸送拠点の運営にあたっては、県及び近隣市町村と綿密に連携する。
- (9) 各避難所での必要物資については、輸送拠点と連携を密にする。

イ 【県が実施する対策】

- (7) 各市町村が定める輸送拠点内から、被災状況に応じて必要な輸送拠点を指定し、関係各機関に徹底する。指定にあたっては、被災市町村における応急対策のための業務量を考慮し、関係市町村と協議のうえ、原則としてその外周市町村を指定する。(危機管理部)
- (4) 警察署及び各市町村と協議の上、緊急交通路との連絡道路について、交通規制を実施する。(警察本部)

# 【新】

## 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

市町村と協議のうえ、原則としてその外周市町村を指定するものとする。（危機管理部）

- (イ) 警察署及び各市町村と協議の上、緊急交通路との連絡道路について、交通規制を実施するものとする。（警察本部）

### ウ 【関係機関が実施する対策】

- (7) 長野県倉庫協会は、県等からの要請に基づき、協定に定められた食料、生活必需品等の保管等の倉庫による保管協力を実施するものとする。

# 【旧】

## 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

# 【新】

## 第12節 避難収容及び情報提供活動

### 第1 基本方針

災害発生時においては、浸水、建築物の破損、崖崩れ等が予想され、地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係わる的確な応急対策の計画作成をしておく。

その際、要配慮者についても十分考慮する。

また、土砂災害危険箇所内に所在している要配慮者利用施設に対しては、避難準備情報の提供や、避難指示、避難勧告、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、十分配慮するものとする。

### 第2 主な活動

- 1 避難準備情報の提供、避難勧告、避難指示の実施者は適切に実施を行い、速やかにその内容を市民に周知する。
- 2 必要に応じて、警戒区域の設定を行う。
- 3 避難誘導にあたっては、要配慮者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。
- 4 市は避難者のために避難所の開設し、良好な避難生活を確保する。
- 5 市及び県は、広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。
- 6 市及び県は、速やかに住宅の確保等を行う。
- 7 市、県及び関係機関は、被災者等への的確な情報提供を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 避難準備情報、避難の勧告及び指示

##### (1) 基本方針

災害から、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められた場合には、平成22年6月作成の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」により、市民に対し避難準備情報の伝達、避難勧告または避難指示を行う。

避難準備情報を伝達する者、避難勧告、避難指示を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行った場合は、速やかにその内容を市民に周知する。

その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。

##### (2) 実施計画

###### ア 実施事項及び実施機関

実施事項	実施責任者	災害の種類	根拠法
避難勧告	市長	災害全般	災害対策基本法第60条
避難指示	市長	災害全般	災害対策基本法第60条
〃	水防管理者	洪水	水防法第29条

# 【旧】

## 第12節 避難収容及び情報提供活動

### 第1 基本方針

風水害発生時においては、浸水、建築物の破損、がけ崩れ等が予想され、地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係わる的確な応急対策の計画作成をしておく。

その際、高齢者、障害者等の災害時要援護者についても十分考慮する。

また、土砂災害危険箇所内に所在している災害時要援護者関連施設に対しては、避難勧告、避難指示、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、十分配慮するものとする。

### 第2 主な活動

- 1 避難準備情報の提供、避難勧告及び指示の実施者は適切に実施を行い、速やかにその内容を市民に周知する。
- 2 必要に応じて、警戒区域の設定を行う。
- 3 避難誘導にあたっては、高齢者、障害者等の災害時要援護者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。
- 4 避難者のために避難所の開設し、良好な避難生活環境を確保する。
- 5 市及び県は、広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。
- 6 市及び県は、速やかに住宅の確保等を行う。
- 7 市、県及び関係機関は、被災者等への的確な情報提供を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 避難準備情報、避難の勧告及び指示

##### (1) 基本方針

風水害から、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められた場合には、平成22年6月作成の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」により、市民に対し避難準備情報の伝達、避難勧告または避難指示を行う。

避難準備情報を伝達する者、避難勧告、避難指示を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行った場合は、速やかにその内容を市民に周知する。

その際、災害時要援護者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。

##### (2) 実施計画

###### ア 実施事項及び実施機関

実施事項	実施責任者	災害の種類	根拠法
避難勧告	市長	災害全般	災害対策基本法第60条
避難指示	市長	災害全般	災害対策基本法第60条
〃	水防管理者	洪水	水防法第29条

# 【新】

〃	知事又はその命を受けた吏員	洪水及び地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
〃	警察官	災害全般	警察官職務執行法第4条 災害対策基本法第61条
〃	自衛官	災害全般	自衛隊法第94条
避難所の開設等	市長		

知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における市長の事務を、市長に代わって行う。

## イ 避難準備情報、避難勧告、避難指示の意味

### ○「避難準備情報」

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般市民に対して避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する者には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。

### ○「避難勧告」

その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。

### ○「避難指示」

被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。

## ウ 避難指示、避難勧告、避難準備情報及び報告、通知等

### (7) 市長（本部長）及び消防機関の長の行う措置

#### a 避難指示、避難勧告（災害対策基本法第60条）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向または指定緊急避難場所を示し、早期に避難指示、避難勧告を行う。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内の二階以上の場所への待避等の確保措置を講ずるよう、地域の居住者等に対し指示する。

(a) 長野地方気象台から大雨、暴風、暴風雪、大雪に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断される場合

(b) 長野地方気象台から豪雨、台風等災害に関する気象警報が発表され、避難を要すると判断される地域

(c) 県・長野地方気象台共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域（土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所、砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度が災害発生危険基準線を越えている地域）

(d) 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断された地域

# 【旧】

〃	知事又はその命を受けた吏員	洪水及び地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
〃	警察官	災害全般	警察官職務執行法第4条 災害対策基本法第61条
〃	自衛官	災害全般	自衛隊法第94条
避難所の開設等	市長		

知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における市長の事務を、市長に代わって行う。

## イ 避難準備情報、避難勧告又は避難指示の意味

### 「避難準備情報」

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般市民に対して避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する者には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。

### 「避難勧告」

その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為

### 「避難指示」

被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるための行為

## ウ 避難指示、避難勧告、避難準備情報及び報告、通知等

### (7) 市長（本部長）及び消防機関の長の行う措置

#### a 避難指示及び避難勧告（災害対策基本法第60条）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向又は避難場所を示し、早期に避難指示、避難勧告を行う。

(a) 長野地方気象台から豪雨、台風等災害に関する気象警報が発表され、避難を要すると判断される地域

(b) 県・長野地方気象台共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域（土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所、砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度が災害発生危険基準線を越えている地域）

(c) 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断された地域

(d) 河川がはん濫注意水位・避難判断水位を突破し、洪水の恐れがある地域

(e) 上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域

(f) 地すべりにより著しい危険が切迫している地域

(g) 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域

(h) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域

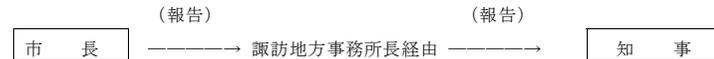
# 【新】

- (e) 河川がはん濫注意水位・避難判断水位を突破し、洪水の恐れがある地域
- (f) 上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域
- (g) 地すべりにより著しい危険が切迫している地域
- (h) 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域
- (i) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域
- (j) 避難路の断たれる危険のある地域
- (k) 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域
- (l) 酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

## b 避難準備情報

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階、または今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況で特に必要があると認めるときは、上記 a の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難準備情報を伝達するものとする。

## c 報告（災害対策基本法第60条等）



(報告様式は、本章第1節「災害情報の収集・連絡活動」参照)

※避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。

### (イ) 水防管理者の行う措置

#### a 指示（水防法第29条）

水防管理者は、洪水の氾濫等により危険が切迫していると認めるときは、その地域の居住者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

#### b 通知等（水防法第29条）



### (ウ) 知事又はその命を受けた職員が行う措置

#### a 洪水のための指示（水防法第29条）

水防管理者の指示に同じ

#### b 地すべりのための指示（地すべり防止法第25条）

地すべりにより危険が切迫していると認めるときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。

#### c 通知



### (エ) 警察官の行う措置

#### a 指示

二次災害等の危険場所等を把握するため、各警察署に調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。把握した二次災害危険場所等については、市災害対策本部に伝達し、避難勧告等の発令を促す。

さらに、的確な避難の指示誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示、誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

# 【旧】

## (イ) 避難路の断たれる危険のある地域

## (ロ) 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域

## (ハ) 酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

### b 避難準備情報

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階、または今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況で特に必要があると認めるときは、上記 a の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難準備情報を伝達するものとする。

(a) 県と長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域

### c 報告（災害対策基本法第60条）



(報告様式は、本章第1節「災害情報の収集・連絡活動」参照)

※ 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。

### (イ) 水防管理者の行う措置

#### a 指示（水防法第29条）

水防管理者は、洪水の氾濫等により危険が切迫していると認めるときは、その地域の居住者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

#### b 通知等（水防法第29条）



### (ウ) 知事又はその命を受けた職員

#### a 洪水のための指示（水防法第29条）

水防管理者の指示に同じ

#### b 地すべりのための指示（地すべり防止法第25条）

地すべりにより危険が切迫していると認めるときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。

#### c 通知



### (エ) 警察官

#### a 指示

二次災害等の危険場所等を把握するため、各警察署毎に調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。把握した二次災害危険場所等については、市災害対策本部に伝達し、避難勧告等の発令を促す。

さらに、的確な避難の指示誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示、誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

(a) 市民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。

(b) 市関係者と緊密な連絡体制を保持すること。

(c) 市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市長から要求のあったときは、

# 【新】

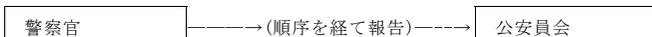
- (a) 市民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。
- (b) 市関係者と緊密な連絡体制を保持すること。
- (c) 市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市長から要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。  
この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。
- (d) 被害発生危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて関係者に警告を発し、または避難させる強制手段を講ずる。
- (e) 避難のための勧告、指示を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知を図る。
- (f) 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行う。
- (g) 避難誘導にあたっては、高齢者及び障がい者等避難行動要支援者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。
- (h) 警察署に一次的に受け入れた避難住民については、市等の避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。
- (i) 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。

## b 報告、通知

(a) 上記 a (c) による場合 (災害対策基本法第61条)



(b) 上記 a (d) による場合 (警察官職務執行法第4条)



## (ウ) 自衛官の行う措置 (自衛隊法第83条)

### a 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場がない場合に限り「前記(エ)a 警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置をとる。

### b 報告 (自衛隊法第94条)



## エ 避難指示、避難勧告の時期

大規模災害時の火災の拡大延焼、ガス等の流出拡散、がけ崩れ等により広域的人命の危険が予測される場合、その他市民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。

なお、避難指示、避難勧告を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。

## オ 避難指示、避難勧告、避難準備情報の内容

避難勧告、避難指示を行うに際して、次の事項を明確にする。また、避難準備情報の伝達も同様とする。

# 【旧】

警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。

- (d) 被害発生危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて関係者に警告を発し、または避難させる強制手段を講ずる。
- (e) 避難のための勧告、指示を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知を図る。
- (f) 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行う。
- (g) 避難誘導にあたっては、高齢者及び障がい者等災害時要援護者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。
- (h) 警察署に一次的に受け入れた避難住民については、市等の避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。
- (i) 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。

## b 報告、通知

(a) 上記 a (c) による場合 (災害対策基本法第61条)



(b) 上記 a (d) による場合 (警察官職務執行法第4条)

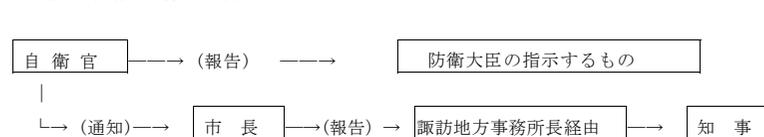


## (ウ) 自衛官の行う措置 (自衛隊法第83条)

### a 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場がない場合に限り「前記(エ)a 警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置をとる。

### b 報告 (自衛隊法第94条)



## エ 避難指示、避難勧告の時期

大規模災害時の火災の拡大延焼、ガス等の流出拡散、がけ崩れ等により広域的人命の危険が予測される場合、その他市民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。

## オ 避難指示、避難勧告、避難準備情報の内容

避難勧告、避難指示を行うに際して、次の事項を明確にする。また、避難準備情報の伝達も同様とする。

# 【新】

- (7) 発令者
- (4) 発令日時
- (9) 避難情報の種類
- (2) 対象地域及び対象者
- (4) 指定緊急避難場所
- (4) 避難の時期・時間
- (4) 避難すべき理由
- (7) 市民のとりべき行動や注意事項
- (7) 避難の経路または通行できない経路
- (2) 危険の度合い

## カ 市民への周知

- (7) 避難勧告、避難指示、避難準備情報を行った者は、速やかにその内容を市防災行政無線、広報車等あらゆる広報手段を通じ又は直接市民に対し周知する。  
避難の必要がなくなった場合も同様とする。  
特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。
- (4) 市長は、市長以外の指示者、市民と関係している隣接の市町村長等と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。
- (9) 市長は、災害による危険区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるため、警鐘、サイレン等による周知方法を定めておき、あらかじめ周知しておく。
- (2) 避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、市長は、県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。  
県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき放送機関に対して放送を要請する。要請を受けた放送機関は危険区域の市民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。
- (4) 市及び県は、市防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

## キ 避難行動要支援者の状況把握 及び避難支援

市及び県は、災害発生後直ちに避難支援計画に基づき、民生・児童委員、自治会、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ確かな把握に努める。  
また、必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行う。

## ク 市有施設における避難活動

災害発生時においては、浸水、火災、ガス管の破損等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮する。

- (7) 施設の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。
- (4) 避難指示、避難勧告、避難準備情報は、速やかに内容を庁内放送、消防団員等による伝令

# 【旧】

- (7) 発令者
- (4) 発令日時
- (9) 避難情報の種類
- (2) 対象地域及び対象者
- (4) 避難場所
- (4) 避難の時期・時間
- (4) 避難すべき理由
- (7) 市民のとりべき行動や注意事項
- (7) 避難の経路または通行できない経路
- (2) 危険の度合い

## カ 市民への周知

- (7) 避難勧告、避難指示、避難準備情報を行った者は、速やかにその内容を市防災行政無線、広報車等あらゆる広報手段を通じ又は直接市民に対し周知する。  
避難の必要がなくなった場合も同様とする。  
特に、災害時要援護者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。
- (4) 市長は、市長以外の指示者、市民と関係している隣接の市町村長等と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。
- (9) 市長は、災害による危険区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるため、警鐘、サイレン等による周知方法を定めておき、あらかじめ周知しておく。
- (2) 避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、市長は、県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。  
県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき放送機関に対して放送を要請する。要請を受けた放送機関は危険区域の市民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

## キ 災害時要援護者の状況把握

市及び県は、災害発生後直ちに避難支援計画により民生・児童委員、町会、消防、警察等関係機関の協力を得て、災害時要援護者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ確かな把握に努める。

## ク 市有施設における避難活動

災害発生時においては、火災、ガス管の破損等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、障がい者等災害時要援護者に十分配慮する。

- (7) 施設の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。
- (4) 避難指示、避難勧告、避難準備情報は、速やかに内容を庁内放送、消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。

# 【新】

## 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。

### 2 警戒区域の設定

#### (1) 基本方針

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

#### (2) 実施計画

##### ア 実施者

- (ア) 市長、市職員（災害対策基本法第63条）
- (イ) 水防団長、水防団員、消防職員等（水防法第21条）
- (ウ) 消防吏員、消防団員（消防法第28条）
- (エ) 警察官（上記法で各実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合）
- (オ) 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第63条第3項－市長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る。）

##### イ 警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するとは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入を制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、以下の3点である。

- (ア) 避難の指示が対人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止及び退去命令によりその地域の市民の保護を図ろうとするものである。
- (イ) 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合には行使される場合が多い。
- (ウ) 避難の指示についてはその罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

ウ 警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様、関係機関及び市民にその内容を周知する。

エ 上記（2）ア（オ）の自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を市長に通知する。

### 3 避難誘導活動

#### (1) 基本方針

避難指示、避難勧告を行ったものは人命の安全を第一に混乱避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮する。

#### (2) 実施計画

##### ア 【避難指示及び避難勧告の実施機関が実施する対策】（全市部局）

- (ア) 誘導の優先順位  
高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者、特に避難行動要支援者を優先する。
- (イ) 誘導の方法
  - a 誘導員は、指定緊急避難場所、経路及び方向を的確に指示する。

# 【旧】

## 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

### 2 警戒区域の設定

#### (1) 基本方針

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときに警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

#### (2) 実施計画

##### ア 実施者

- (ア) 市長、市職員（災害対策基本法第63条）
- (イ) 水防団長、水防団員、消防職員（水防法第21条）
- (ウ) 消防吏員、消防団員（消防法第28条）
- (エ) 警察官（上記法で各実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合）
- (オ) 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第63条第3項－市長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る。）

##### イ 警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するとは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入を制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、以下の3点である。

- (ア) 避難の指示が対人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止及び退去命令によりその地域の市民の保護を図ろうとするものである。
- (イ) 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合には行使される場合が多い。
- (ウ) 避難の指示についてはその罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

ウ 警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様、関係機関及び市民にその内容を周知する。

エ 上記（2）ア（オ）の自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を市長に通知する。

### 3 避難誘導活動

#### (1) 基本方針

避難指示、避難勧告を行ったものは人命の安全を第一に混乱避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、災害時要援護者の避難に十分配慮する。

#### (2) 実施計画

##### ア 【避難指示及び避難勧告の実施機関が実施する対策】（全市部局）

- (ア) 誘導の優先順位  
高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者等を優先する。
- (イ) 誘導の方法
  - a 誘導員は、避難場所、経路及び方向を的確に指示する。

# 【新】

## 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

- b 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。
- c 危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。
- d 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。
- e 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。
- f 高齢者、障がい者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により、自力により立ち退くことが困難な者については、市長が車両、舟艇及びヘリコプターの要請等により移送する。

また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。

g 市は、避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、予め定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行う。

h 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、市において処置できないときは、市は、諏訪地方事務所を経由して県へ応援を要請する。要請を受けた県は自衛隊の出動を求める等適切な処置を行う。

市は、状況によっては、直接他の市町村、警察署等と連絡して実施する。

i 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用する。

j 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

### (ウ) 避難時の携帯品

避難誘導をする者は、避難立ち退きに当たつての携帯品を必要に応じ、最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。

## イ 【市民が実施する計画】

### (7) 要避難地区で避難を要する場合

市民等は、避難誘導員の指示に従い、電気ブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置を講じた後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難する。この場合にあつては携行品は、食料、日用品等必要最小限とする。

### (4) 任意避難地区で避難を要する場合

市民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、(7)同様出火防止の措置をとつた後、互いに協力し、安全な場所へ自主的に避難する。この場合にあつては携行品は食料、日用品等必要最小限とする。

## 4 避難所の開設・運営

### (1) 基本方針

市は、収容を必要とする被災者の救出のために避難所を設置するとともに、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置を講ずる。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する対策】（企画総務部、教育委員会、健康福祉部）

(7) 災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため避難所を開設する。

また、指定施設が利用できないなど必要に応じ、指定以外の施設を避難所として開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得るものとする。

(4) 要配慮者に配慮して必要に応じて、福祉避難所を開設する。また、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な

# 【旧】

## 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

- b 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。
- c 危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。
- d 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。
- e 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。
- f 高齢者、障がい者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により、自力により立ち退くことが困難な者については、市長が車両、舟艇及びヘリコプターの要請等により移送する。

また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。

~~g~~ 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、市において処置できないときは、市は、諏訪地方事務所を経由して県へ応援を要請する。要請を受けた県は自衛隊の出動を求める等適切な処置を行う。

市は、状況によっては、直接他の市町村、警察署等と連絡して実施する。

~~h~~ 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用する。

### (ウ) 避難時の携帯品

避難誘導をする者は、避難立ち退きに当たつての携帯品を必要に応じ、最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。

## イ 【市民が実施する計画】

### (7) 要避難地区で避難を要する場合

市民等は、避難誘導員の指示に従い、電気ブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置を講じた後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難する。この場合にあつては携行品は、食料、日用品等必要最小限とする。

### (4) 任意避難地区で避難を要する場合

市民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、(7)同様出火防止の措置をとつた後、互いに協力し、安全な場所へ自主的に避難する。この場合にあつては携行品は、食料、日用品等必要最小限とする。

## 4 避難所の開設・運営

### (1) 基本方針

市は、収容を必要とする被災者の救出のために避難所を設置するとともに、自主防災組織やボランティア、施設管理者等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置を講ずる。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する対策】（企画総務部、教育委員会、健康福祉部）

(7) 災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため避難所を開設する。

また、指定施設が利用できないなど必要に応じ、指定以外の施設を避難所として開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得るものとする。

(4) 災害時要援護者に配慮して、福祉避難所を開設するとともに、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難場所

# 【新】

避難所の確保に努める。

- (イ) 避難所を開設したときは、市長はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。
- (ロ) 避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が得られるよう努める。
  - a 避難者
  - b 市民
  - c 自主防災組織
  - d 他の地方公共団体
  - e ボランティア
- (ハ) 避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- (ニ) 避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。
- (ホ) 避難の長期化など必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮する。
- (ヘ) 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
- (ヘ) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- (コ) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。
- (ク) 避難所への収容及び避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。
  - a スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等、の整備を行う。
  - b 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努める。
  - c 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。
    - (a) 介護職員等の派遣
    - (b) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施
    - (c) 病院や社会福祉施設等への受入れ。
  - d 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施する。
  - e 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保する。

# 【旧】

の確保に努める。

- (イ) 避難所を開設したときは、市長はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。
- (ロ) 避難所における情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が得られるよう努める。
  - a 避難者
  - b 市民
  - c 自主防災組織
  - d 他の地方公共団体
  - e ボランティア
- (ハ) 避難者に係る情報の早期把握及び避難場所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。
- (ニ) 避難の長期化など必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮する。
- (ヘ) 避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
- (ヘ) 避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努める。
- (コ) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。
- (ク) 避難所への収容及び避難所の運営管理に当たっては、災害時要援護者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。
  - a スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器等の供給等、高齢者、障がい者等に配慮した設備、機器等の整備を行う。
  - b 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努める。
  - c 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要援護者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。
    - (a) 介護職員等の派遣
    - (b) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施
    - (c) 病院や社会福祉施設等への受入れ。
  - d 災害時要援護者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施する。
  - e 文字放送テレビ、ファクシミリ等の設置、手話通訳者の派遣等災害時要援護者に対する情報提供体制を確保する。
- (ケ) 避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、市において人員が不足し困難を来した場合は、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。
- (コ) 教育委員会及び学校長は、次に定めるところにより、市の地域防災計画を踏まえ、適切な対策を行う。

# 【新】

- (c) 避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、市において人員が不足困難をきたした場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。
- (d) 教育委員会及び学校長は、次に定めるところにより、市の地域防災計画を踏まえ、適切な対策を行う。
  - a 学校等が避難所となった場合、施設管理者は、できるだけ速やかに避難所として開放する。そのため、夜間や休校、休園日の災害発生に備え、開錠の方法や、職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。  
また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ避難所として使用させる場所について優先順位等を定めておく。
  - b 施設管理者は、避難所の運営について、必要に応じ市に協力する。なお、市の避難所担当職員が配置されるまでの間の対応方法を明確にしておき、避難者の収容、保護に努める。
  - c 幼児及び児童生徒が在校時に災害が発生し、避難所として利用される場合は、施設管理者は、幼児及び児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報、指令の伝達に万全を期するとともに、避難者と幼児及び児童生徒のための場所を明確に区分する。
- (e) 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

## イ 【県が実施する対策】

- (7) 市長の報告により、避難所の開設状況を把握するとともに、市の要請に応じ避難所に必要な資機材の調達及びあっせんに努めるものとする。（危機管理部）
  - a 市からの要請に備え、協定締結先の長野県建設機械リース業協会に調達可能な在庫量等について、主な品目別に確認し、市町村から要請があった場合調達及びあっせんを図るものとする。
  - b 市からのテントの要請があった場合は、協定締結先の長野県テントシート装飾工業組合に対し、調達及びあっせんを図るものとする。
- (8) 避難所の管理運営に当たり、市町村から職員の派遣要請があり、必要があると認めた場合は、可能な範囲において、職員を派遣するものとする。
- (9) 災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、国の非常本部等に支援を要請する。（危機管理部）
- (e) 県立学校における対策（教育委員会）
  - a 県立の高等学校及び特別支援学校が避難所として利用される場合、学校長は、できるだけ速やかに学校を開放するものとする。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。  
また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ避難所として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。
  - b 学校長は、避難所の運営について必要に応じ市に協力する。なお、市の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の収容、保護に努める。
  - c 幼児及び児童生徒が在校時に地震が発生し、避難所として利用される場合、学校長は、幼児及び児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、避難所内に避難者と幼児及び児童生徒のための場所を明確に区分する。
- (f) やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、

# 【旧】

- a 学校等が避難所となった場合、施設管理者は、できるだけ速やかに避難所として開放する。そのため、夜間や休校、休園日の災害発生に備え、開錠の方法や、職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。  
また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ避難所として使用させる場所について優先順位等を定めておく。
  - b 施設管理者は、避難所の運営について、必要に応じ市に協力する。なお、市の避難所担当職員が配置されるまでの間の対応方法を明確にしておき、避難者の収容、保護に努める。
  - c 幼児及び児童生徒が在校時に災害が発生し、地域の避難所となった場合は、施設管理者は、幼児及び児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報、指令の伝達に万全を期するとともに、避難者と幼児及び児童生徒の避難場所を明確に区分する。
- (4) 避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に避難場所等を設置・維持することの適否を検討する。

## イ 【県が実施する対策】

- (7) 市長の報告により、避難所の開設状況を把握するとともに、市の要請に応じ避難所に必要な資機材の調達及びあっせんに努める。（危機管理部）
  - a 市町村からの要請に備え、協定締結先の長野県建設機械リース業協会に調達可能な在庫量等について、主な品目別に確認し、市町村から要請があった場合調達及びあっせんを図るものとする。
  - b 市町村からのテントの要請があった場合は、協定締結先の長野県テントシート装飾工業組合に対し、調達及びあっせんを図るものとする。
- (8) 避難所の管理運営に当たり、市町村から職員の派遣要請があり、必要があると認めた場合は、可能な範囲において、職員を派遣するものとする。
- (9) 災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び当該区域外の避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、国の非常本部等に支援を要請する。（危機管理部）
- (e) 県立学校における対策（教育委員会）
  - a 県立の高等学校及び特別支援学校が地域の避難所となった場合、学校長は、できるだけ速やかに学校を開放するものとする。  
そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。  
また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ避難所として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。
  - b 学校長は、避難所の運営について必要に応じ市に協力する。なお、市の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の収容、保護に努める。
  - c 幼児及び児童生徒が在校時に地震が発生し、地域の避難所となった場合、学校長は、幼児及び児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、避難者と幼児及び児童生徒の避難場所を明確に区分する。

# 【新】

保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。

## ウ 【関係機関が実施する対策】

- (7) 避難所の運営について必要に応じ市に協力する。
- (イ) 被災地の周辺地域の社会福祉施設等は、入居者・利用者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用し、マンパワー等を勘案しながら、要介護者等救護の必要性の高い者から優先的に、被災者の受入れを行う。
- (ウ) 日本赤十字社長野県支部は、市の災害対策本部並びに日本赤十字茅野市地区と連携をとり、被災者救援に協力する。
  - a 日本赤十字社長野県支部「災害救援物資配分基準」による、毛布・安眠セット・緊急セットの提供をする。
  - b 赤十字防災ボランティアによる労力の提供（炊き出し、救援物資の輸送等）
- (エ) 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については県、市に提供するものとする。

## エ 【市民が実施する対策】

避難所の管理運営について市の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い良好な環境のもとで避難生活ができるよう努める。

## 5 広域的な避難を要する場合の活動

### (1) 基本方針

大規模災害が発生し、被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、県、市町村及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努めるものとする。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する計画】

- (7) 被害が甚大で市域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、県に支援を要請する。
- (イ) 被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、避難先の市町村に対し、避難所の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請する。
- (ウ) この場合、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させる。
- (エ) 避難者を受け入れる市町村は、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。
- (オ) 居住地以外の市町村に避難する被災者が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努める。

#### イ 【県が実施する計画】（危機管理部）

- (7) 必要に応じて、避難先の調整、移送ルートの調整を行うものとする。

# 【旧】

## ウ 【関係機関が実施する対策】

- (7) 避難所の運営について必要に応じ市に協力する。
- (イ) 被災地の周辺地域の社会福祉施設等は、入居者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用し、マンパワー等を勘案しながら、要介護者等介護の必要性の高い者から優先的に、被災者の受入れを行う。
- (ウ) 日本赤十字長野県支部は、市の災害対策本部並びに日本赤十字茅野市地区と連携をとり、被災者救援に協力する。
  - a 日本赤十字長野県支部「災害救援物資配分基準」による、毛布・~~日用品セット~~の提供をする。
  - b 赤十字防災ボランティアによる労力の提供（炊き出し、救援物資の輸送等の労力を提供。）

## エ 【市民が実施する対策】

避難所の管理運営について市の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い良好な環境のもとで避難生活ができるよう努める。

# 【新】

## 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

- (イ) 被害が甚大で県域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、広域応援協定締結都県市又は国の非常本部等に支援を要請するものとする。
- (ウ) 居住地以外の市町村に避難する被災者が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努めるものとする。
- (エ) 被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関に対し、運送すべき人、並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。

### 6 住宅の確保

#### (1) 基本方針

住居の被災により避難生活を余儀なくされた市民に対して、早期に生活基盤が安定するよう市及び県は相互に連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供または住宅情報の提供を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて市が住宅の提供を行う。

#### (2) 実施計画

##### ア 【市が実施する対策】（都市建設部）

- (ア) 利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供する。
- (イ) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。
- (ウ) 災害救助法が適用された場合、県に対し、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。
  - a 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流出戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とする。
  - b 応急仮設住宅の建設のため、市有地又は私有地を提供する。
  - c 被災者の状況調査を行い、入居者決定の協力を行う。
  - d 知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。
- (エ) 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等を把握し、被災市町村へ情報提供を行う。
- (オ) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する。
- (カ) 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心にケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

##### イ 【県が実施する対策】（建設部）

- (ア) 利用可能な県営住宅等を把握し、被災市町村に情報提供を行うものとする。（建設部）
- (イ) 賃貸住宅管理者等から利用可能な賃貸住宅等の情報提供を受けた場合、被災市町村に情報提供を行うものとする。（建設部）
- (ウ) （一社）長野県宅地建物取引業協会との協定に基づき、民間賃貸住宅の情報提供及び媒介の協力を求めるものとする。（建設部）
- (エ) 災害救助法が適用された場合、市町村と連携し、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供するものとする。（建設部）

# 【旧】

## 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

### 5 広域的な避難を要する場合の活動

#### (1) 基本方針

大規模災害が発生し、被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、県、市町村及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努めるものとする。

#### (2) 実施計画

##### ア 【市が実施する計画】

- (ア) 被害が甚大で市域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、県に支援を要請する。
- (イ) 被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、避難先の市町村に対し、避難場所の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請する。
- (ウ) この場合、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させる。
- (エ) 避難者を受け入れる市町村は、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。
- (オ) 居住地以外の市町村に避難する被災者が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努める。

##### イ 【県が実施する計画】（危機管理部）

- (ア) 必要に応じて、避難先の調整、移送ルートの調整を行うものとする。
- (イ) 被害が甚大で県域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、広域応援協定締結都県市又は国の非常本部等に支援を要請するものとする。
- (ウ) 居住地以外の市町村に避難する被災者が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努めるものとする。

### 6 住宅の確保

#### (1) 基本方針

住居の被災により避難生活を余儀なくされた市民に対して、早期に生活基盤が安定するよう市及び県は相互に連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供または住宅情報の提供を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて市が住宅の提供を行う。

#### (2) 実施計画

##### ア 【市が実施する対策】（都市建設部）

- (ア) 利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供する。
- (イ) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。
- (ウ) 災害救助法が適用された場合、県に対し、災害救助法第2-3条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。
  - a 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流出戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とする。
  - b 応急仮設住宅の建設のため、市有地又は私有地を提供する。
  - c 被災者の状況調査を行い、入居者決定の協力を行う。
  - d 知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。

# 【新】

## 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

- a 賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。
- b 応急設住宅等の提供戸数は、全焼、全壊、又は流出戸数以内で市町村長から要請のあった戸数とする。
- c 応急仮設住宅は、県有地又は市町村が提供する敷地等に建設する。
- d (一社)プレハブ建築協会との協定に基づき住宅建築を要請する。
- e 入居者の決定は、市町村の協力を得て行う。
- f 応急仮設住宅の維持管理は、原則として市町村長に委任する。

(g) 市町村からの要請に応じて、生活衛生同業組合（12団体）との協定に基づき、以下について協力を求めるものとする。（健康福祉部）

- a 避難所としてのホテル・旅館の提供
- b 食材の供給・炊き出し
- c 入浴、理・美容、クリーニング等の支援

### 7 被災者等への的確な情報伝達

#### (1) 基本方針

被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供できるよう努めるものとする。

#### (2) 実施計画

##### ア【市が実施する計画】（企画総務部）

(ア) 市は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

(イ) 市は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

(ウ) 市は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

(エ) 市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

##### イ【関係機関が実施する計画】

(ア) 指定行政機関及び公共機関は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

(イ) 指定行政機関及び公共機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報につい

# 【旧】

## 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

- ~~(イ)~~ 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する。
- ~~(ロ)~~ 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等を把握し、被災市町村に情報提供を行う。
- (ハ) 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心にケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

##### イ【県が実施する対策】（建設部）

(ア) 利用可能な県営住宅等を把握し、被災市町村に情報提供を行う。（建設部）

(イ) 賃貸住宅管理者等から利用可能な賃貸住宅等の情報提供を受けた場合、被災市町村に情報提供を行う。（建設部）

~~(ロ)~~ 災害救助法が適用された場合、市町村と連携し、災害救助法第23条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供する。（建設部）

- a 賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。
- b 応急設住宅等の提供戸数は、全焼、全壊、又は流出戸数以内で市町村長から要請のあった戸数とする。（建設部）
- c 応急仮設住宅は、県有地又は市町村が提供する敷地等に建設する。
- d ~~(ロ)~~プレハブ建築協会との協定に基づき住宅建築を要請する。（建設部）
- e 入居者の決定は、市町村の協力を得て行う。（建設部）
- f 応急仮設住宅の維持管理は、原則として市町村長に委任する。（建設部）

### 7 被災者等への的確な情報提供

#### (1)基本方針

被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供できるよう努めるものとする。

#### (2)実施計画

##### ア【県及び市が実施する計画】（危機管理部）

(ア) 県及び市は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

(イ) 県及び市は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。  
特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

##### イ【関係機関が実施する計画】

(ア) 指定行政機関及び公共機関は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

(イ) 指定行政機関及び公共機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であるこ

## 【新】

風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

では紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

(ウ) 要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

## 【旧】

風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

とにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

# 【新】

風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

## 第14節 食料品等の調達・供給活動

### 第1 基本方針

災害発生後は、被災地の状況をいち早く把握し、被災者へより早く食料品等を調達・供給する必要がある。食料品は、各家庭における備蓄及び市民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとするが、まかなえない場合は、応援協定市、県、関係団体等との協定に基づいて、食料品等の調達供給活動を行うとともに、仕分け、運搬、炊き出し作業等に民間ボランティア等の協力を得られるようにする。

### 第2 主な活動

- 1 災害の規模等により、必要量の食料が供給できない場合は、応援協定締結市、近隣市町村及び県等に要請する。
- 2 備蓄、協定等により調達した食料を速やかに供給する。

### 第3 活動の内容

#### 1 食料品等の調達

##### (1) 基本方針

被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀等が供給されるまでの間、市や県の備蓄食料により対応する。

また、地方公共団体間の応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて食料等の調達活動を行う。

##### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する計画】（企画総務部）

(7) 自らの備蓄により必要量を満たせない場合は、近隣市町村及び県（諏訪地方事務所長）に対して食料の供給について種類及び数量を明示して要請を行う。

##### a 米穀の市内調達

市内における米穀等の調達先については、市内食糧販売店を優先する。

##### b 副食及び調味料の調達

副食及び調味料は、配給限度数量との関係において、市長が必要と認める数量を応急配給を必要とする人数、日数等に応じて、調達するものとし、調達先は、「副食類販売店一覧表」とおとりとする。

##### c 食料供給に必要なその他の物資の調達

食品の加工及び輸送等に必要な物資の調達については、調達先数量等を定め、食料の給与が迅速かつ能率的に行われるよう実施する。

#### イ 【県が実施する対策】

(7) 諏訪地方事務所長は災害発生時に、管内市町村からの備蓄食料の供給要請に備え、品目別に数量を確認するとともに、要請があった場合、当該地方事務所の備蓄食

# 【旧】

風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

## 第14節 食料品等の調達・供給活動

### 第1 基本方針

災害発生後は、被災地の状況をいち早く把握し、被災者へより早く食料品等を調達・供給する必要がある。食料品は、各家庭における備蓄及び市民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとするが、まかなえない場合は、応援協定市、県、関係団体等との協定に基づいて、食料品等の調達供給活動を行うとともに、仕分け、運搬、炊き出し作業等に民間ボランティア等の協力を得られるようにする。

### 第2 主な活動

- 1 災害の規模等により、必要量の食料が供給できない場合は、応援協定締結市、近隣市町村及び県等に要請する。
- 2 備蓄、協定等により調達した食料を速やかに供給する。

### 第3 活動の内容

#### 1 食料品等の調達

##### (1) 基本方針

被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀等が供給されるまでの間、市や県の備蓄食料により対応する。

また、地方公共団体間の応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて食料等の調達活動を行う。

##### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する計画】（企画総務部）

(7) 自らの備蓄により必要量を満たせない場合は、近隣市町村及び県（諏訪地方事務所長）に対して食料の供給について種類及び数量を明示して要請を行う。

##### a 米穀の市内調達

市内における米穀等の調達先については、市内食糧販売店を優先する。

##### b 副食及び調味料の調達

副食及び調味料は、配給限度数量との関係において、市長が必要と認める数量を応急配給を必要とする人数、日数等に応じて、調達するものとし、調達先は、「副食類販売店一覧表」とおとりとする。

##### c 食料供給に必要なその他の物資の調達

食品の加工及び輸送等に必要な物資の調達については、調達先数量等を定め、食料の給与が迅速かつ能率的に行われるよう実施する。

#### イ 【県が実施する対策】

(7) 諏訪地方事務所長は災害発生時に、管内市町村からの備蓄食料の供給要請に備え、品目別に数量を確認するとともに、要請があった場合、当該地方事務所の備蓄食

# 【新】

## 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

料の供給を行う。また、供給した食料の種類及び数量を危機管理部長あて報告する。なお、市町村からの要請量が諏訪地方事務所の備蓄量を上回る場合は、諏訪地方事務所長は危機管理部長に必要量を報告し、危機管理部長は他の地方事務所に備蓄食料の供給を依頼する。（危機管理部）

- (イ) 市からの食料の要請量が県の備蓄により供給できない場合は、必要に応じて、隣接県に対してあらかじめ締結された協定に基づいて食料の供給を要請する。（危機管理部）
- (ロ) 長野県生活協同組合連合会との協定に基づき食料の供給を要請する。（企画部）
- (ハ) 市町村の要請に基づき、協同組合長野アークス、松本流通センター協同組合、上田卸商業協同組合、飯田卸商業協同組合、諏訪市卸商業協同組合、長野県商店街振興組合連合会、長野県商店会連合会、（一社）長野県LPガス協会との協定に基づき食料の供給を要請する。（商工労働部）
- (ニ) 「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」第4章第10の災害救助法又は国民保護法が発動された場合の特例に基づき、農林水産省に災害救助用米穀の供給を要請する。（農政部）
- (ホ) 「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急米穀の取扱いに関する協定書」により県内外の米穀販売事業者に応急米穀の供給を要請する。（農政部）
- (ヘ) 長野県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会長長野県本部との協定に基づき食料の供給を要請する。（農政部）
- (ヘ) 株式会社セブンイレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート及び株式会社サークルKサンクスとの協定に基づき食料の供給を要請する。（農政部）
- (コ) 上記(ロ)、(イ)については、発災後適切な時期に、調達可能な備蓄量等について、主な品目別に確認する。（生活環境部、商工労働部、農政部）
- (ク) 上記(イ)、(ロ)については、保健福祉事務所管理栄養士の協力を得て、様々な状況の被災者のニーズに対応できるよう配慮する。（危機管理部、健康福祉部）

### ウ 【関係機関が実施する対策】

- (ア) 農林水産省  
農林水産省は、知事又は市町村長からの政府所有米穀の緊急引渡要請を踏まえ、災害救助用米穀の引渡しを行う。
- (イ) 米穀販売事業者  
「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急用米穀の取扱いに関する協定書」に基づき供給を行うものとする。
- (ロ) 卸売市場業者  
生鮮農畜水産物について、被災住民に対し、必要な数量ができるだけ迅速に供給されるよう、県内卸売市場間での協定に基づき、被災卸売市場に対しその他の市場から優先的な供給を行うものとする。

## 2 食料品等の供給

- (1) 基本方針

# 【旧】

## 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

料の供給を行う。また、供給した食料の種類及び数量を危機管理部長あて報告する。なお、市町村からの要請量が諏訪地方事務所の備蓄量を上回る場合は、諏訪地方事務所長は危機管理部長に必要量を報告し、危機管理部長は他の地方事務所に備蓄食料の供給を依頼する。（危機管理部）

- (イ) 市からの食料の要請量が県の備蓄により供給できない場合は、必要に応じて、隣接県に対してあらかじめ締結された協定に基づいて食料の供給を要請する。（危機管理部）
- (ロ) 長野県生活協同組合連合会との協定に基づき食料の供給を要請する。（企画部）
- (ハ) 市町村の要請に基づき、協同組合長野アークス、松本流通センター協同組合、上田卸商業協同組合、飯田卸商業協同組合、~~諏訪商業協同組合~~、~~長野県化粧品日用品卸組合~~、~~長野県商店街振興組合連合会~~、~~長野県商店連合会~~、~~長野県石油商業組合~~、~~社団法人長野県エルピーガス協会~~との協定に基づき食料の供給を要請する。（商工労働部）
- (ニ) 「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」第4章第10の災害救助法又は国民保護法が発動された場合の特例に基づき、農林水産省に災害救助用米穀の供給を要請する。（農政部）
- (ホ) 「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急米穀の取扱いに関する協定書」により県内外の米穀販売事業者に応急米穀の供給を要請する。（農政部）
- (ヘ) 長野県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会長長野県本部との協定に基づき食料の供給を要請する。（農政部）
- (ヘ) 株式会社セブンイレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート及び株式会社サークルKサンクスとの協定に基づき食料の供給を要請する。（農政部）
- (コ) 上記(ロ)、(イ)、(ホ)については、発災後適切な時期に、調達可能な備蓄量等について、主な品目別に確認する。（生活環境部、商工労働部、農政部）

### ウ 【関係機関が実施する対策】

- (ア) 農林水産省  
農林水産省は、知事又は市町村長からの政府所有米穀の緊急引渡要請を踏まえ、災害救助用米穀の引渡しを行う。
- (イ) 米穀販売事業者  
「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急用米穀の取扱いに関する協定書」に基づき供給を行うものとする。
- (ロ) 卸売市場業者  
生鮮農畜水産物について、被災住民に対し、必要な数量ができるだけ迅速に供給されるよう、県内卸売市場間での協定に基づき、被災卸売市場に対しその他の市場から優先的な供給を行うものとする。

## 2 食料品等の供給

- (1) 基本方針

# 【新】

## 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

食料品等の調達活動により調達した食料を迅速かつ円滑に、被災者等に供給するため、各機関は被災地の状況をいち早く把握し、連携を取り合って活動し、また、ボランティア等の協力も得られるようにする。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する計画】（企画総務部）

- (7) 市は、災害発生時に被災者等に対する食料の供給が必要な場合は、まず市の備蓄食料の供給を行う。
- (8) 市は、計画等で定めた必要量を超えるような供給が必要となった場合は、応援協定市町村、近隣市町村及び県（地方事務所長）、協定関係団体等に対して食料の供給について種類及び数量を明示して要請を行い、調達した食料を被災者等に対して供給する。
- (9) 食料の供給活動に際しては、必要に応じてボランティア等の協力を得て実施する。

#### イ 【関係機関が実施する対策】（日本赤十字社長野県支部）

市が実施する計画の災害対策本部ならびに当該日赤地区・分区と連携を取り、赤十字奉仕団等の労力を提供し炊き出し等、被災者援護に協力する。

#### ウ 【市民が実施する対策】

市民は、手持ちの食糧を融通し合う等、状況に応じた行動を行うよう務める。

### 3 炊き出し

#### a 炊き出し対象

- (a) 避難所に収容されたもの
- (b) 家屋が全半壊（焼）、流出又は床上床下浸水等により通常の炊事ができないもの。
- (c) 災害地の応急対策に従事するもの
- (d) その他炊き出しによる食品の給与が必要と認められるとき。

#### b 炊き出し予定場所

- (a) 避難所に収容された者に対しては、原則として被災者が避難した避難所とする。
- (b) その他の場合にあっては、被災者の利便及び輸送等の条件を考慮して決定する。

#### c 炊き出し協力機関等

炊き出し実施に当たっては、自主防災組織、区・自治会、日赤奉仕団、婦人会等の協力を得て行う。

（応急用米穀の供給基準）

配給対象	精米必要量
------	-------

# 【旧】

## 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

食料品等の調達活動により調達した食料を迅速かつ円滑に、被災者等に供給するため、各機関は被災地の状況をいち早く把握し、連携を取り合って活動し、また、ボランティア等の協力も得られるようにする。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する計画】（企画総務部）

- (7) 市は、災害発生時に被災者等に対する食料の供給が必要な場合は、まず市の備蓄食料の供給を行う。
- (8) 市は、計画等で定めた必要量を超えるような供給が必要となった場合は、応援協定市町村、近隣市町村及び県（地方事務所長）、協定関係団体等に対して食料の供給について種類及び数量を明示して要請を行い、調達した食料を被災者等に対して供給する。
- (9) 食料の供給活動に際しては、必要に応じてボランティア等の協力を得て実施する。

#### イ 【関係機関が実施する対策】（日本赤十字社長野県支部）

市が実施する計画の災害対策本部ならびに当該日赤地区・分区と連携を取り、赤十字奉仕団等の労力を提供し炊き出し等、被災者援護に協力する。

#### ウ 【市民が実施する対策】

市民は、手持ちの食糧を融通し合う等、状況に応じた行動を行うよう務める。

### 3 炊き出し

#### a 炊き出し対象

- (a) 避難所に収容されたもの
- (b) 家屋が全半壊（焼）、流出又は床上床下浸水等により通常の炊事ができないもの。
- (c) 災害地の応急対策に従事するもの
- (d) その他炊き出しによる食品の給与が必要と認められるとき。

#### b 炊き出し予定場所

- (a) 避難所に収容された者に対しては、原則として被災者が避難した避難所とする。
- (b) その他の場合にあっては、被災者の利便及び輸送等の条件を考慮して決定する。

#### c 炊き出し協力機関等

炊き出し実施に当たっては、自主防災組織、区・自治会、日赤奉仕団、婦人会等の協力を得て行う。

（応急用米穀の供給基準）

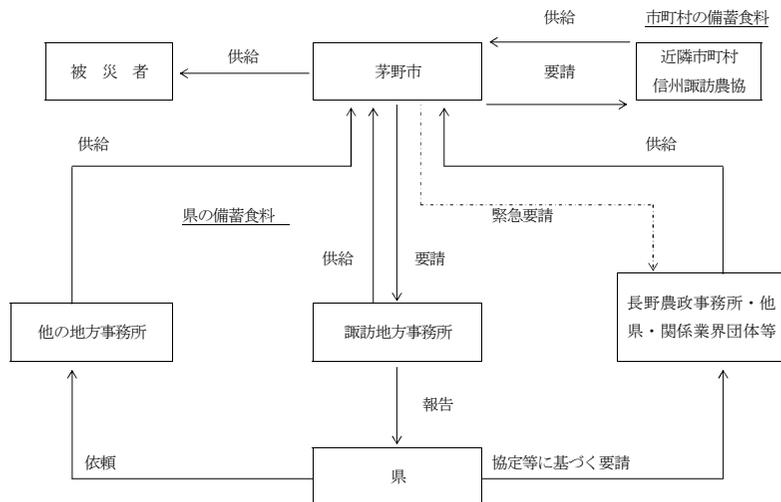
配給対象	精米必要量
------	-------

# 【新】

風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

1 被災者に対して炊き出し等による給食を行う必要がある場合	1食当たり 精米200グラム
2 災害地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	1食当たり 精米300グラム

〈食料の調達供給〉



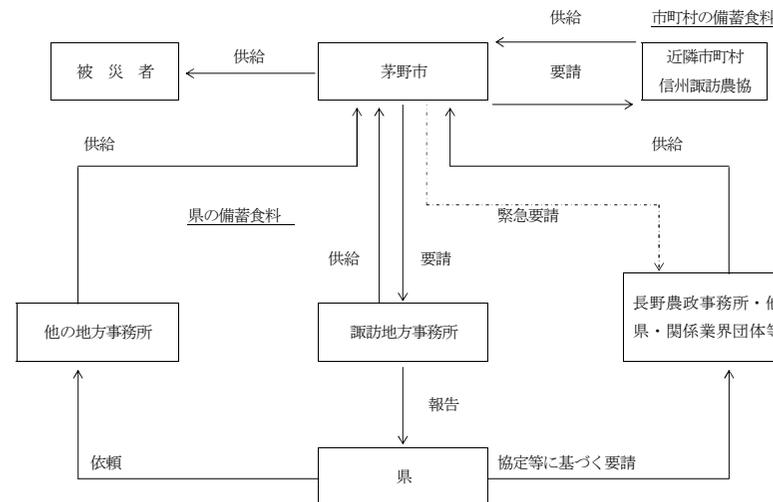
.....は、関東農政局松本地域センター 次長等に対する緊急要請

# 【旧】

風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

1 被災者に対して炊き出し等による給食を行う必要がある場合	1食当たり 精米200グラム
2 災害地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	1食当たり 精米300グラム

〈食料の調達供給〉



.....は、関東農政局松本地域センター 次長等に対する緊急要請

# 【新】

## 第16節 生活必需品の調達・供給活動

### 第1 基本方針

災害発生後、市民の避難所での生活必需品は、基本的には市が備蓄分を供給するが、被害状況に応じて県、協定市町村に要請する。このため、必要な生活必需品の調達・供給に関して、連絡・調整・輸送・集積等について体制の整備を図る。

なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、避難行動要支援者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

### 第2 主な活動

- 被害状況等による生活必需品の不足状況・被災者の要望等を調査し、迅速に生活必需品の調達・供給を行い、市で調達できないものについては県への協力を要請する。
- 県においては、要請された生活必需品の調達・供給の迅速な対応を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 生活必需品の調達

##### (1) 基本方針

市及び関係機関は、被災者の生活の維持に必要な生活必需品の数量・種類等について、被災者のニーズを把握し、必要な物資の調達・確保に努める。

##### (2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（企画総務部、健康福祉部、産業経済部）

(ア) 災害の状況を把握し、被災者の生活の維持に必要な生活必需品の品名、数量、運搬場所等の調査を実施する。

特に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等の要配慮者については、介護用品、育児用品等、その態様に応じた生活必需品の調達、確保に十分配慮する。

(主な給付生活必需品)

種 別	品 目
寝具	タオルケット、毛布等
衣類	下着、靴下、作業着等
炊事道具	なべ、包丁、卓上コンロ等
身の回り品	タオル、生理用品、紙おむつ等
食器等	はし、茶碗、ほ乳ビン等
日用品	石鹸、ティッシュペーパー、トイレトペーパー等
光熱材料等	マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等
その他	防水シート

# 【旧】

## 第16節 生活必需品の調達・供給活動

### 第1 基本方針

災害発生後、市民の避難施設等での生活必需品は、基本的には市が備蓄分を供給するが、被害状況に応じて県、協定市町村に要請する。このため、必要な生活必需品の調達・供給に関して、連絡・調整・輸送・集積等について体制の整備を図る。

なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。

### 第2 主な活動

- 被害状況等による生活必需品の不足状況・被災者の要望等を調査し、迅速に生活必需品の調達・供給を行い、市で調達できないものについては県への協力を要請する。
- 県においては、要請された生活必需品の調達・供給の迅速な対応を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 生活必需品の調達

##### (1) 基本方針

市及び関係機関は、被災者の生活の維持に必要な生活必需品の数量・種類等について、被災者のニーズを把握し、必要な物資の調達・確保に努める。

##### (2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（企画総務部、健康福祉部、産業経済部）

(ア) 災害の状況を把握し、被災者の生活の維持に必要な生活必需品の品名、数量、運搬場所等の調査を実施する。

特に、高齢者、障害者、乳幼児、妊婦等の災害時要援護者については、介護用品、育児用品等、その態様に応じた生活必需品の調達、確保に十分配慮する。

(主な給付生活必需品)

種 別	品 目
寝具	タオルケット、毛布等
衣類	下着、靴下、作業着等
炊事道具	なべ、包丁、卓上コンロ等
身の回り品	タオル、生理用品、紙おむつ等
食器等	はし、茶碗、ほ乳ビン等
日用品	石鹸、ティッシュペーパー、トイレトペーパー等
光熱材料等	マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等
その他	防水シート

# 【新】

## 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

各種目については、それぞれの被害状況に応じ、現に必要とするものを選定して支給する。

- (イ) 会計班長は、要望に基づき市内業者より調達する。
- (ウ) 市単独で調達できないものは、あらかじめ生活物資取扱事業者との協定に基づき調達するほか、県、応援協定市町村等へ要請する。

### イ 【県が実施する対策】（危機管理部、企画部、商工労働部、農政部）

市からの要請に備え、県内流通業者、長野県生活協同組合連合会、長野県農業協同組合中央会等の協定先に、発災後適切な時期に調達可能な備蓄量等について、主な品目別に確認し、市から要請のあった場合、生活必需品の調達を図る。特に、要配慮者については、介護用品、育児用品等避難生活の態様に応じた生活必需品の調達・確保に十分配慮する。

## 2 生活必需品の供給

### (1) 基本方針

調達・確保した生活必需品等を被災状況等に応じて迅速かつ的確に供給・分配する。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する対策】（企画総務部、健康福祉部、産業経済部）

生活必需品の充足状況を的確把握し、必要に応じボランティア団体等の協力を得ながら計画的な配給配送を行う。

特に、高齢者、障害者、乳幼児、妊婦等の要配慮者については、供給・分配について優先的に行う。

#### (イ) 救助物資配分計画表の作成

配分する救助物資については、市で把握した被災者により、世帯構成員別被害状況表（救助法様式13号）及び物資購入（配分）計画表（救助法様式14号）を作成し実施の適正を図る。なお、物資購入（配分）計画表の限度額は、それぞれの物資の購入価格によるものとし、「災害救助法による救助実施要領の基準」に定める費用の限度額の範囲で行う。

#### (ウ) 配分方法

物資購入（配分）計画表に基づき調達された物資は、各世帯別に包装（世帯主氏名記入）、区・自治会別に分類し、区・自治会役員の協力を得て、当該区（区長・自治会長宅又は区・自治会が指定する場所）へ配分するものとし、避難所の避難者に対しては、農林班が該当地へ配分する。なお、区・自治会並びに避難所への配分にあたっては、それぞれの責任者に交付する。

#### (エ) 配分期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、物資の調達が困難な場合等、期

# 【旧】

## 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

各種目については、それぞれの被害状況に応じ、現に必要とするものを選定して支給する。

- (イ) 会計班長は、要望に基づき市内業者より調達する。
- (ウ) 市単独で調達できないものは、あらかじめ生活物資取扱事業者との協定に基づき調達するほか、県、応援協定市町村等へ要請する。

### イ 【県が実施する対策】（危機管理部、企画部、商工労働部、農政部）

市からの要請に備え、県内流通業者、長野県生活協同組合連合会、長野県農業協同組合中央会等の協定先に、発災後適切な時期に調達可能な備蓄量等について、主な品目別に確認し、市から要請のあった場合、生活必需品の調達を図る。特に、災害時要援護者については、介護用品、育児用品等避難生活の態様に応じた生活必需品の調達・確保に十分配慮する。

## 2 生活必需品の供給

### (1) 基本方針

調達・確保した生活必需品等を被災状況等に応じて迅速かつ的確に供給・分配する。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する対策】（企画総務部、健康福祉部、産業経済部）

生活必需品の充足状況を的確把握し、必要に応じボランティア団体等の協力を得ながら計画的な配給配送を行う。

特に、高齢者、障害者、乳幼児、妊婦等の災害時要援護者については、供給・分配について優先的に行う。

#### (イ) 救助物資配分計画表の作成

配分する救助物資については、市で把握した被災者により、世帯構成員別被害状況表（救助法様式13号）及び物資購入（配分）計画表（救助法様式14号）を作成し実施の適正を図る。なお、物資購入（配分）計画表の限度額は、それぞれの物資の購入価格によるものとし、「災害救助法による救助実施要領の基準」に定める費用の限度額の範囲で行う。

#### (ウ) 配分方法

物資購入（配分）計画表に基づき調達された物資は、各世帯別に包装（世帯主氏名記入）、区・自治会別に分類し、区・自治会役員の協力を得て、当該区（区長・自治会長宅又は区・自治会が指定する場所）へ配分するものとし、避難所の避難者に対しては、農林班が該当地へ配分する。なお、区・自治会並びに避難所への配分にあたっては、それぞれの責任者に交付する。

#### (エ) 配分期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、物資の調達が困難な場合等、期間後も継続する必要がある場合は本部長が別に定める。また、災害救助法

# 【新】

## 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

間後も継続する必要がある場合は本部長が別に定める。また、災害救助法が適用された場合は、同法に基づき県本部に期間延長について次の事項を電話で連絡し、後日正式に書面で申請する。（申請事項）

- a 延長の期間
  - b 延長する期間
  - c 延長する理由
  - d その他（延長を要する地域ごとの人員）
- (エ) 生活必需品の輸送方法  
被服、寝具その他生活必需品の調達輸送は、業者が指定場所へ配達することを原則とする。また、被災地帯への物資配分のため自動車等の輸送が必要となった場合は、輸送計画に基づき要請する。（義援物資も含む）
- (オ) 作業員雇用方法  
労力に不足を生じた場合は、労務供給計画に基づき、作業員の雇用について申請する。
- (カ) 供給対象者
- a 住家を滅失したもの
  - b 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの
  - c 住家が床上浸水、土砂の体制等により一時的に居住することができない状態となったもの
  - d その他本部長が必要と認めるとき
- (キ) 供給物資  
災害予防計画「生活必需品の調達」の給付種目による。
- (ク) 集積場所  
茅野市運動公園総合体育館に集積する。

イ 【県が実施する対策】（危機管理部、企画部、商工労働部、農政部）  
市町村の要請に基づき、迅速に供給する。

ウ 【関係機関が実施する計画】  
日本赤十字社長野県支部茅野地区は、災害対策本部と連携をとり、赤十字防災ボランティア（赤十字奉仕団等）の労力を提供し、生活必需品の供給に協力する。

# 【旧】

## 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

が適用された場合は、同法に基づき県本部に期間延長について次の事項を電話で連絡し、後日正式に書面で申請する。（申請事項）

- a 延長の期間
  - b 延長する期間
  - c 延長する理由
  - d その他（延長を要する地域ごとの人員）
- (エ) 生活必需品の輸送方法  
被服、寝具その他生活必需品の調達輸送は、業者が指定場所へ配達することを原則とする。また、被災地帯への物資配分のため自動車等の輸送が必要となった場合は、輸送計画に基づき要請する。（義援物資も含む）
- (オ) 作業員雇用方法  
労力に不足を生じた場合は、労務供給計画に基づき、作業員の雇用について申請する。
- (カ) 供給対象者
- a 住家を滅失したもの
  - b 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの
  - c 住家が床上浸水、土砂の体制等により一時的に居住することができない状態となったもの
  - d その他本部長が必要と認めるとき
- (キ) 供給物資  
災害予防計画「生活必需品の調達」の給付種目による。
- (ク) 集積場所  
茅野市運動公園総合体育館に集積する。

イ 【県が実施する対策】（危機管理部、企画部、商工労働部、農政部）  
市町村の要請に基づき、迅速に供給する。

ウ 【関係機関が実施する計画】  
日本赤十字社長野県支部茅野地区は、災害対策本部と連携をとり、赤十字防災ボランティア（赤十字奉仕団等）の労力を提供し、生活必需品の供給に協力する。

# 【新】

風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

## 第17節 保健衛生、感染症予防活動

### 第1 基本方針

被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症の発生予防措置、まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況の把握及び栄養改善対策等の活動を行う。

### 第2 主な活動

- 1 保健師による被災者の健康相談等を行うとともに、避難所における健康意識の向上に努める。  
また、被災者の食料確保状況を把握し、栄養士による栄養指導を行うとともに食品衛生上の危害防止のための措置を講ずる
- 2 平常時から感染症予防対策用資機材の整備、感染症予防対策のための組織の明確化を図り、災害発生時には衛生指導、健康調査などの感染症予防活動を行う。  
また、感染症発生時には、疫学調査や患者への医療提供、消毒などのまん延防止措置を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 保健衛生活動

##### (1) 基本方針

災害発生直後より、被災地、避難所等に保健師、管理栄養士を派遣し、被災者の救護及び健康管理のための保健活動を行う。

また、被災世帯、避難所等における健康管理を継続して行い、環境の整備に取り組むとともに、心のケアのため必要に応じ精神科医師等の派遣を行う。

このほか、被災者の食料確保の状況を把握し、関係機関と連携の上、栄養改善及び食料衛生管理に必要な措置を講ずる。

##### (2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（教育委員会、健康福祉部）

- (ア) 被災者の避難状況を把握し、保健所の置かれる地方衛生班に報告するものとする。
- (イ) 被災者の健康を確保するために、避難所の整備に努め、健康相談を行うものとする。
- (ウ) 被災者の食料確保のため、炊き出し、その他食品の調達について、県に対し報告し、集団給食施設等の復旧活動等を速やかに推進するものとする。
- (エ) 保健師等の巡回等による健康管理、衛生管理、感染症及び食中毒防止対策

保健師及び栄養士が、当該地域の避難所及び福祉避難所等を巡回して避難住民及び災害復旧に従事する者等の健康相談・指導及び栄養指導を行う。また、避難所及び保健衛生管理、感染症及び食中毒の防止に努める。実施の時点は、発災後72時間以内とする。

- (オ) 医師による健康診断等

# 【旧】

風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

## 第17節 保健衛生、感染症予防活動

### 第1 基本方針

被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症の発生予防措置、まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況の把握及び栄養改善対策等の活動を行う。

### 第2 主な活動

- 1 保健師による被災者の健康相談等を行うとともに、避難所における健康意識の向上に努める。  
また、被災者の食料確保状況を把握し、栄養士による栄養指導を行うとともに食品衛生上の危害防止のための措置を講ずる
- 2 平常時から感染症予防対策用資機材の整備、感染症予防対策のための組織の明確化を図り、災害発生時には衛生指導、健康調査などの感染症予防活動を行う。  
また、感染症発生時には、疫学調査や患者への医療提供、消毒などのまん延防止措置を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 保健衛生活動

##### (1) 基本方針

災害発生直後より、被災地、避難所等に保健師を派遣し、被災者の救護及び健康管理のための保健活動を行う。

また、被災世帯、避難所等における健康管理を継続して行い、環境の整備に取り組むとともに、心のケアのため必要に応じ精神科医師等の派遣を行う。

このほか、被災者の食料確保の状況を把握し、関係機関と連携の上、栄養改善及び食料衛生管理に必要な措置を講ずる。

##### (2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（教育委員会、健康福祉部）

- (ア) 被災者の避難状況を把握し、保健所の置かれる地方衛生班に報告するものとする。
- (イ) 被災者の健康を確保するために、避難所の整備に努め、健康相談を行うものとする。
- (ウ) 被災者の食料確保のため、炊き出し、その他食品の調達について、県に対し報告し、集団給食施設等の復旧活動等を速やかに推進するものとする。
- (エ) 保健師等の巡回等による健康管理、衛生管理、感染症及び食中毒防止対策

保健師及び栄養士が、当該地域の避難所及び福祉避難所等を巡回して避難住民及び災害復旧に従事する者等の健康相談・指導及び栄養指導を行う。また、避難所及び保健衛生管理、感染症及び食中毒の防止に努める。実施の時点は、発災後72時間以内とする。

- (オ) 医師による健康診断等

# 【新】

## 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

医療機関や交通手段が復旧しない等の場合、必要に応じて諏訪郡医師会に依頼して、集団による健康診断、治療及び予防接種を行う。この場合の実施の時点は、発災後1週間以内とする。

### イ 【県が実施する対策】（衛生部）

- (ア) 被災者の健康管理のため、市町村と連携して衛生班による現地での健康指導等を行うとともに、健康相談、感染症の予防措置等保健衛生面での指導を行い、避難所及び福祉避難所における健康意識の向上に努める。
- (イ) 被災による精神的ショックや避難生活の長期化による精神的ストレス等に対応するため、市町村や医療関係者と連携し、必要に応じ精神科医師等の専門職員から成る心のケアチームを派遣するとともに、災害の規模、被災者の状況等に応じ、国に対して心のケアチームの派遣を要請する。
- (ウ) 要医療者及び慢性疾患患者等に、医療・保健情報を提供するとともに、受診状況の確認等を行い継続ケアに努める。
- (エ) 安全かつ確実な食料の提供のために、市町村と連携して以下の対策を行う。
  - a 被災者の食料確保の状況を把握し、必要に応じ栄養指導を行う。
  - b 炊き出しによる現場給食の栄養指導・食品衛生指導を行う。
  - c 給与食品（救護食品を含む）の栄養指導、保管場所、保管方法及び運搬方法の衛生指導を行う。
  - d 必要に応じ給与食品（救護食品を含む）の検査を行い、不良食品の排除に努める。
  - e 災害発生時の季節・気象状況に的確に対応した食品衛生指導を行う。
  - f 被災食品の措置を行う。
  - g 食品関係営業施設における被害食品の状況を調査し、食品衛生上の危害防止のため必要な措置を講じる。

### ウ 【関係機関が実施する対策】

- (ア) 医師会等は行政との連携のもとに、医療情報等の速やかな提供に努める。
- (イ) 看護協会等は行政との連携のもとに、被災地帯や避難所の救護・健康相談を行うよう努める。
- (ウ) 栄養士会、食生活改善推進協議会は、行政との連携のもとに、栄養指導・炊き出し等を行うよう努める。
- (エ) 関係団体の協力を得るために必要な連絡網、連絡体制、協力者名簿等をあらかじめ整備しておく。

### エ 【市民が実施する対策】

- (ア) 医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に務める。
- (イ) 市民相互の助け合いを大切にし、自らもボランティアとして活動を行う。

# 【旧】

## 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

医療機関や交通手段が復旧しない等の場合、必要に応じて諏訪郡医師会に依頼して、集団による健康診断、治療及び予防接種を行う。この場合の実施の時点は、発災後1週間以内とする。

### イ 【県が実施する対策】（衛生部）

- (ア) 被災者の健康管理のため、市町村と連携して衛生班による現地での健康指導等を行うとともに、健康相談、感染症の予防措置等保健衛生面での指導を行い、避難所及び福祉避難所における健康意識の向上に努める。
- (イ) 被災による精神的ショック、避難生活の長期化による精神的ストレスに対応するため、市町村と連携し、必要に応じ精神科医師等の専門職員を派遣する。
- (ウ) 要医療者及び慢性疾患患者等に、医療・保健情報を提供するとともに、受診状況の確認等を行い継続ケアに努める。
- (エ) 安全かつ確実な食料の提供のために、市町村と連携して以下の対策を行う。
  - a 被災者の食料確保の状況を把握し、必要に応じ栄養指導を行う。
  - b 炊き出しによる現場給食の栄養指導・食品衛生指導を行う。
  - c 給与食品（救護食品を含む）の栄養指導、保管場所、保管方法及び運搬方法の衛生指導を行う。
  - d 必要に応じ給与食品（救護食品を含む）の検査を行い、不良食品の排除に努める。
  - e 災害発生時の季節・気象状況に的確に対応した食品衛生指導を行う。
  - f 被災食品の措置を行う。
  - g 食品関係営業施設における被害食品の状況を調査し、食品衛生上の危害防止のため必要な措置を講じる。

### ウ 【関係機関が実施する対策】

- (ア) 医師会等は行政との連携のもとに、医療情報等の速やかな提供に努める。
- (イ) 看護協会等は行政との連携のもとに、被災地帯や避難所の救護・健康相談を行うよう努める。
- (ウ) 栄養士会、食生活改善推進協議会は、行政との連携のもとに、栄養指導・炊き出し等を行うよう努める。
- (エ) 関係団体の協力を得るために必要な連絡網、連絡体制、協力者名簿等をあらかじめ整備しておく。

### エ 【市民が実施する対策】

- (ア) 医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に務める。
- (イ) 市民相互の助け合いを大切にし、自らもボランティアとして活動を行う。

# 【新】

## 2 感染症予防対策

### (1) 基本方針

感染症予防対策の整備及び訓練、機材の確保に努めるとともに感染症予防対策のための組織を明確化し、迅速な感染症予防を行う。

また、感染症の発生を未然に防止するため、関係機関との連携のもとに衛生指導、健康調査などの感染症予防を行う。

なお、感染症が発生した場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく患者の医療提供、消毒の実施等の措置を迅速に行い、まん延防止を図る。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する計画】（市民環境部・健康福祉部）

(7) 災害時の迅速な感染症予防対策に備え、感染症予防対策のための組織を明確化するとともに、緊急連絡網、人員配置等事前の感染症予防計画を樹立し、被災時は迅速に対応する。

a 保健班長は、医師会、日赤奉仕団、環境自治会等の協力を得て感染症対策活動を実施する。

b 被害が甚大であり、かつ関係職員のみで感染症対策を実施することが不可能な場合には、諏訪保健所を通じて隣接市町村及び自衛隊の応援を要請して実施する。

c 感染症対策班等の編成及び組織

災害規模及び感染症地区の規模に対応する早期感染症対策を行うため必要に応じ感染症対策班、検病調査班、検水調査班を編成し、防疫対策を講ずる。

(a) 感染症対策防疫班は班長1名班員若干名をもって組織し、被害区域及び状況により増班して、重点地区の防疫にあたる。

(b) 検病調査班は、医師1名、看護師又は保健師1名、班員1名をもって組織し、必要班数を編成して、検病調査にあたる。

(c) 検水調査班は、班長1名、班員若干名をもって組織し、必要班数を編成して検水調査にあたる。

d 感染症対策活動の実施

災害の種別、規模に応じ保健所、医師会、環境自治会等と連携して、所要の措置を講ずるとともに、各家庭における感染症対策を徹底する。

(a) 感染症指導

- 清掃及び消毒方法の指導
- ねずみ族・昆虫等駆除地域の指示
- 立入り禁止及び通行禁止の指示
- 臨時予防接種の実施命令

(b) 消毒

- 浸水家屋、下水路及びその他不潔場所の消毒
- 避難場所の便所、その他不潔場所の消毒
- 感染病患者発生家屋の消毒（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する

# 【旧】

## 2 感染症予防対策

### (1) 基本方針

感染症予防対策の整備及び訓練、機材の確保に努めるとともに感染症予防対策のための組織を明確化し、迅速な感染症予防を行う。

また、感染症の発生を未然に防止するため、関係機関との連携のもとに衛生指導、健康調査などの感染症予防を行う。

なお、感染症が発生した場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく患者の医療提供、消毒の実施等の措置を迅速に行い、まん延防止を図る。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する計画】（市民環境部・健康福祉部）

(7) 災害時の迅速な感染症予防対策に備え、感染症予防対策のための組織を明確化するとともに、緊急連絡網、人員配置等事前の感染症予防計画を樹立し、被災時は迅速に対応する。

a 保健班長は、医師会、日赤奉仕団、環境自治会等の協力を得て感染症対策活動を実施する。

b 被害が甚大であり、かつ関係職員のみで感染症対策を実施することが不可能な場合には、諏訪保健所を通じて隣接市町村及び自衛隊の応援を要請して実施する。

c 感染症対策班等の編成及び組織

災害規模及び感染症地区の規模に対応する早期感染症対策を行うため必要に応じ感染症対策班、検病調査班、検水調査班を編成し、防疫対策を講ずる。

(a) 感染症対策防疫班は班長1名班員若干名をもって組織し、被害区域及び状況により増班して、重点地区の防疫にあたる。

(b) 検病調査班は、医師1名、看護師又は保健師1名、班員1名をもって組織し、必要班数を編成して、検病調査にあたる。

(c) 検水調査班は、班長1名、班員若干名をもって組織し、必要班数を編成して検水調査にあたる。

d 感染症対策活動の実施

災害の種別、規模に応じ保健所、医師会、環境自治会等と連携して、所要の措置を講ずるとともに、各家庭における感染症対策を徹底する。

(a) 感染症指導

- 清掃及び消毒方法の指導
- ねずみ族・昆虫等駆除地域の指示
- 立入り禁止及び通行禁止の指示
- 臨時予防接種の実施命令

(b) 消毒

- 浸水家屋、下水路及びその他不潔場所の消毒
- 避難場所の便所、その他不潔場所の消毒
- 感染病患者発生家屋の消毒（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する

# 【新】

- 法律)
- 災害状況により、ねずみ族・昆虫等の駆除
- (c) 検病、検水調査
- 検病、検水調査の実施
  - 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による健康診断の実施
- (d) 臨時予防接種
- 予防接種法第6条の規定による臨時予防接種を県(知事)の命令に応じ実施する。
- (e) 各家庭における感染症対策の実施
- 各家庭における感染症対策及び注意事項の周知
  - 感染症上必要な薬剤の給付及びあつせん
- (f) 隔離
- 被災地等に感染症が発生し、又は保菌者が発見されたときの隔離収容措置を実施する。
- (g) 感染症対策用資材、薬剤等の調達
- 感染症対策用資材、薬剤等の確保は、感染症対策用資材調達先から調達して行う。
- (h) 感染症発生を未然に防止するため、諏訪保健所及び関係機関と連携した感染症対策活動を行う。
- また、避難所の施設管理者を通して衛生に関する自治組織を編成させ感染症予防のための指導をする。
- (i) 関係団体の協力を得て、被害状況、感染症対策状況、災害感染症所要見込額を取りまとめるとともに、諏訪保健所長を経由して知事に報告する。

## イ 【県が実施する対策】

- (ア) 災害時の迅速な感染症予防対策に備え、感染症予防対策のための組織を明確化するとともに、緊急連絡網、人員配置等事前の感染症予防計画を樹立し、被災時には、迅速に対応する。
- (イ) 災害時に備え、感染症予防対策用器具の整備及び訓練(含む点検)、機材の確保を図り、被災時は機材の適切な指導について関係機関に対し指示を行う。
- (ウ) 災害時の感染症発生予防のため、平時から広報活動を実施し、予防教育を行うとともに、被災時は感染症に関する情報提供を行う。
- (エ) 実情に即応した迅速な感染症予防活動を実施及び指導するため、災害発生直後直ちに現地調査を行い、被害が甚大な市町村に対しては、職員を現地に派遣し適切な指導に当たる。
- (オ) 感染症の発生予防やまん延防止のため、市町村の協力を得て、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、健康調査、健康診断等の感染症予防活動や適切な医療提供をするとともに、市町村へ、消毒やねずみ族、昆虫等の

# 【旧】

- 法律)
- 災害状況により、ねずみ族・昆虫等の駆除
- (c) 検病、検水調査
- 検病、検水調査の実施
  - 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による健康診断の実施
- (d) 臨時予防接種
- 予防接種法第6条の規定による臨時予防接種を県(知事)の命令に応じ実施する。
- (e) 各家庭における感染症対策の実施
- 各家庭における感染症対策及び注意事項の周知
  - 感染症上必要な薬剤の給付及びあつせん
- (f) 隔離
- 被災地等に感染症が発生し、又は保菌者が発見されたときの隔離収容措置を実施する。
- (g) 感染症対策用資材、薬剤等の調達
- 感染症対策用資材、薬剤等の確保は、感染症対策用資材調達先から調達して行う。
- (h) 感染症発生を未然に防止するため、諏訪保健所及び関係機関と連携した感染症対策活動を行う。
- また、避難所の施設管理者を通して衛生に関する自治組織を編成させ感染症予防のための指導をする。
- (i) 関係団体の協力を得て、被害状況、感染症対策状況、災害感染症所要見込額を取りまとめるとともに、諏訪保健所長を経由して知事に報告する。

## イ 【県が実施する対策】

- (ア) 災害時の迅速な感染症予防対策に備え、感染症予防対策のための組織を明確化するとともに、緊急連絡網、人員配置等事前の感染症予防計画を樹立し、被災時には、迅速に対応する。
- (イ) 災害時に備え、感染症予防対策用器具の整備及び訓練(含む点検)、機材の確保を図り、被災時は機材の適切な指導について関係機関に対し指示を行う。
- (ウ) 災害時の感染症発生予防のため、平時から広報活動を実施し、予防教育を行うとともに、被災時は感染症に関する情報提供を行う。
- (エ) 実情に即応した迅速な感染症予防活動を実施及び指導するため、災害発生直後直ちに現地調査を行い、被害が甚大な市町村に対しては、職員を現地に派遣し適切な指導に当たる。
- (オ) 感染症の発生予防やまん延防止のため、市町村の協力を得て、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、健康調査、健康診断等の感染症予防活動や適切な医療提供をするとともに、市町村へ、消毒やねずみ族、昆虫等の

## 【新】

### 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

駆除及び予防接種法に基づく臨時予防接種の実施について指示する。

なお、市町村が感染症予防活動及び消毒その他の措置を行う場合は、市町村の要請に基づき、必要に応じて支援する。

- (カ) 状況把握及び今後の対策のため、感染症発生状況、感染症対策活動状況、災害感染症対策所要見込額を取りまとめるとともに、災害防疫実施要綱に基づき国へ報告する。
- (キ) 感染症予防活動完了後は、被災市町村からの災害防疫完了報告書を取りまとめ国へ報告する。
- (ク) 災害感染症予防活動終了後、災害に要した経費を他の感染症予防対策に要した経費とは明確に区分して把握する。なお、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律により激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、市町村の報告書を審査した後国へ提出する。
- (ケ) 被害が広範囲にわたり、他都道府県からの感染症予防対策に関する応援が必要となった場合及び他都道府県への応援が必要となった場合を想定し、広域相互応援体制の整備を図り、被災時は、必要に応じ都道府県への応援要請、関係機関との連絡調整を行う。

#### ウ【市民が実施する対策】

市が行う広報、環境自治会を通じての指導を参考にして、居住地域の衛生の確保に努める。

また、避難所においては、市の指導のもと施設管理者が中心となり、衛生に関する自治組織を編成して、感染症予防に努める。

## 【旧】

### 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

駆除及び予防接種法に基づく臨時予防接種の実施について指示する。

なお、市町村が感染症予防活動及び消毒その他の措置を行う場合は、市町村の要請に基づき、必要に応じて支援する。

- (カ) 状況把握及び今後の対策のため、感染症発生状況、感染症対策活動状況、災害感染症対策所要見込額を取りまとめるとともに、災害防疫実施要綱に基づき国へ報告する。
- (キ) 感染症予防活動完了後は、被災市町村からの災害防疫完了報告書を取りまとめ国へ報告する。
- (ク) 災害感染症予防活動終了後、災害に要した経費を他の感染症予防対策に要した経費とは明確に区分して把握する。なお、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律により激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、市町村の報告書を審査した後国へ提出する。
- (ケ) 被害が広範囲にわたり、他都道府県からの感染症予防対策に関する応援が必要となった場合及び他都道府県への応援が必要となった場合を想定し、広域相互応援体制の整備を図り、被災時は、必要に応じ都道府県への応援要請、関係機関との連絡調整を行う。

#### ウ【市民が実施する対策】

市が行う広報、環境自治会を通じての指導を参考にして、居住地域の衛生の確保に努める。

また、避難所においては、市の指導のもと施設管理者が中心となり、衛生に関する自治組織を編成して、感染症予防に努める。

## 第18節 遺体の捜索及び処置等の活動

## 第1 基本方針

災害時において行方不明となり、かつ周囲の状況によりすでに死亡していると推定される者の捜索は、市が県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施する。

また災害時における検視及び遺体の身元確認は、長野県警察災害警備計画により行うこととされているが、検視にあたっては、臨床法医病理会、警察協力歯科医師会との連携を密にして、医師会、歯科医師会、医療機関による救護班等の協力を得て行う。

さらに、多数の死者が生じた場合は、広域的な応援により、その処理を遅滞なく進める。

## 第2 主な活動

関係機関との連携を密にし、遺体の捜索を行うとともに、多数の死者が生じた場合には、衛生上の問題及び人心の安定を図る見地から、的確な処置を施す。

## 第3 活動の内容

遺体の捜索及び処置

## 1 基本方針

- 遺体の捜索は、市が県警察本部、消防機関等の協力のもとに行う。
- 災害時において多数の死者が生じた場合、遺体収容所の確保、身元確認、縁故者への連絡、身元が判明しない遺体の埋・火葬等についての的確な処置を行う。
- 多数遺体の検視については、発見地を管轄する警察署長が行い、検視の主目的は死因の究明と身元確認資料収集であり、不自然な遺体があれば検視規則による司法検視・解剖に移行する。
- 検視場所、遺体安置場所等を予め把握するとともに、避難所との兼ね合い、建物の崩壊等によりその場所が使用不可能となることもあるので、このような場合は、空地にテントを設置しての検視活動も考慮する。

## 2 実施計画

## ア 【市が実施する対策】(企画総務部・市民環境部)

- (7) 遺体の捜索を、県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施する。
- (イ) 被災現場付近の適当な場所に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。なお、場所については予め選定しておくものとする。  
また、収容に必要な機材を確保する。
- (ロ) 収容した遺体及び遺留品等の整理について必要な事項を定める。
- (エ) 身元が判明しない遺体の埋・火葬を行う。
- (ウ) 外国人市民等の遺体を引き受けた場合は、遅滞なく遺族や関係機関と連絡をとり、遺体の措置について協議する。
- (ク) 火葬許可証発行事務処理体制の整備を行う。
- (カ) 遺体運搬車、棺及び火葬場の不足等遺体の処置等に関して、他の地方公共団体等からの応援を必要とする場合は、県等に要請する。

## イ 【県が実施する対策】(危機管理部、衛生部、警察本部)

- (7) 被害が広範囲にわたり、遺体の捜索、検視及び火葬等に関する他都道府県からの応援

## 第18節 死体の捜索及び処置等の活動

## 第1 基本方針

災害時において行方不明となり、かつ周囲の状況によりすでに死亡していると推定される者の捜索は、市が県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施する。

また災害時における検視及び死体の身元確認は、長野県警察災害警備計画により行うこととされているが、検視にあたっては、臨床法医病理会、警察協力歯科医師会との連携を密にして、医師会、歯科医師会、医療機関による救護班等の協力を得て行う。

さらに、多数の死者が生じた場合は、広域的な応援により、その処理を遅滞なく進める。

## 第2 主な活動

関係機関との連携を密にし、死体の捜索を行うとともに、多数の死者が生じた場合には、衛生上の問題及び人心の安定を図る見地から、的確な処置を施す。

## 第3 活動の内容

死体の捜索及び処置

## 1 基本方針

- 死体の捜索は、市が県警察本部、消防機関等の協力のもとに行う。
- 災害時において多数の死者が生じた場合、死体収容所の確保、身元確認、縁故者への連絡、身元が判明しない死体の埋・火葬等についての的確な処置を行う。
- 多数死体の検視については、発見地を管轄する警察署長が行い、検視の主目的は死因の究明と身元確認資料収集であり、不自然な死体があれば検視規則による司法検視・解剖に移行する。
- 検視場所、死体安置場所等を予め把握するとともに、避難場所との兼ね合い、建物の崩壊等によりその場所が使用不可能となることもあるので、このような場合は、空地にテントを設置しての検視活動も考慮する。

## 2 実施計画

## ア 【市が実施する対策】(企画総務部・市民環境部)

- (7) 死体の捜索を県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施する。
- (イ) 被災現場付近の適当な場所に死体の収容所を開設し、死体を収容する。  
また、収容に必要な機材を確保する。
- (ロ) 収容した死体及び遺留品等の整理について必要な事項を定める。
- (エ) 身元が判明しない死体の埋・火葬を行う。
- (ウ) 外国人市民等の死体を引き受けた場合は、遅滞なく遺族や関係機関と連絡をとり、死体の措置について協議する。
- (ク) 火葬許可証発行事務処理体制の整備を行う。

## イ 【県が実施する対策】(危機管理部、衛生部、警察本部)

- (7) 被害が広範囲にわたり、死体の捜索、検視及び火葬等に関する他都道府県からの応援

# 【新】

## 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

が必要となった場合及び他都道府県への応援が必要となった場合を想定し、広域相互応援体制の整備を図り、被災時は、必要に応じ他都道府県等への応援要請、関係機関との連絡調整を行う。

- (イ) 市町村長から、棺及び火葬場の不足等遺体の処置等に関して応援を要請され、かつ必要があると認められるときは、速やかに他都道府県等に応援を要請する。
- (ロ) 市町村長から遺体運搬車の応援に関して要請をされ、かつ必要があると認められるときは、速やかに（社）長野県トラック協会長に応援要請をする。
- (ハ) 市町村から棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等に関して応援を要請され、かつ必要があると認められるときは、信州葬祭業協同組合若しくは全日本葬祭業協同組合連合会に、「災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定」に基づき応援を要請するものとする。
- (ニ) 遺体の捜索、輸送、収容、埋・火葬等について必要な基準を設けるとともに、市町村の活動の支援を行う。
- (ホ) 検視（検案）における事前準備を以下のとおり行い、被災時は、関係機関に対する適切な指示を行う。
  - a 市町村、医療機関等関係機関との連携を行う。
  - b 検視場所、遺体安置場所等施設の把握、確保を行う。
  - c 医療機関との連携、検案医師、歯科医師等との協力体制を確保する。
  - d 葬儀業者、遺体安置機材等取扱業者の把握、確保を行う。
  - e 検視に使用する装備資機材の整備を行う。
  - f 多数遺体検視要領を策定し、体制の確立と教養訓練を実施する。
- (ヘ) 検視実施要領を以下のとおりとする。
  - a 多数遺体の検視に当たっては、一般の遺体観察と同様適正な遺体観察を行う。
  - b 検視は受付順に行い、発見から遺体の引渡しまで、一連の流れがわかる遺体発見表を貼付する。
  - c 検視は迅速に行い、身元が明らかで引取人があるときは、速やかに引き渡す。
  - d すべての遺体について写真撮影を行い、必要に応じて指紋、歯型、血液型資料を採取し、身体特徴、着衣、所持品等詳細な記録を行う等、身元確認資料の収集に万全を期す。
- (ロ) 身元確認・遺体の引渡しについては以下のとおりとする。
  - a 身元の確認は、遺族等関係者複数に確認させるほか、可能な限り指紋、歯型等による確認を行い、誤りのないよう慎重を期す。
  - b 本籍地の不明の遺体は、遺体取扱規則第9条に基づき、遅滞なく市町村長にその所持品等とともに引き渡す。この場合においては、死亡報告書に遺体見分調書（多数遺体見分調書）を添えて行い、遺体及び金品引取書を徴しておく。
  - c 行方不明者に関する相談窓口を設け、行方不明者の特徴を把握して、身元確認に最大限の努力をする。
- (リ) 外国籍県民等の遺体の措置については、以下のとおりとする。
  - a 所轄警察署長は、死者が外国籍県民等であることが判明したときは、遺体取扱規則第4条第2項の規定に基づき、遅滞なくその旨を領事機関に通報する。
  - b 遺体の引渡しを受ける遺族等が日本にいない場合は、遅滞なく市町村長にその所持品等とともに引き渡す。

### ウ 【関係機関が実施する対策】

日本赤十字社長野県支部、(社)長野県医師会、郡医師会、(社)長野県歯科医師会、

# 【旧】

## 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

が必要となった場合及び他都道府県への応援が必要となった場合を想定し、広域相互応援体制の整備を図り、被災時は、必要に応じ他都道府県等への応援要請、関係機関との連絡調整を行う。

- (イ) 市町村長から、棺及び火葬場の不足等遺体の処置等に関して応援を要請され、かつ必要があると認められるときは、速やかに他都道府県等に応援を要請する。
- (ロ) 市町村長から死体運搬車の応援に関して要請をされ、かつ必要があると認められるときは、速やかに（社）長野県トラック協会長に応援要請をする。
- ~~(ハ)~~ 死体の捜索、輸送、収容、埋・火葬等について必要な基準を設けるとともに、市町村の活動の支援を行う。
- ~~(ニ)~~ 検視（検案）における事前準備を以下のとおり行い、被災時は、関係機関に対する適切な指示を行う。
  - a 市町村、医療機関等関係機関との連携を行う。
  - b 検視場所、死体安置場所等施設の把握、確保を行う。
  - c 医療機関との連携、検案医師、歯科医師等との協力体制を確保する。
  - d 葬儀業者、死体安置機材等取扱業者の把握、確保を行う。
  - e 検視に使用する装備資機材の整備を行う。
  - f 多数死体検視要領を策定し、体制の確立と教養訓練を実施する。
- ~~(ホ)~~ 検視実施要領を以下のとおりとする。
  - a 多数死体の検視に当たっては、一般の死体観察と同様適正な死体観察を行う。
  - b 検視は受付順に行い、発見から死体の引渡しまで、一連の流れがわかる死体発見表を貼付する。
  - c 検視は迅速に行い、身元が明らかで引取人があるときは、速やかに引き渡す。
  - d すべての死体について写真撮影を行い、必要に応じて指紋、歯型、血液型資料を採取し、身体特徴、着衣、所持品等詳細な記録を行う等、身元確認資料の収集に万全を期す。
- ~~(ヘ)~~ 身元確認・死体の引渡しについては以下のとおりとする。
  - a 身元の確認は、遺族等関係者複数に確認させるほか、可能な限り指紋、歯型等による確認を行い、誤りのないよう慎重を期す。
  - b 本籍地の不明の死体は、死体取扱規則第9条に基づき、遅滞なく市町村長にその所持品等とともに引き渡す。この場合においては、死亡報告書に死体見分調書（多数死体見分調書）を添えて行い、死体及び金品引取書を徴しておく。
  - c 行方不明者に関する相談窓口を設け、行方不明者の特徴を把握して、身元確認に最大限の努力をする。
- ~~(リ)~~ 外国籍県民等の死体の措置については、以下のとおりとする。
  - a 所轄警察署長は、死者が外国籍県民等であることが判明したときは、死体取扱規則第4条第2項の規定に基づき、遅滞なくその旨を領事機関に通報する。
  - b 死体の引渡しを受ける遺族等が日本にいない場合は、遅滞なく市町村長にその所持品等とともに引き渡す。

### ウ 【関係機関が実施する対策】

日本赤十字社長野県支部、(社)長野県医師会、郡医師会、(社)長野県歯科医師会、

## 【新】

### 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

郡歯科医師会、災害拠点病院等により編成された救護班は。必要に応じて、洗浄、検案等の処理を行うものとする。

## 【旧】

### 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

郡歯科医師会、災害拠点病院等により編成された救護班は。必要に応じて、洗浄、検案等の処理を行うものとする。

# 【新】

## 第19節 廃棄物の処理活動

### 第1 基本方針

災害発生後のごみ、し尿の適正な処理は、生活環境の保全、住民衛生の確保、早期の復旧・復興活動を行う上で重要である。

被災した市内のごみ、し尿の処理活動の実施とともに、必要に応じて広域応援による処理を行う。

### 第2 主な活動

- 1 ごみ、し尿の迅速かつ適正な処理のための活動を行う。
- 2 処理能力を超える場合は広域応援による処理を図る。

### 第3 活動の内容

#### 1 ごみ、し尿処理対策

##### (1) 基本方針

主として、廃棄物の発生状況、施設の被害状況等の把握のための活動を行い、茅野市環境自治会連合会においては、茅野市廃棄物再資源協会並びに市内し尿浄化槽汲み取り業者とも協力して被災箇所における衛生的環境を確保するため、廃棄物の収集・運搬・処理活動を行う。

##### (2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（市民環境部、都市建設部、産業経済部）

(ア) 災害廃棄物の発生量及びその処理見込み、廃棄物処理施設の被害状況及び稼働見込み等の把握を行うとともに、県に対して報告する。

(イ) 被災地における環境保全の緊急性を考え、臨時雇い、機材リース等の措置を講じて廃棄物の早期処理体制の確立を図る。

(ウ) 下水道使用地域等で災害によりトイレが使用不能になった場合は、必要に応じて仮設トイレを設置する等の対策を講じる。

(エ) 生ゴミ、し尿等腐敗性廃棄物については、防疫に留意し、可能な限り早期の収集に努める。

(オ) 災害により粗大ごみ、不燃性ごみ等が大量に発生し、処理施設での処理が困難な場合は、必要に応じて仮置き場を設ける。この場合、設置場所、周辺環境等に十分注意を払う。

(カ) 収集にあたっては処理施設の負担軽減を図るため、被災状況に応じできる限り平時の分別区分による収集に努める。

(キ) ごみ、し尿の処理に必要な処理業者が不足し必要と認めとめる場合は、県に手配を要請する。

(ク) 被災地の災害廃棄物の清掃に要した経費及び廃棄物処理施設の原状復旧に要し

# 【旧】

## 第19節 廃棄物の処理活動

### 第1 基本方針

災害発生後のごみ、し尿の適正な処理は、生活環境の保全、住民衛生の確保、早期の復旧・復興活動を行う上で重要である。

被災した市内のごみ、し尿の処理活動の実施とともに、必要に応じて広域応援による処理を行う。

### 第2 主な活動

- 1 ごみ、し尿の迅速かつ適正な処理のための活動を行う。
- 2 処理能力を超える場合は広域応援による処理を図る。

### 第3 活動の内容

#### 1 ごみ、し尿処理対策

##### (1) 基本方針

主として、廃棄物の発生状況、施設の被害状況等の把握のための活動を行い、茅野市環境自治会連合会においては、茅野市廃棄物再資源協会並びに市内し尿浄化槽汲み取り業者とも協力して被災箇所における衛生的環境を確保するため、廃棄物の収集・運搬・処理活動を行う。

##### (2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（市民環境部、都市建設部、産業経済部）

(ア) 災害廃棄物の発生量及びその処理見込み、廃棄物処理施設の被害状況及び稼働見込み等の把握を行うとともに、県に対して報告する。

(イ) 被災地における環境保全の緊急性を考え、臨時雇い、機材リース等の措置を講じて廃棄物の早期処理体制の確立を図る。

(ウ) 下水道使用地域等で災害によりトイレが使用不能になった場合は、必要に応じて仮設トイレを設置する等の対策を講じる。

(エ) 生ゴミ、し尿等腐敗性廃棄物については、防疫に留意し、可能な限り早期の収集に努める。

(オ) 災害により粗大ごみ、不燃性ごみ等が大量に発生し、処理施設での処理が困難な場合は、必要に応じて仮置き場を設ける。この場合、設置場所、周辺環境等に十分注意を払う。

(カ) 収集にあたっては処理施設の負担軽減を図るため、被災状況に応じできる限り平時の分別区分による収集に努める。

(キ) ごみ、し尿の処理に必要な処理業者が不足し必要と認めとめる場合は、県に手配を要請する。

(ク) 被災地の災害廃棄物の清掃に要した経費及び廃棄物処理施設の原状復旧に要した経費について、国県補助を受けようとする場合は、災害発生後原則として10日

# 【新】

## 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

た経費について、国県補助を受けようとする場合は、災害発生後原則として10日以内に諏訪地方事務所へ報告する。

### イ 【県が実施する対策】

- (7) 災害発生後、地方事務所を通じて速やかに被災地における災害廃棄物の発生量及びその処理見込み、廃棄物処理施設の被害状況及び稼働見込み等の把握のための活動を行うものとする。(環境部)
- (イ) 市町村等から、ごみ、し尿の処理に必要な処理業者の手配について要請を受けた場合は、社団法人長野県産業廃棄物協会、長野県環境整備事業協同組合との協定に基づき、両団体に対し協力要請を行うものとする。(環境部)
- (ロ) 市町村から仮設トイレの設置について要請を受けた場合や、設置が必要と認められる場合は、長野県建設機械リース業協会との「災害時における災害応急資機材のリースに関する協定」に基づき、協力要請を行うものとする。(危機管理部)

### ウ 【市民が実施する対策】

市民は、災害により発生したごみを市が定めた場所に搬入する。  
搬入に当たっては、分別区分等市が指定した方法を遵守し、集積場所の衛生確保に協力する。

## 2 廃棄物処理の広域応援

### (1) 基本方針

発生した廃棄物の量、廃棄物処理施設の被害状況等により、市のみでは廃棄物処理が困難と認められる時は、広域的な応援の要請を行う。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する対策】 (市民環境部、企画総務部)

収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は、近隣市町村から応援を求めらる。

#### イ 【県が実施する対策】 (環境部)

市町村等の広域的な支援の要請、調整を図るものとし、大規模災害により被災市町村、近隣市町村のみでは、廃棄物処理が困難と認められるときは、他の都県等に対して支援を要請する。

# 【旧】

## 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

以内に諏訪地方事務所へ報告する。

### イ 【県が実施する対策】 ~~(環境部)~~

- (7) 災害発生後、地方事務所を通じて速やかに被災地における災害廃棄物の発生量及びその処理見込み、廃棄物処理施設の被害状況及び稼働見込み等の把握のための活動を行う。
- (イ) 市町村等から、ごみ、し尿の処理に必要な処理業者の手配について要請を受けた場合は、社団法人長野県産業廃棄物協会、長野県環境整備事業協同組合との協定に基づき、両団体に対し協力要請を行う。

### ウ 【市民が実施する対策】

市民は、災害により発生したごみを市が定めた場所に搬入する。  
搬入に当たっては、分別区分等市が指定した方法を遵守し、集積場所の衛生確保に協力する。

## 2 廃棄物処理の広域応援

### (1) 基本方針

発生した廃棄物の量、廃棄物処理施設の被害状況等により、市のみでは廃棄物処理が困難と認められる時は、広域的な応援の要請を行う。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する対策】 (市民環境部、企画総務部)

収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は、近隣市町村から応援を求めらる。

#### イ 【県が実施する対策】 (環境部)

市町村等の広域的な支援の要請、調整を図るものとし、大規模災害により被災市町村、近隣市町村のみでは、廃棄物処理が困難と認められるときは、他の都県等に対して支援を要請する。

# 【新】

## 第2 1 節 危険物施設等応急活動

### 第1 基本方針

風水害等発生時において、危険物施設等に損傷が生じた場合、危険物等の流出、爆発、火災等により、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあっては、施設の点検を速やかに実施するとともに、施設損傷時には応急措置を速やかに実施し、危害の防止を図るものとする。

また、関係機関においても相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害防止及び被害の軽減を図るものとする。

### 第2 主な活動

- 1 危険物施設における、危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施
- 2 火薬類施設における、火災、爆発の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施
- 3 高圧ガス施設における、火災、爆発及び漏洩の発生防止並びに拡大防止のための応急対策の実施
- 4 液化石油ガス施設による、火災、爆発及び漏洩の発生防止並びに臨時供給のための応急対策の実施
- 5 毒物・劇物保管貯蔵施設における、毒劇物の漏洩、流出等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施
- 6 放射性物質使用施設における、放射線源の露出、流出等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施
- 7 石綿使用建築物等における、石綿の飛散等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施
- 8 大気汚染防止法で定めるばい煙又は特定物質の排出の防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施

### 第3 活動の内容

#### 1 共通事項

##### (1) 基本方針

風水害等発生時において、危険物施設等の損傷等による危険物等の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

##### (2) 実施計画

###### ア【県及び市町村が実施する主な対策】

###### (ア) 災害発生時等における連絡（県・市町村）

危険物施設等において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における関係機関との連絡体制を確立する。

###### (イ) 漏洩量等の把握（県・市町村）

関係機関と連携の上、飛散し、もれ、流れ出、又は地下に浸透した危険物等の種類、量と、その流出先の把握に努める。

###### (ウ) 危険物施設等の管理者等に対する指導（県・市町村）

危険物施設等の管理者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。

###### (エ) 周辺住民への広報の実施（市町村）

周辺住民に対して広報活動を行い、安全を確保する。

# 【旧】

## 第2 1 節 危険物施設等応急活動

### 第1 基本方針

風水害等発生時において、~~危険物、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、毒劇物等の危険物品、放射線物質、石綿、及び大気汚染防止法に定める特定物質（以下「危険物等」という。）を取り扱う施設又は石綿使用建築物等（以下「危険物施設等」という。）に損傷が生じた場合、危険物等の流出、爆発、火災等により、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあっては、地震発生後の施設の点検を速やかに実施するとともに、施設損傷時には応急措置を速やかに実施し、危害及び公害の未然防止を図る。~~

また、関係機関においても相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害防止及び被害の軽減を図る。

### 第2 主な活動

- 1 危険物施設における、危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施
- 2 火薬類施設における、火災、爆発の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施
- 3 高圧ガス施設における、火災、爆発及び漏洩の発生防止並びに拡大防止のための応急対策の実施
- 4 液化石油ガス施設による、火災、爆発及び漏洩の発生防止並びに臨時供給のための応急対策の実施
- 5 毒物・劇物保管貯蔵施設における、毒劇物の漏洩、流出等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施
- 6 放射性物質使用施設における、放射線源の露出、流出等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施
- 7 石綿使用建築物等における、石綿の飛散等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施
- 8 大気汚染防止法で定めるばい煙又は特定物質の排出の防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施

### 第3 活動の内容

#### 1 共通事項

##### (1) 基本方針

風水害等発生時において、危険物施設等の損傷等による危険物等の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

##### (2) 実施計画

###### ア【県及び市町村が実施する主な対策】

###### (ア) 災害発生時等における連絡（県・市町村）

危険物施設等において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における関係機関との連絡体制を確立する。

###### (イ) 漏洩量等の把握（県・市町村）

関係機関と連携の上、飛散し、もれ、流れ出、又は地下に浸透した危険物等の種類、量と、その流出先の把握に努める。

###### (ウ) 危険物施設等の管理者等に対する指導（県・市町村）

危険物施設等の管理者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。

###### (エ) 周辺住民への広報の実施（市町村）

# 【新】

## (オ) 避難誘導の実施（警察本部）

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。

## (カ) 環境汚染状況の把握（県・市町村）

必要に応じて、関係機関と連携して周辺環境調査や水質・大気質の測定を行い、環境汚染状況を的確に把握する。

なお、下流に浄水場等が所在する場合など、危険物等が流入した場合に広範に影響を及ぼす施設等が所在する場合は、重点的に調査を行う。

## (キ) 人員、機材等の応援要請（県・市町村）

必要に応じて、他の都道府県・市町村に対して応援要請をし、応急対策等を行う。

## イ【危険物施設等管理者が実施する主な対策】

(ア) 危険物等の流出、爆発、火災等の発生を防ぐため、施設の点検及び必要な防止措置を講ずる。

(イ) 危険物等の流出、爆発、火災等が発生し、又は発生するおそれがある場合は、被害拡大防止のための応急対策を実施するとともに、関係機関へ速やかに連絡する。

## 2 危険物施設応急対策

### (1) 基本方針

風水害等発生時において、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

### (2) 実施計画

#### ア 【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する対策】（企画総務部）

危険物施設の被害状況に関する情報収集に努め、火災、爆発、流出及び そのおそれがあるときは、次による対策を実施する

#### (ア) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

市長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、危険物施設の管理者等に対し、製造所等の使用の一部停止等を命ずる。

#### (イ) 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立する。

#### (ロ) 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次に掲げる事項について指導する。

##### a 危険物施設の緊急使用禁止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送の中止及び車両の転倒防止等をする。

##### b 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握に努める。

##### c 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講ずる。

##### d 危険物施設における災害発生時の応急措置等

# 【旧】

周辺住民に対して広報活動を行い、安全を確保する。

## (オ) 避難誘導の実施（警察本部）

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。

## (カ) 環境汚染状況の把握（県・市町村）

必要に応じて、関係機関と連携して周辺環境調査や水質・大気質の測定を行い、環境汚染状況を的確に把握する。

なお、下流に浄水場等が所在する場合など、危険物等が流入した場合に広範に影響を及ぼす施設等が所在する場合は、重点的に調査を行う。

## (キ) 人員、機材等の応援要請（県・市町村）

必要に応じて、他の都道府県・市町村に対して応援要請をし、応急対策等を行う。

## イ【危険物施設等管理者が実施する主な対策】

(ア) 危険物等の流出、爆発、火災等の発生を防ぐため、施設の点検及び必要な防止措置を講ずる。

(イ) 危険物等の流出、爆発、火災等が発生し、又は発生するおそれがある場合は、被害拡大防止のための応急対策を実施するとともに、関係機関へ速やかに連絡する。

## 2 危険物施設応急対策

### (1) 基本方針

風水害等発生時において、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

### (2) 実施計画

#### ア 【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する対策】（企画総務部）

危険物施設の被害状況に関する情報収集に努め、火災、爆発、流出及び そのおそれがあるときは、次による対策を実施する

#### (ア) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

市長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、危険物施設の管理者等に対し、製造所等の使用の一部停止等を命ずる。

#### (イ) 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立する。

#### (ロ) 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次に掲げる事項について指導する。

##### a 危険物施設の緊急使用禁止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送の中止及び車両の転倒防止等をする。

##### b 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握に努める。

##### c 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講ずる。

# 【新】

## 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

- (a) 応急措置  
危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。
- (b) 関係機関への通報  
危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報する。
- (c) 相互応援の要請  
必要に応じ、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱い事業所に応援を要請する。
- (d) 従業員及び周辺地域住民に対する措置  
警察等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

### イ 【県が実施する対策】（警察本部）

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。  
また、移動可能な危険物を他の施設に移動するよう、危険物施設の管理者等に要請する。

## 3 火薬類等災害応急対策

### (1) 基本方針

火薬類取扱施設は、風水害により発生する直接的な被害により、むしろ火薬庫の倒壊等による火薬類の流出・紛失などの二次災害の危険性が高い。  
このため、被害を受けた場合には、火薬類の安全な場所への移設あるいは施設の監視等が重要になる。

### (2) 実施計画

#### ア 【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する対策】（企画総務部）

関係機関と連携協力し、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに危険区域への人、車両の立入りを禁止する。また、移動可能な火薬類の他施設への移動について、火薬類施設管理者に対し要請する。

### イ 【県が実施する対策】

#### (7) 商工労働部が実施する対策

火薬類取扱施設の管理者等に対し、次の応急対策について指導徹底を図る。

- a 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合には、速やかに安全な場所に移し、見張り人を付け、関係者以外の者が近づけないようにすること。
- b 搬出が危険な場合又は搬出の余裕がない場合には、火薬類を付近の水槽等に沈めること。
- c 搬出に余裕がない場合には、火薬庫にあっては、入口、窓を目塗土等で完全に密閉し、木部は防火措置を講じ、関係機関の協力を得て、爆発により被害を受けるおそれのある地域は、総て立入禁止の措置を講じ、危険区域内の住民を避難させること。

#### (4) 警察本部が実施する対策

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。

# 【旧】

## 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

- d 危険物施設における災害発生時の応急措置等
  - (a) 応急措置  
危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。
  - (b) 関係機関への通報  
危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報する。
  - (c) 相互応援の要請  
必要に応じ、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱い事業所に応援を要請する。
  - (d) 従業員及び周辺地域住民に対する措置  
警察等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

### イ 【県が実施する対策】（警察本部）

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。  
また、移動可能な危険物を他の施設に移動するよう、危険物施設の管理者等に要請する。

## 3 火薬類等災害応急対策

### (1) 基本方針

火薬類取扱施設は、風水害により発生する直接的な被害により、むしろ火薬庫の倒壊等による火薬類の流出・紛失などの二次災害の危険性が高い。  
このため、被害を受けた場合には、火薬類の安全な場所への移設あるいは施設の監視等が重要になる。

### (2) 実施計画

#### ア 【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する対策】（企画総務部）

関係機関と連携協力し、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに危険区域への人、車両の立入りを禁止する。また、移動可能な火薬類の他施設への移動について、火薬類施設管理者に対し要請する。

### イ 【県が実施する対策】

#### (7) 商工労働部が実施する対策

火薬類取扱施設の管理者等に対し、次の応急対策について指導徹底を図る。

- a 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合には、速やかに安全な場所に移し、見張り人を付け、関係者以外の者が近づけないようにすること。
- b 搬出が危険な場合又は搬出の余裕がない場合には、火薬類を付近の水槽等に沈めること。
- c 搬出に余裕がない場合には、火薬庫にあっては、入口、窓を目塗土等で完全に密閉し、木部は防火措置を講じ、関係機関の協力を得て、爆発により被害を受けるおそれのある地域は、総て立入禁止の措置を講じ、危険区域内の住民を避難させること。

#### (4) 警察本部が実施する対策

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。

# 【新】

## 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

また、移動可能な火薬類の他施設への移動及び盗難防止措置について、火薬類施設の管理者等に対して要請する。

さらに、火薬類の運搬規制及び運搬証明書の発行制限を行う。

### 4 高圧ガス施設応急対策

#### (1) 基本方針

高圧ガス製造施設等については、火災、爆発、漏洩等により周辺住民に対し大きな被害を与えるおそれがある。

被害を最小限にとどめ、従業員並びに周辺住民に対する危害防止を図るため、関係機関は相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するための対策を確立する必要がある。

また、高圧ガス製造施設等が使用不能となった場合は、被災地域外の系列（関連）事業者からガス種別ごとに供給を受けることになっている。

事業者間をわたる協力（供給）体制が取れるよう長野県高圧ガス団体協議会が中心となり、その対策を整備する必要がある。

#### (2) 実施計画

##### ア 【県が実施する対策】

##### (7) 商工労働部が実施する対策

a 高圧ガス関係事業所に対し、次の応急対策の確立について指導徹底を図る。

(a) 施設の保安管理者は、高圧ガス保安法に基づく応急の措置をとるとともに、警察及び消防機関に直ちにその旨を通報すること。

(b) 高圧ガスの漏洩、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の弁類等の緊急停止と施設の応急点検と出火防止の措置をとること。

(c) 製造作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、また放出し、この作業に必要な作業員の他は退避させること。

(d) 貯蔵所又は充填容器が危険な状態になったときは、直ちに充填容器を安全な場所に移すこと。

(e) 漏洩ガスが、静電気、摩擦等により発火し、火災が発生した場合には、状況を的確に把握し、火災の防止の初期消火に努めること。

(f) 災害時には、その状況に応じ、従業員、周辺住民に対して火気の取扱いを禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては風向を考慮し、人命の安全を図ること。

(g) 状況に応じ、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請すること。

b 高圧ガス運送者に対し、次の応急対策について指導徹底を図る。

(a) 状況に応じ、車両を安全な場所に移動させるとともに、付近の火気を管理すること。

(b) 輸送している容器が危険な状態になったときには、付近の人を安全な場所へ退避させること。また、通行者に対する交通遮断をし、状況に応じて安全な場所へ退避させること。

(c) 長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請すること。

##### (4) 警察本部が実施する対策

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人及び車両の立入を禁止する。

また、移動可能な容器等を他の施設に移動するよう、関係者等に要請する。

# 【旧】

## 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

また、移動可能な火薬類の他施設への移動及び盗難防止措置について、火薬類施設の管理者等に対して要請する。

さらに、火薬類の運搬規制及び運搬証明書の発行制限を行う。

### 4 高圧ガス施設応急対策

#### (1) 基本方針

高圧ガス製造施設等については、火災、爆発、漏洩等により周辺住民に対し大きな被害を与えるおそれがある。

被害を最小限にとどめ、従業員並びに周辺住民に対する危害防止を図るため、関係機関は相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するための対策を確立する必要がある。

また、高圧ガス製造施設等が使用不能となった場合は、被災地域外の系列（関連）事業者からガス種別ごとに供給を受けることになっている。

事業者間をわたる協力（供給）体制が取れるよう長野県高圧ガス団体協議会が中心となり、その対策を整備する必要がある。

#### (2) 実施計画

##### ア 【県が実施する対策】

##### (7) 商工労働部が実施する対策

a 高圧ガス関係事業所に対し、次の応急対策の確立について指導徹底を図る。

(a) 施設の保安管理者は、高圧ガス保安法に基づく応急の措置をとるとともに、警察及び消防機関に直ちにその旨を通報すること。

(b) 高圧ガスの漏洩、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の弁類等の緊急停止と施設の応急点検と出火防止の措置をとること。

(c) 製造作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、また放出し、この作業に必要な作業員の他は退避させること。

(d) 貯蔵所又は充填容器が危険な状態になったときは、直ちに充填容器を安全な場所に移すこと。

(e) 漏洩ガスが、静電気、摩擦等により発火し、火災が発生した場合には、状況を的確に把握し、火災の防止の初期消火に努めること。

(f) 災害時には、その状況に応じ、従業員、周辺住民に対して火気の取扱いを禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては風向を考慮し、人命の安全を図ること。

(g) 状況に応じ、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請すること。

b 高圧ガス運送者に対し、次の応急対策について指導徹底を図る。

(a) 状況に応じ、車両を安全な場所に移動させるとともに、付近の火気を管理すること。

(b) 輸送している容器が危険な状態になったときには、付近の人を安全な場所へ退避させること。また、通行者に対する交通遮断をし、状況に応じて安全な場所へ退避させること。

(c) 長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請すること。

##### (4) 警察本部が実施する対策

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人及び車両の立入を禁止する。

また、移動可能な容器等を他の施設に移動するよう、関係者等に要請する。

# 【新】

## 5 液化石油ガス施設応急対策

### (1) 基本方針

災害発生時における、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動及び応急供給活動については、(一社)長野県L Pガス協会に要請しているが、他地区からの応援等を含めた、より効果的な体制で活動する必要がある。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する対策】(企画総務部)

- (ア) 被災後において、緊急輸送が可能な液化石油ガス充填所を確認し、被災地に対する液化石油ガスの緊急輸送について、県を経由して(一社)長野県L Pガス協会に依頼する。
- (イ) 被災家庭、避難所等に対する、迅速な設備の復旧及び臨時供給について関係機関に依頼する。
- (ウ) 避難場所等で使用するコンロ、ボンベ等の確保に努める。
- (エ) 仮設住宅等の臨時供給体制を確保する。
- (オ) 延焼の恐れがある液化石油ガス一般消費設備について、容器の回収等に努めるよう、市民、関係機関に指導する。
- (カ) 火災警報区域及び消防警戒区域を設定し、火気取扱い規制或いは禁止をさせ、市民・車両等の立入り制限を実施する。
- (キ) 臨時的、仮設的供給施設等の火災予防広報及び指導を徹底する。

#### イ 【県が実施する対策】(商工労働部)

- (ア) 液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動の迅速な実施(特に、病院、避難所となる学校・公民館等及び大規模な容器置場を有する施設等は最優先で実施)と、冬期(特に積雪期)の困難な条件に対応できる特別体制の実施について、(一社)長野県L Pガス協会に要請する。
- (イ) 延焼等のおそれのある液化石油ガス設備については、消防署等の指導のもとで、容器の回収に努めるよう、(一社)長野県L Pガス協会に要請する。
- (ウ) 発災後において、緊急輸送が可能な液化石油ガス充填所を確認し、被災地に対する液化石油ガスの緊急輸送について手配するよう、(一社)長野県L Pガス協会に要請する。
- (エ) 被災家庭及び避難所等に対する迅速な液化石油ガス設備の復旧及び臨時供給について、(一社)長野県L Pガス協会に要請する。
- (オ) 避難所等で使用するカセット式ガスコンロ及びカセットボンベの調達について、(一社)長野県L Pガス協会に要請するとともに、地方事務所・市を通じて量販店等の在庫を確認し、確保に努める。
- (カ) 仮設住宅への液化石油ガスの臨時供給について、他支部及び他県の応援を含めた対応を、(一社)長野県L Pガス協会に要請する。
- (キ) 救援活動により持ち込まれた液化石油ガス容器及びカセットボンベの廃棄又は放置による事故を防止するため、回収と消費者への周知について、(一社)長野県L Pガス協会に要請するとともに、消費者広報を行う。

## 6 毒物・劇物保管貯蔵施設応急対策

### (1) 基本方針

毒物及び劇物を取扱う者は、毒劇物等保管貯蔵施設等が風水害等により被害を受け、毒劇物等

# 【旧】

## 5 液化石油ガス施設応急対策

### (1) 基本方針

災害発生時における、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動及び応急供給活動については、(一社)長野県L Pガス協会に要請しているが、他地区からの応援等を含めた、より効果的な体制で活動する必要がある。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する対策】(企画総務部)

- (ア) 被災後において、緊急輸送が可能な液化石油ガス充填所を確認し、被災地に対する液化石油ガスの緊急輸送について、県を経由して(一社)長野県L Pガス協会に依頼する。
- (イ) 被災家庭、避難場所等に対する、迅速な設備の復旧及び臨時供給について関係機関に依頼する。
- (ウ) 避難場所等で使用するコンロ、ボンベ等の確保に努める。
- (エ) 仮設住宅等の臨時供給体制を確保する。
- (オ) 延焼の恐れがある液化石油ガス一般消費設備について、容器の回収等に努めるよう、市民、関係機関に指導する。
- (カ) 火災警報区域及び消防警戒区域を設定し、火気取扱い規制或いは禁止をさせ、市民・車両等の立入り制限を実施する。
- (キ) 臨時的、仮設的供給施設等の火災予防広報及び指導を徹底する。

#### イ 【県が実施する対策】(商工労働部)

- (ア) 液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動の迅速な実施(特に、病院、避難所となる学校・公民館等及び大規模な容器置場を有する施設等は最優先で実施)と、冬期(特に積雪期)の困難な条件に対応できる特別体制の実施について、(一社)長野県L Pガス協会に要請する。
- (イ) 延焼等のおそれのある液化石油ガス設備については、消防署等の指導のもとで、容器の回収に努めるよう、(一社)長野県L Pガス協会に要請する。
- (ウ) 発災後において、緊急輸送が可能な液化石油ガス充填所を確認し、被災地に対する液化石油ガスの緊急輸送について手配するよう、(一社)長野県L Pガス協会に要請する。
- (エ) 被災家庭及び避難所等に対する迅速な液化石油ガス設備の復旧及び臨時供給について、(一社)長野県L Pガス協会に要請する。
- (オ) 避難所等で使用するカセット式ガスコンロ及びカセットボンベの調達について、(一社)長野県L Pガス協会に要請するとともに、地方事務所・市を通じて量販店等の在庫を確認し、確保に努める。
- (カ) 仮設住宅への液化石油ガスの臨時供給について、他支部及び他県の応援を含めた対応を、(一社)長野県L Pガス協会に要請する。
- (キ) 救援活動により持ち込まれた液化石油ガス容器及びカセットボンベの廃棄又は放置による事故を防止するため、回収と消費者への周知について、(一社)長野県L Pガス協会に要請するとともに、消費者広報を行う。

## 6 毒物・劇物保管貯蔵施設応急対策

### (1) 基本方針

毒物及び劇物を取扱う者は、毒劇物等保管貯蔵施設等が風水害等により被害を受け、毒劇物等が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出又は地下に浸透し、保健衛生上の危害が発生し、又は、そのお

# 【新】

## 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出又は地下に浸透し、保健衛生上の危害が発生し、又は、そのおそれのある場合は、直ちに的確な情報を保健所・警察署又は消防機関に通報するとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置をとる。

また、県は、事故発生時に緊急に必要とされる中和剤、吸収剤等の速やかな供給を行う。

### (2) 実施計画

ア 【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する対策】（企画総務部、都市建設部）

- (7) 周辺住民に対して緊急避難、広報活動を行う。
- (4) 飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。
- (9) 諏訪広域消防茅野消防署において、中和剤、吸収材等の使用による毒物劇物の危害除去を行う。

イ 【県が実施する対策】

- (7) 飛散し、漏れ、流れ出、又は地下に浸透した毒物・劇物の種類、量等を確認する。  
（健康福祉部）
- (4) 警察署、消防機関と連携して、毒物・劇物による汚染区域の拡大防止に必要な措置、危険区域の設定、立入禁止の措置及び中毒防止方法の広報を行う。（健康福祉部）
- (9) 飲料水汚染のおそれがある場合、市町村等へ連絡する。（環境部）
- (5) 中和剤、吸収剤の速やかな供給を図る。（健康福祉部）
- (4) 関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに危険区域への人、車両の立入を禁止する。（警察本部）

ウ 【営業者及び業務上取扱者が実施する対策】

- (7) 災害後直ちに貯蔵設備等の点検及び必要な災害防止措置を講ずるとともに、その旨を保健所、警察署又は消防機関へ連絡する。
- (4) 毒劇物等の漏洩、流出、拡散等の場合には、中和剤・吸収剤等により周辺住民の安全対策を講ずる。

## 7 放射性物質使用施設応急対策

### (1) 基本方針

風水害発生時において、放射性物質を使用する施設の損傷等により、放射性物質が露出、流出し、放射線障害の発生又は発生のおそれのある場合は、迅速かつ的確な応急措置の実施により、人命の安全確保を図る。

### (2) 実施計画

ア 【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する対策】（企画総務部、市民環境部）

- (7) 放射性物質使用施設において火災が発生し、又は延焼のおそれがある場合、諏訪広域消防茅野消防署は、関係機関、放射線同位元素使用者等と連携し、消火又は延焼防止活動を行う。  
その際、放射線測定器、放射線保護服等を装備し、放射線障害に備える。
- (4) 汚染のおそれのある区域住民の避難、誘導及び立ち入り禁止措置、緊急避難場所等の広報活動

イ 【県が実施する対策】（警察本部）

# 【旧】

## 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

そのある場合は、直ちに的確な情報を保健所・警察署又は消防機関に通報するとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置をとる。

また、県は、事故発生時に緊急に必要とされる中和剤、吸収剤等の速やかな供給を行う。

### (2) 実施計画

ア 【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する対策】（企画総務部、都市建設部）

- (7) 周辺住民に対して緊急避難、広報活動を行う。
- (4) 飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。
- (9) 諏訪広域消防茅野消防署において、中和剤、吸収材等の使用による毒物劇物の危害除去を行う。

イ 【県が実施する対策】

~~(7) 健康福祉部~~

- a 飛散し、漏れ、流れ出、又は地下に浸透した毒物・劇物の種類、量等を確認する。
- b 警察署、消防機関と連携して、毒物・劇物による汚染区域の拡大防止に必要な措置、危険区域の設定、立入禁止の措置及び中毒防止方法の広報を行う
- c 飲料水汚染のおそれがある場合、市町村等へ連絡する。
- d 中和剤、吸収剤の速やかな供給を図る。

~~(4) 警察本部~~

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに危険区域への人、車両の立入を禁止する。

ウ 【営業者及び業務上取扱者が実施する対策】

- (7) 災害後直ちに貯蔵設備等の点検及び必要な災害防止措置を講ずるとともに、その旨を保健所、警察署又は消防機関へ連絡する。
- (4) 毒劇物等の漏洩、流出、拡散等の場合には、中和剤・吸収剤等により周辺住民の安全対策を講ずる。

## 7 放射性物質使用施設応急対策

### (1) 基本方針

風水害発生時において、放射性物質を使用する施設の損傷等により、放射性物質が露出、流出し、放射線障害の発生又は発生のおそれのある場合は、迅速かつ的確な応急措置の実施により、人命の安全確保を図る。

### (2) 実施計画

ア 【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する対策】（企画総務部、市民環境部）

- (7) 放射性物質使用施設において火災が発生し、又は延焼のおそれがある場合、諏訪広域消防茅野消防署は、関係機関、放射線同位元素使用者等と連携し、消火又は延焼防止活動を行う。  
その際、放射線測定器、放射線保護服等を装備し、放射線障害に備える。
- (4) 汚染のおそれのある区域住民の避難、誘導及び立ち入り禁止措置、緊急避難場所等の広報活動

イ 【県が実施する対策】（警察本部）

関係機関と連携し、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、立入禁止区域

# 【新】

## 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

関係機関と連携し、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、立入禁止区域を設定し、人、車両の立入を禁止する。

### ウ 【放射線同位元素使用者が実施する対策】

放射線同位元素使用者等は、当該使用施設が災害により被害を受け、放射線障害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、消防機関等関係機関の協力を得て、次に掲げる応急措置を実施する。

- (ア) 放射性物質使用施設に火災が起こり、又は施設に延焼するおそれのある場合は、人命救助、消火又は延焼の防止に努め施設従業員等の避難誘導をするとともに、直ちに消防機関等に通報する。
- (イ) 放射線障害の危険のある地域（放射線量1ミリシーベルト毎時を越えるおそれがある区域）内にいる者及び付近にいるものに避難するよう警告する。
- (ロ) 放射線障害を受けた者又は受けるおそれのある者がいる場合は、速やかに救出し、避難をさせる等緊急の措置をとる。
- (ハ) 放射性同位元素による汚染が生じた場合には、速やかにその拡散の防止及び除去を行う。
- (ニ) 放射性同位元素を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その周辺には、ロープ等による明示、標識等を設け、かつ、見張人を付け、関係者以外の者の立入を禁止する。
- (ホ) 事故発生時、危険区域内にいた者に対して、医師による診察等必要な措置を行う。

### 8 石綿使用建築物等応急対策

#### (1) 基本方針

風水害等発生時において、石綿使用建築物等の損傷等による石綿の飛散状況の確認や飛散防止の応急対策を実施し、周辺住民の安全を確保する。

#### (2) 実施計画

##### 【県が実施する対策】

- ア 損壊した建築物の周囲など粉じんの多い場所での防じんマスクの着用徹底及び正しい着用方法について周知する。
- イ 必要に応じてアスベストが飛散している恐れのある場所について大気中のアスベスト調査を実施し、周辺住民等に対し情報提供を行う。
- ウ 環境省が定める「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」の徹底を事業者に対し指導を行う。

### 9 大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設又は特定施設応急対策

#### (1) 基本方針

風水害等発生時において、大気汚染防止法で定める事故時の措置を徹底することにより、周辺住民の安全を確保する。

#### (2) 実施計画

##### 【県が実施する対策】

大気汚染防止法に基づき、必要に応じて事業者に対し被害の拡大防止の措置をとるよう命ずる。

# 【旧】

## 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

を設定し、人、車両の立入を禁止する。

### ウ 【放射線同位元素使用者が実施する対策】

放射線同位元素使用者等は、当該使用施設が災害により被害を受け、放射線障害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、消防機関等関係機関の協力を得て、次に掲げる応急措置を実施する。

- (ア) 放射性物質使用施設に火災が起こり、又は施設に延焼するおそれのある場合は、人命救助、消火又は延焼の防止に努め施設従業員等の避難誘導をするとともに、直ちに消防機関等に通報する。
- (イ) 放射線障害の危険のある地域（放射線量1ミリシーベルト毎時を越えるおそれがある区域）内にいる者及び付近にいるものに避難するよう警告する。
- (ロ) 放射線障害を受けた者又は受けるおそれのある者がいる場合は、速やかに救出し、避難をさせる等緊急の措置をとる。
- (ハ) 放射性同位元素による汚染が生じた場合には、速やかにその拡散の防止及び除去を行う。
- (ニ) 放射性同位元素を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その周辺には、ロープ等による明示、標識等を設け、かつ、見張人を付け、関係者以外の者の立入を禁止する。
- (ホ) 事故発生時、危険区域内にいた者に対して、医師による診察等必要な措置を行う。

### 8 石綿使用建築物等応急対策

#### (1) 基本方針

風水害等発生時において、石綿使用建築物等の損傷等による石綿の飛散状況の確認や飛散防止の応急対策を実施し、周辺住民の安全を確保する。

#### (2) 実施計画

##### 【県が実施する対策】

- ア 損壊した建築物の周囲など粉じんの多い場所での防じんマスクの着用徹底及び正しい着用方法について周知する。
- イ 必要に応じてアスベストが飛散している恐れのある場所について大気中のアスベスト調査を実施し、周辺住民等に対し情報提供を行う。
- ウ 環境省が定める「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」の徹底を事業者に対し指導を行う。

~~その際、放射線測定器、放射線保護服等を装備し、放射線障害に備えるものとする。~~

### 9 大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設又は特定施設応急対策

#### (1) 基本方針

風水害等発生時において、大気汚染防止法で定める事故時の措置を徹底することにより、周辺住民の安全を確保する。

#### (2) 実施計画

##### 【県が実施する対策】

大気汚染防止法に基づき、必要に応じて事業者に対し被害の拡大防止の措置をとるよう命ずる。

# 【新】

風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

## 第25節 下水道施設応急活動

### 第1 基本方針

本市の公共下水道は、諏訪湖流域下水道関連茅野市公共下水道（尖石特定環境保全公共下水道を含む）と、単独で処理施設を持つ白樺湖特定環境保全公共下水道（白樺湖下水道組合）がある。施設としては管渠施設、ポンプ施設、汚水処理施設があり、市民が安心して清潔で快適な暮らしをおくるための大切なライフラインのひとつでもあり、一時も休むことのできない重要な施設である。

このため、災害時において被害が発生した場合、まず被害規模等の情報の収集・連絡を行い、次いでその情報に基づき必要な体制を整備する。引き続き関係機関の協力を得て、応急復旧作業に着手する。

### 第2 主な取組み

- 1 情報の収集・連絡を迅速に行い、被害規模の早期把握に努める。
- 2 収集された情報に基づき、応急対策の実施体制をとる。
- 3 ライフラインとしての機能を最低限確保するため、必要な応急対策をとる。

### 第3 活動の内容

#### 1 情報の収集・連絡、被害規模の把握

##### (1) 基本方針

ア 市内全域にわたる下水道施設等について、その被害状況を早期にしかも的確に把握する必要がある。

このため、下水道施設台帳を活用し、被害箇所及び被害状況の的確な把握に努める。

イ 災害応急対策に着手するため、下水道施設防災対策マニュアルに定める必要な活動体制をとる。

##### (2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（都市建設部）

(ア) 被害状況等の情報を速やかに収集する。（管渠・ポンプ施設）

(イ) 下水道施設台帳等を活用し、被害箇所及び被害状況を把握する。

イ 【県が実施する対策】

下水道施設台帳等（管渠施設、処理場施設）を活用し、被害箇所及び被害状況を把握する。

#### 2 応急対策の実施体制

##### (1) 基本方針

災害対策職員行動マニュアルに沿って、災害発生後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等、必要な体制をとらなければならない。また、被害が甚

# 【旧】

風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

## 第25節 下水道施設応急活動

### 第1 基本方針

本市の公共下水道は、諏訪湖流域下水道関連茅野市公共下水道（尖石特定環境保全公共下水道を含む）と、単独で処理施設を持つ白樺湖特定環境保全公共下水道（白樺湖下水道組合）がある。施設としては管渠施設、ポンプ施設、汚水処理施設があり、市民が安心して清潔で快適な暮らしをおくるための大切なライフラインのひとつでもあり、一時も休むことのできない重要な施設である。

このため、災害時において被害が発生した場合、まず被害規模等の情報の収集・連絡を行い、次いでその情報に基づき必要な体制を整備する。引き続き関係機関の協力を得て、応急復旧作業に着手する。

### 第2 主な取組み

- 1 情報の収集・連絡を迅速に行い、被害規模の早期把握に努める。
- 2 収集された情報に基づき、応急対策の実施体制をとる。
- 3 ライフラインとしての機能を最低限確保するため、必要な応急対策をとる。

### 第3 活動の内容

#### 1 情報の収集・連絡、被害規模の把握

##### (1) 基本方針

ア 市内全域にわたる下水道施設について、その被害状況を早期にしかも的確に把握する必要がある。

このため、下水道施設台帳を活用し、被害箇所及び被害状況の的確な把握に努める。

イ 災害応急対策に着手するため、下水道施設防災対策マニュアルに定める必要な活動体制をとる。

##### (2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（都市建設部）

(ア) 被害状況等の情報を速やかに収集する。（管渠・ポンプ施設）

(イ) 下水道施設台帳等を活用し、被害箇所及び被害状況を把握する。

イ 【県が実施する対策】

下水道施設台帳等（管渠施設、処理場施設）を活用し、被害箇所及び被害状況を把握する。

#### 2 応急対策の実施体制

##### (1) 基本方針

災害対策職員行動マニュアルに沿って、災害発生後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等、必要な体制をとらなければならない。また、被害が甚大である場合には、他の地方公共団体に応援を求める等の措置をすることとする。

# 【新】

大である場合には、他の地方公共団体に応援を求める等の措置を講ずることとする。

## (2) 実施計画

### ア 【市が実施する対策】（都市建設部）

- (ア) 災害対策本部（下水道施設に係る）の設置等、必要な体制をとる。
- (イ) 災害状況に応じて応急活動実行班を設置する。
- (ウ) 班は応急対策行動マニュアルに基づき必要な行動を行う。
- (エ) 被害が甚大である場合には、他の地方公共団体に応援を求める等の措置を講じる。
- (オ) 具体的活動は下水道施設応援対策行動マニュアルに従って行動する。

### イ 【県が実施する対策】（環境部）

- (ア) 災害対策要領等に沿って速やかに職員を非常招集し、対策本部の設置等、必要な体制をとる。
- (イ) 被害が甚大である場合には、他の地方公共団体に応援を求める等の措置を講じる。

## 3 応急対策の実施

### (1) 基本方針

下水道は、市民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、風水害等の災害時においても、ライフラインとしての機能の応急的な確保に努める必要がある。市及び県は、備蓄してある応急資材等の活用を図るほか、必要に応じて県、他市町村及び建設業協会等の協力を得て、下水道の機能回復のために必要な緊急措置を講じる。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する対策】（都市建設部）

- (ア) 管渠
  - a 管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水プラグ等による止水、可搬式ポンプによる緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復に努める。
  - b 工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとらせる。
- (イ) 処理場
  - a 停電によりポンプ場及び処理場の機能が停止または低下した場合、自家発電装置によってポンプ場及び処理場の機能回復に努める。
  - b 処理場への流入水量の異常な増加により、二次災害の防止のため止むを得ず緊急的な措置としてバイパス放流を行う場合は、速やかに連絡網により連絡を行う。
  - c 処理場での下水処理機能がマヒした場合においては、応急的に簡易処理を行う等の措置を講じる。
- (ウ) 諏訪建設事務所流域下水道課と連携を図りながら、交通規制、応急復旧等を行う。

#### イ 【県が実施する対策】

# 【旧】

## (2) 実施計画

### ア 【市が実施する対策】（都市建設部）

- (ア) 災害対策本部（下水道施設に係る）の設置等、必要な体制をとる。
- (イ) 災害状況に応じて応急活動実行班を設置する。
- (ウ) 班は応急対策行動マニュアルに基づき必要な行動を行う。
- (エ) 被害が甚大である場合には、他の地方公共団体に応援を求める等の措置を講じる。
- (オ) 具体的活動は下水道施設応援対策行動マニュアルに従って行動する。

### イ 【県が実施する対策】（環境部）

- (ア) 災害対策要領等に沿って速やかに職員を非常招集し、対策本部の設置等、必要な体制をとる。
- (イ) 被害が甚大である場合には、他の地方公共団体に応援を求める等の措置を講じる。

## 3 応急対策の実施

### (1) 基本方針

下水道は、市民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、風水害等の災害時においても、ライフラインとしての機能の応急的な確保に努める必要がある。市及び県は、備蓄してある応急資材等の活用を図るほか、必要に応じて県、他市町村及び建設業協会等の協力を得て、下水道の機能回復のために必要な緊急措置を講じる。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する対策】（都市建設部）

- (ア) 管渠
  - a 管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水プラグ等による止水、可搬式ポンプによる緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復に努める。
  - b 工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとらせる。
- (イ) 処理場
  - a 停電によりポンプ場及び処理場の機能が停止または低下した場合、自家発電装置によってポンプ場及び処理場の機能回復に努める。
  - b 処理場への流入水量の異常な増加により、二次災害の防止のため止むを得ず緊急的な措置としてバイパス放流を行う場合は、速やかに連絡網により連絡を行う。
  - c 処理場での下水処理機能がマヒした場合においては、応急的に簡易処理を行う等の措置を講じる。
- (ウ) 諏訪建設事務所流域下水道課と連携を図りながら、交通規制、応急復旧等を行う。

#### イ 【県が実施する対策】

- (ア) 管渠

## 【新】

- (7) 管渠
- a 管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水プラグ等による止水、可搬式ポンプによる緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復に努める。
  - b 工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとらせる。
- (イ) 処理場等
- a 停電によりポンプ場及び処理場の機能が停止または低下した場合、自家発電装置によってポンプ場及び処理場の機能回復に努める。
  - b 処理場等への流入水量の異常な増加により、二次災害の防止のため止むを得ず緊急的な措置としてバイパス放流を行う場合は、速やかに連絡網により連絡を行う。
  - c 処理場等での下水処理機能が麻痺した場合においては、応急的に簡易処理を行う等の措置を講じる。

ウ【関係機関が実施する対策】

下水道施設等の建設、維持管理に携わる業者は、それぞれの管理者の依頼に応じて、応急的な工事及びそれに必要な資機材の調達に協力するものとする。

エ【市民が実施する対策】

下水道施設等が使用不能あるいは使用制限が必要になった場合には、これに協力するものとする。

## 【旧】

- a 管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水プラグ等による止水、可搬式ポンプによる緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復に努める。
  - b 工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとらせる。
- (イ) 処理場
- a 停電によりポンプ場及び処理場の機能が停止または低下した場合、自家発電装置によってポンプ場及び処理場の機能回復に努める。
  - b 処理場への流入水量の異常な増加により、二次災害の防止のため止むを得ず緊急的な措置としてバイパス放流を行う場合は、速やかに連絡網により連絡を行う。
  - c 処理場での下水処理機能が麻痺した場合においては、応急的に簡易処理を行う等の措置を講じる。

ウ【関係機関が実施する対策】

下水道の建設、維持管理に携わる業者は、下水道管理者の依頼に応じて、応急的な工事及びそれに必要な資機材の調達に協力するものとする。

エ【市民が実施する対策】

下水道が使用不能あるいは使用制限が必要になった場合には、これに協力するものとする。

# 【新】

風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

## 第26節 通信・放送施設応急活動

### 第1 基本方針

災害時において通信・放送は、正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行ううえで必要不可欠なものである。

これらの確保を図るため各機関は必要な予防措置及び対策計画を定める。

### 第2 主な取組み

- 1 県との連絡確保のため、県防災行政無線の通信確保を行う。
- 2 市は、防災行政無線通信施設の復旧活動、疎通維持を行う。
- 3 東日本電信電話株式会社は、通信施設の復旧活動、重要回線および避難所への通信確保を行う。
- 4 放送機関は、放送施設の復旧活動及び放送の維持確保を行う。
- 5 警察機関は、警察無線施設の復旧活動及び臨時回線の開設を行う。

### 第3 計画の内容

#### 1 県防災行政無線通信の応急活動

##### (1) 基本方針

災害情報等が円滑に情報伝達できるよう通信を維持するとともに、通信施設に被害が発生した場合は、障害の早期復旧に努め、県及び防災関係機関との通信回線の確保に当たる。

##### (2) 実施計画

###### ア 【県が実施する対策】

- (ア) 業者と協力して、通信施設の緊急点検・巡視を行い、当該施設の被災状況を把握する。(危機管理部、総務部、建設部)
- (イ) 通信施設が被災した場合には、県職員と保守業者により復旧活動を行うほか可搬多重無線装置等による臨時無線回線を開設し通信の確保にあたる。  
(危機管理部、総務部、建設部)
- (ウ) 停電が発生し、通信施設への復電までの長期間が予想される場合には、燃料の調達、供給を図る。(危機管理部、総務部、建設部)
- (エ) 通信のふくそうが発生し、情報収集・伝達に支障が発生した場合には、通信の統制を行い、利用可能な電話機を制限し、重要通信を確保する。(危機管理部)

#### 2 市防災行政無線通信の応急活動

##### (1) 基本計画

災害情報等が円滑に情報の収集伝達できるよう通信を維持するとともに、通信施設に被害が発生した場合には、障害の早期復旧に努め、市民及び行政・防災関係機関との通信回線の確保に当たるものとする。

##### (2) 実施計画

# 【旧】

風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

## 第26節 通信・放送施設応急活動

### 第1 基本方針

災害時において通信・放送は、正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行ううえで必要不可欠なものである。

これらの確保を図るため各機関は必要な予防措置及び対策計画を定める。

### 第2 主な取組み

- 1 県との連絡確保のため、県防災行政無線の通信確保を行う。
- 2 市は、防災行政無線通信施設の復旧活動、疎通維持を行う。
- 3 東日本電信電話株式会社は、通信施設の復旧活動、重要回線および避難所への通信確保を行う。
- 4 放送機関は、放送施設の復旧活動及び放送の維持確保を行う。
- 5 警察機関は、警察無線施設の復旧活動及び臨時回線の開設を行う。

### 第3 計画の内容

#### 1 県防災行政無線通信の応急活動

##### (1) 基本方針

災害情報等が円滑に情報伝達できるよう通信を維持するとともに、通信施設に被害が発生した場合は、障害の早期復旧に努め、県及び防災関係機関との通信回線の確保に当たる。

##### (2) 実施計画

###### ア 【県が実施する対策】

- (ア) 業者と協力して、通信施設の緊急点検・巡視を行い、当該施設の被災状況を把握する。(危機管理部、総務部、建設部)
- (イ) 通信施設が被災した場合には、県職員と保守業者により復旧活動を行うほか可搬多重無線装置等による臨時無線回線を開設し通信の確保にあたる。  
(危機管理部、総務部、建設部)
- (ウ) 停電が発生し、通信施設への復電までの長期間が予想される場合には、燃料の調達、供給を図る。(危機管理部、総務部、建設部)
- (エ) 通信のふくそうが発生し、情報収集・伝達に支障が発生した場合には、通信の統制を行い、利用可能な電話機を制限し、重要通信を確保する。(危機管理部)

#### 2 市防災行政無線通信の応急活動

##### (1) 基本計画

災害情報等が円滑に情報の収集伝達できるよう通信を維持するとともに、通信施設に被害が発生した場合には、障害の早期復旧に努め、市民及び行政・防災関係機関との通信回線の確保に当たるものとする。

##### (2) 実施計画

# 【新】

## ア【市が実施する対策】（企画総務部）

- (7) 通信施設が被災した場合は、市職員と保守業者により、復旧活動を行い通信の確保に当たる。

保守業者 NEC ネットズエスアイ（株）信越サービスセンター 電話番号 0263-32-8951 夜間の場合 電話番号 03-3457-8951（カスタマーサポートセンター）
--

- (イ) 停電が発生し、通信施設への復電まで長期間が予想される場合には、自家発電の燃料の調達、供給を図る。  
(ウ) 孤立防止無線など災害時用通信手段により通信の確保を図る。  
(エ) 災害時用通信手段なども使用不能または困難となった場合には、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段を持つ機関に通信を依頼する。また、アマチュア無線等にも協力依頼する。

## 3 電信電話施設の応急活動

### (1) 基本方針

ア 被災地の通信確保を図るために、防災業務計画に基づき、治安、救援、気象、関係機関等の重要な通信回線の早期復旧を図る。

イ 避難所等に特設公衆電話を設置する。

### (2) 実施計画

【東日本電信電話(株)及び(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)が実施する対策】

ア 重要通信のそ通確保

- (7) 応急回線の作成、網措置等そ通確保に努める。  
(イ) 重要通話の確保のため、通話の利用制限等の措置を行う。  
(ウ) 非常、緊急扱い通話、又は非常、緊急扱い電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う対策を講じる。

イ 特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難所に特設公衆電話の設置に努める。

ウ 災害用伝言ダイヤル等の提供

災害発生により著しく通信ふくそうが生じた場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル・iモード災害用伝言板・web171を速やかに提供する。

エ 情報提供等

通信のそ通及び利用制限の措置状況および通信の被災と復旧状況等の情報提供に努める。

# 【旧】

## ア【市が実施する対策】（企画総務部）

- (7) 通信施設が被災した場合は、市職員と保守業者により、復旧活動を行い通信の確保に当たる。

保守業者 NEC ネットズエスアイ（株）信越サービスセンター 電話番号 0263-32-8951 夜間の場合 電話番号 03-3457-8951（カスタマーサポートセンター）
--

- (イ) 停電が発生し、通信施設への復電まで長期間が予想される場合には、自家発電の燃料の調達、供給を図る。  
(ウ) 孤立防止無線など災害時用通信手段により通信の確保を図る。  
(エ) 災害時用通信手段なども使用不能または困難となった場合には、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段を持つ機関に通信を依頼する。また、アマチュア無線等にも協力依頼する。

## 3 電信電話施設の応急活動

### (1) 基本方針

ア 被災地の通信確保を図るために、防災業務計画に基づき、治安、救援、気象、関係機関等の重要な通信回線の早期復旧を図る。

イ 避難場所等に特設公衆電話を設置する。

### (2) 実施計画

【東日本電信電話(株)及び(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI(株)が実施する対策】

ア 重要通信のそ通確保

- (7) 応急回線の作成、網措置等そ通確保に努める。  
(イ) 重要通話の確保のため、通話の利用制限等の措置を行う。  
(ウ) 非常、緊急扱い通話、又は非常、緊急扱い電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う対策を講じる。

イ 特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難場所に特設公衆電話の設置に努める。

ウ 災害用伝言ダイヤル等の提供

災害発生により著しく通信ふくそうが生じた場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル・iモード災害用伝言板・web171を速やかに提供する。

エ 情報提供等

通信のそ通及び利用制限の措置状況および通信の被災と復旧状況等の情報提供に努める。

# 【新】

## 4 放送施設の応急活動

### (1) 基本方針

災害が発生した場合には、放送の継続のために各放送機関で定めてある非常災害対策規定に基づき、放送施設の復旧活動など必要な措置をとる。

### (2) 実施計画

#### ア 【日本放送協会が実施する対策】

##### (ア) 放送設備

空中線、給電線、放送機、電源等の各箇所の被害については、必要に応じて応急措置を講ずる。

##### (イ) 会館設備

a 演奏設備が回復不能と判断される場合は、放送所等から直接放送を行う。

(a) 非常用放送施設の開設運用

(b) 非常持出し機材・書類の搬出および保管

(c) 必要機材の借用、調達（工事要員を含む）

(d) 連絡系統の確保、非常無線通信の利用

(e) 施設の応急対策

(f) その他、電波確保に必要な事項

b 局間連絡系統開設順位

各放送局相互間の連絡に当たっては、原則として次の順位により単独に使用または併用する。

(a) 加入電話

(b) NHKの基地局、陸上移動局、簡易無線局

(c) NTT専用線（試験打合、専用線の借用）

(d) 放送回線

(e) 非常通信協議会加盟通信網

(f) 長野県防災行政無線電話通信網

(g) 非常通信協議会に加盟しない他の官公署等通信網

(h) 放送電波

(i) アマチュア無線局

(ウ) 被災者に対する情報提供のため、次の措置を講じる。

a 常設、臨時掲示板による情報提供

b サービスカーの派遣、避難所等へのラジオ・テレビの取付け

c 受信機の貸与、被害状況の把握、修理相談の開設

#### イ 【信越放送が実施する計画】

(ア) 復旧の優先順位

# 【旧】

## 4 放送施設の応急活動

### (1) 基本方針

災害が発生した場合には、放送の継続のために各放送機関で定めてある非常災害対策規定に基づき、放送施設の復旧活動など必要な措置をとる。

### (2) 実施計画

#### ア 【日本放送協会が実施する対策】

##### (ア) 放送設備

空中線、給電線、放送機、電源等の各箇所の被害については、必要に応じて応急措置を講ずる。

##### (イ) 会館設備

a 演奏設備が回復不能と判断される場合は、放送所等から直接放送を行う。

(a) 非常用放送施設の開設運用

(b) 非常持出し機材・書類の搬出および保管

(c) 必要機材の借用、調達（工事要員を含む）

(d) 連絡系統の確保、非常無線通信の利用

(e) 施設の応急対策

(f) その他、電波確保に必要な事項

b 局間連絡系統開設順位

各放送局相互間の連絡に当たっては、原則として次の順位により単独に使用または併用する。

(a) 加入電話

(b) NHKの基地局、陸上移動局、簡易無線局

(c) NTT専用線（試験打合、専用線の借用）

(d) 放送回線

(e) 非常通信協議会加盟通信網

(f) 長野県防災行政無線電話通信網

(g) 非常通信協議会に加盟しない他の官公署等通信網

(h) 放送電波

(i) アマチュア無線局

(ウ) 被災者に対する情報提供のため、次の措置を講じる。

a 常設、臨時掲示板による情報提供

b サービスカーの派遣、避難所等へのラジオ・テレビの取付け

c 受信機の貸与、被害状況の把握、修理相談の開設

#### イ 【信越放送が実施する計画】

(ア) 復旧の優先順位

# 【新】

## 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

- a ラジオ演奏所と放送中継網を含めたラジオ体制の確保
  - b テレビ演奏所と放送中継網を含めた親局送信体制（11CH）の確保
  - c サテライト局の復旧
  - d 連絡通信網の確保
- (f) ラジオ対策
- a ラジオマスター関係完全マヒの場合  
使用可能なスタジオまたは中継用設備を使用して送出する。
  - b 送信所が完全マヒの場合（回復不可能）
    - (a) 応急用代替設備をセットして放送を行う。
    - (b) 伊那ラジオまたは佐久ラジオ送信所の送信機1台を移管し松本局常設の非常用アンテナを仮設する。
  - c 放送中継網の確保  
本社から各中継局への中継回線が有線、無線とも障害になった場合、放送用陸上局にて対応する。
- (g) テレビ対策
- a 親局（美ヶ原送信所）対策  
11ch確保を前提に応急対策を講ずる。送信所が全滅の場合には放送が不可能となる。
  - b 本社（中継車を含む）が全滅の場合  
NTT～美ヶ原間にFPUをセットしネット受けに対応する。
  - c テレビマスター関係完全マヒの場合  
使用可能なスタジオまたは中継車を使用して送出する。
  - d 放送中継網の確保
    - (a) NTT～本社間の回線障害の対策
      - ・キー局の放送受信により対応する。
      - ・NTT～本社間にFPUをセットし対応する。
      - ・中継映像素材などの各局への送り出しはSNGにより対応する。
    - (b) STL回線障害の対策
      - ・NTT～本社間にFPUをセットし対応する。
- ウ 【栲長野放送が実施する計画】
- (7) 本社演奏所設備が被災した場合
- a 商用電力が断たれ場合、非常用発電機（500KVA）で電力供給を図る。  
非常用発電機も故障の場合は、中継車の発電機（20KVA）から主調整室に応急に接続して、放送に必要な最小限の機器に電力を供給する。
  - b 本社～送信所間のSTL回線が故障した場合は、中継用のFPUを応急に使用する。
  - c 主調整室が機能停止となった場合は、中継車に送出機能を移し放送を確保する。
  - d NTT～演奏所間の同軸ケーブル（光ファイバー）が断となった場合は、最寄りのNTT無線中継所からFPUにより臨時回線を設営しネット番組の放送を確保する。
- (f) 送信所が被災した場合

# 【旧】

## 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

- a ラジオ演奏所と放送中継網を含めたラジオ体制の確保
  - b テレビ演奏所と放送中継網を含めた親局送信体制（11CH）の確保
  - c サテライト局の復旧
  - d 連絡通信網の確保
- (f) ラジオ対策
- a ラジオマスター関係完全マヒの場合  
使用可能なスタジオまたは中継用設備を使用して送出する。
  - b 送信所が完全マヒの場合（回復不可能）
    - (a) 応急用代替設備をセットして放送を行う。
    - (b) 伊那ラジオまたは佐久ラジオ送信所の送信機1台を移管し松本局常設の非常用アンテナを仮設する。
  - c 放送中継網の確保  
本社から各中継局への中継回線が有線、無線とも障害になった場合、放送用陸上局にて対応する。
- (g) テレビ対策
- a 親局（美ヶ原送信所）対策  
11ch確保を前提に応急対策を講ずる。送信所が全滅の場合には放送が不可能となる。
  - b 本社（中継車を含む）が全滅の場合  
NTT～美ヶ原間にFPUをセットしネット受けに対応する。
  - c テレビマスター関係完全マヒの場合  
使用可能なスタジオまたは中継車を使用して送出する。
  - d 放送中継網の確保
    - (a) NTT～本社間の回線障害の対策
      - ・キー局の放送受信により対応する。
      - ・NTT～本社間にFPUをセットし対応する。
      - ・中継映像素材などの各局への送り出しはSNGにより対応する。
    - (b) STL回線障害の対策
      - ・NTT～本社間にFPUをセットし対応する。
- ウ 【栲長野放送が実施する計画】
- (7) 本社演奏所設備が被災した場合
- a 商用電力が断たれ場合、非常用発電機（500KVA）で電力供給を図る。  
非常用発電機も故障の場合は、中継車の発電機（20KVA）から主調整室に応急に接続して、放送に必要な最小限の機器に電力を供給する。
  - b 本社～送信所間のSTL回線が故障した場合は、中継用のFPUを応急に使用する。
  - c 主調整室が機能停止となった場合は、中継車に送出機能を移し放送を確保する。
  - d NTT～演奏所間の同軸ケーブル（光ファイバー）が断となった場合は、最寄りのNTT無線中継所からFPUにより臨時回線を設営しネット番組の放送を確保する。
- (f) 送信所が被災した場合

# 【新】

## 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

- a 商用電力が断たれた場合は、非常用発電機（150kVA現用予備2台）で電力供給を図る。
  - b 現用（10kw）の送信系が故障の場合は、予備（1kw）の送信系に切り替え放送を確保する。
  - c 現用の空中線系が故障の場合は、予備の空中線系に切り替え放送を確保する。
- エ 【㈱テレビ信州が実施する計画】
- (7) 演奏所（放送センター・長野）が被災した場合は、通行可能な機器と臨時の機器を併用して放送の継続を図る。また、完全に機能を失った場合は日本テレビと美ヶ原送信所をSNGまたはFPUで結び放送を確保する。
  - (4) 美ヶ原送信所が被災し、送信機が運用できなくなった場合に備えて、予備送信所を検討する。また、演奏所と善光寺サテライト間にFPUを設置して長野地域の放送を確保する。（他の地域の放送は不可能）
  - (9) 中継局が被災した場合は、その状況を把握するとともに、復旧に向向する。なお、複数の中継局が被災した場合は基幹局の復旧を優先する。
- オ 【長野朝日放送㈱が実施する計画】
- 放送施設の被害を優先的に復旧するとともに、放送の継続および行政当局より要請による要請による広報活動に協力する。
- (7) 本社演奏所が被災した場合は、運転可能な機械の能力に応じて放送を実施する。完全に機能を失った場合は、本社の隣接や松本支社に臨時の演奏所を開設し、衛星通信車載局と中継車を利用して放送の確保に努める。
  - (4) 送信所が被災し、放送機が運用できない場合には小型非常用送信機を送信所に配備し、放送の確保に努める。完全に機能を失った場合は、本社と中継局を直接FPUで結び可能な限りの放送を確保する。
  - (9) 中継局が被災した場合は、その状況の確認と復旧作業を行う。
  - (エ) 電力の供給が断たれた場合は、本社および送信所・中継局は非常用の自家発電装置などにより電力を確保する。
  - (オ) その他の必要な措置は、非常災害対策要領による。
- カ 【長野エフエム放送㈱が実施する計画】
- 放送施設が被災したときは、要員の確保および放送の確保を最優先し、下記により早急な復旧を図る。
- (7) 演奏所の被災、およびSTL設備が被災し放送不能の場合  
美ヶ原送信所が正常であれば、長野支社より代替え送出準備およびSTLにより復旧する。また、被災の状況によっては送信所において、JFN加盟社のFM電波を受信し直接中継する。
  - (4) 送信所設備が被災の場合  
放送機の場合は、予備放送機に切り替え対処し、送信空中線系は2条給電に改修し、冗長性の改善を図る。また、可搬型非常用送信機により部分的なサービスを行う。
  - (9) FM中継局が被災した場合

# 【旧】

## 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

- a 商用電力が断たれた場合は、非常用発電機（150kVA現用予備2台）で電力供給を図る。
  - b 現用（10kw）の送信系が故障の場合は、予備（1kw）の送信系に切り替え放送を確保する。
  - c 現用の空中線系が故障の場合は、予備の空中線系に切り替え放送を確保する。
- エ 【㈱テレビ信州が実施する計画】
- (7) 演奏所（放送センター・長野）が被災した場合は、通行可能な機器と臨時の機器を併用して放送の継続を図る。また、完全に機能を失った場合は日本テレビと美ヶ原送信所をSNGまたはFPUで結び放送を確保する。
  - (4) 美ヶ原送信所が被災し、送信機が運用できなくなった場合に備えて、予備送信所を検討する。また、演奏所と善光寺サテライト間にFPUを設置して長野地域の放送を確保する。（他の地域の放送は不可能）
  - (9) 中継局が被災した場合は、その状況を把握するとともに、復旧に向向する。なお、複数の中継局が被災した場合は基幹局の復旧を優先する。
- オ 【長野朝日放送㈱が実施する計画】
- 放送施設の被害を優先的に復旧するとともに、放送の継続および行政当局より要請による要請による広報活動に協力する。
- (7) 本社演奏所が被災した場合は、運転可能な機械の能力に応じて放送を実施する。完全に機能を失った場合は、本社の隣接や松本支社に臨時の演奏所を開設し、衛星通信車載局と中継車を利用して放送の確保に努める。
  - (4) 送信所が被災し、放送機が運用できない場合には小型非常用送信機を送信所に配備し、放送の確保に努める。完全に機能を失った場合は、本社と中継局を直接FPUで結び可能な限りの放送を確保する。
  - (9) 中継局が被災した場合は、その状況の確認と復旧作業を行う。
  - (エ) 電力の供給が断たれた場合は、本社および送信所・中継局は非常用の自家発電装置などにより電力を確保する。
  - (オ) その他の必要な措置は、非常災害対策要領による。
- カ 【長野エフエム放送㈱が実施する計画】
- 放送施設が被災したときは、要員の確保および放送の確保を最優先し、下記により早急な復旧を図る。
- (7) 演奏所の被災、およびSTL設備が被災し放送不能の場合  
美ヶ原送信所が正常であれば、長野支社より代替え送出準備およびSTLにより復旧する。また、被災の状況によっては送信所において、JFN加盟社のFM電波を受信し直接中継する。
  - (4) 送信所設備が被災の場合  
放送機の場合は、予備放送機に切り替え対処し、送信空中線系は2条給電に改修し、冗長性の改善を図る。また、可搬型非常用送信機により部分的なサービスを行う。
  - (9) FM中継局が被災した場合

# 【新】

風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

可搬型非常用FMサテライト装置により速やかに復旧する。

(エ) 災害地域の情報救済

部分的災害発生の場合において、被災地域住民に対して的確な情報を伝達する手段として、災害地域を対象とした臨時FM放送局の開設を検討する。

キ 【エルシーブイ(株)が実施する対策】

(7) 演奏所、FM送信所、ケーブルテレビヘッドエンドが被災した場合

予備機器等を使用して応急措置により送信を確保する。

(イ) 伝送路が被災した場合

幹線については冗長化となっているが、冗長ではない部分が被災した場合は復旧に向向する。

(ウ) 電力の供給が断たれた場合

非常用の自家発電装置により電力を確保する。

5 警察通信施設の応急活動

(1) 基本方針

損傷した通信施設および利用可能な通信施設の状況を迅速に把握し、通信手段の早期確保、応急復旧対策の的確な対応を実施する。

(2) 実施計画

ア 【警察本部が実施する計画】

通信施設が被災した場合、被災状況や警察活動の状況により、次の応急対策を実施する。

(7) 災害警備本部の開設

(イ) 臨時中継所の開設

(ウ) 臨時基地局の開設

(エ) 衛星通信回線の開設

(オ) 衛星通信車および応急用通信機器の支援要請

(カ) 有線応急架設による応急回線の開設

# 【旧】

風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

可搬型非常用FMサテライト装置により速やかに復旧する。

(エ) 災害地域の情報救済

部分的災害発生の場合において、被災地域住民に対して的確な情報を伝達する手段として、災害地域を対象とした臨時FM放送局の開設を検討する。

キ 【エルシーブイ(株)が実施する対策】

(7) 演奏所、FM送信所、ケーブルテレビヘッドエンドが被災した場合

予備機器等を使用して応急措置により送信を確保する。

(イ) 伝送路が被災した場合

幹線については冗長化となっているが、冗長ではない部分が被災した場合は復旧に向向する。

(ウ) 電力の供給が断たれた場合

非常用の自家発電装置により電力を確保する。

5 警察通信施設の応急活動

(1) 基本方針

損傷した通信施設および利用可能な通信施設の状況を迅速に把握し、通信手段の早期確保、応急復旧対策の的確な対応を実施する。

(2) 実施計画

ア 【警察本部が実施する計画】

通信施設が被災した場合、被災状況や警察活動の状況により、次の応急対策を実施する。

(7) 災害警備本部の開設

(イ) 臨時中継所の開設

(ウ) 臨時基地局の開設

(エ) 衛星通信回線の開設

(オ) 衛星通信車および応急用通信機器の支援要請

(カ) 有線応急架設による応急回線の開設

# 【新】

## 第28節 災害広報活動

### 第1 基本方針

誤った情報等による社会的混乱を防止し、市民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地域の市民の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確な情報の速やかな提供及び住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

なお、活動に際しては、高齢者、障がい者、外国人住民、外国人旅行者等の要配慮者に対して、十分配慮するよう努める。

### 第2 主な活動

- 1 市民等への的確な情報の伝達を行うために広報活動を行う。
- 2 市民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応を行うため、窓口を設置する。

### 第3 活動の内容

#### 1 市民等への的確な情報の伝達

##### (1) 基本方針

県、関係市町村、放送事業者及び関係機関が相互に緊密な連絡を取り、災害の状況に関する情報や生活関連情報等被災者に役立つ正確かつきめ細やかな情報を、可能な限り多くの媒体を活用し適切に提供する。

また、災害発生時には情報の混乱等も予想され、的確な情報の伝達、効果的な応急活動の実施のためには、報道や取材についての報道機関の協力も必要である。

##### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する対策】（企画総務部）

##### (ア) 広報活動

県、関係機関と緊密な連絡を取り、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、市民に対し、防災行政無線をはじめ、テレビ、ラジオ、市ホームページ、掲示板、有線放送、有線テレビ放送、広報誌等を活用し、災害の規模に応じた情報を提供するものとする。

- a 災害の状況に関する情報・応急対策に関する情報
- b 二次災害の防止に関する情報
- c 指定緊急避難場所・避難所・経路・方法等に関する情報
- d 医療機関等の生活関連情報
- e ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧情報
- f 交通規制等の状況に関する情報
- g それぞれの機関が講じている施策に関する情報
- h 安否情報
- i ボランティア、義援物資の受け入れ等に関する情報
- j その他必要と認められる情報

# 【旧】

## 第28節 災害広報活動

### 第1 基本方針

誤った情報等による社会的混乱を防止し、市民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地域の市民の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確な情報の速やかな提供及び住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

なお、活動に際しては、高齢者、障害者、外国人住民、外国人旅行者等災害時要援護者に対して、十分配慮するよう努める。

### 第2 主な活動

- 1 市民等への的確な情報の伝達を行うために広報活動を行う。
- 2 市民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応を行うため、窓口を設置する。

### 第3 活動の内容

#### 1 市民等への的確な情報の伝達

##### (1) 基本方針

県、関係市町村、放送局及び関係機関が相互に緊密な連絡を取り、災害の状況に関する情報や生活関連情報等被災者に役立つ正確かつきめ細やかな情報を、可能な限り多くの媒体を活用し適切に提供する。

また、災害発生時には情報の混乱等も予想され、的確な情報の伝達、効果的な応急活動の実施のためには、報道や取材についての報道機関の協力も必要である。

##### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する対策】（企画総務部）

##### (ア) 広報活動

県、関係機関と緊密な連絡を取り、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、市民に対し、テレビ、ラジオ、市ホームページ、掲示板、有線放送、有線テレビ放送、防災行政無線、広報誌等を活用し、災害の規模に応じた情報を提供する。

- a 災害の状況に関する情報・応急対策に関する情報
- b 二次災害の防止に関する情報
- c 避難場所・経路・方法等に関する情報
- d 医療機関等の生活関連情報
- e ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧情報
- f 交通規制等の状況に関する情報
- g それぞれの機関が講じている施策に関する情報
- h 安否情報
- i ボランティア、義援物資の受け入れ等に関する情報
- j その他必要と認められる情報

# 【新】

## 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

- (イ) 報道機関に対する発表  
報道機関に対しては、臨時記者会見室をもうけ、副本部長又は企画総務部長が災害に関する情報等を発表するとともに、災害対策本部情報掲示板を設け、発表に努める。
- (ウ) 災害記録の作成  
大規模な災害、特異な災害と認められる場合、災害記録の収集、保存に努め、総合的な記録集を作成する。
- (エ) 県その他機関への広報  
県、その他関係機関に対して、被災状況等の災害情報を提供する。
- (オ) 放送の送出要請  
警報、避難命令等について、必要に応じて放送の送出を県に要請する。「災害時における放送要請にする協定書」に基づき、県から各放送局へ要請する。

### イ 【県が実施する対策】（総務部、危機管理部）

県が実施する次の対策は、通常は危機管理防災課または関係課が行うが、災害対策本部設置時には、災害対策本部が、関係課との緊密な連絡のもとに行う。

- (ア) 広報資料の収集  
広報資料の収集は、第1節「災害情報の収集・連絡活動」の責任機関（危機管理防災課、災害対策本部設置時は災害対策本部室）からの情報提供によるが、必要に応じて、被災現地へ取材員を派遣するなど直接広報資料の収集を行う。
- (イ) 広報活動  
放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得て、テレビ、ラジオ、県ホームページ、ソーシャルメディア、携帯電話、広報誌等を活用し、災害の規模に応じ、次の情報を提供する。
  - a 災害の状況に関する情報
  - b 応急対策に関する情報
  - c 二次災害の防止に関する情報
  - d 医療機関等の生活関連情報
  - e ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧情報
  - f 交通規制等の状況に関する情報
  - g 犯罪防止に関する情報
  - h それぞれの機関が講じている施策に関する情報
  - i ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報
  - j その他必要と認められる情報
- (ウ) 報道機関に対する発表  
被害状況及び対策等の情報について、必要のつど報道機関に対し発表を行う。発表は通常危機管理防災課が行うが、災害対策本部における発表は、本部室長の指示により情報発信担当が行う。  
また、地方部において発表する場合は、あらかじめ災害対策本部と協議の上、行

# 【旧】

## 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

- (イ) 報道機関に対する発表  
報道機関に対しては、臨時記者会見室をもうけ、副本部長又は企画総務部長が災害に関する情報等を発表するとともに、災害対策本部情報掲示板を設け、発表に努める。
- (ウ) 災害記録の作成  
大規模な災害、特異な災害と認められる場合、災害記録の収集、保存に努め、総合的な記録集を作成する。
- (エ) 県その他機関への広報  
県、その他関係機関に対して、被災状況等の災害情報を提供する。
- (オ) 放送の送出要請  
警報、避難命令等について、必要に応じて放送の送出を県に要請する。「災害時における放送要請にする協定書」に基づき、県から各放送局へ要請する。

### イ 【県が実施する対策】（総務部、危機管理部）

県が実施する次の対策は、通常は危機管理防災課または関係課が行うが、災害対策本部設置時には、災害対策本部が、関係課との緊密な連絡のもとに行う。

- (ア) 広報資料の収集  
広報資料の収集は、第1節「災害情報の収集・連絡活動」の責任機関（危機管理防災課、災害対策本部設置時は災害対策本部室）からの情報提供によるが、必要に応じて、被災現地へ取材員を派遣するなど直接広報資料の収集を行う。
- (イ) 広報活動  
テレビ、ラジオ、県ホームページ、広報誌等を活用し、災害の規模に応じ、次の情報を提供する。
  - a 災害の状況に関する情報
  - b 応急対策に関する情報
  - c 二次災害の防止に関する情報
  - d 医療機関等の生活関連情報
  - e ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧情報
  - f 交通規制等の状況に関する情報
  - g 犯罪防止に関する情報
  - h それぞれの機関が講じている施策に関する情報
  - i ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報
  - j その他必要と認められる情報
- (ウ) 報道機関に対する発表  
被害状況及び対策等の情報について、必要のつど報道機関に対し発表を行う。発表は通常危機管理防災課が行うが、災害対策本部における発表は、本部室長の指示により広報班長が行う。
- (エ) 中央官庁その他関係機関への広報  
中央官庁、その他関係機関に対して、東京事務所を通じて、被災状況等の災害情

# 【新】

風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

う。

(エ) 中央官庁その他関係機関への広報

中央官庁、その他関係機関に対して、東京事務所を通じて、被災状況等の災害情報を提供する。

(オ) 災害記録の作成

大規模な災害、特異な災害と認められる場合、災害記録の収集、保存に努め、総合的な記録ビデオ、記録集を作成する。

ウ 【放送事業者が実施する対策】(NHK・SBC・NBS・TSB・ABN・FM長野)

(7) 法令に基づく放送送出

災害対策基本法等の法令に基づき、関係機関から警報、避難命令等について放送送出の要請があった場合は、放送内容、優先順位等を考慮して、放送事業者は速やかに放送を実施するものとする。

なお、市町村からの放送要請は、県において一括調整し、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県から要請を行うものとする。

法令に基づく放送送出要請機関は次のとおりである。

- a 県（危機管理防災課、災害対策本部設置時は災害対策本部室）及び市町村
- b 長野地方気象台（NHK・SBC・NBS・TSB・ABNに通知）
- c 日本赤十字社長野県支部

(4) 臨時ニュース等の送出

放送事業者は、災害などの緊急事態に際してすすんで情報を提供し、市民の適切な判断と災害の予防ないし拡大防止のために必要な放送を実施するものとする。

エ 【報道機関が実施する対策】

報道機関は災害報道に当たっては、可能な限り、高齢者、障がい者、外国人市民等の要配慮者に対する配慮をした報道を行うよう努めるものとする。

オ 【関係機関が実施する対策】

県、関係市町村と緊密な連絡を取り、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、それぞれの業務について、住民に対しテレビ、ラジオ、チラシ等を活用し広報活動を行う。

2 市民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応

(1) 基本方針

県、市及び関係機関が相互に綿密な連携を図り、市民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

また、市民等からの問い合わせ等に的確に対応することは、災害応急活動の円滑な実施を行う上でも重要である。

(2) 実施計画

# 【旧】

風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

報を提供する。

(ウ) 災害記録の作成

大規模な災害、特異な災害と認められる場合、災害記録の収集、保存に努め、総合的な記録ビデオ、記録集を作成する。

ウ 【放送会社

(7) 法令に基づく放送送出

災害対策基本法等の法令に基づき、関係機関から警報、避難命令等について放送要請があった場合は、放送内容、優先順位等を考慮して、放送局は速やかに放送を実施する。

なお、市町村からの放送要請は、県において一括調整し、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県から要請を行う。

法令に基づく放送送出要請機関は次のとおりである。

- a 県（担当課＝危機管理防災課、災害対策本部設置時は災害対策本部室）及び市町村
- b 長野地方気象台（NHK・SBC・NBS・TSB・ABNに通知）
- c 日本赤十字社長野県支部

(4) 臨時ニュース等の送出

放送局は、災害などの緊急事態に際してすすんで情報を提供し、市民の適切な判断と災害の予防ないし拡大防止のために必要な放送を実施する。

エ 【報道機関が実施する対策】

報道機関は災害報道に当たっては、可能な限り、高齢者、障害者、外国人市民等の災害時要援護者に対する配慮をした報道を行うよう努める。

オ 【関係機関が実施する対策】

県、関係市町村と緊密な連絡を取り、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、それぞれの業務について、住民に対しテレビ、ラジオ、チラシ等を活用し広報活動を行う。

2 市民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応

(1) 基本方針

県、市及び関係機関が相互に綿密な連携を図り、市民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

また、市民等からの問い合わせ等に的確に対応することは、災害応急活動の円滑な実施を行う上でも重要である。

(2) 実施計画

## 【新】

風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

ア 【市が実施する対策】（市民環境部）

- (ア) 市民からの相談窓口は、市民班が設置する。
- (イ) 必要に応じ、専用電話・ファックス、相談職員の配置など市の実情に即した相談窓口を設置する。

イ 【県が実施する対策】（総務部、危機管理部）

市民等からの問い合わせ等に対する対応は、通常危機管理防災課において行うが、災害対策本部が設置された場合は災害対策本部室が行う。

## 【旧】

風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

ア 【市が実施する対策】（市民環境部）

- (ア) 市民からの相談窓口は、市民班が設置する。
- (イ) 必要に応じ、専用電話・ファックス、相談職員の配置など市の実情に即した相談窓口を設置する。

イ 【県が実施する対策】（総務部、危機管理部）

市民等からの問い合わせ等に対する対応は、通常危機管理防災課において行うが、災害対策本部が設置された場合は災害対策本部室が行う。

# 【新】

風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

## 第29節 土砂災害等応急活動

### 第1 基本方針

土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。

### 第2 主な活動

被災状況、土砂災害等の規模を早急に調査し、崩壊、地滑り、土石流等現象ごとに今後考えられる状況、情報を提供し応急工事を進める。

### 第3 活動の内容

#### 1 大規模土砂災害対策

##### (1) 基本方針

大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう被害の想定される区域・時期の情報を提供する。

##### (2) 実施計画

###### ア【市が実施する対策】(危機管理室)

警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難勧告、避難指示等の処置を講じる。

###### イ【県が実施する対策】(建設部、農政部、林務部)

(ア) 地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生し、おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合は、緊急調査を実施するものとする。

(イ) 緊急調査の結果に基づき地すべりによる被害が及ぶおそれがある土地の区域及び時期に関する情報を関係自治体の長に通知するものとする。

###### ウ【関係機関が実施する対策】(地方整備局)

(ア) 河道閉塞に起因する土砂災害で天然ダムの高さがおおむね20m以上あり、おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合は、緊急調査を実施するものとする。

(イ) 緊急調査の結果に基づき土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を関係自治体の長に通知するものとする。

###### エ【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示が出された場合これに迅速に従うものとする。

#### 2 地滑り等応急対策

##### (1) 基本方針

監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに、被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

# 【旧】

風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

## 第29節 土砂災害等応急活動

### 第1 基本方針

土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。

### 第2 主な活動

被災状況、土砂災害等の規模を早急に調査し、崩壊、地滑り、土石流等現象ごとに今後考えられる状況、情報を提供し応急工事を進める。

### 第3 活動の内容

#### 1 大規模土砂災害対策

##### (1) 基本方針

大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう被害の想定される区域・時期の情報を提供する。

##### (2) 実施計画

###### ア【市が実施する対策】(危機管理室)

警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難勧告、避難指示等の処置を講じる。

###### イ【県が実施する対策】(建設部、農政部、林務部)

(ア) 地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生し、おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合は、緊急調査を実施する。

(イ) 緊急調査の結果に基づき地すべりによる被害が及ぶおそれがある土地の区域及び時期に関する情報を関係自治体の長に通知する。

###### ウ【国が実施する対策】(地方整備局)

(ア) 河道閉塞に起因する土砂災害で天然ダムの高さがおおむね20m以上あり、おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合は、緊急調査を実施する。

(イ) 緊急調査の結果に基づき土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を関係自治体の長に通知する。

###### エ【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示が出された場合これに迅速に従うものとする。

#### 2 地滑り等応急対策

##### (1) 基本方針

監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに、被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

# 【新】

## 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

特に、県が指定する地すべり危険箇所については監視体制を強化する。

### (2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（企画総務部、都市建設部、産業経済部）

(7) 県砂防情報ステーション等を活用し、警戒避難情報を市民に提供し、必要に応じて避難勧告、避難指示等の処置を講じる。

(4) 地滑り被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急措置及び監視を行う。

イ 【県が実施する対策】

(7) 早期に監視体制を整え、監視体制に関する情報を提供するとともに、地すべり等にとっての有害要素の除去等を目的とした応急工事を実施するものとする。

（建設部、農政部、林務部）

(4) 土砂災害の危険がある箇所及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき応援要請を行うものとする。（建設部）

ウ【関係機関が実施する対策】（地方整備局）

(ア) 直轄で所掌している地すべり防止施設の現況を把握し、応急対策活動またはその指導の円滑を期するための点検を実施するものとする。

(イ) 豪雨等により、地すべり活動が活発化し、災害が発生す恐れがある場合は、県及び関係機関と協議のうえ、速やかに避難対策等の措置を講ずるとともに、被害を軽減するための必要な応急対策を実施するものとする。

(ウ) 地すべりの移動状況、地すべり防止施設等の被災状況について、速やかに県及び関係機関に必要な情報を提供するものとする。

エ 【市民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示が出された場合これに迅速に従う。

### 3 土石流対策

#### (1) 基本方針

監視体制を整え、被災状況、不安定土砂の状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

特に、県及び市が指定する土石流危険渓流については、監視体制を強化する。

#### (2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（都市建設部、産業経済部、企画総務部）

(7) 県と協力し土砂発生状況等を調査

(4) 二次災害に備えて必要に応じ警戒避難情報を市民に提供する

(ウ) 不安定土砂の除去等応急工事の実施

# 【旧】

## 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

特に、県が指定する地すべり危険箇所については監視体制を強化する。

### (2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（企画総務部、都市建設部、産業経済部）

(7) 県砂防情報ステーション等を活用し、警戒避難情報を市民に提供し、必要に応じて避難勧告、避難指示等の処置を講じる。

(4) 地滑り被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急措置及び監視を行う。

イ 【県が実施する対策】

(7) 早期に監視体制を整え、監視体制に関する情報を提供するとともに、地すべり等にとっての有害要素の除去等を目的とした応急工事を実施する。

（建設部、農政部、林務部）

(4) 土砂災害の危険がある箇所及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき応援要請を行う。（建設部）

ウ【関係機関が実施する対策】（地方整備局）

(ア) 直轄で所掌している地すべり防止施設の現況を把握し、応急対策活動またはその指導の円滑を期するための点検を実施する。

(イ) 豪雨等により、地すべり活動が活発化し、災害が発生す恐れがある場合は、県及び関係機関と協議のうえ、速やかに避難対策等の措置を講ずるとともに、被害を軽減するための必要な応急対策を実施する。

(ウ) 地すべりの移動状況、地すべり防止施設等の被災状況について、速やかに県及び関係機関に必要な情報を提供する。

エ 【市民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示が出された場合これに迅速に従う。

### 3 土石流対策

#### (1) 基本方針

監視体制を整え、被災状況、不安定土砂の状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

特に、県及び市が指定する土石流危険渓流については、監視体制を強化する。

#### (2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（都市建設部、産業経済部、企画総務部）

(7) 県と協力し土砂発生状況等を調査

(4) 二次災害に備えて必要に応じ警戒避難情報を市民に提供する

(ウ) 不安定土砂の除去等応急工事の実施

# 【新】

## 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

- (エ) 必要に応じて避難勧告等の措置を講じる。
- (オ) 防災施設の被災状況、土石流の発生状況について、速やかに県及び関係機関に必要な情報を提供する。

### イ 【県が実施する対策】

- (7) 土砂災害発生状況等を調査
- (4) 二次災害に備えて必要に応じ警戒避難情報を市町村・住民等に提供
- (9) 不安定土砂の除去等応急工事の実施
- (エ) 土砂災害の危険がある箇所及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき応援要請を行う。（建設部）

### ウ 【関係機関が実施する対策】（地方整備局）

- (ア) 直轄で所掌している砂防施設の現況を把握し、応急対策活動またはその指導の円滑を期するための点検を実施する。
- (イ) 豪雨等に伴う二次災害を防止するため、砂防設備等の被災状況及び河道等における土砂の堆積状況を迅速かつ的確に把握し、被害を軽減するための必要な応急対策を実施する。
- (ウ) 防災施設の被災状況、土石流の発生状況について、速やかに県及び関係機関に必要な情報を提供する。

### エ 【市民が実施する計画】

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告・避難指示が出された場合、これに迅速に従うものとする。

## 4 かけ崩れ応急対策

### (1) 基本方針

監視体制を整え、規模、崩壊状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する対策】

- (7) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難勧告、避難指示等の処置を講じる。
- (4) 崩壊被害の拡大を防止するための雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。

#### イ 【県が実施する対策】

- (7) 早急に監視体制を整え、警戒避難に関する情報を提供するとともに崩壊被害の拡大を防ぐ応急工事を実施するものとする。（建設部）
- (4) 土砂災害の危険がある箇所及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき応援要請を行うものとする。（建設部）

# 【旧】

## 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

- (エ) 必要に応じて避難勧告等の措置を講じる。
- (オ) 防災施設の被災状況、土石流の発生状況について、速やかに県及び関係機関に必要な情報を提供する。

### イ 【県が実施する対策】

- (7) 土砂災害発生状況等を調査
- (4) 二次災害に備えて必要に応じ警戒避難情報を市町村・住民等に提供
- (9) 不安定土砂の除去等応急工事の実施
- (エ) 土砂災害の危険がある箇所及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき応援要請を行う。（建設部）

### ウ 【関係機関が実施する対策】（地方整備局）

- (ア) 直轄で所掌している砂防施設の現況を把握し、応急対策活動またはその指導の円滑を期するための点検を実施する。
- (イ) 豪雨等に伴う二次災害を防止するため、砂防設備等の被災状況及び河道等における土砂の堆積状況を迅速かつ的確に把握し、被害を軽減するための必要な応急対策を実施する。
- (ウ) 防災施設の被災状況、土石流の発生状況について、速やかに県及び関係機関に必要な情報を提供する。

### エ 【市民が実施する計画】

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告・避難指示が出された場合、これに迅速に従うものとする。

## 4 かけ崩れ応急対策

### (1) 基本方針

監視体制を整え、規模、崩壊状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する対策】

- (7) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難勧告、避難指示等の処置を講じる。
- (4) 崩壊被害の拡大を防止するための雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。

#### イ 【県が実施する対策】

- (7) 早急に監視体制を整え、警戒避難に関する情報を提供するとともに崩壊被害の拡大を防ぐ応急工事を実施するものとする。（建設部）
- (4) 土砂災害の危険がある箇所及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき応援要請を行うものとする。（建設部）

## 【新】

風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

### ウ【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示が出された場合これに迅速に従うものとする。

## 【旧】

風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

### ウ【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示が出された場合これに迅速に従うものとする。

# 【新】

## 第37節 飼養動物の保護対策

### 第1 基本方針

災害時においては、人命救助が最優先であるが、被災した動物についても捕獲・収容・救護及び避難所での飼育等の保護措置を実施する。

### 第2 主な活動

被災地域における負傷又は放し飼い状態の動物の保護活動及び避難所におけるペットの適正な飼育を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 基本方針

大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。

また、飼い主がペットと動向避難することを想定し、適正な飼育環境を確保する。

#### 2 実施計画

##### ア 【市が実施する計画】（市民環境部、産業経済部）

- (ア) 関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。
- (イ) 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他の関係機関との連携の下必要な措置を講じる。

##### イ 【県が実施する計画】

- (ア) 県は市町村が行う被災地における飼養動物の取り扱いに関し、現地の状況に応じ指導を行うものとする。（健康福祉部）
- (イ) 県は、被災市町村から逸走犬等の保護・収容・救護に関する応援要請等があった場合は、人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずる。（健康福祉部、農政部、警察本部）
- (ウ) 特定動物、危険な家畜等が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、市町村、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置を講じる。（健康福祉部、農政部）
- (エ) 県は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、飼い主とともに避難した動物の飼育について被災市町村から応援要請があった場合は、関係団体と連携し、適正な動物飼育に関する相談等を行う。（健康福祉部・農政部）
- (オ) 県は状況に応じて「災害時における愛護動物の救護活動に関する協定」に基づく災害時被災動物救護本部を設置するものとする。

##### ウ 【飼養動物の飼い主が実施する計画】

- (ア) 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。
- (イ) 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。

# 【旧】

## 第37節 飼養動物の保護対策

### 第1 基本方針

災害時においては、人命救助が最優先であるが、被災した動物についても捕獲・収容・救護及び避難所での飼育等の保護措置を実施する。

### 第2 主な活動

被災地域における負傷又は放し飼い状態の動物の保護活動及び避難所におけるペットの適正な飼育を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 基本方針

大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。

#### 2 実施計画

##### ア 【市が実施する計画】（市民環境部、産業経済部）

- (ア) 関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。
- (イ) 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他の関係機関との連携の下必要な措置を講じる。

##### イ 【県が実施する計画】

- (ア) 県は市町村が行う被災地における飼養動物の取り扱いに関し、現地の状況に応じ指導を行うものとする。（衛生部）
- (イ) 県は、被災市町村から逸走犬等の保護・収容・救護に関する応援要請等があった場合は、人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずる。（衛生部、農政部、警察本部）
- (ウ) 特定動物、危険な家畜等が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、市町村、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置を講じる。（衛生部、農政部）
- (エ) 県は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、飼い主とともに避難した動物の飼育について被災市町村から応援要請があった場合は、関係団体と連携し、適正な動物飼育に関する相談等を行う。（衛生部）

##### ウ 【飼養動物の飼い主が実施する計画】

- (ア) 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。
- (イ) 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。

## 第38節 ボランティアの活動の環境整備

## 第1 基本方針

災害時においては、大量かつ広範なボランティアニーズが発生し、それに迅速、的確に対応することが求められる。

事前に登録されたボランティアの受入はもとより、災害時に全国から集まる未登録のボランティアについても、窓口となるボランティア情報センターを設置し適切な受入を行い、ボランティア活動が円滑に行われるよう努める。

## 第2 主な活動

- 1 ボランティアニーズの把握を行うとともに、ボランティアの受入れ体制の確保に努める。
- 2 必要に応じてボランティアの活動拠点を設置し、資機材等の提供を行う等、その活動を支援する。

## 第3 活動の内容

- 1 被災地ニーズの把握と受入れ体制の確保

## (1) 基本方針

災害時におけるボランティアの受入にあたっては、被災地のニーズにあわせて行うことが必要である。防災関係機関は、被災地におけるボランティアニーズを積極的に把握し、災害ボランティアセンター、ボランティア関係団体や災害ボランティアコーディネーターと協力して円滑な受入れを図る。

## (2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（健康福祉部、市社会福祉協議会）

- (ア) 被災地におけるボランティアニーズの把握に努めるとともに、ボランティア情報の広報に努める。
- (イ) ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導して行うボランティアの受入れ、需要調整、相談指導等の活動に対し支援を行う。
- (ウ) ボランティアの需要状況について、随時県災害対策本部に報告する。

イ 【県が実施する対策】

- (ア) 市町村、防災関係機関を通じ被災地におけるボランティアニーズの把握に努めるとともに、幅広い広報伝達手段を使いボランティア情報に提供に努める。
- (イ) ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導して行うボランティアの受入れ、需給調整、相談指導等の活動に対し支援を行う。

ウ 【社会福祉協議会が実施する対策】

市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターを設置し、県及び市の災害対策本

## 第38節 ボランティアの活動の環境整備

## 第1 基本方針

災害時においては、大量かつ広範なボランティアニーズが発生し、それに迅速、的確に対応することが求められる。

事前に登録されたボランティアの受入はもとより、災害時に全国から集まる未登録のボランティアについても、窓口となるボランティア情報センターを設置し適切な受入を行い、ボランティア活動が円滑に行われるよう努める。

## 第2 主な活動

- 1 ボランティアニーズの把握を行うとともに、ボランティアの受入れ体制の確保に努める。
- 2 ~~災害対策本部に~~ボランティアの活動拠点を設置し、~~必要に応じて~~資機材等の提供を行う等、その活動を支援する。

## 第3 活動の内容

- 1 被災地ニーズの把握と受入れ体制の確保

## (1) 基本方針

災害時におけるボランティアの受入にあたっては、被災地のニーズにあわせて行うことが必要である。防災関係機関は、被災地におけるボランティアニーズを積極的に把握し、災害ボランティアセンター、ボランティア関係団体や災害ボランティアコーディネーターと協力して円滑な受入れを図る。

## (2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（健康福祉部、市社会福祉協議会）

- (ア) 被災地におけるボランティアニーズの把握に努めるとともに、ボランティア情報の広報に努める。
- (イ) ~~災害対策本部は、~~ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導して行うボランティアの受入れ、需要調整、相談指導等の活動に対し支援を行う。
- (ウ) ボランティアの需要状況について、随時県災害対策本部に報告する。

イ 【県が実施する対策】

- (ア) 市町村、防災関係機関を通じ被災地におけるボランティアニーズの把握に努めるとともに、幅広い広報伝達手段を使いボランティア情報に提供に努める。
- (イ) ~~災害対策本部において、~~ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導して行うボランティアの受入れ、需給調整、相談指導等の活動に対し支援を行う。

ウ 【社会福祉協議会が実施する対策】

市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターを設置し、県及び市の災害対策本部内の連携のもとに、ボランティアの受付業務を行うとともに、ボランティアニーズ

# 【新】

## 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

部内の連携のもとに、ボランティアの受付業務を行うとともに、ボランティアニーズ（要望）の需給調整等を行う。

### 2 ボランティア活動拠点の提供支援

#### (1) 基本方針

被災地におけるボランティア活動の円滑な実施を図るため、ボランティアの活動拠点を設置し、災害ボランティアセンター、ボランティア関係団体等との緊密な連携のもとに、ボランティア活動の支援体制を確立する。

#### (2) 実施計画

##### ア 【市及び県が実施する対策】（健康福祉部）

必要に応じボランティアに対し、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供及び物資等の提供を行い、活動の支援を行う。

##### イ 【社会福祉協議会の実施する対策】（ボランティア連絡協議会を含む）

市社会福祉協議会は、「災害ボランティアセンター本部」を設置し、ボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、具体的な活動内容の指示、派遣先、人員等の調整、活動に必要な物資の提供等を行う。

また、必要に応じて、被害が甚大な地域に「災害ボランティアセンター現地本部」を設置し、上記の内容を実施する。

なお、県社会福祉協議会とも連携し協力を得て、需給調整を行う。

# 【旧】

## 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

（要望）の需給調整等を行う。

### 2 ボランティア活動拠点の提供支援

#### (1) 基本方針

被災地におけるボランティア活動の円滑な実施を図るため、ボランティアの活動拠点を設置し、災害ボランティアセンター、ボランティア関係団体等との緊密な連携のもとに、ボランティア活動の支援体制を確立する

#### (2) 実施計画

##### ア 【市及び県が実施する対策】（健康福祉部）

~~(ア) 災害対策本部にボランティア担当班を配置するとともに、ボランティアが自由に使用できるスペース（活動拠点）を確保する。~~

~~また、必要に応じ物資等の提供を行い、ボランティア活動の支援を行う。~~

~~(イ) 市内にボランティア受け入れ拠点を置くことが困難な場合は、近隣市町村にボランティア受け入れ拠点の設置の協力を要請する。~~

##### イ 【社会福祉協議会の実施する対策】（ボランティア連絡協議会を含む）

(ア) 市社会福祉協議会は、「災害ボランティアセンター本部」を設置し、ボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、具体的な活動内容の指示、派遣先、人員等の調整、活動に必要な物資の提供等を行う。

また、必要に応じて、被害が甚大な地域に「災害ボランティアセンター現地本部」を設置し、上記の内容を実施する。

なお、県社会福祉協議会とも連携し協力を得て、需給調整を行う。

# 【新】

風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

## 第39節 義援物資及び義援金の受入れ体制

### 第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合には、市、県は、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、国民、企業等から寄託された義援物資及び義援金を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入、保管等の公正かつ円滑な実施に努めるものとする。

### 第2 主な活動

#### 1 【義援物資】

- (1) 市、県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、義援物資の募集が必要と認められる災害が発生した場合、義援物資の受付窓口を設置し、義援物資の募集及び受付を実施する。
- (2) 被災者のニーズを把握し、「受け入れを希望するもの・足りているもの」のリスト、送り先、募集期間等を公表し、支援を呼びかける。  
なお、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担となることから「個人からの義援物資は受け入れない」などの方針を状況に応じて公表する必要がある。
- (3) 各関係機関が受け付けた義援物資については、被災市町村の需給状況を勘案し、効果的に配分する。

#### 2 【義援金】

- (1) 市、県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、義援金の募集が必要と認められる災害が発生した場合、義援金の受付窓口を設置し、義援金の募集及び受付を実施する。  
なお、県が募集する義援金については災害対策本部が募集及び受付の実施を決定し、その取扱いについては災害義援金募集要綱（以下「要綱」という。）により定めるものとする。
- (2) 義援金の配分にあたっては、県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関による「災害義援金配分委員会」（以下「委員会」という。）を組織し、寄託された義援金を迅速かつ公正に被災者に配分する。

### 第3 活動の内容

#### 1 義援物資及び義援金の募集等

##### (1) 基本方針

義援物資及び義援金の募集に当たっては、募集方法、送り先、募集期間等を定めて周知を図ることとし、義援物資については被災地において受入れを希望するものを十分に把握し情報提供を行う。

##### (2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（健康福祉部、企画総務部、教育委員会）

##### (7) 【義援物資】

# 【旧】

風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

## 第39節 義援物資及び義援金の受入れ体制

### 第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合には、市、県は、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、国民、企業等から寄託された義援物資及び義援金を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入、保管等の公正かつ円滑な実施に努めるものとする。

### 第2 主な活動

#### 1 【義援物資】

- (1) 市、県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、義援物資の募集が必要と認められる災害が発生した場合、義援物資の受付窓口を設置し、義援物資の募集及び受付を実施する。
- (2) 被災者のニーズを把握し、「受け入れを希望するもの・足りているもの」のリスト、送り先、募集期間等を公表し、支援を呼びかける。  
なお、混載を防ぐために「個人からの義援物資は受け入れない」などの方針を状況に応じて公表する必要がある。
- (3) 各関係機関が受け付けた義援物資については、被災市町村の需給状況を勘案し、効果的に配分する。

#### 2 【義援金】（危機管理部、会計局）

- (1) 市、県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、義援金の募集が必要と認められる災害が発生した場合、義援金の受付窓口を設置し、義援金の募集及び受付を実施する。  
なお、県が募集する義援金については災害対策本部が募集及び受付の実施を決定し、その取扱いについては災害義援金募集要綱（以下「要綱」という。）により定めるものとする。
- (2) 義援金の配分にあたっては、県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関による「災害義援金配分委員会」（以下「委員会」という。）を組織し、寄託された義援金を迅速かつ公正に被災者に配分する。

### 第3 活動の内容

#### 1 義援物資及び義援金の募集等

##### (1) 基本方針

義援物資及び義援金の募集に当たっては、募集方法、送り先、募集期間等を定めて周知を図ることとし、義援物資については被災地において受入れを希望するものを十分に把握し情報提供を行う。

##### (2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（健康福祉部、企画総務部、教育委員会）

##### (7) 【義援物資】

# 【新】

風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

- a 市災害対策本部へ義援物資の受入窓口を設置する。
- b 緊急性の高い義援物資が移送困難な状況にあつては、各避難所等での受入れを行い、市災害対策本部へ可能な限り早く受入れの報告を行う。
- c 義援物資を分類し、検収、保管する。（検収は食品等の安性を確認し、保管にも必要に応じて温度管理等を実施する。）保管場所 茅野市運動公園 総合体育館

## (i) 【義援金】

- a 市災害対策本部へ義援金の受入窓口を設置する。
- b 義援金については、金額を確認し、金庫に保管する。  
義援金の受入れ最終窓口 (会計管理者)

義援物資の分類表

	種別	品名	備考
1	飲料水・食料品等	飲料水、おにぎり、インスタント食品 レトルト食品、缶詰、調味料、サラダ油 粉ミルク等	長期保存可能なもの 常温管理可能なもの に分類
2	衣類・靴	下着類、シャツ、ズボン、セーター 靴下、長靴、サンダル等	男女、サイズ別に 分類
3	寝具類	毛布、布団、枕等	
4	衛生用品類	石鹸、ティッシュ、生理用品、タオル 髭剃り、洗剤、歯ブラシ、歯みがき等	
5	医薬品	傷薬、胃腸薬、包帯、傷バン等	
6	食器・調理用具類	紙皿、割箸、アルミホイル、ラップ 鍋、フライパン等	使用後洗浄の必要の ない工夫が必要
7	情報通信機器	テレビ、ラジオ、パソコン、無線機等	
8	日用品等	ビニールシート、ロープ、雨具、手袋 ストーブ、ライター等	
9	非常用品類	照明器具、発電機、カセットコンロ、 消火器、拡声器、ローソク等	
10	事務用品類	ボールペン、マジック、ノート、模造紙 セロハンテープ、ホッチキス等	
11	燃料類	石油、ガス、携帯燃料等	
12	義援金	義援金	
13	その他	娯楽用品、嗜好品、大型機械類、自転車等	

## イ 【県、市及び関係機関が実施する対策】

### (r) 【義援物資】

- a 県、市町村は、関係機関等の協力を得ながら、被災地が受入を希望する義援物資を把握するとともに、被災地の需給状況を勘案し、募集する義援物資の種類や数量を周知する。
- b 県、市町村及び関係機関等は、住民、企業等が義援物資を提供する場合には、被災地にお

# 【旧】

風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

- a 市災害対策本部へ義援物資の受入窓口を設置する。
- b 緊急性の高い義援物資が移送困難な状況にあつては、各避難所等での受入れを行い、市災害対策本部へ可能な限り早く受入れの報告を行う。
- c 義援物資を分類し、検収、保管する。（検収は食品等の安性を確認し、保管にも必要に応じて温度管理等を実施する。）保管場所 茅野市運動公園 総合体育館

## (i) 【義援金】

- a 市災害対策本部へ義援金の受入窓口を設置する。
- b 義援金については、金額を確認し、金庫に保管する。  
義援金の受入れ最終窓口 (会計管理者)

義援物資の分類表

	種別	品名	備考
1	飲料水・食料品等	飲料水、おにぎり、インスタント食品 レトルト食品、缶詰、調味料、サラダ油 粉ミルク等	長期保存可能なもの 常温管理可能なもの に分類
2	衣類・靴	下着類、シャツ、ズボン、セーター 靴下、長靴、サンダル等	男女、サイズ別に 分類
3	寝具類	毛布、布団、枕等	
4	衛生用品類	石鹸、ティッシュ、生理用品、タオル 髭剃り、洗剤、歯ブラシ、歯みがき等	
5	医薬品	傷薬、胃腸薬、包帯、傷バン等	
6	食器・調理用具類	紙皿、割箸、アルミホイル、ラップ 鍋、フライパン等	使用後洗浄の必要の ない工夫が必要
7	情報通信機器	テレビ、ラジオ、パソコン、無線機等	
8	日用品等	ビニールシート、ロープ、雨具、手袋 ストーブ、ライター等	
9	非常用品類	照明器具、発電機、カセットコンロ、 消火器、拡声器、ローソク等	
10	事務用品類	ボールペン、マジック、ノート、模造紙 セロハンテープ、ホッチキス等	
11	燃料類	石油、ガス、携帯燃料等	
12	義援金	義援金	
13	その他	娯楽用品、嗜好品、大型機械類、自転車等	

## イ 【県、市及び関係機関が実施する対策】

### (r) 【義援物資】

- a 県、市町村は、関係機関等の協力を得ながら、被災地が受入を希望する義援物資を把握するとともに、被災地の需給状況を勘案し、募集する義援物資の種類や数量を周知する。
- b 県、市町村及び関係機関等は、住民、企業等が義援物資を提供する場合には、被災地にお

# 【新】

## 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

いて円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮した方法について周知する。

- c 県は、義援物資の保管にあたり、長野県倉庫協会との協定に基づき、保管場所の確保、入出庫管理等を要請する。

### (f) 【義援金】

- a 県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、相互に連携を図りながら、募集方法、送り先、募集期間等を定めて義援金の募集を行うものとする。
- b 県が実施する義援金は、次の区分によるものとする。
  - (a) 委員会に寄託し配分する義援金
  - (b) 被災地へ直接送金する義援金(被災地が特定される場合)

## ウ 【市民、企業等が実施する配慮】

### (f) 【義援物資】

- a 義援物資を提供する場合は、被災地が受入を希望する義援物資とするよう配慮する。
- b 義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮に努める。

## 2 義援物資及び義援金の引継ぎ及び配分

### (1) 基本方針

義援物資は被災市町村の需給状況を勘案し効果的に配分し、義援金は委員会に確実に引き継ぐとともに、委員会において協議のうえ、迅速かつ公正に配分する。

### (2) 実施計画

#### ア 【義援物資】

義援物資は配分するまでの間、損傷、紛失等のないよう適正に管理し、被災市町村に速やかに引き継ぎを行う。

#### イ 【義援金】

市、県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関に寄託された義援金は委員会に引き継ぎを行い、委員会は、被災状況等を考慮のうえ、対象者、配分内容、配分方法等の基準を定め、被災市町村を通じて適正に配分する。

## 【市が実施する対策】（健康福祉部）

### ア 【義援物資】

#### (f) 需要把握

- a 義援物資の要求把握は、地区、区・自治会及び避難所（福祉避難所を含む）ごとの要求把握を取りまとめる。
- b 区・自治会は最も基本的要求集約単位となり、毎日区・自治会において会議を開いて義援物資の要求をとりまとめる。
- c 義援物資保管場所と物資の調整をし、区・自治会ごとの要求数量を調整する。
- d 高齢者や障害者等の要求を重点的に把握する。

#### (f) 義援物資の配分

# 【旧】

## 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

いて円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮した方法について周知する。

- c 県は、義援物資の保管にあたり、長野県倉庫協会との協定に基づき、保管場所の確保、入出庫管理等を要請する。

### (f) 【義援金】

- a 県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、相互に連携を図りながら、募集方法、送り先、募集期間等を定めて義援金の募集を行うものとする。
- b 県が実施する義援金は、次の区分によるものとする。
  - (a) 委員会に寄託し配分する義援金
  - (b) 被災地へ直接送金する義援金(被災地が特定される場合)

## ウ 【市民、企業等が実施する配慮】

### (f) 【義援物資】

- a 義援物資を提供する場合は、被災地が受入を希望する義援物資とするよう配慮する。
- b 義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮に努める。

## 2 義援物資及び義援金の引継ぎ及び配分

### (1) 基本方針

義援物資は被災市町村の需給状況を勘案し効果的に配分し、義援金は委員会に確実に引き継ぐとともに、委員会において協議のうえ、迅速かつ公正に配分する。

### (2) 実施計画

#### ア 【義援物資】

義援物資は配分するまでの間、損傷、紛失等のないよう適正に管理し、被災市町村に速やかに引き継ぎを行う。

#### イ 【義援金】

市、県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関に寄託された義援金は委員会に引き継ぎを行い、委員会は、被災状況等を考慮のうえ、対象者、配分内容、配分方法等の基準を定め、被災市町村を通じて適正に配分する。

## 【市が実施する対策】（健康福祉部）

### ア 【義援物資】

#### (f) 需要把握

- a 義援物資の要求把握は、地区、区・自治会及び避難所（福祉避難所を含む）ごとの要求把握を取りまとめる。
- b 区・自治会は最も基本的要求集約単位となり、毎日区・自治会において会議を開いて義援物資の要求をとりまとめる。
- c 義援物資保管場所と物資の調整をし、区・自治会ごとの要求数量を調整する。
- d 高齢者や障害者等の要求を重点的に把握する。

#### (f) 義援物資の配分

# 【新】

## 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

- a 市災害対策本部で数量調整した義援物資を義援物資保管場所から避難所及び各区・自治会へ搬送する。
- b 義援物資保管場所に集まった義援物資を各区・自治会ごとに窓口を配置して配分する。状況により可能であれば各区・自治会ごとに梱包して搬送し、各区・自治会で配分の窓口を設置する。
- c 高齢者や障害者などへは、避難施設へまとめて搬送するか、区・自治会の役員やボランティア等が直接届ける。
- d 避難所（福祉避難所を含む）への搬送は、義援物資保管場所から行う。

### イ【義援金】

- (ア) 被災者の認定に基づき、被災の程度に応じ、区・自治会を通じて義援金の配分を行う。
- (イ) 義援金については、区・自治会の役員を通じて直接被災者に手渡す。

## 3 義援物資及び義援金の募集

### (1) 基本方針

義援物資及び義援金への要求情報等によって、各マスメディアやパソコン通信（インターネット ネット）等を駆使して広く義援物資及び義援金の募集を行う。

### (2) 担当部局

ア 義援物資及び義援金の要求把握：健康福祉部

イ パソコン通信による義援物資及び義援金の募集：健康福祉部

### (3) 実施計画

- ア 市災害対策本部で要求情報を一元化し、各マスメディアやパソコン通信（インターネット）等を駆使して全国各地や海外に義援物資及び義援金の募集を行う。
- イ 被災後の10日間はすべての物資が不足するため、緊急性が高い飲料水・食糧品類等、特に必要な分類を重点的に募集する。
- ウ 一ヶ月経過後は必要な物資の具体的な品名をあげて募集し、必要に応じて不要な義援物資を情報として流し、受入れの抑制を行う。
- エ 日本赤十字や共同募金等の義援金は、基本的に直接被災者へ現金により届けるものであるため、ボランティアの活動資金等に利用できる目的別の募金（例えば災害復興基金等）についても実施していく。

## 4 ボランティアの活用

本章37節「ボランティア活動の環境整備」参照

## 5 被災者等への義援物資及び義援金の配分

### (1) 基本方針

# 【旧】

## 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

- a 市災害対策本部で数量調整した義援物資を義援物資保管場所から避難所及び各区・自治会へ搬送する。
- b 義援物資保管場所に集まった義援物資を各区・自治会ごとに窓口を配置して配分する。状況により可能であれば各区・自治会ごとに梱包して搬送し、各区・自治会で配分の窓口を設置する。
- c 高齢者や障害者などへは、避難施設へまとめて搬送するか、区・自治会の役員やボランティア等が直接届ける。
- d 避難所（福祉避難所を含む）への搬送は、義援物資保管場所から行う。

### イ【義援金】

- (ア) 被災者の認定に基づき、被災の程度に応じ、区・自治会を通じて義援金の配分を行う。
- (イ) 義援金については、区・自治会の役員を通じて直接被災者に手渡す。

## 3 義援物資及び義援金の募集

### (1) 基本方針

義援物資及び義援金への要求情報等によって、各マスメディアやパソコン通信（インターネット ネット）等を駆使して広く義援物資及び義援金の募集を行う。

### (2) 担当部局

ア 義援物資及び義援金の要求把握：健康福祉部

イ パソコン通信による義援物資及び義援金の募集：健康福祉部

### (3) 実施計画

- ア 市災害対策本部で要求情報を一元化し、各マスメディアやパソコン通信（インターネット）等を駆使して全国各地や海外に義援物資及び義援金の募集を行う。
- イ 被災後の10日間はすべての物資が不足するため、緊急性が高い飲料水・食糧品類等、特に必要な分類を重点的に募集する。
- ウ 一ヶ月経過後は必要な物資の具体的な品名をあげて募集し、必要に応じて不要な義援物資を情報として流し、受入れの抑制を行う。
- エ 日本赤十字や共同募金等の義援金は、基本的に直接被災者へ現金により届けるものであるため、ボランティアの活動資金等に利用できる目的別の募金（例えば災害復興基金等）についても実施していく。

## 4 ボランティアの活用

本章37節「ボランティア活動の環境整備」参照

## 5 被災者等への義援物資及び義援金の配分

### (1) 基本方針

# 【新】

## 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

義援物資及び義援金への配分は、被災の状況や要求等を総合的に判断し、必要性、緊急性、公平性を考慮しながら、区・自治会を通じて配分を行う。

### (2) 担当部局

- ア 義援物資の配分：健康福祉部
- イ 義援金の配分：健康福祉部

### (3) 実施計画

- ア 市災害対策本部で数量調整した義援物資を10ブロックの物資供給基地へ搬送する。
- イ 10ブロックの供給基地から各地区（避難所を含む）へ搬送する。
- ウ 各地区に集まった義援物資を各区・自治会ごとに窓口を配置して配分する。状況により可能であれば各区・自治会ごとに梱包して搬送し、配分の窓口を設置する。
- エ 高齢者や障がい者などへは、避難施設へまとめて搬送するか、区・自治会役員やボランティア等が直接届ける。
- オ 義援金については、行政区単位を通じて直接被災者に手渡す。

# 【旧】

## 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

義援物資及び義援金への配分は、被災の状況や要求等を総合的に判断し、必要性、緊急性、公平性を考慮しながら、区・自治会を通じて配分を行う。

### (2) 担当部局

- ア 義援物資の配分：健康福祉部
- イ 義援金の配分：健康福祉部

### (3) 実施計画

- ア 市災害対策本部で数量調整した義援物資を10ブロックの物資供給基地へ搬送する。
- イ 10ブロックの供給基地から各地区（避難所を含む）へ搬送する。
- ウ 各地区に集まった義援物資を各区・自治会ごとに窓口を配置して配分する。状況により可能であれば各区・自治会ごとに梱包して搬送し、配分の窓口を設置する。
- エ 高齢者や障がい者などへは、避難施設へまとめて搬送するか、区・自治会役員やボランティア等が直接届ける。
- オ 義援金については、行政区単位を通じて直接被災者に手渡す。

# 【新】

## 第1節 復旧・復興の基本方針の決定

### 第1 基本方針

被災地の復旧・復興については、市民の意向を尊重し、地方公共団体が主体的に取り組むとともに、適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、この基本方向を決定し、その推進に当たり必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

### 第2 主な内容

- 1 現状復旧か又は計画的復興かの基本方向を早急に決定する。
- 2 復旧・復興にあたり、必要に応じ他の自治体への支援を求める。

### 第3 活動の内容

- 1 復旧・復興の基本方針の決定
  - (1) 基本方針  
市は、迅速な現状復旧又は計画的な復興を目指す基本方向を早急に決定し、実施に移る。
  - (2) 実施計画  
ア 【市及び県が実施する対策】（市全部局）
    - (ア) 市及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向を勘案しつつ、互いに連携し、迅速な現状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定め、早期に住民に周知する。
    - (イ) 被害地の復旧・復興は、市民の意向を尊重しつつ、協同して計画的に行う。
  - イ 【関係機関が実施する対策】  
防災関係機関は、市の復旧・復興の基本方針の決定に際し、協力を行う。
  - ウ 【市民が実施する計画】  
市民は、市の復旧・復興の基本方針の決定に際し、協力を行う。
- 2 支援体制
  - (1) 基本方針  
復旧・復興にあたり、必要に応じ他の自治体の支援を求め、円滑な実施を図る。
  - (2) 実施計画  
ア 【市が実施する対策】（企画総務部）  
市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県及び他の市町村等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。

# 【旧】

## 第1節 復旧・復興の基本方針の決定

### 第1 基本方針

~~被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すため、復旧・復興の基本方向を決定し、その推進に当たり必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。~~

### 第2 主な内容

- 1 現状復旧か又は計画的復興かの基本方向を早急に決定する。
- 2 復旧・復興にあたり、必要に応じ他の自治体への支援を求める。

### 第3 活動の内容

- 1 復旧・復興の基本方針の決定
  - (1) 基本方針  
市は、迅速な現状復旧又は計画的な復興を目指す基本方向を早急に決定し、実施に移る。
  - (2) 実施計画  
ア 【市及び県が実施する対策】（市全部局）
    - (ア) 市及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向を勘案しつつ、互いに連携し、迅速な現状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。
    - (イ) 被害地の復旧・復興は、市民の意向を尊重しつつ、協同して計画的に行う。
  - イ 【関係機関が実施する対策】  
防災関係機関は、市の復旧・復興の基本方針の決定に際し、協力を行う。
  - ウ 【市民が実施する計画】  
市民は、市の復旧・復興の基本方針の決定に際し、協力を行う。
- 2 支援体制
  - (1) 基本方針  
復旧・復興にあたり、必要に応じ他の自治体の支援を求め、円滑な実施を図る。
  - (2) 実施計画  
ア 【市が実施する対策】（企画総務部）  
市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県及び他の市町村等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。

## 第3節 計画的な復興

## 第1 基本方針

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも視野に入れた計画的復興を目指すに当たっては、復興計画を作成し、市民の理解を求めながら、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

## 第2 主な活動

- 1 複数の機関が関係し、高度、複雑及び大規模化する復興事業を可及的速やかに実施するための復興計画の作成並びに体制整備を図る。
- 2 再度災害防止と、より快適な都市環境を目指した、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。
- 3 著しく異常かつ激甚な災害が発生し、国の緊急災害対策本部が設置された災害(以下「特定大規模災害」という。)が発生した場合の各機関の連携による復興の促進を図る。

## 第3 計画の内容

## 1 復興計画の作成

## (1) 基本方針

被災地域の再建に当たり、更に災害に強いまちづくりを目指し、都市構造及び産業基盤の変更を要するような、多機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業を、可及的速やかに実施するために復興計画を作成する。

当該計画には、持続可能なまちづくりの視点から、生活・自然環境、医療福祉、教育、地域産業等の継続を考慮する必要がある。

計画策定に際しては、その検討組織等に、男女共同参画等の観点から女性・障がい者・高齢者等の参画促進に努める。

また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や、例えば学校を核とした地域コミュニティの拠点形成を行うなど、再構築に十分に配慮するものとする。

なお、当該計画の迅速・的確な作成と遂行のため、国、県及び他の市町村との連携等調整を行う体制の整備を図るものとする。

## (2) 実施計画

## ア 【市が実施する対策】（市全部局）

関係機関との連携及び県との調整を行うとともに、市民の理解を求めながら、迅速かつ的確に市における復興計画を作成する。

## イ 【県が実施する計画】

## 第3節 計画的な復興

## 第1 基本方針

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも視野に入れた計画的復興を目指すに当たっては、復興計画を作成し、市民の理解を求めながら、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

## 第2 主な活動

- 1 複数の機関が関係し、高度、複雑及び大規模化する復興事業を可及的速やかに実施するための復興計画の作成並びに体制整備を図る。
- 2 再度災害防止と、より快適な都市環境を目指した、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

## 第3 計画の内容

## 1 復興計画の作成

## (1) 基本方針

被災地域の再建に当たり、更に災害に強いまちづくりを目指し、都市構造及び産業基盤の変更を要するような、多機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業を、可及的速やかに実施するために復興計画を作成する。

当該計画には、持続可能なまちづくりの視点から、生活・自然環境、医療福祉、地域産業等の継続を考慮する必要がある。

また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

また、当該計画の迅速・的確な作成と遂行のため、国、県及び他の市町村との連携等調整を行う体制の整備を図る。

## (2) 実施計画

## ア 【市が実施する対策】（市全部局）

関係機関との連携及び県との調整を行うとともに、市民の理解を求めながら、迅速かつ的確に市における復興計画を作成する。

## イ 【県が実施する計画】

# 【新】

被災市町村、関係機関等との連携及び国との調整を行うと共に、市民の理解を得ながら迅速かつ的確に、被災地域を包括する復興計画を作成する。

## ウ 【関係機関が実施する対策】

市との連携を図り、整合性のある事業計画の作成に努める。

## 2 防災まちづくり

### (1) 基本方針

被災地域の再建に当たっては、必要に応じ再度の災害防止と、より快適な都市環境を目指し、「まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのもの」という理念のもとに、計画作成段階でまちのあるべき姿を明確にして、将来に悔いのない、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを市民の理解を求めながら実施する。併せて、女性・高齢者・障がい者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

### (2) 実施計画

#### ア 【市及び県が実施する計画】（市全部局）

(7) 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、土地区画整理事業及び市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成及び都市機能の更新を図るものとする。

その際、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、市民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに市民のコンセンサスを得るように努める。

(4) 防災まちづくりにあたっては、二次的な災害に対する安全性の確保等を目標とし、さらに必要に応じ、次の事項を基本的な目標とする。

a 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、空港等の都市基盤施設及び防災安全街区の整備

b ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等によるライフラインの耐震化

c 建築物及び公共施設の耐震化、不燃化

d 耐震性貯水槽の設置等

(ウ) 前記目標事項の整備等にあたっては、次の事項に留意する。

a 都市公園、河川等のオープンスペースの確保等について、単に指定緊急避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資することを市民に対して十分に説明し、理解と協力を得よう努める。

b ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等にあたっては、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りながら実施する。

c 既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その重要性を市民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進により、その解消に努める。

# 【旧】

被災市町村、関係機関等との連携及び国との調整を行うと共に、市民の理解を得ながら迅速かつ的確に、被災地域を包括する復興計画を作成する。

## ウ 【関係機関が実施する対策】

市との連携を図り、整合性のある事業計画の作成に努める。

## 2 防災まちづくり

### (1) 基本方針

被災地域の再建に当たっては、必要に応じ再度の災害防止と、より快適な都市環境を目指し、「まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのもの」という理念のもとに、計画作成段階でまちのあるべき姿を明確にして、将来に悔いのない、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを市民の理解を求めながら実施する。

### (2) 実施計画

#### ア 【市及び県が実施する対策】（市全部局）

(7) 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、土地区画整理事業及び市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成及び都市機能の更新を図る。

その際、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、市民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに市民のコンセンサスを得るように努める。

(4) 防災まちづくりにあたっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等を目標とするとともに、次の事項に留意する。

a 都市公園、河川等のオープンスペースの確保等について、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資することを市民に対して十分に説明し、理解と協力を得よう努める。

b ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等にあたっては、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りながら実施する。

c 既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進により、その解消に努める。

d 復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物の処理事業は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するものとし、必要な場合は傾斜的、戦略的实施を行う。

e 市民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行い、市民が主役となるまちづくりを行う。

(ウ) ~~建築物等の解体当による石綿の飛散を防止するため、事業者等に対し、適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。~~

# 【新】

d 復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物の処理事業は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するものとし、必要な場合は傾斜的、戦略的实施を行う。

e 市民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行い、市民が主役となるまちづくりを行う。

f 女性・高齢者・障がい者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

(e) 建築物等の解体当による石綿の飛散を防止するため、事業者等に対し、適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

(ウ) 情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被災状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。

## イ 【関係機関が実施する対策】

市、県等との連携を図り、整合性のある事業を実施する。

## ウ 【市民が実施する対策】

再度災害防止、より安全で快適なまちづくりは、自分たちはもちろん、子供たちをはじめとする将来のためのまちづくりであることを認識し、防災まちづくりへの理解と協力を努めるものとする。

## 3 特定大規模災害からの復興

### (1) 基本方針

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事情を調整しつつ、計画的に復興を進める必要がある。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する計画】

(ア) 市、県及び関係機関は、復興計画の迅速な作成と遂行のための体制整備を行う。

(イ) 必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本計画等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

(ウ) 必要に応じ、特定大規模災害からの復興のために必要な職員の派遣を県に要請する。

# 【旧】

## イ 【関係機関が実施する対策】

市、県等との連携を図り、整合性のある事業を実施する。

## ウ 【市民が実施する対策】

再度の災害防止、より安全で快適なまちづくりは、自分たちはもちろん、子どもたちをはじめとする将来のためのまちづくりであることを認識し、防災まちづくりへの理解と協力を努める。

# 【新】

## 第5節 被災者に対する生活再建等の支援

### 第1 基本方針

災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策をはじめ各般にわたる救済措置を講ずることにより生活の確保を図る。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。

### 第2 主な活動

- 被災住宅の復興を行う者への支援及び災害公営住宅の建設等を行うとともに、公営住宅への優先入居を行う。
- 被害の状況が被災者生活再建支援法の適用基準に該当する場合は、速やかに適用手続き等を実施する。
- 被災低所得者支援のため、社会福祉協議会による災害援護資金の貸付等を行う。
- 被災地における雇用維持等のため、被災者への職業紹介、労働災害対象者への労災保険給付等を行う。
- 被災した低所得者への必要な生活保護措置を行う。
- 被災者への災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付を行う。
- 被災者に対し適時適切な金融上の措置を行う。
- 被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免措置を行う。
- 被災した被保険者に対する医療費の一部負担金、保険料の減免等の措置を行う。
- 被災者に対する被災証明の早期交付体制を確立する。
- 被災者台帳を作成し、被災者の援護を総合的かつ効率的に行う。
- 被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口の設置及び広報を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 住宅対策 (1) 基本方針

被災した住宅の復興を容易にするため、住宅の建設等に対し、助成を行う。

また、被災者の住宅を確保するため、災害公営住宅の建設等を行うとともに公営住宅への優先入居の措置を講ずる。

さらに、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

#### (2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（都市建設部）

# 【旧】

## 第5節 被災者に対する生活再建等の支援

### 第1 基本方針

災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策をはじめ各般にわたる救済措置を講ずることにより生活の確保を図る。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。

### 第2 主な活動

- 被災住宅の復興を行う者への支援及び災害公営住宅の建設等を行うとともに、公営住宅への優先入居を行う。
- 被害の状況が被災者生活再建支援法の適用基準に該当する場合は、速やかに適用手続き等を実施する。
- 被災低所得者支援のため、社会福祉協議会による災害援護資金の貸付等を行う。
- 被災地における雇用維持等のため、被災者への職業紹介、労働災害対象者への労災保険給付等を行う。
- 被災した低所得者への必要な生活保護措置を行う。
- 被災者への災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付を行う。
- 被災者に対し適時適切な金融上の措置を行う。
- 被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免措置を行う。
- 被災した被保険者に対する医療費の一部負担金、保険料の減免等の措置を行う。
- 被災者に対する被災証明の早期交付体制を確立する。
- ~~被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口の設置及び広報を行う。~~
- ~~災害復旧用木材の供給支援を行う。~~

### 第3 活動の内容

#### 1 住宅対策 (1) 基本方針

被災した住宅の復興を容易にするため、住宅の建設等に対し、助成を行う。

また、被災者の住宅を確保するため、災害公営住宅の建設等を行うとともに公営住宅への優先入居の措置を講ずる。

さらに、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

#### (2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（都市建設部）

# 【新】

- (7) 災害復興住宅建設等補助金  
住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の補修資金の説明会等を行い、申込みに必要な、罹災証明書の発行を行う。
- (イ) 災害公営住宅の建設  
被災地全域で500戸以上、もしくは、市内で200戸以上か1割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の3割に相当する戸数を目途に応急仮設住宅の建設を行う。
- (ロ) 既存市営住宅の再建  
既存市営住宅が災害により、滅失または著しく損傷した場合には、必要に応じ再建する。
- (ハ) 市営住宅への優先入居  
災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、市営住宅への優先入居の措置を講ずる。
- (ニ) 居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市町村及び避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

## イ 【県が実施する対策】（建設部）

- (7) 災害復興住宅建設等補助金  
住宅金融支援機構が実施する災害復興住宅融資等について、臨時相談窓口の開設等の住宅相談を協力して行うとともに、住宅金融支援機構及び民間金融機関の災害復興住宅資金融資を受けたものに対して、利子相当額の一部を助成する。
- (イ) 災害復興住宅融資  
住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の対象とならない災害復興住宅の建設・補修等を行う者に対し、金融機関と協力して融資を行う。
- (ロ) 災害公営住宅  
被災地全域で500戸以上、もしくは、一市町村の区域内で200戸以上か1割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の3割に相当する戸数を目途に災害公営住宅を建設する。
- (ハ) 既存県営住宅の再建  
既存県営住宅が災害により、滅失または著しく損傷した場合には、必要に応じ再建する。
- (ニ) 県営住宅への優先入居  
災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、県営住宅への優先入居の措置を講ずる。

## 2 被災者生活再建支援法による復興

- (1) 基本方針  
一定の基準以上の異常な自然現象により被害を受けた者に対して、被災者生活再建支援法を適用し、生活再建の支援を行う。
- (2) 実施計画

# 【旧】

- (7) 災害復興住宅建設等補助金  
住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の補修資金の説明会等を行い、申込みに必要な、罹災証明書の発行を行う。
- (イ) 災害公営住宅の建設  
被災地全域で500戸以上、もしくは、市内で200戸以上か1割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の3割に相当する戸数を目途に応急仮設住宅の建設を行う。
- (ロ) 既存市営住宅の再建  
既存市営住宅が災害により、滅失または著しく損傷した場合には、必要に応じ再建する。
- (ハ) 市営住宅への優先入居  
災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、市営住宅への優先入居の措置を講ずる。
- (ニ) 居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市町村及び避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

## イ 【県が実施する対策】（建設部）

- (7) 災害復興住宅建設等補助金  
住宅金融支援機構が実施する災害復興住宅融資等について、臨時相談窓口の開設等の住宅相談を協力して行うとともに、住宅金融支援機構及び民間金融機関の災害復興住宅資金融資を受けたものに対して、利子相当額の一部を助成する。
- (イ) 災害復興住宅融資  
住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の対象とならない災害復興住宅の建設・補修等を行う者に対し、金融機関と協力して融資を行う。
- (ロ) 災害公営住宅  
被災地全域で500戸以上、もしくは、一市町村の区域内で200戸以上か1割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の3割に相当する戸数を目途に災害公営住宅を建設する。
- (ハ) 既存県営住宅の再建  
既存県営住宅が災害により、滅失または著しく損傷した場合には、必要に応じ再建する。
- (ニ) 県営住宅への優先入居  
災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、県営住宅への優先入居の措置を講ずる。

## 2 被災者生活再建支援法による復興

- (1) 基本方針  
一定の基準以上の異常な自然現象により被害を受けた者に対して、被災者生活再建支援法を適用し、生活再建の支援を行う。
- (2) 実施計画

# 【新】

## 風水害対策編 第4章 災害復旧計画

### ア 【市が実施する対策】（健康福祉部、市民環境部）

(7) 申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備を行う。

(4) 災害による住宅被害情報を迅速に把握し、直ちに諏訪地方事務所長へ報告する。

(7) 被災者に対し、申請に要する罹災証明書等の必要書類を発行する。

(エ) 被災者生活再建支援法が適用された場合、被災者に対し、申請に要するり災証明書等の必要書類を発行する。

(4) 被災世帯から提出された申請書類等を確認・点検し、県へ提出する。

(4) 被災者生活再建支援法人から委託された場合、支援金の支給等事務を行う。

### イ 【県が実施する対策】

(7) 地方事務所長は、本章第2節に基づく住宅被害状況を把握し、迅速に危機管理部長へ報告する。

(4) 知事は、住宅被害報告に基づき、被災者生活再建支援法を適用する。なお、被災者生活再建支援法を適用した場合は、公示、内閣府への報告等必要な手続を行う。

(7) 市町村から提出された被災世帯からの申請書類を確認・点検し、被災者生活再建支援法人へ提出する。

(エ) 支援金の支給事務は、議会の議決を得て、被災者生活再建支援法人へ全部委託する。

### ウ 【被災者生活再建支援法人が実施する対策】

県から提出された申請書類の審査及び県から委託された支給金の支給事務を行う。

## 3 生活福祉資金（災害援護資金等）の貸付

### (1) 基本方針

被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金（災害援護資金等）の貸付けを行う。

### (2) 実施計画

#### ア 【茅野市社会福祉協議会の実施する対策】

被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金制度、により民生・児童委員の協力により生活福祉資金（災害援護資金等）の貸付けを行う。

#### イ 【市、県が実施する対策】（健康福祉部）

市及び県は、被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度の周知、活用促進を図るとともに、必要に応じて貸付金の償還に係る利子補給等被災者の負担軽減措置を行う。

## 4 被災者の労働対策

### (1) 基本方針

# 【旧】

## 風水害対策編 第4章 災害復旧計画

### ア 【市が実施する対策】（健康福祉部、市民環境部）

(7) 災害による住宅被害情報を迅速に把握し、直ちに諏訪地方事務所長へ報告する。

(4) 被災者生活再建支援法が適用された場合、被災者に対し、申請に要するり災証明書等の必要書類を発行する。

(4) 被災世帯から提出された申請書類等を確認・点検し、県へ提出する。

(4) 被災者生活再建支援法人から委託された場合、支援金の支給等事務を行う。

### イ 【県が実施する対策】

(7) 地方事務所長は、本章第2節に基づく住宅被害状況を把握し、迅速に危機管理部長へ報告する。

(4) 知事は、住宅被害報告に基づき、被災者生活再建支援法を適用する。なお、被災者生活再建支援法を適用した場合は、公示、内閣府への報告等必要な手続を行う。

(7) 市町村から提出された被災世帯からの申請書類を確認・点検し、被災者生活再建支援法人へ提出する。

(エ) 支援金の支給事務は、議会の議決を得て、被災者生活再建支援法人へ全部委託する。

### ウ 【被災者生活再建支援法人が実施する対策】

県から提出された申請書類の審査及び県から委託された支給金の支給事務を行う。

## 3 生活福祉資金（災害援護資金等）の貸付

### (1) 基本方針

被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金（災害援護資金等）の貸付けを行う。

### (2) 実施計画

#### ア 【茅野市社会福祉協議会の実施する対策】

被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金制度、により民生・児童委員の協力により生活福祉資金（災害援護資金等）の貸付けを行う。

#### イ 【市、県が実施する対策】（健康福祉部）

市及び県は、被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度の周知、活用促進を図るとともに、必要に応じて貸付金の償還に係る利子補給等被災者の負担軽減措置を行う。

## 4 被災者の労働対策

### (1) 基本方針

# 【新】

## 風水害対策編 第4章 災害復旧計画

被災地における雇用維持及び労働問題の円滑な解決を図るため、被災により離職を余儀なくされた者に対する職業紹介等必要な措置を講ずる。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する対策】（産業経済部）

市は、災害により生ずる労働問題に関する相談に対応するため関係機関とともに、被災地における巡回労働相談所等の措置を講ずる。

#### イ 【県が実施する対策】（商工労働部）

##### (イ) 労働相談

労政事務所は、災害により生ずる労働問題に関する相談に対応するため被災地における巡回労働相談所等の措置を講ずる。

##### (イ) 災害により離職を余儀なくされた者に対する措置

長野労働局、ハローワーク及び関係市町村等と連携しながら、緊急雇用創出特別基金事業の前倒し実施による緊急的な雇用の創出、合同就職面接会の開催、職業訓練等による再就職の促進を行う。

##### (イ) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に定める措置を適用するとされた激甚災害であって、職業訓練の受講者が当該災害による離職者等である場合には、国と連携し、訓練手当の支給、受講料の免除等の措置を行う。

#### ウ 【長野労働局が実施する対策】

##### (ア) 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、被災者のための臨時職業相談の実施、巡回職業相談の実施、職業訓練受講の指示、職業転換給付金制度の活用等の措置を講じ、離職者の早期再就職のあっせんを行う。

##### (イ) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に定める措置を適用することとされた激甚災害であるときは、災害による休業のため賃金を受けとることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者を除く。）に対し、同条の定めるところにより基本手当を支給する。

##### (ウ) 労働条件の確保、労働力の確保に向けた臨時総合相談窓口を開設する。

##### (エ) 災害を原因とする事業場の閉鎖等により労働者に対する賃金未払が生じた場合には、未払賃金立替制度により迅速に必要な措置を講じる。

##### (オ) 労災保険給付に当たり、被災労働者が事業場の倒壊等の理由により事業主の証明を受けられない場合には、当該証明がない場合でも請求書を受理する等、弾力的な運用を行う。

## 5 生活保護

### (1) 基本方針

被災した低所得者に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、生活再建を支援する。

### (2) 実施計画

#### ア 【福祉事務所が実施する対策】

# 【旧】

## 風水害対策編 第4章 災害復旧計画

被災地における雇用維持及び労働問題の円滑な解決を図るため、被災により離職を余儀なくされた者に対する職業紹介等必要な措置を講ずる。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する対策】（産業経済部）

市は、災害により生ずる労働問題に関する相談に対応するため関係機関とともに、被災地における巡回労働相談所等の措置を講ずる。

#### イ 【県が実施する対策】（商工労働部）

##### (イ) 労働相談

労政事務所は、災害により生ずる労働問題に関する相談に対応するため被災地における巡回労働相談所等の措置を講ずる。

##### (イ) 災害により離職を余儀なくされた者に対する措置

長野労働局、ハローワーク及び関係市町村等と連携しながら、緊急雇用創出特別基金事業の前倒し実施による緊急的な雇用の創出、合同就職面接会の開催、職業訓練等による再就職の促進を行う。

##### (イ) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に定める措置を適用するとされた激甚災害であって、職業訓練の受講者が当該災害による離職者等である場合には、国と連携し、訓練手当の支給、受講料の免除等の措置を行う。

#### ウ 【長野労働局が実施する対策】

##### (ア) 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、被災者のための臨時職業相談の実施、巡回職業相談の実施、職業訓練受講の指示、職業転換給付金制度の活用等の措置を講じ、離職者の早期再就職のあっせんを行う。

##### (イ) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に定める措置を適用することとされた激甚災害であるときは、災害による休業のため賃金を受けとることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者を除く。）に対し、同条の定めるところにより基本手当を支給する。

##### (ウ) 労働条件の確保、労働力の確保に向けた臨時総合相談窓口を開設する。

##### (エ) 災害を原因とする事業場の閉鎖等により労働者に対する賃金未払が生じた場合には、未払賃金立替制度により迅速に必要な措置を講じる。

##### (オ) 労災保険給付に当たり、被災労働者が事業場の倒壊等の理由により事業主の証明を受けられない場合には、当該証明がない場合でも請求書を受理する等、弾力的な運用を行う。

## 5 生活保護

### (1) 基本方針

被災した低所得者に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、生活再建を支援する。

### (2) 実施計画

#### ア 【福祉事務所が実施する対策】

# 【新】

## 風水害対策編 第4章 災害復旧計画

福祉事務所は、被災により生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ生活、住宅、教育、介護、医療、生業等の扶助を行い、最低限度の生活を保障し、生活再建を支援する。

### 6 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付

#### (1) 基本方針

災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に災害障害見舞金を支給する。また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸し付ける。

#### (2) 実施計画

##### ア 【市が実施する対策】（健康福祉部）

##### (7) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

茅野市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定に基づき、一定の災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金を支給する。また、災害により精神又は身体に障害を受けた市民に対して災害障害見舞金の支給を行う

##### (4) 災害援護資金の貸付け

茅野市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため災害援護資金を貸し付ける。

##### (9) 災害見舞金の支給

茅野市罹災者見舞金交付要綱の規定に基づき、市内に発生した災害により罹災した市民に対し支給する。

##### イ 【県が実施する対策】

##### (7) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

県は、市町村が、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により死亡した者に対して支給する慶弔金及び災害により精神又は身体に重度の障がいを受けた者に対して支給する障害見舞金に要する費用の一部を負担するものとする。

##### (4) 災害援護資金の貸付

県は、市町村が災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害救助法が適用される災害等により被害を受けた世帯に対し、災害援護資金の貸付を行った場合この貸付に要する費用の貸付を行うものとする。

##### (9) 災害見舞金の交付

県は、災害によって住家又は人的被害を被った世帯又は遺族に対して見舞金を交付するものとする。

### 7 被災者に対する金融上の措置

#### (1) 基本方針

# 【旧】

## 風水害対策編 第4章 災害復旧計画

福祉事務所は、被災により生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ生活、住宅、教育、介護、医療、生業等の扶助を行い、最低限度の生活を保障し、生活再建を支援する。

### 6 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付

#### (1) 基本方針

災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に災害障害見舞金を支給する。また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸し付ける。

#### (2) 実施計画

##### ア 【市が実施する対策】（健康福祉部）

##### (7) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

茅野市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定に基づき、一定の災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金を支給する。また、災害により精神又は身体に障害を受けた市民に対して災害障害見舞金の支給を行う

##### (4) 災害援護資金の貸付け

茅野市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため災害援護資金を貸し付ける。

##### (9) 災害見舞金の支給

茅野市罹災者見舞金交付要綱の規定に基づき、市内に発生した災害により罹災した市民に対し支給する。

##### イ 【県が実施する対策】

##### (7) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

県は、市町村が、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により死亡した者に対して支給する障害見舞金に要する費用の一部を負担する。

##### (4) 災害援護資金の貸付

県は、市町村が災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害救助法が適用される災害等により被害を受けた世帯に対し、災害援護資金の貸付を行った場合この貸付に要する費用の貸付を行う。

##### (9) 災害見舞金の交付

県は、災害によって住家又は人的被害を被った世帯又は遺族に対して見舞金を交付する。

### 7 被災者に対する金融上の措置

#### (1) 基本方針

# 【新】

## 風水害対策編 第4章 災害復旧計画

現地における災害の実状、資金の需要状況等を適格に把握し、実情に応じて適時適切な金融上の措置を行う。

### (2) 実施計画

#### ア 【関係機関が実施する対策】

関東財務局長野財務事務所、日本銀行松本支店は、被災者の便宜を図るため、災害の状況により金融機関に対し、次の措置を講ずるよう指導する。

- (7) 資金の融資について、融資相談所の開設、審査手続の簡素化、貸し出しの迅速化、貸出金の返済猶予等の措置
- (4) 預貯金者の払い戻しについて、預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した預貯金者に対し、罹災証明書の提示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法を持って被災者の預貯金払い戻しの利便を図ること。
- (9) 事情やむを得ないと認められる被災者等に対し、定期貯金、定期積金等の中途解約、又は当該預貯金等を担保とする貸出に応ずる等適宜の措置をとること。

イ 災害時における手形交換又は不渡り処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。

ウ 生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に支払うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長処置を講ずること。

### 8 租税の徴収猶予及び減免

#### (1) 基本方針

災害による被災者の納付すべき市税の徴収猶予及び減免を行って、被災者の生活の安定を図る。

#### (2) 実施計画

##### ア 【市が実施する対策】（市民環境部）

市税の減免等の措置

- (7) 被災者の市税について、申告、申請、請求その他の書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長及び徴収猶予をするとともに、市民税、固定資産税、国民健康保険税等の減免について茅野市税条例及び茅野市国民健康保険税条例の定めるところにより、必要な措置を講ずる。

##### イ 【県が実施する対策】（総務部）

災害の状況に応じて、県税について次の措置を講ずる。

- (7) 期限の延長

# 【旧】

## 風水害対策編 第4章 災害復旧計画

現地における災害の実状、資金の需要状況等を適格に把握し、実情に応じて適時適切な金融上の措置を行う。

### (2) 実施計画

#### ア 【関係機関が実施する対策】

関東財務局長野財務事務所、日本銀行松本支店は、被災者の便宜を図るため、災害の状況により金融機関に対し、次の措置を講ずるよう指導する。

- (7) 資金の融資について、融資相談所の開設、審査手続の簡素化、貸し出しの迅速化、貸出金の返済猶予等の措置
- (4) 預貯金者の払い戻しについて、預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した預貯金者に対し、罹災証明書の提示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法を持って被災者の預貯金払い戻しの利便を図ること。
- (9) 事情やむを得ないと認められる被災者等に対し、定期貯金、定期積金等の中途解約、又は当該預貯金等を担保とする貸出に応ずる等適宜の措置をとること。

イ 災害時における手形交換又は不渡り処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。

ウ 生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に支払うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長処置を講ずること。

### 8 租税の徴収猶予及び減免

#### (1) 基本方針

災害による被災者の納付すべき市税の徴収猶予及び減免を行って、被災者の生活の安定を図る。

#### (2) 実施計画

##### ア 【市が実施する対策】（市民環境部）

市税の減免等の措置

- (7) 被災者の市税について、申告、申請、請求その他の書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長及び徴収猶予をするとともに、市民税、固定資産税、国民健康保険税等の減免について茅野市税条例及び茅野市国民健康保険税条例の定めるところにより、必要な措置を講ずる。

##### イ 【県が実施する対策】（総務部）

災害の状況に応じて、県税について次の措置を講ずる。

- (7) 期限の延長

# 【新】

## 風水害対策編 第4章 災害復旧計画

次に掲げる災害の区分に応じ、当該区分に掲げるところにより、地方税法又は県税条例に基づく、申告、申請、請求その他の書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長を行う。

- a 災害救助法が適用される災害  
知事が必要と認めるときは、地域及び期日を指定して期限を延長する。
  - b その他の災害  
知事又は地方事務所長が必要と認めるときは、納税者の申請により、地域及び期日を指定して期限を延長する。
- (f) 徴収猶予  
知事又は地方事務所長が県税の納付又は納入ができないと認めるときは、納税者の申請により、その徴収を猶予する。
  - (g) 減免等  
知事又は地方事務所長が県税の減免が必要と認めるときは、納税者の申請により、減免を行う。

### 9 医療費の一部負担金の減免、保険料の減免等

#### (1) 基本方針

被災した国民健康保険等の被保険者等に対し、必要に応じて、医療費の一部負担金、保険料の減免等の措置を講じ、被災者の負担の軽減を図る。

#### (2) 実施計画

##### ア 【市が実施する対策】（健康福祉部）

市は、災害により資産に重大な損害を受け、又は収入が著しく減少した場合など、医療給付を受ける場合の一部負担金や保険料の支払いが困難と認められる者に対し、一部負担金や保険料の減免、徴収猶予等の措置を講ずるとともに、関係団体への協力要請を行う。

##### イ 【県が実施する対策】（衛生部）

県は、市町村と連携を図り情報収集に努めるとともに、必要に応じて、国（内閣府）及び関係機関と連絡・調整を行うものとする。

##### ウ 【関係機関が実施する対策】

- (7) 長野社会保険事務局は、医療保険における健康保険被保険者証再交付業務などを迅速に処理するほか、健康保険被保険者証提示の手続きの簡素化、一部負担金等の支払いに係る特例措置等が行われる場合には、関係団体への速やかな協力要請を行うなど迅速に対応する。
- (4) 長野社会保険事務局は、保険料に係る納期限の延長や、免除について必要に応じて、措置を講ずる。

### 10 罹災証明書の交付

#### (1) 基本方針

被災者に対する支援措置を早期に実施するため、遅滞なく罹災証明書の交付を行う。

# 【旧】

## 風水害対策編 第4章 災害復旧計画

次に掲げる災害の区分に応じ、当該区分に掲げるところにより、地方税法又は県税条例に基づく、申告、申請、請求その他の書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長を行う。

- a 災害救助法が適用される災害  
知事が必要と認めるときは、地域及び期日を指定して期限を延長する。
  - b その他の災害  
知事又は地方事務所長が必要と認めるときは、納税者の申請により、地域及び期日を指定して期限を延長する。
- (f) 徴収猶予  
知事又は地方事務所長が県税の納付又は納入ができないと認めるときは、納税者の申請により、その徴収を猶予する。
  - (g) 減免等  
知事又は地方事務所長が県税の減免が必要と認めるときは、納税者の申請により、減免を行う。

### 9 医療費の一部負担金の減免、保険料の減免等

#### (1) 基本方針

被災した国民健康保険等の被保険者等に対し、必要に応じて、医療費の一部負担金、保険料の減免等の措置を講じ、被災者の負担の軽減を図る。

#### (2) 実施計画

##### ア 【市が実施する対策】（健康福祉部）

市は、災害により資産に重大な損害を受け、又は収入が著しく減少した場合など、医療給付を受ける場合の一部負担金や保険料の支払いが困難と認められる者に対し、一部負担金や保険料の減免、徴収猶予等の措置を講ずるとともに、関係団体への協力要請を行う。

##### イ 【県が実施する対策】（衛生部）

県は、市町村と連携を図り情報収集に努めるとともに、必要に応じて、国（厚生労働省）及び関係機関と連絡・調整を行う。

##### ウ 【関係機関が実施する対策】

- (7) 長野社会保険事務局は、医療保険における健康保険被保険者証再交付業務などを迅速に処理するほか、健康保険被保険者証提示の手続きの簡素化、一部負担金等の支払いに係る特例措置等が行われる場合には、関係団体への速やかな協力要請を行うなど迅速に対応する。
- (4) 長野社会保険事務局は、保険料に係る納期限の延長や、免除について必要に応じて、措置を講ずる。

### 10 罹災証明書の交付

#### (1) 基本方針

被災者に対する支援措置を早期に実施するため、早期に罹災証明書の交付を行う。

# 【新】

## (2) 実施計画

### 【市が実施する対策】（市民環境部）

災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

## 11 被災者台帳の作成

### (1) 基本方針

災害による被災者を総合的かつ効率的な援護の実施の基礎とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳の作成を行う。

### (2) 実施計画

#### 【市が実施する対策】

必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者に台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

## 12 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築

### (1) 基本方針

被害の状況に応じて、市役所に被災者の総合的な相談窓口として被災者相談センターを開設する。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する対策】（市全部局）

市職員の他、関係機関へ協力を求め相談員を派遣してもらい、開設運営する。

#### (7) 相談窓口の内容

- a 税、保険、年金相談
- b 住宅・宅地の修理、仮設住宅への入居等住宅相談
- c 災害廃棄物相談
- d ライフライン相談
- e 各種貸付け相談
- f 医療・健康相談
- g その他

(4) 市民に対し、掲示板、防災無線、有線放送、広報誌等を活用して広報を行う。

(9) 報道機関に対し、発表を行う。

#### イ 【県が実施する対策】（総務部、危機管理部）

(7) 知事は、被災者の生活確保を図るため必要があると認めるときは、地方事務所に命じて被災者相談所（以下「相談所」という。）を設置する。

(4) 相談所の所長は地方事務所長とし、相談員は関係現地機関の職員があたるものとする。ただし、災害の規模等により地方事務所長から知事に要請があった場合は、知事は、本庁の職

# 【旧】

## (2) 実施計画

### ア 【市が実施する対策】（市民環境部）

発災後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付する。

## 14 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築

### (1) 基本方針

被害の状況に応じて、市役所に被災者の総合的な相談窓口として被災者相談センターを開設する。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する対策】（市全部局）

市職員の他、関係機関へ協力を求め相談員を派遣してもらい、開設運営する。

#### (7) 相談窓口の内容

- a 税、保険、年金相談
- b 住宅・宅地の修理、仮設住宅への入居等住宅相談
- c 災害廃棄物相談
- d ライフライン相談
- e 各種貸付け相談
- f 医療・健康相談
- g その他

(4) 市民に対し、掲示板、防災無線、有線放送、広報誌等を活用して広報を行う。

(9) 報道機関に対し、発表を行う。

#### イ 【県が実施する対策】（総務部、危機管理部）

(7) 知事は、被災者の生活確保を図るため必要があると認めるときは、地方事務所に命じて被災者相談所（以下「相談所」という。）を設置する。

(4) 相談所の所長は地方事務所長とし、相談員は関係現地機関の職員があたるものとする。ただし、災害の規模等により地方事務所長から知事に要請があった場合は、知事は、本庁の職員を派遣することができる。

(9) 相談所は、原則として地方事務所に置くが、災害の状況により被災市町村の区域内に置くことができる。

(5) 地方事務所長は、相談所を設置したときは、その旨を知事に報告及び関係市町村に通知し、被災者に徹底させるものとする。

(4) 県は、住民に対し、テレビ、ラジオ、新聞、広報誌等を活用し、災害時要援護者にも配慮した適切な手段で広報を行う。

(4) 県は、報道機関に対し、発表を行う。

# 【新】

- 員を派遣することができる。
- (ウ) 相談所は、原則として地方事務所に置くが、災害の状況により被災市町村の区域内に置くことができる。
  - (エ) 地方事務所長は、相談所を設置したときは、その旨を知事に報告及び関係市町村に通知し、被災者に徹底させるものとする。
  - (オ) 県は、住民に対し、テレビ、ラジオ、新聞、広報誌等を活用し、災害時要援護者にも配慮した適切な手段で広報を行う。
  - (カ) 県は、報道機関に対し、発表を行う。

## ウ 【関係機関が実施する対策】

- (7) 必要に応じて、相談窓口を設置する。
- (イ) 市民に対してチラシ等を活用し広報を行う。
- (ウ) 報道機関に対し、発表を行う。

# 【旧】

## ウ 【関係機関が実施する対策】

- (7) 必要に応じて、相談窓口を設置する。
- (イ) 市民に対してチラシ等を活用し広報を行う。
- (ウ) 報道機関に対し、発表を行う。

## 12 災害復旧用資材の供給

### （1）基本方針

災害復旧資材として、災害復旧用材を迅速かつ円滑に供給する。

### （2）実施計画

#### ア 【市が実施する対策】（都市建設部、産業経済部）

県及び関係機関へ、災害復旧用材の供給要請を行う。

#### イ 【県が実施する対策】（林務部）

計画的な復興に向け、住宅建築や災害復旧工事に必要な木材の確保について、森林・林業関係団体と連携・協力をし、早期復旧に必要な供給について支援を行う。

また、材料となる原木については、県有林から率先して切り出せるよう、森林・林業関係団体との体制整備を図る。

- 震災対策編 -

第1章 総則

第1節 計画作成の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2節 防災の基本理念及び施策の概要・・・・・・・・・・ ■ 2

第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱・・・・・・・・ 4

第4節 茅野市の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ■10

第5節 被害想定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

第2章 災害予防計画

第1節 地震に強いまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

第2節 情報の収集・連絡体制計画・・・・・・・・・・ ■29

第3節 活動体制計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ■32

第4節 広域相互応援計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ■36

第5節 救助・救急・医療計画・・・・・・・・・・・・・・・・ ■41

第6節 消防・水防活動計画・・・・・・・・・・・・・・・・ ■47

第7節 要配慮者支援計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ■53

第8節 緊急輸送計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ■61

第9節 障害物の処理計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65

第10節 避難収容活動計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ■67

第11節 孤立防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ■77

第12節 食料品等の備蓄・調達計画・・・・・・・・・・ ■81

第13節 給水計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ■84

第14節 生活必需品の備蓄・調達計画・・・・・・・・・・ ■87

- 震災対策編 -

第1章 総則

第1節 計画作成の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2節 防災の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱・・・・・・・・ 4

第4節 茅野市の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第5節 被害想定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

第2章 災害予防計画

第1節 地震に強いまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

第2節 情報の収集・連絡体制計画・・・・・・・・・・ 29

第3節 活動体制計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

第4節 広域相互応援計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

第5節 救助・救急・医療計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

第6節 消防・水防活動計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

第7節 災害時要援護者計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 53

第8節 緊急輸送計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61

第9節 障害物の処理計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65

第10節 避難収容活動計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67

第11節 孤立防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77

第12節 食料品等の備蓄・調達計画・・・・・・・・・・ 81

第13節 給水計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 84

第14節 生活必需品の備蓄・調達計画・・・・・・・・・・ 87

## 【新】

第15節 危険物施設等災害予防計画	■90
第16節 電気施設災害予防計画	■98
第17節 都市ガス施設災害予防計画	■100
第18節 上水道施設災害予防計画	■103
第19節 下水道施設災害予防計画	106
第20節 通信・放送施設災害予防計画	■109
第21節 鉄道施設災害予防計画	■116
第22節 災害広報計画	■118
第23節 土砂災害等の災害予防計画	■121
第24節 防災都市計画	■129
第25節 建築物災害予防計画	133
第26節 道路及び橋梁災害予防計画	138
第27節 河川施設等災害予防計画	141
第28節 ため池災害予防計画	■143
第29節 農林水産災害予防計画	145
第30節 積雪期の地震災害予防計画	148
第31節 二次災害の予防計画	154
第32節 防災知識普及計画	■160
第33節 防災訓練計画	■165
第34節 災害復旧・復興への備え	■169
第35節 自主防災組織等の育成に関する計画	■171
第36節 企業防災に関する計画	■174

## 【旧】

第15節 危険物施設等災害予防計画	90
第16節 電気施設災害予防計画	98
第17節 都市ガス施設災害予防計画	100
第18節 上水道施設災害予防計画	103
第19節 下水道施設災害予防計画	106
第20節 通信・放送施設災害予防計画	109
第21節 鉄道施設災害予防計画	116
第22節 災害広報計画	118
第23節 土砂災害等の災害予防計画	121
第24節 防災都市計画	129
第25節 建築物災害予防計画	133
第26節 道路及び橋梁災害予防計画	138
第27節 河川施設等災害予防計画	141
第28節 ため池災害予防計画	143
第29節 農林水産災害予防計画	145
第30節 積雪期の地震災害予防計画	148
第31節 二次災害の予防計画	154
第32節 防災知識普及計画	160
第33節 防災訓練計画	165
第34節 災害復旧・復興への備え	169
第35節 自主防災組織等の育成に関する計画	171
第36節 企業防災に関する計画	174

# 【新】

第37節 ボランティア活動の環境整備	■176
第38節 災害対策基金等積立及び運用計画	■179
第39節 震災対策に関する調査研究及び観測	180
第40節 <u>観光地の災害予防計画</u>	■164
第41節 <u>住民及び事業者による地区内の防災活動の推進</u>	■164

## 第3章 災害応急対策計画

第1節 災害情報の収集・連絡活動	181
第2節 非常参集職員の活動	■186
第3節 広域相互応援活動	■191
第4節 ヘリコプターの運用計画	■200
第5節 <u>自衛隊の災害派遣</u>	■200
第6節 救助・救急・医療活動	■200
第7節 消防・水防活動	■200
第8節 <u>要配慮者に対する応急活動</u>	■206
第9節 緊急輸送活動	■206
第10節 障害物の処理活動	■206
第11節 避難収容及び情報提供活動	■207
第12節 孤立地域対策活動	■219
第13節 食料品等の調達供給活動	■219
第14節 飲料水の調達供給活動	■219
第15節 <u>生活必需品の調達供給活動</u>	■219
第16節 <u>保健衛生、感染症予防活動</u>	■219

# 【旧】

第37節 ボランティア活動の環境整備	176
第38節 災害対策基金等積立及び運用計画	179
第39節 震災対策に関する調査研究及び観測	180

## 第3章 災害応急対策計画

第1節 災害情報の収集・連絡活動	181
第2節 非常参集職員の活動	186
第3節 広域相互応援活動	191
第4節 ヘリコプターの運用計画	200
第5節 自衛隊災害派遣活動	200
第6節 救助・救急・医療活動	200
第7節 消防・水防活動	200
第8節 災害時要援護者に対する応急活動	206
第9節 緊急輸送活動	206
第10節 障害物の処理活動	206
第11節 避難収容活動及び情報提供活動	207
第12節 孤立地域対策活動	219
第13節 食料品等の調達供給活動	219
第14節 飲料水の調達供給活動	219
第15節 食料品の調達供給活動	219
第16節 衛生、感染症予防活動	219

# 【新】

第17節 <u>遺体</u> の搜索及び処置等の活動	■219
第18節 廃棄物の処理活動	■219
第19節 社会秩序の維持、物価安定に関する活動	■220
第20節 危険物施設等応急活動	■220
第21節 電気施設応急活動	■220
第22節 都市ガス施設応急活動	■220
第23節 上水道施設応急活動	■220
第24節 衛生、下水道施設応急活動	■220
第25節 通信・放送施設応急活動	■220
第26節 鉄道施設応急活動	■221
第27節 災害広報活動	■221
第28節 土砂災害等応急活動	■221
第29節 建築物災害応急活動	222
第30節 道路及び橋梁応急活動	■225
第31節 河川施設等応急活動	■228
第32節 <u>災害の拡大防止</u> と二次災害の防止活動	230
第33節 ため池災害応急活動	■239
第34節 農林水産物災害応急活動	■240
第35節 文教活動	■240
第36節 飼育動物の保護対策	■240
第37節 ボランティアの受入れ体制	■240
第38節 義援物資及び義援金の受入れ体制	■240

# 【旧】

第17節 死体の搜索及び処置等の活動	219
第18節 廃棄物の処理活動	219
第19節 社会秩序の維持、物価安定に関する活動	220
第20節 危険物施設等応急活動	220
第21節 電気施設応急活動	220
第22節 都市ガス施設応急活動	220
第23節 上水道施設応急活動	220
第24節 衛生、下水道施設応急活動	220
第25節 通信・放送施設応急活動	220
第26節 鉄道施設応急活動	221
第27節 災害広報活動	221
第28節 土砂災害等応急活動	221
第29節 建築物災害応急活動	222
第30節 道路及び橋梁応急活動	225
第31節 河川施設等応急活動	228
第32節 二次災害の防止活動	230
第33節 ため池災害応急活動	239
第34節 農林水産物災害応急活動	240
第35節 文教活動	240
第36節 飼育動物の保護対策	240
第37節 ボランティアの受入れ体制	240
第38節 義援物資、義援金の受入れ体制	240

# 【新】

第39節 災害救助法の適用	■240
第40節 観光地の災害応急対策	■241
<b>第4章 災害復旧計画</b>	
第1節 復旧・復興の基本方針の決定	■241
第2節 迅速な現状復旧の進め方	■241
第3節 計画的な復興	■241
第4節 資金計画	■241
第5節 被災者等の生活再建等の支援	■241
第6節 被災中小企業等の復興	■241
<b>第5章 東海地震に関する事前対策活動</b>	
第1節 総則	242
第2節 東海地震に関する情報及び警戒宣言発令時の活動体制	243
第3節 情報収集伝達計画	245
第4節 広報計画	249
第5節 避難活動等	252
第6節 食料、生活必需品、飲料水の確保計画	256
第7節 医療救護及び保健衛生活動計画	258
第8節 児童生徒等の保護活動計画	260
第9節 消防・救急救助等対策	261
第10節 警備対策	262
第11節 防災関係機関の講ずる措置	263
第12節 売り惜しみ・買い占め等の防止	265

# 【旧】

第39節 災害救助法の適用	240
<b>第4章 災害復旧計画</b>	
第1節 復旧・復興の基本方針の決定	241
第2節 迅速な現状復旧の進め方	241
第3節 計画的な復興	241
第4節 資金計画	241
第5節 被災者等の生活再建等の支援	241
第6節 被災中小企業等の復興	241
<b>第5章 東海地震に関する事前対策活動</b>	
第1節 総則	242
第2節 東海地震に関する情報及び警戒宣言発令時の活動体制	243
第3節 情報収集伝達計画	245
第4節 広報計画	249
第5節 避難活動等	252
第6節 食料、生活必需品、飲料水の確保計画	256
第7節 医療救護及び保健衛生活動計画	258
第8節 児童生徒等の保護活動計画	260
第9節 消防・救急救助等対策	261
第10節 警備対策	262
第11節 防災関係機関の講ずる措置	263
第12節 売り惜しみ・買い占め等の防止	265

## 【新】

第13 節 交通対策	266
第14 節 緊急輸送	268
第15 節 他機関に対する応援の要請	270
第16 節 事業所等対策計画	270

※ページ番号の前に■を付している節については、風水害対策編を参照

## 【旧】

第13 節 交通対策	266
第14 節 緊急輸送	268
第15 節 他機関に対する応援の要請	270
第16 節 事業所等対策計画	270

## 【新】

一 震災対策編一第1章 総則

### 第2節 防災の基本理念及び施策の概要

→ 風水害対策編 参照

## 【旧】

一 震災対策編一第1章 総則

### 第2節 防災の基本方針

# 【新】

一震災対策編—第1章 総則

## 第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

### 第1 実施責任

#### 1 茅野市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、災害から、地域市民の生命、身体及び財産を保護するために、指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

#### 2 長野県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、地震災害から、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方行政機関等が処理する地震防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

#### 3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害から市域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関が相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

#### 4 指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び、指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら地震防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

#### 5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、自らの防災業務を実施するとともに、相互に助力し、市の防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

#### 6 自主防災組織

自主防災組織は、自らの地域の災害に備えるための手段を講ずるとともに自発的な防災活動と市の行う防災業務に寄与するよう努める。

### 第2 処理すべき事務又は業務の大綱

#### 1 茅野市

- (1) 市防災会議、市警戒本部及び災害対策本部に関すること。
- (2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。
- (3) 水防被災施設の応急措置及び復旧に関すること。
- (4) 市域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。
- (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。

# 【旧】

一震災対策編—第1章 総則

## 第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

### 第1 実施責任

#### 1 茅野市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、災害から、地域市民の生命、身体及び財産を保護するために、指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

#### 2 長野県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、地震災害から、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方行政機関等が処理する地震防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

#### 3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害から市域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関が相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

#### 4 指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び、指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら地震防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

#### 5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、自らの防災業務を実施するとともに、相互に助力し、市の防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

#### 6 自主防災組織

自主防災組織は、自らの地域の災害に備えるための手段を講ずるとともに自発的な防災活動と市の行う防災業務に寄与するよう努める。

### 第2 処理すべき事務又は業務の大綱

#### 1 茅野市

- (1) 市防災会議、市警戒本部及び災害対策本部に関すること。
- (2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。
- (3) 水防被災施設の応急措置及び復旧に関すること。
- (4) 市域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。
- (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。

# 【新】

一震災対策編一第1章 総則

- (6) 災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。
- (7) 防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。
- (8) 公共的団体の指導、自主防災組織の育成指導に関すること。
- (9) その他、市の所掌事務についての地震防災対策に関すること。

## 2 長野県

- (1) 県防災会議に関すること。
- (2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。
- (3) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること。
- (4) 県地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。
- (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。
- (6) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。
- (7) 市町村及び指定地方公共機関の災害事務又は、業務の実施についての救助及び調整に関すること。
- (8) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- (9) その他、県の掌握事務についての防災対策に関すること。

## 3 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 関東農政局 (松本地域センター)	ア 地震災害時における主要食糧の供給に関すること。
(2) 中部森林管理局 (南信森林管理署)	ア 地震防災上の治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること。 イ 地震にともなう林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること。 ウ 地震災害応急対策用材の供給に関すること。
(3) 東京管区気象台 (長野地方気象台)	ア 火山情報等の発表及び伝達に関すること。 イ 防災知識の普及に関すること。 ウ 災害防止のための統計調査に関すること。
(4) 信越総合通信局	<u>ア 災害時における通信・放送の確保に関すること。</u> <u>イ 非常通信に関すること。</u> <u>ウ 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関すること。</u> <u>エ 通信機器及び移動電源車の貸出に関すること。</u>
(5) 長野労働局（岡谷労働基準監督署）	ア 工場、事業場における自主的な避難、救助等の教育訓練に関すること。

# 【旧】

一震災対策編一第1章 総則

- (6) 災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。
- (7) 防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。
- (8) 公共的団体の指導、自主防災組織の育成指導に関すること。
- (9) その他、市の所掌事務についての地震防災対策に関すること。

## 2 長野県

- (1) 県防災会議に関すること。
- (2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。
- (3) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること。
- (4) 県地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。
- (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。
- (6) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。
- (7) 市町村及び指定地方公共機関の災害事務又は、業務の実施についての救助及び調整に関すること。
- (8) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- (9) その他、県の掌握事務についての防災対策に関すること。

## 3 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 関東農政局 (松本地域センター)	ア 地震災害時における主要食糧の供給に関すること。
(2) 中部森林管理局 (南信森林管理署)	ア 地震防災上の治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること。 イ 地震にともなう林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること。 ウ 地震災害応急対策用材の供給に関すること。
(3) 東京管区気象台 (長野地方気象台)	ア 火山情報等の発表及び伝達に関すること。 イ 防災知識の普及に関すること。 ウ 災害防止のための統計調査に関すること。
(4) 信越総合通信局	<del>ア 電気通信の監理に関すること。</del> <del>イ 災害時における非常通信の確保に関すること。</del>
(5) 長野労働局（岡谷労働基準監督署）	ア 工場、事業場における自主的な避難、救助等の教育訓練に関すること。 イ 被災労働者及び被災事業主に対する応急対策の実施に関すること。
(6) 国土交通省	ア 災害予防

# 【新】

一震災対策編—第1章 総則

	イ 被災労働者及び被災事業主に対する応急対策の実施に関すること。
(6) 国土交通省 関東地方整備局 (長野国道事務所岡谷維持管理修繕出張所)	ア 災害予防 (7) 応急復旧用資機材の備蓄の推進 (4) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (9) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 イ 応急・復旧 (7) 応急活動のための体制の整備及所掌事務の実施 (4) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (9) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 (5) 所管施設の緊急点検の実施

## 4 茅野警察署

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
茅野警察署	ア 災害情報の収集、伝達及び広報に関すること イ 治安の確保及び交通の規制に関すること ウ 被災者の救出救護及び避難誘導に関すること エ 死体（行方不明者）の捜索及び検視に関すること

## 5 陸上自衛隊第13普通科連隊（松本駐屯部隊）

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 (第13普通科連隊)	(1) 災害時における人命又は財産の保護のための救護活動に関すること。 (2) 災害時における応急復旧活動に関すること。

## 6 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 日本郵便㈱ 茅野郵便局	ア 災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策等に関すること。 イ 災害時における窓口業務の確保に関すること。
(2) 東日本旅客鉄道（株） 長野支社茅野駅	ア 鉄道施設の防災に関すること。 イ 災害時における避難者の輸送に関すること。

# 【旧】

一震災対策編—第1章 総則

関東地方整備局 (長野国道事務所岡谷維持管理修繕出張所)	(7) 応急復旧用資機材の備蓄の推進 (4) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (9) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 イ 応急・復旧 (7) 応急活動のための体制の整備及所掌事務の実施 (4) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (9) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 (5) 所管施設の緊急点検の実施
---------------------------------	---

## 4 茅野警察署

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
茅野警察署	ア 災害情報の収集、伝達及び広報に関すること イ 治安の確保及び交通の規制に関すること ウ 被災者の救出救護及び避難誘導に関すること エ 死体（行方不明者）の捜索及び検視に関すること

## 5 陸上自衛隊第13普通科連隊（松本駐屯部隊）

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 (第13普通科連隊)	<del>ア 被害状況の把握</del> <del>イ 避難の援助</del> <del>ウ 避難者等捜索救助</del> <del>エ 水防及び消火活動</del> <del>オ 道路又は水路等の交通道路上の障害物の排除</del> <del>カ 応急医療防疫、病虫害防除等の支援</del> <del>キ 通信支援</del> <del>ク 人員及び物資の緊急輸送</del> <del>ケ 炊飯及び給水支援</del> <del>コ 救援物資の無償貸付又は譲与</del> <del>ク 交通規制の支援</del> <del>シ 危険物の保安及び除去</del>

## 6 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 日本郵便㈱ 茅野郵便局	災害時における郵便業務の確保、郵政事業に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策等に関すること。 災害時における窓口業務の確保に関すること。
(2) 東日本旅客鉄道（株）	ア 鉄道施設の防災に関すること。

# 【新】

一震災対策編—第1章 総則

(3)東日本電信電話(株) 長野支社、 <u>㈱NTTドコモ、</u> <u>KDDI</u> ㈱	ア 公衆電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通信の確保及び気象通報の伝達に関すること。
(4)日本赤十字社 長野県支部 茅野市地区	ア 医療、助産等救助、救護に関すること。 イ 災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること。 ウ 義援金品の募集に関すること。
<u>(5)日本放送協会</u> <u>長野放送局</u>	<u>情報等広報に関すること。</u>
(6)日本通運(株) 長野支店	震災時における、貨物自動車による救援物資等の輸送の協力に関すること。
(7)中部電力(株) 諏訪営業所	ア 電力施設の保全・保安に関すること。 イ 電力の供給に関すること。
(8)中日本高速道路(株)	中央自動車道の防災に関すること。

## 7 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1)ガス会社	諏訪瓦斯㈱、帝石パイプライン(㈱) ア ガス施設の保全、保安に関すること。 イ ガスの供給に関すること。
(2)アルピコ交通(株)	災害時における旅客自動車による避難者の輸送の協力に関すること。
(3)(社)長野県トラック協会	災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること。
(4)放送事業者	エルシーブイ㈱、信越放送㈱、㈱長野放送、㈱テレビ信州、長野朝日放送㈱ 気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
(5)土地改良区 滝之湯・池の平・大河原・笹原	ため池、水門、せぎの防災に関すること。
(6)医師会(諏訪郡医師会茅野原地区幹事会)、 歯科医師会(茅野市歯科医師会)	災害時における医療、助産等救護活動の実施に関すること。

# 【旧】

一震災対策編—第1章 総則

長野支社茅野駅	イ 災害時における避難者の輸送に関すること。
(3)東日本電信電話(株) 長野支社	ア 公衆電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通信の確保及び気象通報の伝達に関すること。
(4)日本赤十字社 長野県支部 茅野市地区	ア 医療、助産等救助、救護に関すること。 イ 災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること。 ウ 義援金品の募集に関すること。
(5)日本通運(株) 長野支店	震災時における、貨物自動車による救援物資等の輸送の協力に関すること。
(6)中部電力(株) 諏訪営業所	ア 電力施設の保全・保安に関すること。 イ 電力の供給に関すること。
(7)中日本高速道路(株)	中央自動車道の防災に関すること。

## 7 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1)ガス会社	諏訪瓦斯㈱、帝石パイプライン(㈱) ア ガス施設の保全、保安に関すること。 イ ガスの供給に関すること。
(2)アルピコ交通(株)	災害時における旅客自動車による避難者の輸送の協力に関すること。
(3)(社)長野県トラック協会	災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること。
(4)放送各社	<del>日本放送協会(長野放送局)、エルシーブイ㈱、信越放送㈱、㈱長野放送、㈱テレビ信州、長野朝日放送㈱</del> 気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
(5)土地改良区 滝の湯・池ノ平他	ため池、水門、せぎの地震防災に関すること。
(6)医師会(諏訪郡医師会茅野原地区幹事会)、 歯科医師会(茅野市歯科医師会)、看護協会	災害時における医療、助産等救護活動の実施に関すること。
(7)薬剤師会(諏訪薬剤師会)	災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関すること。

# 【新】

一震災対策編—第1章 総則

医師会)、看護協会	
(7) 薬剤師会(諏訪薬剤師会)	災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関する事。
(8) (社)長野県建設業協会(諏訪支部茅野分会)	災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関する事。
(9) (社福)長野県社会福祉協議会(茅野市社会福祉協議会)	災害ボランティアに関する事。

## 8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 茅野市区長会	ア 区域内の災害に関する情報の収集及び伝達に関する事。 イ 水防、その他災害に対する応急処置の協力に関する事。 ウ 災害時における避難、救助活動の協力に関する事。
(2) 茅野市消防団	ア 地震災害時の防火、水防等の消防業務に関する事。 イ 情報の収集、伝達及び避難の実施に関する事。
(3) 信州諏訪農業協同組合	ア 県、市が行う地震被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。 イ 農作物の地震災害応急対策の指導に関する事。 ウ 被災農家に対する融資、あっせんに関する事。 エ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関する事。 オ 農産物の需給調整に関する事。 カ 防災協定に基づく生活物資の調達に関する事。
(4) 諏訪森林組合	ア 県、市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。 イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関する事。 ウ 木材の供給と物資のあっせんに関する事。
(5) 茅野商工会議所	ア 県、市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。 イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関する事。 ウ 地震災害時における物価安定の協力に関する事。 エ 救援物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関する事。
(6) 病院等医療施設の管理者	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事。 イ 災害時における入所者の保護及び誘導に関する事。 ウ 災害時における病人等の収容及び保護に関する事。 エ 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関する事。

# 【旧】

一震災対策編—第1章 総則

(8) (社)長野県建設業協会(諏訪支部茅野分会)	災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関する事。
(9) (社福)長野県社会福祉協議会(茅野市社会福祉協議会)	災害ボランティアに関する事。

## 8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 茅野市区長会	ア 区域内の災害に関する情報の収集及び伝達に関する事。 イ 水防、その他災害に対する応急処置の協力に関する事。 ウ 災害時における避難、救助活動の協力に関する事。
(2) 茅野市消防団	ア 地震災害時の防火、水防等の消防業務に関する事。 イ 情報の収集、伝達及び避難の実施に関する事。
(3) 信州諏訪農業協同組合	ア 県、市が行う地震被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。 イ 農作物の地震災害応急対策の指導に関する事。 ウ 被災農家に対する融資、あっせんに関する事。 エ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関する事。 オ 農産物の需給調整に関する事。 カ 防災協定に基づく生活物資の調達に関する事。
(4) 諏訪森林組合	ア 県、市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。 イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関する事。 ウ 木材の供給と物資のあっせんに関する事。
(5) 茅野商工会議所	ア 県、市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。 イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関する事。 ウ 地震災害時における物価安定の協力に関する事。 エ 救援物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関する事。
(6) 病院等医療施設の管理者	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事。 イ 災害時における入所者の保護及び誘導に関する事。 ウ 災害時における病人等の収容及び保護に関する事。 エ 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関する事。
(7) 社会福祉施設の管理者	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事。 イ 災害時における入所者の保護、誘導に関する事。
(8) 茅野市赤十字奉仕	ア 医療等救助、救護活動の協力に関する事。

# 【新】

一震災対策編—第1章 総則

(7) 社会福祉施設の管理者	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ 災害時における利用者・入所者の保護、誘導に関すること。
(8) 茅野市赤十字奉仕団	ア 医療等救助、救護活動の協力に関すること。 イ 被災者に対する炊き出しの協力に関すること。
(9) 金融機関	ア 被災事業者等に対する資金融資に関すること。
(10) 学校法人	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ 地震災害時における教育対策に関すること。 ウ 被災施設の災害復旧に関すること。
(11) 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者	ア 安全管理の徹底に関すること。 イ 防護施設の整備に関すること。
(12) 諏訪農業共済組合	災害時における共済援助に関すること。
(13) 諏訪交通安全協会茅野支部	災害時における交通規制等混乱防止と緊急車両の誘導に関すること。
(14) 茅野市防火協会	防災に関する訓練の実施、広報に関すること。
(15) 茅野防犯協会連合会	災害時の犯罪防止に関すること。
(16) 茅野市建設事業協同組合	ア 防災時の応急措置に関すること。 イ 協定に基づく応急措置に関すること。
(17) 茅野市水道事業協同組合	ア 災害時の水道施設の応急措置に関すること。 イ 協定に基づく応急措置に関すること。
(18) 茅野アマチュア無線クラブ	ア 災害時の情報収集、伝達に関すること。 イ 協定に基づく情報収集、伝達に関すること。
(19) 茅野市自主防災組織	ア 災害時の初期消火等、初動対応に関すること。 イ 単位組織での防災訓練に関すること。
(20) 茅野市ボランティア協議会	災害ボランティアに関すること。
(21) 柔道整復師会、看護協会	ア 災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること。 イ 災害時における救護活動に必要な医薬品及び医療機材の提供に関すること。

# 【旧】

一震災対策編—第1章 総則

団	イ 被災者に対する炊き出しの協力に関すること。
(9) 金融機関	ア 被災事業者等に対する資金融資に関すること。
(10) 学校法人	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ 地震災害時における教育対策に関すること。 ウ 被災施設の災害復旧に関すること。
(11) 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者	ア 安全管理の徹底に関すること。 イ 防護施設の整備に関すること。
(12) 諏訪農業共済組合	災害時における共済援助に関すること。
(13) 諏訪交通安全協会茅野支部	災害時における交通規制等混乱防止と緊急車両の誘導に関すること。
(14) 茅野市防火協会	防災に関する訓練の実施、広報に関すること。
(15) 茅野防犯協会連合会	災害時の犯罪防止に関すること。
(16) 茅野市建設事業協同組合	ア 防災時の応急措置に関すること。 イ 協定に基づく応急措置に関すること。
(17) 茅野市水道事業協同組合	ア 災害時の水道施設の応急措置に関すること。 イ 協定に基づく応急措置に関すること。
(18) 茅野アマチュア無線クラブ	ア 災害時の情報収集、伝達に関すること。 イ 協定に基づく情報収集、伝達に関すること。
(19) 茅野市自主防災組織	ア 災害時の初期消火等、初動対応に関すること。 イ 単位組織での防災訓練に関すること。
(20) 茅野市ボランティア協議会	災害ボランティアに関すること。
(21) 柔道整復師会、看護協会	ア 災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること。 イ 災害時における救護活動に必要な医薬品及び医療機材の提供に関すること。

## 【新】

一 震災対策編—第1章 総則

第4節 茅野市の概況

→ 風水害対策編 参照

## 【旧】

一 震災対策編—第1章 総則

第4節 茅野市の概況

# 【新】

震災対策編 第2章 災害予防計画

## 第1節 地震に強いまちづくり

### 第1 基本方針

市内における構造物・施設等について、地震防災基本計画の基本的な考え方を踏まえ、耐震性の確保を図るとともに、県が作成する地震防災緊急事業五箇年計画等に基づく事業の推進を図り、本市の地域性に配慮しつつ、地震に強いまちづくりを行う。

また、地震防災施設の整備に当たっては、大規模地震も考慮し、効果的かつ重点的な予防対策の推進を図るとともに、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮するものとする。

### 第2 主な取り組み

- 1 施設等に耐震性の確保、市土保全機能の増進等地震に強いまちを形成する。
- 2 地震に強い都市構造の形成、建築物の安全化、ライフライン施設等の機能の確保等地震に強いまちづくりを推進する。

### 第3 計画の内容

#### 1 地震に強い都市基盤づくり

##### (1) 現状及び課題

市内には地震の発生する可能性の高い活断層の糸魚川―静岡構造線があり、急峻な地形、もろい地質とあいまって、地震による大きな被害が懸念されることから、地震災害に強い安全な都市基盤の形成に取り組む必要がある。

##### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する計画】(市全部局)

- (7) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、地震災害から県土及び県民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。
- (4) 基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計やネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。
- (9) 地すべり、がけ崩れ防止などによる土砂災害対策の推進及び、森林などの県土保全機能の維持増進を図るとともに、住宅、学校や病院等の公共施設等の建造物、施設等の耐震性に十分配慮する。
- (エ) 東海地震、東南海・南海地震及び地震防災戦略が対象とする大規模地震以外の地震について、国が策定した地震防災戦略を踏まえ、第1章第5節「被害想定」を参考に減災目標及び地震防災対策の実施目標を策定し、関係機関・市民等と一体となった、効果的・効率的な地震防災対策を推進する。

(オ) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

#### イ 【県が実施する計画】(全部局)

- (7) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、地震災害から県土及び県民の生命、身体、財

# 【旧】

震災対策編 第2章 災害予防計画

## 第1節 地震に強いまちづくり

### 第1 基本方針

市内における構造物・施設等について、地震防災基本計画の基本的な考え方を踏まえ、耐震性の確保を図るとともに、県が作成する地震防災緊急事業五箇年計画等に基づく事業の推進を図り、本市の地域性に配慮しつつ、地震に強いまちづくりを行う。

また、地震防災施設の整備に当たっては、大規模地震も考慮し、効果的かつ重点的な予防対策の推進を図るとともに、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮するものとする。

### 第2 主な取り組み

- 1 施設等に耐震性の確保、市土保全機能の増進等地震に強いまちを形成する。
- 2 地震に強い都市構造の形成、建築物の安全化、ライフライン施設等の機能の確保等地震に強いまちづくりを推進する。

### 第3 計画の内容

#### 1 地震に強い都市基盤づくり

##### (1) 現状及び課題

市内には地震の発生する可能性の高い活断層の糸魚川―静岡構造線があり、急峻な地形、もろい地質とあいまって、地震による大きな被害が懸念されることから、地震災害に強い安全な都市基盤の形成に取り組む必要がある。

##### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する計画】(市全部局)

- (7) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、地震災害から市土及び市民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。
- (4) 基幹的な交通・通信施設等の整備にあたっては、各施設等の耐震設計やネットワークの充実などにより耐震性の確保に努める。
- (9) 地すべり、がけ崩れ防止などによる土砂災害対策の推進及び、森林などの市土保全機能の維持増進を図るとともに、構造物、施設等の耐震性に十分配慮する。
- (エ) 東海地震、東南海・南海地震を対象に国が策定した地震対策大綱や地震防災戦略を踏まえた地域目標の策定に努める。
- ~~(オ)~~ 地震防災戦略が対象とする大規模地震以外の地震について、国が策定した地震防災戦略を踏まえ、第1章第5節「被害想定」を参考に減災目標を策定し、関係機関・市民等と一体となった、効果的・効率的な地震対策の推進に努める。

#### イ 【県が実施する計画】(全部局)

- (7) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、地震災害から県土及び県民の生命、身体、財

# 【新】

## 震災対策編 第2章 災害予防計画

産を保護することに十分配慮するものとする。

- (イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計やネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努めるものとする。
- (ウ) 地すべり、がけ崩れ防止などによる土砂災害対策の推進及び、森林などの県土保全機能の維持推進を図るとともに、住宅、学校や病院等の公共施設等の建造物、施設等の耐震性に十分配慮するものとする。
- (エ) 東海地震、東南海・南海地震及び地震防災戦略が対象とする大規模地震以外の地震について、国が策定した地震対策大綱〔地震防災対策のマスタープラン（防対策から発災時の応急対策、復旧・復興対策）〕や地震防災戦略（期限を定めて定量的な減災目標を設定し、減災目標を達成するために必要な数値目標及び具体的な実現方策）を踏まえ、第1章第5節「被害想定」を基に減災目標を策定するとともに、減災目標を達成するための地震防災対策の実施目標を策定し、関係機関・住民等と一体となった、効果的・効率的な地震防災対策を推進するものとする。
- (オ) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

### ウ 【関係機関が実施する計画】

主要な鉄道、道路等の基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計やネットワークの充実などにより耐震性の確保に努めるものとする。

## 2 地震に強いまちづくり

### (1) 現状及び課題

都市化の進展、建築物の高層化や多様化、ライフライン等への依存度の増大により地震の及ぼす被害は多様化しており、地震に強い都市構造、建築物の安全化、ライフライン施設の耐震化に配慮したまちづくりが必要となっている。

### (2) 実施計画

#### ア【市が実施する計画】（市全部局）

##### (7) 地震に強い都市構造の形成

- a 幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤整備及び土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化等により、地震に強い都市構造の形成を図る。  
なお、事業の実施については、効果的・効率的に行われるよう配慮する。
- b 不特定多数のものが利用する施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導体制の整備を強化する。

##### (イ) 建築物等の安全化

- a 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、災害時要援護者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、耐震性の確保に特に配慮する。  
特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計

# 【旧】

## 震災対策編 第2章 災害予防計画

産を保護することに十分配慮するものとする。

- (イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、各施設等の耐震設計やネットワークの充実、施設機能の代替性の確保、各交通施設間の連携の強化などにより耐震性の確保に努めるものとする。
- (ウ) 地すべり、がけ崩れ防止などによる土砂災害対策の推進及び、森林などの県土保全機能の維持推進を図るとともに、住宅、学校や病院等の公共施設等の建造物、施設等の耐震性に十分配慮するものとする。
- (エ) 東海地震、東南海・南海地震及び地震防災戦略が対象とする大規模地震以外の地震について、国が策定した地震対策大綱〔地震防災対策のマスタープラン（防対策から発災時の応急対策、復旧・復興対策）〕や地震防災戦略（期限を定めて定量的な減災目標を設定し、減災目標を達成するために必要な数値目標及び具体的な実現方策）を踏まえ、第1章第5節「被害想定」を基に減災目標を策定するとともに、減災目標を達成するための地震防災対策の実施目標を策定し、関係機関・住民等と一体となった、効果的・効率的な地震対策を推進するものとする。

### ウ 【関係機関が実施する計画】

主要な鉄道、道路等の基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、各施設等の耐震設計やネットワークの充実などにより耐震性の確保に努めるものとする。

## 2 地震に強いまちづくり

### (1) 現状及び課題

都市化の進展、建築物の高層化や多様化、ライフライン等への依存度の増大により地震の及ぼす被害は多様化しており、地震に強い都市構造、建築物の安全化、ライフライン施設の耐震化に配慮したまちづくりが必要となっている。

### (2) 実施計画

#### ア【市が実施する計画】（市全部局）

##### (7) 地震に強い都市構造の形成

- a 幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤整備及び土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化等により、地震に強い都市構造の形成を図る。
- b 不特定多数のものが利用する施設等における安全確保対策及び発災地の応急体制の整備を強化する。

##### (イ) 建築物等の安全化

- a 不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、耐震性の確保に特に配慮する。
- b 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。
- c 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。
- d 建築物の落下対策及びブロック塀等の安全化を図る。

# 【新】

震災対策編 第2章 災害予防計画

## 画的かつ効果的な実施に努める。

- b 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。
- c 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。
- d 建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。

## (9) ライフライン施設等の機能の確保

- a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えたとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、廃棄物処理施設等の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

## 特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進める。

- b 関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備を図る。
- c コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講ずる。

## (エ) 地質、地盤の安全確保

- a 施設の設置については、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発については、十分な連絡・調整を図る。
- b 個人住宅等の小規模建築物についても、地質、地盤に対応した基礎構造等について普及を図る。

## (オ) 危険物施設等の安全確保

危険物施設等及び火災の原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進する。

## (カ) 災害応急対策等への備え

- a 被災時の対応を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分に行い、職員、市民個々の防災力の向上を図るとともに、人的ネットワークの構築を図る。

## b 避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進については、公共用地等の活用を図る。

## c 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。

## d 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。

## イ 【県が実施する計画】（全部局）

### (7) 地震に強い都市構造の形成

- a 緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じ

# 【旧】

震災対策編 第2章 災害予防計画

## (9) ライフライン施設等の機能の確保

- a 上下水道、廃棄物処理施設等の耐震性の確保を図るとともに、系統の多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。
- b 関係機関との密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備を図る。
- c コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講ずる。

## (エ) 地質、地盤の安全確保

- a 施設の設置にあたっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発にあたって十分な連絡・調整を図る。
- b 個人住宅等の小規模建築物についても、地質、地盤に対応した基礎構造等について、普及を図る。

## (オ) 危険物施設等の安全確保

危険物施設等及び火災の原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進する。

## (カ) 災害応急対策等への備え

被災時の対応を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分に行い、職員、市民個々の防災力の向上を図るとともに、人的ネットワークの構築を図る。

## イ 【県が実施する計画】（全部局）

### (7) 地震に強い都市構造の形成

- a 緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じ

# 【新】

## 震災対策編 第2章 災害予防計画

て安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。

- b 幹線道路、都市公園、河川、空港など骨格的な都市基盤整備及び防災安全街区の整備、危険な密集市街地の解消等を図るための都市防災総合推進事業、防災街区整備事業、土地区画整理事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化等により、地震に強い都市構造の形成を図るものとする。

なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。

- c 不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導体制の整備を強化するものとする。

### (i) 建築物等の安全化

- a 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、災害時要援護者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、耐震性の確保に特に配慮するものとする。

特に、県有施設の内、多数の者が利用する学校や防災上重要な拠点となる庁舎等で、耐震性能が低い建築物について、平成19年11月に策定した「県有施設耐震化整備プログラム（平成23年度改定）」に基づき、計画的な耐震化を推進するとともに、構造躯体の耐震化に合わせ、天井や建具などの非構造部材や建築設備の耐震改修に努めるものとする。

県営住宅については、老朽化等の状況を踏まえ、改善、建替え等を実施し、その適正な維持管理に努めるものとする。

- b 住宅等をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努めるものとする。
- c 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施するものとする。
- d 建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るものとする。

### (j) ライフライン施設等の機能の確保

- a ライフラインの被害は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、ガス等の施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進めるものとする。

- b 関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備を図るものとする。
- c コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるものとする。
- d ライフライン防災連絡会を設置し、関係機関の連携を図るものとする。

### (k) 地質、地盤の安全確保

- a 施設の設置に当たっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図るものとする。
- b 個人住宅等の小規模建築物についても、地質、地盤に対応した基礎構造等について普及

# 【旧】

## 震災対策編 第2章 災害予防計画

て安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。

- b 幹線道路、都市公園、河川、空港など骨格的な都市基盤整備及び防災安全街区の整備、危険な密集市街地の解消等を図るための都市防災総合推進事業、防災街区整備事業、土地区画整理事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化等により、地震に強い都市構造の形成を図る。

なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

- c 不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導体制の整備を強化する。

### (i) 建築物等の安全化

- a 不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、耐震性の確保に特に配慮する。

特に、県有施設の内、多数の者が利用する学校や防災上重要な拠点となる庁舎等で、耐震性能が低い建築物について、平成19年11月に策定した「県有施設耐震化整備プログラム（平成23年度改定）」に基づき、計画的な耐震化を推進するとともに、構造躯体の耐震化に合わせ、天井や建具などの非構造部材や建築設備の耐震改修に努める。

- b 住宅等をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。
- c 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。
- d 建築物における天井の脱落防止等の落下対策、ブロック塀の転倒防止、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。

### (j) ライフライン施設等の機能の確保

- a ライフラインの被害は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、ガス等の施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。

- b 関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備を図る。
- c コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じる。
- d ライフライン防災連絡会を設置し、関係機関の連携を図る。

### (k) 地質、地盤の安全確保

- a 施設の設置に当たっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。
- b 個人住宅等の小規模建築物についても、地質、地盤に対応した基礎構造等について普及

### (l) 危険物施設等の安全確保

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の

# 【新】

## 震災対策編 第2章 災害予防計画

を図るものとする。

- (f) 危険物施設等の安全確保  
危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進するものとする。
- (h) 災害応急対策等への備え
  - a 次章以降に掲げる、地震が発生した場合の災害応急対策、災害復旧、復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力向上を図るものとする。
  - b 避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進については、公共用地等の活用を図るものとする。
  - c 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。
  - d 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

### ウ 【関係機関が実施する計画】

- (7) 地震に強い都市構造の形成  
不特定多数のものが利用する施設等における安全確保対策及び発災地の応急体制の整備を強化するものとする。
- (イ) 建築物等の安全化  
不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設、医療施設等について、耐震性の確保に特に配慮するものとする。
- (ウ) ライフライン施設等の機能の確保
  - a ライフラインの被害は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えたとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、電気、ガス、電話等の耐震性の確保を図るとともに、系統の多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。
  - b 関係機関との密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備を図る。
  - c コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講ずる。
- (エ) 地質、地盤の安全確保  
施設の設置にあたっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発にあたって十分な連絡・調整を図る。
- (オ) 危険物施設等の安全確保  
危険物施設等及び火災の原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。
- (カ) 災害応急対策等への備え

# 【旧】

## 震災対策編 第2章 災害予防計画

耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。

- (h) 災害応急対策等への備え  
次章以降に掲げる、地震が発生した場合の災害応急対策、災害復旧、復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力向上を図る。
- ウ 【関係機関が実施する計画】
- (7) 地震に強い都市構造の形成  
不特定多数のものが利用する施設等における安全確保対策及び発災地の応急体制の整備を強化する
  - (イ) 建築物等の安全化  
不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、耐震性の確保に特に配慮する。
  - (ウ) ライフライン施設等の機能の確保
    - a ライフラインの被害は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えたとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、電気、ガス、電話等の耐震性の確保を図るとともに、系統の多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。
    - b 関係機関との密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備を図る。
    - c コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講ずる。
  - (エ) 地質、地盤の安全確保  
施設の設置にあたっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発にあたって十分な連絡・調整を図る。
  - (オ) 危険物施設等の安全確保  
危険物施設等及び火災の原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。
  - (カ) 災害応急対策等への備え  
次章以降に掲げる、地震が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分に行うとともに、職員個々の防災力の向上を図る。

# 【新】

- a 次章以降に掲げる、地震が発生した場合の災害応急対策、災害復旧、復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員個々の防災力向上を図るものとする。
- b 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進については、公共用地等の活用を図るものとする。
- c 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。
- d 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

### 3 災害危険箇所の把握

#### (1) 現状と課題

本市区域内における災害危険区域、箇所は長野県地域防災計画に基づくもので、地滑り危険箇所（長野県建設部所管）6箇所、地すべり危険地区（長野県林務部所管）1箇所、山腹崩壊危険地区23箇所、崩壊土砂流危険地区30箇所、民有林林道における災害発生危険箇所5箇所、土砂崩壊危険箇所14箇所、急傾斜地崩壊危険箇所179箇所、土石流危険渓流118箇所、砂防指定地17箇所、重要水防区域27箇所ので合計420箇所が把握されている。

また、市独自の危険箇所調査では、水防上の危険箇所25箇所、急傾斜地危険箇所30箇所、で合計55箇所が把握されている。

これらの危険区域や箇所は台風や集中豪雨等で災害に発展することが予想されるので、事前に把握、調査をしておき、災害発生を未然防止するとともに災害時における迅速、的確な災害対策を実施する。

【資料8】 茅野市災害危険箇所総括表

【資料9】 県防災計画における災害危険箇所総括表

#### (2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（都市建設部、産業経済部、企画総務部）

災害の未然防止のため、次の担当区分により危険箇所の調査を行う。

- (7) 土砂災害警戒区域…………… 都市建設部・産業経済部  
（うち土砂災害特別警戒区域）…………… （都市建設部・産業経済部）
- (イ) 地滑り危険箇所 農林水産省所管のもの…………… 産業経済部  
国土交通省所管のもの…………… 都市建設部
- (ウ) 急傾斜地崩壊危険箇所 農林水産省所管のもの…………… 産業経済部  
国土交通省所管のもの…………… 都市建設部
- (エ) 土石流危険箇所 農林水産省所管のもの…………… 産業経済部  
国土交通省所管のもの…………… 都市建設部
- (オ) 浸水想定区域 国土交通省所管のもの…………… 都市建設部

# 【旧】

### 3 災害危険箇所の把握

#### (1) 現状と課題

本市区域内における災害危険区域、箇所は長野県地域防災計画に基づくもので、地滑り危険箇所（長野県建設部所管）6箇所、地すべり危険地区（長野県林務部所管）1箇所、山腹崩壊危険地区23箇所、崩壊土砂流危険地区30箇所、民有林林道における災害発生危険箇所5箇所、土砂崩壊危険箇所14箇所、急傾斜地崩壊危険箇所179箇所、土石流危険渓流118箇所、砂防指定地17箇所、重要水防区域27箇所ので合計420箇所が把握されている。

また、市独自の危険箇所調査では、水防上の危険箇所25箇所、急傾斜地危険箇所30箇所、で合計55箇所が把握されている。

これらの危険区域や箇所は台風や集中豪雨等で災害に発展することが予想されるので、事前に把握、調査をしておき、災害発生を未然防止するとともに災害時における迅速、的確な災害対策を実施する。

【資料8】 茅野市災害危険箇所総括表

【資料9】 県防災計画における災害危険箇所総括表

#### (2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（都市建設部、産業経済部、企画総務部）

災害の未然防止のため、次の担当区分により危険箇所の調査を行う。

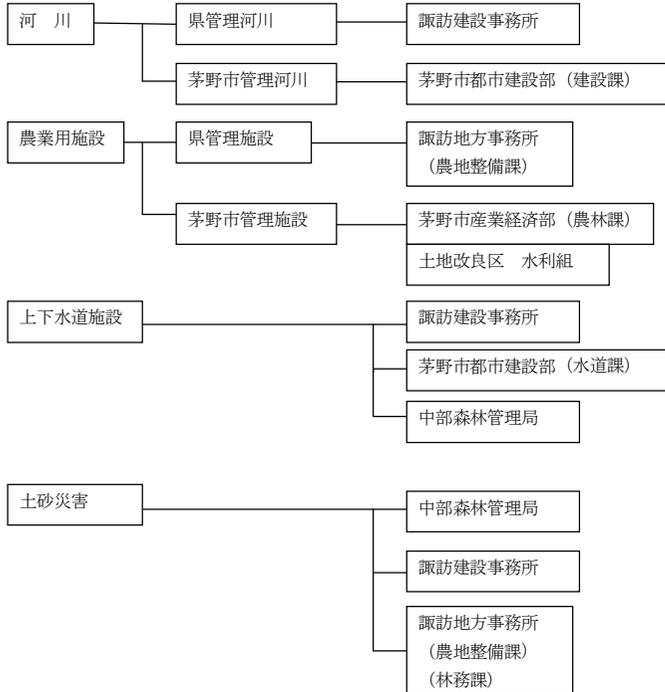
- (7) 土砂災害警戒区域…………… 都市建設部・産業経済部  
（うち土砂災害特別警戒区域）…………… （都市建設部・産業経済部）
- (イ) 地滑り危険箇所 農林水産省所管のもの…………… 産業経済部  
国土交通省所管のもの…………… 都市建設部
- (ウ) 急傾斜地崩壊危険箇所 農林水産省所管のもの…………… 産業経済部  
国土交通省所管のもの…………… 都市建設部
- (エ) 土石流危険箇所 農林水産省所管のもの…………… 産業経済部  
国土交通省所管のもの…………… 都市建設部
- (オ) 浸水想定区域 国土交通省所管のもの…………… 都市建設部
- (カ) 重要水防区域…………… 都市建設部
- (キ) 水防上重要な水門及びため池 …………… 消防署・産業経済部・都市建設部
- (ク) 道路橋梁など…………… 都市建設部
- (ケ) 危険物貯蔵所…………… 消防署

# 【新】

震災対策編 第2章 災害予防計画

- (ハ) 重要水防区域…………… 都市建設部
- (ケ) 水防上重要な水門及びため池 …… 消防署・産業経済部・都市建設部
- (ク) 道路橋梁など…………… 都市建設部
- (コ) 危険物貯蔵所…………… 消防署

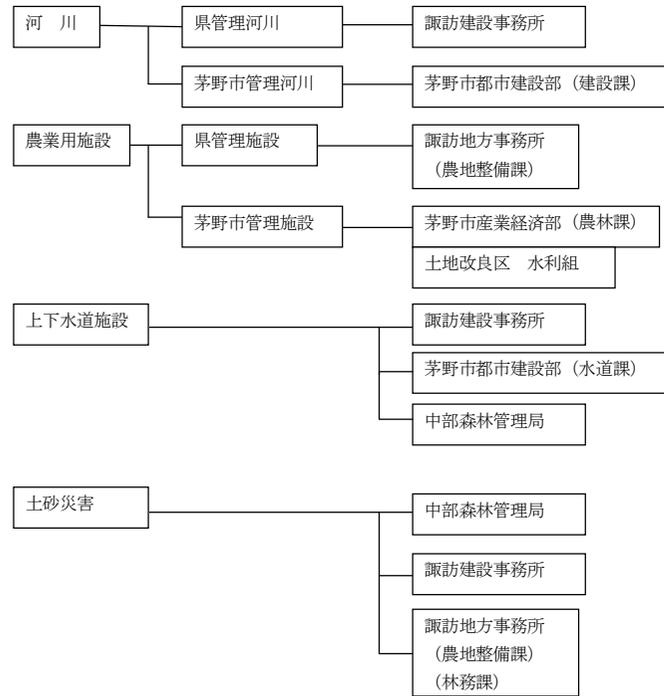
(防災関係機関別の危険箇所の把握体制)



# 【旧】

震災対策編 第2章 災害予防計画

(防災関係機関別の危険箇所の把握体制)



## 【新】

一 震災対策編 第2章 災害予防計画

第2節 情報の収集・連絡体制計画

第3節 活動体制計画

第4節 広域相互応援計画

第5節 救助・救急・医療計画

第6節 消防・水防活動計画

第7節 要配慮者支援計画

第8節 緊急輸送計画

→ 風水害対策編 参照

## 【旧】

震災対策編 第2章 災害予防計画

第2節 情報の収集・連絡体制計画

## 【新】

一 震災対策編 第2章 災害予防計画

- 第10節 避難収容活動計画
- 第11節 孤立防止対策
- 第12節 食料品等の備蓄・調達計画
- 第13節 給水計画
- 第14節 生活必需品の備蓄・調達計画
- 第15節 危険物施設等災害予防計画
- 第16節 電気施設災害予防計画
- 第17節 都市ガス施設災害予防計画
- 第18節 上水道施設災害予防計画

→ 風水害対策編 参照

## 【旧】

震災対策編 第2章 災害予防計画

- 第10節 避難収容活動計画

## 【新】

一 震災対策編 第2章 災害予防計画

第20節 通信・放送施設災害予防計画

第21節 鉄道施設災害予防計画

第22節 災害広報計画

第23節 土砂災害等の災害予防計画

第24節 防災都市計画

→ 風水害対策編 参照

## 【旧】

震災対策編 第2章 災害予防計画

第21節 鉄道施設災害予防計画

## 【新】

一 震災対策編 第2章 災害予防計画

### 第28節 ため池災害予防計画

→ 風水害対策編 参照

## 【旧】

震災対策編 第2章 災害予防計画

### 第28節 ため池災害予防計画

## 【新】

一 震災対策編一第2章 災害予防計画

第33節 防災訓練計画

第34節 災害復旧・復興への備え

第35節 自主防災組織等の育成に関する計画

第36節 企業防災に関する計画

第37節 ボランティア活動の環境整備

第38節 災害対策基金等積立及び運用計画

→ 風水害対策編 参照

## 【旧】

震災対策編 第2章 災害予防計画

第33節 防災訓練計画

## 第39節 震災対策に関する調査研究及び観測

## 第1 基本方針

地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては、様々な分野からの調査研究が重要となる。

既に国においても、地震予知研究をはじめ様々な研究が行われているところであるが、近年の都市部への人口集中、建物の中高層化、ライフライン施設への依存度の増大等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関においても科学的な調査研究を行い、総合的な地震対策の実施に結びつけていくことが重要である。

市においては、さらに最新のデータを用い、科学技術等の進歩に対応した最も有効な手法を活用した調査研究を検討する必要がある。

## 第2 主な取組み

市、県各機関が協力し、活断層及び地質の調査、地震に関する情報の収集整理等を推進する。

## 第3 計画の内容

## 1 実施計画

## ア 【市が実施する計画】（企画総務部、産業経済部、都市建設部）

- (1) 地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、防災アセスメントを実施し、その結果を計画の中で明らかにする。
- (2) 国、県また民間等が行う、活断層の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、市内のデータの累積に努める。

## イ 【県が実施する計画】（危機管理部）

- (1) 国が行う、活断層の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、県内のデータの累積に努める。
- (2) 国が行う東南海・南海地震に関する長周期地震動や時間差発生等の調査研究に協力し、データの収集、累積に努める。
- (3) 松代地震センターの運営参加し、地震関連データの収集、解析に努める。
- (4) 東京大学地震研究所、長野地方気象台から地震活動のデータの提供を受け整理・分析を行う。
- (5) 被害想定は、社会的条件の変化等によりその内容の更新が必要となるため、必要に応じ、見直しを図る。
- (6) 古文書の分析等の歴史額等も含めた総合的な研究についても検討する。

## 第39節 震災対策に関する調査研究及び観測

## 第1 基本方針

地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては、様々な分野からの調査研究が重要となる。

既に国においても、地震予知研究をはじめ様々な研究が行われているところであるが、近年の都市部への人口集中、建物の中高層化、ライフライン施設への依存度の増大等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関においても科学的な調査研究を行い、総合的な地震対策の実施に結びつけていくことが重要である。

市においては、さらに最新のデータを用い、科学技術等の進歩に対応した最も有効な手法を活用した調査研究を検討する必要がある。

## 第2 主な取組み

市、県各機関が協力し、活断層及び地質の調査、地震に関する情報の収集整理等を推進する。

## 第3 計画の内容

## 1 実施計画

## ア 【市が実施する計画】（企画総務部、産業経済部、都市建設部）

- (1) 地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、防災アセスメントを実施し、その結果を計画の中で明らかにする。
- (2) 国、県また民間等が行う、活断層の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、市内のデータの累積に努める。

## イ 【県が実施する計画】（危機管理部）

- (1) 国が行う、活断層の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、県内のデータの累積に努める。
- (2) 国が行う東南海・南海地震に関する長周期地震動や時間差発生等の調査研究に協力し、データの収集、累積に努める。
- (3) 松代地震センターの運営参加し、地震関連データの収集、解析に努める。
- (4) 東京大学地震研究所、長野地方気象台から地震活動のデータの提供を受け整理・分析を行う。
- (5) 被害想定は、社会的条件の変化等によりその内容の更新が必要となるため、必要に応じ、見直しを図る。
- (6) ~~過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。~~  
また、古文書の分析等の歴史額等も含めた総合的な研究についても検討する。

## 【新】

一 震災対策編 第2章 災害予防計画

第40節 観光地の災害予防計画

第41節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

→ 風水害対策編 参照

## 【旧】

震災対策編 第2章 災害予防計画

(新規)

# 【新】

## 第1節 災害情報の収集・連絡活動

### 第1 基本方針

地震が発生し、緊急地震速報を受信した県、市及び放送事業者は、直ちに市民等への伝達に努めるものとする。

災害が発生した場合、各防災関係機関は直ちに災害時における被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行う。この場合における調査責任機関、調査報告様式及び連絡ルート等は次による。

### 第2 活動の内容

#### 1 緊急地震速報の伝達

##### (1) 伝達体制及び通信施設、設備の充実

緊急地震速報を受信した県、市及び放送事業者は、直ちに市民等への伝達が出来るように、その伝達体制及び通信施設、設備の充実に努める。

##### (2) 実施計画

###### ア 【市及びが県実施する計画】（企画総務部）

受信した緊急地震速報を市民及び来庁者に直ちに伝達するため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実に図るよう努める。

###### イ 【放送事業者が実施する計画】

緊急地震速報を受信した放送事業者は、直ちに市民等への伝達に努めるものとする。

#### 2 報告の種別

##### (1) 概況速報

災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき、又はその他異常と思われる事態（多量の119番通報等）が発生したときは、直ちにその概況を報告する。

【様式 1】被害状況報告（概況速報）

##### (2) 被害中間報告

被害状況を収集し逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合は、その都度変更の報告をする。

##### (3) 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告をする。

#### 3 被害状況等の調査と調査責任機関

被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査にあたっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努める。

市は、被害が甚大である等、市において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。

# 【旧】

## 第1節 災害情報の収集・連絡活動

### 第1 基本方針

地震が発生し、緊急地震速報を受信した県、市及び放送事業者は、直ちに市民等への伝達に努めるものとする。

災害が発生した場合、各防災関係機関は直ちに災害時における被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行う。この場合における調査責任機関、調査報告様式及び連絡ルート等は次による。

### 第2 活動の内容

#### 1 緊急地震速報の伝達

##### (1) 伝達体制及び通信施設、設備の充実

緊急地震速報を受信した県、市及び放送事業者は、直ちに市民等への伝達が出来るように、その伝達体制及び通信施設、設備の充実に努める。

##### (2) 実施計画

###### ア 【市及びが県実施する計画】（企画総務部）

受信した緊急地震速報を市民及び来庁者に直ちに伝達するため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実に図るよう努める。

###### イ 【放送事業者が実施する計画】

緊急地震速報を受信した放送事業者は、直ちに市民等への伝達に努めるものとする。

#### 2 報告の種別

##### (1) 概況速報

災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき、又はその他異常と思われる事態（多量の119番通報等）が発生したときは、直ちにその概況を報告する。

【様式 1】被害状況報告（概況速報）

##### (2) 被害中間報告

被害状況を収集し逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合は、その都度変更の報告をする。

##### (3) 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告をする。

#### 3 被害状況等の調査と調査責任機関

被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査にあたっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努める。

市は、被害が甚大である等、市において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行う。  
諏訪地方事務所長は、被災地における被害の状況から、県本庁の応援が必要と認められる場

# 【新】

## 震災対策編 第3章 災害応急対策画

諏訪地方事務所長は、被災地における被害の状況から、県本庁の応援が必要と認められる場合は、県本庁に対し情報収集チームの派遣を求める。この場合、県本庁は必要な職員により情報収集チームを編成し、速やかに派遣する。

また、市は自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、被害の詳細が把握できない状況であっても、迅速に当該情報の報告に努める。

市は特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報にあるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、市内の行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

### ○調査事項別の担当調査機関及び協力機関

風水害対策編第3章第2節「災害情報の収集・連絡活動」（調査事項別の担当調査機関及び協力機関）を準用する。

#### 4 被害状況等報告内容の基準

風水害対策編第3章第2節「災害情報の収集・連絡活動」（被害状況等報告内容の基準表）を準用する。

#### 5 災害情報の収集・連絡系統

##### (1) 報告様式

被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式は、調査機関より県関係課にいたる報告様式、県関係課及び関係機関より危機管理防災課（県災害対策本部）への報告様式、及び総括表とかなるが、それぞれの様式は資料編のとおりとする。なお、各報告について最終的な報告には内訳を添付するものとする。

##### (2) 連絡系統

被害状況等の収集・連絡系統は、本節末「別記」災害情報収集連絡系統に図示するとおりとする。これらのうち緊急を要する等の場合は、市は直接県関係課に報告し、その後において諏訪地方事務所等の機関に報告する。

##### (3) 関係機関における実施事項の概要

関係機関における被害状況等の収集、報告、通報等の実施事項の概要は次のとおりである。

###### ア 被害報告等

###### (ア) 市の実施事項

- a 「別記1」に示す情報集連絡体制とり、本節第2の2において市が調査機関として定められている事項については被害状況等を調査のうえ、本節第2の5に定める様式及び連絡系統「別記2」により県現地機関等に報告するものとする。なお、火災・災害等即報要領第3直接即報基準に該当する災害が発生した場合は、消防庁に対しても直接報告するものとする。
- b 市における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は地方事務所長に応援を求めるものとする。
- c 県庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行うものとする。この場合の対象となる災害は(イ)のdに定めるとおりとする。

なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻すものとする。

# 【旧】

## 震災対策編 第3章 災害応急対策画

合は、県本庁に対し情報収集チームの派遣を求める。この場合、県本庁は必要な職員により情報収集チームを編成し、速やかに派遣する。

また、市は自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、被害の詳細が把握できない状況であっても、迅速に当該情報の報告に努める。

市は特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報にあるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、市内の行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

### ○調査事項別の担当調査機関及び協力機関

風水害対策編第3章第2節「災害情報の収集・連絡活動」（調査事項別の担当調査機関及び協力機関）を準用する。

#### 4 被害状況等報告内容の基準

風水害対策編第3章第2節「災害情報の収集・連絡活動」（被害状況等報告内容の基準表）を準用する。

#### 5 災害情報の収集・連絡系統

##### (1) 報告様式

被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式は、調査機関より県関係課にいたる報告様式、県関係課及び関係機関より危機管理防災課（県災害対策本部）への報告様式、及び総括表とかなるが、それぞれの様式は資料編のとおりとする。なお、各報告について最終的な報告には内訳を添付するものとする。

##### (2) 連絡系統

被害状況等の収集・連絡系統は、本節末「別記」災害情報収集連絡系統に図示するとおりとする。これらのうち緊急を要する等の場合は、市は直接県関係課に報告し、その後において諏訪地方事務所等の機関に報告する。

##### (3) 関係機関における実施事項の概要

関係機関における被害状況等の収集、報告、通報等の実施事項の概要は次のとおりである。

###### ア 被害報告等

###### (ア) 市の実施事項

- a 「別記1」に示す情報集連絡体制とり、本節第2の2において市が調査機関として定められている事項については被害状況等を調査のうえ、本節第2の5に定める様式及び連絡系統「別記2」により県現地機関等に報告するものとする。なお、火災・災害等即報要領第3直接即報基準に該当する災害が発生した場合は、消防庁に対しても直接報告するものとする。
- b 市における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は地方事務所長に応援を求めるものとする。
- c 県庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行うものとする。この場合の対象となる災害は(イ)のdに定めるとおりとする。

なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻すものとする。

###### (イ) 県（本庁）の実施事項

# 【新】

## 震災対策編 第3章 災害応急対策画

### (イ) 県（本庁）の実施事項

- a 危機管理防災課（災害対策本部室）は、発災後直ちに県警察本部と連携し、ヘリコプターによる画像情報・目視情報等の概括的な情報の収集を行うとともに、得られた被害情報等を関係各課、関係機関及び消防庁に報告する。
- b 各課は、市町村単位または施設の種類別に被害状況を取りまとめる。
- c 各課は、とりまとめた被害状況を危機管理防災課（災害対策本部を設置した場合は総務班。以下同じ。）関係行政機関（本省）、及び関係課に報告するものとする。
- d 危機管理防災課（災害対策本部室）は、各課及び関係機関の被害状況等を取りまとめ、すみやかに国（総務省消防庁）、その他関係機関省庁及び関係地方公共団体に報告するとともに、別節災害広報計画により報道機関に発表する。この場合において、国に報告すべき災害は次のとおりとする。

- (a) 県において災害対策本部を設置した災害
- (b) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる程度の災害
- (c) (a)又は(b)に定める災害になるおそれのある災害

なお、この国への報告は、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）により行う消防庁への報告と一体的に行うものとする。

- e 危機管理防災課（災害対策本部室）は、掌握した被害状況を必要に応じ自衛隊の連絡班に連絡する。
- f 危機管理防災課（災害対策本部室）は、地方事務所長から情報収集チームの派遣を求められたときは、危機管理部長（災害対策本部室長）の指示により派遣の要否を決定する。
- g 危機管理防災課（災害対策本部室）は、県等が実施する応急対策等について、地方事務所を通じ被災市町村へ連絡する。

### (ウ) 県現地機関等の実施事項

- a 各課（所）は、市町村単位に被害状況を取りまとめる。
- b 各機関の管理に属する施設の被害状況を取りまとめる。
- c 掌握した被害状況等を地方事務所地域政策課に報告または連絡するとともに県（本庁）の主管課に報告する。
- d 地方事務所長は、被害規模が甚大である場合等で市町村及び関係現地機関における情報収集の円滑な実施が困難であると認められる場合は、県危機管理防災課（災害対策本部室）に情報収集チームの派遣を求めるものとする。

(エ) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の実施事項各機関は、その所管する施設について被害状況を調査し、その状況を県危機管理防災課（災害対策本部室）に連絡するものとする。

### イ 地震情報

気象庁及び長野地方気象台は、地震発生後、地震に関する情報を次のとおり発表・伝達する。

# 【旧】

## 震災対策編 第3章 災害応急対策画

- a 危機管理防災課（災害対策本部室）は、発災後直ちに県警察本部と連携し、ヘリコプターによる画像情報・目視情報等の概括的な情報の収集を行うとともに、得られた被害情報等を関係各課、関係機関及び消防庁に報告する。
- b 各課は、市町村単位または施設の種類別に被害状況を取りまとめる。
- c 各課は、とりまとめた被害状況を危機管理防災課（災害対策本部を設置した場合は総務班。以下同じ。）関係行政機関（本省）、及び関係課に報告するものとする。
- d 危機管理防災課（災害対策本部室）は、各課及び関係機関の被害状況等を取りまとめ、すみやかに国（総務省消防庁）、その他関係機関省庁及び関係地方公共団体に報告するとともに、別節災害広報計画により報道機関に発表する。この場合において、国に報告すべき災害は次のとおりとする。

- (a) 県において災害対策本部を設置した災害
- (b) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる程度の災害
- (c) (a)又は(b)に定める災害になるおそれのある災害

なお、この国への報告は、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）により行う消防庁への報告と一体的に行うものとする。

- e 危機管理防災課（災害対策本部室）は、掌握した被害状況を必要に応じ自衛隊の連絡班に連絡する。
- f 危機管理防災課（災害対策本部室）は、地方事務所長から情報収集チームの派遣を求められたときは、危機管理部長（災害対策本部室長）の指示により派遣の要否を決定する。
- g 危機管理防災課（災害対策本部室）は、県等が実施する応急対策等について、地方事務所を通じ被災市町村へ連絡する。

### (ウ) 県現地機関等の実施事項

- a 各課（所）は、市町村単位に被害状況を取りまとめる。
- b 各機関の管理に属する施設の被害状況を取りまとめる。
- c 掌握した被害状況等を地方事務所地域政策課に報告または連絡するとともに県（本庁）の主管課に報告する。
- d 地方事務所長は、被害規模が甚大である場合等で市町村及び関係現地機関における情報収集の円滑な実施が困難であると認められる場合は、県危機管理防災課（災害対策本部室）に情報収集チームの派遣を求めるものとする。

(エ) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の実施事項各機関は、その所管する施設について被害状況を調査し、その状況を県危機管理防災課（災害対策本部室）に連絡するものとする。

### イ 地震情報

気象庁及び長野地方気象台は、地震発生後、地震に関する情報を次のとおり発表・伝達する。

# 【新】

## 震災対策編 第3章 災害応急対策画

### (ア) 緊急地震速報（警報・予報）

緊急地震速報は、地震の発生直後に震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる警報及び予報である。

#### a 緊急地震速報（警報）

最大震度5弱以上の揺れが推定されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。一般にはテレビ等を通じて発表される。

#### b 緊急地震速報（予報）

最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と推定されたときに、主に高度利用者向けとして発表される。

### (イ) 震度速報

震度3以上の大きな揺れを伴う地震が発生したことを知らせる情報。

地震発生後約2分で、震度3以上を観測した地域名と観測された震度を発表する。一般にはラジオ、テレビを通じて発表する。

### (ウ) 地震情報（震源に関する情報）

震源速報を発表した地震に対して、津波警報・注意報を行う必要がないことが分かった時点で発表する情報。

地震の震源要素（発生時刻、緯度、経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名及び津波の心配なしからなる。

なお、確実に津波などの発生がないと判定できない場合には、発表はしない。

### (エ) 地震情報（震源・震度に関する情報）

長野県内震度観測点で震度3以上、隣接県（新潟・群馬・埼玉・山梨・静岡・愛知・岐阜・富山の各県）内で震度4以上、その他の都道府県で震度5弱以上を観測した場合に発表する情報。

地震の震源要素、震央地名、地域震度と震度3以上が観測された市町村名からなる。

また、震度5弱以上になった可能性がある地域・市町村の震度情報が得られていない場合に、その事実も含めて発表する。

### (オ) 地震情報（地震回数に関する情報）

地震の震央が長野県内及び隣接県内で、活発な群発地震時や余震活動時に、時間当たりの震度1以上を観測した地震及び地震計に記録された地震の回数を知らせる情報。

### (カ) 各地の震度に関する情報

長野県内震度観測点で震度1以上を観測した場合に発表する情報。

地震の震源要素、震央地名、県内及び隣接県内の震度観測点ごとの震度からなる。

また、震度5弱以上になった可能性がある震度観測点の震度情報が得られていない場合に、その事実も含めて発表する。

### ウ 水防情報

#### (7) 雨量の通報 （システム障害が発生した場合）

# 【旧】

## 震災対策編 第3章 災害応急対策画

### (ア) 緊急地震速報（警報・予報）

緊急地震速報は、地震の発生直後に震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる警報及び予報である。

#### a 緊急地震速報（警報）

最大震度5弱以上の揺れが推定されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。一般にはテレビ等を通じて発表される。

#### b 緊急地震速報（予報）

最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と推定されたときに、主に高度利用者向けとして発表される。

### (イ) 震度速報

震度3以上の大きな揺れを伴う地震が発生したことを知らせる情報。

地震発生後約2分で、震度3以上を観測した地域名と観測された震度を発表する。一般にはラジオ、テレビを通じて発表する。

### (ウ) 地震情報（震源に関する情報）

震源速報を発表した地震に対して、津波警報・注意報を行う必要がないことが分かった時点で発表する情報。

地震の震源要素（発生時刻、緯度、経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名及び津波の心配なしからなる。

なお、確実に津波などの発生がないと判定できない場合には、発表はしない。

### (エ) 地震情報（震源・震度に関する情報）

長野県内震度観測点で震度3以上、隣接県（新潟・群馬・埼玉・山梨・静岡・愛知・岐阜・富山の各県）内で震度4以上、その他の都道府県で震度5弱以上を観測した場合に発表する情報。

地震の震源要素、震央地名、地域震度と震度3以上が観測された市町村名からなる。

また、震度5弱以上になった可能性がある地域・市町村の震度情報が得られていない場合に、その事実も含めて発表する。

### (オ) 地震情報（地震回数に関する情報）

地震の震央が長野県内及び隣接県内で、活発な群発地震時や余震活動時に、時間当たりの震度1以上を観測した地震及び地震計に記録された地震の回数を知らせる情報。

### (カ) 各地の震度に関する情報

長野県内震度観測点で震度1以上を観測した場合に発表する情報。

地震の震源要素、震央地名、県内及び隣接県内の震度観測点ごとの震度からなる。

また、震度5弱以上になった可能性がある震度観測点の震度情報が得られていない場合に、その事実も含めて発表する。

### ウ 水防情報

#### (ア) 雨量の通報

# 【新】

- a 県水防本部（災害対策本部設置後は水防班。以下同じ。）は、建設事務所長からの通報をとりまとめ、必要な情報を県危機管理防災課（災害対策本部設置後は災害対策本部室。以下同じ。）に通報する。
- b 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係建設事務所長に通報する。
- c 雨量観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した雨量を、所轄建設事務所長に通報する。

(f) 水位の通報（システム障害が発生した場合）

- a 県水防本部は、建設事務所長からの通報をとりまとめ、必要な情報を県危機管理防災課に通報する。
- b 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係建設事務所長に通報する。
- c 水位観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した水位を、所轄建設事務所長に通報する。

## 6 通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生後、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を速やかに行うものとする。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、航空機による目視・撮影、衛星携帯電話、各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。

(1) 【市が実施する事項】（企画総務部）

- ア 市防災行政無線及び県防災行政無線の活用を図る。
- イ 可搬型移動無線、衛星携帯電話等の移動無線機器の活用を図る。

(2) 【県が実施する事項】

- ア 県防災行政無線機を活用し、必要に応じ統制を行う。（危機管理部）
- イ 可搬型移動無線、衛星携帯電話等の移動系無線機器の活用を図る。（危機管理部）
- ウ （一社）日本アマチュア無線連盟長野支部との協定に基づく活動を依頼する。

（危機管理部）

- エ 信越総合通信局に対し、無線局又は有線電気通信設備による通信の確保を要請する。

（危機管理部）

- オ N T T等の電気通信事業者に対し、通信の優先的な取扱いを要請する。（危機管
- カ 県有（警察）ヘリコプターによるテレビ画像情報の送信を行う。（警察本部）

(3) [電気通信事業者が実施する事項]

重要通信の優先的な取扱いを図る。

【資料 15】アマチュア無線による災害時応援協定

【別記1】茅野市災害収集連絡系統

風水害対策編第3章第2節「災害情報の収集・連絡活動」[別記1]を準用する。

# 【旧】

- a 県水防本部（災害対策本部設置後は土木班。以下同じ。）は、建設事務所長からの通報をとりまとめ、必要な情報を県危機管理防災課（災害対策本部設置後は~~総務班~~。以下同じ。）に通報する。
- b 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係建設事務所長に通報する。
- c 雨量観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した雨量を、所轄建設事務所長に通報する。

(イ) 水位の通報

- a 県水防本部は、建設事務所長からの通報をとりまとめ、必要な情報を県危機管理防災課に通報する。
- b 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係建設事務所長に通報する。
- c 水位観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した水位を、所轄建設事務所長に通報する。

## 6 通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生後、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を速やかに行うものとする。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、携帯電話、トランシーバー等の移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。

(1) 【市が実施する事項】（企画総務部）

- ア 市防災行政無線及び県防災行政無線の活用を図る。
- イ 可搬型移動無線、携帯電話等移動無線機器の活用を図る。

(2) 【県が実施する事項】

- ア 県防災行政無線機を活用し、必要に応じ統制を行う。（危機管理部）
- イ 可搬型移動無線、携帯電話、~~MCA移動無線~~等の移動系無線機器の活用を図る。（危機管理部）
- ウ アマチュア無線クラブとの協定に基づく活動を依頼する。（危機管理部）

ウ アマチュア無線クラブとの協定に基づく活動を依頼する。（危機管理部）

- エ 信越総合通信局に対し、無線局又は有線電気通信設備による通信の確保を要請する。

オ N T T等の電気通信事業者に対し、通信の優先的な取扱いを要請する。

カ 県有（警察）ヘリコプターによるテレビ画像情報の送信を行う。（警察本部）

(3) [電気通信事業者が実施する事項]

重要通信の優先的な取扱いを図る。

【資料 15】アマチュア無線による災害時応援協定

【別記1】茅野市災害収集連絡系統

風水害対策編第3章第2節「災害情報の収集・連絡活動」[別記1]を準用する。

【別記2】災害情報収集連絡系統

## 【新】

震災対策編 第3章 災害応急対策画

【別記2】 災害情報収集連絡系統

風水害対策編第3章第2節「災害情報の収集・連絡活動」[別記2]を準用する。

## 【旧】

震災対策編 第3章 災害応急対策画

風水害対策編第3章第2節「災害情報の収集・連絡活動」[別記2]を準用する。

## 【新】

一 震災対策編 第3章 災害応急対策計画

### 第2節 非常参集職員の活動

#### 第3節 広域相互応援活動

#### 第4節 ヘリコプターの運用計画

#### 第5節 自衛隊の災害派遣

#### 第6節 救助・救急・医療活動

#### 第7節 消防・水利活動

#### 第8節 要配慮者に対する応急活動

#### 第9節 緊急輸送活動

#### 第10節 障害物の処理活動

#### 第11節 避難収容及び情報提供活動

→ 風水害対策編 参照

## 【旧】

震災対策編 第3章 災害応急対策計画

### 第2節 非常参集職員の活動

## 【新】

一 震災対策編—第3章 災害応急対策計画

- 第12節 孤立地域対策活動
- 第13節 食料品等の調達供給活動
- 第14節 飲料水の調達供給活動
- 第15節 生活必需品の調達供給活動
- 第16節 保健衛生、感染症予防活動
- 第17節 遺体の捜索及び処置等の活動
- 第18節 廃棄物の処理活動
- 第19節 社会秩序の維持、物価安定に関する活動
- 第20節 危険物施設等応急活動
- 第21節 電気施設応急活動
- 第22節 都市ガス施設応急活動
- 第23節 上水道施設応急活動
- 第24節 衛生、下水道施設応急活動
- 第25節 通信・放送施設応急活動
- 第26節 鉄道施設応急活動
- 第27節 災害広報活動
- 第28節 土砂災害等応急活動

→ 風水害対策編 参照

## 【旧】

震災対策編 第3章 災害応急対策計画

- 第12節 孤立地域対策活動

## 【新】

一 震災対策編 第3章 災害応急対策計画

第30節 道路及び橋梁応急活動

第31節 河川施設等応急活動

→ 風水害対策編 参照

## 【旧】

震災対策編 第3章 災害応急対策計画

第30節 道路及び橋梁応急活動

# 【新】

## 第3 2 節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

### 第1 基本方針

地震発生時に、被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止するための活動が重要である。

### 第2 主な活動

- 1 建築物や宅地に係る二次災害を防止するため被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地応急危険度判定士（以下「応急危険度判定士」という。）の派遣等の活動を行う。  
また、構造物の二次災害を防止するための活動を行う。
- 2 危険施設等に係る二次災害を防止するため、それぞれの危険物に応じた活動を行う。
- 3 河川施設の二次災害を防止するための活動を行い、被害の拡大を防ぐ。
- 4 危険箇所の緊急点検等の活動を行う。

### 第3 活動の内容

- 1 建築物、構造物に係る二次災害防止対策

#### (1) 基本方針

[建築物や宅地関係]

被災した建築物や宅地について余震等による倒壊等の二次災害から市民を守るための措置を講じる。

[道路及び橋梁関係]

道路・橋梁等の構造物についても余震等による倒壊等の二次災害を防止するための措置を講じる必要がある。

#### (2) 実施計画

[建築物関係]

#### ア 【市が実施する対策】（都市建設部）

- (ア) 被災地において、応急危険度判定士が、安全かつ迅速な判定作業が行えるよう次の事項を整備するものとする。
  - a 応急危険度判定士の派遣要請
  - b 応急危険度判定を要する建築物や宅地又は地区の選定
  - c 市内の被災地域への派遣手段の確保
  - d 応急危険度判定士との連絡手段の確保

- (イ) 市長は、必要に応じ倒壊等の危険のある建築物や宅地について立入禁止等の措置をとる

# 【旧】

## 第3 2 節 二次災害の防止活動

### 第1 基本方針

地震発生時に、被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止するための活動が重要である。

### 第2 主な活動

- 1 建築物や宅地に係る二次災害を防止するため被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地応急危険度判定士（以下「応急危険度判定士」という。）の派遣等の活動を行う。  
また、構造物の二次災害を防止するための活動を行う。
- 2 危険施設等に係る二次災害を防止するため、それぞれの危険物に応じた活動を行う。
- 3 河川施設の二次災害を防止するための活動を行い、被害の拡大を防ぐ。
- 4 危険箇所の緊急点検等の活動を行う。

### 第3 活動の内容

- 1 建築物、構造物に係る二次災害防止対策

#### (1) 基本方針

[建築物や宅地関係]

被災した建築物や宅地について余震等による倒壊等の二次災害から市民を守るための措置を講じる。

[道路及び橋梁関係]

道路・橋梁等の構造物についても余震等による倒壊等の二次災害を防止するための措置を講じる必要がある。

#### (2) 実施計画

[建築物関係]

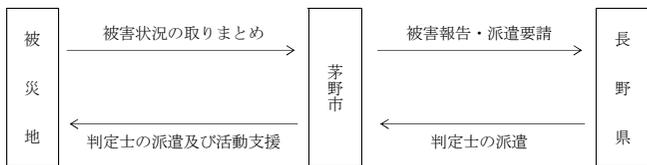
#### ア 【市が実施する対策】（都市建設部）

- (ア) 被災地において、応急危険度判定士が、安全かつ迅速な判定作業が行えるよう次の事項を整備するものとする。
  - a 応急危険度判定士の派遣要請
  - b 応急危険度判定を要する建築物や宅地又は地区の選定
  - c 市内の被災地域への派遣手段の確保
  - d 応急危険度判定士との連絡手段の確保

- (イ) 市長は、必要に応じ倒壊等の危険のある建築物や宅地について立入禁止等の措置をとる

# 【新】

震災対策編 第3章 災害応急対策計画



## イ 【県が実施する対策】

災害時において、被災建築物や宅地の余震等による倒壊等の危険から県民を守るため、被災地に応急危険度判定士を派遣する。

## ウ 【建築物や宅地の所有者等が実施する対策】

応急危険度判定士により、危険度を判定された建築物や宅地の所有者等は、判定結果に基づき必要な措置を講ずる。

[道路及び橋梁関係]

## ア 【市が実施する対策】（都市建設部）

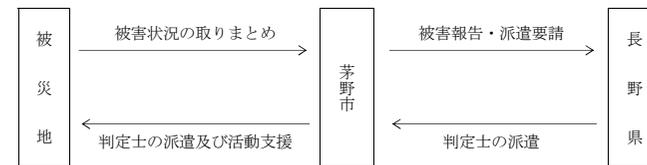
道路及び橋梁のパトロール等を実施し、被害を把握するとともに、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行う。

## イ 【県が実施する対策】

- (ア) 林道の重要施設については、管理者である市町村に協力し、状況に応じて速やかに応急点検を実施する。（林務部）
- (イ) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール等を実施するとともに、道路情報モニター等からの情報収集をする。（建設部、警察本部）
- (ウ) パトロール結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。道路及び橋梁に被害が発生した場合は、当該施設管理者へ通報する。（建設部、警察本部）
- (エ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報について、ピーコン、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。（建設部、警察本部）
- (オ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、建設業協会各支部と結んだ業務協定に基づき、緊急輸送路の機能確保を最優先に応急復旧工事を行う。また、路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮し適切な方法を選択する。（建設部、警察本部）

# 【旧】

震災対策編 第3章 災害応急対策計画



## イ 【県が実施する対策】

災害時において、被災建築物や宅地の余震等による倒壊等の危険から県民を守るため、被災地に応急危険度判定士を派遣する。

## ウ 【建築物や宅地の所有者等が実施する対策】

応急危険度判定士により、危険度を判定された建築物や宅地の所有者等は、判定結果に基づき必要な措置を講ずる。

[道路及び橋梁関係]

## ア 【市が実施する対策】（都市建設部）

道路及び橋梁のパトロール等を実施し、被害を把握するとともに、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行う。

## イ 【県が実施する対策】

- (ア) 林道の重要施設については、管理者である市町村に協力し、状況に応じて速やかに応急点検を実施する。（林務部）
- (イ) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール等を実施するとともに、道路情報モニター等からの情報収集をする。（建設部、警察本部）
- (ウ) パトロール結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。道路及び橋梁に被害が発生した場合は、当該施設管理者へ通報する。（建設部、警察本部）
- (エ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報について、ピーコン、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。（建設部、警察本部）
- (オ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、建設業協会各支部と結んだ業務協定に基づき、緊急輸送路の機能確保を最優先に応急復旧工事を行う。また、路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮し適切な方法を選択する。（建設部、警察本部）

# 【新】

## エ 【関係機関が実施する対策】（地方整備局）

- (ア) 道路の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、工事事務所、出張所において速やかに巡視を実施するとともに、道路情報モニター等からの情報収集に努める。
- (イ) パトロール等による巡視の結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講じる。
- (ウ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急輸送路の指定状況、迂回路等の情報について、ピーコン、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。
- (エ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行う。

## 2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

### (1) 基本方針

#### ア 【危険物関係】

災害の発生後、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発や火災による被害から関係者及び市民の安全を確保するため、被害の拡大防止のための活動が必要である。

#### イ 【火薬関係】

火薬類取扱施設は、風水害による直接的被害よりも火薬類の流出・紛失などによる二次災害の危険性がある。

このため、災害時には、火薬類の安全な場所へ移設あるいは施設の監視等が重要になる。

#### ウ 【高圧ガス関係】

高圧ガス製造施設等は、風水害による漏洩等により周辺住民に対して被害を与える恐れがある。

被害を最小限にとどめ、周辺住民、従業員に対する危害防止のため、関係機関は相互に協力し、被害軽減のための活動を行う必要がある。

#### エ 【液化石油ガス関係】

災害発生後の二次災害を防止するためには、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動を効果的に実施することが重要であり、そのためには、他地区からの応援等も含めた体制が必要である。

#### オ 【毒物劇物関係】

毒物及び劇物を取り扱う者は、毒物劇物保管施設が被害を受け二次災害発生のおそれがある場合は、直ちに保健所、警察署、消防署等関係機関に対して通報するとともに危害防止のため必要な処置をとる。県は、事故処理剤の供給等を行うとともに必要な情報の提供を行う。

# 【旧】

## エ 【関係機関が実施する対策】（地方整備局）

- (ア) 道路の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、工事事務所、出張所において速やかに巡視を実施するとともに、道路情報モニター等からの情報収集に努める。
- (イ) パトロール等による巡視の結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講じる。
- (ウ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急輸送路の指定状況、迂回路等の情報について、ピーコン、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。
- (エ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行う。

## 2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

### (1) 基本方針

#### ア 【危険物関係】

災害の発生後、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発や火災による被害から関係者及び市民の安全を確保するため、被害の拡大防止のための活動が必要である。

#### イ 【火薬関係】

火薬類取扱施設は、風水害による直接的被害よりも火薬類の流出・紛失などによる二次災害の危険性がある。

このため、災害時には、火薬類の安全な場所へ移設あるいは施設の監視等が重要になる。

#### ウ 【高圧ガス関係】

高圧ガス製造施設等は、風水害による漏洩等により周辺住民に対して被害を与える恐れがある。

被害を最小限にとどめ、周辺住民、従業員に対する危害防止のため、関係機関は相互に協力し、被害軽減のための活動を行う必要がある。

#### エ 【液化石油ガス関係】

災害発生後の二次災害を防止するためには、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動を効果的に実施することが重要であり、そのためには、他地区からの応援等も含めた体制が必要である。

#### オ 【毒物劇物関係】

毒物及び劇物を取り扱う者は、毒物劇物保管施設が被害を受け二次災害発生のおそれがある場合は、直ちに保健所、警察署、消防署等関係機関に対して通報するとともに危害防止のため必要な処置をとる。県は、事故処理剤の供給等を行うとともに必要な情報の提供を行う。

# 【新】

## (2) 実施計画

「危険物関係」

ア 【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する対策】（企画総務部）

### (7) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

市長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、市の区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一次停止等を命じる。

### (イ) 災害発生時における連絡

危険物施設において災害が発生し又は発生する恐れがある場合における連絡体制を確立する。

### (ウ) 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。

イ 【県が実施する対策】

### (7) 緊急時における指示及び応援要請（危機管理部）

危険物施設において火災等が発生した場合は、必要に応じて指示及び応援要請を行う。

### (イ) 避難誘導措置等（警察本部）

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。また、移動可能な危険物を他の施設に移動するよう、危険物施設の管理者等に要請する。

ウ 【関係機関（危険物施設の管理者等）が実施する対策】

### (7) 危険物施設の緊急時の使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送を中止する。

### (イ) 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努める。

### (ウ) 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講じる。

### (エ) 危険物施設における災害発生時の応急措置等

#### a 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止

# 【旧】

## (2) 実施計画

「危険物関係」

ア 【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する対策】（企画総務部）

### (7) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

市長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、市の区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一次停止等を命じる。

### (イ) 災害発生時における連絡

危険物施設において災害が発生し又は発生する恐れがある場合における連絡体制を確立する。

### (ウ) 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。

イ 【県が実施する対策】

### (7) 緊急時における指示及び応援要請（危機管理部）

危険物施設において火災等が発生した場合は、必要に応じて指示及び応援要請を行う。

### (イ) 避難誘導措置等（警察本部）

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。また、移動可能な危険物を他の施設に移動するよう、危険物施設の管理者等に要請する。

ウ 【関係機関（危険物施設の管理者等）が実施する対策】

### (7) 危険物施設の緊急時の使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送を中止する。

### (イ) 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努める。

### (ウ) 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講じる。

### (エ) 危険物施設における災害発生時の応急措置等

#### a 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止

# 【新】

措置を迅速かつ的確に行う。

## b 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報する。

## (ウ) 相互応援体制の整備

必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請する。

## (カ) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

## [火薬関係]

### ア 【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する対策】（企画総務部）

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに危険区域への人、車両の立ち入りを禁止する。

## イ 【県が実施する対策】

(ア) 知事は、災害防止のため緊急の必要性があると認められるときは、火薬類取締施設の管理者等に対し、火薬類取扱施設の一時停止を命じる。（商工労働部）

(イ) 下記のウの（ア）から（イ）までの応急対策について、火薬類取扱施設の管理者等に対して指導徹底を図る。（商工労働部）

(ウ) 関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに危険区域への人、車両の立入を禁止する。また、移動可能な火薬類の他施設への移動及び盗難防止措置について、火薬類施設の管理者等に対して要請する。

さらに、火薬類の運搬規制及び運搬証明書の発行制限を行う（警察本部）

## ウ 【火薬類取扱施設の管理者が実施する対策】

(ア) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合は、速やかに安全な場所に移し、見張りを付け、関係者以外近づけないよう措置するものとする。

(イ) 搬出に余裕がない場合には、火薬庫にあつては、入口、窓を目塗土等で完全に密閉し、木部は防火措置を講じ、関係機関の協力を得て、爆発により被害を受ける恐れのある地域では総て立ち入り禁止の措置を講じ、危険区域内の住民を避難させるものとする。

## [高圧ガス]

### ア 【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する対策】（企画総務部）

(ア) 関係機関と連携して、危険区域周辺の災害防止にかかわる広報を実施する。

(イ) 警戒区域及び消防警戒区域を設定し、区域内住民の避難、誘導を実施する。

# 【旧】

措置を迅速かつ的確に行う。

## b 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報する。

## (ウ) 相互応援体制の整備

必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請する。

## (カ) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

## [火薬関係]

### ア 【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する対策】（企画総務部）

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに危険区域への人、車両の立ち入りを禁止する。

## イ 【県が実施する対策】

(ア) 知事は、災害防止のため緊急の必要性があると認められるときは、火薬類取締施設の管理者等に対し、火薬類取扱施設の一時停止を命じる。（商工労働部）

(イ) 下記のウの（ア）から（イ）までの応急対策について、火薬類取扱施設の管理者等に対して指導徹底を図る。（商工労働部）

(ウ) 関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに危険区域への人、車両の立入を禁止する。また、移動可能な火薬類の他施設への移動及び盗難防止措置について、火薬類施設の管理者等に対して要請する。

さらに、火薬類の運搬規制及び運搬証明書の発行制限を行う（警察本部）

## ウ 【火薬類取扱施設の管理者が実施する対策】

(ア) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合は、速やかに安全な場所に移し、見張りを付け、関係者以外近づけないよう措置するものとする。

(イ) 搬出に余裕がない場合には、火薬庫にあつては、入口、窓を目塗土等で完全に密閉し、木部は防火措置を講じ、関係機関の協力を得て、爆発により被害を受ける恐れのある地域では総て立ち入り禁止の措置を講じ、危険区域内の住民を避難させるものとする。

## [高圧ガス]

### ア 【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する対策】（企画総務部）

(ア) 関係機関と連携して、危険区域周辺の災害防止にかかわる広報を実施する。

(イ) 警戒区域及び消防警戒区域を設定し、区域内住民の避難、誘導を実施する。

# 【新】

## イ 【県が実施する対策】（商工労働部）

(7) 下記のウの（ア）から（イ）までの応急対策について、高圧ガス製造事業者に対して指導徹底を図る。

## ウ 【高圧ガス製造事業者が実施する対策】

(7) 高圧ガス関係事業所においては、以下の応急対策を実施する。

- a 災害時に、高圧ガス製造施設等に関係者以外が立ち入らないように事業所員を配置させる等侵入防止のための措置を実施する。
- b 施設の保安責任者は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、高圧ガス保安法に基づく応急の措置をとるとともに、警察官及び消防機関に通報する。
- c 高圧ガスの漏洩、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の弁類等の緊急停止と施設の出火防止の措置をとる。
- d 製造作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員の他は退避させる。
- e 貯蔵所又は充填容器が危険な状態となったときには、直ちに充填容器を安全な場所に移す。
- f 漏洩ガスが、静電気、摩擦等により発火し、火災が発生した場合には状況を的確に把握し、初期消火に努める。
- g 状況に応じて、従業員、周辺住民に対して火気の取扱を禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては風向きを考慮し人命の安全を図る。
- h 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請する。

(4) 高圧ガス運送者は以下の応急対策を実施する。

- a 状況に応じて、車両を安全な場所に移動させるとともに、火気を近づけないようにする。
- b 輸送している容器が危険な状態になったときには、近隣の住民等を安全な場所に退避させる。また、通行者に対する交通遮断をし、状況に応じて安全な場所に退避させる。
- c 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請する。

[液化石油ガス]

## ア 【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する対策】（企画総務部）

周辺住民に対する避難誘導、広報等の活動を行う。

## イ 【県が実施する対策】（商工労働部）

災害発生時に液化石油ガス一般消費先に対して、速やかに緊急点検活動を実施す

# 【旧】

## イ 【県が実施する対策】（商工労働部）

(7) 下記のウの（ア）から（イ）までの応急対策について、高圧ガス製造事業者に対して指導徹底を図る。

## ウ 【高圧ガス製造事業者が実施する対策】

(7) 高圧ガス関係事業所においては、以下の応急対策を実施する。

- a 災害時に、高圧ガス製造施設等に関係者以外が立ち入らないように事業所員を配置させる等侵入防止のための措置を実施する。
- b 施設の保安責任者は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、高圧ガス保安法に基づく応急の措置をとるとともに、警察官及び消防機関に通報する。
- c 高圧ガスの漏洩、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の弁類等の緊急停止と施設の出火防止の措置をとる。
- d 製造作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員の他は退避させる。
- e 貯蔵所又は充填容器が危険な状態となったときには、直ちに充填容器を安全な場所に移す。
- f 漏洩ガスが、静電気、摩擦等により発火し、火災が発生した場合には状況を的確に把握し、初期消火に努める。
- g 状況に応じて、従業員、周辺住民に対して火気の取扱を禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては風向きを考慮し人命の安全を図る。
- h 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請する。

(4) 高圧ガス運送者は以下の応急対策を実施する。

- a 状況に応じて、車両を安全な場所に移動させるとともに、火気を近づけないようにする。
- b 輸送している容器が危険な状態になったときには、近隣の住民等を安全な場所に退避させる。また、通行者に対する交通遮断をし、状況に応じて安全な場所に退避させる。
- c 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請する。

[液化石油ガス]

## ア 【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する対策】（企画総務部）

周辺住民に対する避難誘導、広報等の活動を行う。

## イ 【県が実施する対策】（商工労働部）

災害発生時に液化石油ガス一般消費先に対して、速やかに緊急点検活動を実施す

# 【新】

るよう、(社)長野県エルピーガス協会に要請する。

## ウ 【(一社)長野県LPGガス協会が実施する対策】

災害発生時に液化石油ガス一般消費先に対して、速やかに緊急点検活動を実施する。

## エ 【液化石油ガス販売事業者が実施する対策】

自社の液化石油ガス設備を点検し、安全の確保に必要な措置を講ずる。

### [毒物劇物関係]

#### ア 【市が実施する対策】(企画総務部)

- (7) 周辺住民に対する避難誘導、広報等の活動を行う。
- (イ) 飲料水汚染のおそれがある場合は、水道事業者と連携をとり、水道使用者、井戸水使用者に対する通報を行う。

#### イ 【県が実施する対策】

- (7) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対する対策(衛生部)
  - a 災害発生時に速やかに緊急点検活動が実施できるように毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対して指導を実施する。
  - b 応急点検等の結果、二次災害の危険がある場合には、応急対策について指導の徹底を図る。
  - c 応急対策実施に関する関係情報の提供を行う。
- (イ) 緊急時における指示及び応援要請(衛生部)

毒物劇物取扱施設において災害が発生した場合は、必要に応じて指示及び応援要請を行う。
- (ウ) 避難誘導措置等(警察本部)

関係機関と連携して、危険区域住民の避難誘導措置を実施するとともに、危険区域内への人、車両の立入を禁止する。

#### ウ 【関係機関が実施する対策】(毒物劇物営業者及び業務上取扱者)

- (7) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の緊急点検

貯蔵設備等の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、貯蔵設備等周辺の状況把握に努める。
- (イ) 毒物劇物貯蔵設備等における災害防止措置

毒物劇物貯蔵設備等に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、毒物劇物の除去等適切な措置を行い、混合による有毒ガスの発生等の防止、タンク破損等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止する。
- (ウ) 毒物劇物貯蔵設備等における災害発生時の応急措置等

# 【旧】

るよう、(社)長野県エルピーガス協会に要請する。

## ウ 【(社)長野県エルピーガス協会が実施する対策】

災害発生時に液化石油ガス一般消費先に対して、速やかに緊急点検活動を実施する。

## エ 【液化石油ガス販売事業者が実施する対策】

自社の液化石油ガス設備を点検し、安全の確保に必要な措置を講ずる。

### [毒物劇物関係]

#### ア 【市が実施する対策】(企画総務部)

- (7) 周辺住民に対する避難誘導、広報等の活動を行う。
- (イ) 飲料水汚染のおそれがある場合は、水道事業者と連携をとり、水道使用者、井戸水使用者に対する通報を行う。

#### イ 【県が実施する対策】

- (7) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対する対策(衛生部)
  - a 災害発生時に速やかに緊急点検活動が実施できるように毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対して指導を実施する。
  - b 応急点検等の結果、二次災害の危険がある場合には、応急対策について指導の徹底を図る。
  - c 応急対策実施に関する関係情報の提供を行う。
- (イ) 緊急時における指示及び応援要請(衛生部)

毒物劇物取扱施設において災害が発生した場合は、必要に応じて指示及び応援要請を行う。
- (ウ) 避難誘導措置等(警察本部)

関係機関と連携して、危険区域住民の避難誘導措置を実施するとともに、危険区域内への人、車両の立入を禁止する。

#### ウ 【関係機関が実施する対策】(毒物劇物営業者及び業務上取扱者)

- (7) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の緊急点検

貯蔵設備等の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、貯蔵設備等周辺の状況把握に努める。
- (イ) 毒物劇物貯蔵設備等における災害防止措置

毒物劇物貯蔵設備等に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、毒物劇物の除去等適切な措置を行い、混合による有毒ガスの発生等の防止、タンク破損等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止する。
- (ウ) 毒物劇物貯蔵設備等における災害発生時の応急措置等

# 【新】

## 震災対策編 第3章 災害応急対策計画

### a 応急措置及び関係機関への通報

毒物劇物の流出等が発生したときは、中和剤、吸収剤等による除去活動及び流出拡大防止措置を実施するとともに保健所、警察署又は消防機関へ連絡する。

### b 従業員及び周辺地域住民に対する措置

保健所、警察署、消防機関及び市と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

## 3 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害の防止対策

### (1) 基本方針

地震発生後の洪水又は、余震等により河川施設等に二次的な災害の発生が考えられる場合は、危険箇所の点検を行い、その結果必要な応急活動を実施する必要がある。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する対策】（企画総務部、都市建設部、産業経済部）

(7) 河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。

(イ) その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や市民に周知を図る。

(ウ) 災害防止のため応急工事を実施する。

(エ) 災害発生のおそれがある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。

(オ) 必要に応じて水防活動を実施する。

#### イ 【県が実施する対策】（建設部）

(7) 河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。

(イ) その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図る。

(ウ) 災害防止のため応急工事を実施する。

#### ウ 【市民が実施する対策】

被害の拡大を防止するため、水防活動に協力する。

## 4 山腹、斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

### (1) 基本方針

地震発生に伴い、地盤に緩みが生じた場合、その後の余震等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これによる二次災害から市民を守るための措置を講じる。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する対策】（企画総務部）

# 【旧】

## 震災対策編 第3章 災害応急対策計画

### a 応急措置及び関係機関への通報

毒物劇物の流出等が発生したときは、中和剤、吸収剤等による除去活動及び流出拡大防止措置を実施するとともに保健所、警察署又は消防機関へ連絡する。

### b 従業員及び周辺地域住民に対する措置

保健所、警察署、消防機関及び市と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

## 3 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害の防止対策

### (1) 基本方針

地震発生後の洪水又は、余震等により河川施設等に二次的な災害の発生が考えられる場合は、危険箇所の点検を行い、その結果必要な応急活動を実施する必要がある。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する対策】（企画総務部、都市建設部、産業経済部）

(7) 河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。

(イ) その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や市民に周知を図る。

(ウ) 災害防止のため応急工事を実施する。

(エ) 災害発生のおそれがある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。

(オ) 必要に応じて水防活動を実施する。

#### イ 【県が実施する対策】（建設部）

(7) 河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。

(イ) その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図る。

(ウ) 災害防止のため応急工事を実施する。

#### ウ 【市民が実施する対策】

被害の拡大を防止するため、水防活動に協力する。

## 4 山腹、斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

### (1) 基本方針

地震発生に伴い、地盤に緩みが生じた場合、その後の余震等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これによる二次災害から市民を守るための措置を講じる。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する対策】（企画総務部）

# 【新】

緊急点検結果の情報にもとづき、避難勧告等の必要な措置をとるものとする。

## イ 【県が実施する対策】（建設部）

- (ア) 緊急点検マニュアルにより土砂災害危険箇所及び施設の点検を実施する。
- (イ) 砂防ボランティア（斜面判定士）の派遣要請をする。
- (ウ) 防災アドバイザー制度を活用する。
- (エ) 緊急点検の結果、二次災害発生の危険性が高い箇所について関係者関係機関に情報提供を行う。また、必要に応じて応急活動を実施する。
- (オ) 県と長野地方気象台と共同で発表する土砂災害警戒情報について降雨に伴う二次災害を防止するため、必要に応じて発表基準の引き下げを実施する。

## ウ 【関係機関が実施する対策】（長野地方気象台）

長野地方気象台が発表する大雨洪水警報等について、降雨に伴う二次災害を防止するため、必要に応じて発表基準の引き下げを実施する。

# 【旧】

緊急点検結果の情報にもとづき、避難勧告等の必要な措置をとるものとする。

## イ 【県が実施する対策】（建設部）

- (ア) 緊急点検マニュアルにより土砂災害危険箇所及び施設の点検を実施する。
- (イ) 砂防ボランティア（斜面判定士）の派遣要請をする。
- (ウ) 防災アドバイザー制度を活用する。
- (エ) 緊急点検の結果、二次災害発生の危険性が高い箇所について関係者関係機関に情報提供を行う。また、必要に応じて応急活動を実施する。
- (オ) 県と長野地方気象台と共同で発表する土砂災害警戒情報について降雨に伴う二次災害を防止するため、必要に応じて発表基準の引き下げを実施する。

## ウ 【関係機関が実施する対策】（長野地方気象台）

長野地方気象台が発表する大雨洪水警報等について、降雨に伴う二次災害を防止するため、必要に応じて発表基準の引き下げを実施する。

## 【新】

一 震災対策編一 第3章 災害応急対策計画

- 第33節 ため池災害応急活動
- 第34節 農林水産物災害応急活動
- 第35節 文教活動
- 第36節 飼育動物の保護対策
- 第37節 ボランティアの受入れ体制
- 第38節 義援物資及び義援金の受入れ体制
- 第39節 災害救助法の適用
- 第40節 観光地の災害応急対策

→ 風水害対策編 参照

## 【旧】

震災対策編 第3章 災害応急対策計画

- 第33節 ため池災害応急活動

## 【新】

一 震災対策編一第4章 災害復旧計画

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

第2節 迅速な現状復旧の進め方

第3節 計画的な復興

第4節 資金計画

第5節 被災者等の生活再建等の支援

第6節 被災中小企業等の復興

→ 風水害対策編 参照

## 【旧】

震災対策編 第4章 災害復旧計画

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

第3節 情報収集伝達計画

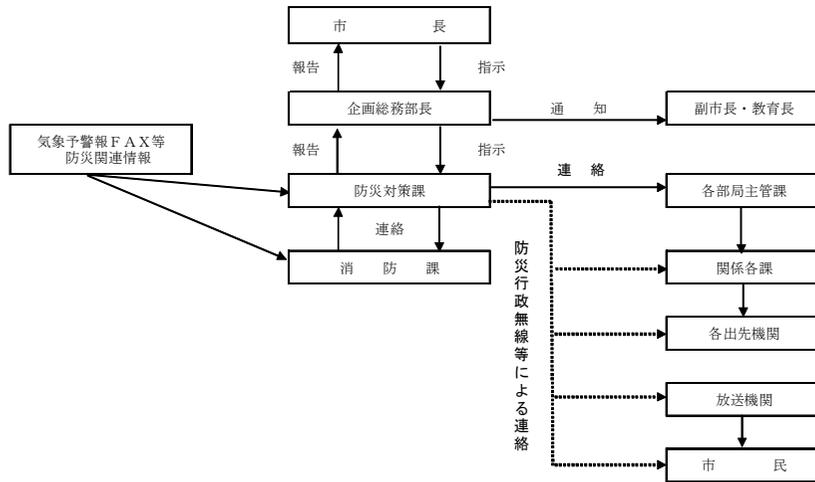
第1 地震予知に関する情報等の伝達

警戒宣言及び地震予知情報等の伝達については、次により迅速かつ的確に行うものとする。

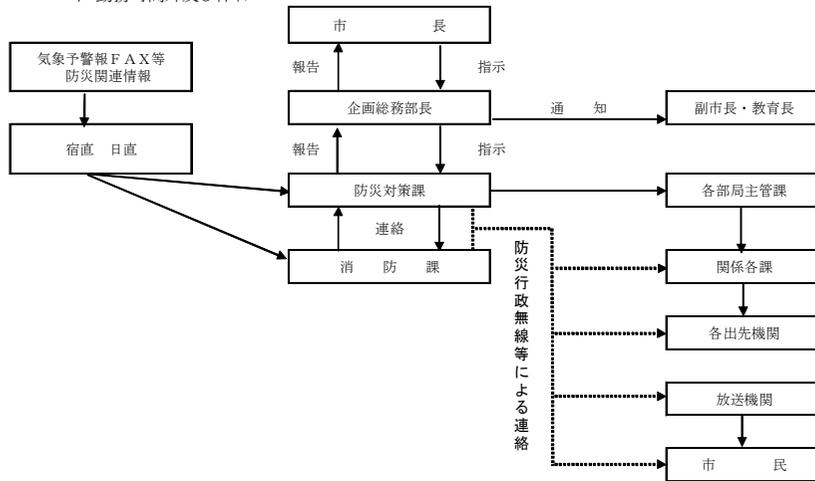
- 1 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報及び東海地震予知情報

(1) 伝達系統図

ア 勤務時間内



イ 勤務時間外及び休日



第3節 情報収集伝達計画

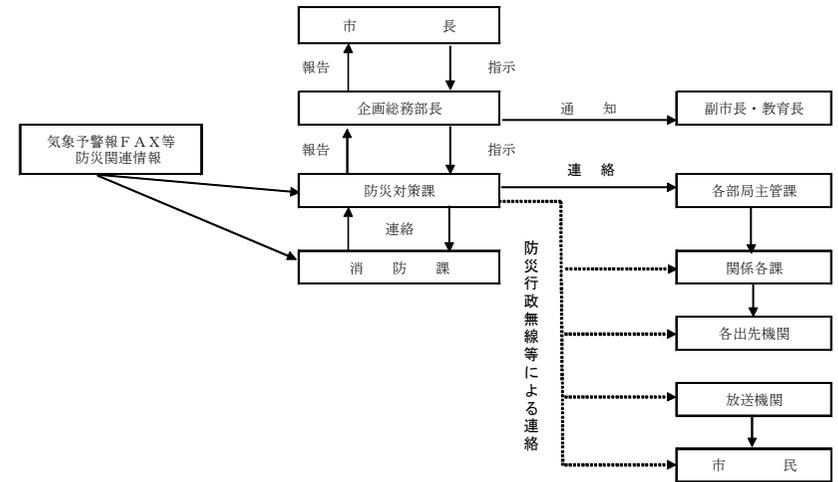
第1 地震予知に関する情報等の伝達

警戒宣言及び地震予知情報等の伝達については、次により迅速かつ的確に行うものとする。

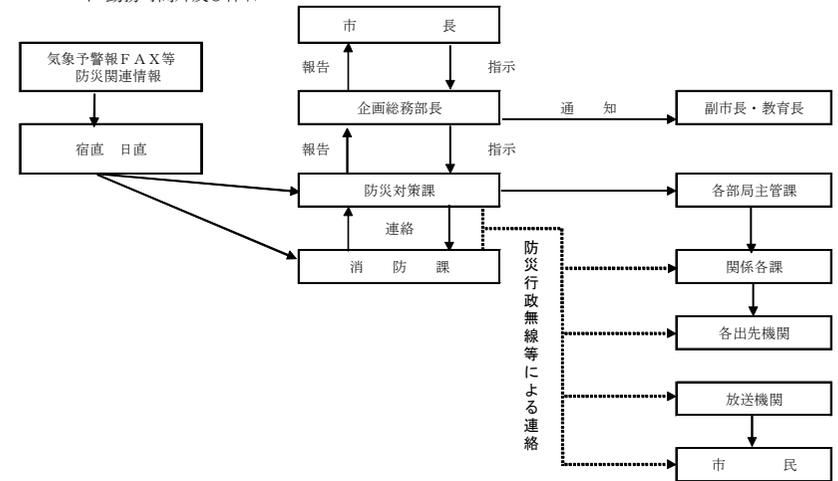
- 1 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報及び東海地震予知情報

(1) 伝達系統図

ア 勤務時間内



イ 勤務時間外及び休日



# 【新】

## (2) 勤務時間内の伝達要領

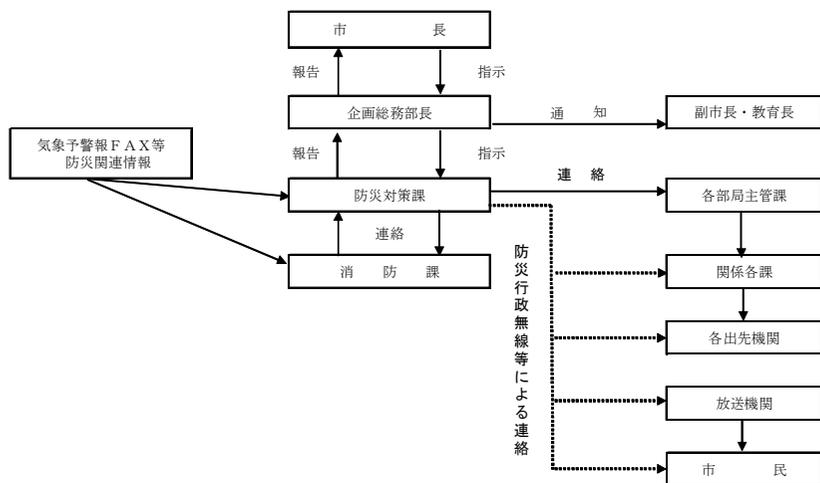
ア 勤務時間内に、県等から東海地震に関する調査情報（臨時）、東海地震注意情報及び東海地震予知情報を受理した防災対策課長は、直ちに系統図に従い市長まで報告する。  
 イ 庁内職員に対する伝達は、放送設備による一斉庁内放送により行う。

## (3) 勤務時間外、休日の伝達要領

ア 勤務時間外及び休日に、東海地震に関する調査情報（臨時）、東海地震注意情報及び東海地震予知情報を受理した宿日直職員は、ただちにこの旨を防災対策課長へ報告する。  
 イ 報告を受けた防災対策課長は、系統図に従い市長まで報告し、必要な指示を受け、各部主管課に伝達する。  
 ウ 防災対策課職員及び各部主管課職員は、速やかに登庁し、情報収集等に当たる。

## 2 警戒宣言

### (1) 伝達系統図



## (2) 伝達要領

ア 警戒宣言は、内閣総理大臣が報道機関を通じて発するので、それにより覚知する。なお、発する前に、警戒宣言を発することについて閣議決定がなされた旨の通知を防災対策課長が受理した場合は、市長の指示により伝達系統図に準じて伝達する。

イ 警戒宣言後、警戒宣言文及び地震予知情報等の通知を受理した防災対策課長は、直ちに系統図に従い市長へ報告するとともに、指示に基づき、一斉庁内放送により庁内に伝達するとともに、関係機関及び防災行政無線等を活用し市民へも伝達する。

# 【旧】

## (2) 勤務時間内の伝達要領

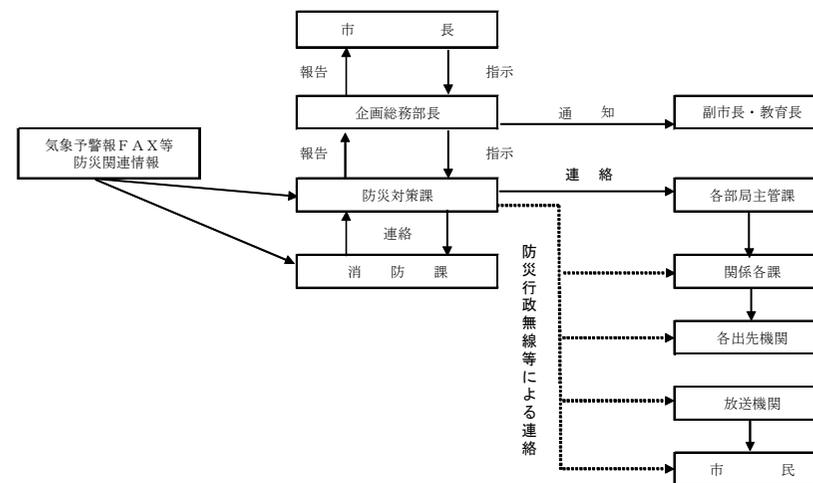
ア 勤務時間内に、県等から東海地震に関する調査情報（臨時）、東海地震注意情報及び東海地震予知情報を受理した防災対策課長は、直ちに系統図に従い市長まで報告する。  
 イ 庁内職員に対する伝達は、放送設備による一斉庁内放送により行う。

## (3) 勤務時間外、休日の伝達要領

ア 勤務時間外及び休日に、東海地震に関する調査情報（臨時）、東海地震注意情報及び東海地震予知情報を受理した宿日直職員は、ただちにこの旨を防災対策課長へ報告する。  
 イ 報告を受けた防災対策課長は、系統図に従い市長まで報告し、必要な指示を受け、各部主管課に伝達する。  
 ウ 防災対策課職員及び各部主管課職員は、速やかに登庁し、情報収集等に当たる。

## 2 警戒宣言

### (1) 伝達系統図



## (2) 伝達要領

ア 警戒宣言は、内閣総理大臣が報道機関を通じて発するので、それにより覚知する。なお、発する前に、警戒宣言を発することについて閣議決定がなされた旨の通知を防災対策課長が受理した場合は、市長の指示により伝達系統図に準じて伝達する。

イ 警戒宣言後、警戒宣言文及び地震予知情報等の通知を受理した防災対策課長は、直ちに系統図に従い市長へ報告するとともに、指示に基づき、一斉庁内放送により庁内に伝達するとともに、関係機関及び防災行政無線等を活用し市民へも伝達する。

# 【新】

## 【参考】「東海地震に関連する情報」の発表基準

情報名称	情報の発表基準等
東海地震に関する調査情報（臨時）	【発表基準】 東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合 (3箇所以上のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによるものと「判定会」が判断した場合等)
東海地震注意情報	【発表基準】 観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合 (2箇所のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによる可能性が高まったと「判定会」が判断した場合等)
東海地震に関連する調査情報（臨時）	【発表基準】 観測データに通常とは異なる変化が観測された場合 (1箇所のひずみ計で有意な変化が観測された場合等)
東海地震に関連する調査情報（定例）	【発表基準】 毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合

各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

## 第2 応急対策実施状況等の収集伝達

市、県、防災関係機関は、相互に連絡をとり、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合及び警戒宣言後の避難状況、応急対策実施状況等の収集・伝達を行う。  
なお、県警戒本部が収集する主な情報は、次のとおりである。

調査事項	報告ルート
病院の診療状況、救護班の出勤体制	病院管理者—市町村—保健福祉事務所（保健所）—県警戒本部（健康福祉部）
金融機関の営業状況	金融機関—長野財務事務所—県警戒本部（危機管理部） （農協—市町村—地方事務所—県警戒本部）（農政部） （労働金庫—県警戒本部）（健康福祉部） （その他の金融機関—地方事務所—県警戒本部）（危機管理部）
主要食料の在庫状況等	関東農政局長野地域センター—県警戒本部（農政部）
列車の運転状況、旅客の状況	J R各社—県警戒本部（企画部）
バスの運転状況、旅客の状況	路線バス会社—県警戒本部（企画部）
電話等の疎通状況、利用制限の状況	電気通信事業者—県警戒本部（危機管理部）
救護医療班の出勤体制	日本赤十字社長野県支部—県警戒本部（健康福祉部）

# 【旧】

## 【参考】「東海地震に関連する情報」の発表基準

情報名称	情報の発表基準等
東海地震予知情報	【発表基準】 東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合 (3箇所以上のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによるものと「判定会」が判断した場合等)
東海地震注意情報	【発表基準】 観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合 (2箇所のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによる可能性が高まったと「判定会」が判断した場合等)
東海地震に関連する調査情報（臨時）	【発表基準】 観測データに通常とは異なる変化が観測された場合 (1箇所のひずみ計で有意な変化が観測された場合等)
東海地震に関連する調査情報（定例）	【発表基準】 毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合

各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

## 第2 応急対策実施状況等の収集伝達

市、県、防災関係機関は、相互に連絡をとり、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合及び警戒宣言後の避難状況、応急対策実施状況等の収集・伝達を行う。  
なお、県警戒本部が収集する主な情報は、次のとおりである。

調査事項	報告ルート
病院の診療状況、救護班の出勤体制	病院管理者—市町村—保健福祉事務所（保健所）—県警戒本部（健康福祉部）
金融機関の営業状況	金融機関—長野財務事務所—県警戒本部（危機管理部） （農協—市町村—地方事務所—県警戒本部）（農政部） （労働金庫—県警戒本部）（健康福祉部） （その他の金融機関—地方事務所—県警戒本部）（危機管理部）
主要食料の在庫状況等	関東農政局長野地域センター—県警戒本部（農政部）
列車の運転状況、旅客の状況	J R各社—県警戒本部（企画部）
バスの運転状況、旅客の状況	路線バス会社—県警戒本部（企画部）
電話等の疎通状況、利用制限の状況	電気通信事業者—県警戒本部（危機管理部）
救護医療班の出勤体制	日本赤十字社長野県支部—県警戒本部（健康福祉部） （社）県医師会—県警戒本部（衛生部）

# 【新】

震災対策編 第5章 東海地震に関する事前対策活動

	(社) 県医師会—県警戒本部 (衛生部)
道路の交通規制の状況・車両通行状況	東日本高速道路(株)・中日本高速道路(株)—県警戒本部 (建設部) 地方整備局—県警戒本部 (建設部) 市町村—建設事務所—県警戒本部 (建設部)
緊急輸送車両の確保台数	(社) 県トラック協会—県警戒本部 (危機管理部)
避難、救護の状況、旅行者数、社会福祉施設の運営状況、デパート・スーパーの営業状況	市町村—地方事務所—県警戒本部 (危機管理部)
幼稚園、小中学校の授業実施状況等	市町村教育委員会—教育事務所—県警戒本部 (教育委員会) 私立学校—県警戒本部 (総務部)

# 【旧】

震災対策編 第5章 東海地震に関する事前対策活動

道路の交通規制の状況・車両通行状況	東日本高速道路(株)・中日本高速道路(株)—県警戒本部 (建設部) 地方整備局—県警戒本部 (建設部) 市町村—建設事務所—県警戒本部 (建設部)
緊急輸送車両の確保台数	(社) 県トラック協会—県警戒本部 (危機管理部)
避難、救護の状況、旅行者数、社会福祉施設の運営状況、デパート・スーパーの営業状況	市町村—地方事務所—県警戒本部 (危機管理部)
幼稚園、小中学校の授業実施状況等	市町村教育委員会—教育事務所—県警戒本部 (教育委員会) 私立学校—県警戒本部 (総務部)

# 【新】

## 第4節 広報計画

### 第1 基本方針

地震予知情報等の周知不徹底あるいは突然の発表等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、各防災関係機関は、地震予知情報等などに対応する広報計画を作成し、これに基づき、広報活動を実施するものとする。

なお、強化地域外の居住者等に対しても、的確な広報を行い、これらの者の冷静かつ適切な対応を促すよう努めるものとする。

### 第2 活動の内容

#### 1 東海地震注意情報受理時の広報

【市が実施する計画】（企画総務部）

市は、東海地震注意情報が伝達された場合は、次により広報を行う。

##### (1) 広報内容

- ア 東海地震注意情報の内容及び東海地震注意情報に続いて発表される東海地震に関連する情報の内容
- イ 関係機関の対応状況など地域住民が行動を的確に判断するための事項
- ウ 強化地域内への不要不急の旅行の自粛等、居住者等が留意すべき事項
- エ その他必要な事項

【県が実施する計画】

県は、東海地震注意情報が伝達された場合は、次により広報を行う。

##### (1) 広報内容

- ア 東海地震注意情報の内容及び東海地震注意情報に続いて発表される東海地震に関連する情報の内容
- イ 関係機関の対応状況など地域住民が行動を的確に判断するための事項
- ウ 強化地域への不要不急の旅行の自粛等、居住者等が留意すべき事項
- エ その他必要な事項

##### (2) 報道機関との応援協力関係

東海地震注意情報を受理した場合は、「災害時における放送要請に関する協定」により、放送機関に要請してテレビ、ラジオを通じて県民に呼びかける。

### 2 警戒本部設置時の広報

ア 【市が実施する計画】（企画総務部、市民環境部）

市は、警戒本部が設置された場合は、県等からの情報を得て、次により広報を行う。

##### (1) 広報内容

- ア 警戒宣言及び地震予知情報等
- イ 主な交通機関運行状況及び道路交通状況
- ウ 車両運転の自粛と運転者のとるべき措置
- エ ライフラインに関する情報
- オ 強化地域内外の生活関連情報
- カ 事業者等がとるべき措置
- キ 避難対象地域外で耐震性が確保されている小規模小売店に対する営業確保の呼びかけ

# 【旧】

## 第4節 広報計画

### 第1 基本方針

地震予知情報等の周知不徹底あるいは突然の発表等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、各防災関係機関は、地震予知情報等などに対応する広報計画を作成し、これに基づき、広報活動を実施するものとする。

なお、強化地域外の居住者等に対しても、的確な広報を行い、これらの者の冷静かつ適切な対応を促すよう努めるものとする。

### 第2 活動内容

#### 1 東海地震注意情報受理時の広報

【市が実施する計画】（企画総務部）

市は、東海地震注意情報が伝達された場合は、次により広報を行う。

##### (1) 広報内容

- ア 東海地震注意情報の内容及び東海地震注意情報に続いて発表される東海地震に関連する情報の内容
- イ 関係機関の対応状況など地域住民が行動を的確に判断するための事項
- ウ 強化地域内への不要不急の旅行の自粛等、居住者等が留意すべき事項
- エ その他必要な事項

【県が実施する計画】

県は、東海地震注意情報が伝達された場合は、次により広報を行う。

##### (1) 広報内容

- ア 東海地震注意情報の内容及び東海地震注意情報に続いて発表される東海地震に関連する情報の内容
- イ 関係機関の対応状況など地域住民が行動を的確に判断するための事項
- ウ 強化地域への不要不急の旅行の自粛等、居住者等が留意すべき事項
- エ その他必要な事項

##### (2) 報道機関との応援協力関係

東海地震注意情報を受理した場合は、「災害時における放送要請に関する協定」により、放送機関に要請してテレビ、ラジオを通じて県民に呼びかける。

### 2 警戒本部設置時の広報

ア 【市が実施する計画】（企画総務部、市民環境部）

市は、警戒本部が設置された場合は、県等からの情報を得て、次により広報を行う。

##### (1) 広報内容

- ア 警戒宣言及び地震予知情報等
- イ 主な交通機関運行状況及び道路交通状況
- ウ 車両運転の自粛と運転者のとるべき措置
- エ ライフラインに関する情報
- オ 強化地域内外の生活関連情報
- カ 事業者等がとるべき措置
- キ 避難対象地域外で耐震性が確保されている小規模小売店に対する営業確保の呼びかけ
- ク 家庭において実施すべき事項

# 【新】

## 震災対策編 第5章 東海地震に関する事前対策活動

- ク 家庭において実施すべき事項
- ケ 自主防災組織に対する防災活動の要請
- コ 犯罪予防等のために住民のとりべき措置
- サ 金融機関等が講じた措置に関する情報
- シ その他必要な事項

### (2) 広報手段

公共情報コモンズ、緊急速報メール、ビーナチャンネル、FMラジオ、新聞等で行うほか、広報車、ホームページ等により実施する。

また、防災行政無線、同報無線等を活用するほか、状況に応じて自主防災組織の協力を得て、市民に周知をする。

なお、外国人市民等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、外国語による表示、冊子又は外国語放送など様々な広報手段を活用して行う。

### (3) 問い合わせ窓口

市民等の問い合わせに対応できるよう、市に問い合わせ窓口等の体制を整える。

## イ 【県が実施する計画】

県は、警戒本部が設置された場合は、次により広報を行う。

### (1) 広報内容

- ア 警戒宣言及び地震予知に関する情報等
- イ 主な交通機関運行状況及び道路交通状況
- ウ 車両運転の自粛と運転者のとりべき措置
- エ ライフラインに関する情報
- オ 強化地域内外の生活関連情報
- カ 事業者等がとるべき措置
- キ 避難対象地域外で耐震性が確保されている小規模小売店に対する営業確保の呼びかけ
- ク 家庭において実施すべき事項
- ケ 自主防災組織に対する防災活動の要請
- コ 犯罪予防等のために住民のとりべき措置
- サ 金融機関等が講じた措置に関する情報
- シ その他必要な事項

### (2) 広報手段

報道機関の協力を得てテレビ、ラジオ、新聞等で行うほか、ヘリコプター、広報車、インターネット等により実施する。

なお、外国人市民等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、外国語による表示、冊子又は外国語放送など様々な広報手段を活用して行う。

### (3) 問い合わせ窓口

居住者等の問い合わせに対応できるよう、警戒本部に問い合わせ窓口等の体制を整える。

### (4) 報道機関との応援協力関係

知事は、警戒宣言が発せられた場合は、「災害時における放送要請に関する協定」により、放送機関に要請してテレビ、ラジオを通じて直接県民に呼びかける。

# 【旧】

## 震災対策編 第5章 東海地震に関する事前対策活動

- ケ 自主防災組織に対する防災活動の要請
- コ 犯罪予防等のために住民のとりべき措置
- サ 金融機関等が講じた措置に関する情報
- シ その他必要な事項

### (2) 広報手段

公共情報コモンズ、緊急速報メール、ビーナチャンネル、FMラジオ、新聞等で行うほか、広報車、ホームページ等により実施する。

また、防災行政無線、同報無線等を活用するほか、状況に応じて自主防災組織の協力を得て、市民に周知をする。

なお、外国人市民等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、外国語による表示、冊子又は外国語放送など様々な広報手段を活用して行う。

### (3) 問い合わせ窓口

市民等の問い合わせに対応できるよう、市に問い合わせ窓口等の体制を整える。

## イ 【県が実施する計画】

県は、警戒本部が設置された場合は、次により広報を行う。

### (1) 広報内容

- ア 警戒宣言及び地震予知に関する情報等
- イ 主な交通機関運行状況及び道路交通状況
- ウ 車両運転の自粛と運転者のとりべき措置
- エ ライフラインに関する情報
- オ 強化地域内外の生活関連情報
- カ 事業者等がとるべき措置
- キ 避難対象地域外で耐震性が確保されている小規模小売店に対する営業確保の呼びかけ
- ク 家庭において実施すべき事項
- ケ 自主防災組織に対する防災活動の要請
- コ 犯罪予防等のために住民のとりべき措置
- サ 金融機関等が講じた措置に関する情報
- シ その他必要な事項

### (2) 広報手段

報道機関の協力を得てテレビ、ラジオ、新聞等で行うほか、ヘリコプター、広報車、インターネット等により実施する。

なお、外国人市民等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、外国語による表示、冊子又は外国語放送など様々な広報手段を活用して行う。

### (3) 問い合わせ窓口

居住者等の問い合わせに対応できるよう、警戒本部に問い合わせ窓口等の体制を整える。

### (4) 報道機関との応援協力関係

知事は、警戒宣言が発せられた場合は、「災害時における放送要請に関する協定」により、放送機関に要請してテレビ、ラジオを通じて直接県民に呼びかける。

## ウ 【防災関係機関が実施する計画】

### (1) 放送機関

臨時ニュース、特別番組等により迅速かつ的確な情報提供を行うとともに、協定に基づく報道要請があったときは適切な放送を行う。

### (2) 電力供給機関

## 【新】

### ウ 【防災関係機関が実施する計画】

- (1) 放送機関  
臨時ニュース、特別番組等により迅速かつ的確な情報提供を行うとともに、協定に基づく報道要請があったときは適切な放送を行う。
- (2) 電力供給機関  
報道機関、広報車等を通じ、発災時に備えての電気の安全措置等に関する広報を行う。
- (3) ガス供給機関  
報道機関、広報車等を通じ、ガス事業者の警戒態勢及び地震発生時のガスに関する安全喚起について広報を行う。
- (4) NTT東日本㈱、㈱NTTドコモ、KDDI㈱、ソフトバンクモバイル㈱  
報道機関、広報車等を通じ、通信の疎通状況、利用制限措置等について市民に周知する。
- (5) JR会社  
報道機関及び駅等における掲示等を通じ、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の運行規制等の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨、運転状況等について市民に周知する。
- (6) 路線バス会社  
報道機関及び停留所等における掲示等を通じ、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の運行規制の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨、運転状況等について市民に周知する。
- (7) 道路管理者  
報道機関、道路情報提供装置等を通じ、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の運行規制の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨等について市民に周知する。
- (8) 水道管理者  
報道機関、広報車等を通じ、緊急貯水及び飲料水確保の指導、発災時の対応等について市民に周知する。
- (9) その他の防災関係機関  
状況に応じ、適時適切な広報活動を行う。

## 【旧】

- 報道機関、広報車等を通じ、発災時に備えての電気の安全措置等に関する広報を行う。
- (3) ガス供給機関  
報道機関、広報車等を通じ、ガス事業者の警戒態勢及び地震発生時のガスに関する安全喚起について広報を行う。
  - (4) NTT東日本㈱、㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI㈱  
報道機関、広報車等を通じ、通信の疎通状況、利用制限措置等について市民に周知する。
  - (5) JR会社  
報道機関及び駅等における掲示等を通じ、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の運行規制等の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨、運転状況等について市民に周知する。
  - (6) 路線バス会社  
報道機関及び停留所等における掲示等を通じ、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の運行規制の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨、運転状況等について市民に周知する。
  - (7) 道路管理者  
報道機関、道路情報提供装置等を通じ、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の運行規制の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨等について市民に周知する。
  - (8) 水道管理者  
報道機関、広報車等を通じ、緊急貯水及び飲料水確保の指導、発災時の対応等について市民に周知する。
  - (9) その他の防災関係機関  
状況に応じ、適時適切な広報活動を行う。

## 第5節 避難活動等

## 第1 基本方針

東海地震に関する「警戒宣言」が発せられた場合は、地震発生に伴う被害を最小限にとどめ、また、避難に伴う混乱、事故を防止することを基本として、迅速、的確な避難措置を講ずるものとする。

その際、高齢者、乳幼児、傷病者等に対する支援や外国籍市民、観光客等に対する誘導など、要配慮者の避難誘導にあたっては、特に配慮し、屋内避難を考慮に入れた対策を講ずるものとする。

また、避難勧告、避難指示の対象となるがけ地崩壊危険地域等の範囲（以下「避難対象地区」という。）における避難は、徒歩を原則とする。ただし、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区（以下「車両避難対象地区」という。）については、必要最小限の車両避難についても検討するなど避難活動の実効性を確保するものとする。

なお、避難対象地区以外の市民等は、耐震性の確保された自宅での待機等安全な場所で行動するものとする。このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、耐震性を十分に把握しておくものとする。

## 第2 活動内容

## 1 避難の勧告又は指示

## (1) 【市が実施する計画】（企画総務部）

- ア 避難対象地区は、おおむね次の基準によりあらかじめ市長が定める地区とする。
  - (イ) がけ地、山崩れ崩落危険地区
  - (ロ) 崩落危険のあるため池等の下流地区
  - (ハ) その他市長が危険と認める地域

イ 避難対象地区の市民等に地域防災無線、インターネット、広報車等の手段を活用し、地区の範囲、避難場所、避難路及び避難勧告又は指示の伝達方法等について十分徹底を図るものとする。

ウ 警戒宣言が発せられた時、市長は、避難対象地区に避難勧告、避難指示を行い、また必要と認める地域に危険防止のための警戒区域の設定を行うものとする。

また、市長は、自主防災組織、市民及び関係者に対し、次の指導を行うものとする。

- (イ) 防災用具、非常持出品及び食料の準備
- (ロ) 避難路の把握及び避難誘導、避難の際の携行品制限
- (ハ) 避難場所の点検及び収容準備
- (ニ) 収容者の安全管理
- (ホ) 負傷者の救護準備
- (ヘ) 重度障がい者、高齢者等介護を要する者の避難救護

## (2) 【県が実施する計画】

ア 地震防災対策強化地域の市町村に対し、避難勧告、避難指示の実施に関する連絡調整及び指導を行う。（危機管理部）

イ 警察署は、地元市町村と密接な連携を図り、市町村が行う避難に関する広報、伝達等の活動に協力する。（警察本部）

ウ 警察官は、警戒宣言が発せられた場合は、大震法第25条に基づき、避難に伴う混雑等において危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、危険事態発生防止のため、次の事項を実施することができる。

- (イ) 危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者その他関係者に対する必要な警告又は指示
- (ロ) (イ)の場合において特に必要な場合における危険な場所への立ち入りの禁止若しくはその場所

## 第5節 避難活動等

## 第1 基本方針

東海地震に関する「警戒宣言」が発せられた場合は、地震発生に伴う被害を最小限にとどめ、また、避難に伴う混乱、事故を防止することを基本として、迅速、的確な避難措置を講ずるものとする。

その際、高齢者、乳幼児、傷病者等に対する支援や外国籍市民、観光客等に対する誘導など、災害時要援護者の避難誘導にあたっては、特に配慮し、屋内避難を考慮に入れた対策を講ずるものとする。

また、避難勧告、避難指示の対象となるがけ地崩壊危険地域等の範囲（以下「避難対象地区」という。）における避難は、徒歩を原則とする。ただし、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区（以下「車両避難対象地区」という。）については、必要最小限の車両避難についても検討するなど避難活動の実効性を確保するものとする。

なお、避難対象地区以外の市民等は、耐震性の確保された自宅での待機等安全な場所で行動するものとする。このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、耐震性を十分に把握しておくものとする。

## 第2 活動内容

## 1 避難の勧告又は指示

## (1) 【市が実施する計画】（企画総務部）

- ア 避難対象地区は、おおむね次の基準によりあらかじめ市長が定める地区とする。
  - (イ) がけ地、山崩れ崩落危険地区
  - (ロ) 崩落危険のあるため池等の下流地区
  - (ハ) その他市長が危険と認める地域

イ 避難対象地区の市民等に地域防災無線、インターネット、広報車等の手段を活用し、地区の範囲、避難場所、避難路及び避難勧告又は指示の伝達方法等について十分徹底を図るものとする。

ウ 警戒宣言が発せられた時、市長は、避難対象地区に避難勧告、避難指示を行い、また必要と認める地域に危険防止のための警戒区域の設定を行うものとする。

また、市長は、自主防災組織、市民及び関係者に対し、次の指導を行うものとする。

- (イ) 防災用具、非常持出品及び食料の準備
- (ロ) 避難路の把握及び避難誘導、避難の際の携行品制限
- (ハ) 避難場所の点検及び収容準備
- (ニ) 収容者の安全管理
- (ホ) 負傷者の救護準備
- (ヘ) 重度障害者、高齢者等介護を要する者の避難救護

## (2) 【県が実施する計画】

ア 地震防災対策強化地域の市町村に対し、避難勧告、避難指示の実施に関する連絡調整及び指導を行う。（危機管理部）

イ 警察署は、地元市町村と密接な連携を図り、市町村が行う避難に関する広報、伝達等の活動に協力する。（警察本部）

ウ 警察官は、警戒宣言が発せられた場合は、大震法第25条に基づき、避難に伴う混雑等において危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、危険事態発生防止のため、次の事項を実施することができる。

- (イ) 危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者その他関係者に対する必要な警告又は指示
- (ロ) (イ)の場合において特に必要な場合における危険な場所への立ち入りの禁止若しくはその場所

# 【新】

からの退去

(ウ) (ア)の場合において特に必要な場合における危険を生ずるおそれのある道路上の車両その他の物件の除去その他必要な措置。

エ 市町村長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市町村長から要求のあったときは、警察官は大規模地震対策特別措置法第26条で準用する災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

オ 次の事項について市町村に協力する。

- (ア) 県が管理する施設の開放
- (イ) 県が管理する介護施設等への該当者の収容
- (ウ) 県が把握する物資等の供給、あつせん
- (エ) 給水資機材の配備

### (3) 【市民が実施する計画】

平常時から避難地、避難路、避難方法及び家族との連絡方法を確認しておく等地震発生に備えて万全を期するよう努め、警戒宣言が発せられた場合には、避難対象地区の市民等は、市長の指示に従いあらかじめ指定された避難地に速やかに避難するものとする。

## 2 車両による避難

### (1) 【市が実施する計画】（企画総務部、都市建設部）

ア 市は、県警察本部、県危機管理部と協議のうえ、あらかじめ避難対象地区のうち、必要最小限の車両避難を認める地区について、定めておくものとする。

イ 車両避難対象地区は、山間地等で、避難場所までの距離がおおむね4 km以上離れているなど、徒歩による速やかな避難が著しく困難な地区であること等を要件とするほか、災害時の交通管理に支障のないよう地域の実態に応じて、警察本部、管轄の警察署と調整しておくものとする。

ウ 車両避難対象区については、各地域における避難場所の設置等環境の変化に応じて、その都度必要な検討・見直しを行うものとする。

エ 車両を避難に活用する場合は、対象車両、対象人員を確実に把握しておくとともに、対象車両数や避難場所の駐車スペースを考慮し、具体的な避難の方法等を定めておくものとする。

オ 災害時には、直ちに停車する等、地震情報、交通情報に応じた安全な行動を行うよう周知を図るものとする。

### (2) 【県が実施する計画】（危機管理部、警察本部）

市町村が、必要最小限の車両による避難を行う地域について、その実情を把握し、必要な連絡調整を行う。

なお、市町村から事前に車両避難対象地区について協議があった場合、警察本部及び危機管理部において、基本的事項についての確認を行い、管轄の警察署において、災害時における交通管理に支障が発生する可能性の有無や避難路における交通障害発生のおそれの有無等、具体的事項について精査・調整を行う。

### (3) 【市民が実施する計画】

車両による避難を実施する場合は、地震情報、交通情報に応じた安全な行動を心掛けるとともに、発災時の停車または、避難地における駐車にあたっては緊急通行車両等の走行を妨げないよう配慮するものとする。

# 【旧】

からの退去

(ウ) (ア)の場合において特に必要な場合における危険を生ずるおそれのある道路上の車両その他の物件の除去その他必要な措置。

エ 市町村長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市町村長から要求のあったときは、警察官は大規模地震対策特別措置法第26条で準用する災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

オ 次の事項について市町村に協力する。

- (ア) 県が管理する施設の開放
- (イ) 県が管理する介護施設等への該当者の収容
- (ウ) 県が把握する物資等の供給、あつせん
- (エ) 給水資機材の配備

### (3) 【市民が実施する計画】

平常時から避難地、避難路、避難方法及び家族との連絡方法を確認しておく等地震発生に備えて万全を期するよう努め、警戒宣言が発せられた場合には、避難対象地区の市民等は、市長の指示に従いあらかじめ指定された避難地に速やかに避難するものとする。

## 2 車両による避難

### (1) 【市が実施する計画】（企画総務部、都市建設部）

ア 市は、県警察本部、県危機管理部と協議のうえ、あらかじめ避難対象地区のうち、必要最小限の車両避難を認める地区について、定めておくものとする。

イ 車両避難対象地区は、山間地等で、避難地までの距離がおおむね4 km以上離れているなど、徒歩による速やかな避難が著しく困難な地区であること等を要件とするほか、災害時の交通管理に支障のないよう地域の実態に応じて、警察本部、管轄の警察署と調整しておくものとする。

ウ 車両避難対象区については、各地域における避難場所の設置等環境の変化に応じて、その都度必要な検討・見直しを行うものとする。

エ 車両を避難に活用する場合は、対象車両、対象人員を確実に把握しておくとともに、対象車両数や避難地の駐車スペースを考慮し、具体的な避難の方法等を定めておくものとする。

オ 災害時には、直ちに停車する等、地震情報、交通情報に応じた安全な行動を行うよう周知を図るものとする。

### (2) 【県が実施する計画】（危機管理部、警察本部）

市町村が、必要最小限の車両による避難を行う地域について、その実情を把握し、必要な連絡調整を行う。

なお、市町村から事前に車両避難対象地区について協議があった場合、警察本部及び危機管理部において、基本的事項についての確認を行い、管轄の警察署において、災害時における交通管理に支障が発生する可能性の有無や避難路における交通障害発生のおそれの有無等、具体的事項について精査・調整を行う。

### (3) 【市民が実施する計画】

車両による避難を実施する場合は、地震情報、交通情報に応じた安全な行動を心掛けるとともに、発災時の停車または、避難地における駐車にあたっては緊急通行車両等の走行を妨げないよう配慮するものとする。

# 【新】

## 3 屋内避難

### (1) 【市が実施する計画】（教育委員会、健康福祉部）

ア 警戒宣言が発せられた場合の避難は、屋外を原則とするが、避難対象地区内の住民のうち、高齢者、傷病者、幼児等の要配慮者で在宅の者及びその介護等に必要な付添者については、「東海地震の防災対策強化地域に係る屋内避難施設の選定及び安全確保のための指針」（以下「屋内避難指針」という。）の基準を満たす避難施設の選定が可能な場合は、必要に応じて屋内避難の対象とする。

イ 市は、屋内避難指針に従い、公立小中学校等の公共施設の中から、屋内避難が可能な施設を選定するとともに、避難対象地域内の屋内避難の対象とすべき者の概数をあらかじめ把握しておくものとする。

ウ 屋内避難が可能な施設の収容力が、屋内避難対象者に対して不足している場合は、避難対象地区外の知人・親戚宅等への避難も含め要配慮者に配慮した対策を講じるものとする。

### (2) 【県が実施する計画】

ア 市町村が、屋内施設を選定する際にその実情を把握し、必要な調整及び助言を行う。（危機管理部、建設部）

イ 県は、屋内避難に適する県有施設の活用について市町村に協力する。（各部局）

## 4 要配慮者利用施設における避難対策

### (1) 【市が実施する計画】（企画総務部、健康福祉部）

市は、避難対象地区内の要配慮者利用施設の有無を確認し、これらの施設が所在している場合は、下記事項に留意しつつ避難方法等を調整しておくものとする。

- ・警戒宣言等が発せられた場合の迅速な情報伝達（夜間等を含む）
- ・徒歩避難困難者の避難についての具体的な避難方法、使用車両等
- ・屋内避難指針に適合した施設、知人・親戚宅等、避難先についての検討

### (2) 【県が実施する計画】

県は、避難対象地区内の要配慮者利用施設について状況を把握するとともに、避難対策等について市町村を指導する。

### (3) 【要配慮者利用施設の管理者が実施する計画】

要配慮者利用施設の管理者は、市と調整の上、それぞれの施設の耐震性を十分考慮して、その利用実態、宿日直者等の有無等に応じて下記事項について定めておくものとする。

また、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、利用者・入所者等の安全確保のために必要な対策を講ずるものとする。

- ・夜間・休日を含めた連絡体制
- ・避難行動要支援者の避難方法、使用車両等
- ・利用者・入所者の態様に応じた避難先

## 5 避難活動

### (1) 【市が実施する計画】（企画総務部、教育委員会、健康福祉部）

ア 市は、避難の状況、避難所の設置、避難者の数、必要な救助、保護の内容等について状況を把握するとともに、県へ報告するものとする。

イ 避難所の設置及び運営については、次により行うものとする。

# 【旧】

## 3 屋内避難

### (1) 【市が実施する計画】（教育委員会、健康福祉部）

ア 警戒宣言が発せられた場合の避難は、屋外を原則とするが、避難対象地区内の住民のうち、高齢者、傷病者、幼児等の災害時要援護者で在宅の者及びその介護等に必要な付添者については、「東海地震の防災対策強化地域に係る屋内避難施設の選定及び安全確保のための指針」（以下「屋内避難指針」という。）の基準を満たす避難施設の選定が可能な場合は、必要に応じて屋内避難の対象とする。

イ 市は、屋内避難指針に従い、公立小中学校等の公共施設の中から、屋内避難が可能な施設を選定するとともに、避難対象地域内の屋内避難の対象とすべき者の概数をあらかじめ把握しておくものとする。

ウ 屋内避難が可能な施設の収容力が、屋内避難対象者に対して不足している場合は、避難対象地区外の知人・親戚宅等への避難も含め災害時要援護者に配慮した対策を講じるものとする。

### (2) 【県が実施する計画】

ア 市町村が、屋内施設を選定する際にその実情を把握し、必要な調整及び助言を行う。（危機管理部、建設部）

イ 県は、屋内避難に適する県有施設の活用について市町村に協力する。（各部局）

## 4 災害時要援護者関連施設における避難対策

### (1) 【市が実施する計画】（企画総務部、健康福祉部）

市は、避難対象地区内の災害時要援護者関連施設の有無を確認し、これらの施設が所在している場合は、下記事項に留意しつつ避難方法等を調整しておくものとする。

- ・警戒宣言等が発せられた場合の迅速な情報伝達（夜間等を含む）
- ・徒歩避難困難者の避難についての具体的な避難方法、使用車両等
- ・屋内避難指針に適合した施設、知人・親戚宅等、避難先についての検討

### (2) 【県が実施する計画】

県は、避難対象地区内の災害時要援護者関連施設について状況を把握するとともに、避難対策等について市町村を指導する。

### (3) 【災害時要援護者関連施設の管理者が実施する計画】

災害時要援護者関連施設の管理者は、市と調整の上、それぞれの施設の耐震性を十分考慮して、その利用実態、宿日直者等の有無等に応じて下記事項について定めておくものとする。

また、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、利用者・入所者等の安全確保のために必要な対策を講ずるものとする。

- ・夜間・休日を含めた連絡体制
- ・徒歩避難困難者の避難方法、使用車両等
- ・利用者・入所者の態様に応じた避難先

## 5 避難活動

### (1) 【市が実施する計画】（企画総務部、教育委員会、健康福祉部）

ア 市は、避難の状況、避難地の設置、避難者の数、必要な救助、保護の内容等について状況を把握するとともに、県へ報告するものとする。

# 【新】

## 震災対策編 第5章 東海地震に関する事前対策活動

- (7) 避難所の生活が円滑に行えるように、必要に応じて、仮設トイレ、寝具、テント等必要な物品の調達・備蓄等について定めておくものとする。  
また、避難生活の維持にあたっては、自主防災組織の協力を得るものとする。
  - (4) 避難所で避難生活をする者は、避難勧告、避難指示を受けた者、帰宅困難者、滞留旅客等で、居住する場所を確保できない者とする。  
なお、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、帰宅支援等必要な支援を講ずるものとする。
  - (7) 設置場所は、計画に基づく危険のない場所とする。
  - (エ) 避難所の設置期間は、警戒宣言が発せられてから解除されるまで又は地震発生に伴う避難所が設置されるまでの間とする。
  - (オ) 避難所の運営は、自主防災組織の協力を得て市が行う。
  - (カ) 避難所には、運営のため必要な市職員を派遣するとともに、必要により、安全の確保と秩序維持のため、警察官の配置を要請するものとする。
- (2) 【県が実施する計画】
- ア 避難生活維持のための食料、生活必需品等の調達等について、市町村からの要請に基づき、調達、提供及びあっせんについて協力する。
  - イ 県は、交通規制等の結果生じる帰宅困難者、滞留旅客に対して市町村が実施する避難誘導、保護等の活動が円滑に行われるように協力するとともに、必要に応じて市町村間の調整等を行う。
  - ウ 警察は、市町村と連携し、避難誘導の措置等について協力するものとする。また、避難所及び避難後の地域の治安維持のためのパトロールを行う。
- (3) 【市民が実施する計画】
- 住民及び自主防災組織は、避難及び避難地の運営に関し市町村に積極的に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的な秩序ある避難生活をおくるように努めるものとする。

# 【旧】

## 震災対策編 第5章 東海地震に関する事前対策活動

- イ 避難地の設置及び運営については、次により行うものとする。
  - (7) 避難地の生活が円滑に行えるように、必要に応じて、仮設トイレ、寝具、テント等必要な物品の調達・備蓄等について定めておくものとする。  
また、避難生活の維持にあたっては、自主防災組織の協力を得るものとする。
  - (4) 避難地で避難生活をする者は、避難勧告、避難指示を受けた者、帰宅困難者、滞留旅客等で、居住する場所を確保できない者とする。  
なお、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、帰宅支援等必要な支援を講ずるものとする。
  - (7) 設置場所は、計画に基づく危険のない場所とする。
  - (エ) 避難地の設置期間は、警戒宣言が発せられてから解除されるまで又は地震発生に伴う避難所が設置されるまでの間とする。
  - (オ) 避難地の運営は、自主防災組織の協力を得て市が行う。
  - (カ) 避難地には、運営のため必要な市職員を派遣するとともに、必要により、安全の確保と秩序維持のため、警察官の配置を要請するものとする。
- (2) 【県が実施する計画】
- ア 県は、避難地の設定等について状況を把握するとともに、市町村を指導する。
  - イ 避難生活維持のための食料、生活必需品等の調達等について、市町村からの要請に基づき、調達、提供及びあっせんについて協力する。
  - ウ 県は、交通規制等の結果生じる帰宅困難者、滞留旅客に対して市町村が実施する避難誘導、保護等の活動が円滑に行われるように協力するとともに、必要に応じて市町村間の調整等を行う。
  - エ 警察は、市町村と連携し、避難誘導の措置等について協力するものとする。また、避難地及び避難後の地域の治安維持のためのパトロールを行う。
- (3) 【市民が実施する計画】
- 住民及び自主防災組織は、避難及び避難地の運営に関し市町村に積極的に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的な秩序ある避難生活をおくるように努めるものとする。

## 第6節 食料、生活必需品、飲料水の確保計画

## 第1 基本方針

警戒宣言時に必要な食料及び生活必需品は、市民が自主防災活動により確保するものとし、市及び県は、住民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資として斡旋するほか、物資流通の円滑化に配慮するものとする。なお、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、緊急物資の調達及びあっせん等を円滑に実施するため、利用可能な備蓄物資量の確認、調達可能性の把握等の準備を行うものとする。

また、地震発生時の飲料水確保について、市及び県は必要な措置を講ずるものとする。

## 第2 活動の内容

## 1 食料及び生活必需品の確保

## (1) 【市が実施する計画】（企画総務部、産業経済部、教育委員会）

ア 緊急避難等で非常持出しができなかった市民等に緊急物資の供給の必要が生じたときの物資の調達又はあっせんを行うものとする。

イ 平常時から緊急物資の在庫状況を把握しておくとともに、必要に応じて物資等の供給協定の締結を行うものとする。

ウ 県に対する緊急物資の調達又はあっせんの要請を行うものとする。

エ 市は、避難対象地区以外において市民が、食料等生活必需品を確保し、日常生活の維持が可能となるよう、小規模小売店等に対し、営業の継続を要請するものとする。

また、上記の要請が可能となるよう、市内における主要な店舗等と警戒宣言時における安全性を確保しながらの営業のあり方について協議しておくものとする。

オ 生活必需品等の備蓄について、市民に対して周知するものとする。

カ 物資拠点の開設準備を行う。

## (2) 【県が実施する計画】（危機管理部、企画部、商工労働部、農政部）

ア 市町村長の要請に基づき、協同組合長野アークス、松本流通センター協同組合、上田卸商商業協同組合、飯田卸売商業協同組合、長野県商店街振興組合連合会、諏訪市卸商業協同組合、長野県化粧品日用品卸組合、長野県商店会連合会、長野県石油商業組合、（一社）長野県LPガス協会、長野県生活協同組合連合会、長野県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会長野県本部と連携して物資の調達を図る。

この場合の調達先は、県と緊急物資の供給協定を締結した物資保有者を中心として、広く各業界に協力を求める。

イ 緊急物資の在庫状況や関係業界からの調達状況を勘案し、国に対して調達又はその準備措置を要請する。

ウ 緊急物資の円滑な流通のため、適切な広報を行うとともに、必要により物資の保有者等に対し、収容命令や保管命令を発する。

エ 広域物資拠点の開設準備を行う。

## (3) 【関係機関が実施する計画】（農林水産省 総合食料局）

「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」第4章第10に基づき知事又は市長村長からの要請を受けて、緊急売却の措置を講ずるものとする。

## 第6節 食料、生活必需品、飲料水の確保計画

## 第1 基本方針

警戒宣言時に必要な食料及び生活必需品は、市民が自主防災活動により確保するものとし、市及び県は、住民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資として斡旋するほか、物資流通の円滑化に配慮するものとする。なお、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、緊急物資の調達及びあっせん等を円滑に実施するため、利用可能な備蓄物資量の確認、調達可能性の把握等の準備を行うものとする。

また、地震発生時の飲料水確保について、市及び県は必要な措置を講ずるものとする。

## 第2 活動の内容

## 1 食料及び生活必需品の確保

## (1) 【市が実施する計画】（企画総務部、産業経済部、教育委員会）

ア 緊急避難等で非常持出しができなかった市民等に緊急物資の供給の必要が生じたときの物資の調達又はあっせんを行うものとする。

イ 平常時から緊急物資の在庫状況を把握しておくとともに、必要に応じて物資等の供給協定の締結を行うものとする。

ウ 県に対する緊急物資の調達又はあっせんの要請を行うものとする。

エ 市は、避難対象地区以外において市民が、食料等生活必需品を確保し、日常生活の維持が可能となるよう、小規模小売店等に対し、営業の継続を要請するものとする。

また、上記の要請が可能となるよう、市内における主要な店舗等と警戒宣言時における安全性を確保しながらの営業のあり方について協議しておくものとする。

オ 生活必需品等の備蓄について、市民に対して周知するものとする。

カ 物資拠点の開設準備を行う。

## (2) 【県が実施する計画】（危機管理部、企画部、商工労働部、農政部）

ア 市町村長の要請に基づき、協同組合長野アークス、松本流通センター協同組合、上田卸商商業協同組合、飯田卸売商業協同組合、諏訪商業協同組合、長野県化粧品日用品卸組合、長野県商店会連合会、長野県石油商業組合、一般社団法人長野県LPガス協会、生活協同組合連合会、農協中央会、全国農業協同組合連合会長野県本部と連携して物資の調達を図る。

この場合の調達先は、県と緊急物資の供給協定を締結した物資保有者を中心として、広く各業界に協力を求める。

イ 緊急物資の在庫状況や関係業界からの調達状況を勘案し、国に対して調達又はその準備措置を要請する。

ウ 緊急物資の円滑な流通のため、適切な広報を行うとともに、必要により物資の保有者等に対し、収容命令や保管命令を発する。

エ 広域物資拠点の開設準備を行う。

## (3) 【関係機関が実施する計画】（農林水産省 総合食料局）

「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」第4章第10に基づき知事又は市長村長からの要請を受けて、緊急売却の措置を講ずるものとする。

# 【新】

## (4) 【市民が実施する計画】

市民は、避難対象地区の内外を問わず、平常時から、食料等生活必需品の備蓄に努めるものとする。

市民は、緊急物資、非常持出品の整備、搬出を行うものとするが、パニックに陥って買いだめ等に走ることなく、冷静に行動すること。

## 2 飲料水の確保計画

### (1) 【市が実施する計画】（企画総務部、都市建設部）

ア 市民に対して貯水の励行に関する広報を徹底するものとする。

イ 応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行うものとする。

ウ 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行うものとする。

エ 応急復旧体制の準備を行うものとする。

オ 物資拠点の開設準備を行う。

### (2) 【県が実施する計画】

ア 住民に対して貯水の励行に関する広報を行う。

イ 市町村が実施する飲料水確保対策を指導する。

ウ 広域的な応援体制を確立する。

エ 水道用水供給施設については、飲料水を確保するための必要な措置を講ずる。

オ 広域物資拠点の開設準備を行う。

### (3) 【市民が実施する計画】

飲料水及び生活用水を、可能な範囲で貯水するものとする。

# 【旧】

## (4) 【市民が実施する計画】

市民は、避難対象地区の内外を問わず、平常時から、食料等生活必需品の備蓄に努めるものとする。

市民は、緊急物資、非常持出品の整備、搬出を行うものとするが、パニックに陥って買いだめ等に走ることなく、冷静に行動すること。

## 2 飲料水の確保計画

### (1) 【市が実施する計画】（企画総務部、都市建設部）

ア 市民に対して貯水の励行に関する広報を徹底するものとする。

イ 応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行うものとする。

ウ 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行うものとする。

エ 応急復旧体制の準備を行うものとする。

オ 物資拠点の開設準備を行う。

### (2) 【県が実施する計画】

ア 住民に対して貯水の励行に関する広報を行う。

イ 市町村が実施する飲料水確保対策を指導する。

ウ 広域的な応援体制を確立する。

エ 水道用水供給施設については、飲料水を確保するための必要な措置を講ずる。

オ 広域物資拠点の開設準備を行う。

### (3) 【市民が実施する計画】

飲料水及び生活用水を、可能な範囲で貯水するものとする。

# 【新】

## 第11節 防災関係機関の講ずる措置

### 第1 基本方針

防災関係機関は、東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合、平常時の活動を継続しつつ、情報の内容に応じて連絡用職員の確保など必要な対応をとり、東海地震注意情報が発表された場合は、相当の職員の参集を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、これらの情報の共有を図る。

また、防災関係機関は、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合は、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するために必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

### 第2 活動の内容

#### 1 電力会社

- (1) 地震災害警戒本部を設置する。
- (2) 電力設備の特別巡視点検を実施し、通信網の確保、要員、資機材の確保を図るとともに、その輸送ルートを確認する。
- (3) 社員一人一人が、迅速・的確な行動をとれるよう、個々の行動、役割を記載したカードを全社員が携帯する。
- (4) 訪問者、見学者等の安全避難を図るとともに、テレビ、ラジオ等を通じて利用者に対する具体的な安全措置についての広報を行う。

#### 2 通信（東日本電信電話㈱、㈱NTTドコモ、KDDI㈱、ソフトバンクモバイル㈱）

- (1) 地震災害警戒本部を設置し、必要人員を配置するとともに、復旧体制を確認する。
- (2) 重要通信を確保するため、通信の疎通状況の監視を強化し、必要により通話規制等の利用制限措置を講じる。
- (3) 通信の途絶を防止するため、災害対策機器の試験・点検を行う。
- (4) 通信の疎通状況・利用制限措置等について利用者への広報を行う。
- (5) 警戒宣言発令後、災害用伝言ダイヤル・iモード災害用伝言板・web171の運用開始に向けた準備を行うとともに、ふくそうが発生した場合は、速やかに運用を開始する。なお、注意情報等発出後においても、同様とする。

#### 3 ガス（ガス事業者）

- (1) 速やかに地震災害警戒本部を設置し、非常体制を確認する。
- (2) 工事中のガス工作物については、安全措置を講じて直ちに中止する。
- (3) 巡視、点検を実施し、必要な資機材を確保する。
- (4) 利用者に対し、テレビ、ラジオ、広報車等を通じて、ガス事業者の警戒態勢及び地震発生時のガスに関する安全喚起について広報を行う。
- (5) 警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの供給を確保する。

#### 4 金融機関

- (1) 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から、民間金融機関における窓口業務は停止するものとする。  
ただし、預金取扱金融機関においては、普通預金の払戻業務以外の業務は停止し、その後、店頭の顧客の混雑等の状況を的確に把握し、混乱を起こさないように窓口における払戻業務

# 【旧】

## 第11節 防災関係機関の講ずる措置

### 第1 基本方針

防災関係機関は、東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合、平常時の活動を継続しつつ、情報の内容に応じて連絡用職員の確保など必要な対応をとり、東海地震注意情報が発表された場合は、相当の職員の参集を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、これらの情報の共有を図る。

また、防災関係機関は、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合は、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するために必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

### 第2 活動の内容

#### 1 電力会社

- (1) 地震災害警戒本部を設置する。
- (2) 電力設備の特別巡視点検を実施し、通信網の確保、要員、資機材の確保を図るとともに、その輸送ルートを確認する。
- (3) 社員一人一人が、迅速・的確な行動をとれるよう、個々の行動、役割を記載したカードを全社員が携帯する。
- (4) 訪問者、見学者等の安全避難を図るとともに、テレビ、ラジオ等を通じて利用者に対する具体的な安全措置についての広報を行う。

#### 2 通信（東日本電信電話㈱、㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI㈱）

- (1) 地震災害警戒本部を設置し、必要人員を配置するとともに、復旧体制を確認する。
- (2) 重要通信を確保するため、通信の疎通状況の監視を強化し、必要により通話規制等の利用制限措置を講じる。
- (3) 通信の途絶を防止するため、災害対策機器の試験・点検を行う。
- (4) 通信の疎通状況・利用制限措置等について利用者への広報を行う。
- (5) 警戒宣言発令後、災害用伝言ダイヤル・iモード災害用伝言板・web171の運用開始に向けた準備を行うとともに、ふくそうが発生した場合は、速やかに運用を開始する。なお、注意情報等発出後においても、同様とする。

#### 3 ガス（ガス事業者）

- (1) 速やかに地震災害警戒本部を設置し、非常体制を確認する。
- (2) 工事中のガス工作物については、安全措置を講じて直ちに中止する。
- (3) 巡視、点検を実施し、必要な資機材を確保する。
- (4) 利用者に対し、テレビ、ラジオ、広報車等を通じて、ガス事業者の警戒態勢及び地震発生時のガスに関する安全喚起について広報を行う。
- (5) 警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの供給を確保する。

#### 4 金融機関

- (1) 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から、民間金融機関における窓口業務は停止するものとする。  
ただし、預金取扱金融機関においては、普通預金の払戻業務以外の業務は停止し、その後、店頭の顧客の混雑等の状況を的確に把握し、混乱を起こさないように窓口における払戻業務

## 【新】

も停止する。

- (2) 預金取扱金融機関においては、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機（ATM）等において預金の払戻しを継続する等、居住者等の日常生活に支障をきたさないような措置を講ずるものとする。
- (3) 営業停止等を周知させるため、ポスターの店頭掲示、新聞やインターネット等を活用して広報を行うものとする。

※ 「民間金融機関」とは、「預金取扱金融機関」、「保険会社」、「証券会社」等をいい、「預金取扱金融機関」とは、銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合等の預金を取扱う機関をいう。

### 5 日本郵便(株)信越支社

- (1) 日本郵便(株)信越支社は、非常災害対策本部を設置し、発災に備えて災害応急体制及び復旧体制等を整える。
- (2) 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から支店、郵便局等における業務の取扱いを停止する。
- (3) 郵便事業(株)は警戒宣言に伴う郵便の業務運営について、報道機関等を通じ広報活動を行う。
- (4) 強化地域内に所在する支店、郵便局等において、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他の必要事項を店頭又は局前等に掲示する。
- (5) 警戒宣言が解除された場合は、遅滞なく平常どおりの業務を行う。

## 【旧】

も停止する。

- (2) 預金取扱金融機関においては、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機（ATM）等において預金の払戻しを継続する等、居住者等の日常生活に支障をきたさないような措置を講ずるものとする。
- (3) 営業停止等を周知させるため、ポスターの店頭掲示、新聞やインターネット等を活用して広報を行うものとする。

※ 「民間金融機関」とは、「預金取扱金融機関」、「保険会社」、「証券会社」等をいい、「預金取扱金融機関」とは、銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合等の預金を取扱う機関をいう。

### 5 ~~郵便事業(株)及び郵便局(株)~~

- (1) ~~郵便事業(株) (信越支社) 及び郵便局(株) (信越支社)~~に非常災害対策本部を設置し、発災に備えて災害応急体制及び復旧体制等を整える。
- (2) 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から支店、郵便局等における業務の取扱いを停止する。
- (3) 郵便事業(株)は警戒宣言に伴う郵便の業務運営について、報道機関等を通じ広報活動を行う。
- (4) 強化地域内に所在する支店、郵便局等において、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他の必要事項を店頭又は局前等に掲示する。
- (5) 警戒宣言が解除された場合は、遅滞なく平常どおりの業務を行う。

# 【新】

## 第14節 緊急輸送

### 第1 基本方針

警戒宣言時における緊急輸送は、地震防災応急対策上必要な、最小限の範囲で実施するものとし、各機関と協議の上、地震災害警戒本部が必要な調整を行うものとする。

なお、県、市及び関係機関は、発災後の緊急輸送に備えて、輸送用車両及びヘリポート等の確保を図るものとする。

### 第2 活動の内容

#### 1 緊急輸送の対象

警戒宣言が発せられた場合、緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲は次のとおりである。

- (1) 地震防災応急対策実施要員
- (2) 地震防災応急対策の実施に必要な食料、医薬品、防災資機材等の物資、資機材
- (3) その他警戒本部長が必要と認める人員、物資又は資機材

#### 2 【市が実施する計画】（都市建設部、企画総務部）

- (1) 市は、発災後の緊急輸送に備えて、輸送用車両、物資輸送拠点等の確保を図るものとする。
- (2) 市は、必要に応じて、震災対策編第3章第4節「ヘリコプターの運用計画」により、ヘリコプターの出動を要請する。

#### 3 【県が実施する計画】

##### (1) 交通規制等

ア 県公安委員会は、大規模地震対策特別措置法第24条に基づき地震防災応急対策に従事する者若しくは地震防災応急対策に必要な物資の緊急輸送その他地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要があると認めるときは、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。（警察本部）

イ 交通規制課は、隣接県との事前協定に基づいて関係隣接県警察の交通規制を要請する。

ウ 交通規制等に当たって必要がある場合は、あらかじめ締結した協定に基づき、（一社）長野県警備業協会に強力を求める。

##### (2) 輸送手段の確保

ア 市町村からの要請等に基づき、震災対策編第3章第4節「ヘリコプターの運用計画」により、迅速な運用を図る。（危機管理部）

イ 県庁内各部局と連絡調整し、それぞれが管理する車両の中から、長野県地震災害警戒本部員の活動に必要な車両を確保する。（総務部）

ウ 緊急輸送を実施するため必要に応じて（公社）長野県トラック協会及び赤帽長野県自動車運送協同組合に対して「緊急・救援輸送に関する協定書」等に基づき応援を要請する。（危機管理部）

##### (3) 物資輸送拠点の確保

県は、緊急輸送を円滑に推進するため、市町村と協議のうえ、必要な物資輸送拠点の指定等準備を行うものとする。

#### 4 【関係機関が実施する計画】

各関係機関は、発災後の緊急輸送に備えて、輸送用車両等の確保を図るものとする。

# 【旧】

## 第14節 緊急輸送

### 第1 基本方針

警戒宣言時における緊急輸送は、地震防災応急対策上必要な、最小限の範囲で実施するものとし、各機関と協議の上、地震災害警戒本部が必要な調整を行うものとする。

なお、県、市及び関係機関は、発災後の緊急輸送に備えて、輸送用車両及びヘリポート等の確保を図るものとする。

### 第2 活動の内容

#### 1 緊急輸送の対象

警戒宣言が発せられた場合、緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲は次のとおりである。

- (1) 地震防災応急対策実施要員
- (2) 地震防災応急対策の実施に必要な食料、医薬品、防災資機材等の物資、資機材
- (3) その他警戒本部長が必要と認める人員、物資又は資機材

#### 2 【市が実施する計画】（都市建設部、企画総務部）

- (1) 市は、発災後の緊急輸送に備えて、輸送用車両、物資輸送拠点等の確保を図るものとする。
- (2) 市は、必要に応じて、震災対策編第3章第4節「ヘリコプターの運用計画」により、ヘリコプターの出動を要請する。

#### 3 【県が実施する計画】

##### (1) 交通規制等

ア 県公安委員会は、大規模地震対策特別措置法第24条に基づき地震防災応急対策に従事する者若しくは地震防災応急対策に必要な物資の緊急輸送その他地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要があると認めるときは、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。（警察本部）

イ 交通規制課は、隣接県との事前協定に基づいて関係隣接県警察の交通規制を要請する。

ウ 交通規制等に当たって必要がある場合は、あらかじめ締結した協定に基づき、（社）長野県警備業協会に強力を求める。

##### (2) 輸送手段の確保

ア 市町村からの要請等に基づき、震災対策編第3章第4節「ヘリコプターの運用計画」により、迅速な運用を図る。（危機管理部）

イ 県庁内各部局と連絡調整し、それぞれが管理する車両の中から、長野県地震災害警戒本部員の活動に必要な車両を確保する。（総務部）

ウ 緊急輸送を実施するため必要に応じて（社）長野県トラック協会及び赤帽長野県自動車運送協同組合に対して「緊急・救援輸送に関する協定書」等に基づき応援を要請する。（危機管理部）

##### (3) 物資輸送拠点の確保

県は、緊急輸送を円滑に推進するため、市町村と協議のうえ、必要な物資輸送拠点の指定等準備を行うものとする。

#### 4 【関係機関が実施する計画】

各関係機関は、発災後の緊急輸送に備えて、輸送用車両等の確保を図るものとする。

## 【新】

震災対策編 第5章 東海地震に関する事前対策活動

### 5 緊急通行車両の確認

#### 【市が実施する計画】

地震防災応急対策の円滑な実施のため必要がある場合は、風水害対策編第3章第10節「緊急輸送活動」第3の4「緊急通行車両確認事務」に準じ、緊急通行車両の事前届出を行う。

#### 【県が実施する計画】

地震防災応急対策の円滑な実施のため必要がある場合は、震災対策編第3章第9節「緊急輸送活動」の4「緊急通行車両等確認事務」に準じ、緊急通行車両の確認を行う。

## 【旧】

震災対策編 第5章 東海地震に関する事前対策活動

### 5 緊急通行車両の確認

#### 【市が実施する計画】

地震防災応急対策の円滑な実施のため必要がある場合は、風水害対策編第3章第10節「緊急輸送活動」第3の4「緊急通行車両確認事務」に準じ、緊急通行車両の事前届出を行う。

#### 【県が実施する計画】

地震防災応急対策の円滑な実施のため必要がある場合は、震災対策編第3章第9節「緊急輸送活動」の4「緊急通行車両確認事務」に準じ、緊急通行車両の確認を行う。

【新】

【旧】

## 茅野市地域防災計画

原子力災害対策編

(平成 24 年度新設)

(平成 25 年度修正)

茅野市防災会議

## 茅野市地域防災計画

原子力災害対策編

(平成 24 年度新設)

茅野市防災会議

## 【新】

### 原子力災害対策編

第1節	総 則	..... 1
第2節	災害に対する備え	..... 4
第3節	災害応急対策計画	..... 5
第4節	災害からの復旧・復興	..... 12

## 【旧】

### 原子力災害対策編

第1節	総 則	..... 1
第2節	災害に対する備え	..... 4
第3節	災害応急対策計画	..... 5
第4節	災害からの復旧・復興	..... 12

## 第1節 総 則

## 第1節 総 則

### 第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定及び原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)に基づき、原子力事業所の事故等による放射性物質の拡散又は放射線の影響に対して、東日本大震災における原子力災害等を教訓に、国、県の各防災関係機関、原子力事業者及び市が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することを目的に策定する。

### 第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定及び原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)に基づき、原子力事業所の事故等による放射性物質の拡散又は放射線の影響に対して、東日本大震災における原子力災害等を教訓に、国、県の各防災関係機関、原子力事業者及び市が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することを目的に策定する。

### 第2 定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「放射性物質」とは、原子力基本法第3条に規定する核燃料物質、核原料物質及び放射性同位元素等による放射線障害の防止等に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素並びにこれらの物質により汚染されたものをいう。
- (2) 「原子力災害」とは、原子力災害対策特別措置法(以下「原災法」という。)第2条第1号に規定する被害をいう。
- (3) 「原子力事業者」とは、原災法第2条第3号に規定する事業者をいう。
- (4) 「原子力事業所」とは、原災法第2条第4号に規定する工場又は事業所をいう。
- (5) 「特定事象」とは、原災法第10条第1項に規定する政令第4条第4項各号に掲げる事象をいう。
- (6) 「原子力緊急事態」とは、原災法第2条第2号に規定する事態をいう。
- (7) 「要配慮者」とは、高齢者、障がい者、傷病者、外国人、児童、乳幼児、妊産婦等、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるために支援を要する者をいう。

### 第2 定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「放射性物質」とは、原子力基本法第3条に規定する核燃料物質、核原料物質及び放射性同位元素等による放射線障害の防止等に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素並びにこれらの物質により汚染されたものをいう。
- (2) 「原子力災害」とは、原子力災害対策特別措置法(以下「原災法」という。)第2条第1号に規定する被害をいう。
- (3) 「原子力事業者」とは、原災法第2条第3号に規定する事業者をいう。
- (4) 「原子力事業所」とは、原災法第2条第4号に規定する工場又は事業所をいう。
- (5) 「特定事象」とは、原災法第10条第1項に規定する政令第4条第4項各号に掲げる事象をいう。
- (6) 「原子力緊急事態」とは、原災法第2条第2号に規定する事態をいう。
- (7) 「災害時要援護者」とは、高齢者、障害者、傷病者、外国人、児童、乳幼児、妊産婦等のうち、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるために支援を要する者をいう。

### 第3 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、茅野市防災会議が作成する「茅野市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として、原子力災害に対処すべき事項を中心に定めるものとする。なお、この計画(原子力災害対策)に定めのない事項については、「茅野市地域防災計画(風水害対策編、地震対策編)」による。

### 第3 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、茅野市防災会議が作成する「茅野市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として、原子力災害に対処すべき事項を中心に定めるものとする。なお、この計画(原子力災害対策)に定めのない事項については、「茅野市地域防災計画(風水害対策編、地震対策編)」による。

### 第4 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的事項を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努める。

また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていくものとする。

### 第4 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的事項を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努める。

また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていくものとする。

### 第5 計画の対象とする災害

長野県内には、原子力事業所が存在せず、また、他県にある原子力事業所に関する「予防的防護措置を準備する区域(原子力事業所から概ね半径5km)」及び「緊急時防護措置を準備する区域(原子力事業所から概ね30km)」にも市の地域は含まれないが、東日本大震災における原子力災害では放射性物質が緊急時防護措置を準備する区域より広範囲に拡散し、住民生活や産業に甚大な被害をもたらした。

### 第5 計画の対象とする災害

長野県内には、原子力事業所が存在せず、また、他県にある原子力事業所に関する「原子力災害対策を重点的に実施すべき区域」(原子力事業所から概ね30km圏)にも市の地域は含ま

# 【新】

ている。

こうした経過を踏まえ、次の各号に掲げる事故により、放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において放射性物質等による緊急事態に伴う屋内退避又は避難が必要となったとき、またそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

- (1) 国内の原子力施設の事故による災害
- (2) 周辺国の原子力施設の事故による災害
- (3) 核燃料物質等輸送中の事故による災害

## 第6 防災の基本方針

近隣の原子力事業所所在県、原子力事業所等からの情報収集及び県との連絡体制を確保し、住民等への連絡体制の整備、モニタリング体制の整備、健康被害の防止、緊急時における退避・避難活動等、原子力災害に対応した防災対策を講じる。

## 第7 実施責任(実施責任と処理すべき事務又は業務)

### 1 市

住民の生命、身体及び財産を保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

### 2 原子力事業者

原子力事業者は、原災法第3条の規定に基づき、原子力災害の発生の防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意を持って必要な措置を講ずる。

### 3 防災関係機関

指定地方行政機関、陸上自衛隊第13普通科連隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等は、他の災害対策と同様に、相互に協力し、防災活動を実施又は支援するものとする。

## 第8 処理すべき事務又は業務の大綱

### 1 市

放射性物質の拡散又は放射線の影響に関する情報等の伝達、災害の情報収集及び被害調査に関すること。

- (1) 住民等の屋内退避、避難及び立入制限に関すること。
- (2) 環境放射線モニタリング等に関すること。
- (3) 飲料水、飲食物の摂取制限に関すること。
- (4) 健康被害の防止に関すること。
- (5) 農林畜水産物の採取及び出荷制限に関すること。
- (6) 原子力防災に関する訓練の実施、知識の普及及び広報に関すること。
- (7) 汚染物質の除去等に関すること。
- (8) その他、原子力防災に関すること。

### 2 原子力事業者(中部電力(株)、東京電力(株)等)

# 【旧】

れないが、東日本大震災における原子力災害では放射性物質が原子力災害対策を重点的に実施すべき区域より広範囲に拡散し、住民生活や産業に甚大な被害をもたらしている。こうした経過を踏まえ、次の各号に掲げる事故により、放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において放射性物質等による緊急事態に伴う屋内退避又は避難が必要となったとき、またそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

- (1) 国内の原子力施設の事故による災害
- (2) 周辺国の原子力施設の事故による災害
- (3) 核燃料物質等輸送中の事故による災害

## 第6 防災の基本方針

近隣の原子力事業所所在県、原子力事業所等からの情報収集及び県との連絡体制を確保し、住民等への連絡体制の整備、モニタリング体制の整備、健康被害の防止、緊急時における退避・避難活動等、原子力災害に対応した防災対策を講じる。

## 第7 実施責任(実施責任と処理すべき事務又は業務)

### 1 市

住民の生命、身体及び財産を保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

### 2 原子力事業者

原子力事業者は、原災法第3条の規定に基づき、原子力災害の発生の防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意を持って必要な措置を講ずる。

### 3 防災関係機関

指定地方行政機関、陸上自衛隊第13普通科連隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等は、他の災害対策と同様に、相互に協力し、防災活動を実施又は支援するものとする。

## 第8 処理すべき事務又は業務の大綱

### 1 市

放射性物質の拡散又は放射線の影響に関する情報等の伝達、災害の情報収集及び被害調査に関すること。

- (1) 住民等の屋内退避、避難及び立入制限に関すること。
- (2) 環境放射線モニタリング等に関すること。
- (3) 飲料水、飲食物の摂取制限に関すること。
- (4) 健康被害の防止に関すること。
- (5) 農林畜水産物の採取及び出荷制限に関すること。
- (6) 原子力防災に関する訓練の実施、知識の普及及び広報に関すること。
- (7) 汚染物質の除去等に関すること。
- (8) その他、原子力防災に関すること。

### 2 原子力事業者(中部電力(株)、東京電力(株)等)

## 【新】

- (1) 原子力施設の防災管理に関する事。
- (2) 従業員等に対する教育、訓練に関する事。
- (3) 関係機関に対する情報の提供に関する事。
- (4) 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関する事。
- (5) 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関する事。
- (6) 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関する事。
- (7) 国、県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関する事。
- (8) 汚染物質の除去に関する事。

## 【旧】

- (1) 原子力施設の防災管理に関する事。
- (2) 従業員等に対する教育、訓練に関する事。
- (3) 関係機関に対する情報の提供に関する事。
- (4) 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関する事。
- (5) 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関する事。
- (6) 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関する事。
- (7) 国、県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関する事。
- (8) 汚染物質の除去に関する事。

## 第2節 災害に対する備え

### 第1 基本方針

市は、災害発生時の放射性物質の拡散又は放射線の影響に対する第3節に掲げる応急対策が迅速かつ円滑に行われるよう平常時から準備するほか、以下の対応を行う。

#### (1) 平常時のモニタリング

市は、県と相互に連携しながら、災害発生時の影響評価に用いるための比較データを収集・蓄積するため、平常時からモニタリングを計画的に実施する。(市民環境部)

#### (2) 屋内退避、避難誘導等の防護活動

ア 広域的な避難に備えて他の市町村と避難所の相互提供等についての協議を行うほか、県外避難を想定した市町村間での相互応援協定等の締結に努める。

イ 放射線に対して防護効果の高いコンクリート建家を施設管理者等の同意を得て、退避所及び避難所とするよう努める。

#### (3) 健康被害の防止

ア 市は、県と相互に連携しながら、人体に係る汚染検査体制の把握及び準備、医薬品の在庫状況やメーカーからの供給見通しの把握を行う。

イ 国、県等から市の災害時備蓄医薬品(安定ヨウ素剤)配布の指示に対応するため準備体制を整えておく。(健康福祉部)

#### (4) 知識の普及と啓発

住民・事業所等への普及と啓発

災害時に的確な行動をとるためには、平常時から原子力災害や放射能に対する正しい理解を深めることが重要であることから、県及び原子力事業者等の協力を得て、住民・事業所等に対して、次の各号に掲げる原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。

(企画総務部、関係部局)

(ア) 放射性物質及び放射線の特性に関すること。

(イ) 原子力災害とその特殊性に関すること。

(ウ) 放射線による健康被害、放射線防護に関すること。

(エ) 原子力災害時に県・市等が行う対策(対応)に関すること。

(オ) 原子力災害時の避難形態(屋内退避、避難)に関すること。

(カ) 原子力災害時に住民がとるべき行動及び留意事項に関すること。

#### (5) 原子力防災に関する訓練の実施

市は、防災訓練等において、必要に応じて原子力災害対応防災訓練を実施する。

(企画総務部)

(ア) 緊急時モニタリング訓練

(イ) 緊急被ばく医療訓練

(ウ) その他、必要な訓練

## 第2節 災害に対する備え

### 第1 基本方針

市は、災害発生時の放射性物質の拡散又は放射線の影響に対する第3節に掲げる応急対策が迅速かつ円滑に行われるよう平常時から準備するほか、以下の対応を行う。

#### (1) 平常時のモニタリング

市は、県と相互に連携しながら、災害発生時の影響評価に用いるための比較データを収集・蓄積するため、平常時からモニタリングを計画的に実施する。(市民環境部)

#### (2) 屋内退避、避難誘導等の防護活動

ア 広域的な避難に備えて他の市町村と避難所の相互提供等についての協議を行うほか、県外避難を想定した市町村間での相互応援協定等の締結に努める。

イ 放射線に対して防護効果の高いコンクリート建家を施設管理者等の同意を得て、退避所及び避難所とするよう努める。

#### (3) 健康被害の防止

ア 市は、県と相互に連携しながら、人体に係る汚染検査体制の把握及び準備、医薬品の在庫状況やメーカーからの供給見通しの把握を行う。

イ 国、県等から市の災害時備蓄医薬品(安定ヨウ素剤)配布の指示に対応するため準備体制を整えておく。(健康福祉部)

#### (4) 知識の普及と啓発

住民・事業所等への普及と啓発

災害時に的確な行動をとるためには、平常時から原子力災害や放射能に対する正しい理解を深めることが重要であることから、県及び原子力事業者等の協力を得て、住民・事業所等に対して、次の各号に掲げる原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。

(企画総務部、関係部局)

(ア) 放射性物質及び放射線の特性に関すること。

(イ) 原子力災害とその特殊性に関すること。

(ウ) 放射線による健康被害、放射線防護に関すること。

(エ) 原子力災害時に県・市等が行う対策(対応)に関すること。

(オ) 原子力災害時の避難形態(屋内退避、避難)に関すること。

(カ) 原子力災害時に住民がとるべき行動及び留意事項に関すること。

#### (5) 原子力防災に関する訓練の実施

市は、防災訓練等において、必要に応じて原子力災害対応防災訓練を実施する。

(企画総務部)

(ア) 緊急時モニタリング訓練

(イ) 緊急被ばく医療訓練

(ウ) その他、必要な訓練

## 第3節 災害応急対策計画

## 第1 基本方針

市は、放射性物質の拡散又は放射線の影響から、住民の生命、身体、財産を保護するため、県、防災関係機関と連携して、迅速的確な応急対策を実施する。

なお、大規模災害と原子力発電所に係る事故等が同時期に発生した場合には、情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることを踏まえて対応する。

## 第2 情報の収集・連絡活動

## 1 情報の収集及び連絡体制の整備

- (1) 隣接県等に立地する原子力発電所で警戒事態（原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。以下同じ。）、施設敷地緊急事態（原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態をいう。以下同じ。）又は全面緊急事態（原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態をいう。以下同じ。）が発生した場合、県及び関係機関に対し情報の提供を求めるとともに、事故の状況、放射性物質の拡散状況等の情報収集活動を実施し、市内への影響について判断する。（企画総務部、市民環境部）
- (2) 警戒事態、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態が発生した場合、市は、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。（企画総務部）
- (3) 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において原子力緊急事態宣言（原子力災害対策特別措置法）に係るに緊急事態応急対策実施区域になった場合、市は原子力災害合同対策協議会へ職員を出席させ、原子力事業所の状況、モニタリング情報、住民の屋内退避・避難等の状況及び国、所在県、県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、市が行う応急対策について必要な調整を行う。（企画総務部）
- (4) 市は、県と連携を密にして情報の把握に努める。（関係部局）
- (5) 市は、必要に応じ情報連絡のため各避難所等との通信手段を確保する。（企画総務部）

## 2 情報の伝達

- (1) 迅速・的確な情報の伝達
 

市は、原子力事業所の事故により放射性物質の拡散又は放射線の影響が広範囲に及ぶおそれがあるときは、利用可能なあらゆる通信手段を活用し、住民に迅速、的確に情報を伝達する。（企画総務部）
- (2) 伝達する情報
 

提供するべき情報は、情報の発信元を明示し、事故の状況、避難の必要性、住民がとるべき行動、モニタリングの観測値等を広報する。（企画総務部）
- (3) 情報提供の継続
 

状況に変化がない場合においても情報を定期的に発信し、情報の空白時間をなくして住民の不安を払拭する。（企画総務部）
- (4) 情報提供の留意事項
 

ア 国、県、関係機関と相互に連携し、情報を共有化し情報の一元化を図り、住民に情報を伝達する。（企画総務部）

イ 要配慮者及び一時滞在者等に、確実に情報が伝わるよう十分に配慮を行う。
- (5) 住民等からの問い合わせに対する対応

## 第3節 災害応急対策計画

## 第1 基本方針

市は、放射性物質の拡散又は放射線の影響から、住民の生命、身体、財産を保護するため、県、防災関係機関と連携して、迅速的確な応急対策を実施する。

なお、大規模災害と原子力発電所に係る事故等が同時期に発生した場合には、情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることを踏まえて対応する。

## 第2 情報の収集・連絡活動

## 1 情報の収集及び連絡体制の整備

- (1) 隣接県等に立地する原子力発電所で特定事象が発生した場合、県及び関係機関に対し情報の提供を求めるとともに、事故の状況、放射性物質の拡散状況等の情報収集活動を実施し、市内への影響について判断する。（企画総務部、市民環境部）
- (2) 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのある場合、市は、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。（企画総務部）
- (3) 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において原子力緊急事態宣言（原子力災害対策特別措置法）に係るに緊急事態応急対策実施区域になった場合、市は原子力災害合同対策協議会へ職員を出席させ、原子力事業所の状況、モニタリング情報、住民の屋内退避・避難等の状況及び国、所在県、県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、市が行う応急対策について必要な調整を行う。（企画総務部）
- (4) 市は、県と連携を密にして情報の把握に努める。（関係部局）
- (5) 市は、必要に応じ情報連絡のため各避難所等との通信手段を確保する。（企画総務部）

## 2 情報の伝達

- (1) 迅速・的確な情報の伝達
 

市は、原子力事業所の事故により放射性物質の拡散又は放射線の影響が広範囲に及ぶおそれがあるときは、利用可能なあらゆる通信手段を活用し、住民に迅速、的確に情報を伝達する。（企画総務部）
- (2) 伝達する情報
 

提供するべき情報は、情報の発信元を明示し、事故の状況、避難の必要性、住民がとるべき行動、モニタリングの観測値等を広報する。（企画総務部）
- (3) 情報提供の継続
 

状況に変化がない場合においても情報を定期的に発信し、情報の空白時間をなくして住民の不安を払拭する。（企画総務部）
- (4) 情報提供の留意事項
 

ア 国、県、関係機関と相互に連携し、情報を共有化し情報の一元化を図り、住民に情報を伝達する。（企画総務部）

イ 災害時要援護者及び一時滞在者等に、確実に情報が伝わるよう十分に配慮を行う。
- (5) 住民等からの問い合わせに対する対応
 

市は、放射線に関する相談窓口を設置し、住民等からの健康相談、食品の安全等に関

# 【新】

市は、放射線に関する相談窓口を設置し、住民等からの健康相談、食品の安全等に関する相談、農林畜水産物の生産等に関する相談等の問い合わせに対応する。(関係部局)

## (6) 風評被害の未然防止

市は、報道機関の協力を得て、原子力災害に関する情報を広く市内外に向けて提供し、原子力災害に伴う社会的混乱や風評被害の未然防止及び軽減を図る。(企画総務部)

### 第3 活動体制

#### 1 市の活動体制

##### (1) 警戒対策本部の設置

###### ア 設置基準

市長は、次に掲げる場合、警戒本部を設置し、事故に関する情報収集及び情報提供を行う。

(ア) 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるとき。

(イ) その他市長が必要と認めたとき。

###### イ 組織

茅野市災害対策本部条例に定める組織に準ずるところによるほか、次の表による。

#### 組織

段階の説明	災害対応	
	参集範囲	組織の体制
原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるとき。または、市長が必要と認めたとき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全部長</li> <li>・ 全コミュニティセンター所長</li> <li>・ 全課長</li> <li>・ 対策本部事務局職員</li> <li>・ 各課庶務担当係長</li> <li>・ 避難所担当職員</li> <li>・ 広報担当職員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警戒対策本部</li> <li>・ 市長</li> <li>・ 副市長</li> <li>・ 教育長</li> <li>・ 全部長</li> <li>・ 消防署長</li> <li>・ 茅野市社会福祉協議会事務局長</li> <li>・ 対策本部事務局</li> <li>・ 本部連絡員</li> </ul>

#### ウ 所管事務

茅野市地域防災計画 第3章 第3節 「地震災害警戒本部・災害対策本部事務分掌」の組織及び事務分掌のほか、次の表による。

#### 事務

担当部	班名	事務分掌
企画総務部	企画班・秘書広報班・パートナーシップのまちづくり推進班・会計班・選監事務局班	・ 避難所(市域外)の確保に関すること。
	総務班	・ 職員の被爆管理に関すること。
	財政班	・ 市域外避難時の避難車輛の確保に関すること。
	防災対策班・消防班	・ 避難経路の設定、避難誘導に関すること。
市民環境部	税務班・収納班・市民班	・ 汚染除去作業

# 【旧】

する相談、農林畜水産物の生産等に関する相談等の問い合わせに対応する。(関係部局)

## (6) 風評被害の未然防止

市は、報道機関の協力を得て、原子力災害に関する情報を広く市内外に向けて提供し、原子力災害に伴う社会的混乱や風評被害の未然防止及び軽減を図る。(企画総務部)

### 第3 活動体制

#### 1 市の活動体制

##### (1) 警戒対策本部の設置

###### ア 設置基準

市長は、次に掲げる場合、警戒本部を設置し、事故に関する情報収集及び情報提供を行う。

(ア) 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるとき。

(イ) その他市長が必要と認めたとき。

###### イ 組織

茅野市災害対策本部条例に定める組織に準ずるところによるほか、次の表による。

#### 組織

段階の説明	災害対応	
	参集範囲	組織の体制
原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるとき。または、市長が必要と認めたとき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全部長</li> <li>・ 全コミュニティセンター所長</li> <li>・ 全課長</li> <li>・ 対策本部事務局職員</li> <li>・ 各課庶務担当係長</li> <li>・ 避難所担当職員</li> <li>・ 広報担当職員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警戒対策本部</li> <li>・ 市長</li> <li>・ 副市長</li> <li>・ 教育長</li> <li>・ 全部長</li> <li>・ 消防署長</li> <li>・ 茅野市社会福祉協議会事務局長</li> <li>・ 対策本部事務局</li> <li>・ 本部連絡員</li> </ul>

#### ウ 所管事務

茅野市地域防災計画 第3章 第3節 「地震災害警戒本部・災害対策本部事務分掌」の組織及び事務分掌のほか、次の表による。

#### 事務

担当部	班名	事務分掌
企画総務部	企画班・秘書広報班・パートナーシップのまちづくり推進班・会計班・選監事務局班	・ 避難所(市域外)の確保に関すること。
	総務班	・ 職員の被爆管理に関すること。
	財政班	・ 市域外避難時の避難車輛の確保に関すること。
	防災対策班・消防班	・ 避難経路の設定、避難誘導に関すること。

# 【新】

	生活環境班・美サイクルセンター班	・放射能モニタリングの実施及び収集データの管理に関すること。 ・放射性物質による汚染調査に関すること。 ・県の実施する緊急時モニタリングに対する協力に関すること。
健康福祉部	地域福祉推進班・茅野市社会福祉協議会班	・災害時要援護者の安否確認に関すること。
	保健班・全保健福祉サロンの班	・緊急被爆医療に関すること。 ・農林水産物の摂取制限に関すること。
産業経済部	産業振興班・農林班・商工班・観光班・農業委員会事務局班	・農林水産物の出荷制限に関すること。 ・県の実施する放射能濃度の測定に関する協力に関すること。
都市建設部	建設班・都市計画班・水道班	・県の実施する緊急時モニタリングに対する協力に関すること。
こども部 生涯学習部	こども班・幼児教育班・学校教育班・生涯学習班・文化財班・スポーツ健康班	・避難所等における放射能モニタリングに関すること。

## エ 警戒対策本部の廃止

概ね次の基準による。

(ア) 災害対策本部が設置されたとき。

(イ) 市長が市内において屋内退避又は避難のおそれなくなったと認めたとき。

## (2) 災害対策本部の設置

### ア 設置基準

市長は、次に掲げる状況になった場合、災害対策本部を設置する。

(ア) 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において原子力緊急事態に伴う屋内退避又は避難が必要となったとき。

(イ) その他市長が必要と認めたとき。

### イ 組織

茅野市災害対策本部条例に定める組織に準ずるところによるほか、次の表による。

## 組織

段階の説明	災害対応	
	参集範囲	組織の体制
原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において屋内退避又は避難が必要となったとき。または、市長が必要と認めたとき。	・全職員	災害対策本部 ・市長 ・副市長 ・教育長 ・全部長 ・対策本部事務局 ・本部連絡員

# 【旧】

市民環境部	税務班・収納班・市民班	・汚染除去作業
	生活環境班・美サイクルセンター班	・放射能モニタリングの実施及び収集データの管理に関すること。 ・放射性物質による汚染調査に関すること。 ・県の実施する緊急時モニタリングに対する協力に関すること。
健康福祉部	地域福祉推進班・茅野市社会福祉協議会班	・災害時要援護者の安否確認に関すること。
	保健班・全保健福祉サロンの班	・緊急被爆医療に関すること。 ・農林水産物の摂取制限に関すること。
産業経済部	産業振興班・農林班・商工班・観光班・農業委員会事務局班	・農林水産物の出荷制限に関すること。 ・県の実施する放射能濃度の測定に関する協力に関すること。
都市建設部	建設班・都市計画班・水道班	・県の実施する緊急時モニタリングに対する協力に関すること。
こども部 生涯学習部	こども班・幼児教育班・学校教育班・生涯学習班・文化財班・スポーツ健康班	・避難所等における放射能モニタリングに関すること。

## エ 警戒対策本部の廃止

概ね次の基準による。

(ア) 災害対策本部が設置されたとき。

(イ) 市長が市内において屋内退避又は避難のおそれなくなったと認めたとき。

## (2) 災害対策本部の設置

### ア 設置基準

市長は、次に掲げる状況になった場合、災害対策本部を設置する。

(ア) 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において原子力緊急事態に伴う屋内退避又は避難が必要となったとき。

(イ) その他市長が必要と認めたとき。

### イ 組織

茅野市災害対策本部条例に定める組織に準ずるところによるほか、次の表による。

## 組織

段階の説明	災害対応	
	参集範囲	組織の体制
原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において屋内退避又は避難が必要となったとき。または、市長が必要と認めたとき。	・全職員	災害対策本部 ・市長 ・副市長 ・教育長 ・全部長 ・対策本部事務局 ・本部連絡員

# 【新】

## ウ 所管事務

警戒対策本部に準ずる。

## エ 災害対策本部の廃止

概ね次の基準による。

(ア)市内において屋内退避又は避難の必要がなくなったとき。

(イ)市長が、原子力災害に関する対策の必要がなくなったと認めたとき。

### 第4 モニタリング等

原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、県内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるときから、次の対応を行う。

#### (1) 緊急時のモニタリング

ア 市は、原子力事業所の事故が発生した場合、直ちに緊急時モニタリング(第1段階)を実施するとともに、県、国、所在県、原子力事業者等が実施する緊急時モニタリングの情報を収集し、その結果をとりまとめて住民に速やかに公表する。また防災関係機関に必要なに応じ連絡する。(企画総務部、市民環境部)

#### イ 緊急時モニタリングの実施要領

区 分		内 容	測 定 箇 所
緊 急 時 モ ニ タ リ ン グ	第1段階	・原子力事業所の事故の直後から開始 ・正確性より迅速性を重視	適宜
	第2段階	・事故の状態がある程度予測でき、放射線の放出が停止又は減少しているときに実施 ・正確性を重視	避難所等

ウ 市は、県が実施するモニタリングが円滑に行われるよう協力する。

#### (2) 放射能濃度の測定

ア 市は、県が実施した放射能濃度の測定(水道水、食品、大気浮遊塵、降下物等)の結果を、住民に速やかに公表する。(企画総務部、関係部局)

イ 市は、県が実施する放射能濃度の測定が円滑に行われるよう協力する。また必要に応じて放射能濃度測定器を有する機関等に測定を依頼する。(関係部局)

### 第5 健康被害防止対策

市は、必要に応じて人体に係るスクリーニング及び除染、医薬品の確保、健康相談を実施する。(健康福祉部)

### 第6 屋内退避、避難誘導等の防護活動

#### 1 屋内退避及び避難誘導

(1)市は、県内において原子力緊急事態が宣言され原災法第15条第3項に基づき内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があった場合、住民等に次の方法等で情報を提供する。(企画総務部、関係部局)

# 【旧】

## ウ 所管事務

警戒対策本部に準ずる。

## エ 災害対策本部の廃止

概ね次の基準による。

(ア)市内において屋内退避又は避難の必要がなくなったとき。

(イ)市長が、原子力災害に関する対策の必要がなくなったと認めたとき。

### 第4 モニタリング等

原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、県内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるときから、次の対応を行う。

#### (1) 緊急時のモニタリング

ア 市は、原子力事業所の事故が発生した場合、直ちに緊急時モニタリング(第1段階)を実施するとともに、県、国、所在県、原子力事業者等が実施する緊急時モニタリングの情報を収集し、その結果をとりまとめて住民に速やかに公表する。また防災関係機関に必要なに応じ連絡する。(企画総務部、市民環境部)

#### イ 緊急時モニタリングの実施要領

区 分		内 容	測 定 箇 所
緊 急 時 モ ニ タ リ ン グ	第1段階	・原子力事業所の事故の直後から開始 ・正確性より迅速性を重視	適宜
	第2段階	・事故の状態がある程度予測でき、放射線の放出が停止又は減少しているときに実施 ・正確性を重視	避難所等

ウ 市は、県が実施するモニタリングが円滑に行われるよう協力する。

#### (2) 放射能濃度の測定

ア 市は、県が実施した放射能濃度の測定(水道水、食品、大気浮遊塵、降下物等)の結果を、住民に速やかに公表する。(企画総務部、関係部局)

イ 市は、県が実施する放射能濃度の測定が円滑に行われるよう協力する。また必要に応じて放射能濃度測定器を有する機関等に測定を依頼する。(関係部局)

### 第5 健康被害防止対策

市は、必要に応じて人体に係るスクリーニング及び除染、医薬品の確保、健康相談を実施する。(健康福祉部)

### 第6 屋内退避、避難誘導等の防護活動

#### 1 屋内退避及び避難誘導

(1)市は、県内において原子力緊急事態が宣言され原災法第15条第3項に基づき内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があった場合、住民等に次の方法等で情報を提供する。(企画総務部、関係部局)

# 【新】

# 【旧】

務部、関係部局)

- ア 防災行政無線、防災ラジオ、広報車などによる広報
- イ 消防団の消防車等による広報活動
- ウ 教育委員会等を通じた小中学校への連絡
- エ 電気・ガス・通信事業者、鉄道事業者、各種団体の協力による広報活動
- オ インターネット、ホームページを活用した情報提供

(2)市は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難の勧告又は指示の措置を講ずる。(企画総務部、関係部局)

- ア 屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行う。必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。
- イ 避難誘導に当たっては、要配慮者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。
- ウ 退避・避難のための立ち退きの勧告又は指示を行った場合は、警察、消防等と協力し、住民等の退避・避難状況を的確に把握する。
- エ 退避所又は避難所の開設に当たっては、退避所又は避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、水等の配布等について避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。

なお、「原子力災害対策指針(平成24年10月31日)」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。

基準の概要	初期設定値 <sup>*1</sup>	防護措置の概要
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>*2</sup> )	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 <sup>*3</sup> の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転 <sup>*4</sup> させるための基準	20 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施

※1 「初期設定値」とは、緊急事態当初に用いる値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には改訂される。

※2 実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※3 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。

- ア 防災行政無線、防災ラジオ、広報車などによる広報
- イ 消防団の消防車等による広報活動
- ウ 教育委員会等を通じた小中学校への連絡
- エ 電気・ガス・通信事業者、鉄道事業者、各種団体の協力による広報活動
- オ インターネット、ホームページを活用した情報提供

(2)市は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難の勧告又は指示の措置を講ずる。(企画総務部、関係部局)

- ア 屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行う。必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。
- イ 避難誘導に当たっては、災害時要援護者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。
- ウ 退避・避難のための立ち退きの勧告又は指示を行った場合は、警察、消防等と協力し、住民等の退避・避難状況を的確に把握する。
- エ 退避所又は避難所の開設に当たっては、退避所又は避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、水等の配布等について避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。

なお、「原子力施設等の防災対策について(平成22年8月改訂)」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。

屋外にいる場合に予想される被ばく線量 — 予想線量(単位: mSv) —		防 護 対 策 の 内 容
外部被ばくによる実効線量	→放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量 →ウランによる骨表面又は肺の等価線量 →プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量	
— 1.0 ~ 5.0 —	— 1.0.0 ~ 5.0.0 —	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。
— 5.0 以上 —	— 5.0.0 以上 —	住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、又は避難すること。

## 2 市域外避難

市は、市域外に避難を行う必要が生じた場合は、他の市町村に対し収容先の供与及びその他災害救助の実施に協力するよう要請する。この際、県に対して避難先の調整及び輸送ルートの調整を要請する。(企画総務部)

# 【新】

# 【旧】

※4 「一時移転」とは、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用な被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する措置をいう。

## 2 市域外避難

市は、市域外に避難を行う必要が生じた場合は、他の市町村に対し収容先の供与及びその他災害救助の実施に協力するよう要請する。この際、県に対して避難先の調整及び輸送ルートの調整を要請する。(企画総務部)

## 3 避難所の開設・運営

茅野市地域防災計画 風水害対策編 第3章 第12節 第3 に準じる。

## 第7 緊急輸送活動

茅野市地域防災計画 風水害対策編 第3章 第10節に準じるほか、次による。

- (1) 市は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、各交通輸送事業者及び県、他市町村等に対して人員、車両等の支援を要請する。(企画総務部)
- (2) 各交通輸送事業者等の輸送能力を超える場合及び迅速な避難が必要な場合は、県に対して自衛隊の災害派遣を要請する。(企画総務部)
- (3) 避難者の輸送に当たっては、県公安委員会及び警察等から交通情報の提供を受ける。(企画総務部)

## 第8 飲料水・飲食物の摂取制限等

### 1 飲料水、飲食物の摂取制限

市及び水道事業者は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を行う。(都市建設部)

### 2 農林畜水産物の採取及び出荷制限

市は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林畜水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。(産業経済部)

### 3 飲食物摂取制限に関する指標

対 象	放射性ヨウ素
飲料水	300 ベクレル/キログラム以上
牛乳・乳製品	
野菜類(根菜・芋類を除く)、 穀類、肉、卵、魚、その他	2,000 ベクレル/キログラム以上

(「原子力災害対策指針(平成24年10月31日)」より)

対 象	放射性セシウム
飲料水	10 ベクレル/キログラム以上
牛乳	50 ベクレル/キログラム以上
一般食品	100 ベクレル/キログラム以上

## 3 避難所の開設・運営

茅野市地域防災計画 風水害対策編 第3章 第12節 第3 に準じる。

## 第7 緊急輸送活動

茅野市地域防災計画 風水害対策編 第3章 第10節に準じるほか、次による。

- (1) 市は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、各交通輸送事業者及び県、他市町村等に対して人員、車両等の支援を要請する。(企画総務部)
- (2) 各交通輸送事業者等の輸送能力を超える場合及び迅速な避難が必要な場合は、県に対して自衛隊の災害派遣を要請する。(企画総務部)
- (3) 避難者の輸送に当たっては、県公安委員会及び警察等から交通情報の提供を受ける。(企画総務部)

## 第8 飲料水・飲食物の摂取制限等

### 1 飲料水、飲食物の摂取制限

市及び水道事業者は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を行う。(都市建設部)

### 2 農林畜水産物の採取及び出荷制限

市は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林畜水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。(産業経済部)

### 3 飲食物摂取制限に関する指標

対 象	放射性ヨウ素(混合核種の代表核種：I-131)
飲料水	300 ベクレル/キログラム以上
牛乳・乳製品	(乳児は100ベクレル/キログラム以上)
野菜類(根菜・芋類を除く)	2,000 ベクレル/キログラム以上

(「原子力施設等の防災対策について(平成22年8月改訂)」、厚生労働省通知より)

対 象	放射性セシウム
飲料水	10 ベクレル/キログラム以上
牛乳	50 ベクレル/キログラム以上
一般食品	100 ベクレル/キログラム以上
乳児用食品	50 ベクレル/キログラム以上

(厚生労働省令及び告示より)

# 【新】

# 【旧】

乳児用食品	50 ベクレル／キログラム以上
-------	-----------------

(厚生労働省令及び告示より)

## 第9 県外からの避難者の受入れ活動

### 1 緊急的な一時受入れ

- (1) 必要に応じて市の保有する施設を一時的な避難所として、提供するとともに必要な災害救助を実施する。(関係部局)
- (2) 受入れに当たっては、要配慮者及びその家族を優先する。(関係部局)

### 2 短期的な避難者の受入れ

- (1) 被災自治体から避難者受入れの要請があった場合には、緊急的な一時受入れに準じて市の施設で対応する。(関係部局)
- (2) 市の施設で受入れが困難な場合、県と協議の上、市内の旅館・ホテル等を市が借り上げて、避難所とする。(関係部局)

### 3 中期的な避難者の受入れ

- (1) 避難者に対しては、市営住宅への受入れを行う。また、市営住宅等の受入情報について提供を行う。(都市建設部)
- (2) 必要に応じて、民間賃貸住宅を市が借り上げ、応急仮設住宅として提供する。(企画総務部、関係部局)
- (3) 長期的に本市に居住する意向のある者については、住宅、仕事等の相談に対応する等の定住支援を行う。(関係部局)

### 4 避難者の生活支援及び情報提供

- (1) 市は、市内に避難を希望する避難者に対しては、住まい、生活、医療、教育、介護等の多様なニーズを把握し、必要な支援を行う。(関係部局)
- (2) 市は、県を通じて避難者に関する情報を避難元県及び避難元市町村に対して情報を提供する。(企画総務部)
- (3) 市は、県から提供された避難者に関する情報を活用し、避難元市町村からの情報及び県・市が実施する避難者支援に関する情報を避難者に提供する。(企画総務部)

## 第9 県外からの避難者の受入れ活動

### 1 緊急的な一時受入れ

- (1) 必要に応じて市の保有する施設を一時的な避難所として、提供するとともに必要な災害救助を実施する。(関係部局)
- (2) 受入れに当たっては、放射線の影響を受けやすい者及びその保護者を優先する。(関係部局)

### 2 短期的な避難者の受入れ

- (1) 被災自治体から避難者受入れの要請があった場合には、緊急的な一時受入れに準じて市の施設で対応する。(関係部局)
- (2) 市の施設で受入れが困難な場合、県と協議の上、市内の旅館・ホテル等を市が借り上げて、避難所とする。(関係部局)

### 3 中期的(6ヶ月から2年程度)な避難者の受入れ

- (1) 避難者に対しては、市営住宅への受入れを行う。また、市営住宅等の受入情報について提供を行う。(都市建設部)
- (2) 必要に応じて、民間賃貸住宅を市が借り上げ、2年間を限度に応急仮設住宅として提供する。(企画総務部、関係部局)
- (3) 長期的に本市に居住する意向のある者については、住宅、仕事等の相談に対応する等の定住支援を行う。(関係部局)

### 4 避難者の生活支援及び情報提供

- (1) 市は、市内に避難を希望する避難者に対しては、住まい、生活、医療、教育、介護等の多様なニーズを把握し、必要な支援を行う。(関係部局)
- (2) 市は、県を通じて避難者に関する情報を避難元県及び避難元市町村に対して情報を提供する。(企画総務部)
- (3) 市は、県から提供された避難者に関する情報を活用し、避難元市町村からの情報及び県・市が実施する避難者支援に関する情報を避難者に提供する。(企画総務部)

## 第4節 災害からの復旧・復興

## 第1 基本方針

市は、復旧・復興対策を行うため、国、県、原子力事業者、関係機関等と連携しながら、必要な復旧・復興対策を行う。

## 第2 活動の内容

## 1 放射性物質による汚染の除去等

市は、国が示す除染の方針に沿って、国が実施する汚染廃棄物の処理及び除染作業に協力するとともに、必要に応じて汚染廃棄物の処理及び除染作業を行う。(関係部局)

## 2 各種制限措置の解除

市は、県及び市が行う災害時モニタリング等の調査、専門家の意見等を踏まえ、災害応急対策として実施された屋内退避又は避難、立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等の各種制限措置の解除を行う。(関係部局)

## 3 緊急時モニタリング(第2段階)の実施と公表

市は、県及び関係機関と協力して緊急時モニタリング(第2段階)を行い、その結果を速やかに住民に公表する。(企画総務部、市民環境部)

## 4 風評被害の軽減

市は、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の未然防止及び影響を軽減するため、国、県、関係機関等と協力して、農林水産業、地場産業等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動を積極的に行う。(経済産業部)

## 5 健康相談体制

市は、心身の健康に関する相談窓口を開設し、相談に応じるとともに、正確な情報を提供して、住民等の不安軽減を図る。(健康福祉部)

## 第4節 災害からの復旧・復興

## 第1 基本方針

市は、復旧・復興対策を行うため、国、県、原子力事業者、関係機関等と連携しながら、必要な復旧・復興対策を行う。

## 第2 活動の内容

## 1 放射性物質による汚染の除去等

市は、国が示す除染の方針に沿って、国が実施する汚染廃棄物の処理及び除染作業に協力するとともに、必要に応じて汚染廃棄物の処理及び除染作業を行う。(関係部局)

## 2 各種制限措置の解除

市は、県及び市が行う災害時モニタリング等の調査、専門家の意見等を踏まえ、災害応急対策として実施された屋内退避又は避難、立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等の各種制限措置の解除を行う。(関係部局)

## 3 緊急時モニタリング(第2段階)の実施と公表

市は、県及び関係機関と協力して緊急時モニタリング(第2段階)を行い、その結果を速やかに住民に公表する。(企画総務部、市民環境部)

## 4 風評被害の軽減

市は、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の未然防止及び影響を軽減するため、国、県、関係機関等と協力して、農林水産業、地場産業等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動を積極的に行う。(経済産業部)

## 5 健康相談体制

市は、心身の健康に関する相談窓口を開設し、相談に応じるとともに、正確な情報を提供して、住民等の不安軽減を図る。(健康福祉部)

# 【新】

雪害対策編 第1章 災害予防計画

## 雪 害 対 策 編

### 第1章 災害予防計画

#### 基本方針

大雪に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、雪害による地域経済活動の停滞防止及び市民の生活環境の維持向上に資するため、主要幹線道路等の交通確保及び鉄道等の輸送、電力、通信の確保並びに緊急時に対処するための医療等の確保を図り、雪害予防の万全を期する。

#### 第1節 雪害に強いまちづくり

##### 第1 基本方針

地域の特性に配慮しつつ、大雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の雪害に強いまちづくりを行う。

##### 第2 主な取組み

- 1 地域の特性に配慮しつつ、雪害に強いまちづくりを行う。
- 2 冬期道路交通確保のための迅速かつ適切な除雪体制の強化を図る。
- 3 適時適切な運転規制及び迅速な除雪による鉄道運行の確保を図る。
- 4 雪崩発生危険箇所における雪崩対策事業を計画的に実施する。
- 5 電力供給設備の雪害対策による電力供給の安定確保を図る。
- 6 ガス供給施設の安全性の確保及び緊急時の点検体制の整備を図る。
- 7 雪害時における通信確保のための電気通信設備の予防対策及び復旧体制の整備を図る。
- 8 雪害時における医療を確保するための体制の整備を図る。
- 9 雪害による農林産物の被害を防ぐための適切な技術指導、復旧啓発を図る。
- 10 建築物の所有者等に対し、安全対策の推進についての周知を図る。
- 11 雪害時における児童生徒の安全確保及び冬期における児童生徒の教育の確保を図る。
- 12 文化財の積雪による被害、損傷からの保護を図る。
- 13 雪害時における警備体制の確立及び交通規制を行う。
- 14 雪害に関する知識について市民に対して普及・啓発を図る。

##### 第3 計画の内容

- 1 雪害に強いまちづくり
  - (1) 現状及び課題  
地域の特性に配慮しつつ、雪害に強いまちづくりを行う。
  - (2) 実施計画  
ア 【市が実施する計画】（市全部局）
    - (ア) 雪害に強い郷土の形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的計画的に

# 【旧】

雪害対策編 第1章 災害予防計画

## 雪 害 対 策 編

### 第1章 災害予防計画

#### 基本方針

大雪に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、雪害による地域経済活動の停滞防止及び市民の生活環境の維持向上に資するため、主要幹線道路等の交通確保及び鉄道等の輸送、電力、通信の確保並びに緊急時に対処するための医療等の確保を図り、雪害予防の万全を期する。

#### 第1節 雪害に強いまちづくり

##### 第1 基本方針

地域の特性に配慮しつつ、大雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の雪害に強いまちづくりを行う。

##### 第2 主な取組み

- 1 地域の特性に配慮しつつ、雪害に強いまちづくりを行う。
- 2 冬期道路交通確保のための迅速かつ適切な除雪体制の強化を図る。
- 3 適時適切な運転規制及び迅速な除雪による鉄道運行の確保を図る。
- 4 雪崩発生危険箇所における雪崩対策事業を計画的に実施する。
- 5 電力供給設備の雪害対策による電力供給の安定確保を図る。
- 6 ガス供給施設の安全性の確保及び緊急時の点検体制の整備を図る。
- 7 雪害時における通信確保のための電気通信設備の予防対策及び復旧体制の整備を図る。
- 8 雪害時における医療を確保するための体制の整備を図る。
- 9 雪害による農林産物の被害を防ぐための適切な技術指導、復旧啓発を図る。
- 10 建築物の所有者等に対し、安全対策の推進についての周知を図る。
- 11 雪害時における児童生徒の安全確保及び冬期における児童生徒の教育の確保を図る。
- 12 文化財の積雪による被害、損傷からの保護を図る。
- 13 雪害時における警備体制の確立及び交通規制を行う。
- 14 雪害に関する知識について市民に対して普及・啓発を図る。

##### 第3 計画の内容

- 1 雪害に強いまちづくり
  - (1) 現状及び課題  
地域の特性に配慮しつつ、雪害に強いまちづくりを行う。
  - (2) 実施計画  
ア 【市が実施する計画】（市全部局）
    - (ア) 雪害に強い郷土の形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的計画的に

# 【新】

推進する。

- (イ) 雪崩による災害を防止するための施設等の整備及び雪崩、融雪等による水害・土砂災害を防止するための事業等を推進するものとする。
- (ウ) 積雪寒冷の度が特にはなはだしい地域において道路交通の確保が必要であると認められ、国土交通省から指定された道路において、スノーシェッド、防護柵、消雪施設等防雪施設の整備並びに路盤改良、流雪溝の整備等を行うものとする。
- (エ) 消流雪用水の確保、除排雪機能の高い河川・溪流の整備、通信ケーブルの地中化等の施策を行うものとする。

## イ 【県が実施する計画】

- (ア) 雪害に強い郷土の形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的計画的に推進する。
- (イ) 雪崩による災害を防止するための施設等の整備及び雪崩、融雪等による水害・土砂災害を防止するための事業等を推進する。
- (ウ) 積雪寒冷の度が特に甚だしい地域において道路交通の確保が必要であると認められ、国土交通省から指定された道路において、スノーシェッド、防護柵、消雪施設等防雪施設の設備並びに路盤改良、流雪溝の整備等を行う。
- (エ) 消流雪用水の確保、除排雪機能の高い河川・溪流の整備、通信ケーブルの地中化等の施策を行う。

## 2 道路交通の確保計画

### (1) 現状及び課題

積雪地帯の冬期道路交通を確保するため、市、県、関係機関は除雪機械及び要員の整備を図り、除雪体制の強化に努める。

特に短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、道路管理者相互の連携の下、迅速・適切に対応するよう努めるものとする。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する計画】（都市建設部）

- (ア) 市は除雪体制を整備し、大雪時には道路交通を緊急に確保し、道路機能の確保を図るとともに、除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行う。
- (イ) また、市民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかける。
- (ウ) 雪捨場の確保、情報収集及び指示  
常設雪捨場及び臨時雪捨場の指定、設置を行う。
- (エ) 除雪機械は十分な整備を行い、本市の実情に合う機械により除雪体制が効果的に行えるよう、民間の除雪機械の保有状況等を把握しておく。

#### イ 【県が実施する計画】

- (ア) 豪雪時に道路交通を緊急に確保するため、迅速かつ適切な除雪活動を実施しうよう緊急確保路線について除雪機械、除雪要員等の動員並びに連絡系統その他必要な事項に関し、あらかじめ所要の体制を確立するとともに、除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障

# 【旧】

推進する。

- (イ) 雪崩による災害を防止するための施設等の整備及び雪崩、融雪等による水害・土砂災害を防止するための事業等を推進するものとする。
- (ウ) 積雪寒冷の度が特にはなはだしい地域において道路交通の確保が必要であると認められ、国土交通省から指定された道路において、スノーシェッド、防護柵、消雪施設等防雪施設の整備並びに路盤改良、流雪溝の整備等を行うものとする。
- (エ) 消流雪用水の確保、除排雪機能の高い河川・溪流の整備、通信ケーブルの地中化等の施策を行うものとする。

## イ 【県が実施する計画】

- (ア) 雪害に強い郷土の形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的計画的に推進する。
- (イ) 雪崩による災害を防止するための施設等の整備及び雪崩、融雪等による水害・土砂災害を防止するための事業等を推進する。
- (ウ) 積雪寒冷の度が特に甚だしい地域において道路交通の確保が必要であると認められ、国土交通省から指定された道路において、スノーシェッド、防護柵、消雪施設等防雪施設の設備並びに路盤改良、流雪溝の整備等を行う。
- (エ) 消流雪用水の確保、除排雪機能の高い河川・溪流の整備、通信ケーブルの地中化等の施策を行う。

## 2 道路交通の確保計画

### (1) 現状及び課題

積雪地帯の冬期道路交通を確保するため、市、県、関係機関は除雪機械及び要員の整備を図り、除雪体制の強化に努める。

特に短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、道路管理者相互の連携の下、迅速・適切に対応するよう努めるものとする。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する計画】（都市建設部）

- (ア) 市は除雪体制を整備し、大雪時には道路交通を緊急に確保し、道路機能の確保を図るとともに、除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行う。
- (イ) また、市民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかける。
- (ウ) 雪捨場の確保、情報収集及び指示  
常設雪捨場及び臨時雪捨場の指定、設置を行う。
- (エ) 除雪機械は十分な整備を行い、本市の実情に合う機械により除雪体制が効果的に行えるよう、民間の除雪機械の保有状況等を把握しておく。

#### イ 【県が実施する計画】

- (ア) 豪雪時に道路交通を緊急に確保するため、迅速かつ適切な除雪活動を実施しうよう緊急確保路線について除雪機械、除雪要員等の動員並びに連絡系統その他必要な事項に関し、あらかじめ所要の体制を確立するとともに、除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障

# 【新】

木の伐採等の対策を行う。

- (イ) 応急復旧のために建設業界と事前に役割分担を定めておき交通の確保を図る。

## ウ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 一般国道（指定区間）について、国土交通省計画により除雪を行う。  
なお、除雪上必要とする資機材の現況及び操作人員について、常時把握する。（地方整備局）
- (イ) 円滑な道路交通を確保するための除雪機械の整備、及び除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行うとともに、降雪量・積雪量・気温等の気象状況を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集・伝達するための機器等の整備を行う。（地方整備局）
- (ウ) 高速道路の交通を確保するための除雪体制の整備、及び除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行うとともに、降雪による交通規制の状況の周知を図る。（中日本高速道路（株））

- (エ) 道路管理者と連携し、バスの安全な運行に努める。（路線バス会社）

## エ 【市民が実施する計画】

厳しい気象条件の下での早朝ないし夜間からの除雪作業等は困難を極めるものであるため、次のことについて円滑な除雪作業の環境整備に協力するとともに、住宅の近く等については自力除雪に努める。

- 路上駐車等の除雪の妨げになるような行為はしない。
- 道路除雪後、除雪された雪が凍結する前に、住宅・車庫等から道路までの通路を確保する。
- 道路状態を悪化させるため、道路への雪出しは行わない。
- 下流において溢れる原因となるため、水路への雪捨てを行わない。

## 3 鉄道運行確保計画（鉄道会社）

### (1) 基本方針

冬期間における鉄道等の公共交通機関の役割は重要であり、雪によって公共交通網が混乱すると、市民生活や地域経済に大きな影響を与えることも予想されるため、雪害に強い除雪等の体制整備が必要である。

なお、市とも事前に打合せ等を行って、日頃の連絡協力体制を密にして、除雪等については協力を得るなどして運転不能という不測の事態を極力避ける。

### (2) 実施計画

#### ア 【関係機関が実施する計画】（JR東日本）

- (ア) 排雪車両及び除雪機械の増強等による除雪体制の整備
- (イ) 雪崩防止柵、流雪溝等の防融雪施設の整備充実
- (ウ) 利用者に対する通行（遅延）情報の提供体制の整備
- (エ) 降雪により転倒、落下等のおそれがある支障木の伐採

## 4 雪崩災害予防計画

### (1) 基本方針

# 【旧】

木の伐採等の対策を行う。

- (イ) 応急復旧のために建設業界と事前に役割分担を定めておき交通の確保を図る。

## ウ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 一般国道（指定区間）について、国土交通省計画により除雪を行う。  
なお、除雪上必要とする資機材の現況及び操作人員について、常時把握する。（地方整備局）
- (イ) 円滑な道路交通を確保するための除雪機械の整備、及び除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行うとともに、降雪量・積雪量・気温等の気象状況を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集・伝達するための機器等の整備を行う。（地方整備局）
- (ウ) 高速道路の交通を確保するための除雪体制の整備、及び除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行うとともに、降雪による交通規制の状況の周知を図る。（中日本高速道路（株））

## エ 【市民が実施する計画】

厳しい気象条件の下での早朝ないし夜間からの除雪作業等は困難を極めるものであるため、次のことについて円滑な除雪作業の環境整備に協力するとともに、住宅の近く等については自力除雪に努める。

- 路上駐車等の除雪の妨げになるような行為はしない。
- 道路除雪後、除雪された雪が凍結する前に、住宅・車庫等から道路までの通路を確保する。
- 道路状態を悪化させるため、道路への雪出しは行わない。
- 下流において溢れる原因となるため、水路への雪捨てを行わない。

## 3 鉄道運行確保計画（鉄道会社）

### (1) 基本方針

冬期間における鉄道等の公共交通機関の役割は重要であり、雪によって公共交通網が混乱すると、市民生活や地域経済に大きな影響を与えることも予想されるため、雪害に強い除雪等の体制整備が必要である。

なお、市とも事前に打合せ等を行って、日頃の連絡協力体制を密にして、除雪等については協力を得るなどして運転不能という不測の事態を極力避ける。

### (2) 実施計画

#### ア 【関係機関が実施する計画】（JR東日本）

- (ア) 排雪車両及び除雪機械の増強等による除雪体制の整備
- (イ) 雪崩防止柵、流雪溝等の防融雪施設の整備充実
- (ウ) 利用者に対する通行（遅延）情報の提供体制の整備
- (エ) 降雪により転倒、落下等のおそれがある支障木の伐採

## 4 雪崩災害予防計画

### (1) 基本方針

# 【新】

## 雪害対策編 第1章 災害予防計画

積雪地帯で発生する雪崩の被害を防止するため、雪崩発生危険箇所における雪崩対策事業を計画的に実施する。

### (2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（都市建設部、産業経済部）

市内の危険箇所における雪崩対策の事業推進を図る。

イ 【県が実施する計画】

- (7) 雪崩危険箇所には、人家、道路、公共施設の保全を目的になだれ防止保安林を指定して、森林の造成を基本目標に、柵工、植栽工を中心に、その他の阻止工法の有機的組み合わせにより、対策事業を実施する。（林務部）
- (4) 雪崩危険地区の点検を随時実施し、計画的な対策事業の実施を図るとともに、防災林としての森林が成林するまでの維持管理についても、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら、計画的に実施していく。（林務部）
- (7) 除排雪機能又は融雪時の出水、雪崩等に伴う土砂流出対策として砂防事業を実施する。（建設部）
- (エ) 雪崩災害から人命・財産を守る雪崩対策事業を実施する。（建設部）
- (オ) 豪雪地域における液化石油ガス一般消費設備について、液化石油ガス容器の転倒防止措置を徹底するとともに、設備破損及び容器流出によるガスの大量漏洩を防止するため、ガス放出防止器の設置を促進するよう、液化石油ガス販売事業者を指導する。（商工労働部）

ウ 【関係機関が実施する計画】

各機関が管理する施設が雪崩の危険区域にある場合、必要に応じ予防措置を講ずる。

## 5 電力の確保

### (1) 基本方針

電力供給設備を雪害から守り、安定した電力の供給を確保するため必要な施策の強化を行う。

### (2) 実施計画

ア 【関係機関が実施する計画】（中部電力株式会社）

- (7) 発電設備、変電設備については、積雪の多い地域の電気設備の屋内化及び充電部・露出部の隠ぺい化を実施する。また、構内巡視路・機器周辺への融雪装置の設置、機器架台のかさ上げ、防雪カバー等を設置する。
- (4) 送電設備については、積雪の多い地域及び市街地については、鉄塔の耐雪強化設計又は電線の難着雪化を行う。
- (9) 配電設備については、以下の対策を行う。
  - a 電線の太線化
  - b 難着雪化電線の使用
  - c 支持物の強化
  - d 冠雪対策装柱の採用
  - e 雪害対策支線ガードの採用
  - f 支障木の伐採

# 【旧】

## 雪害対策編 第1章 災害予防計画

積雪地帯で発生する雪崩の被害を防止するため、雪崩発生危険箇所における雪崩対策事業を計画的に実施する。

### (2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（都市建設部、産業経済部）

市内の危険箇所における雪崩対策の事業推進を図る。

イ 【県が実施する計画】

- (7) 雪崩危険箇所には、人家、道路、公共施設の保全を目的になだれ防止保安林を指定して、森林の造成を基本目標に、柵工、植栽工を中心に、その他の阻止工法の有機的組み合わせにより、対策事業を実施する。（林務部）
- (4) 雪崩危険地区の点検を随時実施し、計画的な対策事業の実施を図るとともに、防災林としての森林が成林するまでの維持管理についても、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら、計画的に実施していく。（林務部）
- (9) 除排雪機能又は融雪時の出水、雪崩等に伴う土砂流出対策として砂防事業を実施する。（建設部）
- (エ) 雪崩災害から人命・財産を守る雪崩対策事業を実施する。（建設部）
- (オ) 豪雪地域における液化石油ガス一般消費設備について、液化石油ガス容器の転倒防止措置を徹底するとともに、設備破損及び容器流出によるガスの大量漏洩を防止するため、ガス放出防止器の設置を促進するよう、液化石油ガス販売事業者を指導する。（商工労働部）

ウ 【関係機関が実施する計画】

各機関が管理する施設が雪崩の危険区域にある場合、必要に応じ予防措置を講ずる。

## 5 電力の確保

### (1) 基本方針

電力供給設備を雪害から守り、安定した電力の供給を確保するため必要な施策の強化を行う。

### (2) 実施計画

ア 【関係機関が実施する計画】（中部電力株式会社）

- (7) 発電設備、変電設備については、積雪の多い地域の電気設備の屋内化及び充電部・露出部の隠ぺい化を実施する。また、構内巡視路・機器周辺への融雪装置の設置、機器架台のかさ上げ、防雪カバー等を設置する。
- (4) 送電設備については、積雪の多い地域及び市街地については、鉄塔の耐雪強化設計又は電線の難着雪化を行う。
- (9) 配電設備については、以下の対策を行う。
  - a 電線の太線化
  - b 難着雪化電線の使用
  - c 支持物の強化
  - d 冠雪対策装柱の採用
  - e 雪害対策支線ガードの採用
  - f 支障木の伐採

# 【新】

## 雪害対策編 第1章 災害予防計画

### 6 ガス施設の安全確保

#### (1) 基本方針

豪雪時におけるガス供給設備の破損を防ぐための措置の徹底及び雪害発生時の緊急点検活動体制の整備を図る。

#### (2) 実施計画

##### ア 【県が実施する計画】

(7) 豪雪時に、液化石油ガス供給設備の破損が生じないように、建物の切妻側や軒下等に設置するか、収納庫又は雪囲い等によって保護するとともに、容器の転倒防止措置を徹底するよう、液化石油ガス販売業者を指導する。（商工労働部）

(4) 豪雪地域においては、排気筒が折れないよう保護措置を講ずるとともに、設備破損によるガスの大量漏洩を防止するため、ガス放出防止器の設置を促進するよう、液化石油ガス販売事業者を指導する。（商工労働部）

(7) 雪害発生時に液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動を実施するための緊急主導体制の構築について、(社)長野県エルピーガス協会を指導する。各支部内で対応できる災害の場合のほか、他支部等からの応援を得て実施する大規模災害の場合についても整備を要請する。

特に、病院、避難所となる学校・公民館等及び大規模な容器置場を有する施設等については、最優先で実施するよう要請する。排気筒折損、供給管破損等のほか、積雪に囲まれた空間へのガスの滞留と室内への流入等に特に注意するよう要請する。（商工労働部）

### 7 通信の確保

#### (1) 基本方針

雪害時における通信の確保を図るため、線路設備、孤立防止用無線設備の巡回点検整備を行うほか、非常用可搬型無線機並びに移動用電源装置の整備等必要な措置を実施する。

#### (2) 実施計画

##### ア 【関係機関が実施する計画】（東日本電信電話株式会社長野支社）

##### (7) 電気通信設備の予防措置

雪害の恐れのある地域の電気通信設備等について、支障木の伐採、耐雪構造化及び通信網の整備を推進し、災害の未然防止を図る。

### 8 医療の確保

#### (1) 基本方針

豪雪地帯における医療の確保を図るため、へき地診療所の整備等を行う。

#### (2) 実施計画

##### 【市及び県が実施する計画】（市：健康福祉部 県：健康福祉部）

##### (7) へき地診療所整備事業の実施

##### (4) 患者輸送車整備事業の実施

### 9 農林産物対策計画

# 【旧】

## 雪害対策編 第1章 災害予防計画

### 6 ガス施設の安全確保

#### (1) 基本方針

豪雪時におけるガス供給設備の破損を防ぐための措置の徹底及び雪害発生時の緊急点検活動体制の整備を図る。

#### (2) 実施計画

##### ア 【県が実施する計画】

(7) 豪雪時に、液化石油ガス供給設備の破損が生じないように、建物の切妻側や軒下等に設置するか、収納庫又は雪囲い等によって保護するとともに、容器の転倒防止措置を徹底するよう、液化石油ガス販売業者を指導する。（商工労働部）

(4) 豪雪地域においては、排気筒が折れないよう保護措置を講ずるとともに、設備破損によるガスの大量漏洩を防止するため、ガス放出防止器の設置を促進するよう、液化石油ガス販売事業者を指導する。（商工労働部）

(7) 雪害発生時に液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動を実施するための緊急主導体制の構築について、(社)長野県エルピーガス協会を指導する。各支部内で対応できる災害の場合のほか、他支部等からの応援を得て実施する大規模災害の場合についても整備を要請する。

特に、病院、避難所となる学校・公民館等及び大規模な容器置場を有する施設等については、最優先で実施するよう要請する。排気筒折損、供給管破損等のほか、積雪に囲まれた空間へのガスの滞留と室内への流入等に特に注意するよう要請する。（商工労働部）

### 7 通信の確保

#### (1) 基本方針

雪害時における通信の確保を図るため、線路設備、孤立防止用無線設備の巡回点検整備を行うほか、非常用可搬型無線機並びに移動用電源装置の整備等必要な措置を実施する。

#### (2) 実施計画

##### ア 【関係機関が実施する計画】（東日本電信電話株式会社長野支社）

##### (7) 電気通信設備の予防措置

雪害の恐れのある地域の電気通信設備等について、支障木の伐採、耐雪構造化及び通信網の整備を推進し、災害の未然防止を図る。

### 8 医療の確保

#### (1) 基本方針

豪雪地帯における医療の確保を図るため、へき地診療所の整備等を行う。

#### (2) 実施計画

##### 【市及び県が実施する計画】（市：健康福祉部 県：健康福祉部）

##### (7) へき地診療所整備事業の実施

##### (4) 患者輸送車整備事業の実施

### 9 農林産物対策計画

# 【新】

## 雪害対策編 第1章 災害予防計画

- (1) 基本方針  
雪害による農林産物の被害を防ぐため、生産者等に対する適切な技術指導を行う。
- (2) 実施計画  
ア 【市及び県が実施する計画】（市：産業経済部 県：農政部・林務部）
  - (ア) 水稻、麦、果樹、野菜、花き及び飼料作物等に対する予防技術の指導を行う。（市：産業経済部 県：農政部）
  - (イ) 雪害に対処するため、水稻、麦、果樹、野菜、花き及び飼料作物等に対する必要な応急対策技術の指導を行う。（市：産業経済部 県：農政部）
  - (ロ) 積雪による園芸施設等の農業建物の倒壊を防止するよう指導する。（農政部）
  - (ハ) 健全な森林を育成するため、適地適木による森林造成及び適正な除伐、間伐の実行等に対する技術指導を行う。  
また、被害立木については、森林病虫害の発生を未然に防ぐために、適正な処理を行うよう指導、支援する。（市：産業経済部 県：林務部）

### 10 建築物対策

- (1) 基本方針  
建築基準法施行細則第9条で指定された多雪区域の建築物の所有者等に対し、建築物の安全対策の推進について、周知及び指導を行う。
- (2) 実施計画  
ア 【市が実施する計画】（都市建設部）
  - (ア) 建築物の雪害防止のための指導及び啓発を行うものとする。
  - (イ) 住宅マスタープランに基づき雪に強い住宅の普及、市街地形成の誘導等を行う。イ 【県が実施する計画】（建設部）
  - (イ) 災害を防止するため、多雪区域を重点に建築物の所有者等に対し安全対策を周知する。
  - (ロ) 多数の者が利用する建築物の所有者に対し、建築物の維持保全計画の作成及び定期報告制度の周知を図る。
  - (ハ) 建築物パトロールを実施し、雪害防止のための指導を行う。
  - (ニ) 豪雪地帯の市町村に対し、住宅マスタープランの策定による克雪住宅等の普及推進を指導する。

#### ウ 【建築物の所有者等が実施する計画】

- (ア) 建築基準法第12条第1項に規定する旅館、ホテル、物品販売店舗等多数の者が利用する建築物の所有者は、建築物の維持保全計画の作成及び定期報告を行い、建築物の安全性の確保に努める。
- (イ) 雪下ろし等を行い、建築物の安全性の確保に努める。

### 11 授業の確保等

- (1) 基本方針  
小学校、中学校、高等学校、保育園及び幼稚園（以下この節において「学校等」という。）においては児童生徒及び幼児等（以下この節において「児童生徒等」という。）の生命、身体の安全確

# 【旧】

## 雪害対策編 第1章 災害予防計画

- (1) 基本方針  
雪害による農林産物の被害を防ぐため、生産者等に対する適切な技術指導を行う。
- (2) 実施計画  
ア 【市及び県が実施する計画】（市：産業経済部 県：農政部・林務部）
  - (ア) 水稻、麦、果樹、野菜、花き及び飼料作物等に対する予防技術の指導を行う。（市：産業経済部 県：農政部）
  - (イ) 雪害に対処するため、水稻、麦、果樹、野菜、花き及び飼料作物等に対する必要な応急対策技術の指導を行う。（市：産業経済部 県：農政部）
  - (ロ) 積雪による園芸施設等の農業建物の倒壊を防止するよう指導する。（農政部）
  - (ハ) 健全な森林を育成するため、適地適木による森林造成及び適正な除伐、間伐の実行等に対する技術指導を行う。  
また、被害立木については、森林病虫害の発生を未然に防ぐために、適正な処理を行うよう指導、支援する。（市：産業経済部 県：林務部）

### 10 建築物対策

- (1) 基本方針  
建築基準法施行細則第9条で指定された多雪区域の建築物の所有者等に対し、建築物の安全対策の推進について、周知及び指導を行う。
- (2) 実施計画  
ア 【市が実施する計画】（都市建設部）
  - (ア) 建築物の雪害防止のための指導及び啓発を行うものとする。
  - (イ) 住宅マスタープランに基づき雪に強い住宅の普及、市街地形成の誘導等を行う。イ 【県が実施する計画】（建設部）
  - (イ) 災害を防止するため、多雪区域を重点に建築物の所有者等に対し安全対策を周知する。
  - (ロ) 多数の者が利用する建築物の所有者に対し、建築物の維持保全計画の作成及び定期報告制度の周知を図る。
  - (ハ) 建築物パトロールを実施し、雪害防止のための指導を行う。
  - (ニ) 豪雪地帯の市町村に対し、住宅マスタープランの策定による克雪住宅等の普及推進を指導する。

#### ウ 【建築物の所有者等が実施する計画】

- (ア) 建築基準法第12条第1項に規定する旅館、ホテル、物品販売店舗等多数の者が利用する建築物の所有者は、建築物の維持保全計画の作成及び定期報告を行い、建築物の安全性の確保に努める。
- (イ) 雪下ろし等を行い、建築物の安全性の確保に努める。

### 11 授業の確保等

- (1) 基本方針  
小学校、中学校、高等学校、保育園及び幼稚園（以下この節において「学校等」という。）においては児童生徒及び幼児等（以下この節において「児童生徒等」という。）の生命、身体の安全確

# 【新】

## 雪害対策編 第1章 災害予防計画

保に万全を期するとともに、冬期における児童生徒等の教育を確保するための対策を講ずる。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する計画】（教育委員会）

- (ア) 児童生徒等の通学のための危険を排除し、安心して学習に専念できるように、必要がある場合冬期分校及び冬期寄宿舎を設置するものとする。
- (イ) 県が実施する対策に準じて、市の防災計画等をふまえ適切な対策を行うものとする。

#### イ 【県が実施する計画】（教育委員会）

- (ア) 県立の学校においては、以下の対策を実施する。
  - a 積雪が一定量をこえると施設等の耐久度により破損する恐れがあるので、定期的な施設点検を実施し、危険箇所の補強修理、施設の壁面や基礎等を防護するための雪囲いをする等の処置を講ずる。
  - b 豪雪地帯あるいは山間地にある学校の施設の改築及び新増築については、豪雪を考慮したものとする。
  - c 学校長は、緊急時、消防車・救急車などが校内まで進入できるような通路及び避難経路・避難場所の確保に配慮する。
- (イ) 県教育委員会は、冬期分校及び冬期寄宿舎の設置を行う市町村に対して、学級編成の認可等を行う。

## 1.2 文化財の保護

### (1) 基本方針

文化財については、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定・登録し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

本市における国・県指定文化財の中で、多雪地区あるいは山間地にある文化財建築物等については、積雪による破損や損傷のおそれがあるため適切な対策を講ずる。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する計画】（教育委員会）

所有者又は管理者に対して、積雪による文化財の破損あるいは損傷の危険防止のための必要な措置を講ずるよう指導するとともに、常にその実状を把握するよう努める。

#### イ 【県が実施する計画】（教育委員会）

市町村教育委員会を通じ所有者又は管理者に対して、積雪による文化財の破損あるいは損傷の危険防止のための必要な措置を講ずるよう指導する。

#### ウ 【所有者等が実施する計画】

定期的な点検を行い、危険箇所の応急修理、建造物の側面や土台を防護するための雪囲いを行う等の処置を講ずる。

## 1.3 警備体制の確立

### (1) 基本方針

# 【旧】

## 雪害対策編 第1章 災害予防計画

保に万全を期するとともに、冬期における児童生徒等の教育を確保するための対策を講ずる。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する計画】（教育委員会）

- (ア) 児童生徒等の通学のための危険を排除し、安心して学習に専念できるように、必要がある場合冬期分校及び冬期寄宿舎を設置するものとする。
- (イ) 県が実施する対策に準じて、市の防災計画等をふまえ適切な対策を行うものとする。

#### イ 【県が実施する計画】（教育委員会）

- (ア) 県立の学校においては、以下の対策を実施する。
  - a 積雪が一定量をこえると施設等の耐久度により破損する恐れがあるので、定期的な施設点検を実施し、危険箇所の補強修理、施設の壁面や基礎等を防護するための雪囲いをする等の処置を講ずる。
  - b 豪雪地帯あるいは山間地にある学校の施設の改築及び新増築については、豪雪を考慮したものとする。
  - c 学校長は、緊急時、消防車・救急車などが校内まで進入できるような通路及び避難経路・避難場所の確保に配慮する。
- (イ) 県教育委員会は、冬期分校及び冬期寄宿舎の設置を行う市町村に対して、学級編成の認可等を行う。

## 1.2 文化財の保護

### (1) 基本方針

文化財については、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定・登録し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

本市における国・県指定文化財の中で、多雪地区あるいは山間地にある文化財建築物等については、積雪による破損や損傷のおそれがあるため適切な対策を講ずる。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する計画】（教育委員会）

所有者又は管理者に対して、積雪による文化財の破損あるいは損傷の危険防止のための必要な措置を講ずるよう指導するとともに、常にその実状を把握するよう努める。

#### イ 【県が実施する計画】（教育委員会）

市町村教育委員会を通じ所有者又は管理者に対して、積雪による文化財の破損あるいは損傷の危険防止のための必要な措置を講ずるよう指導する。

#### ウ 【所有者等が実施する計画】

定期的な点検を行い、危険箇所の応急修理、建造物の側面や土台を防護するための雪囲いを行う等の処置を講ずる。

## 1.3 警備体制の確立

### (1) 基本方針

# 【新】

## 雪害対策編 第1章 災害予防計画

関係機関と緊密な連絡の下に諸対策を推進し、災害発生時に効果的な活動ができる体制の構築に平素から努める。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する計画】（企画総務部）

諏訪広域消防、茅野市消防団ほか関係機関と密接な連絡のもとに、災害発生時に円滑で効果的な行動がとれる体制をとる。

#### イ 【県が実施する計画】（警察本部）

##### (7) 警備措置

##### a 危険地域等の調査

##### (a) 調査対象

- ① 雪崩災害危険箇所
- ② 交通途絶地域
- ③ 融雪災害危険地域
- ④ 地すべり災害危険箇所

##### (b) 調査事項

- ① 危険地域の状況
- ② 危険、被害予想
- ③ 警備措置（事前の観測体制、危険状態の伝達体制、警備体制、危険排除措置、避難措置等）

### 1.4 雪害に関する知識について市民に対して普及・啓発を図る。

#### (1) 基本方針

雪害は、降雪・積雪の状況、気温等からある程度その発生を予測することができるため、市民の適切な活動により、被害を未然に防いだり、軽減したりすることも可能である。

このため、市民に対する雪害に関する知識の普及・啓発が必要である。

#### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する計画】（企画総務部）

降積雪時の適切な活動について、県が実施する計画を参考に、市民に対して周知を図るとともに、防災マップ等により、雪崩危険箇所等の周知を図る。

#### イ 【県が実施する計画】（危機管理部、健康福祉部）

(7) 次の項目についてテレビ、ラジオ等のマスメディアや、防災研修会、防災講演会、パンフレット等により広く県民に対して防災知識の普及を図る。

- a 雪害に関する警報・注意報等に対する知識
- b 住宅周辺等の自主的除雪を心がける等の防災思想の普及
- c 住宅周辺等の自主的除雪の際の屋根からの落雪への注意
- d 屋根の雪下ろしの際の転倒防止への注意

(4) 市町村に対して防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等の作成について指導するとともに、自主的除雪に不安のある高齢者世帯の除雪を支援するため要配慮者世帯の状況に応じた、地域住民の支え合いによる支援体制を整えるよう働きかける。

# 【旧】

## 雪害対策編 第1章 災害予防計画

関係機関と緊密な連絡の下に諸対策を推進し、災害発生時に効果的な活動ができる体制の構築に平素から努める。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する計画】（企画総務部）

諏訪広域消防、茅野市消防団ほか関係機関と密接な連絡のもとに、災害発生時に円滑で効果的な行動がとれる体制をとる。

#### イ 【県が実施する計画】（警察本部）

##### (7) 警備措置

##### a 危険地域等の調査

##### (a) 調査対象

- ① 雪崩災害危険箇所
- ② 交通途絶地域
- ③ 融雪災害危険地域
- ④ 地すべり災害危険箇所

##### (b) 調査事項

- ① 危険地域の状況
- ② 危険、被害予想
- ③ 警備措置（事前の観測体制、危険状態の伝達体制、警備体制、危険排除措置、避難措置等）

### 1.4 雪害に関する知識について市民に対して普及・啓発を図る。

#### (1) 基本方針

雪害は、降雪・積雪の状況、気温等からある程度その発生を予測することができるため、市民の適切な活動により、被害を未然に防いだり、軽減したりすることも可能である。

このため、市民に対する雪害に関する知識の普及・啓発が必要である。

#### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する計画】（企画総務部）

降積雪時の適切な活動について、県が実施する計画を参考に、市民に対して周知を図るとともに、防災マップ等により、雪崩危険箇所等の周知を図る。

#### イ 【県が実施する計画】（危機管理部、健康福祉部）

(7) 次の項目についてテレビ、ラジオ等のマスメディアや、防災研修会、防災講演会、パンフレット等により広く県民に対して防災知識の普及を図る。

- a 雪害に関する警報・注意報等に対する知識
- b 住宅周辺等の自主的除雪を心がける等の防災思想の普及
- c 住宅周辺等の自主的除雪の際の屋根からの落雪への注意
- d 屋根の雪下ろしの際の転倒防止への注意

(4) 市町村に対して防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等の作成について指導するとともに、自主的除雪に不安のある高齢者世帯の除雪を支援するため要援護者世帯の状況に応じた、地域住民の支え合いによる支援体制を整えるよう働きかける。

# 【新】

雪害対策編 第1章 災害予防計画

※ 参考

過去に発生した大雪の状況

発生年月日	積雪量	被害状況
大正元年	56cm	不明
昭和3年	63cm	不明
昭和6年	53cm	不明
昭和12年	52cm	不明
平成10年1月8日 1月12日 1月15日	35cm 14cm 45cm	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1月15日茅野市雪害対策本部設置</li> <li>・小・中学校臨時休校</li> <li>・人的被害3件（屋根より転落等）</li> <li>・交通関係（路線バス・JR線全面運休、中央自動車道の通行止め）</li> <li>・建物被害 倉庫倒壊2棟、</li> <li>・被害額（農林関係77,100千円、市道の除雪80,000千円、その他42,000千円）</li> </ul>
平成13年1月27日	70cm	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1月27日茅野市雪害対策本部設置</li> <li>・人的被害2件（屋根より転落等）</li> <li>・交通関係（路線バス・JR線全面運休、中央自動車道の通行止め）</li> <li>・被害額（農林関係15,491千円、市道の除雪154,300千円、その他7,860千円）</li> </ul>

# 【旧】

雪害対策編 第1章 災害予防計画

※ 参考

過去に発生した大雪の状況

発生年月日	積雪量	被害状況
大正元年	56cm	不明
昭和3年	63cm	不明
昭和6年	53cm	不明
昭和12年	52cm	不明
平成10年1月8日 1月12日 1月15日	35cm 14cm 45cm	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1月15日茅野市雪害対策本部設置</li> <li>・小・中学校臨時休校</li> <li>・人的被害3件（屋根より転落等）</li> <li>・交通関係（路線バス・JR線全面運休、中央自動車道の通行止め）</li> <li>・建物被害 倉庫倒壊2棟、</li> <li>・被害額（農林関係77,100千円、市道の除雪80,000千円、その他42,000千円）</li> </ul>
平成13年1月27日	70cm	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1月27日茅野市雪害対策本部設置</li> <li>・人的被害2件（屋根より転落等）</li> <li>・交通関係（路線バス・JR線全面運休、中央自動車道の通行止め）</li> <li>・被害額（農林関係15,491千円、市道の除雪154,300千円、その他7,860千円）</li> </ul>

# 【新】

## 第2章 災害応急対策計画

### 基本方針

本章では、雪害が発生した場合、または発生するおそれがある場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、雪害に特有なものについて定める。

### 第1節 災害直前活動

#### 第1 基本方針

雪害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、気象警報・注意報等の迅速な伝達や避難誘導により、災害を未然に防止するための活動を行う。

#### 第2 主な活動

- 1 雪に関する気象警報・注意報等の円滑な伝達
- 2 市民の避難誘導等

#### 第3 計画の内容

##### 1 気象警報・注意報等の伝達活動

###### (1) 現状及び課題

長野地方気象台から発表される気象警報・注意報等について、関係機関に伝達を行うとともに、迅速な活動体制をとる。

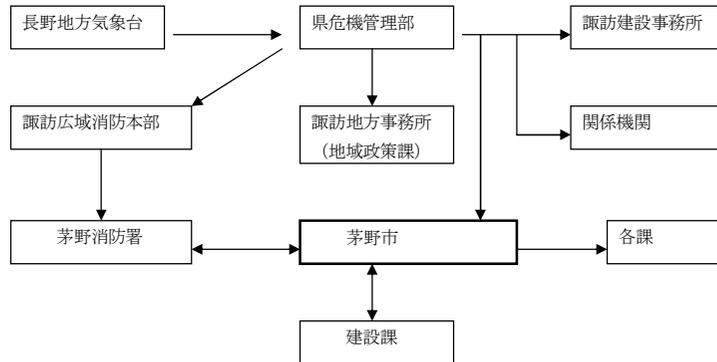
なお、活動体制については、風水害等対策編の活動体制計画及び非常参集職員の活動を参照。

###### (2) 実施計画

###### ア 【市が実施する計画】（企画総務部、全市部局）

雪に関する気象警報・注意報の伝達系統伝達とは、他の気象警報・注意報と同様に行われるが、市においては、以下のとおり行う。

（勤務時間内）



# 【旧】

## 第2章 災害応急対策計画

### 基本方針

本章では、雪害が発生した場合、または発生するおそれがある場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、雪害に特有なものについて定める。

### 第1節 災害直前活動

#### 第1 基本方針

雪害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、気象警報・注意報等の迅速な伝達や避難誘導により、災害を未然に防止するための活動を行う。

#### 第2 主な活動

- 1 雪に関する気象警報・注意報等の円滑な伝達
- 2 市民の避難誘導等

#### 第3 計画の内容

##### 1 気象警報・注意報等の伝達活動

###### (1) 現状及び課題

長野地方気象台から発表される気象警報・注意報等について、関係機関に伝達を行うとともに、迅速な活動体制をとる。

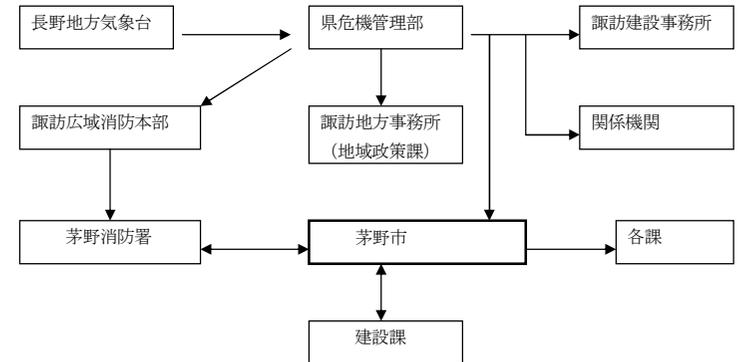
なお、活動体制については、風水害等対策編の活動体制計画及び非常参集職員の活動を参照。

###### (2) 実施計画

###### ア 【市が実施する計画】（企画総務部、全市部局）

雪に関する気象警報・注意報の伝達系統伝達とは、他の気象警報・注意報と同様に行われるが、市においては、以下のとおり行う。

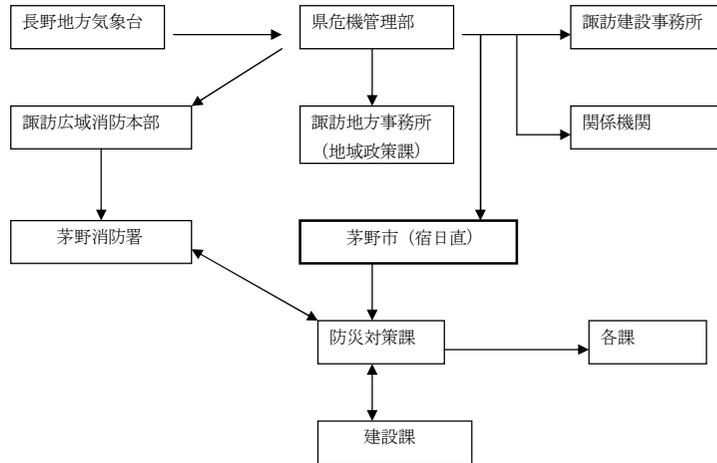
（勤務時間内）



# 【新】

雪害対策編 第2章 災害応急対策計画

(勤務時間外)



## イ 【関係機関が実施する対策】

気象業務法に基づく気象警報・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達する。  
(長野地方気象台)

長野地方気象台が発表する警報・注意報

### ア 気象警報基準

種類	発表基準		
暴風	平均風速 17m/s 以上		
暴風雪	平均風速 17m/s 以上 雪を伴う。		
大雪	中部	諏訪地域	<u>12時間の降雪の深さ 20cm以上</u>

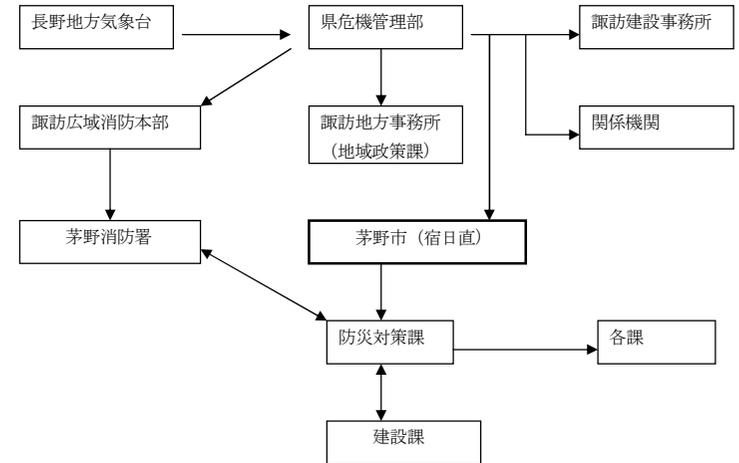
### イ 気象注意報基準

種類	発表基準		
風雪	平均風速 13m/s 以上 雪を伴う。		
大雪	中部	諏訪地域	<u>12時間の降雪の深さ 10cm以上</u>
なだれ	表層なだれ：積雪が 50 cm 以上あって降雪の深さが 20 cm 以上で、風速 10m/s 以上 又は、積雪が 70 cm 以上あって降雪の深さが 30 cm 以上 全層なだれ：積雪が 70 cm 以上あって最高気温が平年より 5℃ 以上、 又は日降水量が 15 mm 以上		

# 【旧】

雪害対策編 第2章 災害応急対策計画

(勤務時間外)



## イ 【関係機関が実施する対策】

気象業務法に基づく気象警報・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達する。  
(長野地方気象台)

長野地方気象台が発表する警報・注意報

### ア 気象警報基準

種類	発表基準		
暴風	平均風速 17m/s 以上		
暴風雪	平均風速 17m/s 以上 雪を伴う。		
大雪	中部	諏訪地域	<u>30cm以上</u>

### イ 気象注意報基準

種類	発表基準		
風雪	平均風速 13m/s 以上 雪を伴う。		
大雪	中部	諏訪地域	<u>15cm以上</u>
なだれ	表層なだれ：積雪が 50 cm 以上あって降雪の深さが 20 cm 以上で、風速 10m/s 以上 又は、積雪が 70 cm 以上あって降雪の深さが 30 cm 以上 全層なだれ：積雪が 70 cm 以上あって最高気温が平年より 5℃ 以上、 又は日降水量が 15 mm 以上		

# 【新】

## 雪害対策編 第2章 災害応急対策計画

着氷・着雪	著しい着氷、着雪が予想されるとき。
融雪	1 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2 積雪地域の日平均気温が6℃以上で、日降水量が20mm以上

注※1 発表基準欄に記載した数値は、長野県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係进行调查して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安です。

- ※2 警報・注意報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。  
また、新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除され、または更新されて新たな警報・注意報に切り替えられる。
- ※3 情報の取扱いについて警報・注意報等の伝達系統に準じて行うものとする。

### 2 市民の避難誘導等

#### (1) 基本方針

積雪・降雪・融雪等の状況を勘案し、避難が必要とされる場合には、適切な避難誘導を実施する。

#### (2) 実施計画

##### ア 【市が実施する対策】（企画総務部）

- (7) 市は、市民の避難が必要とされる場合には、避難勧告、避難指示を行う。また、要配慮者に配慮した避難誘導等を実施するものとする。
- (4) 状況に応じて、ヘリコプターによる避難を検討し、必要と認められる場合は、県に要請する。

##### イ 【県が実施する対策】

市町村からヘリコプターの出動について要請があった場合は、震災対策編第3章第5節「ヘリコプターの運用計画」によりヘリコプターを派遣する。

# 【旧】

## 雪害対策編 第2章 災害応急対策計画

着氷・着雪	著しい着氷、着雪が予想されるとき。
融雪	1 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2 積雪地域の日平均気温が6℃以上で、日降水量が20mm以上

注※1 発表基準欄に記載した数値は、長野県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係进行调查して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安です。

- ※2 警報・注意報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。  
また、新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除され、または更新されて新たな警報・注意報に切り替えられる。
- ※3 情報の取扱いについて警報・注意報等の伝達系統に準じて行うものとする。

### 2 市民の避難誘導等

#### (1) 基本方針

積雪・降雪・融雪等の状況を勘案し、避難が必要とされる場合には、適切な避難誘導を実施する。

#### (2) 実施計画

##### ア 【市が実施する対策】（企画総務部）

- (7) 市は、市民の避難が必要とされる場合には、避難勧告、避難指示を行う。また、災害時要援護者に配慮した避難誘導等を実施するものとする。
- (4) 状況に応じて、ヘリコプターによる避難を検討し、必要と認められる場合は、県に要請する。

##### イ 【県が実施する対策】

市町村からヘリコプターの出動について要請があった場合は、震災対策編第3章第5節「ヘリコプターの運用計画」によりヘリコプターを派遣する。